令　和　7　年

第３回定例会会議録

令 和 7 年 9 月 1 日 開 会

令 和 7 年 9 月 29 日 閉 会

国　分　寺　市　議　会

目　　次

○９月１日（月）

出　席　議　員 …… 11
欠　　員 …… 11
出 席 説 明 員 …… 11
議会事務局出席職員 …… 11
議　事　日　程 …… 12
議席の一部変更について …… 13
会議録署名議員指名 …… 13
会　期　決　定 …… 13
代　表　質　問
　田 中 政 義 議員 …… 14
　だ て 淳一郎 議員 …… 26
　松 岡 ま り 議員 …… 42
　木 島 たかし 議員 …… 55
　寺 嶋 たけし 議員 …… 67
　鈴 木 ちひろ 議員 …… 71
　高 野 ふみお 議員 …… 74
　中 山 ご う 議員 …… 77

○９月２日（火）

出　席　議　員 …… 85
欠　　員 …… 85
出 席 説 明 員 …… 85
議会事務局出席職員 …… 85
議　事　日　程 …… 86
一　般　質　問
　対 馬 ふみあき 議員 …… 87
　　１　旧市民戸倉野球場について
　　２　補聴器について
　　３　西国分寺駅周辺について
　脇 村 たいき 議員 …… 98
　　１　スポーツ施設の整備について
　　２　道路整備について
　　３　民俗資料室について
　　４　市内動植物の現状について
　　５　黒鐘公園について

6　地域通貨について
はぎの　英　輔　議員 …… 108
1　在宅人工呼吸器使用者への支援について
2　認知症対策について
3　心のサポーター養成研修について
4　熱中症対策について
5　小児インフルエンザの経鼻ワクチンについて
6　地域活性化包括連携協定について
久　保　けいこ　議員 …… 120
1　健康推進事業について
2　障がい者支援事業について
3　防災強化と地域コミュニティづくりについて
4　蜂等の駆除について
5　平和祈念事業について
皆　川　りうこ　議員 …… 130
1　人事・組織について
2　第３次国分寺市男女平等推進行動計画
3　障害者施策について
4　国分寺市自治基本条例について
5　誰もが投票しやすい、アクセスしやすい環境について

〇９月３日（水）
出　席　議　員 …… 147
欠　　員 …… 147
出　席　説　明　員 …… 147
議会事務局出席職員 …… 147
議　事　日　程 …… 148
一　般　質　問
高　野　ふみお　議員 …… 149
1　防災について
2　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について
3　権利としての住まいについて
森　田　たかし　議員 …… 161
1　認知症対策について
2　市内の公共交通について
3　酷暑対策について
4　まちの魅力発信について

小　坂　まさ代　議員 …… 174
1　国分寺市立小・中学校の標準時数について
2　自殺対策について
3　図書館について
4　子どもたちを守るために
星　　いつろう　議員 …… 186
1　ぶんバスについて～市役所への利便性を高めるために
2　緑豊かなまちづくりに向けて
3　障がい者（児）へのおむつ給付を
4　訪問介護サービスを守るために
だ　て　淳一郎　議員 …… 197
1　市内市立小・中学校教職員の服務について
2　図書館について
3　多文化共生について

○９月４日（木）

出　席　議　員 …… 211
欠　　員 …… 211
出　席　説　明　員 …… 211
欠　席　説　明　員 …… 211
議会事務局出席職員 …… 211
議　事　日　程 …… 212
一　般　質　問
松　岡　ま　り　議員 …… 213
1　循環型社会の形成へ向けて
2　ゼロカーボンシティの実現へ向けて
3　農と市民をつなぐために
4　ヤングケアラーの支援について
5　妊産婦に寄り添う支援を
6　予防接種事業について
鈴　木　ちひろ　議員 …… 224
1　戦後80年、市民みんなが平和を考えるきっかけづくりを
2　市役所から進めるジェンダー主流化について
3　しょうがいのある人が地域で安心して暮らせるために
4　「市長への手紙」は市長名で返信を
はせべ　豊　子　議員 …… 237
1　ファミリー・サポート・センター事業について
2　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について

３　旧庁舎用地複合公共施設について
４　旧西東京警察病院跡地について
高　瀬　かおる　議員 …… 248
１　創業支援について
２　高齢福祉について
３　障害福祉について
４　今後の移動の環境づくりについて
５　居住支援について
寺　嶋　たけし　議員 …… 260
１　旧庁舎用地に建設予定の複合公共施設について
２　生成ＡＩの利活用について
３　酷暑における学生の部活動をはじめとする運動について
４　障がい者の居場所づくり・社会参画について
５　シティプロモーションについて

○９月５日（金）
出　席　議　員 …… 277
欠　　員 …… 277
出　席　説　明　員 …… 277
議会事務局出席職員 …… 277
議　事　日　程 …… 278
一　般　質　問
中　山　ご　う　議員 …… 279
１　学校給食について
２　小１の壁問題の解決を
３　補聴器購入補助制度の創設を
４　障がい者サービスの拡充を
５　より利用しやすいぶんバスに
鳥　居　あかね　議員 …… 292
１　経済振興について
２　ドッグラン設置に向けての課題について
木　島　たかし　議員 …… 298
１　行政のデジタル化推進について
２　道路行政について
３　ベンチのあるまちづくりについて
議案第　47号　国分寺市公益監察員の選任について …… 304
議案第　48号　市長の給与の特例に関する条例について
議案第　49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条

例について
議案第　50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
議案第　53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第　54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
議案第　55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
議案第　56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について　一括議題 委員会付託 … 304
議案第　57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について
議案第　58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
議案第　61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第　62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第　63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第　64号　市道路線の一部廃止について
議案第　65号　市道路線の認定について
議案第　66号　市道路線の認定について
議案第　67号　工事請負契約について
議案第　59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）　一括議題 特別委員会付託 … 308
議案第　60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）
議案第　68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第　69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第　70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について　一括議題 特別委員会付託 … 309
議案第　71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定について
議案第　72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について
陳情第５－３号　小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情の一部訂正について …… 310
陳情第７－１号　「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情
陳情第７－２号　ぶんバスのさらなる発展を求める陳情　〔一括議題 委員会付託〕… 310
陳情第７－３号　すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情
補正予算審査特別委員長報告
議案第　59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号） …… 311

○９月29日（月）
出　席　議　員 …… 315
欠　　員 …… 315
出　席　説　明　員 …… 315
議会事務局出席職員 …… 315
議　事　日　程 …… 316
議案第　73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）〔特別委員会付託〕… 319
総務委員長報告
議案第　48号　市長の給与の特例に関する条例について
議案第　49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について　〔一括議題〕… 319
議案第　51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
厚生文教委員長報告
議案第　67号　工事請負契約について
議案第　53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第　54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
議案第　55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

議案第　56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について
議案第　57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について　〔一括議題〕…　322
議案第　58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
議案第　61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第　62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第　63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
陳情第５－１号　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情　…　327

建設環境委員長報告

議案第　64号　市道路線の一部廃止について
議案第　65号　市道路線の認定について　〔一括議題〕…　334
議案第　66号　市道路線の認定について

補正予算審査特別委員長報告

議案第　60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）
議案第　73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）　〔一括議題〕…　335

決算特別委員長報告

議案第　68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について　……　337

決算特別委員長報告（副委員長）

議案第　69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第　70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第　71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について　〔一括議題〕…　349
議案第　72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

閉会中の継続審査について　……　352
議員派遣について　……　353

９ 月 １ 日 （ 月 ）

（ 第 １ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月１日（月）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
会計管理者心得	野　中　美由貴		
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１	議席の一部変更について
第２	会議録署名議員指名
第３	会期決定
第４	代表質問

午前９時30分開会

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの出席議員は21人であります。

これより令和７年国分寺市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。

傍聴人から本会議の写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては許可をいたしますので、あらかじめ御承知おきください。

◇

日程第１　議席の一部変更について

○議長（尾沢しゅう君）　日程第１、議席の一部変更についてを議題といたします。

会議規則第３条第３項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

これより議会事務局長から変更となる議席を申し上げます。

○議会事務局長（伊藤寿一君）　議席について申し上げます。

３番、脇村議員、６番、寺嶋議員、７番、小坂議員、８番、松岡議員、９番、高瀬議員、11番、鳥居議員、12番、森田議員、13番、田中議員、21番、尾沢議員。

以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君）　お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、議席の移動のため、暫時休憩いたします。理事者の皆様は、そのままお待ちください。

午前９時32分休憩

午前９時35分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

日程第２　会議録署名議員指名

○議長（尾沢しゅう君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番　田　中　政　義　　議員

14番　だ　て　淳一郎　　議員

16番　はせべ　豊　子　　議員

17番　皆　川　りうこ　　議員

を指名いたしたいと思います。

◇

日程第３　会期決定

○議長（尾沢しゅう君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から９月29日までの29日間といたしたいと思いますが、これ

に御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月29日までの29日間と決定いたしました。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◇

日程第４　代表質問

○議長（尾沢しゅう君）　日程第４、代表質問を行います。

所信表明に対する代表質問については、議会運営委員会において、自由民主党国分寺、立憲・市民フォーラム、国分寺・生活者ネットワーク、公明党、無会派（日本維新の会）、無会派（グリーンな国分寺）、無会派（れいわ新選組）、無会派（日本共産党国分寺市議団）の順番で行うことが確認されております。

これより代表質問を行います。質問は質問席にてお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表いたしまして、田中議員。

○13番（田中政義君）　自由民主党国分寺の田中でございます。それでは、市長の施政方針に対し、会派を代表して、質問をさせていただきます。

まず、丸山市長は選挙を通じて市政運営における「経営」の視点の必要性を訴えておられました。また、所信表明においても、市政に経営を積極的に取り入れることで、行政サービスの効率化と質の向上を実現し、持続可能な自治体を目指していくとしております。

そこで、まず初めにお伺いしますが、市長が常々言っておられる市政における「経営」について、具体的にどのようなことをお考えで、どのように進めていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　おはようございます。今日からよろしくお願いいたします。

「経営」とはということで御質問がございました。

「経営」とは、明確なゴールを定め、手持ちのリソースを把握した上で戦略というものを立てる。そして日々の改善を図り、目標を達成し続けていくプロセスそのものであると、私はこのように考えています。そのため、「経営」には明確な理念や具体的な戦略、それを実現させるための実行力、そして時代の変化に柔軟に対応できる組織力、こういったものが必要になってくると、このように考えています。

物価高騰が続き、また地域間競争も激しくなっていく中で、これまでと同等のサービスを提供するにしても、同じやり方で続けることは不可能であり、リソースの最大化・最適化を図っていく必要があると考えています。このような現状を踏まえ、時代の変遷とともに、当初の目的に沿わなくなった事業の統合・縮小・撤退を含め、真に必要とされる事業に注力する選択と集中を推進していきたい、このように思っています。

そして、加えて言えば、「経営」には人材育成も必要であるということで、市役所が常に変化し、成長し続ける組織であるために、人材育成を強化し、様々な分野の知識向上や、前例にとらわれない意識改革を進めてまいりたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

現在の市の取り巻く状況を見ると、少子高齢化の進展や物価高騰、公共施設の老朽化、また自然災害へ

の備えなど、様々な課題が山積されていると思います。今後、これらの課題を解決していくためには多額の予算が必要となってきますが、一方では財政規律をしっかりと維持していく必要もあると考えております。そこで、市長にお伺いしますが、現状の国分寺市の財政状況をどのように捉え、今後の持続可能な財政運営に向けて、どのような視点を持つことが重要であると考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　議員の御指摘のとおりでありまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、今後、当市においてはリサイクルセンターの建設、旧庁舎跡地の利活用を含め、公共施設マネジメントや都市計画道路等のインフラ整備などの多額な財政需要が見込まれています。また、これに加え、金利上昇等を背景に、必要な資金の増大も予想されることから、市財政については、今後、予断を許さない状況にあると、まず、このように認識をしています。

こうした将来の財政需要を見据え、単年度にとどまらない中長期的な視点、そして何より「経営」の視点というものが重要であるという認識の下、真に必要な経費のゼロベースからの積み上げ、さらなる行政改革の推進など、できることを着実に行い、基金を適正に積み上げ、行政サービスの充実と財政規律の維持の両立を推進してまいりたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

それでは、ここから個別の取組についてお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、温かい中学校給食提供の実現についてお伺いします。

現在は弁当併用外注方式が採用され、喫食率は高い水準にあるものの、小学校のときの温かい給食と比べてしまうと、その差に戸惑う生徒がいるという声も聞いているところであります。そこで、弁当併用外注方式の改善に向けた、これまでの検討状況をお聞かせいただければと思います。

○市長（丸山哲平君）　市はこれまでも市民の皆様のお声に応えるために、市内での給食センター建設の可能性、また食缶方式での実施に向けた事業者の調査等を行ってまいりました。

令和６年度には、庁内において、国分寺市立中学校給食の在り方検討委員会を立ち上げました。当該委員会においては、政策部やまちづくり部、教育部の職員、学校長、栄養士を委員に含め、中学生へのアンケートや保護者の意見を踏まえて、様々な角度から、早期に温かい給食を実現するための手法を検討してきた、このような経過がございます。

○13番（田中政義君）　所信表明においては、短期的には保温食缶方式を導入し、中長期においては、あらゆる手法について、市民の皆様と共に検討を進めていくとしていますが、今後の具体的な取組についてお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　今後については、まず短期の目標として掲げた保温食缶方式の実現・達成に注力をいたしまして、その達成の後に、中長期の課題解決のための検討を進めてまいりたいと思っています。

早期に温かい給食の提供を実現するため、具体的には令和８年度から食缶・ランチボックス併用方式を導入し、今の子どもたちにできる最善を尽くしてまいりたい、このように思っています。

中長期的には、親子方式やセンター方式等の、こういった方策が考えられると思いますが、こちらについては市民の皆さんと検討してまいりたい、このように思っています。

また、市単独での実施だけではなく、広域的な連携の可能性や、ほか施設との複合化、こういった視点というものもしっかりと持ちながら検討を進めていきたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、教育バウチャー・学習クーポン制度の試行実施についてお伺いします。

都内の一部の自治体においても実施され始めている教育バウチャー制度について、学習塾などに通えない子どもたちにも平等に学習の機会を確保するために重要な取組であると思っておりますが、今後、実施に向けてどのように検討を進めていくのか、お聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　所信表明で申し上げたとおり、家庭環境や収入等の差異に起因する学校外教育の差、こちらを緩和・解消するため、教育バウチャー・学習クーポン制度を試行実施していきたい、このように思っています。

具体的には、中学３年生の受験期を対象に、学習塾や通信教育等で利用できるクーポンを提供できるよう、事業の構築を進めてまいりたいと思っています。

行政の役割として、収入の格差による教育格差を解消し、子どもたちの学びの機会を補完する必要がある、私はこのように考えています。前向きに学ぼうとする子どもたちの背中を押すことができる制度となるよう取組を進めてまいります。

○13番（田中政義君）　よろしくお願いします。

続いて、高齢者に対する補聴器の購入費用の助成制度についてお伺いします。

補聴器の装用は、認知機能の維持や社会活動への参加促進など、多くのメリットがあることから、購入費用の助成制度については速やかに実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　こちらにつきましては、難聴はＱＯＬの低下や認知機能の悪化に影響を与えるものであると認識しておりまして、要介護状態の予防、また生活の質を維持していく上では、難聴の早期発見及び早期介入が重要であると、このように考え、早期の段階から補聴器を適切に活用いただくため、補聴器購入費助成制度を創設いたしたい、このように思っています。

この開始時期ですが、令和８年度の制度開始を目指し、先行自治体を参考に、現在、支援スキームの検討を行っているところであります。

○13番（田中政義君）　先ほど申し上げたとおり、補聴器の装用には様々なメリットがありますが、一方では、装用を開始したものの、違和感や煩わしさなどの理由により装用を止めてしまう利用者がいらっしゃるということも聞いております。助成制度を開始するに当たっては、長期間にわたって適切に使用していただくために、補聴器購入後のアフターフォローが重要だと思っておりますが、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　議員の御指摘の点は、非常に重要なことだと思っておりまして、制度をつくることが目的ではなく、やはり使っていただく、そして実効性を持つということが重要であるという観点から、同じ感覚を持っています。

難聴高齢者への支援については、高齢者本人と接する人への普及啓発、簡易スクリーニング等の早期発見、耳鼻咽喉科の受診に基づく状態に応じた聞こえのアドバイスや補聴器の試聴などの早期介入、使用状況の確認や使用できていない場合のサポートなどのフォローアップ、補聴器装用者のモニタリング調査などの評価・効果測定による一体的な支援が有効であるとされています。補聴器を適切に継続使用していただける制度となるよう、こうしたアフターフォローも含めて、制度設計を進めていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　続いて、男性に対するＨＰＶワクチンの任意接種事業についてお伺いします。

これまで女性に対しては、子宮頸がんの原因となるＨＰＶのワクチン定期接種が実施されてきました。一方でＨＰＶは、男性においても性感染症やがんを引き起こす原因になると言われていることから、男性

に対する任意接種事業の創設はぜひお願いしたいと思いますが、今後の進め方についてお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　こちらの男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業については、令和８年度の事業開始を予定しております。現在、接種の効果を踏まえた対象者の対象年齢の範囲等の事業の制度設計等の検討を進めるとともに、国分寺市医師会との協議も既に開始をしております。

多くの男性に接種を受けていただける事業となるよう、しっかりと進めてまいりたいと思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、移動支援について。

障害者の方の社会参加において、移動支援事業の役割は重要と考えております。今後、具体的には、どのような拡充をしていく予定なのか、伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　移動支援事業は、障害のある方の社会参加活動や余暇活動の支援を行い、生活の充実を図るものでありまして、これまでも当事者からの御意見を伺い、市としても重要な事業として取組の充実を進めてまいりました。

令和６年度は、グループ利用、短期入所、連泊中の外出に係る利用等における支給を導入したところでもあります。

事業拡充について御質問いただきましたが、現在、日中の通学先、通所先等の活動先を出発地点とした場合の支給内容の整理を進め、実施に向けた検討を行っています。

安定的に事業を継続できるよう、事業者の確保、従業者の育成も含め、引き続き基本的な考え方にのっとり、障害のある方の社会参加活動や余暇活動の支援のため、充実に努めていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、地域デジタルポイント制度の導入についてお伺いします。

本制度については、所信表明において、まずは健康事業から始め、その後、拡大していきたいとのことであります。健康事業とは、今年度から導入される健康アプリを活用していくことだと認識をしておりますが、同アプリの現状と今年度の取組についてお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　健康ポイントアプリ導入事業については、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、９月末頃の契約を現在予定しております。

今後、事業者からの提案を踏まえ、さらに具体的な検討を進め、事業の実施方法等については、適時、お示しさせていただきたいと考えております。

アプリのリリースは令和８年１月を予定しております。令和７年度については、歩いた歩数によりポイントがたまる基本機能の実装を予定しております。加えて、地域活性化の観点から、健康増進に資する地域のイベント参加者に対し、ポイントを試行的に付与することについても検討してまいりたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　今後、地域デジタルポイントを持続可能で市民の皆様にとって魅力的なものとしていくためには、ポイントの対象範囲を拡大していくことが必要になってくると思っております。そのためには、全庁で連携した事業展開が必須になってくると考えますが、今後の取組の方向性について、どのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　議員の御指摘のとおり、全庁的な対応というものが必要になってくると、このように思っています。持続可能で魅力的な地域デジタルポイントにするためには、ポイントの対象範囲を拡大することも必要であると考えています。そのために、庁内において組織横断的に取り組む体制の検討を

行った上で、ボランティアや地域イベントへの参加といったポイント付与の対象やポイント数などの制度面について、具体的な検討を進めてまいりたい、このように思っています。

さらに、ポイントを運用するための基盤となるアプリや地域振興につながる仕組みについても、他市の先行事例や東京アプリの動向等を、こちらは既に始めていますが、調査・研究し、持続可能で魅力的なポイント制度の実現を図っていきたい、このように思います。

○13番（田中政義君）　　よろしくお願いいたします。

続いて、市の公式ＬＩＮＥを活用したプッシュ型の情報発信についてお伺いしたいと思います。

ＬＩＮＥを活用した情報発信は既に多くの自治体で取り組んでおり、必要な情報をタイムリーに届けることができる有効な手段であることから、速やかに実施すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　　ＬＩＮＥは素早く適切な情報を確実に届けられる点が特徴であり、プッシュ型情報発信ツールとしてＬＩＮＥを活用した情報発信は有効である、このように考えています。

本市においても、本定例会で、市の公式ＬＩＮＥアカウントと連携するシステムの利用料を補正予算として提案をさせていただいています。令和７年度中にプッシュ型の情報発信を実現できるよう取り組んでまいりますので、議会の皆様にもよろしくお取り計らいをいただければと、このように思っています。

具体的には、市民があらかじめ知りたい情報分野を選ぶことで、必要な情報だけを入手できるようにし、ＬＩＮＥを入り口として、市のホームページから自分が知りたいページを探せる機能などを付与する予定であります。また、今後については、ＬＩＮＥを活用した公共施設の不具合報告や窓口予約などの市民サービスのデジタル化、こちらにも順次適用拡大をさせていきたいと、このように思っています。

○13番（田中政義君）　　分かりました。

続いて、ぶんじきづきプロジェクトについてお伺いしたいと思います。

市民がふだんから感じている国分寺市に不足しているサービスを、このプロジェクトを通して提供していくものだと推測はいたしておりますが、具体的にどのような事業展開を考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　　ぶんじきづきプロジェクトは、あなたの気づきがまちを動かす、これをコンセプトに、こうしたら自分の住むまちや地域がもっと暮らしやすく魅力的な場所になるという、ちょっとした気づきを公募し、実行に移していくプロジェクト、こういったものを想定し、進めていきたいと思っています。

詳細の検討は、これから進めていくところでありますが、公募に当たっては、特に小・中学生からのアイデアを大切にしていきたいなと、このように思っておりまして、子ども視点による気づき、こちらを中心に実現を図ってまいりたい、このように考えています。

○13番（田中政義君）　　分かりました。

次に、長引く物価高騰の影響を受け、市民の皆様の生活が圧迫されている状況が続いていると思っております。引き続き、適時適切な支援の実施をお願いさせていただきたいと思いますが、所信表明では、令和６年度に実施した地域応援商品券事業で得られた各種データの分析を進めるとしております。より効果的な事業を展開していくためには、データの分析は重要であると考えておりますが、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　　令和６年度に実施した二次元コード付きカード型地域応援商品券では、業種別の

決済金額や地域別の決済金額など、これまで実施してきた同種の事業と比較して、様々なデータを得ることができております。

分析状況についてですが、こちらは地域別の１店舗当たりの平均決済額、こちらを見て、市内北側や西側の店舗が上位に入る、こういった結果となっておりまして、地域ごとの特徴というものがあると、このことは確認をしております。

今後、こうした特徴というものを踏まえながら、必要な施策を研究していく必要があろうと、このように思っています。

○13番（田中政義君）　ぜひ、データの分析結果を次に生かすことが重要ではないかと思いますので、効果的・効率的な事業につなげていってほしいということを要望しますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　思いは議員と同じでございまして、今後につきましては、引き続き物価高対策に必要な施策を検討していくこと、また、事業者や市民の皆様への効果的・効率的な支援につながるよう、こういったものも生かしながら取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○13番（田中政義君）　お願いいたします。

続いて、都市農業の推進についてお伺いします。

こくベジは市内外からの認知度も高く、市の大きな魅力の一つになっております。また、本市には意欲的な農業者が多く、後継者も育っていることから、貴重な資源である都市農地の保全を図っていくためにも、意欲ある農業者に対するさらなる支援が必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　私も着任以来、他市の多くの方々ともお会いをさせていただく機会が増えておりますが、様々な場所で、こくベジについては認知度というものが非常に高い。国分寺市近隣のみならず、東京都という単位で見たときにも、このこくベジプロジェクトというものが、大分認知度というものが高まって、当市の魅力を伝える一つの非常に重要なファクターになってきていると、このことは私自身も強く認識をしているところであります。

そういった観点で、この都市農業というものを応援をしていく、しっかりと支えていくということは、今後の国分寺市政においても非常に重要な観点であろうと、このように考えています。

そのことの表れといたしまして、意欲的な農業者の方々に対する支援として、市独自の補助事業であります農業経営改善計画推進事業補助金において、令和６年度予算から予算額を100万円増額し、300万円とした上で、補助率を２分の１から３分の２に拡大するなど、より皆様に使っていただける、こういった制度の拡充ということも進めてまいりました。

また、令和４年度、令和５年度になりますが、農業者肥料・燃料等購入支援補助事業というものを実施をさせていただいておりまして、農業者の方々から高い評価をいただいているところであります。こちらについても、再度、本定例会において補正予算という形で提案をさせていただき、支援を行ってまいりたい、このように思っておりますので、ぜひとも皆様にも御議論いただければと、このように思っています。

今後につきましても、今申し上げたように、具体的な政策を含め、様々な観点で農業者の皆様に必要な支援というもの、こちらを検討・推進していきたい、このように考えております。

○13番（田中政義君）　分かりました。よろしくお願いいたします。

続いて、ドッグランについてお伺いします。

ドッグランは市民のニーズも高く、犬の健康維持や飼い主同士の新たな交流拠点となることが期待できることから、市内においても整備が必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　現状、市内にはドッグラン施設がないことから、設置に向けた市民ニーズというものは高いものがある、このことは私自身も認識をしているところであります。

また、施設の設置については、一定規模の広さがある土地の確保、市民に対する安全性や騒音などの対策というものも必要になってきます。重要なことは、飼う方はもちろんのこと、飼わない方も市内にはいらっしゃるということでありますので、その両方をしっかりと見据えながら、場所というものを探していかなければいけない、このように考えています。

そうした考えというものを持った上で、このドッグランの設置については、市有地の活用、こちらを検討するとともに、東京都にも既に要望しておりますが、引き続き東京都とも緊密に連携をしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、こちらもしっかりと形でお示しができるよう、努力をしていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、公共施設マネジメントについてお伺いしたいと思います。

所信表明では、施設の複合化や多機能化を図るとともに、他用途への転用も視野に入れた施設の在り方を検討していくとしておりますが、具体的にどのように進められていくのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　第２次国分寺市総合ビジョンの計画期間中の行財政運営において、建築資材や人件費高騰を踏まえた公共施設等マネジメントは大きな課題である、このように捉えております。

令和11年度に向けて、国分寺市公共施設等総合管理計画を改定していきますが、改定に当たっては、人口減少に伴う税収減、担い手不足等の将来変化を想定した中長期視点というものをしっかりと取り込んで、公共施設の在り方というものを検討していく必要があると、このように考えています。

また、庁舎移転や旧庁舎用地利活用に伴い、本多武道館などの関連施設の再編整備の検討が現在進んでいるところであります。空白期間というものを極力なくし、既存施設の長寿命化改修も含め、最短での再編整備の実現に向け検討を進めていきたい、このように思っています。

再編整備に当たっては、時代の変化に対応する利活用となるよう、民間活力やノウハウを最大限に活用し、ＰＰＰやＰＦＩの手法の導入も視野に入れ、サウンディング型市場調査で民間ニーズを把握しながら、最適な事業手法を検討してまいります。

また、議員からも御指摘がありましたが、今後、ほかの用途への転用、こうしたことも、時代の要請とともに必要なニーズということは変わってくる、こういったことも踏まえて、先ほども少し申し上げましたが、組織横断型の組織というものを庁内に設置をすることで、１部署にとどまらない、ほか部署も踏まえた中長期にわたる検討というものを進めて、市民の方々に、でき得る限りその１つの施設を取っても、その時代に合わせた最適な使い方、また御提供というものを模索をしていきたい、このように考えています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、グランドデザインについてお伺いしたいと思います。

長期的な視点を持ってまちづくりを進めていくためには、まち全体の将来像や目指すべき方向性を示したグランドデザインを策定することは有意義だと考えております。策定に当たっても、民間企業や教育機関、住民の皆様などと協働していく必要があると思いますが、どのように連携して進められていくのか、お聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　御質問についてですが、まず、これまでのまちづくりというものを類型化してみ

ると、これまでのまちづくりというものは課題解決型であったと、このように認識をしています。つまり都市環境に係る現状の課題を分析して、解決策というものを進めていく、こういった都市計画事業というものを進めてきたというのが、これまでの経緯であったと、このように思っています。

しかしながら、今後、国分寺市がよい意味での差別化というものをしっかりと図り、皆様に選ばれ、持続するまちとなるためには、未来創造型のまちづくりというものも必要になってくる、このようには考えています。そういった、まちの将来像というものを見える化したものが、まさにグランドデザインでありまして、その策定に当たっては、ハード・ソフトの両面から、多様な視点でアイデアを出し合うことが重要となってくる、このように思っています。

今年度は、多摩26市において初となるアーバンデザインセンター、こちらの設立を予定をしております。この公民学連携の新しいまちづくりの組織の活動を生かし、特定の一部の意見に偏ることなく、広く市民の皆様のお声を聴くことができる手法というものを検討してまいりたいと思っています。

これは私自身の経験となりますが、私自身も民間企業に勤めておりましたが、今、市を支えていただいている多くの方々も都内等にお勤めに出られています。こういった方々は、ふだん大変にお忙しい中、なかなか市政に対して御意見を出していただく機会というものがないというのが現状であろうかなと、私はこういった認識もしておりますので、先ほど申し上げたとおり、やはり広く市民の声というものを集めていく、そして市全体としてのコンセンサスというものを培っていくということが私は今後重要であると思いますので、こういった広く市民の声を募る活動というものを進めていきたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　　よろしくお願いいたします。

続いて、ぶんバスについてお伺いしたいと思います。

ぶんバスは公共交通機関の少ない地域の住民や、高齢者などの移動が困難な方の移動手段として、その果たす役割は非常に大きなものとなっていると思います。今後も安定的な運行に向けた取組や福祉の観点からも充実を図っていく必要があると思っておりますが、今後の在り方についての見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　　御指摘のとおり、ぶんバスは交通不便地域の住民の方々にとって非常に大切な移動手段であると、私もこのように認識をしています。

現在、バス業界については、御案内のとおり深刻な運転士不足、また、運転士不足を理由とした減便、ルートの廃止が行われるなど様々な問題を抱えておりまして、当市においても、議員の皆様が御存じのように大変な時期というものもあったと、こうした中で、今現在、運行というものを進めているところであります。

こうした状況は今後も続くということでありまして、実際に当市においては、運転士不足を原因として、１事業者が撤退する事態ともなっています。皆様の御努力もありまして、新たな運行事業者の御協力をいただき、これまで同様の運行の継続につなげることができておりますが、こういったことも将来においては楽観視することはできないと、こういった厳しい状況もあるということも認識をしながら、私も臨んでいるところであります。

その上で、現在、ぶんバスのさらなる利便性の向上を図るため、ぶんバスの発着場所を市役所庁舎に変更することについて、こちらは既に指示を出しておりまして、令和７年度中の実現を目指して検討を進めております。

また、今後も運行事業者と課題を共有しながら、北町ルートにおけるバス停のさらなる充実、こちらに

ついても検討を既に始めておりますので、皆様に形としてお示しができるよう、さらに推進をしてまいりたい、このように思っています。

今後、皆様に安定して乗っていただける環境というものをつくるために、議会の皆様ともしっかり議論を進めながら、この事業というものを進めていきたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、防災ＤＸについてお伺いしたいと思います。

災害時においては、刻々と変化する状況を的確に把握し、被害状況や避難情報などを迅速に住民に届けることが重要であると考えております。そのためには、ＡＩ等の新たな技術の積極的な活用が重要になってくると思いますが、今後どのような活用が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　インターネット等を活用した避難者の避難所受付や安否確認、物資管理、情報伝達等のシステムの導入、これがまず考えられますが、これらの技術活用によって、より迅速で正確な情報伝達、対応が可能になってくる、このように思っています。

また、生成ＡＩに地域防災計画や職員行動マニュアル、地区防災センター運営マニュアル等をアップロードし、その情報を基にチャットボットを作成することによって、マニュアル等を読まなくても、質問をすれば即座に回答を得られる、こういった活用というものも考えられる、また進めていきたい、このように思っています。

防災ＤＸについては、様々なシステムが、今、民間においても開発されてきておりますので、当市に適したものを適宜選定をしながら、取組というものを不断に進めていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。

続いて、防犯カメラの増設についてお伺いしたいと思います。

防犯カメラは犯罪抑止力の向上につながるなど、安全・安心な生活環境を整えるために必要なものであると思っておりますが、現在の設置状況について、まず教えていただければと思います。

○市長（丸山哲平君）　まず初めに、昨今の犯罪状況というものを見た中で、やはりこの防犯カメラによる抑止力、また、その効果というものは私は非常に大きなものであって、市民の方々からのニーズ、こちらも大変に強いものである、しっかりと進めていかなければいけない、このように考えています。

その上で、現状について、まず申し上げますと、令和６年度末時点で、市内においては132台の防犯カメラが設置をされております。このうち、各小・中学校の通学路に85台、商店会や自治会等に42台、国分寺駅北口交通広場に５台、こういった設置となっています。小・中学校の通学路を除くと、比較的に駅周辺に集中している、偏りが若干あると、こういった現状となっている、このように認識をしております。

○13番（田中政義君）　そうですね。今、市長からもあったように、市内においても設置箇所に偏りがあるのではないかなと思いますので、ぜひ、市域全体をカバーできるように、計画的な増設を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　進め方についてなんですが、まず、今申し上げたように、当市のほうで、どこに設置をされているかということは当然把握をしておりますので、現在設置されている防犯カメラの設置位置を地図に落とし込み、防犯カメラの空白地域がどこにあるのか、この捕捉、把握に努めたいと思っています。

そこから設定は様々なシミュレーションがあるんですが、例えば半径500メートル、１キロメートル、こういったように条件を付して設定をして、その上で、その間隔に基づいて防犯カメラを設置した場合の

検証、こういったものを行い、最終的に効果的な配置というものを進めていきたい、このように考えています。

設置に当たっては、当然に費用やプライバシーへの配慮等の課題も、これはあります。こういったことをしっかりと認識をしながら、ただ、冒頭に申し上げたように、犯罪というものを抑止していく上で、防犯カメラの意義、また効果というものは非常に大きなものがある、このように考えておりますので、安全対策の推進強化ということを、市民の方、また近隣の住民の方にも、しっかりと御説明をさしあげ、御理解を得ながら、地域内の死角をなくしていく、国分寺市において犯罪は許さないと、この姿勢というものをしっかり私からも発信、また政策として進めていきたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　よろしくお願いいたします。

続いて、魅力ある資源の効果的な活用とブランド化について、お伺いします。

本市には、歴史や宇宙、また先ほど質問しましたこくベジといった魅力ある資源がありますが、今後、その資源をどのように効果的に活用されていくのか、併せて、新たな資源の発掘によるブランド化について、どのように取り組まれていくのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　本市には、全国的に誇れる魅力ある資源が多数ある、このことは議員とも共有している部分かと思いますが、これらの魅力発信事業の実施主体について考えていきますと、これまでは市が中心でありましたが、近年において、商工会、ＪＡ、こくぶんじ観光まちづくり協会をはじめとする関係団体、多様な主体がそれぞれの視点で取り組んでいただいておりまして、ブランド力が、その意味でも高まってきているなと、このように認識をしています。

重要なところは、こういった様々に魅力がある、すばらしい魅力というものが多くある当市でございますが、まだまだその魅力が文字どおり点在してしまっている、点になってしまっているというところが私は大きな課題かなと思っておりますので、これをつないで線にしていく、面にしていく取組というものが、今後ますます重要になってくる。この観点に基づいて、様々な今申し上げた団体等と連携・協力しながら、市を挙げて取り組んでまいりたい。そして相乗効果というものを生み出していく、そして市の内外に魅力というものをお届けをしていく、こういったことを進めていきたいと思っています。

また、新たな地域資源の発掘については、株式会社タツノコプロと連携し、今年度はアニメを活用した地域活性化事業を重点的に行っています。

その他の潜在的な魅力については、引き続きアンテナを張り、情報収集に努めてまいりたいと思っておりますし、今年度の、先ほど申し上げた株式会社タツノコプロとの連携についても、点で終わることなく、これをいかに、線に、面につなげていくことができるか、模索を担当と共に責任を持って進めていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　よろしくお願いいたします。

続いて、行政ＤＸについて、お伺いします。

本市においても電子申請や書かない窓口を段階的に導入してきておりますが、今後、さらなる行政ＤＸを推進していくために、どのようなことに取り組まれていくのか、現在の課題も含めて、お願いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　改めて申し上げるまでもないんですが、行政ＤＸについて申し上げると、この行政ＤＸとは、業務プロセスを洗い出し、必要な工程を精査した上で、抜本的にプロセスを見直していくことにあると、このように考えています。

重要なのは、やはり抜本的にプロセスを見直していく、ここに肝があると、このように考えています。

現段階での電子申請や書かない窓口の導入は、市民が窓口で行う手続、いわゆるフロントヤード部分への適用にとどまっているものが多い、これが現状であります。フロントヤード、つまり市民に接する最前線の部分ですね。そのため、今後、フロントヤードだけではなく、職員が事務を行うバックヤード、こちらにおいても効率性というものを高めていく、さらにフロントヤードからバックヤードまでの一気通貫した効率化というものが必要であると、このように考えています。

一方で、現在は過渡期にあり、これまでどおりの紙による申請も継続するため、導入した電子申請や書かない窓口といったデジタル部分と紙を使ったアナログ部分が別々に処理されることによる非効率化も課題となっています。今後はフロントヤードからバックヤードまでの一気通貫したデジタル化、そしてデジタルとアナログの業務フローを多くの部分で統一する、まさにプロセスというものをしっかりと見直しをして、共有化・共通化というものを図っていき、電子申請や書かない窓口、こちらがよりその内容においてブラッシュアップをする、拡充・進化をしていく、こういった取組というものを進めてまいりたいと思っています。

実際に、既に私のほうから担当課のほうに指示を出しまして、業務の見直しについては、窓口業務について、今、検討を進め、開始をしたところであります。非常に今、多忙の中、こういった業務というものも同時並行で進めていくことになりますので、非常に負荷というものも多くかかってくるところでありますが、しっかりとプロセスというものを私も責任を持って見直しを行って、まずプロセスの効率化というものを図っていく。そして市民の皆さんにとっては提供されるスピード、こういったものを迅速化させるとともに、職員においては、業務の負荷というものも軽減を図る、私はこういった両方よしの効果というものが得られると、このように確信しておりますので、しっかりとこういった一つ一つを進め、より皆さんにとって効率的かつ利便性の高い市政というものの提供に努めていきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　分かりました。よろしくお願いいたします。

続いて、先ほど市長からも答弁の中で触れられておりましたけれども、庁内横断的な市長直轄組織について、お伺いしたいと思います。

市民ニーズが多様化・複雑化する中、複数の課が連携して実施しなければならない事業も増えていると考えております。その中で、所信表明においては庁内横断的な市長直轄組織の設置を検討していくとしておりますが、どのような組織を考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　市民ニーズの多様化・複雑化に伴い、複数の部署が連携し、庁内横断的に対応していく、こういった案件というものが増え、求められていくことが増えている状況の中、私、市長が直轄し、組織全体にアクセスできる新たな部署の必要性、設置というものを検討していきたいと思っています。

こちらについても、もう既に今、検討を進めるよう指示を出しておりまして、様々な複数案、当然、私だけの思いではなく、行政職員からの意見というものもしっかりと取り入れながら、適切な形というものを模索をしていきたいと思っています。

最終的に、どういった形、課の変更にとどまるのか、部、そういったところにも入ってくるのか、この点については現時点では決まったものがありませんので、本日の段階では申し上げることができませんが、いずれにせよ、そういった全体調整、また横断的な取組というものを進めることに資する、こういった組織再編というものを進めていきたいと思っています。

そして、この新部署が中心となって、主導して関係部署をまとめることで、迅速な意思決定、また対応

というものが図れると、このように考えています。

私もまだ着任して２か月たっていないところでありますが、私自身、今、仕事をしていて、本当に国分寺市の職員一人一人を見れば、非常に誠実にしっかりと仕事をしてくれています。その仕事内容においては私は信頼を置いて、当然、市長として求めるところ、また指摘をするところは業務としてしっかり行っていきますが、その上でも、各職員は、私は懸命に、また自らの職責に実直に取り組んでくれていると思っています。

しかしながら、その実直というところが、ある意味で個別最適というところにとどまってしまう、これが部・課制度の課題の一つでありまして、私はその部分というものを一つでも解消していきたい、より全体最適、市民にとって利が大きい、こういった市政経営というものを進めていきたいという観点で、この提案というものを進めていこうと、このように考えておりますので、また形が見え次第、適宜御報告をさせていただきたいと思っています。

○13番（田中政義君）　それでは、最後の質問となりますが、市長はこれから市政を「経営」していくに当たって、職員に大きな意識改革を求め、市長自身もその覚悟と姿勢を示すために、給料月額の削減を行うことを表明されました。最後に、改めて市長の覚悟と思いをお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　今後、持続可能な行政運営と将来にわたる質の高いサービスを提供していくために、市役所自身が常に変化し、成長し続ける組織となる必要がございます。また、その実現のためには、先ほど申し上げましたが、早速、様々な変化というものを、私自身も庁内において求めておりますし、ある意味で負荷というものもかけております。職員には大きな変革と、この負担というものをお願いすることになっていく、このように考えています。

そうした中で、私自身が組織のトップとして、職員と共に強い意志と責任を持ってこれをやり遂げていく、また取り組んでいく、こういった姿勢を示す、また覚悟を示すために、今回、市長の給料月額の削減という形を示させていただきました。当然にお考えは様々皆様にあろうと思います。また、姿勢と覚悟については複数の示し方があろうと、このことは私自身も考えておりますが、一つの形としては、こういった削減というものもありまして、かつ、私は今般の市長選挙の公約とさせていただいておりますので、これは市民に対する約束でもあります。その点、何とぞ御理解をいただくとともに、私自身は減ったから頑張らないということではない。むしろ逆でありまして、皆様との公約というものはしっかり実現をしていく、その表れであると、しっかりと皆様には御理解をいただいた上で、私が掲げた政策、こういったものを有言実行で、当然に議会の皆様からも様々に建設的な御意見を賜りながら、しっかりと前に進めてまいりたい、このように思っています。

○13番（田中政義君）　丸山市政は始まったばかりであります。丸山市長の経営手腕というのが発揮され、多くの方々に感じていただけるのも、まだまだこれからなのではないかと思います。大いに期待をしておりますし、我々も最大限の協力をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、自由民主党国分寺の代表質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時40分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、立憲・市民フォーラムを代表いたしまして、だて議員。

○14番（だて淳一郎君）　立憲・市民フォーラムのだて淳一郎でございます。丸山市長の所信表明に対する代表質問を行わせていただきます。

まず、市長就任おめでとうございます。市長選挙においては相まみえたわけでございますが、選挙戦を通じて、ここは正々堂々と、それぞれの政策、主張を競わせた結果、国分寺市民の民意として、丸山市長が選ばれたわけでございますので、その結果の重さはしっかりと受け止めるとともに、そのほかの候補者に投票された方、選挙に行かなかった方、子どもたちも含めて、13万市民の思いを双方が背負いながら、市民サービスや福祉、満足度の向上、安全・安心で魅力あるまちづくりを目指して、市政の両輪として切磋琢磨してまいりたいと考えております。

また、市長と当会派の星議員と私は、市議会の同期ということであり、最初の頃は同じ会派にも属しておったということなんかも含めて、この10年間、共に汗を流してきた仲間が、このように議場で正対して議論するということになった今日この瞬間を感慨深く感じているところでございます。

もちろん、これからも言うべきことはしっかりと言わせていただきますが、国分寺市をよりよくしていくという目指すゴールは同じでございますので、これは足の引っ張り合いではなくて、前向きな議論を行ってまいりたいと私は思っていますので、これは後ほど伺いますが、議会との関係についても、よりよい形をつくっていただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきたいと思います。先ほどの自由民主党国分寺の代表質問と重なるところもございますが、御容赦いただければというように思っております。

それでは、まず１点目、これまでとこれからということで伺いますが、丸山市長は、井澤前市長からは明確な後継指名というものはなされていないのかなというようには思っておりますが、選挙戦においては強力に応援されていたというのは周知の事実でございます。その関係性の中で、何か影響があったり、意識しなくてはいけないようなことがあるのかは定かではございませんし、そこは御当人同士の問題になってくるかというふうに思いますので結構なことでございますが、未来志向で考え、これまでよりバージョンアップをさせていくために、過去の評価・検証というものをしっかりした上で、引き継ぐべき点、改善すべき点を見いだす必要があると考えます。

そこで伺いますが、丸山市長は前市政の12年間をどのように評価し、これからにつなげていくのか伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　同期のだて議員からの御質問ということで、よろしくお願いいたします。

冒頭、お話がありましたとおり、さきの選挙戦におきましては、お互いに正々堂々とした選挙戦を戦わせていただいたと、このように認識をしておりまして、私からしても、そのほかの候補者の方々には改めて敬意を表したいと思っておりますし、私自身、13万市民をしっかりと背負いながら、その御期待を背負いながら仕事に臨んでいきたい、このように改めてお伝えをさせていただきたいと思っています。

また、だて議員からも公私ともにお付き合いをさせていただく中で、厳しい御意見もいただくことが、今後ますます増えるかとは思いますが、それもお話があったとおり、このまちをよくしていこうという思いの表れだと思っておりますし、私自身も当然その思いで、様々に答弁、また政策を進めさせていただくことになりますので、どうぞ引き続き、よい関係、切磋琢磨の関係で進めさせていただければと、このよ

うにまず申し上げまして、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、本市において長年の課題であった国分寺駅北口再開発と新庁舎建設が完了したこと、このことは大変に大きな成果であったと、このように認識をしております。また、日野市、小金井市との可燃ごみ共同処理施設の整備により、環境負荷の低減、コスト抑制等を図ってきたこと、財政健全化に向けては、収支均衡型の予算編成をはじめ、堅実な財政運営に取り組み、基金の積み増し等を行ってきたことは私自身大きな功績であったろうと、このように考えています。

今後ですが、財政健全化については、引き続きその取組を強化するとともに、中長期的な視点に立った財政経営を行ってまいりたいと思っています。

また、市民ニーズの多様化に職員自身が気づき、提案し、変化に対応できる、成長し続ける組織を目指すとともに、市長の意図をスピーディーに共有し、目標達成に向けて取り組む体制づくりの構築を進めてまいります。

私が申し上げたいところは、これまでの否定であったりとか全面肯定ということではなくて、状況そのものが変わってきている、この変化の時代というものの中で、しっかりと建設的、かつその変化に柔軟に対応ができる、そういった組織づくりをするのが私の大きなミッションであると、このように考えておりますので、この観点に立って仕事を進めていきたいと思います。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。

やはり市長の立場になって初めて見えてくる部分というのもあろうかと思います。これまで見て参考にすべき点、そして変えていかなきゃいけない点、いろいろこれから気づかれるところも多くあろうかと思います。しっかり今後に生かしていただいて、進めていただきたいと、そのように思っております。

続きまして、丸山市長の市政における課題認識について伺います。

今、御答弁があったように、井澤前市政の12年間の間に、当市にとって長年の懸案であった国分寺駅北口の再開発、そして新庁舎建設等の問題解決がなされました。今回の市長選においては、市を大きく二分するような、そういった争点はなかったものと認識をしておりますが、もちろん所信表明中でも言及されているように、人口減少や社会構造の変化、災害などによる新たな課題への対応を迫られる局面はこの先不可避でありますし、まだまだ市民ニーズが十分満たされているとも思っておりません。市長は現状の国分寺市においての課題をどのように捉えておられるか、もう少し深くその認識を伺いたいというように思います。

○市長（丸山哲平君）　既に今、議員に触れていただいたところとも重複することがございますが、本市においては、今後、生産年齢人口の減少に伴う市税収入への影響や、少子高齢化に伴う扶助費の増大、公共施設マネジメントなど中長期的な視点を持って、様々な課題に対処していく必要がある、このように考えています。

具体的には、市民生活や事業者を支援し、地域経済の活性化につなげる取組、首都直下地震や大型台風等の発生に備えた防災対策の実施、少子高齢化社会を見据えた高齢者施策や子育て施策等の充実、デジタル技術を活用した行政事務の効率化・高度化などに取り組んでいく必要がある、このように考えています。

また、持続可能な環境に配慮したまちづくりの実現に向けたゼロカーボンシティ等の取組や、老朽化が進む公共施設、学校施設の大規模改修や建て替えに備えた総合的かつ計画的な公共施設マネジメントなどにも取り組んでいく必要があると考えています。

以上、課題の一端を述べさせていただきましたが、今後、様々な課題に対処するに当たっては、こうし

た様々なニーズや社会環境の変化をしっかりと捉え、これまで以上に中長期的な視点に立ち、市政経営を進めてまいりたい、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。

大きな課題は一定解決を見たところもありますが、まだまだ山積している課題というのもたくさんあるということであります。これまでの課題もしっかり着実に対処していただくとともに、中長期的な課題ということでおっしゃられましたが、そこへの素早い動き出しといったものが重要かというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというように思います。

続いて、所信表明の中にも多用されている「経営」という考え方、先ほど田中議員からも御質問がありましたが、伺わせていただきます。

市長が卒塾された松下政経塾の創立者でもある、かの松下幸之助氏は、「政治は国家の経営である」と様々な著書などに記しておられ、多くの政治家がその考えに影響を受け、経営の概念を政治の場に取り入れております。私もその考え方には賛同するところでございますが、経営という考え方や手法は、民間の経営者の中でも、それは千差万別でありますし、これは政治においても同様かと考えます。民間企業においての一般的な経営といえば、人、物、金というリソースを動かしながら、各種の分析を踏まえた、合理化、効率化、生産性の向上等による利益や新しい価値の創出、そして自社の発展を目指していくところに主眼を置くわけでありまして、行政とは似た部分もありますが、基本的には質が異なるように考えております。

その中で、国分寺市においては、既に政策経営課が存在するように、行政における経営の観点は一定取り組まれていると思っておりますが、丸山市長の考える行政経営について、先ほど答弁がありましたので、改めてになりますが、御教示いただくとともに、これまでとどう変わるのか、その変化が市民サービスにどんな影響を与えるのか、端的に伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　端的にということで、先ほど申し上げたとおり、私にとって「経営」というものはプロセスそのものであると、明確なゴール、手持ちのリソースを把握するということ、戦略を立て、日々改善、変化というものを行って、目標を達成していく、このプロセスであるということを述べさせていただきました。その観点においては、私は民間も、また行政、政治というものの区別なく、これはあらゆる組織体において私は必要なことであると、このことは改めて申し上げたいと思っています。

その上で、やはり変化のスピードというものが非常に速くなってきている。こういった時代においては、私自身は、今も既に政策経営課があるという御指摘でありましたが、よりペースというものを速めていくということ、そしてより視点というものを広く持って、この市役所の常識だけが全ての常識では当然ありませんので、職員においては、民間も含めた様々な現場に行って知見を集め、周知というものを募って、そして反映をさせていく、その結果がリソースの最大化・最適化につながってくると、このように思っています。こういったことをしっかりと進めていくということをより明確にするために、私は様々な場所で「経営」という言葉を使わせていただいているわけでありまして、今後もしっかりと進め、真に必要とされる事業に注力をしていく、こういった選択と集中ということも含め、推進をしていきたいと思いますし、何よりも、それに対応する人材育成、職員の育成ということを私自身は非常に重要視しておりますので、様々な機会も捉えて、こういった職員研修の充実等も図っていきたい、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　市長の考える「経営」の一端、多分、語らせたら長くなるんだと思いますが、理解をしたところでございます。これから、まさにその経営手腕といったところが見ものだなというふう

に思わせていただいておりますので、ぜひ存分に、そこは発揮をして、庁内の中で進めていただきたいというように思っております。

考え方について、もう一点ですが、市長の掲げる目指すまちの姿ということで、「みんなが喜びを持つ前向きなまち　国分寺」という言葉がございます。８月15日の市報にも、１面に全部使った市長の写真とともにその記載がございました。このフレーズが、まさに丸山市政の一つの目標と、そしてゴールというように受け取っております。

目標としては悪くないと思っていますけども、率直に申し上げて、少し抽象的な部分もあるというところで、私も意図が捉え切れていないというところではあります。喜びの形というのも人それぞれで、多様化をしている中で、私たちも市民から、市長がどんなまちをこれからつくっていきたいのかということを問われたときに、このフレーズだけでは、ちょっとなかなか説明に困る部分もあるということでございますので、もう少し具体的に、どんな思いで、このコピーを前に出されているのかといったところを伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　今、だて議員がおっしゃったように、喜びという内容については、市民の方々それぞれだと思っていますので、一義的に定義するということは、正直言って、言葉としては困難かなと思っています。

その上でお伝えをしたいのは、市政の目標というものは、そもそも目指すべき方向性というものを示すわけでありますから、そもそもある程度の幅を持つものであると、このことも御理解をいただきたいなと思っています。その上で、私は「みんなが喜びを持つ前向きなまち　国分寺」というものを掲げさせていただきました。

一方、詳しく説明をすると、今日より明日、明日よりあさって、それぞれの市民の皆さんが、国分寺市において、より生活がしやすい、仕事がしやすい、活動がしやすい、こういった環境というものを提供していく、ここに市政というものの役割がある、私はこれを前向きな状況というものをつくる、結果として、喜びというものが、それぞれにおいて持っていただけるまちになると、こういった思いで、この言葉を掲げさせていただきました。

今後、こういったものをしっかりと進めるために、あらゆる世代、あらゆる立場の方々、本当にニーズは多様にあると思いますので、こういったつながりというものも大切にしながら、職員と目的を共有し、誠実に仕事を進めていくことを通じて、様々な形があろうと思いますが、結果として、皆さんが、昨日より今日、今日より明日、少しよくなったねと言ってもらえる、こういったまちづくりを進めていきたい、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　市民や職員の皆さんと日々前進していくと、そして成長していくと、そういったまちをこれから目指していくということで、そのプロセスは様々これから出てくるんだと思っておりますが、そういった内容でおおよそ理解をさせていただいたところでございます。もし間違っていたら、また後ほど教えてください。

続いてになりますけども、御自身も、つい先日まで、こちら側に座られておられたわけでございますけれども、議会と今後どのように向き合っていかれるかという点でございます。

冒頭にも申したとおり、議会出身の市長として、情報共有など、風通しのよい関係性を構築してもらいたいというように思っております。それはみんなにいい顔をしてくれということではなくて、適度な緊張関係を持ちつつ、お互いの立場や背景を双方が理解をしていくと。そして、私たちも言いっ放しではなく

て、建設的で現実的な議論といったものをしながら、国分寺市民のためになることであれば、これは与党だ野党だということではなく、会派や政党を超えて、共に検討を深め、前へ進めていく、そういった姿が望ましいと思っております。今後、丸山市長であれば、議会の経験も踏まえて、そういった形を実現してくれるのではないかというふうに思っておりますが、今後の議会との関係性はどのようにお考えか伺います。

○市長（丸山哲平君）　市長と市議会については、当然それぞれ異なる役割と権限というものを持ちながら、車の両輪のように協力し、市政の発展を目指していく、まずこの前提があると思っています。

そして、私自身も、今の御意見のとおり、市議会議員出身の市長として、今この立場にあるわけですが、改めて思うところは、市議会というものは非常に重要な存在であるなと、皆様が担われている役割であったり、仕事の重要性というものは、これは本当に私は大切なものがあると、このように考えているところであります。そういった意味で、市議会の皆様には、当然、我々行政として、適時適切に必要な情報というものは共有をしていかなければいけないと思っています。

そして、だて議員からもお話がありましたが、だて議員を代表に、責任感ある、また建設的な御意見、そして何より一貫性がある御意見というものについては、当然に我々行政というものは重く受け止め、我々の市政に反映し、しっかり生かしていきたいと思っています。

一方で、それが単なるその場だけの思いつきであったりとか、それが単なる意見にとどまってしまうというものであれば、それは私は建設的かつ責任感ある議論をされている議員の方々と同様に扱うのかというと、そこの部分というのは、議会の中において、また議員それぞれにおいて、切磋琢磨、努力をしていく部分であろうと、このように思っています。個別的・具体的に何があるかということではないので、私からは、ぜひとも皆様と共に、よい意味で緊張感というものを持って、かつお互いを高め合っていく、こういった関係というものをつくっていきたいと思っております。繰り返しになりますが、建設的な議論というものはしっかりと受け止め、そして一貫性のあるお立場というものはしっかりと尊重しながら、私どもの行政というものにしっかりフィードバックをして、市政の前進を皆さんと共に進めていく、この形を私も望んでいきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございました。

やはり双方が、ゴールは一緒ですから、向かう先は一緒だと思いますから、そこはまさに両輪という形の中で、どういった形で歩み寄ったりとか、もちろん時には論議しなきゃいけないところも当然あると思いますが、そこはしっかりと、これからみんな努力をしていきたいというように思っているところでございます。

これまでの答弁にも散りばめられているんですが、財政についてというところで重要なところでありますので、先ほど田中議員のほうからも御質問がありましたが、市長がおっしゃっている中長期的な視点といったところの財政経営というところで、どのような問題意識を持ち、取り組んでいかれるのか。特に生産年齢人口の近隣市との奪い合いといったところは、今後さらに熾烈、苛烈になっていくというように思う中で、当市にとって、この税収の生命線である人口の維持・増加、そして定住促進に向けたビジョン、プラン、そういったものがあるのか伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　財政については、その重要性はお互い共有していると思いますが、先ほども答弁で申し上げましたが、今後、当市においては、リサイクルセンター建設、旧庁舎跡地の利活用等、公共施設マネジメントを中心として、大きな財政需要がある、このことが第１点としてございます。こういった

状況の中、市財政については、私は予断を許さない状況にあると、ある意味で厳しい認識を持っているところであります。

そして、令和５年に策定した国分寺市人口ビジョンによれば、本市の人口は令和22年までは増加傾向が続くことが見込まれていますが、生産年齢人口について言えば、今年、令和７年をピークに減少局面を迎えると予想しています。こうした状況の中、持続可能な市政運営を行っていくためには、御指摘もありましたが、安心して出産・子育てができる環境の整備、定住化、また移住、こういったものも含め、促進をしていかなければいけないと思っています。

本日現在のところで、具体的なビジョンといいますか、プランというものを御提示することは少し困難でありますが、この方向性に沿って、他市と比べて決して劣ることのない、こういったまちづくりというものを進めていく、推進していく必要があると、この認識であるということをお伝えをさせていただければと思います。

○14番（だて淳一郎君）　今おっしゃったように、これからしっかり考えていただく中で、魅力発信なども含めて、様々これまでもやっていただいている部分を、さらにブラッシュアップしていただいて、この国分寺市は、今現在、選ばれるまちになってきているというふうに思っていますので、よりその魅力を高めていただきながら、より多くの方に、この国分寺のまちに集っていただき、そして暮らしていただく、働いていただく、そういった環境をぜひ整備していただきたいというように思っているところでございます。

財政に関係して、もう一点なんですが、これから予算編成が、丸山市長のつくる予算ということで、来年度の予算編成が始まっていくと思います。「経営」というキーワードの中で、どのようにそれを生かしながら、丸山スタイルで予算編成を行っていくつもりなのか。井澤前市長のゼロベース積み上げ方式という、先ほど答弁中にも言及がありましたけれども、引き継いでいくということで、今、認識しておりますが、改めて、その辺も含めて伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　先ほど答弁させていただきましたが、そもそも財政については予断を許さない状況にあるという認識の中、将来の財政需要というものを踏まえて、この予算編成というものもしっかりと進めていかなければいけないと思っています。

改めて申し上げると、引き継ぐというよりは、このゼロベース積み上げ方式というものは、これは普通に考えれば当然のことだと思います。当然、だて議員もその意図でおっしゃっているんだというふうに理解をしているんですけども、前例踏襲で、単に昨年もやっていたから、今年も何も考えずやるということは、これは議会の皆様、誰一人として、そういったものを認める立場にはないと、このように思っていますので、ゼロベース積み上げ方式は、私は当然の前提として捉えているところであります。

その上で、今後、より厳しい状況というものも考える中で、職員の発意というものもしっかり大事にする。私から、当然、指示は大きな意味では下していきますが、その改善というもの、また工夫というものをしっかりと取り入れていく、こういった風土というものを私はつくっていかなければいけないと思っていますし、先ほど申し上げたとおり、部の再編についても、これは本日現在では具体的なものはまだお示しはできませんが、こういった攻めと守りの要素をしっかりと反映できるような、こういった組織形態というものも皆様に御提示をさせていただいて、意見を出しながらも、守るところ、しっかり規律を保つところは保つといった、このバランスが庁内においても取れるような、こういった仕組みということも今後考えていきたいなと、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　私もこれまでの井澤前市長が進めてこられたゼロベース積み上げ方式というのは功を奏しているというように思っています。過去には、枠配分方式とか、いろいろあったかと思いますが、実際、うまくいっているなというふうに思っています。

ただ、その方式がベストかと言われると、そうじゃないかもしれませんので、そこは全国津々浦々、様々な事例というものもあろうかと思います。そこは研究しつつ、そこにこだわることなく、いい形を模索していただきたいなというように思っています。

それでは、続けて、個別の政策について質問をさせていただきたいと思います。自由民主党国分寺のほうで多岐にわたって質問されておられたので、ちょっと重なっちゃうところがあるんですが、すみませんが、よろしくお願いします。

まず、温かい中学校給食の関係であります。

この点に関しては、以前からの強い市民要望もあり、各会派からも求め続けてきた課題でございます。当会派でも先行市の東村山市を視察し、食缶方式導入の提案もさせていただいた経緯もありました。課題もあり、なかなかこれまでは進んでこなかった案件でありましたが、先ほど令和８年度中からということで、早急な導入に向け進めていただけるということで、これは評価をしたいというように思っております。

この検討の前提として、市長は現状の中学校給食に対する生徒たちの声をどのように受け止めた上で、このように速やかな対応を行っていこうと考えられたのか伺います。

また、食缶方式が導入されれば、満足度の低さの大部分を占める、冷まされているという課題は解消されることとなり、給食の問題も、現状、当市で可能な範囲においてはクリアになるのかなと考えますが、市長はその上で、中長期的には、あらゆる手法について、さらに検討を進められるというふうにおっしゃられていました。先ほど答弁がありましたけれども、改めて、その辺について伺いたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君）　まず認識についてなんですけども、そもそも、現行の中学校給食についても、ここに至るまで、本当に様々な関係者の御努力があって、今の形まで進んできたということは、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私も第一中の出身でありますが、私が在学中は中学校給食自体は存在しておりませんでしたので、今に至るまで、様々な御努力があって、そういったものを進められてきた。単にそれ自体が悪いという評価を下すということは私は適切ではないと思っておりますので、まず、これまでの御努力というものを、しっかりと私は評価をしていきたい、このように思っています。

その上で、やはり市民の方から温かい中学校給食というニーズを多くいただく場面がございました。私として、それを受け止めて、今回の選挙戦に臨ませていただいたことでありますし、また、その特徴を申し上げれば、今回について言えば、この食缶方式というところに踏み込んで、決断ということを含めて、私は戦わせていただきました。あらゆる方策を最初から述べるということも可能なんですが、それでは進んでいかないだろうと、私はまず一歩、具体的な改善というものを図っていく、決断をしていく。後であれもこれもと言うことは簡単なんですが、決めていくというプロセスが重要ですから、様々な御意見はあろうかと思いますが、食缶方式という選択肢を取らせていただき、そして具体的に令和８年度中に進めるということも、今、表明をさせていただいているところであります。

こういった状況に基づいて、今後しっかりと最善を、できるところから進めていくということと、ただ、その上で、これでおしまいということではなく、先ほどの繰り返しですが、中長期的には、防災等も含め、

様々な観点で様々な要素がありますので、こういったことも含め検討ということは、具体的に当市で取り得るとすれば、親子方式、センター方式というのが考え得るかなと。現状はちょっと無理だと思うんですが、そういうことだと思いますので、これをひとつ中長期のテーマとして扱っていきたいなと、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　決断ということで、そこは本当に多くの子どもたち、中学生たちが温かい給食を食べられることになると、それも速やかに、今の３年生はちょっと間に合いませんが、今の２年生ぐらいからは少し食べられるようになるということで、もちろん今も一定、温かいところはありますけども、そこら辺、しっかり改善されていくということで、私も子を持つ親としては、そこはありがたく、進めていただきたいというように思っているところでございます。

もう一点、子育て関係で、学童保育所の拡充についても述べられております。これまでも事業者公募や場所の確保、高学年の受入れの試行実施など、苦心しながら進めてきていただいているところでございますが、いましばらくは需要の高止まりが続くであろう、この学童保育所の問題について、どのように進めていかれるおつもりか伺います。

また、今後ますます進展するであろう少子化の中では、保育所等の施設もだんだん淘汰が進んでくると。９ページで述べられているように、他用途の転用といったところも必要な局面が出てくるかと思いますが、そのあたりもどのように対応していくおつもりか伺います。

○市長（丸山哲平君）　まず初めに、現状、御不便をおかけしている市民の方々には、市長としても大変申し訳なく思っているところであります。

その上で、学童保育所の拡充については、利用ニーズの拡大を見込み、計画的に整備を今後も続けてまいります。

具体的には、令和７年度から11年度までの子ども若者・子育ていきいき計画期間中に、令和８年４月及び12月開所の公設学童保育所の整備と、毎年２施設の民設民営学童保育所の開所を目指して進めていくということであります。

一方で、就学前児童の人口は令和３年度をピークに減少局面に入っております。こういった状況というものもしっかり捉えていかなければいけないなと思っておりまして、今後の社会情勢や市民ニーズの変化を見据え、施設整備、活用については、様々な可能性を考慮しながら進めなければいけない。今、だて議員からも御指摘、御意見いただきましたが、そもそも、今持っている量を単純に増やせばいいのか、そもそも転用ということを考えなければいけないのか、また、今、国分寺市内、私が着任した後も、人口動態にちょっと影響を与えそうな、こういった話も聞いておりますので、そういったものもしっかり捉えながら、それに的確に応えるためには、つくるのがいいのか、誘致がいいのか、転用ありきで整備するのがいいのか、様々なオプションというものを、今、担当課を交えて検討を進めているところですので、着実に進めていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　やはり様々な可能性の考慮というところはすごく重要なところだと思いますので、保育所、学童保育所、そして学校施設の今後というところは、まさにそういうところで様々な可能性を見た上で進めていただくということが重要だというふうに思いますから、適切な検討と対応をお願いしたいというように思います。

続いて、障害者の移動支援についてでございます。こちらも拡充をしていくということで、先ほど答弁がございました。毎年のように市内の障害者団体の皆さんから、この移動支援について、もっと使い勝手

をよくしてほしいと、具体的な要望をいただき、議会からも、近隣他市との制度比較なども踏まえて、要望が多くあった課題であります。

この間、多少の改善は見られたものの、先日も団体要望を受けましたけれども、その中には、移動支援に関し、通学や障害福祉サービスの通所のときの利用、個々の必要に応じた通学・通所練習時の利用、ショートステイへの送迎時の利用などについて改善を求められていました。また、移動支援以外にも、障害当事者、その御家族の皆さんからの御要望が多くあることは御存じのとおりでございます。ぜひ、全体的に寄り添った対応というものをさらに進めていただきたいと考えますが、今回、特に記載のある移動支援について、これまでの課題をどう認識し、今後、具体的にどのような支援拡充を検討されているのか伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　様々なニーズ、こういった御要望があるということは承知をしています。その上で、移動支援事業については、社会参加、余暇活動の充実を図るための事業として、これまでも当事者からの御意見を伺い、その充実を進めてきた経緯がございます。

先ほど自由民主党国分寺の皆様へ代表質問でお答えしたとおりでありますので、引き続き、この事業の充実というもの、御意見も賜りながら進めていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　そこは、ぜひ、よろしくお願いします。

また、移動支援ヘルパーの確保に向けた取組ですとか、身体介護の有無による報酬単価の変動なども視野に入れつつ、お隣の立川市がかなり柔軟にやっているということでありますので、その辺の制度も参考にしながら取組を求めたいというように思います。

続きまして、スポーツの関係ということで、昨日もちょうど市民スポーツ大会の開会式があり、市長も我々議員も参加させていただきました。大変多くの皆さんが、暑い中、参加しておられました。

その中の市長の挨拶でも少し言及がありましたけれども、スポーツ振興についての考え方です。目下の課題は、旧市民戸倉野球場の代わりとなるグラウンドの確保であります。今、一つ挙がっているように、旧西東京警察病院跡地のグラウンドというところは、これはいいプランだと思いますので、ぜひ、東京都との交渉を頑張っていただきたいと思いますが、そこも含めて、全体的に国分寺市のスポーツ環境がやはり脆弱であるということは以前から申し上げているとおりであります。市民ニーズに応え、健康寿命を延ばしていくためにも、スポーツ環境の整備にはより一層力を入れていただきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

○市長（丸山哲平君）　重要な御指摘であると、このように認識をしています。

スポーツ推進に向けた課題としては、老朽化している施設への対応というものと、旧市民戸倉野球場の代替施設の検討、これが一つ代表的なものであろうかと、このように考えています。

旧国分寺市民戸倉野球場については、昭和45年から地権者の方の御理解の下、使用貸借契約にて用地を借用し、運営してまいりました。しかしながら、今般、地権者の方に用地を返還することに伴って、令和７年４月１日をもって廃止となっております。

その代替グラウンドの確保については、私どもとしても重要な課題であると思う一方で、だて議員も御案内のとおり、当市における土地、こういった課題というものもあります。そういったことをしっかりと踏まえながらも、しかし、何とか解決に向けて糸口がないかということで、現在も庁内関係各課との連携を強化させながら、恒常的に、恒久的に利用できる、こういったものを考えられないかということで検討を進めているところであります。

そして、その上で、東京都においては、旧西東京警察病院跡地、こちらについては広大な土地があるということでありますので、引き続き、今後行われる予定ですが、都知事との意見交換の場においても、私、市長として、しっかり要望しながら、こういった市民の方々が使っていただける施設整備を目指し、ひいては先ほど触れていただいた健康施策等にも反映をさせていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　ぜひ、よろしくお願いします。

戸倉グラウンドの代替地については、現実として、来年から多くの皆さんが困る状況というのが発生するわけであります。相手がいる話ではありますけれども、これはできる限り早急な取組を求めたいというように思っております。

旧西東京警察病院跡地もそうなんですが、都市計画道路や野川の問題、防災など、東京都との連携を密にしていかなくては進まない問題も数多くあります。先日も小池都知事に御挨拶に伺われて、お会いになられたということでありますが、トップレベルでの付き合いも含め、どのように関係性を構築していかれるか、お考えを伺います。

○市長（丸山哲平君）　道路や野川の整備、災害対策など、市が直面する課題に対応していくためには、東京都との連携、これは不可欠でありまして、広域的な視点での自治体間調整や人材、財政、情報の面での支援等、お願いしていく必要もあります。

今、触れていただきましたが、これまでも都知事、また副知事や各局長級の方々、部長級の方々とも、私自身、直接面識を持たせていただきまして、様々に人間関係の構築から、そして当市に置かれた状況の説明、また要望ということを都度行わせていただいているところであります。

また、情報については、先般も地域デジタルポイント制度、こちらに向けて、情報収集、意見交換ということで、東京都の課長の方にも来ていただいて、私も面会をさせていただき、情報交換を行わせていただきました。今後ともそういった人的な関係というものをしっかりと深めながら、そして私どもが基礎自治体として求めるところ、こういったものを広域自治体たる東京都に対して、堂々と、しっかりとお願いをしていく、また要望を伝えていく、こういった機会を積極的につくり、市政に反映をさせていきたいと、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　様々な、いろんな関係を駆使しながら、そこは存分に進めていただきたいなと、うまく連携していただくことを期待したいというように思っております。

続いて、男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業についてです。

ＷＨＯが推奨しておりますが、日本では高額な費用がかかるということもあり、なかなか浸透していないものの、海外ではかなり接種率が高くなってきていると。その費用助成を行い、普及させていくという試みについては否定するものでは全くございませんけれども、この対象が12歳から13歳ぐらいが一般的ということで、ちょうど性に関心が強まってくる年代であり、ワクチン接種と並行して、ネット上に氾濫する間違った性情報のリテラシーを高めていくことも必要であると考えます。

性教育といっても、身体や生殖の仕組みだけではなく、人権、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む包括的性教育、すなわち性教育の国際的な指針、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいた教育が重要です。この男性ＨＰＶワクチン接種事業を契機に、教育だけではなくて、市全体的な取組として、包括的性教育に関する啓発を進めていただきたいと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　まず、この男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業創設に当たっては、このワクチン

の効果、接種後の副反応等、こういったもの自体の情報提供というものは、対象者、またその保護者に丁寧に市として行っていきたいと思います。

そして、今、だて議員からの御質問の内容についてですが、各学校において、性教育、人権教育、健康教育について、学習指導要領に示された内容に基づき適正に指導しており、そのほか、文部科学省や都教育委員会が作成した資料等を活用し、指導の充実に取り組んでいただいていると、私はこのように認識をしているところであります。

○14番（だて淳一郎君）　既に進めていただいている部分もあろうかと思いますが、これから、このワクチン啓発とともに、いろんな資料とかチラシなんかも作成されると思いますので、まずはそのあたりからしっかりと、そういった啓発の部分で、包括的性教育の充実に向けても全庁的に進めていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

そして、続きまして、７ページの中段ぐらいですが、多様な団体、市民との連携、関係も強化するということであります。

私自身は、井澤前市長が、いつ、どの市民に、団体に会ったとか、会わなかったとか、それは詳細には分かりません。分からないですし、会わないにしても何か理由があったんだろうと推察するところではありますが、実際のところとして、団体によっては、市長への面会や要望をする機会を得ることができなかったといった声を多く聞いています。考え方が相入れなかったり困難な要望をする、批判的である、そういった団体もあるかもしれませんが、偏ることなく、できる限り多様な市民の声を聞くために努力してもらいたいと思います。

所信表明の冒頭に引用された国分寺市自治基本条例の精神に即して、市民と十分な対話を行いながら進める市政経営を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　所信表明では、市民の皆様の声の有無、大小にかかわらず、国分寺市として必要な施策を推進していくと、このように述べさせていただきました。

対話の在り方については、今後さらに充実させる方向で検討はしてまいりたいと思います。ただ一方で、やはり無制限に、どなたとでも、いつでもというわけには、これは現実問題として、市長の業務量、また、皆様とのこういった議会の場等々含めて、そこを逆に私は軽々に約束するということも難しいかなと思っておりますので、必要なやり方、つながりというものは私は持っていきたいと思っていますので、どの形が望ましいのか、どういった形が取り得るのか、こういったことをしっかりと検討しながら進めていきたいと思います。

○14番（だて淳一郎君）　そこはこれからしっかり考えていただきたいというように思っております。

続きまして、物価高騰対策というところで、先ほどもありましたが喫緊の課題でありますし、これは機動的に行っていただくということは大変重要なことであると私も同意するところです。

これまでの商品券事業などを引き続き行うのであれば、前回のみならず、過去に行われたプレミアム付商品券ですとか、キャッシュレス決済ポイント還元事業等も含めた効果測定、結果データの分析、そして地域間の状況をしっかりと検証した上で、公平性の確保された効果的な施策を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、この商品券事業でも顕著ですが、市長も市内の西側地域に在住であり、西側や北側、市境エリアの住民が感じる格差感についても聞かれることは多くあると思います。商業地が多いとか、住宅地が多いとか、この狭い国分寺市にあっても地域性は当然存在しますが、どこに住んでいても同じように税金は取

られるわけですし、同じ権利を持った市民であります。全く同じにできないのはもちろん理解しておりますが、市のリーダーの姿勢として、西側や北側に限りませんが、できる限り全市的にバランスを取っていただくために目を配っている、努力をしている姿というものを、これから随所に見せていただきたいというように思いますが、この格差感について、どのように捉え、それを解消していくためにどう取り組んでいかれるのか伺います。

○市長（丸山哲平君）　今、格差感ということで、私は積極的にその言葉を使おうとは思ってはいません。ともすれば対立をあおるような言葉にもなりますので。

ただ一方、先ほど答弁で申し上げたとおり、地域ごとに特徴があるということは、これはデータを見ていても明らかなことでありまして、しっかりとこういったデータというものを生かしながら、今後、同様の事業というものを行うときには、でき得る限り市民の方の利便性というもの、こういったものをしっかりと考えながら、施策というものは進めていく必要があろうかなと思っています。

一方で、我々は行政でありますから、例えば、店舗の数等を我々が直接的にコントロールするということはできませんし、そもそもそんなことはすべきではないということは事実であります。そういった民間の一般の市場というものがあって、こういった動態というものがあってできてきたまちの形というもの、それに対して、我々がどういった、でき得る限り利便性というものを高めて、どなたでも使いやすいようにしていくのかという設計、これはそのバランスというものがあろうかと思いますので、だて議員の問題意識としては私は理解はしているところかなと思いますので、そういったものを踏まえて、今後の制度設計に生かしていきたいと、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　格差感という言葉は、行政側で格差という文言はなかなか難しいと思いますが、長く住んでおられる方は、これまでのいろんな思いが積み重なっての格差感でありますので、税金の使い方ですとか公共施設の整備など、バランスを取りながら、今後進めていただきたいなというように求めたいと思います。

続いて、防犯カメラです。先ほどもありました。これは以前から私も市長も議員時代から求めてきた内容であり、個人的には積極的な取組を期待したいと考えております。

私、防犯カメラが果たす効果というのは、抑止力としても、犯罪の早期解決に資するという点においても大きいものであると思っております。その観点からすると、現在、通学路に設置されている、85台と先ほどありましたけれども、その台数だけでは十分とは言えません。しかし、予算はもちろんのこと、近隣住民の同意など、必要な設置場所の確保、運用、維持管理、監視社会への忌避感など課題も多く存在し、これまでなかなか進んでこなかったかなというように思っています。これは、ぜひ、市長には頑張って進めてもらいたいというふうに思っておるんですが、先ほど答弁もありましたが、改めて、市民の安心のために、どのようにこういったハードルを乗り越えながら取り組んでいかれるのか伺います。

○市長（丸山哲平君）　改めまして、本件については、しっかり進めていきたいなと思っています。

そして、御懸念のところについては、やはりそういった課題はあると思います。忌避感であったり、また、そういった同意というものは、これはマストであろうと思っています。

当然に、様々な人権というもの、それぞれの住民の方の権利というものは配慮しながら、では、これまで、そういったところに対して、積極的に必要な情報の提供というものを行ってきたのか、また、その同意に向けて努力をしてきたのかというと、まだそこまでは踏み込めていなかった部分も私はあろうと思いますので、しっかりと先ほど申し上げたマッピングのところから情報というものを整理をした上で、その

意図、また、その効果というものもお伝えをしながら、御同意というものをいただき、そして、ひいては市全域において、安全・安心なまちづくりというものに資する、こういった取組を進めていきたいと思っています。私は非常に重要な事業だと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　本当に私もそう思うんですが、やはりいろんな考え方の市民というのは当然おられるわけですから、そこにできる限り、しっかり説明をしていただいて、納得をしていただいた上で、安全・安心な国分寺市といったものをしっかりとつくっていくための一つのアイテムとして、この監視カメラ、防犯カメラというものがしっかり使われていくことが大事だと思っておりますので、そのあたりは丁寧に進めていただきたいと思います。

続きまして、さきの参議院議員選挙では突如として外国人についてが争点となり、外国人排斥を助長・扇動するような論調も多く聞かれたことは残念であります。国分寺市においても外国籍の住民の方は年々増加傾向になっているわけであります。本当、生活の中でも、非常に人手不足が叫ばれている中、この酷暑の中の道路工事現場ですとか、早朝・深夜帯の業務などにも多くの外国人が就いておられて、東京都では就業者のうち14人に１人が外国人といった調査結果もつい最近の記事になっておられました。そういった意味では、本当に社会の仕組みの、社会を構成する一員として外国人の皆さんが、日本、国分寺市に住んでいらっしゃるということであります。

これからもいや応なしに、ますます外国の方は増えていくでしょうし、それなしで回らない現状も出てきていると。そこはしっかり認識として持っていただき、否定するよりも、どう理解し合い、共に調和していけるのかを行政として考えていくべきであります。

海外駐在も経験され、所信表明の中においても多様性を重視する多文化共生社会の構築を述べておられる丸山市長としては、先般の外国人論争についてどのようにお考えになり、国分寺市において暮らし、働かれている外国人の方々に対して、どのように向き合っていかれるのか、伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　少し大きな質問でありますので、外国人論争云々について、私がこの場で特に申し上げることはないんですが、まず、本市は「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」をしている自治体であるということであります。地域住民と外国人市民が相互に言語、慣習や文化等の違いを認め合って、多様性を尊重する多文化共生社会を構築していくためにも、特に今、その中心的な役割を担っていただいている国分寺市国際協会とは、これまで同様に連携を密にして、市民の国際理解を進め、支援を実施していく必要があろうかなと思っています。

そして、今、触れていただきましたが、私自身は海外に駐在をして、同僚・部下を持った経験もあります。外国の方と共生をしていくということは、これは私自身の体験として、言葉として言うほど簡単ではない部分があることも承知しています。一方で、そういったものをしっかりと進めていくことのよさというもの、自分が持っていないものを知るということのよさであったりとか、また難しさということが、私は両面あると思っていますので、そういった意味で、単なる言葉で終わらせずに、そういったものを具体的に、国際協会の活動が中心になろうかとは思いますが、そういった実務部分で、しっかりと支援というものを行っていく必要があると思いますし、ひいてはそれが国分寺市民にとって、世界につながる窓といいますか、経験の一助になって、よい社会になっていけばいいなと、このように思っています。

○14番（だて淳一郎君）　お互いに認め合える、そういった社会が必要だというように私も思っております。

続いて、時間もなくなってきたので、事業の選択と集中についてということであります。

これはこの時代の変遷の中で非常に重要な観点であると思っておりますが、ただ、御自身も認識されているように、あまりラジカルに進め過ぎるというところでは、市民生活への影響や混乱というものが必至でありますから、そのあたりは慎重にバランス感を持って進めていただきたいなと思っておりますが、そのあたり、どのようにお考えかという点と、当然、所信表明においてうたわれるぐらいでございますので、念頭に入っている分野、事業が幾つかあるんじゃないかと思いますが、どのあたりを対象として考えておられるのか、伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　ラジカルに進めないようにということで、その点は同様であります。

一方で、やはり「現状維持は破滅である」というメッセージをしっかり出していくということは私は重要であろうなと思っておりますので、しっかりと、この当市の未来のために、守るべきものは守り、変えるべきことは変えていくと、この姿勢というものは今後も堅持をしていきたいと思っています。

そして、その上で事業の選択と集中、これも、それとともに必然的に避けて通れない取組になると思っていますので、しっかりと市民ニーズ、費用対効果等も検証した上で、丁寧に進めていきたいなと思っています。

具体的なものということなんですけども、現段階で、私がこの場で、これをどうこうということはありません。これについては、逆に私は予断をあまり持たず、丁寧に、庁内ヒアリング等も含め、また、今後も様々な査定、算定というものが出てきますので、その中において、皆様にもお諮りをしながら、しっかりと進めていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　これから対象については、当然、議会にも御報告があるでしょうから、そのあたりは、またしっかりと議論をしていきたいなというように思っております。

続いて、市長給与の削減についてということで、任期中の５％削減が今定例会に議案として出ております。その理由としては、改革に向けた覚悟と姿勢を示すためということであります。それは承知しておるところでございますが、先ほど答弁もありましたけれども、改めて申し上げますが、改革を成し遂げる覚悟を示したいということであれば、私は給料の削減、これは別に不要であると思っておりますし、結果で見せていただければ、これは市民も議会も納得するというふうに考えております。

これまで丸山市長とも公私にわたっていろいろ話をしていく中でも、もらうに値する人は見合った額をもらえばいいと、そういったお考えかなというようにも受け止めておったので、これは選挙の公約というところは当然ありますけれども、意外な部分でもありました。身を切る改革というところで、昔からいろんな関係の中で訴えておられたことは、これは存じているわけでございますが、改革を始める前から若干エクスキューズをつけているような感じがして、私自身は丸山市長らしくないなというふうに感じてしまったところでございますが、お考えがあれば、先ほどちょっと伺いましたが、改めて伺いたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君）　繰り返しになりますが、複数の示し方があるということで、だて議員からすれば、若干、だて議員の思うところらしくないということでありますが、様々オプションといいますか選択肢がある中で、私は選挙も当然ですが、限られた期間の中において、私の姿勢というもの、立場というものを示す上で、一つの形としてこれを選択させていただきました。そして、それを実際に公約という形でも掲げたわけでありまして、逆に言うと、それを今、市長になったから、「その公約は瑣末なことなので、私はやりません」といった姿勢を取って、それが市民の方から信を得られるのかというと、私はそれはないだろうと思っています。少なくとも、それに期待をされた方も少なからずいらっしゃるであろうというこ

とも含め、私は重く捉えておりますし、まさに今、結果で出すということが何より重要であるという点では、私は誰よりもそれは強く認識しているところでありますので、この５％削減ということを本定例会でも提案をさせていただいておりますが、仕事については、さらに５％増しと言わず、50％増しでしっかりやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○14番（だて淳一郎君）　決意を伺わせていただきました。御当人の給料ですから、そこはもう、もちろん自分の裁量の中で判断していただければいいというふうに思いますし、今述べられた思いの中で、そのように判断されたということでは、これは反対しませんし、しっかり受け止めさせていただきたいというように思っております。

もう時間もなくなってきたので、ちょっと飛ばして、各課においての個別の業務プロセスを詳細に分析し、改善を行うサイクルを構築するということでございます。

市では、これまでも業務プロセス分析ですとかＢＰＲなど、大きな予算を使って取組を進めてきていますが、なかなかこれは成果が見えづらいという部分もあり、議会でも、二重投資、屋上屋を架さないようにとの視点で、質疑や指摘がなされてきたといった経緯もございます。今回の取組については、これまでとどのように変わってくるのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　私の反省として、表現が近い言葉を使ってしまっていたので、若干誤解があったのかなと思うんですが、そもそも申し上げると、業務プロセス分析と私が掲げるプロセス分析は全く別のものであります。まず、この点を言いたいと思います。

業務プロセス分析は、職員配置と役割分担を決めることを目的とする方策であったと理解しておりまして、これについては、その役割分担ということを決めるという観点において、その点において有用なものであったと、このようには評価をしているところですが、今回、私が申し上げているプロセス分析というものは行政ＤＸに近いところがあるんですが、そもそもの今の個別の業務における、その作業、流れ、こういったものを細分化して分析をして、その抜本的な改善というものを図っていこうと、このことを進めるという意味で言っております。

ＲＰＡや生成ＡＩといったデジタル技術と、こういった最先端の技術を作業に組み込むことができないか、それをもって業務効率を高められないか、また担い手不足というものが今後予見される中、より少ない人数で、今同様、それ以上の効果というものを生めないのか、これをしっかりと検証して、市民の福祉に資する、こういった政策を進めていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　これまでとは全く異なる考え方ということで理解をしました。これからまた、具体的に議会のほうにも示されるということだと思っておりますので、それはまた、しかるべき場で伺いたいというように思っております。

最後になりますけれども、庁内横断的な市長直轄組織の設置を検討するということであります。井澤前市長も12年前に、就任される際の所信表明において、縦割り組織の弊害を取り除くとして課題に挙げられ、取り組んでこられたものと認識しておりますが、その後の10年間は、私も議員として市役所の状況を見てまいりましたが、やはり行政の仕組み上も、この縦割りというものから完全に脱却していくというのは簡単なことではないと、私も今現在も感じているところではあります。

丸山市長もこの間の状況を見てきた上で、まだまだ道半ばであるということを感じられたということで、縦割りでない、横串、横断的、そういった組織をつくって、さらなる改革を目指していかれるのだというふうに受け止めております。井澤前市長であってもなかなか成し遂げられなかった大変難しい課題ではあ

りますが、行政改革、市民サービスの向上に向けては非常な重要なテーマですから、私も協力できるところはしていきたいと思っておるところでございます。井澤前市政の取組から、どういった点をアップデートさせて、今後、目標を達成していくおつもりか、市長の決意を伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　まず前提として、そもそも完璧な制度、また完璧な組織、また完璧な研修等は私はないと思っています。これも常々いろいろな場所で申し上げていますが、我々人間というものは慣れというものがあります。あらゆるものが、その時点では意味をしっかり持っていて、効果を発揮していても、それが時間を経るごとに、本来の役割とは少し違う趣になってくるということはあると、このように思っています。そういった意味で、前市長も取り組んできたことを、私は否定的な意味ではなくて、変化という観点において変えていく必要があるだろうということで、この提案をさせていただいているところであります。

市民のニーズの多様化・複雑化に伴って、より横断的な仕事というものは、議員の皆様におかれても多くなってきたなと、こういった実感をお持ちかと思っています。私も同様であります。そういった中において、しっかり横串を刺せる組織の形というものを一度持つということは私は重要であろうと、こういった観点で、この市長直轄組織の、また横断型の組織というものを提案をさせていただいているところでございます。

今後、これは具体的に提案という形でお見せをしていきたいと思いますが、あらかじめここで申し上げていくと、冒頭申し上げたとおり、これをつくったところでおしまいではなくて、それ自体の改善もそうですし、あるいはそれ自体をどこかでまた廃止して、ほかの形にしていく、こういったことも、それはどの時系列で行われるのかというのは今の段階では申し上げることはできませんが、そういった刺激というものを常に持つということが私は組織にとっては非常に重要なことであろうと、このように思っていますので、また改めて、その形が見えたところでお見せをしていきたいと思っています。

○14番（だて淳一郎君）　総合調整機関としては国の内閣府のような例もあります。あちらは官僚の抵抗が強くて、思ったように機能していないというところもあろうかとは思いますが、この市の組織の中で、やりようがあると思いますから、ぜひ、成し遂げていただきたいということで、期待したいというように思っております。

質問は以上となります。

往々にリーダーは孤独ということをよく言われますけれども、私たちも協力すべきところはしっかり協力をしますので、まずはしっかりと足元を固めていただいて、市民のために、各目標達成に向けて御尽力をこれからしていただきたいというように思います。ぜひ、まずは御健闘を、議会の立場からではありますが、しっかりと見させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げ、立憲・市民フォーラムを代表しての代表質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、立憲・市民フォーラムの代表質問を終わります。

午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時39分休憩

午後１時31分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

ここで、鈴木議員及び松岡議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告を

いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　午前に続き、代表質問を行います。

国分寺・生活者ネットワークを代表いたしまして、松岡議員。

○８番（松岡まり君）　それでは、国分寺・生活者ネットワークを代表いたしまして、市長の所信表明に対する代表質問を始めます。

これまでの12年間の井澤前市政から丸山市政へと転換しました。新市長の下での国分寺市について、どのような変革が起きていくのか、どのようなリーダーシップの下、市政経営が進んでいくのか、期待を抱きつつ質問させていただきます。午前中の質問と重なるところもありますが、市長の理念や思いについて御答弁をお願いいたします。

市政に経営の視点を積極的に取り入れるということが大きく掲げられています。市政とは、市の行政事務、都市計画、福祉、教育、インフラ整備など、市民生活に係る多岐にわたる活動を指しますが、所信表明でもあったように様々な課題に直面しています。市長の考える「経営」の視点とはどういったことなのか、具体的な内容や基本的な姿勢をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　よろしくお願いいたします。

これまでも答弁させていただいたとおり、繰り返しになりますが、「経営」とは、私の設定としては、明確なゴールを定め、手持ちのリソースを把握し、戦略というものを立てる。そして、日々の改善・変化を通して目標を達成し続けていくというプロセスのことを私は意図して発言をしております。そして、その「経営」には明確な理念、具体的な戦略、そして実行力、そして変化に対応すべく、組織力というものが必要になってくると、このように考えています。

物価高騰が続き、地域間競争も激しくなる中で、これまでと同等のサービスを提供するにしても、変化というものをしっかりとしていかなければいけない。そして、今、松岡議員からも御指摘があったように、様々なテーマ、様々な課題というものにしっかりと対応するためにも、こういった総力というものを結集しなければいけないと考えています。こうしたことを踏まえて、時代の変化、変遷にしっかりと合わせるように、事業の統合・縮小・撤退ということも進め、真に必要とされる事業に注力をしてまいりたいと思っています。

さらに、これも追加、繰り返しになりますが、「経営」というものにおいて、人材育成は非常に重要なものだと思っておりますので、併せて、しっかりと進めていきたいと思っています。

○８番（松岡まり君）　市長は民間での御経験を生かしていくとのことですが、民間には事業を通じて社会における課題を解決していく企業や団体があり、ソーシャルビジネスという分野があります。この分野では、ビジネスの本質は、共に生きるための助け合いであるという理念の下、継続的な社会支援を可能にしていくという考え方です。この考え方もぜひ積極的に取り入れ、課題の本質を見極め、原因を根本から見直し、変えていくことにより、経済循環も伴われていくといった視点を持っていただきたいと要望します。

「経営」はプロセスそのものであるということでした。午前中の御答弁で、人材育成について、職員が現場に出ていき、現状を知っていくということを挙げられていましたけれども、この視点は重要なものと考えます。ぜひ、求めたいと思います。

市民からは、短期的な成果の重視などを懸念する声をお聞きします。福祉や教育分野における施策や支

援が薄くなっていくのではないかという不安もあるとのことです。ぜひとも、そのようなことではなく、困り事を抱える少数意見をしっかり把握し、施策へ反映していくんだという姿勢を見せていただきまして、現場の声を把握することを求め、次の質問に移ります。

所信表明では「市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し」と、国分寺市自治基本条例の前文が挙げられていました。国分寺市自治基本条例には、市民自治の推進や拡大の必要性、そのための市民参加や協働、情報の共有などの仕組みづくり等の重要性が記載されており、国分寺市の最高規範として大変大切な条例です。条例を守り、人権の尊重、お互いを認め合っていくことは必要と考えます。市長の人権を尊重する姿勢というのはどのようなものなのか、お伺いします。

○市長（丸山哲平君）　私は、市民一人一人の尊厳と人権を最も重要な基本的価値と位置づけております。いわゆる当たり前のことだと思っております。

令和３年12月に制定した「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念を市民に浸透させていくとともに、第２次国分寺市総合ビジョンにおいてお示ししました、誰もがいかなる理由による差別を受けることなく、個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを推進してまいりたいと思っています。誰もが前向きな、そういったまちをつくりたいと、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　一人一人の尊厳の重視は最も重要なことであると私も考えます。

しかしながら、現在の社会の中では、障害がある方や性的マイノリティ、外国籍を有する方、過労働を強いられている方など、様々な場で人権が脅かされているという実情があります。また、今後、経済格差や社会的不平等が進むことや、プライバシーや表現の自由が侵害されていく懸念もされる中、人権が守られる必要性はますます高まっていくと考えます。国分寺市のみならず、国や都の動向を見つつ、人権を尊重するとはどのようなことなのか、市長のおっしゃる個性と能力を十分に発揮できるというのはどのようなまちなのか、逐次考えていっていただきたい、そして私たちも考えていきたいと思います。

次に、市民の声の有無、大小にかかわらず、国分寺市として必要な施策を推進すると示されています。市政運営、市政経営を行っていくには、何よりも市民、地域の声を聴いていくことが必要です。けれども、市民の中には声を上げられない市民、静かに困っている市民が潜在的にいます。このような方の声や、また、特に子どもたちの声はどのように拾っていくのでしょうか。どのように聴いていくのでしょうか。市長の考えを教えてください。

○市長（丸山哲平君）　市では、重層的支援体制整備事業の実施を通じて、地域包括支援センター等における包括的相談支援事業により、課題を抱える個人や世帯への対応、支援につながっていない世帯員の把握等に努めております。また、地域づくり事業では、世帯等が抱える様々な課題の解決のため、民生委員や支援者を介して相談につなげることや、支え合いの関係づくり等にも取り組んでいるところであります。状況に応じて関係機関において情報共有やアウトリーチによる関係性の構築を通じた緩やかな見守りを継続することで、市民への働きかけを行っているところです。

一方、子どもたちの声を聴くためには、企画と事前準備をしっかりと行うことが大切であると、このように考えます。意見が言いやすい雰囲気づくりが大切であるため、子どもの話を遮らず、最後までしっかり聞く姿勢で臨むとともに、ふだんから子どもたちと接している大人に協力いただいたり、代わりに質問していただくなどの工夫をしております。

引き続き、配慮や工夫を行いながら市民の声を聴いてまいりたいと思うとともに、これからの政策、先ほどぶんじきづきプロジェクトの件でも申し上げましたが、そういった様々な施策の接点の場においても、でき得る限り市民の声というものを聴けるような、そして、それを職員のほうでもアンテナをしっかり張って取り入れられるような、そういった工夫ということも併せて考えていきたいと、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　声を拾っていくということは重要なことでありながら、難しいことでもあります。これまで実施されてきたアンケート調査や意見交換会等も必要でしょうし、年代によってはデジタルプラットフォームを活用した意見募集サイトの設置なども効果的かもしれません。子どもたちの声を聴くには、遊びやワークショップを交えた機会もよいと考えられます。

また、先ほどぶんじきづきプロジェクトの話もありました。いただいた声の反映結果を市民に丁寧にフィードバックしていくことも、継続的に声を聴いていく姿勢として大切です。誰もが安心して意見を伝えられるよう工夫していっていただくように求めまして、次の質問に移ります。

立場にとらわれない自由闊達な庁内文化づくりを進めるということが示されています。職員の皆さんが自分の考えを萎縮することなく述べ、議論することや、些細なことでも気軽に相談できることは非常に大事なことです。市民の声を柔軟に受け止め、具体的な施策へと反映していくことにもつながっていきます。このような文化づくりを進めるために、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。お伺いします。

○市長（丸山哲平君）　今後、持続可能な行政運営と将来にわたる質の高いサービスを提供していくために、市役所は常に変化していくことが前提であり、意見を言い合うことは当然のことであろうと、このように考えています。そのために、職員が自由に意見交換をし、活発に議論ができる風通しのよい組織、すなわち自由濶達な組織というものをつくっていきたい、このように思っています。

お互いの個性をしっかりと認識し、尊重しながら、一人の人間として正面から向き合うとともに、同じ目標や目的を持って共に前に進んでいくことができる組織づくりを目指してまいりたいと考えておりますし、私も就任以来、職員に対しては正しい手順、また法にのっとった上での失敗ということの責任は、しっかり上司である私が最終的に取っていくと、堂々と仕事をしてほしいということを伝えています。

また、私のこれは一つの考え方ですが、新しい世代、若い世代、こういったところに私は新しい芽は常にあるのだろうと、このように思っています。そういった意味では、若い方々が活躍できるように、意見というものも、上長を含め、しっかりと取り入れるような、こういった風土づくり、そして何よりもそれを私自身が実践をしていく、こういった積み重ねが自由濶達な文化というもの、他市と比べても、また国分寺市のよさにつながってくると、このように信じて、しっかりと進めていきたいと、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　自由に話し合えるといった雰囲気をつくっていくということをお聞きしました。

これまで所信表明の前段で示されていました思いや理念の部分についてお聞きしました。次に、個別の施策についての質問に移ります。

まず、「子育て・教育、未来をひらく」というところについてです。

不登校児童・生徒は増え続けており、文部科学省の調査結果によれば、令和５年度、過去最多を更新し、高校生まで合わせると約41万人にも達しているとのことです。本市においても同様の傾向が見られ、子どもたちや保護者に対する支援が不足している現状があります。こうした課題に対して、トライルームの新

規開設やサポート教室の充実など述べられており、支援の拡充をしていくものと考えますけれども、学校に行けない事情や、今と将来に大きな不安を抱えている子どもたちに対して、市長として、どのような言葉を届けたいでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　まず、不登校というのは漢字で書くと３文字でございますが、その含むところは、大変に多様なものがあって、一言では言い切れない、非常に複雑な課題であろうと、このように思っています。

不登校の要因というものも、発達の段階で生じる悩みや不安など様々にあり、児童・生徒を取り巻く環境によっては、誰にでも起こり得るものであろうと、このように思っています。

そういった意味で、私がどのような言葉を届けたいかということですが、不登校を問題行動であると受け取られないような配慮ということはしっかりと進めていきたいと思っておりますし、１人で抱え込まずに、周りの人間、大人に、ぜひ、相談をしてほしいと思っています。

不登校の子どもへの支援は、当然に本人の意思を十分に尊重した上で、一人一人のニーズに応じて行う必要があると考えておりまして、なかなか全ていきなりにと対応ができているわけではありませんが、こういったところもしっかり実態を把握しながら、一つ一つしっかりと進めていきたい、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　一人一人異なる原因、思いを抱えている子どもたちがいるということを認識されていると理解をいたします。

現在、不登校で苦しい状況にある本市の子どもたちが、10年後、大人になったときに、学校に行けなくても、自分には価値がないと思わず、安心して過ごせる環境が国分寺市にあったから、今の自分があると言えるようなまちであるよう、小・中学生の現役の保護者でもある市長のリーダーシップの下、一人一人に寄り添った支援策を打ち出していただけますようお願いいたします。

それでは、国分寺市の将来を担う子どもたちの教育環境の充実にも取り組んでいくとあります。子どもの貧困は見えにくい問題ですが、将来の格差を固定化しかねないと危惧します。

筑波大学の土井隆義教授は『若年層の格差をめぐる連鎖の構図』の中で、経済格差が教育格差を生み、さらに体験格差や、どうせ自分なんてできないという意欲の格差、そして、人とのつながりにまで及ぶ関係格差へと連鎖していく実態を明らかにされています。しかし、このような格差の連鎖を打ち切る力を育むことが教育環境を整えることでできるのではないかと考えます。市長はこの格差の連鎖構造について、どのように認識していらっしゃるでしょうか。また、全ての子どもの意欲を育み支えていくために、本市の教育ができることは何か、お考えをお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　御質問ですが、格差の連鎖、こちらについては、私は緩和、最終的には解消というものを目指して進めていく必要性があると、このように認識をしています。それがゆえに、今回、私のほうで政策として掲げさせていただいた教育バウチャー、これは最たるものかと思いますが、そういったものを行うことで、子どもたちの前向きな気持ちというものを背中を押していくということを進めていきたいと思っていますし、また、広い意味では、温かい中学校給食の提供ということも、こういった家庭環境、また、そういった食事の環境等も含めて、でき得る限りそろえられるところは、しっかりとそろえていきたいという思いの表れであります。

最終的には、子どもたちの持つ能力が、一人一人、これは当然異なると思います。個性というものがありますので、何をやれば正しいとか、何が正義といったことではないんですが、言えることは、子どもた

ちが持つ能力をそれぞれにより力強く発揮をして、一人一人が社会の一員として、自ら未来を切り開いていけるよう、教育環境というものの充実、こちらは教育委員会とも連携をしながら、支援を進めていきたい、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　教育環境の充実についてお伺いしました。よろしくお願いいたします。

次に、「健康・福祉・スポーツ振興」について伺います。

全ての人が生き生き健やかに暮らせるまちの実現に向けて、健康づくりへの支援や、高齢期でも自分らしい生活を維持するために必要な施策の充実を図っていくとのことです。

本年2025年は、団塊の世代の皆さんが全て後期高齢者になられる節目の年でもあり、医療や介護のニーズが急増すると見込まれています。また地域包括ケアシステムの目標年でもあります。今後は団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、人口減少、少子高齢化社会においても、社会の変化や市民ニーズを的確に捉え、誰もが自分らしく生きる福祉のまちづくりを推し進める必要があると考えます。そこで、社会的な弱さを抱えた人への市長の思いや福祉のビジョンをお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　御質問いただいた福祉のビジョンということで、非常に範囲の広い、広範囲を対象とする御質問でありますが、お答えするのであれば、私としては、社会の変化、生活様式の多様化などにより、包括的な支援体制、分野横断的な連携が重要であり、これをしっかりと進めていきたいと、こういった考えを持っております。

第２次国分寺市地域福祉計画では、生活課題を地域の課題として捉えて、市民や地域、団体と共に課題解決に向けて取り組む重要性や高齢社会到来における健康への意識の高まりなども踏まえ、基本理念として、誰もが共に認め、地域で支え合い、自分らしく健やかに暮らせるまちを掲げていることから、市長として、私もこの理念にのっとった取組を推進してまいりたい、このように考えます。

その上で、やはり国の動き等々も重要でございますから、そうした国の基本方針等も踏まえつつ、一人一人に寄り添った対応、これを模索をしていきたいと思っています。

○８番（松岡まり君）　分かりました。

所信表明では、認知症・孤立対策や障害者の移動支援事業の拡充、居場所づくりなどにも取り組んでいくとのことです。こちらについての具体の取組をお伺いいたします。

○市長（丸山哲平君）　認知症施策については総合的かつ計画的に推進することが重要であり、様々な角度から取組を進めてまいります。

例えば、新しい認知症観に立った取組を推進するため、市民向け講演会や50歳以上の市民を対象に、あたまの健康チェック会の開催など、認知症の正しい理解と予防について、普及啓発に取り組みます。

また、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、認知症施策推進計画を一体のものとして策定をいたします。全ての市民が尊厳を持って、自分らしく地域で暮らすことができ、みんなが喜びを持つ、そうした国分寺市の実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますし、私自身もしっかりと勉強しなければいけないということで、今度、認知症サポーター養成講座を私も受講させていただいて、しっかり自分なりにも勉強させていただき、一歩一歩、そういった理解というものを深めていきたいと、このようにも思っています。

孤立対策については、高齢者のみの世帯や単身高齢者が増加する中、地域の見守り体制の充実や高齢者見守りサービス等に取り組み、地域で孤立しない環境整備に努めてまいりたい、このように考えています。

障害者の移動支援についてですが、社会参加や余暇活動の充実を図るための事業として、安定的に事業

が継続できるよう、事業者の確保、また従業者の育成も含めた取組が重要であると、この人の問題というのは非常に重要なことだなと、課題として認識をしています。

今後は、先ほども答弁で触れさせていただきましたが、日中の通学先、通所先等の活動場所を出発拠点とした場合の支給についても整理を進めてまいりたいと思っておりますし、また、居場所づくりにおいては、障害のある方が安全に過ごすことができる、この居場所づくりを、国分寺市障害者地域自立支援協議会を活用し、また、各種障害福祉サービスや地域で行われる様々な活動を充実するための検討、こちらを進めてまいりたいと思います。

○８番（松岡まり君）　2040年には７人に１人が認知症になるとされています。たとえ認知症になったとしても、個人の尊厳や意思を尊重し、ただ支えられる存在ではなく、共に生きる存在として捉える必要があります。そのためにも認知症の御本人の声をお聴きし、反映する取組が重要と考えます。新たな施策の展開をお願いいたします。

また、居場所づくりについては、空き家を活用した取組が徐々に地域に根づいてきています。アットホームな雰囲気を生かした、障害の有無や属性にかかわらず、誰もが集える市民ならではの居場所づくりを、市長には、ぜひ応援していただきたいと思います。

市の計画では、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとあります。プライバシーと尊厳が十分に守られた住まいと、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための生活支援や福祉サービスが基本とされています。居住支援の必要性、そして国も都も推進する居住支援協議会の設置について、新市長としての見解を伺います。

○市長（丸山哲平君）　障害者の方の居住支援につきましては、障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会において情報交換を行い、具体的な支援ケースを通じて支援における課題等を共有しておりまして、支援者間の相互理解を進めるため、居住支援に係る関係機関の情報交換は有効であると、このように考えています。

高齢者の居住支援ですが、こちらについては、住宅に困窮する低所得の単身者に対して生活の安定を図るため、市が借り上げた民間アパートの提供、こちらを行っているところであります。また、都営住宅シルバーピアでは、入居者の生活を援助する生活援助員の配置、緊急発報時の対応など、安心して過ごせる体制整備、こういった取組を進めています。今後もこういった取組をしっかりと進めていくということが重要であろうと、このように考えています。

また、後段、居住支援協議会の設置について御質問をいただいたところでありますが、やはり何より重要なことは、柔軟な形でのコミュニケーション、これが取れるかどうか、そしてそれを積み上げていくことにあると、このように考えています。その意味では、市では令和５年度から、居住支援法人、不動産団体、市の福祉部門及び住宅部門の職員による情報交換の場というものを既に設けておりまして、その有効性と必要性というものを認識しているところでありますから、この場をしっかりと、より充実したものとして進めてまいりたい、このように現在は考えています。

○８番（松岡まり君）　コミュニケーションを図るということについて御答弁がありました。こちらは重要なことですが、支援策の実施が求められています。年に１回の情報交換の場だけでは、市民が実施している相談業務や住宅確保困難者への支援につながっていない現状があります。全体をコーディネートする役割を果たす居住支援協議会の設置を求め、次に移ります。

日本が直面している課題について、少子高齢化、物価高騰、気候変動問題などとともに、貧困問題につ

いても触れられています。そこで、本市における貧困問題について伺います。

市内でも、ひとり親家庭や非正規雇用の世帯を中心に、生活に困難を抱える市民が存在しています。市長は、この国分寺市における貧困問題をどのように認識しておられるでしょうか。また、全ての市民が安心して暮らせるまちをつくるために、市として、どのような役割を果たすべきとお考えでしょうか、お聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　この貧困問題についてですが、まさに国全体の問題であると、まずこのように認識をしています。そして、その背景として、経済的な理由による教育格差、社会的孤立など、様々な要因というものがあって、市民生活において、具体的に大きな影響がある、こうした課題であると認識をしています。

その上で、当市としてできる対策については、これまでも生活保護制度を必要としている方への支援、生活に困窮されている方への相談支援、子どもたちへの学習支援など、個別具体的な取組を実施してきているところであります。今後も庁内関係部署と連携を図りながら、経済的な困難を抱える方へ必要な支援が届くように、これは情報の発信等も含めて、引き続き取り組んでまいりたい、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　よろしくお願いします。

それでは、次に、「市民と市民、市民と行政をつなぐ」という分野で質問いたします。

多様な団体、市民との連携を強化し、多分野の施策充実を図ると述べられました。これは市民協働をさらに進めていくという意味と捉えます。行政が市民を支える対象としてだけではなく、共にまちをつくる仲間として考えていっていただきたいと思います。市民との関係をどう築いていこうと考えているのか、また、その先にどのような国分寺市の姿を思い描いているのか、市長の御見解を伺います。

○市長（丸山哲平君）　協働については、国分寺市自治基本条例において、市民や事業者等と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことと位置づけておりまして、御指摘のとおり、市として必要な取組であり、進めていかなければいけない、このように考えています。

本市においては、これまでもこの協働の充実というものを適宜図ってきたところでありますが、引き続き地域の多様なステークホルダーとの信頼関係構築、連携を強化することで、協働を推進してまいりたいと思いますし、先ほど議員のほうからも御発言がありましたが、まさに一方的に、どちらかがどちらかに対して何か与えるだけでおしまいという関係ではなく、よい意味で求め合うところはしっかりと求め合っていくという、こういったことかなと思っておりますので、そういった観点も持って、しっかりと進めてまいりたいと、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　分かりました。協働について、そして国分寺市自治基本条例、こちらについても言及がありました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、「農商工業・地域経済の振興」についてお伺いします。

都市農業の推進について示されていますが、国分寺市では農地がどんどん減少し、宅地化されていく現状があります。都市農業の推進には、まず農地を確保していくこと、維持していくことが大前提です。また、昨今の異常気象による農産物の収量の減少や後継者不足、相続の問題など、様々な課題に直面されている農業者の方への多角的な支援も必要です。午前中の質問と重なるところがありますが、農地の維持や農業者支援について、どのように考えているのでしょうか。具体策があれば教えてください。

○市長（丸山哲平君）　午前中にも本件についてやり取りがありましたが、農業、都市農業というものの重要性、当市を特徴づける非常に重要なファクターであると認識をしておりますし、しっかりと今後も国

分寺市において都市農業というものが息づいていく、こういった環境というものは求めていきたい、このように考えています。

一方で、これは全国的な課題といいますか、相続等、法律も絡む問題でありまして、なかなか市単独で全ての問題がすぐに解消するといった類いの問題でもないというところも現実として存在をしています。そういった中において、まず我々にできることをしっかりと進めていかなければいけない、このように考えておりまして、本市では、これまでも担い手の確保、これを目的とした農業後継者の育成、また安定的な農業経営の確立のため、補助制度などの支援に取り組んできたところであります。

今後についても、当市としてできることをしっかりと行っていく、引き続き市農業委員会の皆さんやＪＡの方々をはじめとする関係機関とさらなる連携を図り、農業施策を推進してまいりたいと思いますし、また、市民にとっても、より身近な農業というもの、こういったものの発信も市としてできることはあろうかと思いますので、この点も私もしっかりと意識を持って取り組んでいきたいと思っています。

なお、令和４年度、５年度に農業者肥料・燃料等購入支援補助事業を実施し、こちらは高い評価をいただいていることから、再度、本定例会の補正予算として提案をさせていただくことも先ほどお伝えをさせていただきました。こういった適宜必要な政策というものを進めて支援を継続していきたい、このように考えています。

○８番（松岡まり君）　分かりました。どうぞよろしくお願いします。

市内の農業者が生産された農畜産物であるこくベジは、地産地消の取組として、とても意義のあるものです。近くの農業者の方が生産されたものを新鮮なうちに食べられるということは、都市と農地が近いことのメリットであり、認知度も高まっていると考えます。イベントやマルシェの開催、直売所での販売、こくベジを使用した飲食店への販路拡大など、農業者の方だけでなく、市やＪＡ、商工会の皆さん、こくベジプロジェクト推進連絡会の皆さん、市民団体の方々など、多様な主体による様々な御尽力によるものだと考えます。こくベジのさらなる発展を目指すと所信表明ではありましたが、具体的には、どのようなことになるのでしょうか。教えてください。

○市長（丸山哲平君）　この市の魅力の一つであるこくベジの発展についての御質問でありますが、所信表明では述べさせていただきました。具体的には農業、商業、工業が一体となることで、加工品の開発、また流通の開拓というものを進め、いわゆる農業の６次産業化につながる、こういった方向性を志向して、様々な可能性というものを模索をしていきたいと思っています。こうした観点を含めて、こくベジのさらなる発展というところを目指して、こくベジプロジェクト推進連絡会とも連携し、各種施策、様々な方面での取組があろうかと思いますので、研究を進めていきたいと思っております。

○８番（松岡まり君）　農業振興についてお伺いしました。よろしくお願いします。

創業支援についての言及もありました。自治体が取り組む創業支援は、地域に根差した経済の活性化や雇用創出の意義があります。これまでも創業塾や創業セミナー、こくぶんじカレッジ受講生や創業塾の修了生を対象とした、まちとつながる創業支援などが実施されています。継続的に事業を運営していくためには、変化していく地域のニーズや課題の把握など、創業後を考えていくことも非常に重要です。創業支援拠点の整備に関しまして、創業後の支援についてはどのような見解をお持ちでしょうか。教えてください。

○市長（丸山哲平君）　今、議員からも御紹介もありましたが、創業後の支援について、これまでも小口事業資金融資あっせん制度、また、創業後５年未満の方を対象とした創業個別相談会、こういったものを

実施するなど、支援を進めているところであります。特に小口事業資金融資あっせん制度は、令和７年度時点で利率1.975％のうち市が1.775％を補助するなど、事業者の負担は全ての隣接市を含め格段に低いといった優位性をもって手厚く支援しているところであります。その上で、今後もここで止まることなく、さらなる支援というものを進めていかなければいけない、具体的には創業支援拠点の整備というものを今後進めていかなければいけないといった課題意識は持っているところであります。

一方で、立地、場所の問題といったところで非常に簡単ではない課題でもあると、このように思っていますので、私自身は今後も商工会や金融機関といったところの御意見等も賜りながら、可能性について研究を進めてまいりたい、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　創業支援のことについてお伺いしました。よろしくお願いします。

次に、「環境保全・持続可能なまちづくり」についてお伺いします。この夏も酷暑が続いています。国分寺市近辺でも熱中症警戒アラートが連日発表され、総務省消防庁によりますと、全国の熱中症による病院への搬送者は、今年６月の時点で昨年６月の２倍以上となり、調査を始めてから最も多くなったということでした。先ほど農業振興の質問でも触れましたが、国分寺市では農地や緑が減少し、アスファルトやコンクリートが増え、ヒートアイランド現象も年々深刻化しているように感じます。国分寺市ゼロカーボン行動計画の基本方針には、緑の保全、創出が掲げられています。この国分寺市の環境の中で私たち人間が生きるためには、農地を守っていくとともに緑を創出する取組が重要です。所信表明では「現状維持は破滅である」と示されていました。今までにもこの考え方は述べられてきているところですが、まさに今の現状が続けば、国分寺市の緑はどんどん減少していってしまうと危惧をしています。

そんな中、市長は、まず、国分寺市の環境をどのようにしていきたいと考えているのでしょうか、お考えをお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　環境をどうしていきたいかということで目標、目的についての質問になるかなと思いますが、第三次国分寺市環境基本計画では、国分寺市が目指す環境像2050として「緑・水・生き物・多様なつながり　人と自然の共生の歴史を未来へ引き継ぐまち」を掲げておりまして、ここが一つの目的、ゴールとなってくると、このように思っています。そういった環境像の実現に向けて大切なことは、市民一人一人が身近な自然や生き物に興味関心というものを持って、そして深刻化する環境問題を自分事として捉えて、そしてできることから行動していくということであろうと、このように考えています。その意味で個々の力を結集し、市民・事業者・市が一丸となりオール国分寺で実現する、このことが今後ますます必要になってくるということでありまして、その目的に向かって私としても進めてまいりたい、このように考えています。

○８番（松岡まり君）　これまでの議会での質問を振り返ってみますと、議員のときに市長は、市内を流れる野川整備についての考えを示されてきました。一般質問では野川整備の所管課を見直し、市のスタンスを明確にする、体制構築をしていくことが必要であると言及されています。

そこで、今後４年間での野川整備への取組への姿勢についてお伺いします。また、主に整備に関して、東京都との交渉や、都や市民との協働を所管する担当課の新設についてはどのようにお考えでしょうか、教えてください。

○市長（丸山哲平君）　今、議員から御指摘いただいたように、議員のときに私は折に触れて野川の件はよく触れていたということで、私自身も非常に関心を持って本件については捉えているところでございます。

野川の整備についてですが、これまでも東京都に対して早期整備の要請を重ねるとともに、野川源流スクールなどを開催し、市民の機運醸成に努めているところであります。一方で、東京都は被害の出ている野川中下流域やほかの河川の整備を優先的に実施している現況でありまして、当市内の整備が滞っている、これが現状であります。野川の整備は治水機能の向上のほか、防災性や住環境などに関する安全・安心で快適な市街地環境の形成においても重要なものでありまして、生物多様性の確保、緑地帯の増加など、先ほどの話にもつながりますがグリーンインフラにも資するものであると、このように考えています。平成29年度に東京都が策定した野川流域河川整備計画の早期実現、この計画があるわけでありますから、これに向けて働きかけるために担当課の新設といった御質問がありましたが、これはしっかりと行っていきたい、このように思っていますし、またその実現に実際に向けるために、当市のスタンスというところ、所管課も含めてどこが行っていくのが最適であるのか、また当市としてどういった文脈で東京都に対して要望していくことがより我々の考え、より我々のスタンスというものを正確にお伝えできるのかということも含めて研究、そして検討という段階に進めていきたい、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　野川整備に対する思いをお聞かせいただきました。国分寺市部分の野川を緑の親水性のある形に整備していくことは、多くの市民が望んでいます。これまで以上に積極的な東京都への要請を求めまして、次の質問に移ります。

ぶんバスの運行維持と利便性の向上が掲げられています。ぶんバスは地域の交通インフラを強化し、高齢者や障害者の移動の支援や地域コミュニティの維持に大きな役割を果たすなど、福祉的な役割も大きい重要な事業です。昨年度から事業者の変更や運賃の値上げ、一部のルート変更など、市民からの不安の声を多くお聞きしてきました。課題とされてきた運転士不足は非常に難しいものですが、現在の課題をどのように捉えているのでしょうか。利便性の向上も含め、どのように進めていこうと考えているのかお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　今、御案内のとおり、バス業界というものは構造的な課題、深刻な運転士不足、そしてその運転士不足に起因する減便、またルートの廃止等、こういったことが全国的に問題となっています。そういった中で当市も例外ではなく、１事業者が撤退といった事態も起こり、新たな運行事業者の御協力によって、これまでと同様の運行の継続ができているといった状況であります。

まず、今、差し当たってぶんバス事業というものが維持できているということは、改めて御協力いただいた事業者の方々、また私も市長になってから様々にこの件についても指示を出しているところでありますが、本当に担当課含め真剣に仕事をして、しっかりと、何とかこの路線を維持しようという熱意を持って仕事をした結果、当たり前ではなくて、そういった努力の積み重ねの結果で今のこのぶんバスルートというものが維持できているということであります。この点については、皆さんも御案内、御理解いただいていると思うのですが、改めて共有はさせていただきたいなと思っています。

ただ、その上で、ここに満足することなく、改善というものはしっかり進めていかなければいけない、このことも認識しているところでありまして、先ほど午前中も答弁をさせていただきましたが、まず発着場所を市役所庁舎のほうに寄せるということで利便性というものを高めていく。また、以前から御意見をいただき、要望いただいていた北町ルートでのバス停についても検討するよう、もう既に指示を出して協議を進めてきているといった段階でありますので、一つ一つにはなりますが、きちんと皆様に今後も御利用いただけるといった経営体制も含めてぶんバス事業というものをしっかり守っていきたい、このように考えています。

○８番（松岡まり君）　丁寧に進めていっていただけているという御答弁でした。ぶんバスの発着場所を市役所庁舎に変更するという具体的な取組も伺いました。現在、日吉町ルートで市役所に向かう場合、１つ手前の西国分寺駅東のバス停が発着場所になっており、そこで15分程度待つことになっています。暑い中、バスを降りて、足のけがのため松葉づえで市役所へ向かったという声をお聞きしました。多くの市民から、こちらについての期待の声があります。市民の声を、市民の意見を聴く場を定期的に持ち、説明を丁寧に行いながら進めていっていただけますよう、今後もよろしくお願いいたします。

次に、「防災・防犯、安全・安心を守る」について質問します。近年の気候変動に伴う豪雨や首都直下型地震のリスクはますます高まっています。国分寺市では、公助だけでなく、自助、共助の考え方から、日頃からの備えを行っていると認識しています。また、災害時に災害対策本部が設置されるこの庁舎を中心とし、隣接する国分寺消防署や国分寺市医師会災害対策本部が設置されるいずみプラザとの連携により対応力を高めていくとされています。所信表明では、防災ＤＸの推進による対策が具体的に示されていました。被災すると、各避難所やこの庁舎そのものも停電などの影響によって機器などが使えなくなる可能性もあると考えます。この点についてはいかがでしょうか、教えてください。

○市長（丸山哲平君）　大切な御指摘だと思っております。停電時を想定し、各避難所に発電機と蓄電池を配備しております。また、現在、２団体と災害時における電気自動車等の支援に関する協定書を取り交わしておりまして、避難所に常時２台の車両が確保できればこういった避難所の電源を確保できるといった想定となっています。各所への連絡や受付事務等は紙での運用もできるよう多くの様式を用意するなどしておりますので、併せて活用するなど臨機応変に対応してまいりたいと思います。

防災ＤＸは紙での処理を電子で行うことにより、より正確で迅速な対応が可能となりますが、電気は必要なライフラインとなることから、御指摘も含めて、今後も拡充を進めていきたいと思っています。一方で、こういった投資を行うということは、その分ほかのことができなくなるということでもありますので、最適な保有ラインというのはどれくらいであるのか、また蓄電池については耐用年数等もありますので、こういった総合的な比較考慮をしっかり行って、決して過剰にならないような配備を行っていきたい、しかし、しっかり守るものは守るということを堅持して進めていきたいと思っています。

○８番（松岡まり君）　分かりました。よろしくお願いします。

それでは、次に、「文化・多様性・まちの魅力」についてお聞きします。多様性を尊重する多文化共生社会の構築に取り組んでいくとのことです。本市には様々な文化的背景を持つ方々が暮らしていますが、その数は年々増え、本年８月１日現在3,500人を超え、令和４年の同時期と比べ約1,000人増加しています。こうした状況を踏まえ、地域における多文化共生社会の構築は喫緊の課題だと考えます。市長がこの理念に込めた思いを改めてお聞かせいただくとともに、教育、生活支援、地域交流といった具体的なところで多文化共生をどのように推進していかれるのか、見解をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　まず、多文化共生社会についてですが、私はこれは不可避の流れであって、今後しっかりと進めていかなければいけないと、まず、この前提に立っているということであります。その上で、第２次国分寺市総合ビジョンにおいてお示ししているとおり、外国人市民を含む多くの市民が参加し、相互理解や交流を促す事業を進めてまいりたい、このように思っています。令和６年度は国分寺市国際協会との共催により、多文化共生×国分寺事業としてこくぶんじ国際交流フェスタを実施し、言語、慣習、文化の違いを認め合い、多様性を尊重する環境づくりを行ったところです。今後も様々なイベントを通じて多文化共生社会の構築を図ってまいりたいと思いますし、先ほども申し上げましたが、私自身も海外に

駐在して、実際に仕事をしてきました。様々な方と関わってまいりました。これは語弊を恐れず申し上げますが、人間と人間というものが付き合っていく上では、きれい事だけではない部分というのもあると思います。そういったことも含めて、お互いにいいことだけを言い合っておしまいではなくて、ある意味で付き合いづらい部分というところもしっかり見せ合うということもまた大事なのかなと思いますので、そういった点でまだまだしっかりやっていかなければいけない。私も海外でほとんど楽しい思いといいますか、いい思いといいますか、そういったいい経験をしたところですが、やはりそれでも大変なこと、つらいことというのもあるわけであります。そういった現実というものもしっかりとお互いに見せ合いながら、ただそのゴールとしてはどのように一緒にやっていくのかというところに向けて、言葉だけではない、そういったものも研究をしっかりと進めていければなと、このように思っています。

○８番（松岡まり君）　　分かりました。御自身の海外駐在の御経験であったり、様々なことを生かしていっていただきたいと思います。多文化共生社会は、誰もがその人らしく生きていく上で非常に大切なものです。お互いを認め合うことから広がるやさしいまちづくりを具体性を描きながら目指していっていただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「行政改革・行政ＤＸ推進」の分野でお伺いします。行政改革の一つとして、時代の変遷とともに当初の目的に沿わなくなった事業の統合・縮小・撤退を進め、必要とされる事業に注力する選択と集中を推進し、その業務に当たる職員に報いる評価等の制度改革を進めるとありますが、こちらについて、具体的にどのような制度を想定されているのかお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　　改めて申し上げますと、私は国分寺市の未来を考えたときに、守るべきものは守り、変えるべきことは変えていく必要があると、このように考えています。その観点で事業の統合・縮小・撤退・選択と集中という言葉を使わせていただきました。誤解なきようにしっかりと申し上げたいのですが、私は例えば福祉や教育という分野は非常に重要だと思っています。しかしながら、ただ単に大事だと言っているだけで維持ができるのかというと、今後、そういった悠長な時代ではないと私は思っています。しかし私はそういったものをしっかりと行っていきたい、だからこそ不要不急のものであったり、時代のニーズが変わったそのほかの分野も含めて事業というものを的確に判断して、必要なところに資源というもの、人員というもの、リソースというものを投入していく、このプロセスを経なければ、我々が本当に求められるところに対して必要な資源というものは投じることができない、こういった危機感で、若干言葉は強く取られるときもありますが、まさに守るべきものを守るために変えるべきところを変えたい、変えなければいけない、この意味で発言しているところでございます。

その中で、既存の事業の撤退、これから検証していきますが、実際に撤退を行う、仮にそういったケースがある場合には、当然に関係者、既に事業としてサンクコスト、投じたものがありますので、これはやはり言葉で言うほど簡単なことではない、これは私は実体験としても感じているところです。そんな取ってつけたようには簡単にはできませんので、そういったところに当たる職員には、まさに大変な苦労、負荷もお願いしなければいけない、そういったところに対してしっかりと報いる人事評価、これも私のビジネスの経験ですが、ある意味で始めるほうが楽なんです。前向きな話なので、基本的に始めることというのは、そして自分自身もやる気に満ちていますので。しかしながら、こういった縮小・統合・撤退というものについては、ある意味で整理ということになりますので非常に違う大変さが出てくるという意味で、それに報いる人事評価ということをしっかり進めていくということであります。あくまで必要なことをこれからもやるために、選択と集中を進めていきたいと思っています。

○８番（松岡まり君）　既存の事業をなくすには相当な力を要するということは理解します。重要なことは、事業の大きな見直しをするに当たっては、初期の段階から市民への情報公開と対話を大切に進め、たとえ全ての合意を得られないとしても、納得度を高める努力を惜しまないことだと考えます。事業の統合・縮小・撤退だけでなく、国分寺市自治基本条例にのっとり、いかなる事案に対しても主権者である市民との対話を尊重する姿勢であるよう求めます。

次に、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するために、複数の部・課にまたがる対応が求められている状況下において、機動的かつ柔軟に対処することができる、庁内横断的な市長直轄組織の設置に向けた検討をしていくと示されていました。現状としては、重層的支援体制整備事業など、庁内の多岐にまたがる分野や社会福祉協議会等の他機関との連携強化などを行っています。しかしながら、これまで以上に福祉や教育、まちづくり、地域共生など様々な分野において縦割りを補完し、横串を刺すような横のつながりを形成し、連携していっていただきたいと考えます。市長の考える市長直轄組織は具体的にどのようなものなのでしょうか、お伺いします。

○市長（丸山哲平君）　今、松岡議員から既に大事なところは触れていただいたかなと思っております。現在においても、各部署において必要な連携というものは当然に図っているところでありますし、各担当部署がフロントラインとして一番重要な存在であるということは、今後とも揺るぎないところであります。ただ、その上で、分野を本当に超えた連携ということが、これからの時代はますます求められてくるだろうと。また、時間軸というものも、単に１年、２年という話ではなくて、５年、10年、公共施設のマネジメントもそうなんですが、そういった観点ということも出ていく中において、担当部署のみならず、全体を俯瞰して、かつ全体を調整できる、こういった市長の直轄組織というものは、私は必須であろうといった観点において市長直轄組織の設置、このことを私の一つの公約、また所信表明等でも触れさせていただいたところでございます。

ただ、当然、私自身もこの検討に当たっては、今の段階で確定的にもう絶対にこれにすると断定的に決めるのではなくて、私のアイデア、今言った考え方、基本哲学というものをしっかりと踏まえながらも、この組織においてどの形が一番効果的なのか、このことをしっかりと検証しなければいけないと思っておりますので、現在、庁内に指示を下して様々なシミュレーション、また様々な組合せというものを今、構築しながら、しかるべきタイミングで皆様にもお諮りをしたいと、このように考えているところでございます。

○８番（松岡まり君）　分かりました。よろしくお願いいたします。

以上、個別施策の具体的内容や理念的な部分も含めての質問をさせていただきました。市長の各分野での意気込みには、既存の事業や現状についてのものもあった一方で、教育分野における不登校児童・生徒への支援、障害がある方の移動支援、農業者支援とこくベジのさらなる発展、ぶんバスの利便性向上など、行き届かなかった事業への着手や現行の事業拡充について、これまで求めてきたものに関する御答弁もありました。ぜひ丁寧に進めていっていただきたいと思います。

そして、御答弁にもありましたが、縦割りを排して庁内横断的に取り組みながら市民や事業者と対話し、議論を重ね、所信表明で示された、市民が希望を持ち、子どもたちが将来に前向きになれる持続可能なまちづくりを進めていただきたいと強く思います。私たちも是々非々で臨み、議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、国分寺・生活者ネットワークの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、国分寺・生活者ネットワークの代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後２時29分休憩

午後２時41分再開

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、公明党を代表いたしまして木島議員。

○20番（木島たかし君）　公明党の木島たかしでございます。

それでは、公明党を代表しまして、丸山市長から示されました所信表明に対する代表質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山市長とは、丸山市長にとっての議員時代の10年間、会派の立場を超えて、共に施策の実現のために汗をかき、取り組んできた仲間でもあり、今後、市長と議会、議員という立場で、もちろん立場は異なりますけれども、これからも市民のため、また市政の発展のために共に努力を重ねていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、早いもので、市長就任からもう既に１か月半が経過しているという状況でございまして、この間、市長として仕事に実際に着手する中で感じたことなど、改めて今日時点での決意をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　よろしくお願いいたします。市長就任以来、市民の皆様をはじめ、事業者や関係団体など多くの方々から御意見を伺う機会をいただいております。また、今後の市政における課題等について職員と情報共有を行う中で、改めて行政の果たす役割の重大さを痛感するとともに、市長という職責の重さに身の引き締まる思いをしております。本日に至るまで、本当に職員には全力で支えていただいておりまして、私自身、非常に充実した、そしてやる気に満ちた日々を過ごさせていただいているところでありまして、感謝とともに、しっかりとこうした思いに応えて、市長として全力で仕事をしていかなければいけないと、このように思っています。

私はこれまで、「現状維持は破滅である」という考え方を繰り返しお伝えしてきました。多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供していくためには、これまでの前例にとらわれることなく果敢にチャレンジしていく姿勢が必要であり、職員も市役所組織も常に変化していかなければいけない。今、この思いを新たにしているところであります。そしてその先には、市民の皆さんが希望を持ち、子どもたちが将来に前向きになれる持続可能なまちづくりということを私はゴールとして、これからも力強く推進してまいりたいと思っています。

大変雑駁な一つの感想になりますが、これからの４年間、今申し上げた思いを大切にしながら市政を前に進めるため全身全霊で取り組んでまいりたい、このように思っております。

○20番（木島たかし君）　ありがとうございます。今、市長からも改めて深い決意を述べていただいて、本当に熱い思いを感じ取ったところでございます。

その上で、これはこれまでも、この間、私に至るまで既に触れられている一つの大きなテーマである「経営」は、所信表明でも触れられている大きなキーワードの一つであろうかと思います。今後の市政を運営する上での根幹となる考え方だと思いますので、その考え方については本当に大きく共感するところ

でもございます。

そこで、改めて市長が目指す方向性をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　繰り返しの答弁となりますが、逆に大事なところでありますので改めて申し上げさせていただきますと、「経営」とは、明確なゴールを定め、手持ちのリソースを把握し、戦略を立て、日々改善と変化を通じて目標を達成し続けていくというプロセスそのものであると、このように認識しているところであります。私自身は、今後も物価高騰が続き、地域間競争が激しくなっていく、また他市と比較する中で国分寺市は何が違うのかということが問われてくる、こういった時代に入ってきたと思っておりますので、そういった意味においても、しっかりと「経営」というものを通じて国分寺市の独自性、またよさというものをさらに発揮する努力を続けていきたいと思っておりますし、時代の変遷とともに当初の目的に沿わなくなった事業においても、きちんとその役割というもの、価値というものを見極めた上で統合・縮小・撤退も含めた判断というものを下し、そして市民にとって、今、そして今後求められる真に必要とされる分野への選択と集中をしっかりと進めていきたいと思います。

そして、これも繰り返しになりますが、それを担うのは、私が幾ら自分で偉そうなことを言っていても、やはり現場の職員が現場の最前線において市民の皆さんに対して仕事をしていくことになります。人こそが最大の資産であり、最も大切にしなければいけない存在であります。私は、そういった意味で職員の育成、職員研修等を通じながら、一人一人の職員がやる気と能力開発といったものを適宜進められる環境構築もしっかりと進めてまいりたい、このように思っています。

○20番（木島たかし君）　ありがとうございます。

それでは、続いて、スピード感、変化への対応ということでお伺いしたいと思います。この所信表明の中にも「変化を所与のものとし、スピード感を上げる必要があると考えます」とあり、またこれまでも、先ほどの市長答弁でも触れていただいていますけども「現状維持は破滅である」という考えの下で活動され、現状維持に終始しては停滞ないし後退しかないとの考え方と、その危機感はとても重要であるというふうに感じるところです。今後、様々多様化する、そして変化し続ける市民ニーズにどのように対応されていくのか、改めて市長の決意、また考えをお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　市を取り巻く状況についてですが、これまでも申し上げたとおり少子高齢化、気候変動問題、大規模災害への対応、物価高騰対策など、非常に重大かつ多岐にわたる課題に直面しているところでございます。一方、国分寺市を取り巻く社会情勢そのものも大きく変化しておりまして、生産年齢人口の減少をはじめ市民ニーズの多様化・複雑化など、それに対応するためにも、今まで以上により多様でスピード感を持った行政運営、「経営」というものが今後求められてくる、こういった認識に基づいて様々に発言させていただいているところであります。

これに対しては、市役所が常に変化し、成長し続ける、このことが重要であり、必須であると考えています。今後、行政ＤＸや行政改革を推進していくとともに、スキルマップ、意識改革、失敗を恐れない環境・文化といったものの醸成を進めなければいけないと、このように思っています。私自身も着任して１か月半ですが、スピード感については何人かの職員から非常にタイムリーにスピード感を持って進めているということで、その辺も既存の業務がある中で、しっかりそういったものも踏まえながら進めなければいけませんが、しかし、まず先頭に立つ者として、常に私自身はスピードというものを大切にして、そして前に進んでいく、この姿勢というものを進めることで、今後変化し続ける市民ニーズに対応できる、このように考えています。

○20番（木島たかし君）　　分かりました。

それでは、続いて、職員の人材育成の観点でお伺いします。「本気の失敗には価値がある」との考え方は、この所信表明で触れられているとても大切な部分ですけれども、職員にとっても前向きなメッセージになると考えます。それを自覚することでより深い責任感を職員の方に持っていただくことが何より肝要なことだと思いますけれども、改めて市長の考えられる今後の職員の人材像、育成について、見解をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　　まず初めに、私はこれまでの経験から、そしてこの１か月半を通じてますます思いを強くしているのですが、市役所職員の仕事に対する責任感、実行力、これは十分に兼ね備えており、非常に信頼ができる、このように確信を強めているところであります。その上で、さらなる高みを目指すために変化のきっかけづくりや意識づけを後押ししていく、このことが私に課せられた重要な役割であると考えています。職員には、現状に満足することなく常に１つ上のポジション、これで仕事をした場合、どのように考えるべきなのか、そして組織を引っ張っていくということはどういうことなのかということを意識してもらい、常にチャレンジする姿勢を持っていただきたい、このように思っています。

組織としては、自身を高め、困難な仕事にもチャレンジできるよう、強い責任感と使命感を持った職員を育成していきたいと思っていますし、これも語弊を恐れず言えば、私はいろいろなところで言うのですが、辞められる職員をつくっていかなければいけない、どこに行っても通用する職員づくりというものをしていく、しかしそのミッションとして、私が国分寺市においてやりがいのある仕事というものを提供することで、そういった職員たちもフィールドとしてこの国分寺市役所を選び続けると、こういった関係が私は一番望ましいと思っていますので、それに向けて全力で取り組みたいと思います。

○20番（木島たかし君）　　分かりました。ありがとうございます。

それでは、続いて、市の財政についてお伺いしたいと思います。これもこれまでの答弁をお聞きする中で、極めて予断を許さない状況であるという緊張感のある答弁を確認させていただいたところでございますけれども、現在の市の、改めての答弁になることも承知の上なんですけれども現状の認識、また今後の在り方についてどのように考えられているのか、具体的に持続可能な国分寺市を今後、市長としてどのようにまさに「経営」していくのか、この点について、市長の見解を求めます。

○市長（丸山哲平君）　　先ほど来申し上げているように、大きな社会変化といった中において、自治体を取り巻く多くの課題というものが存在します。そして当市個別においても、リサイクルセンター等といった大きな資金需要が必要となる事業が控えていること、このことも申し上げてまいりました。そして、さらには昨今の金利上昇というものを背景にして必要資金の増大、これが非常に大きな課題となっています。そういった中で、私はまず前提として、今、私どもの基金の積み上げる額の前提についても、本当にこの額で足りていくのか、適正な水準というものはどういうものなのか、これまでにとらわれることなく、状況が変わったわけでありますので、こういったことをしっかり捉えて適正な水準というものを示すよう指示を下したところであります。予断を許さない状況にあるという厳しい認識を持ちながらも、しかし総力を結集すれば、必ずや持続可能な財政運営、財政経営はできるという信念を持って取り組んでまいりたいと思っておりますし、単年度にとどまらない中長期の視点といったものを大切にしながら、これまでのゼロベースをしっかりと前提にし、そしてさらなる行政改革の推進などを着実に行っていく、そして先ほど申し上げた基金の適正な積み上げ、サービスの充実を両立させながら今後も推進を進めていきたい、このように思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ありがとうございます。

様々な課題はあろうかと思いますけれども、今後また様々な場面での議論などを通じて、この点について考え方を改めて伺っていきたいと思います。現下の厳しい状況をとにかく乗り越えていくために市長の手腕に大いに期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、女性の人材の今後の登用の在り方についてということでお伺いさせていただきます。所信表明の中では副市長の登用について、今後の考え方について述べられているところでございます。この点について高く評価するところでございますけれども、この取組に加えて、今後の管理職への女性人材のさらなる登用の考え方について、現時点での市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　私が最終的に目標とするところは、そもそも男女の別を問うことがなく、必要な方が適正な配置で仕事をしていただく、この環境をつくる、ここが私は一つのゴールであると、これに向けて進めていきたいというのが、まずあります。ただ、その上で、御指摘のとおり、管理職の割合等も含めて女性職員の割合がそれほど男性に比べて高くないという状況もありますので、その象徴として一つ、今、女性副市長の登用といったものも掲げさせていただきました。時期等につきましては適正に、人材の課題もありますので適宜御報告、またお諮りしたいと思いますが、公約そのものについては、しっかりとどこかのタイミングで私は実現していくということは申し上げておきたいと、このように思っています。

その上で、まず現況についてですが、令和７年４月１日時点の女性管理職の割合は、管理職全体の22.5％となっています。このさらなる登用について、様々な課題があります。育児や介護との両立支援といったものについても、当然に男性も当たり前に行っていく時代でなければいけないんですが、ただ、体の問題とか、そういった様々な課題等もあります。現実的な課題というものもあって、まだまだそういったクリアしなければいけない課題もあろうかと、このように思っていますので、そういった支援を充実させていく、そのこととともにモチベーションを高め、研修の充実なども図っていきたいと思います。最終的にあらゆる人が管理職を目指せる機会というものをつくっていく、そこに向けて取り組んでいきます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ありがとうございます。

それでは、この後は個別の施策を中心に確認させていただきたいと思います。まずは、「子育て・教育、未来をひらく」のところの温かい中学校給食の提供についてでございます。この点についても、これまでの課題をしっかりと受け止めていただいて実現可能な道筋を示されたということを、まずもって高く評価したいと思います。まずは、早急に着手したいと考えられている保温食缶方式の導入について、また中長期的な手法について、時期はそれぞれいつ頃ぐらいを目指されているのか、また、推進に当たっては事業手法についても検討を深める必要があるんだろうと思います。安全で高いサービス水準の一方で、財政負担の観点からも、特に中長期的な視点という観点でいえば民間活力の導入などについても真剣に検討すべきであると思います。加えて、食缶方式の直近に迫っている今後の取組の中での、これも詳細はこれからということになることは十分承知はしていますけれども、いわゆるアレルギー対応の問題、また全員給食と言われる問題、こういったことについて、現時点で市長はどのようなお考えなのかを確認させていただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　今後について、まず短期の目標を達成する、ここに注力したいと思います。やはりリソースも限られておりますので、全部何でもかんでも同時に進めるということは現実難しいということでありますので、先ほども答弁差し上げましたが、まず短期の保温食缶方式の導入に向けて全力を傾けていきたい、このように考えています。そして、それを達成した後に中長期の課題解決のための検討を進

めていきたいと思います。かなりクリアしなければいけない課題、またコンセンサスを取らなければいけないということを考えると、現時点において、いつまでにできるかということを言うのはかえって無責任になろうかなと思いますので、それは現段階では差し控えたいと思いますが、そういった手順で進めていきたいと思っています。そしてその短期については、先ほど申し上げたとおり令和８年度から給食の提供を実現していきたいと、このように思っています。

なお、現段階においては契約期間は５年間を予定しながら、この期間中にそもそもの短期的な手法についての検証ということも進めていきたいと思っておりますし、中長期については、御指摘いただいたとおりだと思います。民間の活力といったものをしっかりと進め、広域連携の可能性、他施設との複合化、こういったことも進めていきたいと思います。

また、最後に今後の方向性というところもお求めいただいたかなと思うんですが、私としては、現時点の指示としては全員給食を目指す、そしてアレルギー対応も行う、今、このことをゴールに設定して検討に入ってもらっています。最終的にどのような形になるのかというのは、また決定をもって適宜御報告いたしますが、今、その方針で進めているということであります。

○20番（木島たかし君）　分かりました。大きな、本当に大事な取組をまさに今、推進している中だと思いますが、本当にスピード感を持って着手されたということを、まずもって高く評価したいと思いますので、その上で可能な限りきめ細かな取組が実現されるよう期待したいと思います。

続いて、教育バウチャー・学習クーポン制度についてでございますけれども、学習塾等で利用できることなど、子どもの学ぶ機会の支援とともに保護者の経済的負担の軽減の観点からも評価できる取組だと思います。改めて市長の教育環境の重要性への思いをお伺いするとともに、これは併せてお伺いしたいのが、これは市長が議員時代に提案されていたと記憶していますけど、修学旅行、また移動教室も大変な負担があるということで、この点についても支援の検討が必要ではないかということでかつて取り上げられていたと記憶しています。公明党としても、ぜひ、この点は検討すべきではないかと考えておりますけれども、現時点での市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　まず、教育バウチャーについては、複数の会派の皆様からも御質問いただいているところでありまして、改めてその前提としてまず申し上げたいのが、現状において学校教育の現場、教育委員会、また各校を中心として取り組んでいただいていること、私はこれは多大な御貢献をいただいていると、このように認識していますし、現場において最善を尽くすべく御努力をいただいている、このように認識しているということは、まずしっかりと申し上げたいと思います。

その上で、学校外教育、具体的には塾というものの活用がある意味で受験期においては普通になっている状況において、ここの部分の是正というものをどのように図っていくのかということを私どもは考えていかなければいけないという問題意識において、この教育バウチャー・学習クーポンということを私は提案していきたいと思っているということを御理解いただければと思います。

さて、この教育バウチャー・学習クーポン制度ですが、収入格差で生じる教育格差というものを緩和・解消し、子どもたちの学びの機会を補完していくこと、これが前向きに取り組む子どもたちの背中を押すために必要な施策である、現代的な課題であると、このように認識しています。その内容については、先ほど申し上げたとおり、中学３年生の受験期の生徒を対象に使えるクーポンの提供に向けて、今、研究・検討を進めているところであります。

そして修学旅行費の支援なんですが、確かに私が求めていたところであります。私自身も一般質問等を

通して問題意識というものを伝えていたところでありまして、今、移動教室や修学旅行といった宿泊行事については、そもそも学びというものが非常に多い重要なものであるということでもありますし、また加えて友人関係を深める意味でも、誰でもその記憶があると思うんですが、非常に思い出深い重要な行事であるといった認識があります。

一方で、近年の物価上昇によって各御家庭から見ると大きな負担になっているということも一つの事実でありまして、まず申し上げるのは、市が全ての費用を持つということは、私は適切とは思っておりません。そこまでは市として行うことは難しいと、このことは申し上げながらも、ただその補助水準についてはなかなか見直しがされてこなかったということもありますので、昨今の情勢、また他市の状況というものも踏まえて適切な補助水準というものを見極めて検討していきたいと思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。限りある財源の中での取組なので、丁寧な検討を求めておきたいと思います。

それでは、続いて、所信表明の中でも触れられている様々な子どもの居場所に関わることについて、この間、午前中また午後の質問の中でも保育所、学童保育所、また不登校への支援ということで、きめ細かな居場所の拡充という観点での大切なやり取り、質問が行われたと認識していますけれども、加えて、所信表明で触れられているいわゆる「小１の壁」の問題です。この点については、所信表明で触れられたということをまずもって評価したいと思うところです。先日、公明党会派としても、朝の子どもの居場所事業に取り組む三鷹市を視察させていただいて、その意義、また重要性を確認してきたところでございますけれども、今後、市長としてどのようにこの点について進められるのか、現時点での考え方をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　いわゆる「小１の壁」については、課題であると、まず認識しておりまして、こちらについては、本市において子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、これまでも学童保育所の整備等を進めてきたところですが、朝の子どもの居場所という昨今課題となっているこのテーマに対応するために取り組んでいかなければいけない、このことを認識しております。そして具体的に既に私も庁内において検討を指示しておりまして、協議も進めているところであります。

一方で、現実に検討というものを進めてくると見えなかった課題が出てくるのも事実でありまして、実際に既に実行している自治体の事例、成果というものを参考にすると、想定していなかった様々な課題が出てきているといった状況も把握しつつあります。誰が担って、どのような形で、どういったスキームで行っていくのかということは、慎重に進めなければいけない部分もあります。こういったことも踏まえながら今後一歩一歩進めていきたいと思っていますが、こちらについても、いたずらに時間をかけてずっとやらないということではなくて、まずは試行実施になるのか、まだその辺も含めて確定はしておりませんが、まず取り組めるところから形というものをつくっていく、そしてそれに対してスモールスタートといいますか、そういったところから検証も含め進めていくことで、少しでもこの課題の解消に努めていきたい、このように思っています。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、お願いしたいと思います。

続いて、健康・福祉の分野で何点かお伺いしたいと思います。まずは、補聴器の購入費の補助に関わることでございますけれども、高齢者が生き生きと暮らすことができ、外出を支援する取組にもつながるものであると思います。会派としても求めていた課題でもあり、高く評価したいと思います。早期段階からというように所信表明の中で触れられているのですけども、この点は具体的にどういうイメージなのかを

お伺いするとともに、これも関連することではあるんですけれども、これまで会派としても取り組んできているいわゆる聞こえの支援としての軟骨伝導イヤホンを、庁内で今設置していただいているかと思いますが、これを公共施設全体に拡充するべきではないかと考えているところですので、この点について、見解を伺います。

○市長（丸山哲平君）　補聴器購入費助成事業について、開始時期という御質問でございますが、令和８年度からの開始を目指し、検討を進めていきたいと思っています。周知期間等もありますので、具体的に何月からというのは今後の詳細設計になりますが、令和８年度からスタートということで、そう遅くならないよう進めていきたいと思っています。加齢性難聴や補聴器の正しい理解の普及啓発、簡易スクリーニング等による早期発見、こういった耳鼻咽喉科を受診した方の状態に応じた聞こえのアドバイス、早期介入、またアフターフォローも含めて様々な検討が必要となりますので、担当課には既に指示を下ろして、今言った時期に間に合わせるべく具体的な検討を進めているところでございます。

しっかりと進めてまいりたいという点をまず申し上げ、そしてもう一つ御質問いただいた軟骨伝導イヤホンの公共施設全体への拡充とのことですが、今、これは令和７年７月から庁内窓口11か所に24個設置しております。まず、設置後の活用状況を改めて確認させていただいて、その運用における課題、可能性といった様々な分野の効果検証を含めて、今後については進め方、研究を深めていきたいと思っております。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、お願いします。

続いて、男性ＨＰＶワクチン任意接種事業の創設に加えて、帯状疱疹ワクチンの任意予防接種事業の継続ということで、それぞれこれまでも公明党会派としても推進してきたところであり、高く評価したいと思います。若い世代から高齢者まで、誰もが健康で暮らせるまちづくりを進めるために大事な取組であろうかと思います。もちろん答弁等でも触れられておりますけれども副反応等の情報提供も適切に行っていただきながら推進していっていただきたいと思いますけれども、それぞれ今後どのような取組のスケジュールで進められるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業創設について、開始時期でありますが、令和８年度当初にスタートできるよう、今、これも私が指示を下したところであります。また、副反応等もありますのであくまで任意接種になりますから適切な情報を発信して、御判断いただくといった体制を進めていきたい、このように思っております。既に国分寺市医師会との協議は開始しております。令和７年度中に事業実施に向けた諸手続を行っていく運びでありまして、一つ考えなければいけないのは、これまで受けられなかった世代の方もいますので、その年齢の幅というものをどのように設定するのか、当然無制限というわけにはいきませんので、こちらもしっかりと市長として判断を下しながら、でき得る限り実情に合ったものを模索していきたいなと思っています。

また、帯状疱疹ワクチン任意接種事業については、令和８年度も今年度と同様の仕組みで継続することも予定していきたいと思っています。いずれにおいても接種を希望される方が早期に受けることができるよう準備を進め、それぞれの健康増進に資する取組をさらに進めていきたいと思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、お願いします。

それでは、続いて、これもこれまでも答弁は出ているところでありますけれども、障害者の移動支援の課題でございます。障害者関係団体からもより使いやすい仕組みにしてほしいということで、ここ数年来いただいている本当に切実な要望であります。この点について、しっかりと前向きな御対応をこれから図っていく旨の答弁も言っていただいているところでございますけれども、改めて障害者の方の移動支援に

関わってどのように今後取り組まれるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　障害者の方の移動支援事業についてですが、これまでも当事者の方から御意見を伺い、制度の充実を進めてまいりました。当然に私に先立つ前市長の時代から担当を含め、真剣にこのテーマについては受け止めさせていただき、できるところからしっかりと充実を図ってきた経緯があるということは、議員の皆様も御理解いただけているかなと思います。

その上で、様々な御要望をいただく本事業でありますが、昨今の課題としては事業者の確保、従業員の育成、安定的に事業を継続できる取組がますます重要になってきているといった環境も認識しているところであります。先ほど自民党会派の代表質問でも答弁いたしましたが、現在、日中の通学先、通所先等の活動先を出発地点とした場合の支給内容について整理を進めているところでございまして、今後もしっかりと取組を進めていきたい、このように思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続いて、地域デジタルポイントについてお伺いします。この点についても、午前中に一定の答弁は出たかと思いますけれども、所信表明の中では、まずは健康事業からとございますけれども、現在立ち上げに向けて準備が進められている健康ポイント事業との関係などはどのようになるのか、またその後の将来的な考え方についても、市長の考えを改めてお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　地域デジタルポイント制度については、所信表明で申し上げたとおり、その目的として地域活動やボランティアへの参加に対してポイントを付与していきたい、この思いで検討を進めてまいりたいと思っていますが、現在準備を進めている健康ポイント事業とは別のアプリになるということが考えられますので、単純にポイントそのものについては別のものになる可能性が想定されています。

一方で、こういったＩＴ機器というものはネットワーク効果といいまして、使う方が増えれば増えるほど効果が増すということもありますので、そういった関連性であったり連携というものをどのように図っていくのかということが非常に重要になってくる、このようにも考えておりますので、ポイント変換等で関連性が生じるよう可能な範囲での検討を進めるとともに、願わくば、どこかの段階ではそういった二重投資の観点からも一本化して相乗効果を目指していくということも将来的に研究は深めていくべきだろうと、このように考えています。ポイントについては、現段階で考えているのは市内の商店等で利用できるよう整備を進めていきたいと、このように思っています。

○20番（木島たかし君）　ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、ＬＩＮＥ公式アカウントについても一定答弁はいただいたところなんですけれども、非常に重要な取組だと思います。なかなかできなかった様々なこれまでの事情ということもよく承知はしているつもりですけれども、この点についてもスピード感を持って判断されたこと、また今定例会に付託される予定の補正予算でも関係予算が計上される予定だということで、速やかな対応を高く評価したいと思います。プッシュ型で情報発信できるツールというものが大事なんだろうと思います。本当に激甚化する災害の課題もあり、様々な分野で公式アカウントを本当に有効に活用していっていただきたいなと思います。市民との今後の情報共有の推進の在り方について、市長にその考えをお伺いするとともに、ぶんじきづきプロジェクトもどのように進められるのか、改めて市長の見解をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　ＬＩＮＥを活用した情報発信については、今、議員からおっしゃっていただいたところと私も認識は一緒でございまして、プッシュ型での情報発信というものの重要性がますます増しており、今、市民の方々も日頃から様々なツールを使われていますので、ある意味で情報の氾濫の中にいら

っしゃる、そういった中で適宜必要な情報というものをお届けしていくといった意味でＬＩＮＥというものは非常に有用性が高いということで、こちらも本定例会において補正予算にて提案させていただいておりますし、私自身は既にそういった実装画面のイメージといったものも把握しながら、これは徐々に拡充させていくことになろうかと思いますが、必要な情報の提供ということに資する取組であると考えておりますので、ぜひとも御理解をいただければと思っております。

ぶんじきづきプロジェクトについてなんですが、こちらはＬＩＮＥの具体性に比べると、私も正直これはまだコンセプト段階の部分も多いと考えておりまして、詳細についてはこれから詰めていかなければいけませんが、先ほど申し上げたとおり、でき得る限り我々だけでは見落としてしまうポイントについて市民からの御意見というものをいただきたい、そして願わくば、小・中学生を中心とした意見の公募の場として活用するといった取組にすることによって、一つの意見、またアイデアの発露の場として活用いただけるのではないかと思っています。選考方法等、まだまだ決めなければいけないことがありますので、開始時期も含めて今の段階でどうということはちょっと申し上げられないんですが、きちんと進めていきたいなと思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、お願いいたします。

それでは、続いて、都市農業、こくベジについてお伺いしたいと思います。こちらもまちの魅力としてのこくベジのさらなる推進についてということで、こちらについても改めて市長の所見をお伺いするとともに、市内の農業者への支援ということで、特に物価高、またこの夏の厳しい暑さもございましたけれども、様々な影響を受けられているんだろうと思います。必要に応じたきめ細かな支援の検討について、先ほど来、答弁も頂戴しているところでございますけれども、重要な事業になろうかと思いますので、改めてこの場で見解を求めておきたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　繰り返しの答弁になりまして恐縮ではございますが、こくベジのさらなる推進につきましては、これまでも申し上げたとおり農業・商業・工業が一体となることで加工品開発や流通開拓といったものを進め、農業の６次産業化につながる重要な取組であろうと考えています。こうした観点を含めながらこくベジプロジェクト推進連絡会とも連携し、ますますこくベジの発展を見据えた各種施策について研究し、推進を進めてまいりたいと思っています。

また、市内農業者の置かれている状況、問題意識は、今、木島議員がおっしゃったところと同様であります。令和４年度と５年度に行った農業者肥料・燃料等購入支援補助事業を今回も行うということで補正予算で計上させていただき、本定例会に提出させていただくところでありますので、御審議いただき、御理解いただければと思っております。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、お願いします。

続いて、ドッグランについてお伺いします。こちらも、設置に向けた検討について表明されたことを評価したいと思います。以前には、旧西東京警察病院の跡地の一部をドッグランの整備に活用できないかということで都知事に要望されてきたという経過も承知しているところでございますけれども、今後、市長として設置場所の課題などをどのように進められるのか、現時点での考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　ドッグランですが、今、おっしゃっていただいたとおり、これまでも東京都知事との意見交換会で旧西東京警察病院跡地で整備いただけないかということで要望してまいりましたし、今後もそれは堅持して、引き続き実際に設置いただくべく取り組んでまいりたいと思っています。

そして、市が保有するそのほかの土地の活用についてなんですが、先ほども申し上げましたが施設の設

置に当たっては一定規模の広さが必要となること、また市民に対する騒音、安全性といった課題も一部ありますので、この辺がクリアできるのかどうか、この条件が合う場所がどのように見つけられるかということを検討しなければいけませんので、市有地等の活用についても同時並行的に検討を進めながら、願わくば、こちらのほうが進められるようなタイミングがあればしっかりと進めていきたいと思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。様々な課題があろうかと思いますけれども、ぜひ、丁寧な取組を通じて実現に向けて取り組まれることを期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、公共施設のマネジメントについてお伺いさせていただきますけれども、今後の市政において重要な課題の一つになるかと思います。経営していくという観点、また先ほど来の答弁にも出ている様々な施設の複合化など、今後の厳しい状況、特に財政を取り巻く状況、予断を許さないという状況を鑑みれば、今後の公共施設マネジメントの重要性がより高まっていくんだろうと思います。そこで、現時点での市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　非常に重要な御指摘だと認識しております。公共施設につきましては、昨今、建設、修繕も含めたコストが過去に前例がないようなペースで非常に上がっているということ、また、そもそも建設業者をはじめ担い手が非常に逼迫している状況において、他市事例、また民間も含めて不調に終わるといった大変厳しい現況にあるということであります。今後も当面はこういった厳しい状況というものは続いていくだろうと、この前提に立って考えていかなければいけない、そういった意味でも非常に資金を要する、かつ、いい意味で慎重にしっかりと決断していかなければいけないテーマであると、私はこのように感じています。この考え方を持って今後の時代の変化に対応し、まさに施設というものを点ではなくて線や面で捉えた中長期的な最適な公共施設マネジメントを行っていかなければいけない、このように考えています。

その上で、ライフサイクル全体を見据えて統廃合や転用、複合化というものを検討しなければいけません。そういった意味では、先ほど少し転用についてお話をさせていただきましたが、本当にその施設を建設からまさに最後のところまで一つの施設として使っていくのか、はたまた時代の要請、ニーズによってほかの用途に転用しなければいけないのか、その拡張可能性というものをどのように担保するのかということもしっかりと見据えた上で進めていかなければいけないと私は思っています。まず、この点をしっかり大事に総合的に進めていきたい、それが第１点。

そしてさらには、こういった大規模の施設を造ることが今後あれば、環境負荷低減や省エネ化といったものも非常に重要なテーマになります。そういった意味で行政は、当然我々は全力を尽くしますが、我々のみならず、民間活力や市民参画というものも最大限生かしながら、ＰＰＰやＰＦＩ手法導入も視野に入れて、持続可能で魅力ある施設運営を目指してまいります。これまでの前提にとらわれずにしっかりと広く、そして将来の市民においても使っていただける、こういった多角的な検証、そしてそういった視点を持った公共施設運営を、今だけがよければいいといった発想にはとらわれずにしっかり進めていきたいと思います。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、お願いいたします。

それでは、続いて、ぶんバスについてお伺いいたします。運転手の不足などによる厳しい環境の中で運行を維持するための、この間の様々な市及び運行事業者の皆様の御努力、また御尽力に心から感謝を申し上げる次第でございます。特に本年は、ぶんバス４ルートをこれまで長年にわたって運行いただいてきた京王バス株式会社が事業から撤退され、新たな事業者への交代となったわけでございますけれども、現在、

順調に引継ぎが行われたのかどうか、また運賃を引き上げたことによる影響、これはまだまだ分析が必要かもしれませんが現時点でどのように捉えられているのか、高齢者などの外出を支援するための事業の側面もあり、丁寧な分析を踏まえた上での今後の対応を求めておきたいと思いますけれども、所信表明でも触れられている利便性向上の考え方も含め、現時点での市長の考え方を確認させていただきます。

○市長（丸山哲平君）　ぶんバスは全６ルートで市内を運行しておりますが、このうち４ルートを京王バス株式会社にこれまで運行していただいたところであります。しかしながら、昨今の様々な状況により、やむなく撤退する事態となりました。そうした中で、この４ルートをトーショー交通株式会社に引き継いでいただき、運行計画、バス車両その他についても順調に引き継がれ、しっかりと本日まで運行いただいている、このように認識しています。

続いて、運賃改定による影響ですが、４月の改定時から３か月分のデータということで限られたデータにはなりますが、令和６年度と比較し、全ルートの３か月平均で利用者数は約25％の減少、一方で運賃収入は約46％の増収となっています。これまでも答弁させていただいたとおり、現在、ぶんバスのさらなる利便性向上を図るため、ぶんバスの発着場所を市役所に変更することについて、令和７年度中の実現に向けて検討を進めています。また、北町ルートにおけるバス停設置についても検討を進めているところであります。

なお、なぜ北町ルートのバス停のさらなる充実が進められる余地が出てきたかといえば、これは運賃を値上げして、民間事業者との平準化というものがしっかり図られたということが一つの大きな要因であります。まだ最終的に決定しているところではありませんので、これから適宜報告をさせていただきますが、ぜひともそういった情報も含めて利便性の向上、そしてそれに伴う運賃の在り方、そして我々のサービスの在り方ということを総合的にしっかりとお伝えしたいと思いますし、一面的な情報だけではないということは御理解いただければと思います。

○20番（木島たかし君）　分かりました。限りある制約された今の時間の中で丁寧な御答弁をいただいて、感謝を申し上げたいと思います。より丁寧に多角的な分析が今後必要かと思いますので、今後もそういった丁寧な取組を通じて市民の利便性の向上を図っていっていただきたいなと思います。

続いて、防犯についてお伺いさせていただきます。防犯カメラ設置拡充の考え方について、高く評価するところでございますけれども、現在は学校通学路を中心に、国分寺市の責任としてはそういった部分を中心に設置されてきたと認識していますが、今後もさらにそこを広げていくというお考えなのか、今後の進め方について、市長の見解を確認させてください。

○市長（丸山哲平君）　これまでも答弁させていただいたとおり、まずは現在設置の防犯カメラの位置情報を地図に落とし込み、防犯カメラの空白地域の把握と効果的な配置の検証、検討を進めていきたいと思っています。つまり、考え方としては広げていくということであります。設置に当たっては、費用やプライバシーへの配慮等課題も多くあります。無尽蔵に設置できるというものではないし、そうすべきものでもないと思っています。安全対策を推進・強化するために必要な情報を整理した上で、理解を得ながら推進して、市内全域に広げていきたいと思っています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、お願いいたします。

続いて、防災についてお伺いさせていただきます。本日９月１日は防災の日ということで、改めて災害への備えとともに、さらなる防災意識を高めるための取組を今後も求めてまいりたいと思います。

その上で、所信表明では災害時の広域連携強化が示されているところでございますけれども、どのよう

な取組になるのかお聞かせいただきたいのですが、例えば、これはこちらの提案ということにもなりますけれども、この間、会派として要望してきたトイレトレーラーまたトイレトラックなどを導入することによって、国分寺市としての災害時のトイレ対策の備えのみならず、災害時に支援が必要とされる被災地にもトイレトレーラーを派遣することができ、言わば広域的な支援にもつながるのではないかと考えるところです。この点は財政的な課題もあることも、私も提案しながら感じているところでもございますし、一方で、ある自治体はクラウドファンディングを導入するなど工夫され、大きな財源負担をどのように軽減するかという取組もされているところでございますけれども、ぜひ、こういった取組なども参考にしながら検討を進めていっていただきたいなと考えるところですけども、見解をお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　御質問いただいた広域連携強化でありますが、様々な形があると思っています。一つ私が考えているところとしては訓練です。市域をまたいだ共同訓練等の形が取り得ないのか等々、さらに情報連携というものを深めていきたいということを今の段階では考えているところであります。今後、こういった研究も進めていきたいというところが一つ。

そして、御提案いただいたトイレトレーラー等につきましても、今、災害協定を締結させていただいている自治体において、導入状況は調査をさせていただいているところであります。既に議員からも触れていただきましたが、財政的な観点もあります。利用状況、また、買うだけではなくて維持、置く場所等々を含めて附帯する様々な課題がありますので、これは慎重に考えなければいけない課題かなと思っておりますが、今、御提案がございましたので、これについても状況の調査、研究ということは進めながら、結果的には当市として何をなすべきなのかということをしっかり見定めて、それに必要な準備というものを進めていきたい、このように考えています。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、お願いいたします。答弁の冒頭、訓練の必要性について触れていただきましたので、そういった意味では、本当に丸山市長も議員時代から取り組まれた総合防災訓練により多くの市民の方に御参加いただきたいという観点からの防災フェスタの御提案だったり、多くの市民の方にとって防災が身近になる取組について御尽力していただいたという経緯も本当に高く評価するところでございますし、ぜひ、さらなる防災意識の向上に向けた取組を期待するところでございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、平和事業についてお伺いさせていただきます。先日、ピースメッセンジャーとの広島への訪問などを踏まえ、市長の平和への決意、また今後の取組など考えられていることについて、市長の思いをお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　市長就任の初日でありましたが、ピースメッセンジャー広島派遣の説明会に参加し、一緒に行く子どもたちと顔を合わせました。子どもたちの平和に対する思いやピースメッセンジャーへの意気込みというものを直接聞いて、平和を守るために行動することの大切さを、そのときにも改めて強く感じたところであります。そしてその後、私も広島へ訪問し、広島平和記念資料館の見学、原爆ドーム等を子どもたちと共に目の当たりにし、被爆の実相、戦争の悲惨さというものを肌で感じることができました。戦後80年を迎え、戦争体験者が年々少なくなる中、こういった平和事業というものはますます重要になってくる、このように私は認識しています。

そして、私自身がさらに思うところとしては、より具体的にそれを落とし込んでいくということが大事、自分が生活の中で、また地域の中で何ができるのかということをみんなが考え、そして実践していくということが大事だと思います。

私自身は、実は昔話になりますが、カンボジアの一番西側のほうで地雷除去の現場に研修で行ったことがあります。そのお手伝いをさせていただきました。今も自分の家の外にロープが張られて暮らせない方々がいる、本当にそういった状況というものがあるということで、その場で私自身が何ができるということではないんですが、一度そういうことが起きれば、そういった状況というものは１年、２年で解消するものではなくて、後年にも大きく傷を残すということ、こういった現場というものをしっかり見るということも、なかなか今の現場は、今申し上げたところはみんなが見られる場所ではありませんが、しかしながら、こういった資料館も含めて、子どもたち、また大人も含めて自分の中に具体的なものを持つということが私は大事だと思います。きれいな言葉で「平和」と述べるだけでは、私は平和は実現できないと思っています。世の中というものの現実においてしっかりと自分の中に具体的なものを持って、そして何ができるかを考えて、そして何をやるか、そういったことも自分のアクションとして取り組んでいく、これが私は平和につながる本当の道だと、このように思っていますので、今後も非核平和宣言都市として恒久平和、また平和文化の振興の実現を実際に行うべく、これにつながるべく様々な施策を推進してまいりたいと思います。

○20番（木島たかし君）　ありがとうございます。市長の就任初日がピースメッセンジャーのメンバーとの説明会であったということは、本当にある意味ではすごく意義のあることではないかなというか、市長にとっても、今後の市長としての任務を推進する上でのいろいろな意味での誓いというか、そういう思いを深くされた、本当に意義深い日だったのかなと思います。しっかり今後の国分寺市の安全・安心なまちづくりのために力を大いに発揮することを強く御期待いたしまして、公明党を代表しての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、公明党の代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時50分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（日本維新の会）、寺嶋議員。

○６番（寺嶋たけし君）　無会派（日本維新の会）の寺嶋です。早いもので、市長就任からもう１か月半、そして選挙戦からは約２か月半と、その選挙戦からずっとおっしゃっていた「現状維持は破滅である」という言葉をはじめとして、時代に即して恐れずに適切な変化をさせていくというこの姿勢、これは私の考え方と大きく一致するものでありまして、このマインドで市政運営を行うということを非常に心強く思っております。このマインドとともに守るべきものは守り、変えるべきことは変える、このスタンスである限り、私はできる限りの協力をさせていただきますので、改めてそのことをこの場でお伝えさせていただきます。

そして、時間も限られますので、もう具体の質問に早速入らせていただきます。まず初めに、「子育て・教育、未来をひらく」というところで、温かい中学校給食の実現に向けて保温食缶方式で実現するとのことですが、現状想定されている実行のスケジュールなど、具体的な内容に関してお伺いさせてください。

○市長（丸山哲平君）　　これまでも答弁させていただいているとおり、保温食缶方式のスケジュールにつきましては、令和８年度から食缶・ランチボックス併用方式を導入し、今の子どもたちにできる最善を尽くしてまいりたい、このように思っています。その後に、中長期的には親子方式やセンター方式などの方策について、皆さんと共に検討してまいりたいと思っています。さらには、中長期においては市単独での実施だけではなく、広域的な連携の可能性や他施設との複合化といった視点も持って取り組んでまいりたい、このように考えております。

○６番（寺嶋たけし君）　　ありがとうございます。こちらに関しましては、本当に多くの市民の方々から長いこと望まれていた内容に関してなかなか実現が難航していた中で、このような形になったことを非常にうれしく思っております。そして、私も含め一部の会派がこのことに反対しているような話もまことしやかにささやかれてしまっているので、ここで改めて否定させていただいて、全力でこの実現に向けても協力させていただければと思います。加えて、この件に限らず、何かしら実現するときにフルパッケージで最初から実現しようというのではなく、できるところから始めてみて、そこでトライ・アンド・エラーと中長期的な部分を考慮しながら進めていく、そういった姿勢は今後ともこれに限らず実施していただければなと思います。

続きまして、教育バウチャーに関しても質問させてください。こちらは、私も市議会議員選挙にて公約に掲げさせていただいていた内容でして、そちらを試行実施されるということで、どのようなプランを想定されているのか、こちらも具体的なものをお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　　本件については、令和６年第２回定例会の一般質問において、寺嶋議員から学校外教育への支援及び教育格差対策に関してとの御質問をいただいており、内容については、その部分で共有していると認識しています。プランについてですが、これまでも答弁させていただいたとおり、家庭環境や収入等の差異による学校外教育の差を緩和、解消するため、教育バウチャー・学習クーポン制度を試行実施いたしたいというものでありまして、具体的には、中学３年生の受験期を対象に学習塾や通信教育等で利用できるクーポンを提供するといった事業の構築を進めてまいりたいと思っています。行政の重要な役割として、こういった子どもたちの学びの機会を補完して、そして前向きに学ぼうとする子どもたちの背中を押すことができる、こういったメッセージをしっかりと制度として発すること、これが重要であると、私はこのように考えていますので、取組をしっかり進めてまいりたいと思います。

○６番（寺嶋たけし君）　　ありがとうございます。学校での教育といった部分も非常に大切ではありますが、受験といった部分が非常に必須となってくる中で収入格差が教育格差につながってくる部分を、試行的にでもどのように解消できるのかという部分を実施いただけるとのことで大変感謝しておりますので、この部分に関しましても、状況を見ながらよりブラッシュアップできるところは協力させていただき、そして東京都の中でもこの施策がロールモデルになるように、何らかの形で協力させていただければと思っておりますので、全力で応援させてください。

それでは、次に移らせていただきます。「健康・福祉・スポーツ振興」にありました健康の分野で、男性のＨＰＶワクチンの任意接種事業に関して質問させていただきます。実は、私も公の場で言うことはあまりなかったのですが以前から注目、そして推奨すべき内容だと思っていた部分になります。こちらはどのような形で実施可能か、午前中の質問にもかぶる部分があるかもしれませんがお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　　男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業については、令和８年度当初の事業開始を予定しているところであります。現在、接種の効果を踏まえた対象者の対象年齢の範囲等の事業の制度設計

の検討を進めるとともに、先ほど申し上げましたが、既に国分寺市医師会の皆さんとの協議も開始させていただいております。しっかりと効果や副反応といったものも踏まえ、情報発信も強化しながら市民の皆様に御選択いただき、願わくばこういった多くの男性の方に接種を受けていただける事業となるべく進めてまいりたい、このように考えています。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。今、情報発信の強化といったお話もいただけたところで、よかったです。というのも、ＨＰＶワクチンは、かつては負のイメージが非常に強く、日本国内で広がるのが少し遅れてしまったといった経緯もありますので、いまだにそのイメージを持たれている方も一定いらっしゃるかもしれない。ただ、これは男性にとっても非常に大切なものであるのは事実ですので、その部分の情報発信はしっかりとしていただいて、より多くの方々に御利用いただければと思っております。非常に早口になっていますが、時間が限られるので御容赦ください。次に行かせていただきます。

「農商工業・地域経済の振興」の部分に関して、スタートアップへの支援に関して質問です。こちらでコワーキングスペースや創業支援拠点の整備について検討を進めるとのことですが、ぜひこれは進めていただきたいと考えているのですが、国分寺市のビジネス面でも新たな盛り上がりのきっかけになるのではないのかなと考えておりまして、こちらに関して、現状想定している実施内容を具体的にお伺いできればと思います。

○市長（丸山哲平君）　まず、市内における現状の創業支援としては、先ほども御紹介しましたが小口事業資金融資あっせん事業、こくぶんじ創業セミナー、こくぶんじ創業塾、空き家・空き店舗を活用したまちとつながる創業支援事業など様々な、特にソフト、資金面においての支援を実施をしてまいりました。そういった意味において、今後強化をしなければいけないものとして創業支援拠点というものを考えておりまして、具体的には小金井市などがコワーキングスペースの提供による創業支援に既に取り組んでいらっしゃるという情報がありますので、まず、それらの先進事例の研究から進めるとともに、また本市における様々な制約条件もありますので、そういった条件を検討しながら検証を進めてまいりたい、このように考えています。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。こういった内容に関しては、これからより国分寺市が商工業のみならず、人材などの流入の面でも非常に盛り上がるための重要な鍵に絶対になってくると考えております。ぜひ、小金井市などの先進事例、コワーキングスペース以外にバーチャルオフィスなどもひょっとしたら考えられるかもしれません、そういった部分に関しても、ぜひ、研究いただいて、国分寺市に合った形で実現していただいて、新たな国分寺市の盛り上がりへつなげていただければと思います。

それでは、次の「行政改革・行政ＤＸ推進」に関する質問をさせてください。私も定期的にこちらに関しましては一般質問で取り上げさせていただいておりますが、ＤＸの推進であったり、ＡＩの活用にも率先して所信表明で触れていただいておりまして、これから推し進める中で本当に必要に応じて外部人材の登用、ＣＩＯ補佐官などの立場、そういった形で外部人材を活用していく、これも有効な手だと私は考えている次第ですが、こういったことに関して何か検討いただいていますでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　重要な御提案かなと思っています。持っていない要素というものを持つということは困難でありまして、特にＩＴ、ＤＸ分野においての知見というものは、なかなか市役所でそのまま放置していて培えるものではないと、このように認識しています。そういった意味において、御提案でありますＣＩＯ補佐官などを含めた外部人材の活用については、今、国や東京都のデジタル人材派遣に関する制度を利用することもできますし、またコンサルティング事業者への委託の可能性というものもあります。

様々な費用的な意味、また実際の効果というものを検証しながら、しかし問題意識としては共有できていると思いますので、その観点に立って一番適切な方法を進めてまいりたい、このように思っています。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。こちらと併せて次の質問もつなげさせてください。庁内横断的な市長直轄組織の設置に関しては具体的にどのような対応なのか、柔軟に進めるために設置する予定と捉えているのですが、具体的にどういった形で進めていくのかを伺わせてください。

○市長（丸山哲平君）　こちらもこれまでも答弁させていただいたとおり、既に指示を出して検討を進めているところであります。その目的とするところは、今後の案件が庁内横断的になってきている、こういったものに対してしっかりと横串を刺し、また時間軸についても、これは短期・中期・長期を見据えた政策展開というものが今後より一層望まれる中において、一部の単独の部・課にとどまらず全体を見られる、そして市長の意図というものをしっかりと踏まえて直轄できる組織状況というものをつくっていかなければいけない、この問題意識で今、検討を進めさせているところであります。具体的には、本日現在ではまだこういった形でということは言えないんですが、今言った意図をしっかり反映した形で、必要であれば課の変更のみならず部の変更ということも含めて全庁的に取り組んでいくべきテーマであると、私はこのように考えておりますので、今後お見せできる段階になればお諮りしていきたいと思っております。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。横断的な組織であったり、必要に応じた外部人材の活用といった部分は、複雑で高度化し続ける現代社会において必須であると考えております。決して縦割りの組織であったり自前主義といった部分が悪いと言っているのではなく、ただ、柔軟に対応していくためには、市役所であっても、行政であっても、ここの部分は民間のような形を一定取り入れていかないと対応が厳しくなってくると思っておりますので、ぜひとも可能な範囲で実施いただいて、そして短期間でＰＤＣＡもぜひ回していただいてブラッシュアップしていただき、こちらに関してもロールモデルになるような新しい行政の形を模索していっていただければと思います。

それでは、最後の質問になります。「健康・福祉・スポーツ振興」のところに戻らせていただいて、健康づくり施策、支援策、そして生涯スポーツやｅスポーツにも触れていただいておりますが、ぜひ、こちらのポテンシャルを研究して、その上で活用いただきたいのですが、こちらに関して一言いただければと思います。

○市長（丸山哲平君）　生涯スポーツ・ｅスポーツについては、現在も指定管理者の自主事業として取り組んでおりまして、大人だけでなく、多くの子どもたちにも楽しんでいただいている実績がございます。令和７年度についても、まず、自主事業としてしっかり取組を進めてまいるということであります。さらに、ｅスポーツについては、年齢、性別、障害の有無にかかわらず誰でもプレーできるといった優位点、特性があると認識しておりまして、これからますますの発展が見込まれる分野だと、このように思っています。市が行っていくべきなのか、今言った委託、自主事業で行っていくべきなのか、様々な方策が考えられますが、誰しもが親しめる可能性のあるものとして、今後積極的に推進に向けて研究、調査を進めていきたいと思っています。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひともこういった新しい取組に関しても前向きにやっていただけるとのことで感謝申し上げさせていただきます。

最後になります。質問ではなく、まとめとしてお話しさせていただくと、本当に市議会に丸山市長がいらっしゃった頃から、非常に私は考え方が近い方であったと強く感じておりました。そんな中で、このたび市長選挙に出られる中で話されていた、現実に根差しながら未来を見据えた政治を行っていくといった

お話を聞いて、この人は本当に信用できる方だと私は思いました。ぜひともこのような中で夢のあるまち国分寺をつくっていっていただけるよう、私もここでただ言って無責任にそれでおしまいではなく、できる限りの協力をさせていただいてこの市を前へ進めていけたらと考えておりますので、ぜひ、これからもよろしくお願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、無会派（日本維新の会）の代表質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（グリーンな国分寺）の鈴木議員。

○１番（鈴木ちひろ君）　無会派（グリーンな国分寺）の鈴木ちひろです。15分間という短い持ち時間の中ではありますが、丸山新市長に３つのテーマについて質問します。温かい中学校給食の実現に向けて、気候危機対策について、そして多様性を尊重する差別のない多文化共生社会の構築に向けた取組についてです。どれもグリーンな国分寺として大切にしているテーマとなります。既に他会派によって同様の質問もありましたが、重ねての御答弁、よろしくお願いいたします。

１つ目に、温かい中学校給食についてです。国分寺市の中学校給食が冷まされた弁当併用外注方式の給食ということについて、これまでたくさんの市民や議員が問題提起し、声を上げてきたところです。市長は、中学校給食を温かくしてほしいという中学生や保護者の声、ニーズをどのように受け止めているか教えてください。

○市長（丸山哲平君）　まず、これまでの答弁と重複するところはありますが、現行の中学校給食についても、先ほど申し上げたとおり様々な変遷がある中で、関係者の御努力の下、ここまで進んできたという背景がございます。まず、その点について、私自身は評価しているということが第１点。その上で、今の御質問にもありましたが、中学校給食をより温かいものにしてほしいというニーズは私のほうでも聞いておりまして、これは重要な課題であると認識しているところでありまして、それがゆえに今回、短期での食缶方式での提案に踏み切らせていただいているという状況であります。

○１番（鈴木ちひろ君）　所信表明では、中学校給食の改善に向けて、短期的には来年度から保温食缶方式、それを達成した後に、中長期的にはあらゆる手法を市民と共に検討するとのことですが、この方法で進める理由を改めて教えてください。

○市長（丸山哲平君）　こちらも先ほど申し上げました、全てを議論の俎上にのせる、これも大事なことかと思いますが、私はそういった時間の猶予というものよりも、まずニーズ、しっかりとできることの改善をまず図っていくという観点で優先順位をつけ、今回、市長選挙においては、私は挑戦させていただき、そして市民の方々に信を問わせていただきました。つまりは優先順位として、まずしっかりと改善というものを具体的な形で、そして今、当市が置かれている状況で見れば短期の保温食缶方式であればすぐに実現できるであろうという私の目算がありまして、まずここを掲げ、中長期においてはそのほかの方策について検討していくと、こういった優先順位、順番をつけて、実際に市長になった後に具体的に指示を出し、そして令和８年度での実施と、現在そこまでの段取りが今、進められているということであります。

○１番（鈴木ちひろ君）　早急に改善するための御決断ということで、保温食缶方式では量の調整ができたり、これまで課題だった汁物の提供回数が増えたりするという改善が期待されるところです。これについては、既に子どもたちから私のところに喜びの声が届いているところでもあります。先日の教育委員会でも委員から御指摘がありましたが、保温食缶方式でストップすることなく、中長期的な目標に向かってしっかり検討はしていってほしいと思います。市民との検討の枠組みについて、詳しくお伺いいたします。

○市長（丸山哲平君）　検討の枠組みについての御質問であります。各学校、保護者のほか、学校給食に関する識見者や学校長、栄養士を交えることを想定しており、中学生当事者にも意見を聴く機会を設けるなど、これまでも適切なやり方で進められてきましたが、しっかりとこの手順というものを今後も堅持しながら各関係者からの意見を聴き、検討を進めていきたい、このように考えています。

○１番（鈴木ちひろ君）　学校の調理室で作る自校方式、そして小学校の調理室で中学校分の給食も作る親子方式などあらゆる可能性がありますので、中学生たちと共に検討していただくようお願いいたします。

庁内では昨年度から中学校給食の在り方検討会が行われていて、今回、市長の所信表明においても温かい中学校給食の早期実現に取り組むことが明らかになりました。この庁内での検討会は、学校給食法に基づき中学生の生の声や、現行の給食における様々な課題について話し合われたと認識しています。この庁内の検討会での報告について、市民の方に公表する考えはあるかどうかお伺いします。

○市長（丸山哲平君）　まず、先ほど少し触れていただいた中長期の部分については、当然時間軸がどのようになってくるかで生徒数等、また学校の置かれる状況も変わってきますので、しっかりそういった状況も踏まえながら、必要な、また模索可能な可能性について丁寧に進めていきたいと思っているのが一つ。

そして、今、御質問いただいた結果の公表については、こちらは教育委員会のほうで、教育委員会定例会で報告されたものと認識しておりまして、今後は所管の常任委員会で報告を行うほか、公表についてもそちらのほうで適切に行っていかれるものだと、このように認識しているところであります。

○１番（鈴木ちひろ君）　検討会の内容や議論のプロセスは、市民の方に広く知っていただきたいと思っています。そのためにも早めの公表をぜひお願いしたいと思います。私も先日の教育委員会に傍聴に行き、報告を確認しました。長期的には、学校教育の一環としての給食の意義や食育の充実などの観点から自校方式を目指すべきという意見も複数あったそうです。今後の市民との検討の場においては、現行の中学校給食ではできないアレルギー対応や食べ残しが多いという課題、こくベジの使用率が少ないという課題、また食育の指針をつくるといった議論なども併せて行うことを要望したいと思います。

２つ目に気候危機対策、ゼロカーボンシティの実現に向けてお伺いします。この気候変動、気候危機問題は私たちにとって喫緊の課題でもあり、最優先課題の一つだと捉えています。ここ最近も府中観測所では40度を記録した日もあり、気象庁は、今年は統計史上最も暑い夏になるとしています。子どもたちは夏休みでも外で遊べず、プールの授業も中止になってしまうような日々が続き、高齢者や低所得者は熱中症リスクが高いことも問題です。特に私たちのような若い世代は、今後どんな気候になってしまうのだろうかと、将来への不安は募るばかりです。この将来不安は、私が市議会議員として活動する大きな原動力になっています。一般的に、気候危機対策は地球規模の大きな課題だからできることは少ないと後回しにされがちなトピックではありますが、実は、地域社会でできる取組が多くあることは御存じのとおりです。ゼロカーボンシティ宣言をしている国分寺市として、気候危機への課題意識とゼロカーボンシティの実現に向けた市長の意気込みを伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　今、お話しいただいたとおり今年の夏は大変暑く、国内の各地で40度を超える観測史上最高気温が記録されており、気候変動問題への課題意識が広く改めて共有されたと、このように捉えています。本市では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティとして、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。御案内のとおりゼロカーボン行動計画もございます。市民・事業者・市が一丸となり、オール国分寺の体制で脱炭素社会構築に向け、取組を一つずつ着実に推進してまいりたい、このように思っています。

○１番（鈴木ちひろ君）　市長の意気込みをお伺いいたしました。都内の熱中症搬送者数もこのままのスピードでは過去最多を更新する勢いで、気候危機問題はまさに命の問題であると思っています。2050年までのゼロカーボン達成という目標はもちろんですが、まずは2030年までに50％削減、そしてさらなる野心的な数値として60％削減に向けて取組を強化していただきたいと思います。しかし、市民の間ではゼロカーボンや再生可能エネルギーについての認知度がまだまだ低いのではないかと考えますが、どのように市民や事業者と共に取組を進めていくかお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　認知度がまだまだ低いとのことですが、市民・事業者アンケート調査の結果では市民の半数以上が高い意欲を示していらっしゃいますし、事業者においては８割以上が取組意向を示しています。市としては、認知度は高いものであると認識していますが、当然これに満足するものではなく、その上でさらなる認知度の向上に取り組みたい、このように思っています。

引き続き市報、また今度導入するＬＩＮＥ等もありますが、様々な情報発信のツールも活用しながら、公共施設の電力を再生エネルギーに切り替えたことを周知していくとともに事業者への再生エネルギー共同購入を働きかけるなど、これまでの取組をさらに加速、推進していきたい、このように思っています。

○１番（鈴木ちひろ君）　この新庁舎も今、再生可能エネルギーで電力が賄われておりますが、今年から全ての小・中学校15校、全ての公民館・図書館、ひかりプラザで再生可能エネルギーへの切替えができております。実は、その学校に通う子どもたちまたは利用者の皆さんは、再エネに切り替わったことをあまり知らないのではないかなと思っています。再エネになった公共施設にポスターやステッカーを貼って利用者の方に積極的に周知していくなど、市報だけではない周知のやり方についても検討を進めていっていただきたいと思います。これによって再エネの切替えが市民にとってより身近になり、自宅や会社で再エネを導入するきっかけになるかもしれないなと思っています。また、残りの公共施設でももっと再エネ導入を進めていただくよう、大きく期待したいと思います。

最後の質問になります。多様性を尊重する多文化共生社会の構築についてお伺いします。参議院選挙などをきっかけに「日本人ファースト」という言葉で排外主義や差別的な言説が広がりを見せている中、市長としてどのように考えるのか、午前中の質問でもありましたが改めて教えてください。

○市長（丸山哲平君）　本市は「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」をしている自治体であります。その理念というものを大切にしながら取組を進めていく、これが第１点。

地域住民と外国人市民が相互に言語、慣習や文化等の違いを認め合い、多様性を尊重する多文化共生社会を構築するために、国際協会とこれまで同様に連携を密に協力し、国際理解を進め、支援を進めたいと思います。また、先ほど申し上げたとおり、私自身、海外での仕事、駐在経験もあります。こういった実体験というものに基づいて、より実のある政策というものを市民と共に考え、進めていきたいと、このように考えています。

○１番（鈴木ちひろ君）　ありがとうございます。多様性を尊重する多文化共生社会の構築について、どのようなビジョンを持って施策を進めていくか、端的にお願いいたします。

○市長（丸山哲平君）　こちらは第２次国分寺市総合ビジョンでお示ししているとおり、まず、外国人市民の方に必要な情報を提供するため情報の多言語化、コミュニケーション、生活、教育の支援を行わせていただいています。また、外国人市民を含む多くの市民が参加し、相互理解や交流を促すための事業を実施しているところであります。今後ともより多くの方に参加していただき、国分寺市国際協会との共催による事業等を実施し多様性を尊重する環境づくりをさらに進めていきたい、このように考えています。

○１番（鈴木ちひろ君）　昨今の排外主義などは言うまでもなく差別であり、人権侵害だと考えます。当事者はどんなに不安であっても声を上げづらいものです。外国人住民の住みやすさを市としてサポートすることはもちろん、政策を通して誰もが国籍などを問わず安心して暮らせるよう発信していただきたいと思います。これはまさに市の姿勢が非常に重要なことだと思っております。

最後になりますが、所信表明において中学校給食の早期改善、障害のある方の移動支援事業の拡充、高齢者への補聴器購入費用助成、待機児童の解消、公式ＬＩＮＥの導入でプッシュ型の情報発信の推進、また女性副市長の登用など評価できる政策は非常に多くありますし、とても期待しているところです。

しかし、所信表明において市民の大きな関心事項である有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の地下水汚染に対する対応について記載がなかったことは非常に残念だと思っております。また、限られた財源の中で新たな政策を進めるためには、丸山市長が大切にしている「経営」の視点から見ても、今ある施策の廃止、スクラップがかなりあるのではないかと、正直不安に思う部分もあります。グリーンな国分寺としては、今後も一つ一つの政策や議案を丁寧にチェックし、多様性豊かな国分寺市民の暮らしがよりよくなるよう、代弁者として求めるべき点は求めていきたいと思っております。

以上で、無会派（グリーンな国分寺）の代表質問といたします。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、無会派（グリーンな国分寺）の代表質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員。

○２番（高野ふみお君）　無会派（れいわ新選組）として代表質問を行います。丸山市長には、議員の頃から気楽に意見交換とか率直なアドバイスをいただける関係だったと私は信じておりますので、市長になられてからも率直な意見交換というかオープンな議論ができることを期待したいと述べさせていただきます。

では初めに、市長の所信表明全体について申し上げます。総論におきまして市長は「経営」の視点、これまで何人の方もキーワードとして、市長自らもおっしゃっていますが、冒頭に２度用いられております。同時に国分寺市自治基本条例を尊重する旨を明言されておられまして、市民に寄り添う姿勢を明確にされたものと受け止めております。民間での御経験、そして市議として長年にわたり市民の声に向き合ってこられたことに裏打ちされた刷新感ある柔軟な発想に大いに期待を寄せるところです。一方で、市民は多様であり、時に弱い立場に置かれる方々もいます。市長には自己責任論に陥ることなく、そうした立場の市民にも真に寄り添う姿勢をより一層示していただきたいと願うところです。

それでは、質問に移ります。１番として、地域経済と商品券事業についてであります。市長は、所信表明において「農商工業・地域経済の振興」の中で、令和６年度に実施した地域応援商品券事業のデータ分析を進め、地域経済の活性化につながる施策を適時適切に実施していくと述べられました。この商品券事業については、ある参加事業者がバブルと評するほど売上げに貢献したという声を伺っております。一方で、その後の猛暑の影響で人通りが減少し、売上げが落ち込む事業者も多かったように見受けられます。現在、国による物価高騰対策や経済政策は十分に機能しているとは言い難く、例えば実質賃金の低下、格差の拡大が続いています。こうした中では地域経済に対する迅速かつ直接的な支援、すなわち真水の投入が必要とされているのではないのでしょうか。

つきましては、以下の２点についてお伺いいたします。本日、田中議員の代表質問への答弁にもありましたように、地域応援商品券事業の分析結果を受けて施策の実施を行うということであれば、いつ頃にな

る見込みでしょうか。

２点目、前回の実施から既に一定の期間が経過しております。物価高騰の進展も踏まえ、市民１人当たり年１万円相当の商品券を配布する施策を可及的速やかに実施すべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

○市長（丸山哲平君）　令和６年度に実施した二次元コード付きカード型地域応援商品券の一定の分析結果については、令和７年第２回定例会でお示ししたとおりであります。本事業では、業種別の決済金額や地域別の決済金額など、これまで実施してきた同種の事業と比較して様々なデータを得ることができています。今後新たな事業を検討する際には適時適切に分析を深め、効果的・効率的な事業となるよう生かしてまいりたい、先ほど答弁で申し上げましたが地域ごとの特徴というものが出ているということを把握していますので、今後の政策について、それはしっかり検証したいと思っております。

そして、２番目の御提案でありますが、現時点において御提案の商品券事業を実施する予定はございません。本定例会においては農業者支援に係る補正予算を提案するなど、物価高騰対策を必要なものからしっかりと取り組んでまいる所存です。引き続き市民の皆様や事業者に対する支援については検討を進めてまいります。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。商品券事業の分析結果については既に得られており、報告された形で、新たな事業を検討する際に分析を深めるという御答弁でした。また、現時点では商品券事業実施の予定はないということで、物価高騰対策としては農業者支援、これももちろん必要なこととは存じますが、より広い市民や事業者、市域全体に行き渡る経済施策が必要ではないか、そうした施策についても引き続き検討するという御答弁でありましたので、例えば昨年度実施した市民１人3,000円の商品券事業の季節ごとの再実施などを引き続き要望していきたいと思います。要望にとどめます。

では、続きます。多文化共生の推進についてです。市長が所信表明で多様性を尊重する多文化共生社会の構築に言及されたことにつきましては、この時代背景を踏まえ、一定評価したいと思います。だて議員の代表質問への市長答弁にもありましたとおり、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の国分寺市として、国籍を問わず市民一人一人を大切にする姿勢こそ、基礎自治体に求められる基本的な在り方であると考えます。一方、令和６年第４回定例会におきまして、小坂議員の一般質問に対し、市は外国籍市民の増加が急激に進んでいると答弁されて、特に中国、ネパール、ベトナム出身の方々が増加しているとされました。他方、市の多文化共生施策として挙げられたのは英語教育やオーストラリアの小学校との交流であり、これらは大変意義深いものではありますが、現在市内で増加している外国籍市民の実情とは必ずしも一致していないのではないかなと感じます。

ついては、以下の点についてお尋ねいたします。１点目、外国籍市民を対象としたアンケート調査やニーズの丁寧なヒアリングを実施する御意向はあるでしょうか。２点目、また、教育現場において排外的な言動に関する懸念も寄せられております。外国にルーツを持つ子どもたちを対象に緊急アンケートを実施し、その結果に基づいた多文化共生施策の強化が必要と考えますが、市長の御所見を伺います。

○市長（丸山哲平君）　今、２点御質問いただきました。まず、１点目ですが、令和６年の第２次国分寺市総合ビジョン審査特別委員会で既に答弁させていただいたとおり、アンケート調査等を実施する予定は現在のところありません。

２点目ですが、各学校では、外国にルーツを持つ子どもへの支援として学級担任等が子どもや保護者の声を丁寧に聞き取り、子どもたちが安心して生活できるよう努めるとともに、共生社会の構築に向けて多

様性を認め合う指導を行っていただいております。教育委員会と連携しながら一人一人の教育的ニーズに応じた取組を継続することで、多文化共生の推進に取り組んでまいりたいと思います。そしてその上で、ただいま議員がおっしゃったように状況というものが刻々と変わっているということは私も認識しているところでありますので、中心で今活動していただいている国際協会と情報の連携というものをしっかりこれまで同様、また必要なところであればこれまで以上にコンタクト、コミュニケーションを取りながら、その上で適宜必要なものを判断していきたいと思います。

○２番（高野ふみお君）　前向きな御答弁ありがとうございます。大分前にアンケート調査は実施しないとお答えいただいていまして、その方針の継続ということですが、そこはちょっと残念ですけども、今の御答弁にあったように、またさらに状況を見て適時判断していくということですので、期待しております。また共生社会の構築、多文化共生の推進ということで、今、地方自治や学校現場への排外主義的な影響も懸念されておりますので、その立場をしっかり守っていただきたいことを今後ともお願いしたいと思います。

では、続きます。３点目です。中学校給食と市民アンケートについてお尋ねします。市長は所信表明におきまして、温かい中学校給食について、短期的には保温食缶方式の早期導入、中長期的にはあらゆる手法について市民と共に検討していく旨を述べられました。これは市民の声に耳を傾ける姿勢のあらわれであり、前向きな変化として評価いたします。

そこで提案です。給食の在り方について、保護者や児童・生徒をはじめとする市民の率直な声を丁寧に拾い上げていくことが重要ではないでしょうか。給食の時間が短過ぎるといった声も寄せられております。食育の原点に立ち返り、緊急アンケートを実施し、その結果を今後の政策に反映させていくべきと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

○市長（丸山哲平君）　中学校給食についてですが、これは従前から毎年アンケートを実施し、生徒や保護者の御意見、御要望を基にメニューの多様化や旬の野菜を取り入れるなどの向上を図ってまいりました。ゆえに、現段階において緊急アンケートということは考えてはございません。新たに温かい中学校給食を始めた場合についても、引き続きこういった様々な形で市民の声を伺っていく今の方式をしっかりと守りながら進めてまいりたい、このように思っています。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。給食の問題につきましては生徒や保護者の方に毎年アンケートを行っているということで、令和７年度は全生徒を対象にしたと。例年は、御担当者にも確認しましたが対象は５分の１ということで、それに比べて全生徒ということで、これは一定評価できると思います。また、様々な形で市民の声を伺っていくということでありますので、ぜひ市民の幅広い声を取り入れる努力、姿勢をお願いしたいと要望いたします。

では、最後の質問に移ります。有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について申し上げます。所信表明の中でＰＦＡＳへの言及が一切なかったことは、先ほど鈴木議員からもありましたが極めて残念でありまして、大きな懸念を抱いております。これまで市は、むかしの井戸のＰＦＡＳ調査やホームページでの毒性に関する情報発信など、他市に先んじた取組を行ってこられました。一方で、それ以外の対策、公費による血液検査や健康調査、土壌調査、浄水器設置や浄化工事などのより踏み込んだ提案に対しては、国や都の動向を見守るとの立場を崩さず、市独自の対策は取ってこなかったのが実情です。しかしながら、例えば沖縄県では2025年７月17日付の地元紙、琉球新報、沖縄タイムスですけども、ＰＦＡＳの血中濃度と心筋梗塞、脂質異常との関連について、国内の研究結果に基づき、１面で大きく報じています。国分寺市におき

ましても、ＰＦＡＳに対する不安、関心を持つ市民は少なくありません。新市長としてこの問題をどのように受け止め、今後どのように対応していくのか、市長のお考えを明確にお示しいただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　有機フッ素化合物の問題につきましては、御懸念を持つ市民がいらっしゃるということは承知しております。しかしながら、世界的にも規制が行われているこの問題は日本全体にも影響を及ぼすことから、対応していくためには専門的知見が必要不可欠であると、このように認識しています。そのため、現在、国や東京都の動向を注視している状況でありまして、今後の対応としては、引き続き市で管理しているむかしの井戸等における有機フッ素化合物の調査を継続、そしてデータの経過を注視していくとともに、調査結果や国と東京都の動向について、今後も市ホームページ等で市民の皆様に周知してまいりたいと思いますし、他市ともこういった情報の連携をしっかり図っていきたいと思っています。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。ＰＦＡＳの問題につきましては、市民の関心は高いということを改めて申し上げます。また、それに対応するのに、国や都の動向の注視にとどまらず専門的知見と今おっしゃいましたけども、まさにその専門的知見に市独自でアクセスする姿勢が必要ではないのかなと感じております。対策本部の設置などもこれまでも様々提案してまいりましたが、ＰＦＡＳ問題につきましては引き続き議論していきたいと申し上げます。

まだ少し時間がありますので追加で申し上げますと、新市長への初の代表質問を終わるに当たりまして一言だけ。さきの予算特別委員会で丸山市長が委員長でいらっしゃったときに、私が商品券事業の実施を求めて、政治的リスクを冒して前市長の予算案に賛成するという場面がございました、覚えていらっしゃいますでしょうか。その後、前市長は商品券事業については次の市長に委ねると繰り返されておりまして、市には個人事業主や個人商店もたくさんあって、また中小零細、個人事業を盛り上げるだけではなくて、市民生活の下支えとして商品券事業についても可及的速やかに再実施されることを繰り返し求めまして、私の無会派（れいわ新選組）の代表質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、無会派（れいわ新選組）の代表質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員。

○５番（中山ごう君）　それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。まず最初に、所信表明の３ページに記載されています国分寺市自治基本条例の引用についてですが、引用されている部分は目的であって、自治基本条例では、その目的を達成するために「情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します」とあります。自治基本条例の核心は、真の市民自治を確立するためには情報の共有、参加と協働が必要だとしていると思います。しかし、所信表明では情報の共有、参加と協働という文言はなく、自治基本条例の引用部分を実現するために「変化を所与のものとし、スピード感を上げる必要がある」としています。市長のこの考え方を否定するものではありませんが、自治基本条例では目的達成のための行動として挙げているのが情報の共有、参加と協働であり、それについて市長はどのようにお考えなのか、見解をお聞きします。

○市長（丸山哲平君）　市政情報を広く共有すること、市民参加と協働を推進することは必要であると、しっかりと認識しているところであります。本年１月から情報提供システムを稼働し、これまでオープナーにおいて紙資料で公開していたものを電子化することにより、市民が市政情報にいつでも自由にアクセ

スすることができる環境を整え、今まで以上に積極的な市政情報の公開も行っているところであります。また、地域の様々な課題を解決していくためには市民参加と協働の推進が重要であり、先ほども一定御答弁させていただいている問題でありますが、関係団体や市民の皆さんと連携を図り、まさに協働で取り組んでまいりたい、このように思っています。

○５番（中山ごう君）　そういった答弁であれば、自治基本条例の目的の部分のみを引用せず、市長の思い、考えに加えて情報の共有、参加と協働ということにも触れるべきだっただろうと私は思います。この参加と協働、特に参加の部分についてですけども、市政を運営する中でも多岐にわたる場面で重要な問題でありますが、この間ちょっと気になっている具体的な問題が１つありまして、お聞きしたいと思います。旧市役所跡地の複合公共施設についてですが、この場では時間も限られますので、運用を決めていく過程での、特に多目的室などの利用時間の設定に向けた今後の市民参加についてお聞きしたいと思います。先日の公共施設等総合管理特別委員会で示されました素案では、多目的室の貸出時間は120分にすると記載があり、質問もさせていただきました。今後の詳細については検討していくという答弁でしたけども、パブリック・コメントだけでなく、120分という具体的な時間を市民に示した上で、それに対しての市民の御意見を多方面からお聴きしていくことが大切だと私は思います。具体的な取組は今後の検討としても、検討過程における市民参加の方向性について、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　多目的室の貸出時間については、５月に実施しましたオープンハウスやウェブアンケートの結果を踏まえ、国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方（素案）としてまとめており、また、これにパブリック・コメントを経て決定いたしたいと考えています。ここに定めた内容を前提に、本施設の供用開始に向け、さらに詳細な検討を進めてまいりたい、このように進めていくつもりであります。

○５番（中山ごう君）　ということは、パブリック・コメントしか考えないということでよろしいんですか。

○市長（丸山哲平君）　パブリック・コメントしか考えないということではなくて、これまでも５月に実施したオープンハウスやウェブアンケート等、市においては適切に必要な情報収集に努めた上で、今回、この素案というものを取りまとめ、そしてそれにおいてパブリック・コメントを実施するということでありますので、適切に進められていると、このように考えています。

○５番（中山ごう君）　ただ、120分という時間を示した上での市民参加というのが私は大事なんだと思います。特に恋ヶ窪駅周辺の地域の拠点となる施設により多くの市民に参加していただく、そのためにもそれに向けた運用を決めていくプロセスにおいて、今までの取組は当然承知はしているんですけども、この120分を示した中で市民、利用者、利用者以外の人も含めていろいろ御意見を聴いていく、その上でパブリック・コメントにかけていくということは大事だと思っております。そういった市民参加の場を今後もまた求めていきたいと思いますので、この場では次の質問に行きます。

次は物価対策についてです。お米券の配布についてこの間求めてきましたが、ここでは要望にとどめたいと思います。お米の価格は、今、店頭で新米が並び始めましたけども、５キログラムで4,000円前後となっておりまして、去年と比較しまして、恐らく４割から５割ぐらい高くなっているのかなと思います。お米の対策は、根本的には国で対策するべき問題だと私も思いますけども、自治体としてもできる支援としてお米券の配布をこの場でも求めておきます。

質問しますのは事業者支援についてです。物価高の影響を受けている全ての事業者への支援が必要だと、

この間繰り返し求めてきました。これまで国分寺市でも多岐にわたる支援が行われ、今定例会の補正予算には農家に３度目となる支援の予算が計上されています。これも大事な支援で、必要なものだと思っております。しかし、そうした支援が国分寺市の事業者全体に行き届いていない、業種によって支援をほとんど受けることができていないという実態もあるということに、私は問題意識を抱えております。例としてこの間紹介いたしましたが、狛江市では今年２月から５月に、市内事業者に電気・ガス代の40％を補助しました。また清瀬市では、従業員100人以下と中小業者という制限があったものの、市内全ての業種を対象に光熱水費、燃料費の補助を実施しております。国分寺市でも全ての事業者に行き届く支援を実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　電気・ガス代の補助についてという御質問でございますが、現在、国において９月までを期限とする電気・ガス料金負担軽減支援事業を実施されていると承知しています。議員も御案内のとおり、市においては限りある財源の中で有効な施策を適時適切に実施する、選択していく必要があることから、御意見として受け止めさせていただきますが、現状、議員から御提案の補助事業を実施する予定はございません。ただ、今申し上げたとおり引き続き様々な視点から情報収集、さらに研究・検討を進めてまいりたい、このように考えています。

○５番（中山ごう君）　この間のコロナ禍からの事業者支援を見てみますと、業種を限定しない支援というのは４回ありまして、支援額はおよそ１億5,000万円で、業種を限定した支援が８回で１億2,000万円、そして今年３月の予算特別委員会で、前回の商品券事業について、支援が行き切れていないという業種は当然あるのかなというように担当としては考えているという答弁がありました商品券事業、またポイント還元事業を合わせますと、商品券とポイント還元で７回、23億8,000万円といった支援の状況になっています。ちなみに業種を限定した支援では、農家が過去２回、今定例会の提案で３回目となります。理美容が２回、建設・運輸・製造・新聞・小売に１回、デリバリーサービス商店会応援が各１回、これらの支援も当然大事な支援です。しかし、あまりにも支援に偏りがあるのではないかと私は思いますが、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　支援に偏りということですが、その時点において適時適切に判断された結果であると、私はこのように考えています。今後については情報をしっかりと収集しながら、まさに適切な判断というものを私の判断においてしていきたいと思っております。

○５番（中山ごう君）　バランスも大事だと私は思います。今挙げた事業については私も必要な事業だと思っていますが、狛江市では先ほど紹介した事業が約1,500件の申請で8,500万円の実績だったということで、喜ばれる支援だったと思います。この金額も大きな金額でありますけども、先ほど紹介したような商品券やポイント還元の23億円に比べれば、その一部の予算でできる、要はバランスの問題だと思います。最後に、今の答弁の後段部分では今後適切に判断していきたいというところもありましたので、また私も引き続き求めていきたいと思います。

そして、ＰＦＡＳの血液検査についても、私も求めたいところもありますが、ちょっと時間がありませんので先に行って、所信表明の４ページ、「子育て・教育、未来をひらく」のところの子どもたちの環境整備の充実について、ここでお聞きしたいのが難聴言語障害の通級指導学級の設置についてです。多摩26市では難聴の通級が16市、言語障害の通級に至っては23市で設置されていまして、言語障害の通級に至っては、設置されていないのが国分寺市含めて３市のみという状況です。また、隣接５市の言語障害の通級の利用者数は40人から103人と過去の資料でなっており、国立市では通級のクラスを増やすとも聞き及ん

でいます。国分寺市でも同様のニーズがあるということは明らかだと思いますので、教育環境の充実のため早急に設置に向けた検討に入るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　教育委員会では令和７年度に特別支援教育推進委員会を設置し、これまでの第４次国分寺市特別支援教育基本計画の推進状況を確認するとともに、その成果と課題を踏まえ、令和８年度以降の特別支援教育の充実に向けた検討を進めていただいているものと認識しています。言葉や聞こえの相談の充実に向けた通級指導学級の設置については、論点の一つとして本委員会の報告に基づき、教育委員会と連携しながら適切に対応してまいりたいと思います。

○５番（中山ごう君）　その委員会の資料について、項目的なものが教育委員会の資料でありまして、私も拝見させていただきました。８月の当該委員会で特別な支援を必要とする児童・生徒への学びの場の確保という項目の中に言葉や聞こえの相談の充実というのがあり、一定議論があったというようにも聞き及んでおりますが、それが通級指導学級の設置に向けた議論、検討になっているのかというところまでは私もまだ確認できていないところです。根本的な問題としては、多摩26市の中で言語障害通級では先ほど言ったように23市で設置されている問題であり、こうした自治体では週１回の訓練が受けることができると。ところが、国分寺市では今は教育相談の中でやっていますけども、予約が取れずに２～３か月に１回しか訓練を受けることができない。そのため、訓練を求めて保護者が一生懸命専門クリニックを探して、１万円前後の自費で訓練を受けていると聞き及んでいます。通級がないためにこうした実態が市民の中に広がっているということだと思いますが、来年度からの計画にきちんと通級指導学級の設置を落とし込むということも必要ですけども、今後の設置に向けては５年も10年もかける問題ではないと私は考えております。教育委員会との連携は当然必要ですけども、通級の設置は国分寺市が遅れている課題であり、教育環境整備としては教育委員会の取組と併せて自治体としての市長が果たすべき役割が一定あると考えております。その点について、私は市長の決断にも期待したいというところがありますけども、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君）　繰り返しの答弁になりますが、今、現段階において教育委員会のほうで御議論をいただいていると思いますので、まず、そこでの御議論の結果というものをしっかりと受け止めた上で判断してまいりたいと思います。

○５番（中山ごう君）　その計画の中に通級の設置がきちんと盛り込まれるということを私も期待したいと思いますけども、盛り込まれなかったらどうなるのかというような不安も現時点ではあります。

最後に、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会というのが全国組織でありまして、その事務局長の方がホームページ上に挨拶を載せています。この全国協議会は1972年に第１回の大会を行いまして、今年で54回目、毎年切れ目なく行われていると。都道府県ごとに研究会が組織され、年間を通じて研究・研修会が開催されていると。東京都には小・中学校合わせて97校にきこえとことばの教室が設置され、非常勤を含めると400名余りの担当者が日々指導に当たっている、相談できる仲間がそばにいる環境だということです。働き方改革が叫ばれる中で、学校の仕事の中で何を省き、何を大切にするかと考えたとき、決して省くことのできない子どもたちの育ちの基礎となる支援を担っていると、このように報告しております。こういう大事な通級ですので、国分寺市でも設置に向けて前向きに検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、無会派（日本共産党国分寺市議団）の代表質問を終わります。

これをもちまして、代表質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は明日、午前９時30分から開きます。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後４時50分散会

９ 月 ２ 日 （ 火 ）

（ 第 ２ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月２日（火）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
会計管理者心得	野　中　美由貴	選挙管理委員会事務局長	戸　部　伸　広
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１　　一般質問

午前９時30分開議

○議長（尾沢しゅう君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であります。

これより本日の会議を開きます。

◇

日程第１　一般質問

○議長（尾沢しゅう君）　日程第１、一般質問を行います。

質問は通告順に質問席にてお願いいたします。

最初に、対馬議員。

○４番（対馬ふみあき君）　おはようございます。自由民主党国分寺の対馬でございます。市長選挙が終わりまして、丸山新市長誕生後の最初の一般質問をやらせていただくことを大変うれしく思います。何かいいことを言おうかと思ったんですけども、何も思いつかず、しっかりとこの一般質問を終わらせていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、旧市民戸倉野球場について質問をさせていただきたいというふうに思います。

先日、市民スポーツ大会の開会式に出席をさせていただきまして、本当に多くの団体の方々が参加されていらっしゃいまして、スポーツを楽しんでいらっしゃるんだなということがよく分かりました。中学生の方から高齢者の方まで、表彰もされていらっしゃいまして、国分寺市にスポーツが根づいているんだなということを感じさせていただきました。

一方で、多くの競技者を抱える団体から、市営の活動場がないというようなお声をいただいていることですとか、あるいは継続的にスポーツをされている方というものが市民全体の約半数であることを考えると、市が掲げる「だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現」と、ここの目標値に向かっては、まだ道半ばなんだろうというふうに思っております。特に、身近にスポーツを楽しめる場の提供というものにつきましては、令和５年度に行っていただきましたスポーツ推進に関する市民意識調査でも圧倒的なニーズを残す結果となっております。

そんな中、旧市民戸倉野球場につきましては、借地契約が終わりまして、地権者の方にお返しをしなければいけないというような状況になっております。私自身も子どもの頃から野球をやっていたものですから、よく開会式ですとか、決勝戦ですとか、表彰式ですとか、そういったものを旧市民戸倉野球場で体験をさせていただいた身としては、大変寂しいなという気持ちはありますし、また、今まで土地をお貸しいただいていたことへの感謝というものを、ここで改めて表明したいというふうに思います。本当にありがとうございました。旧市民戸倉野球場がなくなってしまうことそのものは大変残念に思うんですけれども、国分寺市のスポーツ環境を考える上で、よいきっかけにもなっていくのかなというふうに思っております。そこで、本日は、旧市民戸倉野球場がなくなることで発生する様々な課題を整理をしながら、国分寺市が考えるスポーツ環境について、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

まずは、現在、暫定開放されております旧市民戸倉野球場の利用状況について教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　旧市民戸倉野球場につきましては、令和７年４月１日に公の施設としては廃止をいたしましたが、原状復帰の工事に着手する本年12月27日まで、暫定的に市民に開放してございます。

利用状況でございますが、昨年までと変わらずに、野球、ソフトボール、サッカー、ターゲット・バー

ドゴルフやグラウンド・ゴルフなど、多くの方に利用されているというふうな状況になってございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。お返しをするぎりぎりまで利用があるということだと思います。これはすなわち旧市民戸倉野球場が物すごくニーズの高い施設だったんだろうなということだというふうに思います。

旧市民戸倉野球場には北側の管理棟の横に倉庫がございまして、こちらについては利用団体の方々が相当数、スポーツを楽しむ上での様々な物品を置かれていたかというふうに思いますが、この倉庫についても移転が予定されておりまして、中に入っている物品については、処分も含めて、移動しなければならないというような状況だというふうに考えております。こちらについて、倉庫を利用している団体の方々との調整はどうなっているでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　旧市民戸倉野球場の原状復帰に伴いまして、管理棟を撤去いたします。それによって管理棟内の倉庫にある、各連盟が市の事業で使用する物品を別に保管するという必要が生じてきまして、今定例会での補正予算をお願いしているという状況でございます。

補正予算の計上に当たっては、各連盟との協議、調整のほうは調っておりまして、物置を３台設置することで協議が進んでいるというふうな状況になってございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。既に調整ができているというような御答弁でございました。

管理棟横の倉庫は本当に多くの物品が入っておりまして、今現在も、私も中の物品を出したり入れたりということをやらせていただくことがよくあるんですけども、この物品の所有者は一体誰なのかとか、あるいは結構雑多に置いてあるというか、何か枠があって置いてあるわけでもなかったものだというふうに思いますので、けやき運動場に倉庫が３台ということでございましたが、限りがある倉庫をどう割り振るのかというところまで含めて、既に調整済みだということで、大変な調整だったというふうに思います。この３台に納めていただきまして、本当にありがとうございました。

さて、この旧市民戸倉野球場が利用できなくなる来年以降なんですけれども、市が持つスポーツ施設というものは、やはりまた絞られてくるんだろうなというふうに考えております。現在、野球場に代わる施設を模索していただいているかというふうに思いますけども、先ほど申し上げましたとおり、旧市民戸倉野球場を今まで利用していた市民の方々、もちろん市営のスポーツ施設を持たない団体の方々もいらっしゃいます。継続してスポーツを楽しまれる方を増やしていくにはどうしていくのかということを考えたときに、今後、新たな施設を検討するのであれば、市民ニーズをどう捉えていくのか、こういった視点にも立っていかなければならないんだろうなというふうに思っておりますけども、市としてのお考えをお伺いします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　令和５年度に実施いたしましたスポーツ推進に関する市民意識調査の結果から、公共スポーツ施設、学校、体育施設について、「どこも利用していない」の割合が多いこと、また、今後、国分寺市のスポーツ施設に求めることに関しては、「身近なところで利用できる場所の拡充」、それから「アクセスのよさ」といった回答や、自由意見では、「スポーツ施設が少ないので増やしてほしい」という意見が多くございました。

また、窓口では、けやき運動場やテニスコートなどの予約が取りづらいというふうな声をいただいている状況でございます。市民から多様なニーズがあるものというふうに捉えてございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。多様なニーズがあるということで、ここは、すごく

重要なところだと思います。

現在のところ、スポーツを継続して楽しまれている市民の方が約半数いらっしゃるということと、身近なところで利用できるスポーツ施設が求められていること、そしてスポーツ施設が少ないという意見が多くあること、この３つは分かっているんですけども、これらを単純につなげられるかというと、そういうことじゃなくて、これをしっかりと掘り起こして分析をしなければ、市民の方々が本当に求めている施設って何だろうなということがなかなか見えてこないんだろうなというふうに思います。ここを捉えていくというのは本当に困難なことだというふうに思います。

ただ、これは相当困難であることと同時に、これをちゃんと分析ができれば、本当に市が考えている将来像にかなり近づいていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、ここを踏まえた上で、本当に困難だなというふうには思うんですけども、丁寧に調査・分析をしていただいて、この市民の方々のニーズに応える施設というものを模索していただければなというふうには思います。市として、こういった課題を踏まえた上で、利用できる施設の拡充について、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　そもそもスポーツをしていないのか、また、どのような理由で公共スポーツ施設を利用していないのか把握するということにつきましては非常に難しく、分かりかねるところもあるんですけども、令和５年度の市民意識調査では、「主にどこでスポーツ活動していますか」という設問に関しまして、民間スポーツ施設の割合が最も多く、次に野外、山とか川とかですね。次が国分寺市の公共施設というふうになってございます。公共スポーツ施設以外でスポーツを行っている市民が多いことが現状であるというふうに、まずは認識してございます。

スポーツ施設を拡充することは、非常に大きな予算を伴いますし、市の政策全体のことでもありますので、難しい課題であるというふうに現状では認識してございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。そうですよね。大変難しいことだというふうに思います。

例えば、先ほど御答弁がありましたけども、山とか、川とか、そういう場所でというのは、国分寺市の中ではなかなか体験ができないスポーツの一種だろうというふうに思いますし、そういった所に行きたくて行っている方もいらっしゃるでしょうから、そういった方々が、じゃあ、国分寺市にそういう施設があったら行くかどうかというのは、また別の話だというふうにも思いますし、一方で、そういった場所に行くために、ふだんからそういったトレーニングをしておきたいという方もいらっしゃるかもしれないというところの中では、なかなかこのニーズの把握をしていくということは、いろんな可能性があるというふうに思っておりますので、なかなか難しいだろうということは大変理解をしたいなというふうに思っております。

また、今の経済状況で、スポーツ施設を拡充することそのものが、かなりハードルが高いことだろうというふうにも思っております。今後、数十年先までを考えても、確実にその機会、スポーツ施設を新設するとか、拡充するとか、そういった機会というのは、なかなか限られてくるんだろうなというふうにも思っております。だからこそ、拡充すべきスポーツ施設というものは確実にニーズを捉えたものでなければいけないというふうに思っておりますし、そのスポーツ施設はできるだけ満足度の高い施設であることが求められているんじゃないかなというふうに思います。

今まで使わせていただいておりました、旧市民戸倉野球場を使っていた方々のニーズに応えるということであれば、かなり見えてくるだろうなというふうに思うこともあるんですけども、全てのスポーツを楽

しまれている方々のニーズに合うというところまで含めると、まだまだ検討していかなければならないだろうというような状況だというふうに思います。難しい課題だというふうに思うんですけども、先ほど申し上げましたけども、ニーズの把握については、ぜひ、できるだけ御努力をいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、スポーツ施設の整備について、お伺いしたいと思っております。特に、現在行っております旧市民戸倉野球場に代わる施設の検討の状況について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　まず、野球場等を整備するには、広大な土地を要することになりますので、東京都との連携がなくてはならないというふうに考えてございます。

今までの議会等の答弁でもお話をさせていただきましたけども、引き続き旧西東京警察病院跡地の活用について、都知事との意見交換会などを通じて要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。ぜひとも粘り強い交渉をしていただいて、市民の方が喜ぶような結果につなげていただければというふうに思います。

もう少し具体的な話もお伺いしたいなとは思っているんですけども、この後、脇村議員が鼻息荒く質問するのを待っておりますので、そちらにお任せをさせていただくということで、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

続きまして、補聴器についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

加齢性難聴は、その名のとおり、年齢を重ねることで徐々に聴力が低下する現象でございまして、特に高音域の聞き取りが難しくなるというような傾向があります。一般的に40代から聴力が低下する傾向があり、65歳を過ぎると聞こえづらくなる方が急激に増え、75歳以上では約半数の方が聞こえづらさを感じているというふうに言われています。

聞こえるということは、日常生活において、私たちが当たり前のように捉えている生活の基本でございますので、聞こえないということは生活の基本を揺るがすものであって、それによって、日常会話ですとか、地域参加への距離を生んでしまうものになるんだろうというふうに考えております。

これまで国分寺市としても、市議会に陳情をいただいたり、私自身も地域を回る中で、そのような御要望をいただくことがございましたので、ニーズはあるんだろうというふうに考えておりました。

ただ一方で、補聴器につきましては、人によってかかる金額に大きな幅があること、加齢性難聴は身体障害者手帳の交付対象外であるため補聴器は保険の対象外であること、継続的な補聴効果を得るためには十分なアフターケアが必要などの課題があり、国分寺市が補助をするには費用対効果がきちんと得られるようなスキームを考える必要があったため、なかなか実現に至らないのかなというふうに私自身は考えておりました。ただ、今回、丸山市長が誕生いたしまして、補聴器の補助をやるというような強い姿勢を見せていただいたことによって、一気に前に進んだのかなというふうに思っておりまして、それ自体を大変うれしく思います。

補聴器の補助につきましては、これまでも代表質問の中で複数の会派が触れておりますので、重なる部分もあるというふうに思いますけれども、もう少し踏み込んで質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、この補聴器購入の補助制度について、創設の目的をお伺いさせていただきます。

○福祉部長（玉井理加君）　今、議員のほうから加齢性難聴について御紹介いただいたところですが、改めて、この影響について申し上げます。

ＱＯＬの低下ですとか、認知機能の悪化に影響するとされておりまして、要介護状態の予防ですとか、生活の質を維持していく上では、難聴の早期発見及び早期介入が重要だというふうにされております。

今回、補聴器購入費助成制度を創設することによりまして、難聴の早期の段階から補聴器を適切に活用いただき、加齢性難聴の高齢者御本人のコミュニケーションの機会を確保することで介護予防につなげること、また、生活の質を維持していただけることが、今回の目指すものでございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、加齢性難聴というものは40代から始まって、65歳以上から急激に増え、75歳以上になってくると、約半数の方が聞こえづらさを感じるというふうに先ほど紹介をさせていただきましたけれども、今の御答弁の中では高齢者本人のということで、高齢者のところにフォーカスを当てているのかなというふうに思います。

ただ、高齢者といっても何歳からなのかというところも、ぜひお伺いしたいなというふうに思うわけでございますけれども、今回、市が考えている補助制度、こちらにつきましては、どのような方が対象になるのか、それについて教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　今回の制度でございますが、東京都の高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業、こちらを活用する想定で、現在検討しております。

主な要件は、65歳以上の方で、補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医の診察及び検査結果により補聴器の必要性が確認された方というふうに検討しております。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。つまり、申請すれば誰でも受けられるというものではないというようなことだというふうに思います。しっかり専門家の方の診察と、それから検査を受けていただいて、必要だろうという方に向けて補助するということでございます。ここは、とても重要なポイントだというふうに思います。ぜひ、ここにつきましては、十分な費用対効果を得られるために、しっかりと堅持していただきたいというふうに思っております。

では、続きまして、申請の流れについてもお伺いしたいなというふうに思うんですけども、今考えているところは、まだ全て固まり切っていないところもあるんじゃないかなと思うんですけども、現在分かっているところで、どのようにお考えなのか、教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　まずは補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医を受診いただきまして、補聴器装用の必要性があると判断されましたら市へ申請をしていただきます。市が補助を決定してから、認定補聴器技能者が在籍する専門店で購入する、そのような流れを想定しております。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。補助が決定してから指定された専門店で購入するということでございました。市として、その人に最適なものをつけていただくための方法として、大変すばらしいというふうに思っております。

ただ、想定されることとして、受診はしたけれども、自分で好きなものを買ってしまって、領収書があれば申請できると思う方もいらっしゃるかもしれないですし、このプロセスにつきましては、ぜひ御本人への説明も含めた丁寧なプロセスで進めていただければというふうに思います。

また、アフターケアについてもお伺いさせていただきたいんですけども、眼鏡とかコンタクトレンズと同様、補聴器も買ったときに合っていても、その後の状況で使いづらくなってしまうということがあるというふうにお伺いしております。私自身も実は目が悪いので、眼鏡ですとか、コンタクトレンズですとか、そういったものをつけておるんですけども、定期的に検査をして、しっかりとその度数を合わせていかないと、見えづらくなったりですとか、頭が痛くなったりとか、そういったことが起こっていくなというふ

うに思っております。補聴器も使いづらくなってくれば、つけなくなってしまうというようなことも起こってくるのかなというふうに思うところで、このアフターケアというものの重要性が、ここにあるんだろうというふうに思います。

先ほど、難聴の早期の段階から補聴器を適切に活用していただいて、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会を確保し、介護予防につなげるというような御答弁をいただきましたけれども、せっかくそうした目的で創設していただくのであれば、購入後のアフターケア、こちらを大切にしていただきたいというふうに思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　やはり補聴器を適切に使用し続けていただけるということが重要でございます。アフターケアを効果的に行っている、先駆的に取り組んでいる自治体等もございますので、そちらを参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○４番（対馬ふみあき君）　そうですね。先行している自治体もあるというふうにお伺いをしておりますので、そういったところを参考にしていただきながら、ぜひ国分寺モデル、こちらを探っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回、創設にかじを切っていただきました補聴器の補助でございますが、先ほど少しお話しさせていただきましたけども、現在、議会のほうに陳情をいただいております。内容としては、加齢性難聴に対する補聴器購入の補助と、それから専門家との連携による購入前からアフターケアまで含めた支援システムの創設ということで、まさしく、今回、市が行おうとしております補聴器の補助制度が合致するんだろうなというふうに思っております。代表質問でも同様の質問がありましたけれども、この制度を心待ちにしていらっしゃる方がおられますので、もう一度、開始時期について教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの事業につきましては、市長から早急に取り組むよう指示を受けているものでございます。来年度予算が成立次第、周知を行い、開始というふうになりますので、７月をめどにスタートできるよう、現在進めております。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

また、今、周知のお話も出たので、これについてもちょっと触れておきたいなというふうに思うんですけども、今回の補聴器の補助は、心待ちにしている方がいらっしゃるからこそ、私もここで一般質問しておいて何ですけれども、やるんだなというようなことが先行してしまって、すぐに手を出してしまうような方がいらっしゃることもあるだろうなというふうに思います。必要なことですけれども、専門家と連携するというプロセスがあることで、例えば、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金ですとか、そういうものと違って、購入した領収書を見せれば補助できますよというようなものとは、またちょっと性質が違う、しっかりとプロセスを踏む必要があるものになっておりますので、周知については、ぜひ、丁寧に行っていただきたいなというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　令和５年度、６年度に聞こえの講座を実施し、毎年、大変好評をいただいているところで、今年度も実施予定で調整しているところでございます。聞こえについての理解、補聴器の有効性の啓発と併せ、今後は制度の周知についても行ってまいりたいというふうに考えております。

また、市報、ホームページでの周知と併せて、介護保険事業者、民生委員等、高齢者に係る関係機関にも周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。今まさに聞こえづらさの中で、日常生活に不便を感

じている方々に対しては、しっかりと、こういったことをやりますよと周知をしていきながら、事業者ですとか、民生委員などへ丁寧に御説明をしていただき、しっかりと直接お話をして、説明をしていただける方をもって、しっかりと丁寧に、その周知を進めていくということだというふうに思います。大変丁寧な周知が必要だろうなというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後になりますけども、国分寺市内には補聴器に非常に強い企業がいらっしゃるというふうに思います。協定も結ばれていらっしゃいますので、連携することも想定できるのかなというふうに私自身は思っているんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　先ほど御紹介いたしました聞こえの講座でございますけれども、こちらは地域活性化包括連携協定を締結しておりますリオン株式会社に御協力をいただいて開催をしております。聞こえについて正しく理解していただくことは、難聴の早期発見、補聴器の正しい理解、活用にもつながるということが期待されますので、引き続き御協力いただきながら実施してまいりたいというふうに考えております。

また、こちらの補聴器購入費助成制度の設計の際も、アフターケアなどについて、専門的見地から御意見をいただくなど、御協力をいただけたらというふうに考えてございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。専門的な知見をお持ちで、協力していただけるのであれば、ぜひ協力していただいて、１人でも多くの方が日常生活において、聞こえによって不便を感じないような国分寺市、こういったものをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、最後に西国分寺駅周辺について、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

西国分寺駅周辺につきましては、北口と、それから東側の開発に取り組んでいただいているというふうに思っております。北口では幾度にわたる勉強会を開いていただいていたりですとか、市民の方々と一緒に、一歩一歩前進していただいているというふうに思っております。また、東側につきましても、イベントを開催するなど、活用方法について御努力をいただいているところでございまして、そちらについては感謝を申し上げたいというふうに思います。

そんな中、東側の市有地についての借地契約が令和９年７月で満了となります。今後の西国分寺駅東口改札を含めたまちづくりにつきましては非常に重要な場所であり、ここの活用をなくしては、このエリアのまちづくりは前に進まないというふうに私自身は強く感じているところでございます。市として、この市有地の今後の利活用について、どのようにお考えなのか、お伺いします。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　当該市有地の市場性を把握するためのサウンディング型市場調査の結果、それと意見聴取会における有識者の意見を踏まえまして、市民及び市政への影響、それと課題を総合的に勘案した結果、現事業者と再契約を行う方向で進めたいと、このように考えております。

再契約に向けましては、賃料や契約期間、それから地域貢献の拡充等について協議のほうを進めまして、できれば10月頃に相手方と合意書を締結できればと考えております。

○４番（対馬ふみあき君）　現事業者と再契約する方向ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この市有地につきましては、今後の西国分寺駅東側のまちづくりをしていく中で非常に重要な場所であるというふうに思っております。再契約をすることは、その契約が切れるまでは、まちづくりは前に進めないということにつながっていくことになります。なので、今回の質問では、西国分寺駅東側のまちづくりについて、今後、あの場所をどうしていくべきなのか、こちらについてもお伺いしてい

きたいというふうに思います。

先ほど、現事業者との再契約は総合的に勘案したというふうな御答弁がございましたけども、総合的な判断とは、どのようなものか教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　新たに事業用定期借地権設定契約を締結する事業者を選定するための手法としまして３つのパターンが考えられまして、パターン別に考察を行いました。

１つ目は、現建物を除却し、新たに建物を建設する建て替えを前提としたプロポーザルにより事業者を選定するパターンになります。こちらは地区の活性化につながる新施設の可能性、こういった利点はございますが、事業採算性が低下している現状では、期待する提案を見込むことが難しい選択肢であると、このように考えられます。

１月に実施しました民間事業者へのサウンディング型市場調査では、多くの駅利用者を当該エリアに呼び込むことにつながるような提案はいただけておりません。貢献度の高い提案を受けられる見込みが薄い結果といったことになっております。

また、建築費の著しい高騰から事業採算性が悪化しておりまして、契約期間につきましても、30年から50年と長期に及ぶほか、現行賃料を下回る、こういった可能性も十分に考えられるといったところでございます。

また、２つ目としましては、現建物を存置し活用することを前提に、事業者をプロポーザルにより選定するパターンになります。こちらにつきましては、競争性により利益の最大化が期待できますが、競争性の確保に問題があり、様々なリスクへの対応が懸念される選択肢、このように考えられます。

築20年の現行の建物につきましては、サウンディング型市場調査におきましても、まだ十分に使えると判断する事業者が多くおりまして、建築費高騰の折、これを活用することはとても合理的であると、このように考えます。

一方で、建物は現事業者の所有物でございまして、ノウハウが蓄積されました図面や修繕履歴等についての開示の協力が得られないといった状況でございますので、ほかの事業者に示せない。また、市が所有することに伴いまして、解体費の負担のほか、様々なリスクを抱えることになることが大きなマイナス要因と考えております。

３つ目は、現事業者と再契約を行い、事業継続をするといったパターンになります。こちらは市民サービスの継続と合理性を兼ね備えた最適案であると、このように考えております。約5,000人の利用者、こちらのサービスが中断することなく継続される点、それと小学校の水泳授業や高齢者向けの予防事業等の受入れ、その他、市の事業への協力の拡充の意向がある点がポイントとして挙げられるところでございます。

パターン別のメリットやデメリット、課題等を整理いたしまして、有識者から意見をいただきながら、市民及び市政への影響、こちらの課題を総合的に勘案した結果、現事業者との再契約を行うことが最適な選択であると、このように判断をしているところでございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。様々、複雑な検討材料の中から組み合わせて３パターンの想定をしていただいて考察した結果、現事業者との再契約の道を選んだということでございましたけれども、どのパターンであれ、必要なのは、今後10年から15年、再契約、または建物の老朽化、どこまであの建物を使えるのかというところもあると思いますけども、その分の収入というものと、それから西国分寺駅東口のまちづくりをすることで生まれる将来のにぎわいの創出の価値、こちらをどのように考え

るのかということが本当に根幹の重要なポイントになるというふうに私は考えています。その上で、第２次国分寺市総合ビジョンでも、新たな拠点にふさわしいにぎわいの創出を掲げている国分寺市が再契約の道を選ばざるを得なかったということを、私としては意外に思っています。総合的な判断をする基準の一つとして、サウンディング型市場調査の結果を挙げられていらっしゃいましたけども、どのような目的で、このサウンディング型市場調査を実施されたのか、そしてまた、そのサウンディング型市場調査でどのように目的が達成できたのか、そこについて教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　契約満了後の利活用方法について、市場性を把握しまして、検討材料とするために、民間事業者との対話を行ったものとなります。

14者のほうに御参加をいただきまして、活用できる用途、建て替えか既存建物の活用かといった利用方法、それと借地料の水準、利用期間、市有地の周辺の人流の増加、にぎわいの創出のための取組等について、対話のほうを行っております。

調査結果につきましては、令和７年第２回定例会、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会に御報告をさせていただいたとおりとなります。

担当の受け止めといたしましては、多くの事業者との対話を通して、当該地の市場の評価、ポテンシャルのほか、市場の現況等、多くの貴重な判断材料を得ることができたと考えております。

西国分寺駅の東側エリアが、より市場から評価されるようなエリアとなるよう、地元商店街等と地域活性化の取組を推進するなど、魅力を高めていくまちづくりを進めていく、こういったことが必要であろうと認識しているところでございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。本当に様々な判断材料があったんだというふうに思います。

また、外部の方々にも意見を聞いていただいてということもありますし、また、現事業者も、ふだんから国分寺市に協力をしていただいている、大変ありがたい企業だということもございますし、この再契約の道に進むような材料がたくさんそろっていったんだろうなということは推察をさせていただくところではあるんですけども、逆に、市として、この建物を残さないというような判断に向くような提案というものは一体どういうものなのかなということもお伺いしておきたいというふうに思います。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　多くの駅利用客を当該地のある東側エリア、こちらに呼び込むことにつながるような提案のほうを求めているところでございます。願わくば、駅改札につながるようなアイデアをいただけないかと、このように考えておりました。

サウンディング型市場調査では、民間事業者より、相当に目的性の高い施設でないと実現できないと聞いているところでございます。また、意見聴取会における有識者の意見でも同様の意見を頂戴しているといったところでございます。

都内を見ても西国分寺にしかないというような希少価値の高い施設でなければ、なかなか多くの駅利用客を呼び込むことは容易ではないと、このように考えております。明確な判断基準といったものは持ち合わせておりませんが、市場の動向を熟知している民間事業者と、客観視できる有識者、こちらの意見を合わせて総合的に判断しているといった状況でございます。

○４番（対馬ふみあき君）　客観視のできる有識者の意見を伺った上での御判断ということでございましたけども、御答弁の中にもありました、サウンディング型市場調査をした結果、相当に目的性の高い、また希少性もある施設というような御意見もいただいたということでございます。こういった施設がどうい

う施設で、それについてどのような検討を行ったのかということについては、ちょっと十分な検討がなされないまま、今回の判断につながってしまったのかなということを大変危惧しています。十分な検討を行った結果、方向性は定まっているんだけれども、今回は市場が合わないので様子を見るということであれば、まだ前に進んでいるなというふうに思うんですけれども、今回、十分な検討が行われてはいないんじゃないかなというような懸念もございます。市として再契約を行わないという判断をする条件はあるんでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　サウンディング型市場調査結果及び有識者の意見を踏まえながら多角的に考察した結果として、現事業者と再契約を行うことが現時点での最適な手段と判断をしているところでございます。

賃料や市事業への協力の拡充がないということであれば再契約しないといったことが考えられます。ただ、現事業者からは拡充の意向が示されておりますので、契約を前提に話をしてまいりたいと考えております。

○４番（対馬ふみあき君）　なかなか、この選択肢が難しいということは大変理解をさせていただきました。

現契約をしている事業者と契約に至ったときの経緯を教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　当該市有地につきましては、西国分寺駅東地区第一種市街地再開発事業によりまして、公益施設、具体的には市民文化会館の建設のほうを計画しておりましたが、財政計画の見通しが立たなくなりまして計画を断念し、当該地の施設整備につきましては、民間活力に委ねるといったことになりました。

西国分寺駅東地区第一種市街地再開発事業に係る特定施設建築物の整備等に関する提案事業者募集要項、こちらに基づきまして、平成17年10月に募集を開始いたしまして、プロポーザル方式によって、応募のあった５者の中から現事業者が選定委員会により選定されて、事業者として決定しているといった状況でございます。

募集した際の施設の用途といたしましては、都市住民の共同の福祉または利便のために必要なものとして、具体的には、社会教育・生涯教育・福祉・健康・医療・子育て支援・産業振興・環境保全・雇用促進・文化振興及びこれに付帯する施設といたしまして、大規模小売店舗立地法の適用施設は建てられないこと、また再開発事業地区内で予定されている業種等と競合しないこと、こちらを前提として選定のほうをしているといった状況でございます。

○４番（対馬ふみあき君）　経緯はよく分かりました。

では、前回、契約をされてから、この西国分寺駅東側のまちづくりについて、どのような検討を行ったのか教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　西国分寺駅東側地区のまちづくりにおきましては、東口改札の開設、こちらを目指して、東側エリアのにぎわいの創出、人流増加を至上命題として受け止め、これを検討して進めてまいったといったところでございます。

当該地につきましては建築上の制限があることから、実際にどの程度のボリュームの建物まで許容できるのか、そして日影等、各種制限のほうを確認して整理をしているところでございます。

そして、鉄道事業者に対しまして、東口改札と一体的な利活用についての検討を求めたり、デベロッパー等と、交通広場を含めた利活用のアイデアについて相談したりしてきたといったところでございます。

なお、西国分寺駅東側のまちづくりでは、まず広大な交通広場、これを何とか生かすことができないか、広場を改変して施設建築物等を建てることはできないかと、このような検討を行ってきたところでございます。しかしながら、補助金を用いて都市計画事業でつくられた広場のため、異なる用途として使うことは不可能であると判断せざるを得ない状況に至っているといったところでございます。

東側エリアにおけるにぎわいの創出、人流増を実現するには、民間の活力によるところがとても大きいと、このように考えているところでございます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。今までのやり取りの中で、西国分寺駅東口の改札ですとか交通広場まで含めたまちづくりというものが大変困難な道であるということは大変理解をさせていただきました。また、今取れる選択肢の中では再契約がベストであるというようなこと、契約期間が切れるまで時間が残されていないということも分かりました。

ただ、御答弁を伺ったところでは、やっぱりまだ検討できる余地があるんだろうというふうに思っています。だからこそ、国分寺市はこの東側のエリアについて諦めていない、そのように私は考えております。

大変困難な道だということは理解はしているんですけれども、ぜひ、私たちも市民の代表として、しっかりと一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、まだこの検討については余地を残しているというふうに私は考えています。

今回、再契約をするというような方針ということで、それ自体はもう時間がないこともございますし、これ自体は仕方がないのかなというふうに思っているところではございますけれども、長期の再契約ということになってしまいますと、なかなか検討も進んでいかないのかなというふうに思いますので、再契約の期間については、ぜひ柔軟にお考えをいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　現事業者によると、再契約を締結してから約15年で建物の耐用年数が来ると、このように聞いているところですけれども、できるだけ契約期間を短縮できるように現事業者とは協議をしてまいりたいと考えます。

○４番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。ぜひ柔軟な対応をしていただければというふうに思います。

あの東側のエリア、こちらは西国分寺駅周辺、この国分寺市全体のまちづくりをしていく上で本当に重要な場所だというふうに思っています。これはもう東側だけじゃなくて、北口も含めてだというふうに思いますけども、今後、この国分寺市が、50年後、100年後にどういうまちになっていくのか、そこについては本当に大きな重要なポイントになる場所だというふうに思っておりますので、今後もしっかりと協力をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げまして、一言いただいて私の一般質問を終わりたいと思います。

○副市長（塩野目龍一君）　この東口の問題、これは長きにわたり、議会のほうからも、市民のほうからも要望されていた懸案事項であります。

今、お互いのやり取りを聞いていて、まず当該地における市としての明確なビジョンであったり、将来構想がないというのは、これは事実であります。ただ、市としては、先ほど部長が答弁したように、東側一体として、当該地も含めて、まちのにぎわいをつくっていこうということでありましたが、これも部長が答弁したとおり、様々な制約や要因があって、東側の改札はなかなか厳しいということであります。ならば、当該地だけでも、今後、市としてどのように活用していくのか、どのようなビジョンを持っていくのかというのは、これは考えていかなきゃいけないんだなというふうに思いました。

また、現在はスポーツ施設であります。決して市内のスポーツ施設が充実しているとは言えない本市の状況でありますので、仮にあそこのスポーツ施設がなくなった場合のことも考えて、今後、老朽化している市民室内プールであったり、旧庁舎用地であったり、あるいはリサイクルセンターであったりと、様々な公共施設がありますので、そういうところも視野に入れながら、当該施設の今後の市としての考え方、在り方というのは、これは早急に庁内で議論をしていかなきゃいけないなというふうに思います。

契約期間についても、10年、15年なのか、５年なのか、まだこれは施設を運営している事業者との交渉になりますけども、これはあっという間に来てしまいますので、今から庁内で当該地の在り方については総合的に考えていきたいというふうに思います。

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、以上で対馬議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時28分再開

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、会議を再開いたします。

ここで、脇村議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告をいたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、脇村議員。

○３番（脇村たいき君）　皆様、改めまして、脇村たいきと申します。よろしくお願いいたします。初めての一般質問になります。もともと日本人ファーストを掲げる党の出身でございますけれども、今回の質問には不穏当なものは一切ないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

１番、スポーツ施設の整備について、お伺いいたします。

項目の１、旧庁舎用地へ移転した後の武道館等の利用者の通館手段について、お伺いをしたいと思います。

まず、私を含めまして、国分寺剣友会の会員からお礼を申し上げたいと思います。先日、空調のほうを本多武道館につけていただきまして、大変快適に稽古ができる環境を整えていただきまして、子どもたちの健康も守られる中で、今、大変快適に稽古ができております。ありがとうございます。

その本多武道館なんですけれども、数年後に旧庁舎用地へ移転が決定しているということで、国分寺剣友会は複数の道場を市内に持っておりまして、それの一番のメインの道場が本多武道館になります。当然、お住まいが近い所の道場に通うものですから、本多武道館は本多、それから本町にお住まいの方がメインで利用をしているということになります。

その中で、旧庁舎用地の複合施設に移転をした後、直接アクセスをする方法がなかなか難しく、路線バス等、直接のアクセスがなく、本多地区にもぶんバスの停留所は現在ない状況にございます。電車を利用すればいいという御指摘があろうかと思いますが、剣道は大きな重い剣道具を持ちまして、ほかの乗客の方の迷惑になるということがございまして、できれば電車よりもバスのほうが都合がいいということがございます。ぶんバスの運行目的には、公共施設へのアクセスというのも、その一つとなっているかと存じますので、ぜひともルート変更、新規ルート、それから本多地区へのバス停の増設等、こちらを御検討いただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　議員の御指摘のとおり、ぶんバスの運行目的の一つとして、公共施設へのアクセスの確保がございますが、地域公共交通の活性化のために、まずは鉄道や路線バスを御活用いただきたいというふうに考えてございます。

今後につきましても、より利便性の高いルートとなるよう研究してまいりたいと考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、国分寺剣友会には、体育館をお借りしたり、市内に複数道場がございますが、現在の本多武道場が市内の国分寺剣友会全員の一番のメインの道場でもございまして、一番稽古の回数も多いところであります。そのメイン道場が旧庁舎用地へ移るとなると、道場に通いづらくなるなということで、心配の声が上がっておるということは事実でございますので、どうぞ御検討のほう、なかなか難しいと思うんですけれども、引き続き、少しでもルートの検討をお願いできればと思っております。

続きまして、次の項目の２に移らせていただきます。先ほどの対馬議員の質問と、それから昨日、ほかの議員がお話をされていましたドッグランの件とも重複をするかと思いますけれども、項目の２、旧西東京警察病院跡地への野球場、サッカー場等の設置について、お伺いをします。

私の知人の息子さんが野球少年でいらっしゃいまして、今の状態でも、旧市民戸倉野球場をメインに野球の練習をされているということなんですけれども、先ほどのお話とも重複しますが、なかなか練習の機会を確保しづらいと。週に数回練習がある中で、そのうちの１回は、私のおります剣道場に、野球のチームなんですけども、剣道場に来て、バドミントンのシャトルをラケットで打つミートの練習をわざわざしているということで、なかなかかわいそうな状況だなと思った経緯がございます。

野球場等のスポーツ施設を準備をするためには広大な用地が必要であり、旧西東京警察病院跡地を活用するのが一番妥当ではないかと思われますが、旧西東京警察病院跡地の広さはどれくらいあるのか、教えていただけますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　広さにつきましては、令和６年第３回定例会の一般質問でもお答えはしてございますけども、一部、府中市も含んでおりまして、本市における敷地面積につきましては約２万2,400平米というふうになってございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。それだけの広大な敷地面積があるのでしたら、野球場だけではなく、サッカー場、それから先ほど申し上げましたドッグラン等も設置ができるのではないか、また駐車場等も十分に確保できる最適な場所ではないかと考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　野球場のグラウンド部分だけでも、一般的には両翼100メートル、またセンターまで120メートルと計算しますと、約１万3,000平米の面積が必要となります。それでも十分な広さと思われますので、広さ的にはふさわしい場所であるというふうな認識はございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。病院の跡地でございますので、いろいろなものが埋まっている可能性が大いにございます。そういった埋設物などの有無を調べる必要が出てくるのが自然かと思いますが、東京都との協議が必要かと存じますが、そういった協議を前に進めるためにも、ぜひとも予算をつけて調査をすべきだと考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　当該地につきましては東京都の土地ということになりますので、埋設物などの調査は市が実施するものではなくて、東京都が実施するものというふうに考えてございますけども、周辺環境への影響など、市が行うことができるような調査につきましては研究をしてまいりたいというふ

うに考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

続いて、次の２番に移ります。道路整備について、お伺いをいたします。

まず項目の１、国３・４・12号線の整備状況について、現在どのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　国３・４・12号線につきましては、現在、用地取得と工事に向けた設計を進めてございます。

用地取得の状況につきましては、令和７年３月末時点の用地取得率は画地ベースで約64％となってございましたが、その後、新たに１画地が契約となってございまして、令和７年８月末時点では、画地ベースで約67％と、約３％進捗しているという状況でございます。

残る画地につきましても、多くの方々から事業に御協力いただける意向をいただいておりますので、引き続き権利者の方々の生活再建に寄り添い、丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。同道路について、地権者の皆様、市民の皆様に寄り添いながら着実に進めていただけるということで、理解をさせていただきました。

続いて、項目の２です。同道路の街路樹選定について、お伺いをいたします。

工事に向けた設計を進めているということですけれども、国３・４・12号線の街路樹の選定について、どういった植物の植樹を御予定か、お聞かせをお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　現在、道路構造についての設計を進めているという段階ですので、街路樹の樹種の選定につきましては、今後検討していくということになります。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。街路樹の選定はこれからということですけれども、地元の住民から、桜の木がいいという要望の声を聞いております。選定に当たって、アンケートなどを実施をして、地元の住民の方の意見を反映されてはどうかなと思うんですけれども、こちらについて、どのようにお考えか、お聞かせください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　街路樹の樹種の選定につきましては、東京都の道路工事設計基準に主要45種の樹種、選定樹木とそのリストが示されてございますので、その中から歩道幅員や地域に合った樹種、それから管理しやすい樹種、また、後に道路としての利用上・管理上の問題が発生しないよう、道路の構造や、その場に見合った特性を持つ樹種を選定することとしてございます。

樹種選定における地元意見の反映につきましては、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。なかなか管理の面の大変さであるとか、そういったことと、地元住民の皆様の、見た目がこの花がいいとか、この木がいいとか、そういったことが乖離をする可能性があるとのことで、どちらも御検討に入れていただきたく思います。今後の研究ということで、ぜひとも御検討を引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、項目の３と４をまとめてお伺いいたします。同道路と駅前通りの周遊性を含めた今後の活性化策についての市の検討状況について、また、併せて、国分寺駅北口駅前通りの今後の整備状況について、お教え願います。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　国３・４・12号線は、車両交通のメインアクセス軸から駅前通りにつきましては、歩行者を中心に、安全・安心に買い回りや散策ができる空間としての役割分担のほうを想定しているといったところでございます。

これを踏まえまして、駅前通りにつきましては、安全な買物環境と商業が連続した町並みの形成を目指し、通りに面する建物につきましては、１階部分を、原則、住宅等の用途に供してはならないという規制と併せて、壁面線の位置制限によりまして、道路上空間を確保することを、平成31年４月に国３・４・12号線沿道・駅前通り沿道地区地区計画にて定めているところでございます。

なお、今後、駅前通りの交通機能が国３・４・12号線のほうに移りまして、通過車両の通行を排除することができれば、駅前通りを歩行者主体の道路、こういった環境に変えることができると、このように考えております。

本地区におきましては、地元の市民の方を主体としました北口駅前通り交通安全まちづくり協議会、こちらのほうが立ち上がりまして、この協議会の方々が様々検討や社会実験を行ってきたといった経過がございます。したがいまして、国３・４・12号線整備後の駅前通りの在り方、こちらにつきましては、この協議会による主体的な検討や取組により見いだしていくことが重要であると、このように考えております。

市としましても、このような市民主体の協議会の取組に対しまして、活動を支援して、進めてまいりたいと考えております。

○３番（脇村たいき君）　大変丁寧に検討と取組の推進をしていただけているということを理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして項目の５、国分寺駅南口駅前広場の整備状況について、お伺いをいたします。

国分寺駅南口の駅前広場につきまして、昭和63年に南北自由通路が新設されるなど、駅舎の大規模な改良によりまして現在に至っている状況ということを理解しております。駅前の大部分は、ＪＲの敷地でございますので、ＪＲによる駅前広場の管理がなされてきましたけれども、駅前広場という公共的な空間であるということから、令和５年度より国分寺市が段階的に管理の移管を受けて、現在、維持を行っている状況と認識をしております。

また、第２次国分寺市総合ビジョンにおきまして、中心事業の一つとして、国分寺駅南口駅前広場再整備事業を掲げ、魅力のあるまちの資源が集積するエリアの玄関口にふさわしく、安全で快適な駅前広場を再整備するということがあります。地域社会のさらなる発展、にぎわいの創出のためにも、ぜひこれを実現すべく、再整備の実施をお願いしたいと考えますけれども、この再整備に向けた検討状況について、現状を簡単にお教え願えますでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　令和６年度における主な検討内容といたしましては、交通量調査を実施しまして、車両や歩行者動線の実態分析を行っております。

この結果を踏まえまして、現況の課題を整理するとともに、再整備案のたたき台作成のために、関係機関との協議や各種検討を行っております。

それと併せて、再整備の基本的な考え方となります再整備基本方針案、こちらの検討も進めて、地域資源である史跡や湧水につながる玄関口にふさわしい広場、こちらの整備に向けて、公共空間としての機能向上、それから交通環境の改善、バリアフリー対策といった方向性を柱として考えているところでございます。

今後につきましては、アンケート調査やヒアリング等により、市民や利用者の方々の意見を聞きまして、再整備基本方針を作成してまいりたいと考えております。

また、引き続き、関係機関との協議を進めながら、再整備基本方針を踏まえた再整備レイアウトの検討も進めて、基本設計の実施につなげてまいりたいと、このように考えております。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。引き続き市民が利用しやすい駅前環境の整備に努めていただけますよう、要望を申し上げます。

それでは、次の３番、民俗資料室について、お伺いをいたします。本多五丁目にございます民俗資料室について、質問をさせていただきます。

項目の１、今後の利用状況について伺います。

私自身も、本多、本町のあの辺りに住んでおりまして、民俗資料室の辺りを行き来することもございますし、先日行われました市議会議員補欠選挙のときなどは、民俗資料室の前で街頭演説会を度々開かせていただきました。とても閑静な住宅地の中にあるということがございまして、住民の利用状況といいますか、有効な活用がされているのかという点に関して、少し疑問に感じる声が市民から上がっているようでございます。

同資料室の今後の利用状況の展望について、昨年までの実績等を踏まえまして、簡単にお教え願えますでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　民俗資料室の運用につきましては、平成24年度から、御利用される方には、事前にふるさと文化財課へお申込みをいただいた上で、御見学いただいてございます。

令和６年度の利用状況につきましては、開館日数が６日間、見学者数が31人となってございます。

今後につきましては、当面は現在の運用状況を継続しますけれども、資料室には市内の昔の暮らしを物語る貴重な民具、公文書等の資料を多数保管しておりますので、子どもたちをはじめ、地域の方々にも、公開、活用を図るべく、資料の整理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。非常に貴重な資料室ではあるものの、なかなか利用の機会と利用者が少ないのではないかなというふうに感じるといったところが正直なところでございます。

次の項目の２に移るわけでございますけれども、同資料室の活用法について提案をさせていただきたいと思います。

同民俗資料室を、地域に開かれた、例えば、集会施設、防災施設、展示施設等として使用すると、こういったことを提案をさせていただきたいと思いますが、検討いただける可能性があるかどうか、教えていただければと思います。

○教育部長（日髙久善君）　民俗資料室には、展示室以外にも民具や古文書、昆虫標本、各種行政資料が多数保管されており、通路も確保できないほどの狭隘状況となってございます。また、民具、古文書等の資料は、民俗資料室だけではなく、ほかに、一部は、ひかりプラザやおたかの道湧水園内にも分散して仮置きしている状況でございます。つきましては、地域に開かれた集会施設に利活用できるスペースを民俗資料室の中で確保することは、現時点では難しい状況であるというふうに思ってございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。なかなか難しい御相談をしているということは承知しておりまして、恐縮ではございますが、せっかく立派な資料室、貴重な資料等を備えているということがありまして、もっと多くの市民に利用、活用をしていただけないかと、今後も継続的に相談をさせていただきたいと考えますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、４番、市内動植物の現状について、お伺いをいたします。

項目の１、今年の蛍の発生状況について、お伺いをさせていただきたく思います。

野川の周辺と申しますか、蛍の個体数を増やす取組が市民の間で粘り強く継続をされていると承知をしております。今年の蛍の発生状況について、市のほうで把握されているところを確認させていただきたい

と思います。

また、市として何か対応されていることがございましたら、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市内の野川や元町用水におきまして、蛍の目撃情報を市民から得ているところでございます。

市が管理する元町用水におきましては、蛍復活に係る市民活動団体等からの情報を踏まえまして、例えば、蛍が飛び交うまでの間は護岸に入っている草を刈らないよう、草刈り時期をずらすなどの調整を行っているというところでございます。

また、東京都が管理する野川におきましては、市民から蛍に関する情報を受けた場合は、市から都の管理事務所に連絡をいたしまして、都に対応を求めているというところでございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。蛍の保全は、蛍が国分寺市のイメージキャラクターになっているということからも分かるとおり、国分寺市の自然保護の取組の象徴的な活動の一つと言えると考えますので、引き続き、市として、どうか力を入れて取り組んでいただきたいなというふうに要望をさせていただきます。

続いて、項目の２、動物による農業被害の状況について、お伺いをいたします。

新海議員が前回も質問されたということを伺っておりますけれども、タヌキやアナグマといった動物による農業被害について、国分寺市内の現在の状況を簡単にお教えいただきたく思います。

また、前回と比べて改善をしたのか、それとも悪化をしたのか、さらに庁内で連携を踏まえた対策状況などがございましたら、併せてお教え願いたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　農地の鳥獣被害につきましては、その状況をＪＡと共有しているところですけども、ここ数年、３件から７件の間で推移してございましたけども、直近の聞き取りでは高い上昇傾向にあるということが分かってございます。そのため、このような悪化の状況を受けまして、経済課と環境対策課が連携しながら、ＪＡの回覧を活用いたしまして、アライグマ、ハクビシンの被害における問合せ先を記載したチラシを年２回配布して、対策を講じているというふうな状況でございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。よく理解できました。

続いて、関連する次の項目でございますけれども、項目の３でございます。外来植物の駆除状況についてお伺いします。

以前、はぎの議員も質問されたということを伺っておりますけれども、国分寺市内の外来植物の駆除状況について、簡単にお教えいただきたく思います。前回と比べて、駆除は進んでおりますでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　令和６年第２回定例会にて、はぎの議員より、ナガミヒナゲシの駆除について御質問いただいているところでございます。

ナガミヒナゲシにつきましては、これまで市民の方から問合せ等を受けたことはございませんが、市内の多くの箇所で確認されていること、また、環境省が防除対象として指定する特定外来生物ではございませんが、繁殖力の強さや茎に含まれる有毒成分などから問題視されているといったことについては認識しているところでございます。

市では直接駆除というのは行っておりませんが、令和６年第２回定例会の後、ホームページに、特徴や正しい駆除方法、こちらを掲載しまして、注意喚起を図っているといった状況でございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。注意喚起を行っているほかの外来植物等がございまし

たらお教えいただきたいのと、今後の対応について、併せてお教えいただけますでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　当市内でよく見かける一例といたしまして、オオキンケイギク、アメリカオニアザミ、こちらをホームページに掲載をしております。

今後も情報収集を継続いたしまして、国や東京都、他自治体の事例などを参考にしながら、周知啓発について検討してまいりたいと考えております。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。害獣の被害の防止、それから外来植物、特に有害な外来植物の駆除は、市内の農業を保全する上で、また市民の安全を保護する上で非常に重要な取組かと存じます。どうか引き続き、一層力を入れていただきたいと要望をさせていただきます。

続いて項目の４ですが、近頃、市内で発見された特定外来生物のハイイロゴケグモの生息状況について、市で把握されているところをお教えいただけますでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　今年の７月に、市民から、西元町周辺でハイイロゴケグモを発見し、駆除した旨の通報がございました。その通報に基づきまして、東京都の環境局、こちらに同定の確認を行いましたところ、ハイイロゴケグモであることを確認しているところでございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。その際、国分寺市として、どのような対応をされたのか、お教えいただけますでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　職員が発見現場に行きまして状況を確認したところ、別のハイイロゴケグモが生息していたということがありましたので、殺虫剤で駆除をしてございます。

また、現場周辺が公有用地でございましたので、注意喚起の表示を道路等に行うと同時に、市のホームページにおいても注意喚起の掲載を行ったというところでございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございました。ハイイロゴケグモの毒性は比較的弱いということを伺っておりますけれども、引き続きの対応、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、次の件名なんですけれども、申し訳ございません。ちょっとここで順番を通告とは変更させていただきたく思います。６番、黒鐘公園について、先にお伺いをさせていただきたく思います。

黒鐘公園及び園内の池の整備の進捗状況について伺いたいと思いますが、現在の進捗状況を簡単にお教えいただけますでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　黒鐘公園整備工事につきましては、令和７年６月に本契約を締結をしてございます。その後、７月12日に工事説明会を開催し、７月14日より現場で作業を開始しているというところでございます。

これまで、パーゴラや舗装などの撤去工事、一部の樹木の伐採工事を行いまして、現在は、造成工事、園路、広場工事に着手している状況でございます。また、バリアフリートイレは11月頃、インクルーシブな遊具は工期末の令和８年２月末に向けて、順次設置する予定で進めているというところでございます。

それから、池の整備というところでございますが、既存の池につきましては、当初、水遊び場として活用できないか検討を行いましたが、安全性の担保が取れず、池をそのまま水遊び場にする活用としては困難であるという結論に達してございます。

また、周りの樹林地に生息する野鳥や昆虫などの水辺となっている池というところでございますので、市民から残してほしいという要望も寄せられていることから、既存の池は残し、池の周りには安全対策を施した上で、黒鐘公園の整備を進めることとしているところでございます。

水遊び場につきましては、様々な使用が考えられますので、黒鐘公園の立地特性やインクルーシブな要

素を踏まえられるかどうかなど、しっかりと検討した上で、来年度以降に整備してまいりたいと考えてございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。子どもたちが水遊びをできるような環境づくりということも、市民の皆様から楽しみにしているという声が上がっておりますので、また、周りの樹林地に生息する野鳥や昆虫などの水辺となっている池を残してほしいといった市民の要望も寄せられているというお答えをいただきましたけれども、私も、もともとは農学を大学で専門にしたんですけれども、昆虫とか、そういったものが好きで、もともとは生物の研究者を目指していたということがございまして、国分寺市の緑の保全といったものには非常に強い関心を持ってございます。引き続き、美しい公園の設置、整備、こういったものに力を入れていただければ幸いでございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

５番、地域通貨については、時間の関係で今回は飛ばそうかと思っておりましたが、まだ、もう少し時間がございますので、やらせていただきたいと思います。

正直なところ、いろいろ調べていくうちに、私のほうで議論を詰める、あるいは提案を申し上げるのが、不十分だなというところがございました。それから、３枚以内に資料を収めてくださいということだったんですけれども、もともとは20枚近く資料を用意したんですが、３枚ということなので、なかなか見づらい、細かい字になってしまって大変恐縮ではございます。ただ、私のモットーの一つとしまして、やらない後悔よりやる後悔というのがございますので、今回、非常に不十分な御提案にはなるかと存じますが、５番、地域通貨について、お話をさせていただきたく思います。

先日、複数の先輩議員の方たちが聞かれていたこととも重複をしますけれども、ぶんじ地域応援商品券事業について、まずはお伺いをしたいと思います。

先般発行されましたぶんじ地域応援商品券、長いので、ぶんじ商品券というふうに呼称させていただきますが、ぶんじ商品券は紙の商品券、それから、それに印刷をされた二次元コード、そして店舗側は、それを専用のアプリで読み込むというようなことが行われました。アナログとデジタルを非常にうまく融合した取組でございまして、市民や事業者からの満足度も大変に高いものであったということを承知をしております。

このぶんじ商品券は、１人3,000円掛ける市民約13万人、総額約３億9,000万円分が発行されたというふうに承知をしておりますけれども、こちらは市の財源から出したという認識で間違いがないか、御答弁をお願いできればと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、議員から御紹介がありました、令和６年度に実施いたしましたぶんじ地域応援商品券事業につきましては、事務費や商品券の未利用分の返還金などを除いた最終的な事業費が、４億708万617円というふうになりました。

この事業費に対しては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２億8,060万7,000円を充当いたしまして、残りは財政調整基金を活用しているというふうな状況となってございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。これは昨日の代表質問の内容とも重複しますので恐縮でございますけれども、同じような商品券の発行事業をもう一度行う。私としては、理想的には、これは毎月行ってはどうかというふうに思っておりますけれども、ぶんじ商品券、あるいは地域通貨といったデジタルの形で、例えばですけれども、ぶんじポイントといった形で、全市民に3,000円分、これを定期的に発行するというような政策を行うということを仮に想定した場合、当然予算が必要となりますけれども、こちらは取扱い店舗がためたポイントを円に交換をすると、そして、お店の売上げに替えていくというよ

うなことが前提となります。これを、もしポイントを円に交換せず、その代わり、たまったポイントは、別の取扱い店舗がございまして、その店舗の数を増やすといったことが必要にはなろうかと思いますが、たまったポイントは円に替えるということをせずに、ほかの取扱い店舗で使うサービスを利用すると、そうやって、ぐるぐるとポイントを回していくというような政策を取った場合は、理論上は予算は必要ないということになろうかと思います。必要な経費といたしましては、アプリの維持費、それから商品券の印刷費、あるいは郵送費、これ以外は必要がないということも言えようかと思いますが、こういったことを例えば検討していただくというふうになったとして、法制度上の問題がないかどうか、現在分かる範囲でお教えいただけますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、議員が御提案された内容、市による地域通貨の発行における法制度上の問題点以前に、地域経済の活性化に向けては、議員がおっしゃるポイントを円に交換しないことを前提にした施策について、今のところ検討する予定はございません。経済活動を円滑に進めるために、円など、法律で強制通用力が担保された事業をまず検討することが適切であるというふうに、市としては認識してございます。

○３番（脇村たいき君）　ありがとうございます。よく理解できました。

ここで、お配りした資料が３枚ございます。皆様にお渡ししている資料は白黒になっているかもしれませんけれども、私のほうから、円に替える前提の地域通貨の取組、これがほぼ一般的な取組であろうかと存じておりますが、それから円に替えない、たまったポイントを替えない、こういう両方の案について、少し簡単にまとめた資料を説明させていただきたいと思います。時間の関係もありますので、あまり詳しくはできないと思いますが、御容赦いただければと思います。

こちら、１つ目のＡ案というふうにうたっておりますが、ｅｕｍｏ、これはユーモと発音をいたしますが、腐るお金といったことを標榜している地域通貨のネットワークになります。市内商店街の活性化を最優先に考える場合、地域おこし、こういったものを考える場合は、もちろん円に替えることができるポイントをためるということが最優先になろうかと存じますので、こちらのｅｕｍｏを一つの選択肢として考えてはいかがかなということを提案をさせていただきます。

感覚としては、ＰａｙＰａｙが一番近いのではないかなと思っております。二次元コードを読み取って、アプリをダウンロードしたお店側が、その二次元コードを読み取って決済をすると。私はＰａｙＰａｙを使わないんですけれども、個人間でのポイントのやり取りができるということを伺っておりますが、そういった機能も、このｅｕｍｏには実装されておるというところでございます。

使い方というか、コンセプト自身もＰａｙＰａｙとほとんど同じと考えてよくて、もともと円で1,000円、あるいは5,000円、１万円といったものをチャージをして、それがｅｕｍｏの１ｅｕｍｏ、２ｅｕｍｏと言うと思うんですけれども、それがそのままポイントになると。それで加盟店で買物やサービスを享受するということをやっております。

それで、腐るお金というのが最大のポイントなんですけれども、こちら、ｅｕｍｏに円からチャージをしたものは３か月間で失効いたします。３か月以内に使わなければならないので、ｅｕｍｏに加盟をしているユーザー、あるいは加盟店の人たちは、基本的に３か月以内に必ずｅｕｍｏを利用しているお店で買物するという効果がございまして、経済活性化、地域おこしにつながると。

その３か月で失効した分がどうなるのかというところが疑問だと思うんですけれども、この３か月で失効したｅｕｍｏは、当然、そのｅｕｍｏを運営しているシステムにたまります。それを再配分、再付与を

するというのが特徴でございます。

それで、ちょっと話がややこしいんですけれども、このｅｕｍｏというシステムを下地にして、例えば、複数の地域通貨を構築することが可能で、例えば、北海道のニセコ町ではＮＩＳＥＫＯ　ｅｕｍｏという地域通貨を導入されていらっしゃいまして、そこでは、３か月で失効したお金は、全て、子どもに対する福祉に充てますよということを決定をして運用をしているということです。こういったことをすれば、かなり市民の方からも理解を得て、それであれば、私もｅｕｍｏを使ってみようかなと、自分のｅｕｍｏは、３か月後に必ず子どもの福祉に使われるんだということを理解をしていただいて、一定数、理解は得られるのではないかなというのが私の希望としてございます。

駆け足になって恐縮ですけれども、Ｂ案です。こちらが、円に替えない場合のパターンをまとめてみました。

こちらは、これも少し話が混乱するかもしれないんですけれども、先ほど申し上げましたｅｕｍｏをつくっているシステムの下地になっている株式会社ポケットチェンジが運営しているＰｏｋｅｐａｙです。もちろん、繰り返しになりますが、ほかにも地域通貨のプラットフォームを提供されている会社は複数ございますが、一つ、選択肢としてどうかなというところでございます。

こちらは、姉妹都市の新潟県佐渡市の、だっちゃコインですね。残念ながら、これは現在は運用停止をしているということを伺っております。今度、研修で佐渡市のほうに私も行かせていただく予定でございますので、どういった経緯があって、現在はサービス停止になったのか、詳しく、ぜひ、伺いたいなということを考えておりますが、このだっちゃコインをはじめ、複数の地域通貨はこのＰｏｋｅｐａｙを使っておりまして、こちらは法制度上は問題ないということを、私個人の調査で恐縮なんですけれども、先ほどから申し上げているとおり、円には替えない前提で、いくらでもポイントを発行してよいと、地方自治体がそのポイントの発行元になる場合は法制度上は問題ないようでございますので、一つ、先ほどのＡ案、例えば、ｅｕｍｏで、３か月で失効はしますけれども、円には替えられます。そして、３か月後、失効したポイントというか、円でチャージをした分は、例えば、子どもの福祉ですとか、あるいは子どもの教育ですとか、そういった公共の福祉に100％使えますよといったところで、まずは、国分寺市における地域通貨の導入を始めて、だんだん間口を広げて、加盟店が広がった段階で、これは議論を丁寧にする必要もございますし、ちょっと混乱を招きかねないかもしれませんけれども、ある一定の加盟店を超えたら、円に替えない、その代わりに無制限に国分寺市がポイントを発行できるので、そういったシステムに切り替えますので、申し訳ないんですが、これからは円に替えることはできませんよといったことを丁寧に説明をいたしまして、その代わり、皆さんで加盟店でサービスを回してくださいということを申し上げた上で、例えばですけれども、子育て世帯、あるいは教育バウチャーのお話が市長からもございますけれども、教育をもっと手厚く受けさせてあげたいなと思っているような御家庭に、このポイントを優先的に給付をするといったようなことを市として検討していただくのも面白いのではないかなといったところを、私から個人的に提案をさせていただきたいと思います。これは答弁を求めませんし、先ほどから言っておりますとおり、まだまだ私のほうも調査不足で、提案も詰めが甘いところが多々ございますので、次回以降もこちらの質問はさせていただきたいと思っております。

３枚目の資料もせっかく作りましたので、お見せいたしますが、こちら、先ほど申し上げたとおり、第１段階としては、ｅｕｍｏなどを中心として、円に替える地域通貨を導入して、それから円に替えないことを前提とした、自由に国分寺市が発行できる地域通貨に移行してはどうかといったことを、こちらにま

とめさせていただきました。

こちらは私の素朴な疑問というか、やりたい政策がいっぱいあるのに、予算の取り合いになって、なかなか進まないというようなことが多い。そういったときに、一つ、例えば、消費税の減税等があった場合に、社会保障に充てるお金はどうなるのだというような議論が今後も続いていくかと存じますけれども、例えば、今、申し上げたような地域通貨で無制限にポイントが発行できる権利を国分寺市が得た場合に、それを財源の代わりに充てるといったことは、代替案として検討するに値するのではないかなと強く思っておりますので、今後とも行政の皆様と御相談、御提案させていただければ幸いでございます。

以上で、私の今回の質問は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、脇村議員の一般質問を終わります。

午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時13分休憩

午後１時30分再開

○副議長（星いつろう君）　会議を再開いたします。

議長に代わり、副議長の私が議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

○副議長（星いつろう君）　午前に引き続きまして、一般質問を行います。

はぎの議員。

○19番（はぎの英輔君）　公明党のはぎの英輔です。それでは、事前の通告に従いまして、順番に質問をさせていただきます。

まず１番目は、在宅人工呼吸器使用者への支援についてとなります。

近年、医療技術の進歩により、重度の疾患を抱える方々が自宅で療養をする在宅医療が普及しつつあります。しかし、その一方で、特に人工呼吸器を使用されている方とその御家族は、24時間体制での医療ケアや突発的な機器トラブル、災害時の電源確保など、多くの不安と課題に直面しております。本市においても、このような状況にある市民の方がいらっしゃいますが、市がこうした方々に対して、より安心できる生活を提供するために、現在どのような支援策を講じているのか、そして今後、どのように支援を拡充していくべきか、その具体的な方策について、お尋ねをしたいと思います。

そこで、まず確認させていただきたいのが、現在、在宅で人工呼吸器を使用している方は何人いらっしゃるのか、把握数を教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　在宅で人工呼吸器を使用しておられる方でございますが、13人と把握をしてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。13人ということで確認をさせていただきました。

その方々に対しての災害時の支援についてでありますけれども、特に電源の確保において、どのような支援策が講じられているのか、その点についても確認をさせてください。

○福祉部長（玉井理加君）　災害時に備えた個別支援計画の作成と更新を行って、日頃から停電時に数日間の充電ができる体制を整えておけるよう、確認をしているところでございます。

停電時に人工呼吸器に電力供給するための発電機、または蓄電池を確保する事業として、東京都の在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業がございます。また、大規模災害等で地区防災センター

が開設された場合は蓄電池の充電が可能となってございます。

先ほど申し上げた把握している方々でございますが、この東京都の事業により、非常用電源等の物品を確保しているかどうかについては、まだ確認ができていないところでございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。ただいま御答弁にありましたとおり、災害時個別支援計画の作成と、その更新の上、停電時の充電体制の確認を行っていただいているということであります。

大規模災害等で地区防災センターが開設された場合、蓄電池の充電が可能とありましたけれども、何らかの事情により充電に向かえない場合には、自宅の予備電源に頼らざるを得ない状況となります。

都の在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業を御紹介いただきましたけれども、こちらは災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するためには、人工呼吸器に電源を供給するための予備電源を整備する必要があることから、本事業により予備電源等の物品購入に要する経費についての補助を行っているというもので、補助対象物品は３つ、自家発電装置、無停電電源装置、蓄電池となっております。こちらの都の事業は、主に難病患者が対象でありますが、対象とならない、それ以外で人工呼吸器を使用している方も、市が正確に把握し、必要な措置を講じる必要があると考えます。そのような方々がいらっしゃった場合には、本市として独自の補助事業を創設することを提案させていただきたいと思います。つきましては、対象者の把握については、どのように行われるのか、その点についても確認をさせてください。

○福祉部長（玉井理加君）　身体障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用、難病医療費助成制度の受け付け、転入手続等に伴う手続などで把握をいたしますけれども、医療機関や保健所等、関係機関から把握することもございます。個別支援や制度利用の手続を通して、さらに漏れのない把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、非常用電源の確保等につきましても、より正確な現状把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。様々な経路で把握されているということで確認をさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたが、災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するためには、人工呼吸器に電源を供給するための予備電源を整備する必要があります。市民一人一人がどのような状況にあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるように、御答弁にありましたとおり、まずは、いま一度、対象者についての漏れのない把握、より正確な把握に努めていただくことをお願い申し上げます。このテーマは、次回以降の一般質問にて、また取り上げさせていただきます。

それでは、以上、１番目の在宅人工呼吸器使用者への支援についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、２番目の認知症対策について質問をさせていただきます。

私のこれまでの一般質問で最も多く取り上げてきたテーマは、この認知症であります。急速な高齢化の進展に伴いまして、我が国の認知症の人の数は増加をしております。令和４年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害の高齢者数は約559万人と推定をされ、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に１人が認知症またはその予備軍と言える状況にあります。15年後の令和22年、2040年には、その人数が約1,200万人となり、高齢者の約3.3人に１人が認知症または軽度認知障害になると見込まれております。また、令和４年の若年性認知症の人の数は約3.6万人で、18歳から64歳の人口10万人当たり約50.9

人と推定をされております。９月は認知症月間であります。本市においても様々なイベントが予定をされております。以上を念頭に置いて質問に入らせていただきます。

まず、本市における令和６年度の認知症サポーター養成講座の実施状況について確認をさせてください。また、それを支えるキャラバン・メイトの養成研修の実施状況についても併せてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　市立小・中学校を対象とした講座につきましては、平成27年度から開催をしておりますけれども、受講者数はコロナ禍を除くと徐々に増加し、令和６年度の実績は、小学校３校、中学校２校で、12回開催いたしまして、過去最多の581人の方に受講をしていただいております。また、令和６年度の職域におきましては、企業、団体が２か所で30人、市職員につきましては31人といった実績となってございます。

キャラバン・メイト養成研修につきましては、市主催の研修は３年に１回開催しておりますけれども、今年度、６月７日に開催しておりますけれども、29人の方が受講されております。全体の登録者数は57人となっております。

○19番（はぎの英輔君）　丁寧な御説明をありがとうございます。共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、新しい認知症観に基づき施策を推進するとしております。令和６年12月の認知症施策推進基本計画からの抜粋となりますが、新しい認知症観とはどういうものであるかというところでありますけれども、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方」であります。改めて認知症の理解を増進するために、認知症サポーター養成講座の実施の意義について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　認知症基本法の基本的施策においては、共生社会の実現を推進するため、認知症や認知症の人に関する正しい知識や理解を深めるため、施策の推進が求められているところでございます。

認知症サポーター養成講座の開催に当たっては、新しい認知症観に立ち、認知症になっても尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう、市民、企業、団体、関係機関等への理解を増進する取組をさらに推進したいというふうに考えております。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。職域での開催を、さらに取組を進めるために、市の職員研修に位置づけることを提案したいと思いますけれども、この点についても市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　議員より、令和６年第４回定例会の中でも、新任職員研修へ認知症サポーター養成講座を組み込んではどうかと御提案をいただいてございます。

市の職員研修に位置づけることにつきましては、福祉部とも調整をさせていただきまして、来年度の新任職員研修として実施できるよう検討してまいります。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。これまでの一般質問でも御提案をさせていただいておりますけれども、やはり市民サービスの向上に直結する取組でありますので、ぜひ、前向きな御検討をよろしくお願い申し上げます。

令和６年１月１日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、基本的施策に学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の

展開、そのほかの必要な施策を講ずるものと規定がなされております。すなわち教育分野ともさらなる連携を進めていくものだと理解をしております。

冒頭の御答弁でもありましたとおり、市内小・中学校での認知症サポーター養成講座の受講者数は過去最多とのことで、実際に推し進めていただいていることも確認をさせていただきました。その上でとはなりますけれども、全市立小・中学校において、認知症サポーター養成講座を開催をし、１人でも多くのキッズサポーターを輩出する取組が、今後ますます重要と考えております。その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　令和７年度は、市と地域包括支援センター主催で７回の認知症サポーター養成講座の開催を予定しているほか、地域や団体からの依頼にも対応してまいりたいというふうに考えております。

市立小・中学校では、現時点では２校での開催を予定しております。

また、認知症月間に開催する９月５日の講座におきましては、丸山市長も受講する予定で、市を挙げて取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（古屋真宏君）　認知症に関する理解促進のためには、児童・生徒向けの認知症サポーター養成講座は、意義深いものであるというふうに認識をしているところでございます。

専門家を迎えての授業につきましては、各学校において学習指導要領に基づき、校長の責任の下、年間指導計画に位置づけながら実施をしているところでございます。

本講座の意義につきましては、改めて校長会において周知を図るとともに、関係課と連携をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（はぎの英輔君）　それぞれ御答弁をありがとうございます。丸山市長も受講される予定とのことで、今まで以上に認知症施策を進めていかれるとの御決意の表れであるというふうに受け止めさせていただいております。また、認知症への理解を深めようとの、職員の皆様に対してもそうでありますし、市民全体への強いメッセージにもなるというふうに捉えております。

９月１日号市報に、こちらでございますけれども、今回、第26回日本認知症ケア学会作文コンクールで最優秀賞を受賞された市内在住の小学３年生の田中夢乃さんの記事が掲載されておりました。丸山市長を表敬訪問されたときのお写真とともに、その作文も掲載をされておりました。本当にすばらしい内容ですので御紹介させていただきます。

私がつなぐおばあちゃんとの未来。

私のランドセルにはオレンジリングがついています。これは認知症サポーターこう座に行った時にもらった大切な印です。新聞で読んだ認知症についてケアマネジャーのおばあちゃんにしつ問すると、地域の認知症サポーターこう座に一緒につれて行ってくれました。

そこで認知症は、たくさんのことを忘れたくなくても忘れてしまう病気だと知りました。横にいるおばあちゃんも、いつか私のことを忘れてしまうのかな。とむねが苦しくなりました。この日から私は、日記を毎日かならず書いています。おばあちゃんが私との思い出を忘れても、私がいつまでも教えてあげられるようにです。

こう座の後にもらったオレンジリングは認知症の人を手助けできる証です。私は今、登下校中のバスや駅でたくさんの人に声をかけてもらっています。９さいの私でもできることがあります。それは知ろうとすることです。私は一つ一つ行動していきます。

本当に私、これを読ませていただいたときに、このキッズサポーターとしてのその志の高さに本当に感動をいたしましたので、ここで御紹介をさせていただきました。

学校教育や社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進のためには、国分寺市認知症施策推進計画を策定する際に、しっかりとその位置づけが必要であろうと考えております。認知症サポーター養成講座のさらなる拡大に向けて、関係課との連携をお願い申し上げます。

この項目の最後の質問となりますけれども、全国各地でＶＲを活用した認知症普及啓発事業の実施も進んできております。

具体的には、認知症当事者の視点をＶＲで体験をして、症状や行動の背景を理解することを目的とした体験会や研修が行われております。視空間失認や幻視などの症状を体験することで、単なる知識の習得だけではなく、認知症の方への共感や支援の必要性を強く感じられる効果が期待をされます。このような取組を把握されているところがあれば教えていただきたいと思います。

また、本市においても導入の提案をさせていただきたいと思いますけれども、その点についても併せて、市の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　都内の自治体で、イベントや認知症サポーター養成講座の中で、ＶＲを活用し、認知症の人の視点を体験することによる普及啓発が行われていることを確認してございます。

当市といたしましては、情報収集とともに、どのような活用ができるか含めて研究してまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。私も調べたところ、都内では渋谷区、港区、品川区、八王子市などで実施をされておりました。また、新宿区では、９月16日にＶＲ認知症体験会が初開催されると伺っております。ほかにもあると思いますので、情報収集と本市での活用研究を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、ＶＲを使った認知症機能向上の研究にも少しだけ触れさせていただきます。

東京科学大学や東京大学先端科学技術研究センター、新潟医療福祉大学などの研究では、ＶＲゲームによる認知症機能改善、ＶＲ旅行による視空間能力の改善、ＶＲエクササイズによる気分と実行機能の向上など、これらの研究はＶＲが従来の訓練方法よりも楽しく安全で継続しやすいという利点を生かし、認知機能リハビリテーションにおける新たな選択肢となる可能性を示しております。

認知症施策は、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉、そのほかにも様々な分野にまたがるため、やはり庁内横断的に取り組むことが必要であります。総合的かつ計画的に推進をしていっていただけるようにお願いを申し上げまして、認知症対策についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、３番目の心のサポーター養成研修について質問をさせていただきます。

近年、児童虐待、不登校、ひきこもり、そして高齢者の孤立など、様々な心の健康に関する課題が深刻化しております。誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、行政による支援だけでは解決が困難であり、地域全体で支え合う仕組みを構築することが急務と認識をしております。現在、本市において実施をしているメンタルヘルス施策についての実施状況を確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君）　本市で実施しているメンタルヘルス、自殺対策の取組といたしましては、ゲートキーパー養成講座、メンタルヘルス講座がございます。ゲートキーパー養成講座は職員や市民、民生委員・児童委員などを対象として、身近な人の悩みに気づき、話を受け止め、専門相談機関へとつなぐ役割であるゲートキーパーの養成を目的としてございます。また、メンタルヘルス講座は、市民が心のケア

について正しい知識を身につけることなどを目的に開催しているものでございます。

そのほか、メンタルヘルスチェックシステム、こころの体温計の運用や自殺対策強化月間における啓発事業なども実施をしてございます。

○19番（はぎの英輔君）　丁寧な御説明をありがとうございます。様々な取組を行っていただいていることを確認させていただきました。

誰もが心の不調を経験する時代であります。いつか役立つメンタルヘルスの知識や人の悩みを聞くスキルを学ぶことは、身近な人の心の不調に気づき理解をする上で必要であります。令和３年度から令和５年度にかけて、複数のモデル自治体の試行を経て、令和６年度から本格的な実施となったのが、この心のサポーター養成研修というものでありますが、その実施状況や内容も含めまして、市として把握しているところがあれば、お伺いをしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君）　議員より御紹介のありました心のサポーター養成研修につきましては、通告を受けまして確認をさせていただきました。

当該研修については厚生労働省の事業の一環として実施されており、正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターを養成することを目的としてございます。

受講資格は特になく、子どもから大人まで、幅広い年代の方が受講されており、受講費用は無料となってございます。

研修の主催者の要件は、都道府県、市区町村、企業、保険者等とされており、都内の自治体においても、令和６年度の実績といたしまして、文京区、世田谷区、渋谷区、板橋区、八王子市、町田市、稲城市が実施をしていることを確認してございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。厚生労働省の事業の一環として実施をしている心のサポーター養成研修でございますけれども、心のサポーターを2033年までに日本全国で100万人を養成することを目指しているということでございます。また、心のサポーター指導者養成研修も実施をされており、受講資格は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる方、またはメンタルヘルスファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している方となっております。本市としても、心のサポーター養成研修を実施することを提案させていただきたいと思いますけれども、その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君）　心のサポーター養成研修に類似した本市で実施している事業といたしまして、ゲートキーパー養成講座がございます。渋谷区におきましては、両研修、講座を同一の枠で開催しており、実施方法等について確認してまいりたいと考えているところでございます。

心のサポーター養成研修については、心の不調で悩む人をサポートし、メンタルヘルスの基本知識や聞く技術などを学ぶプログラム研修として広がりを見せておりますので、その内容や研修開催の方法等について研究させていただきたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。渋谷区の取組を御紹介いただきましたが、心のサポーター養成研修の終了後に、希望者に対して20分程度、ゲートキーパー養成研修を実施しているとのことです。

他自治体での事例として、板橋区では若年層の受講者拡大に向け、大学と連携した研修開催や、学生が研修の企画・運営に携わるインターンシップを実施し、区独自のインセンティブの付与も行っております。

大阪府豊中市では、市の様々な窓口の担当者らを対象として、メンタルヘルスに関する相談に対応できるスキルを身につけてもらうことを一つの狙いとして実施しており、渋谷区と同様にゲートキーパー養成研修を組み込んだプログラムとなっております。

まだスタートしたばかりの事業ではありますが、令和７年７月31日の時点で、全国の心のサポーター数は２万3,144人となっており、一定の広がりを見せております。引き続き全国の自治体での取組事例を注視しつつ、こちらも次回以降の一般質問にて触れさせていただきます。

それでは、以上で３番目の心のサポーター養成研修についての質問を終わらせていただきます。

４番目、熱中症対策についての質問をさせていただきます。

この夏も、全国各地で記録的な猛暑に見舞われております。先月の30日には、東京都心で正午までの最高気温が37.9度となり、午後には38.5度を観測し、今年の最高気温を記録いたしました。

日本人の平均体温は36.89度と言われておりますが、こちらは、かつて東京大学の田坂定孝教授が発表されたデータが今も広く使われているものであります。厚生労働省からは、人の体温はおおむね36度から37度で調整されているとされております。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では37.5度以上を発熱、38度以上を高熱と定義しております。

市民の皆様には、この暑さで体調を崩された方も多くいらっしゃることと思います。特に高齢者や乳幼児等、そして屋外で活動される方々にとって、熱中症は命にかかわる深刻な問題であります。昨年以上に、多くの熱中症警戒アラートが発表されている状況となっております。昨年から熱中症特別警戒アラートも新設されましたが、これまでの対策では追いつかないほど新たなレベルの暑さが常態化しつつあります。このような状況に対して、既存の熱中症対策をさらに強化、拡充していく必要があり、市民の安全、安心な生活と生命を守る上で極めて重要であると考えます。

そこで幾つか質問をさせていただきます。

本市における熱中症対策の現状を確認させてください。また、暑さ指数（ＷＢＧＴ）とはどのようなものであるのか、その周知方法についても併せて確認をさせてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　熱中症につきましては、５月15日号市報にて、予防が大切であること、危険な暑さの予測を知らせる警戒アラートがあること、一時的な暑さをしのぐ場所として、クーリングシェルターと高齢者のための涼み処の情報を掲載しております。

詳しい情報を知りたい方に対しましては、紙面の二次元コードにより、市のホームページを御案内しておりまして、熱中症警戒アラートについて記したページに暑さ指数の説明を記載しているところでございます。

暑さ指数は、熱中症を予防することを目的とした指標であり、その値は気温とは異なり、人体と外気の熱のやり取りに着目した指標で、湿度、日射・輻射などの周辺熱環境、気温の３つの要素を基に算出するものになります。

より詳細な情報につきましては、環境省の熱中症予防情報サイトへのリンクを掲載し、そちらの御案内をしているところでございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。やはり熱中症は予防が大切であります。５月中旬の段階で、市報において大きく紙面を割いて周知をしていただきました。１面表紙から注目させる写真とメッセージがありまして、２面、３面での見開きページでも文字を大きく様々に工夫が凝らされている記事となっておりました。本格的に暑くなる前に正しい予防方法を知ることが大事であります。そして、夏本番

では危険な暑さから身を守る必要があります。その辺の情報がとても分かりやすくまとめられた内容になっていたというふうに思います。御担当の皆様に感謝を申し上げるとともに、来年度以降も、ぜひ、このような形で周知を続けていただけることをお願い申し上げます。

先ほどの御答弁で、熱中症警戒アラートと暑さ指数についての御説明をいただきましたが、この２つは、自分の身を守るだけではなく、危険な暑さから自分の周りの人の命を守る上で大変重要な情報となります。熱中症による救急搬送人員と死亡者数は年々増加傾向にあり、昨年は過去最高を記録しております。令和６年４月１日に改正気候変動適応法が施行され、従来の熱中症警戒アラートより一段上の警戒情報である熱中症特別警戒アラートが創設されたことからも、いち早く多くの市民が熱中症予防行動を実践するとともに、共助や公助による予防行動の支援を行うために、これまで以上の情報発信が必要と考えます。

市民への周知方法を確認しますと、熱中症警戒アラートは、国分寺市生活安全・安心メールでのお知らせとなっており、熱中症特別警戒アラートは市生活安全・安心メールとともに、市ホームページ、市公式ＳＮＳ防災等にてお知らせするとなっております。市長の所信表明の中で、市の公式ＬＩＮＥアカウントを活用し、プッシュ型情報発信を進めるとありましたので、ぜひ、このような情報発信も行っていただけることをお願いを申し上げます。

続きまして、児童・生徒への熱中症対策についても確認させてください。

本市には、市立の小・中学校が15校存在しております。各学校において、児童・生徒の水筒の持参状況はどのようになっているのか、中身の制限の有無も含めて確認させてください。

○教育部長（日髙久善君）　各小・中学校において水筒の持参を認めており、児童・生徒は必要な量を保護者と相談して持ってきている状況でございます。また、水筒の中身に関しても、児童・生徒が水やお茶、スポーツ飲料などから選択し、適宜水分を補給することができるようにしている状況でございます。

○19番（はぎの英輔君）　分かりました。全校で水筒の持参が認められており、中身についても選択肢があるということであります。

私たちが生きていくために、水は欠かすことのできない存在でありますけれども、その摂取量が不十分であることによる健康への障害が多くの悲劇を引き起こしております。児童・生徒らを中心に、スポーツなどに伴う熱中症による死亡事故は後を絶ちません。また、中高年で多発する脳梗塞、心筋梗塞なども、水分摂取量の不足が大きなリスク要因の一つとなっております。これらの脱水による健康障害や重大な事故などの予防には、小まめな水分補給が効果的であります。寝る前、起床時、スポーツ中及びその前後、入浴の前後、そして喉が渇く前に水分補給を心がけることが重要です。国土交通省、厚生労働省、環境省が中心となって行っている「健康のため水を飲もう」推進運動は、健康のために水を飲んで熱中症や脳梗塞などの重大な事故から尊い人命を守るというものであります。こういった運動を全国で広く展開し、小まめに水を飲む習慣の定着、運動中は水を飲まないなどの誤った常識をなくし、正しい健康情報を普及する。水道など身近にある水の大切さの再認識により、子どもから高齢者までの、広く国民一般の健康増進、疾病、事故予防に寄与する活動を行っております。御答弁にありましたとおり、適宜水分補給ができる環境になっていることを確認させていただきました。

市では、市立小・中学校の児童・生徒の水分補給を促進するために、水道の給水方法を高架水槽方式から直結給水方式へ切り替える工事を、これまで順次、実施してきていると伺っておりますけれども、その実施状況についても確認をさせてください。

○教育部長（日髙久善君）　児童・生徒が冷たい水を飲むことのできる東京都の推奨する水飲栓直結給水

方式への転換工事につきましては、これまで本市の小・中学校において、11校実施してきているところでございます。また、これに加えまして、今年度は現在１校で切替え工事を実施中でございます。

○19番（はぎの英輔君）　分かりました。本市の小・中学校において計11校が既に実施しており、切替え工事が１校と確認をさせていただきました。残りの３校についても、今後、この水飲栓直結給水工事を行い、全校に拡大していただきたいと思いますが、その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○教育部長（日髙久善君）　次年度以降に、さらにもう１校の直結工事を行うための設計委託、こちらを今年度行っている状況でございます。今後もこの直結化の拡大に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。高架水槽方式ですと、蛇口から出た水が、夏場はどうしてもぬるいとのお声もいただいております。残された２校の直結化に向けて、しっかりと計画を進めていただけるようにお願いを申し上げます。

市立小・中学校の部活動時には、暑さ指数を把握し、その数値を踏まえて、各校ではどのような熱中症対策を行っているのか、その点も確認をさせてください。

○教育部長（日髙久善君）　部活動を含んだ学校における教育活動の実施の判断につきましては、東京都教育委員会作成の熱中症対策ガイドライン（追補版）、こちらは令和７年６月に示されたものでございますが、こちらに基づきまして各学校で判断をしてございます。

具体的には、ＷＢＧＴ、暑さ指数ですけれども、31度以上の場合には運動は原則中止としてございます。また、特に部活動においては、活動後に冷房の効いた部屋で体を休め、その後、下校させることや、部活動の内容や生徒の状況に応じて休憩時間を確保したり、活動時間を短縮したりすることなど、適宜行っている状況でございます。

○19番（はぎの英輔君）　分かりました。

今回、質問をさせていただくに当たりまして、私も学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和６年４月追補版）と熱中症対策ガイドライン（追補版）から、学校で起きた熱中症による死亡事故事例などからの教訓等も確認をさせていただきました。ただいま御答弁にありましたとおり、本市の各学校における教育活動の実施の判断については、明確な基準に照らし合わせて行われており、部活動や活動後から下校を見据えた具体的な対応もお示しいただきました。児童・生徒の命を守るためのこれまでの御尽力に感謝を申し上げるとともに、引き続きの御対応をどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本市における高齢者への熱中症対策はどのようなものが行われているのか、確認をさせてください。

○福祉部長（玉井理加君）　高齢者に対する対策といたしましては、民生委員、ケアマネジャー等介護保険事業者、老人クラブ、医療機関、金融機関、理美容店等、地域の関係者、機関にリーフレット等を配布し、熱中症予防の普及啓発に御協力をいただいているところでございます。地域包括支援センターでは、各種事業において、熱中症対策の周知も行っております。

今年度も避暑目的として休憩できるオープンスペース、涼み処を市内公共施設26施設、市内協力店、事業所43か所に設置をしております。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。国分寺市熱中症予防リーフレットの配架も幅広く行っていただいていること、また、猛暑避難場所、涼み処の設置についても、市内協力店・事業所が43か所と前年度より増えていることを確認させていただきました。東京都は、猛暑の緊急対策として省エネ性能の

高い家電の購入時にポイントを付与する東京ゼロエミポイントに関し、高齢者や障害者がエアコンを購入する場合のポイントを現行の１万円分から８万円分に増額すると発表し、８月30日から開始しております。市ではどのような周知を行うのか、行っているのか、その点について確認させてください。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらは東京都の制度でございますけれども、有効に御利用いただくために地域包括支援センター、ケアマネジャー等の関係者からも周知いただけるよう、協力をお願いしてまいります。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。65歳以上の高齢者や障害者が省エネ性能の多段階評価点が3.0以上のエアコンを購入することが条件となっておりますので、その辺も含めて丁寧な周知を行っていただくことをお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、熱中症対策についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、５番目となります。小児インフルエンザの経鼻ワクチンについての質問をさせていただきます。毎年、冬を迎えるたびにインフルエンザの流行が大きな社会問題となっております。特に学校や保育園などの集団生活の場では子どもたちの間で感染が広がりやすく、保護者の皆様もその都度御不安を抱えていらっしゃることと思います。現在、インフルエンザの予防接種は注射によるものが一般的であります。しかし、注射に対して恐怖心を抱くお子さんも多く、保護者の方々からも接種が大変だという声が聞かれます。こうした現状は、接種率の向上を妨げる一因にもなっていると考えるところであります。近年、鼻から噴霧するタイプの新しいインフルエンザワクチン、すなわち経鼻ワクチンが注目されております。この経鼻ワクチンとはどのようなものであるのか、市の認識を確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君）　小児インフルエンザの経鼻ワクチンは、国からの承認を受け、令和６年10月に国内で販売を開始されたワクチンとなります。鼻からスプレーで噴霧するタイプのワクチンで、従来の注射によるワクチンと異なり針を使わないため痛みがなく、インフルエンザウイルスが侵入する経路である鼻の粘膜に直接免疫をつけるため、効果的であるとされてございます。また、通常の注射によるワクチンは、13歳未満の方は２回接種となりますが、経鼻ワクチンの接種回数は１回、また、接種の対象年齢は２歳以上、19歳未満となります。

○19番（はぎの英輔君）　丁寧な御説明をありがとうございました。注射針を使用せずに鼻に噴霧するだけなので痛くないのは、精神的にも肉体的にもかなりの負担軽減となります。経鼻ワクチンは、インフルエンザの微妙な型の違いにも対応できることも特徴であります。インフルエンザウイルスは鼻や喉などの気道の粘膜に感染し増殖して、全身に広がりますが、注射によるワクチンは体へのウイルスの侵入を防ぐのではなく、体内に侵入してきたウイルスが全身に広がるのを抑えます。つまり、感染そのものを防ぐというよりも、重症化を防ぐ作用が主となります。それに対しまして、経鼻ワクチンはウイルスの体内への侵入口である気道、鼻の粘膜でウイルスの増殖を抑えるので感染を阻止する、発病を抑えるというアプローチの違いがあります。

次に、令和６年度の本市における任意接種事業の経鼻ワクチンも含めた実績を確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君）　令和６年度は、生後６か月から12歳の方を対象として子どものインフルエンザ任意接種事業を実施してございます。実績といたしましては、延べ回数で9,648回の接種を実施してございます。

○19番（はぎの英輔君）　分かりました。東京都の補助事業で経鼻ワクチンを対象とするということを伺っております。これは、かねてより、都議会公明党が要望してきたものでございますけれども、本市にお

いても経鼻ワクチンに対する補助を行っていただくことを要望させていただきます。その上で、今年度実施する任意接種事業の補助額等についてはどのようになるのか、市の見解をお伺いしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君）　議員の御紹介のとおり、８月に東京都より通知を受けておりまして、今年度より経鼻ワクチンについて、都の補助対象となることが示されてございます。本市の任意接種事業では2,000円の助成を２回まで実施しております。経鼻ワクチンの接種回数は１回となりますが、注射用ワクチンと比較して１回当たりの接種費用が高くなることを確認してございます。このことを踏まえまして、今年度より経鼻ワクチンへの助成額を4,000円へと増額し、都の補助事業を活用してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　御説明ありがとうございます。東京都からの通知が８月だったにもかかわらず、超短期間での補助の準備を進めていただきましたことに対して、心より感謝を申し上げます。

あと何点か確認させてください。任意接種事業の実施場所はどのようになっているのか、この点についても確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君）　接種できる場所につきましては、国分寺市内の実施指定医療機関となりますが、それ以外の医療機関等で接種を希望される場合は、接種後の申請により、実施指定医療機関と同額の助成制度を利用することが可能となります。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。市内の実施指定医療機関以外での接種も申請により還付が受けられるということで確認させていただきました。

最後に、小児インフルエンザワクチンの周知、広報について、今後の予定やその手法など、決まっているところがあれば確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君）　子どものインフルエンザ任意接種事業は、10月１日より開始となります。周知、広報については、経鼻ワクチンの接種可能な医療機関の情報等を含め、市報、ホームページ等で行う予定でございます。その他、デジタルサイネージやポスター、チラシなども活用して丁寧に行ってまいりたいと考えてございます。また、ワクチンの効果や副反応等についても十分な情報提供を行い、市民がワクチンを選択して接種していただける環境を整えてまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。丁寧な周知も行っていただけると確認させていただきました。御担当の皆様には引き続き御尽力いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、小児インフルエンザの経鼻ワクチンについての質問を終わらせていただきます。

それでは、最後となります。６番目の地域活性化包括連携協定についての質問をさせていただきます。近年、人口減少や少子高齢化といった社会問題が深刻化する中、行政だけでは解決が困難な課題が増加しております。こうした状況下において、民間企業や団体との連携は新たな活力を生み出し、地域課題を解決する上で不可欠な要素となっております。本市におきましても、市民サービスの向上、地域経済の活性化、そして持続可能なまちづくりを進めるために、民間事業者との連携がますます重要になってきていると認識しております。これまで、市が締結してきた地域活性化包括連携協定はまさにそれであり、今後の展開にも大きな期待を寄せております。この協定は、市民生活の向上に資する多岐にわたる分野で公民連携を強化し、相互の資源やノウハウを最大限に活用しようとするもので、その意義は非常に大きいと考えます。

しかし、協定を締結することがゴールではありません。重要なのは、協定に基づき、どのように具体的

な事業や取組が進められていくのか、また、その実効性をどのように担保していくのかという点であります。市民の皆様が、この協定の恩恵を実感できるよう、また、協定が単なる形式的なもので終わらないように、具体的な進捗状況や今後の展望について、市の見解をお伺いしたいと思います。

まず、本市における地域活性化包括連携協定の締結状況について、確認させてください。

○政策部長（村越隆治君）　地域活性化の促進と市民サービスの向上を目的とした地域活性化包括連携協定につきましては、平成29年10月11日に株式会社セブンーイレブン・ジャパンと協定を締結して以来、これまで23の団体と締結を行ってまいりました。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。現在、23団体との協定締結をしているということでございます。コンビニエンスストアとの協定締結に関して、今回は質問させていただきたいと思います。ただいま御紹介いただきました株式会社セブンーイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定に基づくこれまでの取組実績について、具体的にお伺いしたいと思います。

○政策部長（村越隆治君）　これまでの実績としましては、店舗へのＡＥＤの設置や、市主催のイベントへの出展、市報広告及び食育に関するポップの掲示などに御協力いただいてございます。また、育児相談や高齢者の安否確認での訪問の際には、近隣店舗の駐車場を利用させていただくなど、様々な取組を連携して実施してまいりました。

○19番（はぎの英輔君）　分かりました。私のほうでも協定内容を確認させていただきましたが、１、まちの魅力の発信、観光施策に関すること。２、災害対策及び防災に関すること。３、地域や暮らしの安全・安心に関すること。４、産業振興に関すること。５、障害者の支援に関すること。６、高齢者の支援に関すること。７、健康増進及び食育に関すること。８、子ども及び青年の育成に関すること。９、環境対策に関すること。10、その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上等に関することと、幅広い分野での協働による取組となっております。コンビニエンスストアは市内の様々な地域に約40店舗が存在しております。連携して取り組むことにより、地域福祉の向上やまちの魅力発信などにつながっていくことが期待できるため、株式会社セブンーイレブン・ジャパン以外のコンビニエンスストアとも同様の協定締結に向けた働きかけをお願いしたいと思いますが、改めてこの点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○政策部長（村越隆治君）　議員の御指摘のとおり、コンビニエンスストアは市内の店舗数が多いことから、地域住民の見守りという観点や市の魅力発信、地域の活性化という観点からも、連携して取り組むことで行政課題の解決に向けて大きな効果が期待できると考えてございます。今後につきましては、他市での事例も参考にし、コンビニエンスストアとどのような取組を行うことができるかなどについて情報を収集してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。令和７年第２回定例会の一般質問でも提案させていただきましたが、市内コンビニエンスストアにおける高齢者、子ども、障害者等の生活の安全に寄与する見守り活動などの取組を取り上げてみても、実施していただく上では、より広域をカバーでき、何よりも24時間営業というのは大きなメリットであります。ぜひ、情報収集の上で検討につなげていっていただければと思います。先ほど確認させていただきました株式会社セブンーイレブン・ジャパンとの協定内容と、これまでの取組実績を照らしてみますと、今後、さらなる協働による取組が実施できるのではないかと考えます。また、ほかのコンビニエンスストアと連携した協働も視野に入れた御検討をよろしくお願い申し上げます。

最後に、新たな展開という視点で、東京都の他自治体の事例を幾つか御紹介させていただきます。福生市では、株式会社ファミリーマートとの協定に基づき、市名産品等のオリジナル商品の開発・販売に関することの取組として、福生市公式キャラクターたっけー☆☆をデザインした玉子せんべいが市内の７店舗で販売されました。価格は550円、内容量は８枚入りで、お土産としてもお勧めということでございます。また、たっけー☆☆がファミリーマート２店舗で１日店長を務められたそうであります。本市のイメージキャラクターでありますぶんじほたるホッチでもオリジナル商品が開発され、複数の市内コンビニエンスストアで一斉販売されることを想像しますとインパクトがありますし、１日店長もなかなか面白い取組だと個人的には思いました。株式会社ローソンも全国の多くの自治体と協定を締結しております。品川区では、ローソンが定めているお客様に販売可能な期限を過ぎたため店頭から撤去しているものの、喫食できる商品を、区内の子ども食堂等に寄附する取組を行っております。これらの取組の一部でも本市において実施に向けての検討を行ってみてはいかがかと思いますが、市の御見解をお伺いしたいと思います。

○政策部長（村越隆治君）　ただいま御紹介いただきました株式会社ファミリーマートや株式会社ローソンとの連携事例につきましては、まちの魅力発信のみならず、環境や福祉などの様々な観点から非常に有意義な取組であると認識してございます。また、コンビニエンスストアと連携することにより、市内広域において有効な取組の実施が期待できると考えてございます。今後につきましては、既に協定を締結している株式会社セブンーイレブン・ジャパンとのさらなる連携事業の強化を図るとともに、ほかのコンビニエンスストアとの連携についても御意見をしっかり受け止めさせていただきたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君）　ありがとうございます。株式会社セブンーイレブン・ジャパンとのさらなる連携強化については、既に協定締結済みでございますので、幅広い分野での様々な提案が検討可能かと思います。ぜひ、積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（星いつろう君）　以上で、はぎの議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩といたします。

午後２時30分休憩

午後２時41分再開

○副議長（星いつろう君）　会議を再開いたします。

◇

○副議長（星いつろう君）　続きまして、久保議員。

○18番（久保けいこ君）　公明党の久保けいこでございます。丸山市長になられて初めての一般質問をさせていただきます。しっかりと市民の声をお届けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして質問させていただきます。１番目は、健康推進事業についてお伺いいたします。最初に、任意の帯状疱疹ワクチン予防接種についてお聞きいたします。令和７年度も継続して事業実施をしていただいています。まず、最初にこのことに感謝を申し上げたいと思います。

そこで、まずは、令和６年度の任意接種された人数と実績について、教えていただけますでしょうか。また、もしこの令和７年度の状況も分かるようであれば、併せて教えてください。

○健康部長（新井宏伸君）　本市では、令和５年度より50歳以上の市民を対象として、帯状疱疹ワクチン

の任意接種事業を実施してございます。令和６年度の事業の実績といたしましては、組換えワクチンの１回目接種が1,042回、２回目接種が1,097回、生ワクチンの接種回数が128回となってございます。また、令和７年度からは、定期接種事業が開始され、７月までの暫定の実績となりますが、定期接種事業につきましては、組換えワクチンの接種回数が1,065回、生ワクチンの接種回数が199回、任意接種事業につきましては、組換えワクチンの接種回数が769回、生ワクチンの接種回数が64回となってございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。承知いたしました。国として定期接種が65歳からと決まった時点で、今まで対象者でありました50歳から64歳までの市民の方々の任意接種がストップしてしまうのではないかと懸念しておりましたところ、本市は令和７年度に限り継続とのことで、この年度が始まりました。せっかくですので、定期接種のことも確認させていただきます。接種の対象者や助成額等、詳細をお伺いしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君）　令和７年４月１日より、帯状疱疹ワクチンの予防接種が、予防接種法に基づく定期接種の対象となってございます。定期接種の対象者は、年度末年齢が65歳の方、接種時年齢が60歳から64歳までででヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障害があり、かつ身体障害者手帳１級をお持ちの方が対象となります。また、５年間のみの経過措置として年度末年齢が70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方、加えて、令和７年度のみの経過措置として年度末年齢が101歳以上の方も対象となってございます。接種できる場所につきましては、国分寺市、国立市、小金井市、小平市、府中市の実施指定医療機関となりますが、それ以外の医療機関等で接種を希望される場合は、指定外医療機関予防接種費用助成制度を利用することができます。接種額は、組換えワクチンは１回１万円を２回目まで、生ワクチンは１回5,000円となってございます。

○18番（久保けいこ君）　定期接種については、国分寺市以外の医療機関について今回も拡充していただいているようで、市民の方々も大変に喜ばれております。近隣市にかかりつけ医をお持ちの方も多く、安心して定期接種を受けることができます。大変ありがとうございます。

話は任意接種に戻ります。代表質問でも公明党としても触れさせていただいていますが、次年度も継続して助成制度を実施していくとの答弁をいただいております。実は先日、40代と30代のお二人の女性の方から、帯状疱疹になり、治るまでに時間がかかったとのお話がありました。年代に関わらず、免疫低下などから発症される方が多いのだと改めて実感いたしました。その方々はまだお若いので任意接種までは年数がかかりますが、帯状疱疹というのが身近で発症しやすいということを大変に実感した出来事でございました。令和８年度実施予定の任意接種の詳細が決まっていましたら、教えていただけますでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君）　本市では現在、定期接種事業及び任意接種事業を実施しており、使用するワクチンや助成金額は同じ内容となってございます。50歳以上の市民はどちらかの事業を利用することにより、接種を受けることが可能となってございます。令和８年度以降につきましても、市長の判断を踏まえ、現在の制度の枠組みを継続してまいりたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。公明党として取り組んできた健康推進の事業である帯状疱疹ワクチン予防接種助成については、これからも市民の健康を守るために継続をしていっていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、続いて、男性のＨＰＶワクチンの任意予防接種についてお伺いいたします。この件は既に代表質問でも御答弁をいただいている部分も多いですので、私からは、男性のＨＰＶワクチンの任意接種をすることでどのような効果があるのかを確認させていただきたいと思います。また、これからどのように情報

提供や周知をされる予定なのかも教えていただけますでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君）　男性がＨＰＶワクチンを接種することで、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの原因と考えられているＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染予防が期待できます。また、都のホームページ等におきましては、男性がワクチン接種による感染予防をすることで、性交渉による女性への感染リスクの減少につながる可能性があるとの記載があることを確認してございます。令和８年度より実施予定の任意接種事業につきましては、広く対象者への情報が行き届くよう、広報に力を入れてまいりたいと考えてございます。基本的には市報、ホームページによる周知を行いますが、それ以外にもＳＮＳやデジタルサイネージ、ポスター、チラシなどを活用していく予定でございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。よろしくお願いします。この一般質問を組み立てている最中、８月25日には、男性も９価のＨＰＶワクチンの接種対象になっていく、広げるということで承認が下りたとのことが報道されております。そういったことも踏まえ、医師会の方々と御協議くださるようにお願いしたいと思います。この対象年齢から考えますと、保護者の方が正しい知識と意識を持たれることが大切と考えます。そのためにも、親と子、それぞれの目に触れるよう、場所や内容などにも工夫をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、続いて、子宮がん検診についてお伺いいたします。現在、国分寺市での検査の方法は、細胞診で検査していると認識をしております。令和６年第２回定例会で私から提案もさせていただきましたが、検診方法にＨＰＶ検査や、細胞診とＨＰＶ検査等を併用する検査などの選択肢を考えてみることが受診率アップや早期発見につながると考えております。その点、市はどういったお考えでいらっしゃいますか、お伺いいたします。

○健康部長（新井宏伸君）　令和６年４月より、各市区町村が実施する子宮頸がん検診にＨＰＶ検査単独法を導入することが可能となってございます。対象年齢は30歳以上60歳以下で、５年に１回の受診間隔とし、市区町村で一定の要件が整った段階で開始可能となってございます。御提案につきましては、この間、医師会とも相談しながら検討してきたところでございますが、検診の実施に当たりましては、ＨＰＶ陽性者に対する長期の追跡を含む制度管理体制の十分な構築が必要であるとされております。また、受診者情報と健診結果に関するデータベースの整備、新たな検診方法に対する実施医療機関の理解、協力が必要となるなど、導入に当たっての課題が多い状況でございます。つきましては、今後も他自治体の動向を注視しつつ、引き続き医師会とも協議を行いながら情報収集を行ってまいりたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。承知いたしました。これからも医師会との協議を丁寧にされる中で、若い世代の女性が子宮頸がんに罹患しないで、また罹患者、死亡者が減少していくようになればと思っております。

現在では、従来の細胞診に加えてＨＰＶ検査を導入した自治体が増えてきております。先進的には横浜市をはじめ、今現在４自治体が既に実施をしていますが、厚生労働省の調査では、この４自治体に加えて337自治体が導入予定であるとの回答が出ております。また、その上で検討している自治体が既に737あるとのことで、合計1,000を超える自治体に何らかの検査に関する動きがあると言われております。横浜市立大学の宮城副学長は、この子宮頸がんの罹患率は20代から増加し、30代、40代でピークとなると言われております。中には、罹患し、治療で子宮を摘出したり、放射線治療で妊娠できなくなる事態も起こります。問題なのは、罹患者数や死亡者数がここ10年以上減少していない事実があるということであります。ワクチン接種と子宮がんの検診で予防と早期発見、早期治療が大切であることは言うまでもありません。

また、世界に目を置くと、多くの国では細胞診からＨＰＶ検査への移行が進んでいるということであります。こういった全国的、世界的動きも踏まえてＨＰＶ検査の導入を要望して、この質問は終えたいと思います。今後も御検討のほど、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。２番目に、障害者支援事業についてお伺いいたします。最初に、聴覚障害者の支援についてです。本年、令和７年６月に国会で手話施策推進法、手話に関する施策の推進に関する法律が可決、成立したことに伴い、2017年の国連総会で手話言語の国際デーと決議された９月23日が、国内として初めて手話の日として制定されました。聞こえない、聞こえにくいために日常的に手話を使うろう者の方は、国内に少なくとも５万人から６万人いると言われており、社会生活を営む上で、手話が通じる世界では何も不自由ではないという考えであり、むしろ障壁をつくり出しているのは社会のほうだと考えていると、全日本ろうあ連盟の久松事務局長は言われています。いろいろな運動が進むに当たり、今回成立した手話施策推進法の中には、手話の普及に向けた施策の策定・実施を国や自治体の責務として明記されております。また、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策の推進に関して定められております。当市では手話の推進に向け、どのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　意思疎通支援の取組といたしましては、事前登録した市内在住の方、聴覚に障害がある方が主な構成員の団体や市が主催するイベント等において、手話通訳者の派遣を行っております。また、新庁舎移転を契機に多言語等映像通訳サービス等のコミュニケーション機器を導入いたしました。あわせて、週１回、手話通訳者が市役所内に配置されまして、聴覚障害のある方の各種手続のサポートを行っております。また、国分寺市聴覚障害者協会へ委託し、手話通訳者養成講習会を実施しております。

○18番（久保けいこ君）　手話通訳者の派遣やコミュニケーション機器の導入、週１回の手話通訳者の配置で各種手続のサポートなどを行っていただいているとのこと、以前から先進的に取り組んでいただいていることを承知いたしました。また、手話通訳者養成講習会についても毎年実施していただき、たくさんの方々が受講されていると市民の方からもお聞きしています。私もお世話になって、ただいま受講させていただいております。ありがとうございます。

ここで少し遡りますが、手話言語法の制定を求める意見書についても触れさせていただきます。全国の市区町村議会、1,788自治体の全ての議会で採択されたことは、市区町村議会史上初めてではないかと言われ、そうした各地域からの声が国を動かし、また今回の法の制定につながったと言われております。遡って、国分寺市議会も2014年９月、新海議長の時代に採択されており、提出となったことを確認いたしました。

また、手話言語条例についても少し触れさせていただきます。2013年の鳥取県を皮切りに、全国で今現在、600以上の自治体が条例を策定しています。東京都内では23区中22区、多摩地域26市では５市が条例を策定しており、今後、当市としても取り組んでいけたらと考え、意見としてこの場で述べさせていただきます。今回、手話施策推進法の整備がなされた今、聴覚障害者に向けた支援について、市としてさらに取り組むことはどのようなことがあるのでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　手話に関する施策の推進に関する法律の基本的施策であります手話に関する市民の理解と関心を深めるための広報、啓発活動の充実、人材の安定的な確保、養成等のための機会の確保などに取り組むことが重要であると認識してございます。今年度、11月15日から26日に100周年を迎え

ます第25回夏季デフリンピック競技大会が東京で開催されます。当市にお住まいのアスリートの方も日本代表選手として参加される予定となっておりますので、この大会など様々な取組を通じて盛り上げてまいりたいと考えております。

また、この大会開催に関連するものとしまして、全日本ろうあ連盟が地域の聴覚障害者協会と連携し、ラッピングカーを走らせる全国キャラバン活動を実施しております。11月には都内各自治体をめぐる予定となっておりまして、当市も協力を予定しております。今回のデフリンピック競技大会を通じまして、大会やデフスポーツへの理解の裾野を広げることで聴覚障害者への理解、手話への関心につながるよう取り組んでまいります。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。特に、東京2025デフリンピックを通じて共生社会の構築を進める意義は大きいと考えます。この11月の開催を楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、市の聴覚障害者協会の方々からは、聴覚障害者協会自体は規模も小さく、デジタル化や活動の継続に苦慮することもあるとお聞きしております。当事者団体の活動が継続でき、また効率よく工夫することができるよう、現状に即したサポートや支援金なども含め柔軟に対応できるよう、今後お考えいただけたらと思います。最後に一言いただけますでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　手話の習得、使用に関する施策を推進するためには、当事者の方から現状を丁寧に聞き取り、どのような施策、整備が必要か、今後も研究してまいります。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございました。

では、次の質問に行きたいと思います。移動支援について、質問させていただきます。代表質問でも取り上げましたが、移動支援に関する具体的な拡充の内容をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　代表質問でも市長より答弁がございましたけれども、日中の通学先、通所先等の活動先を出発地点とした場合の支援について、実施に向けた検討を現在行っているところでございます。安全への配慮といたしまして、原則出発地点を自宅と今までしてきておりましたけれども、安全が確認できるその他の場所も出発地点にできるのではないかと考えております。ただ、利用できる内容については、変更は特にございません。引き続き安定的に事業が継続できるよう、事業者の確保、従業者の育成も含めた事業の充実に努めてまいります。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。拡充された点を理解いたしました。安全への配慮を守りながら、大切な視点だと思います。その上で、今後もさらなる使いやすさを研究し続けていただき、柔軟に拡充を続けていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。３番目の防災強化と地域コミュニティづくりについて、お伺いいたします。この地域コミュニティは、私たちがより豊かで安全な生活を送るために欠かせないものであると感じております。例えば支え合いと安心感という観点から考えると、困ったときに助け合える関係が生まれ、誰もが孤立することなく安心して暮らせることにつながっていくと思います。また、地域の魅力向上の観点から考えると、この夏、各地で行われました盆踊り大会や、また朝のラジオ体操、清掃などの活動によって地域への愛着が生まれ、住みやすい、温かい雰囲気が生み出されると言われております。しかし一方で、地域コミュニティの重要性は分かってはいるものの、コミュニティ活動の中心者の成り手不足や任意の加入であることなど、簡単ではない課題も山積みになっているのが現実でございます。地域コミュニティの主たるものは自治会・町内会になると思いますが、現在、当市の自治会・町内会の加入率

はどのくらいなのでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　近年の自治会・町内会の加入率につきましては、コロナ禍前の平成31年度は36.7％で、令和６年度は33.8％となっており、６年間で2.9％マイナスとなってございます。国分寺市の人口は増加傾向にあり、この間の世帯数の推移は約3,600世帯増加しておりますが、自治会・町内会の加入世帯数は約500世帯減少いたしまして、また解散した団体も２団体ございます。加入率は低下の傾向となってございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。実際、現実的に本当にそれが私自身も地元の自治会で活動する中で、すごく問題になっているところでございます。市は、定期的に自治会・町内会連絡会を行っているとお聞きしております。自治会としての団体数や、その連絡会の内容、出席率などをお伺いしたいと思います。また、自治会等はあるけれども、年に一度は全体を巻き込む活動などを行えている組織力、体力がある状態なのかどうかなども、把握できているものがあればお伺いしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市では年２回、国分寺市社会福祉協議会と共催で自治会・町内会連絡会を開催してございます。開催内容といたしましては、１回目は小金井警察署、国分寺消防署、市及び国分寺市社会福祉協議会からの情報提供を行っています。２回目は、講師を招いて講演会等を実施しているという状況でございます。令和６年度の第１回の参加者は、125団体のうち会場への出席は59団体、オンラインによる出席は11団体で計70団体の参加があり、出席はしていないが資料の郵送希望は32団体となってございます。情報提供を受けた団体は合計で102団体となってございます。また、年間一度は全体を巻き込む活動などを行っている団体についての正確な把握はできてございませんけども、自治会・町内会連絡会からの情報提供を受けている団体が102団体あることから、少なくともその団体数は一定の活動をしていると認識してございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。先ほどの御答弁にありましたように、自治会が解散されたところもあるとお聞きしております。そういったコミュニティがなくなっている地域については、市としてどのようなお考えでコミュニティづくりを推進し、アプローチをしているのでしょうか。また、今後の課題などもあれば教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　自治会・町内会は任意団体であることから、新たな団体の設立はなかなか難しい状況であると考えてございますけども、空白地域においては、大規模な宅地開発がある場合については自治会・町内会設立の勧奨を行っておりまして、昨年度は１団体の設立がございました。また、相談があった場合につきましては必要な情報提供を行いながら、今後も設立につなげていきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。何年か前になりますが、大きな宅地開発があったある地域で、しっかりとその方々で自治会を立ち上げた方が私の友人におります。地域を守るというところでは、大切な地域コミュニティづくりにつながっていると思っております。

ここで、地域コミュニティづくりに取り組むための視点として防犯、防災、そういった意識の向上という点は非常に大切と考えます。住民同士の顔が見える関係を近隣同士でつくっていくことに取り組んでいる、自治会がないけれども取り組んでいる、そういったコミュニティがあると聞いております。そこの部分で、防災に特化して防災会活動をされているグループはどれぐらいありますでしょうか。また、その活動内容などを教えていただけますでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　市内には現在、北町防災会と並木町防災準備会の２グループがあると認識し

てございます。北町防災会は、持続する組織として多くの地域住民の賛同を得た上で防災まちづくり推進地区になろうということを目標に、現在活動してございます。また、並木町防災準備会も同様に自治会がない中で防災活動を行っておりまして、来年４月に防災会になることを目標に、現在活動してございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。その防災会には私も参加させていただくこともあり、地域の皆さんを守るために防災の学びを常に企画したり、活動されているとお聞きしています。感謝しております。

そんな中ですが、活動されている方々は市民防災推進委員の方が多いと感じております。現在、市内では何人の方が市民防災まちづくり学校を卒業し、防災推進委員になられているのか、そもそも防災推進委員とはどのような役目であるのか、その点をお聞かせください。

○総務部長（宮本　学君）　今、議員に御紹介いただきましたところにつきましては、令和７年３月末の数字となりますが1,530名の受講がございまして、1,372名が防災推進委員として認定されてございます。現在、そのうち655名が登録されているという状況でございます。

防災推進委員は、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものになってございますので、自ら地域で防災の普及啓発活動を行うことが役目となってございます。

○18番（久保けいこ君）　承知しました。自治会があるところでは防災推進委員の方々同士は連携を取りやすく、また顔が見えている、そういった中で、また自治会活動に反映させながら活動をされていらっしゃるというところが見受けられます。また、自治会がないところについては、誰が防災推進委員になられているのか分からない状態になっているとのお声が私のところに届いております。

ここで、今後の提案にもなりますが、防災推進委員が一堂に会する総会や、また集い等、いろいろな機会を設けていらっしゃると思いますが、地域別また住所地別のような顔合わせ兼ディスカッションのような、そういったことを行う自発活動のきっかけづくりというのを市が後押ししていけたらよいと感じているところでございます。その点について、市のお考えをお伺いいたします。

○総務部長（宮本　学君）　防災推進委員の全市的組織である防災推進委員会では、毎年防災推進委員向けに総会、防災講演会、または集い、防災バス研修などを実施してございます。また、原則として毎月１回、各地域の事務局員で会議を開催してございまして、開催後には決定事項等を全ての防災委員にお知らせするための事務局通信を発行し、配布していることから、交流や顔合わせをする機会を自分たちで設けていただきながら活動していると思いますので、その中で市が協力すべきところは今後も協力していきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。今、通信を発行して配布していただいているということで、私自身もそれを頂いて、また自治会にいらっしゃる防災推進委員の事務局員の方にも御様子を伺ったりしているところでございます。地域コミュニティづくりというのは、いざというときに市民の命と財産を守るためにも大切なコミュニティであると感じております。また、その点は誰しもが理解しているのではないでしょうか。そして、防災をテーマにした防災会のようなコミュニティが防災力強化の大きな役割を担っています。しかし、本当に地域によるのだと思いますが、いざというときの行動として、隣り合わせも含め人間関係が薄く、また防災推進委員の方も、地域で何かをしようと思うが、あまり何か動きをするには難しいというようなお声が私のところに届いているのが現状でございます。平時のときに訓練等をしていくには、少しずつでも人間関係が広がっていくことが大切と思っております。また、訓練の場を通して訓練等をしていくことで冷静に機能してくるとも思っております。平時に顔の見える関係になって

いく地域コミュニティづくりに真剣に向き合い、また、今まで以上に取り組んでいっていただきたいと要望するものであります。自発活動のきっかけづくり、そのことはこれからも私なりにもどういった形がいいのかをしっかり考えて、また新たな提案もしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後に、それぞれに地域コミュニティづくりに真剣に向き合い、今まで以上に取り組んでいっていただきたいと要望する点について、一言いただけますでしょうか、お願いします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　自治会・町内会は自主的に形成された任意の団体とはなりますが、市の広報機能の補完や防災防犯機能の発揮など、地域コミュニティの中心として重要な役割を担っている団体と認識してございますので、引き続き、各種情報提供や財政的支援などを行ってまいります。

また、今年度より東京都から紹介いただきました困りごとを持つ自治会・町内会の皆さんと、経験や得意なことを生かして地域の役に立ってみたい腕利きの皆さんとをインターネット上でつなげる、まちの腕きき掲示板の運用を開始しております。こういったことも活用いたしまして、さらなる支援につなげていきたいと考えてございます。

○総務部長（宮本　学君）　総務部としましても、地域住民が主体となって行う防災学習会や交流イベントなどへ御協力させていただいておりますので、今後も平時から顔の見える関係づくりを支援していきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。

では、続いての質問に移らせていただきます。４番目に、蜂等の駆除について、質問させていただきます。今年も昨年以上の猛暑、酷暑が続く夏の時期を経過しております。今も暑さは続いております。一般的に、今年は蜂の発生が２倍近い発生率だというように報道されていることを確認しております。全国的にはハチ発生指数というものがあるようで、東京は86.4、千葉県、山梨県などは90を超え、また本当に緑多き東北のほうとかは100を超えている、そういった状況を確認しております。蜂がかなり発生している今の実情の中で、当市ではスズメバチの巣のみを除去する対応をしていることは承知しておりますが、巣の除去など蜂の相談に関して多くなっている事実はあるのでしょうか、現状をお伺いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　今年度のスズメバチの巣の駆除の実績といたしましては、７月の駆除実績になりますけども、昨年同月と対比いたしまして２倍近い80件の巣の駆除を行ってございます。それに伴いまして、スズメバチを含む蜂の相談も増加している傾向にあるところでございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。やはり今年は多くなってきていることが確認できました。年々の異常気象の影響からか、雨の降り方なども災害級のものが発生しておりますが、害虫も例年と違ってきていると感じております。市に相談した時点では蜂の種類が分からず、スズメバチ以外では、東京ではアシナガバチが多いかと思いますが、その場合はどのような対応となっているのでしょうか。また、公共の場である公園等での蜂の巣の場合の対応も改めてお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　問合せの際、スズメバチの巣の特徴であるとっくり状の形であるか、マーブル模様になっているかなどを確認させていただいてございます。それでもスズメバチの巣かどうか曖昧な場合もございますが、その場合には業者が確認するために訪問することは可能です。それから、確認してスズメバチ以外の巣の場合には、市の費用では除去できないことを説明してございます。なお、市民が費用を自己負担することに同意する場合には、確認で訪問した契約業者にお願いして除去してもらうことも可能であることを説明してございます。

公園内で蜂が発見された場合には、施設管理者である緑と公園課において職員が現場で確認いたしまして、現場周辺に注意喚起の表示を行ってございます。スズメバチの巣が発見された場合には、依頼に基づき、環境対策課で駆除の対応を行ってございます。また、スズメバチ以外の蜂の巣が発見された場合には、職員が駆除対応を行っているという状況でございます。

○18番（久保けいこ君）　分かりました。スズメバチ以外の場合は職員の方が駆除の対応をしてくれてくださっているということで、けがのないようにお願いしたいと思います。

個人宅の場合の蜂の巣の除去に関しての対応として、自治体では様々対応が違っております。多くの自治体は相談やアドバイスのみであるということが、調べたところ分かりました。また、市民御自身で除去作業をするための防護服や殺虫剤などの道具を貸出ししているといった対応の自治体もあるようです。

一方で、当市のようにスズメバチの巣の除去を市が無料で実施している自治体は、日本全国でも大変に少ないほうであるということを調べました。先進的に市民の安全のために取り組んでいただいている当市の実情がよく分かりました。また、今回対応いただいた市民の方からは、大変に感謝のお声が私のところにも届いており、この点を高く評価させていただきます。今後も続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その上で、先日、市民の方からアシナガバチによる事案の相談がございました。大変につらい思いをされたとのお声がありましたので、その内容について、少し紹介させていただきます。市はスズメバチのみの対応と認識していたために、また休日だったこともあり、市のホームページを確認することなくインターネットで調べた業者に依頼し、この蜂の駆除作業で15万円を超える大変に高額な金額を請求されたということでありました。もちろん全て自己負担ということでありますので、最近ではこういった事業者の事案で大変分からない、また大きな金額になったというお声を聞いております。また、同じようにアシナガバチの処理をしたにもかかわらず１万5,000円で終えられた方、また、高さも影響しているとは思いますが８万円で終えられた方と、本当に多種多様な請求金額であったというようなことが見受けられます。こういった警戒心をお持ちの方でも、駆除作業の料金相場が分からないこともあったかと思います。そういう危険からも市民を安全に守りたいと考えます。

そこで、他の自治体のホームページでは安心できる市の協定事業者を掲載していたり、また概算の料金相場などを掲載していたりしているところもございます。一方で、当市のホームページにも相談先の協会が紹介はされてはいるものの、少し分かりにくいと感じる部分がございます。以前、平成29年４月付の書面で、スズメバチとアシナガバチの巣の写真つきのチラシがこのホームページの中にもございました。このチラシは明確で分かりやすく、目を引くものであると感じております。相談先の協会の情報も加えつつ、工夫していただき、注意喚起を促すためにも市報に折り込むなど適時の周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　御指摘いただいた市民への周知につきましては、市ホームページの相談先の追記など、分かりやすくなるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。アシナガバチに関しても自然が相手でありますので、どの蜂であっても市民の方は怖い思いをすることに違いはありません。また、調べたところ、スズメバチとアシナガバチの毒の成分が似ているために、２回目に刺されることによって起こるアナフィラキシーショックについては、アシナガバチによって起こる場合があるとも言われており、危険であることは申し上げておきたいと思います。青梅市や埼玉県上尾市、また愛媛県宇和島市などの自

治体では、アシナガバチも含めて駆除費用の一部助成をしているところもございます。そういった自治体も参考にしてはどうかと思っております。今回は意見にとどめさせていただきます。答弁は求めません。これからも市民の安全・安心のために御努力をお願いいたします。この質問に関しては以上で終わりまして、次へ移らせていただきます。

最後、５番目の平和祈念事業についてお伺いいたします。さきの８月15日、80回目の終戦記念日を迎えました。今年の戦後80年は、被爆80年の節目でもあります。平和への取組の気運を一層高めることが重要であります。令和６年第３回定例会でも確認させていただきましたが、今年の平和祈念事業は、国分寺市も加盟する平和首長会議の趣旨を一つにして、多摩26市の平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議での取組もあるとお聞きしています。2025年に行った行事や原爆パネル展などの実績や新しく工夫されたことなど、可能な範囲でお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市では様々な平和事業を実施してございます。市民へ平和の大切さなどを伝えていくピースメッセンジャー広島派遣事業、そして８月15日、終戦の日に執り行う平和祈念式、東京大空襲による戦争被害を知り、戦争の悲惨さ、平和の大事さを伝える行事等を実施しているところでございます。戦後80年となる本年は、御紹介のありました多摩26市の平和ネットワークにおいて、高校生・大学生世代の多摩地域平和ユース生を各市で募りまして、多摩地域平和ユース生が主体的に戦争の実相を学んで、次世代への平和の継承をどうしたらよいのか、また若い世代の発想で自ら考え、最終的に多摩地域における平和への継承等について、何をすべきなのかという政策提言をしていくといった事業を予定してございます。また、あまり仰々しくなく率直に平和への思い、考えを年齢を問わず広く募って、これを共有できるような平和メッセージを、市役所１階に場所を移しました原爆パネル展の会場でも募集する等、工夫して実施しているという状況でございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。現在、世界の中では紛争、内戦に加えて、核兵器の脅威が再び高まっているように感じます。日本でも核武装発言の国会議員が出るなど、平和への歩みと逆行するような動きもあります。一人一人の生命の尊厳がなし崩し的に脅かされようとしている現実が広がっていることに憂慮を感じてなりません。非核平和都市を宣言している国分寺市としての平和への熱き思い、またお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　代表質問でお答えしてございますけども、市長も今年度のピースメッセンジャーと共に広島に行かれまして、平和記念資料館等を見学されて、被爆の実相や戦争の悲惨さを五感で感じられて、平和の大切さを改めて感じていただいたということでございます。本市では昭和59年８月６日に非核平和都市宣言を行いまして、この宣言において世界の平和と人類の幸福を希求し、核兵器の廃絶を求めているところでございます。市としてこの宣言を確実に遵守し、戦争のない平和な社会、世界の恒久平和を求めていく姿勢を新たにしているところでございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございます。私もこの市の考えに深く感銘し、同じ思いであります。先日の終戦記念日に届いている長崎市長のメッセージには、平和のバトンを、世代を超えてしっかりとつないでいくことが肝要であるとありました。また、広島市長のメッセージでは、市民社会が平和への決意と希望を胸に、心を一つにして行動することに触れられています。当市としては、この大事な80年の節目に今後どのような平和事業を企画されているのでしょうか、教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、御紹介のありました広島市長、長崎市長のメッセージや、平和首長会議における持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン、通称ＰＸビジョンにおきましても、

市民社会における平和文化の振興の重要性を訴えてございます。市民一人一人の平和への思いと、そして自分たちにできる小さな行動の積み重ねが再び戦争を起こさない、起こさせないことにつながっていくものと考えてございます。その意味でも、これまで取り組んでいる事業を継続してまいりまして、とりわけ若い世代への継承に努めていくことが重要であると考えてございます。先ほど答弁いたしました多摩地域平和ネットワークによる平和ユース事業は単年度で終わらせることなく、市を超えた若い世代のユースのつながりの土壌ができましたので、これを生かした行動、事業を多摩26市で進めていけるように働きかけていきたいと考えてございます。それ以外の戦後80年企画といたしまして実施した各事業についても検証を行って、今後に向けてよりよい事業を展開できればと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　承知いたしました。国分寺市の公式ユーチューブチャンネルを視聴いたしました。丸山市長になって、また新庁舎での初めての第36回平和祈念式の模様がユーチューブチャンネルで動画になっているのを視聴いたしました。本当にこれからしっかりと訴えていくことができる平和事業を進めていただきたいと思っております。これからも平和祈念事業の充実に御期待を申し上げます。

ここで、今後への提案になりますけれども、今年度から広島市が国内の自治体等に対してＶＲゴーグルの貸出しを行っていることは、既に当市は御存じかと思います。原爆投下時の悲惨さと現在の広島市の状況などを疑似体験できるＶＲゴーグルだそうで、戦争を自分事として捉える大きなきっかけになると言われております。このゴーグルの活用なども考えてみてはいかがでしょうか。また、原爆パネル展のような展示の場などを活用して、小・中・高校生にパネルの説明や平和に対する思いなどを学芸員のように語っていただくなど未来につないでいけるような企画、そういったことも今後御検討いただけたらと思っております。

最後に、平和を愛する国分寺市として一言お願いして、終わりたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　御提案いただきました広島市で作製し、貸出しを行っているＶＲゴーグルによる疑似体験は、原爆の悲惨さ、戦争の悲惨さを視覚・聴覚に訴えて、心にも響くよいツールの一つと考えてございます。ピースメッセンジャー広島派遣事業と絡める等、活用に向けて対応を図ってまいりたいと考えてございます。平和の思いを次世代につなぐためにも、若い世代を中心に自分事として捉えて、それを広く市民等に伝えることは非常に重要であると考えてございます。今回の御提案を参考にいたしまして、よりよい企画を検討していきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君）　ありがとうございました。これで私の一般質問を終えさせていただきます。

○副議長（星いつろう君）　以上で、久保議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩といたします。

午後３時39分休憩

午後３時49分再開

○副議長（星いつろう君）　会議を再開いたします。

◇

○副議長（星いつろう君）　続きまして、皆川議員。

○17番（皆川りうこ君）　立憲・市民フォーラムの皆川りうこでございます。先ほどの久保議員と同様に、市民の声をしっかりお届けさせていただきたいと思います。

通告に従いまして一般質問をするわけですが、丸山市長になって初めての一般質問ということで、よろ

しくお願いします。思えば、丸山市長が議員のときに、様々な委員会でお互いが委員長、副委員長という立場で、一緒にしっかり仕事をさせていただきましたが、今度は違う立場ということで、緊張感を持って質問に臨みたいと思います。よろしくお願いいたします。

１番目、人事・組織についてということで、（１）といたしまして働きやすい職場環境について、質問いたします。働きやすい職場環境という点では、まさに新庁舎での業務となって、快適な環境であることは誰の目にも明らかと考えます。かつての狭隘な旧庁舎、私はその前の庁舎も知っているんですけれども、さらには分散庁舎であったということで、業務から考えるとかなり働きやすくなり、格段に向上したと言えると思います。それはひいては業務の効率化でもあり、市民サービス提供の向上ということにつながり、市民の皆さんにとって、住んでよかったとの評価にもつながるのではないでしょうか。実際に市民の方からも高い評価をいただくものであります。昨日もたまたま議会が終わってからエレベーターに乗りましたら、傍聴に来ていた方だったんですが、他市の方と言っていましたが、「国分寺市民の方はいいですね、こういう新庁舎で議会も傍聴できて」というようなことをおっしゃっていました。市内外ともに注目されているんだなと思います。

このようなハード面という意味では庁舎なんですが、一方でソフト面という点では、ハラスメントなどがない心理的安全性のある職場環境づくりについてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。これまでも述べてきたところですが、改めて申し上げたいと思います。

そこで伺いたいのは、職員定数の側面を見てみたいと思います。従前は666人でしたが、定数の改正により、前市長のときですが686人ということで20人増員となりました。これも職場環境の面で大きなプラスの要素と思われます。そこで、これまでとの違いや、どのような課題があるのか、解消または解決されたのか、現状について伺いたいと思います。

まず、育児休業の取得者であったり、現在病気等で休職されている方もいらっしゃると思いますので、その辺の現状をお聞きしたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　今お話いただいた育児休業者につきましては28名いまして、病気による休職者については９名ということになってございます。これらの状況を踏まえまして、令和７年４月から段階的に育児休業者が在籍している所属におきまして、育休加配という形で配置させていただいているということでございます。今年度の育休加配の状況としましては、令和７年８月１日時点で９名の配置が完了しているというところでございます。今後についても順次、育休の取得者や休職者がいる職場への加配を実施していきながら、正規職員を代替職員とすることで円滑な業務が遂行できる職場環境になるよう対応してまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　分かりました。定数が増えたからといって単純に全てのことが解決されるとは思っておりませんが、よりよい環境に向けて取り組んでいただきたいと思います。

あわせて考えなければならないのは、月額会計年度任用職員の方でしたり、時間額会計年度任用職員の方なしでは仕事が回らないということは誰もが承知のことと思いますし、幾度となく申し上げております。その辺は本当に感謝しながら、十分に定数が増えたということを生かしていただければと思います。あわせて、御都合によって、その方の状況によって休まざるを得ない、そういう方がいらしたとしても、職場としてはお休みする状況、また迎え入れる状況ということがあると思いますが、どちらにしても気持ちよい形で環境を整えていただくように、それもお願いしておきたいと思います。

では、次に、（２）の職員研修についてお聞きします。後の通告の２番、アンコンシャス・バイアスの

ところでも研修について触れたいと思いますので、予告だけしておきます。

職員研修に関しましては、この６月から適用されることになりました国分寺市職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針が制定されました。この中でもカスハラが行われることのないよう、良好な勤務環境の確保に努めるようにとあります。カスタマー・ハラスメントした方の背景としては、様々な背景、出来事があると推測します。困り事で市に相談に来たけれども納得のいく対応ではなかった、回答が得られなかったということもあるかもしれません。そういった逆恨みもあるかもしれない、別に擁護しているとかそういうことではありません。

そこでお聞きしますが、市ではカスタマー・ハラスメント防止の基本方針の中で、市民のみならず職員の責務の記載もあります。要するに職員もその業務に関し、カスタマー・ハラスメントを行う立場にもなり得る。任命権者は、職員がハラスメントを行うことがないように、必要な措置を講ずるように努めるとあります。意識啓発のために研修を実施するということもあります。この研修を実際に実施したのか、どのような研修であったのか、または予定はあるのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　カスタマー・ハラスメントにつきましては、メンタルタフネス研修において既に取り組んでございまして、職員のメンタルヘルスと併せて意識啓発を図ってございます。また、職員自身がカスタマー・ハラスメントの加害者にならないための研修については、同じくメンタルタフネス研修で実施しているアンガーマネジメントへの対応と併せて実施していきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　分かりました。研修に関してはこれまでも申し上げておりますし、事務報告書でも確認しているところで、様々なバージョンで、階級別とかテーマ別の研修がなされております。今、部長もおっしゃいましたが、職員自身が加害者にならないようにということは、いわゆる業務委託先に対する立場という意味では、まさに市がお客さんになるということですので、そういう状況にならないようにということで書かれているんだと思います。それもしっかり研修等を有効に活用して取り組んでいただきたいということはお願いしておきたいと思います。

では次に、（３）接遇、市民対応についてです。本当に公務員の皆さん、職員の皆さんは、罹災したときや、災害のときなどは劣悪な環境で通常とは異なる状況になったとしても、市役所の機能を維持しつつ、まさに公務員としての職務を、そして御自身が被災者であっても場合によっては仕事をしなければならない、そういう本当に苛酷な状況になることもあると思います。様々な被災地等の職員の皆さんの対応には頭が下がります。国分寺市でもいろいろ支援に行かれたというのは承知しております。国分寺市においても同様な状況が起こらないとは限りません。どんな状況になっても自分自身の精神面を通常どおりに保つというのは本当に大変なことだと思いますし、そうとはならない場合もあると思います。

そういう状況がある一方、そういうときには職員の皆さんの対応は本当に評価が高いものでございますが、ただ、そういう好事例をお聞きする反面、日常的に非常に残念な話も時には耳にします。市民から電話が来たときの対応が、何か上から目線の言い方だったということとか、市民を怒らせるような言動がある、こういうことに関しては、まさに研修も必要なのかと思うんですけれども、こういう状況をまずは認識していらっしゃるのか、そしてまた改善に向けてどのように考えているのかお聞かせください。

○総務部長（宮本　学君）　職員の対応については、御意見をいただくことはございます。一方で、市の業務は毅然とした対応が求められる場面も多々ございます。説明責任をしっかり果たしていくのは当然のことでありますが、納得いただけない場合もございまして、それが苦情につながるケースもあるかと思います。接遇につきましては今後も丁寧な市民対応ができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えてご

ざいます。

○17番（皆川りうこ君）　ぜひ努力していただきたいと、接遇のマニュアルもございますし、そこは皆さんに熟知していただいて、その時々で職員の方も人ですから感情もあるかと思いますが、言った、言わないというような話にならないように、お答えする職員の方も真摯かつ誠実な御対応をしていただきたいということはお願いしておきたいと思います。

でも、旧庁舎を知っている市民の方からすると、「新しい庁舎になってから本当に職員の対応がすごくいいですね」と、庁舎によって気持ちも変わるのかなと思ったりはします。私自身も、本当に市民の方からいろいろなお声を聞きます。アクセスが悪いといった声も聞きます。「旧庁舎のほうが恋ヶ窪駅から近かった、西国分寺駅からこの暑さの中で市役所へ行くのはきついな」という声、また「食堂がない」という声もあります。それに関しては、私は採算性の問題とか、ただ一方ではリフレッシュスペースがあるからすごく便利なんですよ、皆様とても有効に活用されていますよ、飲食も自由ですよということを御説明させていただいております。このように本当にいろいろな声があることは確かです。でも、いろいろな御不満があったとしても、職員の方の対応一つでその不満の気持ちが解消されるんじゃないかなと私は思っております。駅から遠いけど職員の対応がすごくよかったということで好印象を持たれる、そうなると全体的にさらに高い評価となるはずです。市民の皆さんは簡単には引っ越せません、市役所を選ぶことはできません。そういう意味では、残念な声が届かないように、ぜひ、やっていただきたいと思います。

今回、昨日の代表質問でもかなり職員の人材育成のことに触れられて、丸山市長も議員時代に職員の育成のことを結構重要視されて述べていたというように私は理解しております。ぜひ、新市長として、組織全体の長として良好な働きやすい環境づくりにもちろん取り組んでいただき、また副市長をはじめ管理職の皆さんにおかれては、信頼される人事マネジメントに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、この点について終わりたいと思います。

では、次に、２番、第３次国分寺市男女平等推進行動計画についてです。（１）の国の第６次男女共同参画基本計画について、幾つか質問したいと思います。本件では資料請求しまして、次の項目で使おうと思っているのですが、ここでも紹介いたします。資料の提供ありがとうございます。

現在、国では、策定中であります第６次男女共同参画基本計画を12月の閣議決定に向けてパブリック・コメント等の手続が行われているところであります。この計画は、国や自治体、企業などが2026年から５年間で取り組むべき政策の指針であります。今申しました全国知事会からの今回の資料、私、皆川の資料ですが、「第６次男女共同参画基本計画に関する提言～若者・女性に選ばれる地方の実現を目指して～」ということで、非常に貴重な提言が示されております。この計画に対して、また来年度の予算に対しても提言しているということになります。

市の計画では、今年度から令和14年度までの８年間、国の策定時期や期間が違うんですけれども、こういう期間のずれは当然あるわけですが、どのように今後捉えて取り組んでいくのか教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　議員の御紹介のとおり、国また本市における男女平等に関する計画の策定時期等は異なりますけれども、社会環境の変化を踏まえまして、性別に関わらず自らの意思に基づいて個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて、それぞれの立場と役割で計画に基づき、これまでも取り組んできてございます。本市の計画は今年度から令和14年度までの８年計画でございますけども、国の第６次となる計画を鑑みながら、男女平等推進に向けた施策に引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　よろしくお願いします。国の計画では、成果目標として指導的地位に占める女性の割合が30％程度となるよう目指すとしています。第３次国分寺市男女平等推進行動計画では管理職の女性の割合は36％で、同様に係長職に占める割合は40％と、国より高い数字を挙げているということは評価いたします。市長の所信表明では、行政改革・行政ＤＸ推進の中の２つ目の考え方に女性副市長の登用とあります。昨日も木島議員からこれについて触れられております。多様な人材の考え方とも捉えるんですが、ここだけ見ると、副市長は２人体制なので男女比１対１なのか、女性が２人なのか、そこは分からないんですけれども、１対１であるのだったら、それはそれですばらしいなと思います。ほかの施策にもフィフティ・フィフティを取り入れていただきたいなという思いで読ませていただきました。それは評価したいと思います。

今、申し上げました市の計画で示された目標値達成に向けて、さらなる推進を求めるわけですが、目標値達成に向けての市の覚悟といいますか、見解を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　現計画における成果目標の設定につきましては、議員の御案内のとおり庁内管理職に占める女性割合を計画最終年度となる令和14年度までに36％、係長職に占める女性割合を40％としているところでございます。市といたしましても、成果目標を定めたところでございますので、目標達成に向けて様々な施策等を講じながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。昨日、市長より御答弁がありましたが、本当に性別に関わらず、本来であれば指導的立場の方を適材適所にという考えは、私も同様であります。ただ、今回の全国知事会の提言の５番目に完全なジェンダー平等の早期実現とあるんですけれども、もう20年たっても全然目標値を達成していない、これは日本全体、地方も含めて、東京都が地方かどうかというのは、地方公共団体ではありますけど、とにかく全国知事会の一致したこの提言なわけですけれども、20年経過してもなお目標達成にはほど遠いと書いてあります。このような目標達成にならない中で完全なジェンダー平等「203050」、これはすなわち2030年までに50％対50％、平等を達成しようという目標値なわけですが、なかなか現実が追いついていかない。そういう中で、近年では、近年といっても10年以上たつんですがクオータ制だったり、あとパリテ法、フランスの20年くらい前の法律ですが、これはまさに50％対50％の男性と女性の比率を導入せよという主張をせざるを得ない状況だということは認識する必要があると思っております。

なお、毎年公表されるジェンダーギャップ指数に至っては、日本は148か国中、ファーストどころか118位なんですよ。これこそ私は本当に１番を目指してほしいなと思うくらいです。国際的にもかなり下の位置にあるということです。特に政治と経済の分野は低いのが現実です。

国の計画もそうですし、東京都でも東京都男女平等参画推進総合計画というのがありますが、これは令和８年までの計画、来年度までの５年間ですけれども、このような国や都の計画とも見合いながら、注視しながらしっかり取り組んでいただきたいということを改めて申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

（２）アンコンシャス・バイアスについてです。こちらもまたこれまでに何度か取り上げているテーマの一つです。これは無意識の偏見といいます。国分寺市では、アンコンシャス・バイアスについては男女平等推進行動計画に記載され、課題と認識して取組がなされていることは承知しています。一方では、男女平等に関わる言葉の認知度としては、市民のアンケートでは17.7％と決して高くないといいますか、低い数字だなと思っております。全国知事会からの提言においても、何度もこの資料を使わせていただきま

すが、１番に「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの促進」とあります。１番に挙げられるということは、かなり深刻な問題であるとも考えられます。この知事会のいろいろな議事録等にざっと目を通したら、本当にいろいろな分野があって、知事会の中で議論しているんですが、全体的にアンコンシャス・バイアスは様々なところでかなり深刻な問題として文言が出ておりました。これは国としてしっかり取り組むようにというメッセージと捉えますが、市としてもこれまで以上に取り組む必要があると考えます。見解を伺いたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　全国知事会からの提言において、「固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの促進」として、特に地方の現状からの視点で示されていると認識してございます。本市におきましては、男女平等推進行動計画に基づきましてアンコンシャス・バイアス解消に向けた講座、講演を実施するなど、取組を進めているところでございます。現計画におきましても目標の一つとして男女平等意識の浸透を掲げて、ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消を施策として明示してございます。実効性のある取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　よろしくお願いします。今後は講座等でも工夫していただきたいと思います。今までもやっていることはもちろん承知しています。

先ほど予告的に申し上げましたが、職員研修の中でもまさにアンコンシャス・バイアス、働きやすい職場環境というのはコミュニケーションがうまく取れることも大事だと言われます。日常会話の中にも潜んでいると言われるアンコンシャス・バイアスに特化した研修をするということも必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　庁内では、重点課題研修でありますワーク・ライフ・バランス研修の中でアンコンシャス・バイアスについては意識啓発を行ってございます。また、東京都市町村職員研修所の男女共同参画研修においても、入職３年時の正規職員の必修研修として同内容についても触れてございます。引き続き庁内研修や市町村職員研修所における研修を通して、継続的に対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　よろしくお願いします。本当に１人でも多くの方が研修を受講されることを望むところでありますし、同時に、同じ人が同じ研修でもいいから何度も参加するというのは非常に重要であると思います。１回だけで全て昇華するということはありませんので、その辺はいろいろな形でやっていただきたいということをお願いします。

過日、私自身もアンコンシャス・バイアスに関する研修を受けました。アンコンシャス・バイアスのことをアンコンと言うそうなんですけれども、私自身の中にあるアンコンを振り返ることができる研修でした。一例として、特に人や集団に影響しやすいということでステレオタイプというのがあるそうです。よく言われますが、ある属性に対する先入観や固定観念で「みんなはこうだ」と思い込む傾向です。また正常性バイアス、警告のシグナルに対して「このくらいなら大丈夫。自分は大丈夫」といって、よく災害のときに逃げ遅れたというような話も聞きます。そういうこととか、また確証バイアス、権威バイアス、同調性バイアス、本当にいろいろあるんだなと分かりました。本当に細かく細分化するとかなり多くのバイアスがあるということの研修を受けました。

そしてまた８月に受講して、これは自治体政策講座というところなんですが、長野県立大学の渡邉さやか准教授の講座で、「なぜ若年女性は地方を離れるのか～地方におけるジェンダー是正と地域の寛容性」について話されました。ここでは地方で感じる生きづらさがあり、見逃せないと述べています。講座では

国土交通省の資料が示され、性的役割意識が男女共にあり、世代によってもジェンダーバイアスを持っている人がいるというデータが出ています。男性は仕事をして家計を支えるべき、共働きでも男性は家庭より仕事を優先すべき、家事育児は女性がすべき、このようにジェンダーバイアスを持っている人がいる、そういうことから地元に残りたくない、そして就職のタイミングで流出、地方から出るというようなことが紹介されていました。いわゆる家父長的な価値観が残る地方で生きる女性の生きづらさが背景にある、これもアンコンシャス・バイアスの典型的な地域課題と言えると思います。

こういう話をすると、ハラスメントもそうなんですが、あまり気を遣い過ぎちゃって、考え過ぎるあまり何も言えない、会話が続かない、コミュニケーションが取れないといった声もあるという話も研修の中でありました。そういうことになっては本末転倒であります。誰もがアンコンシャス・バイアスによる表現や思い込みをしてしまうこともある、私もあります。それによって少なくとも傷つく人がいるので、研修等で学ぶことにより少しでも気づくことが重要であって、周りにいる人を傷つけることが少なくなり、生きやすい社会をつくるといえるのではないかと思います。これは地方の話ということで終えずに、東京都としても、こういうアンコンシャス・バイアスの状況を改善しておくことは必要だなと思います。市といたしましても、庁内のみならず、より働きやすく暮らしやすい環境づくりに取り組んでいただくことを改めて求めて、この点については終わりたいと思います。

では次に、（３）パートナーシップ制度のさらなる拡充としてのファミリーシップ制度についてお聞きします。過日、世田谷区立男女共同参画センターらぷらす、そしてまた区役所へお話を伺ってきました。世田谷区ではパートナーシップは平成27年より、さらに令和４年より対象者などを変更し、現在、世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓として実施しております。パートナーシップでは２人のどちらかがＬＧＢＴＱ＋の性的マイノリティといった２人の関係でありますが、ファミリーシップでは２人のいずれかが性的マイノリティであり、そしてお二人のお子さんがいればお子さんや親御さんを家族と認めるもので、そのことによって安定した共同生活を送ることを支援する制度です。このような関係性を証明することによって安心感が得られるといった声があるわけです。実際に世田谷区にこのような制度があるから、別な自治体から転居しようかなと考えているという方の声も、直接私もお聞きしております。国分寺市としても一考すべきテーマではないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　ファミリーシップ制度は都内におきまして、今、議員より御紹介のありました世田谷区のほか数区で導入していることは認識してございます。まず、導入自治体の情報収集を図りながら注視していきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　ありがとうございます。今おっしゃったように既に幾つかの自治体で取り組んでいます。事実婚も対象としているところも自治体によってはあります。様々研究していただきたいと思います。足立区、豊島区です。最近では品川区、これは住民票の続柄を「妻（未届）」、「夫（未届）」との記載が可能となるというような動きもあります。このような他の自治体も注視して取り組んでいただくことを強く求めておきたいと思います。以前、鈴木議員も質疑していらしたなというのは議事録で確認しております。

世田谷区では、これらの制度により利用できる行政サービスの一覧表を作成しております。それを見たときに、今、東京都のほうのサービスもありますし、一覧表を作ると分かりやすいんじゃないかなと思っております。世田谷区では事業名とか、区分として親、パートナーとパートナーの間の子や、そして家族関係の違いによって利用できるサービスが違う、書類を提出するときに、どの書類が必要かどうかという

こととか、それぞれいろいろ記載があるわけですけども、国分寺市でも独自でパートナーシップ制度をしているので、制度利用者にとってもサービスの一覧のようなものがあると分かりやすいのではないかと思います。その点について、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　パートナーシップ制度を利用されている方々が受けられるサービスについては、東京都によるパートナーシップ宣誓制度導入を機に、都において各自治体におけるサービス一覧を示しているところでございます。市ではそのような一覧を作成してございませんけども、制度利用者の方々や制度利用を検討されている方へ分かりやすく周知できるように、工夫してまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　よろしくお願いします。今回、この質問に当たって様々な市のホームページやキーワードを入れて調べておりましたら、市民の方のブログだったんですが、このような書き込みがありました。パートナーシップ制度が導入された当初だと思いますが、「国分寺市民としてすごく誇らしく感じています」とありました。「国分寺市が口だけではない真摯な姿勢で多様性を認める行動を起こしている」ということが書かれていました。ほかにもいろいろ書かれていました。本来は民法とか関係する法律を改正していただくのが本来であるんですけれども、自治体だけでは限界はあると思います。でも、本当に国分寺市の場合は「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」、そういう宣言をしている自治体でもありますので、選択肢としてのファミリーシップ制度について取り組んでいただくことに大きな意義があると考えております。

　では次に、ここに関係する質問なんですけれども、このように市民に寄り添った政策に取り組んでいることは評価いたします。私自身はセクシュアルマイノリティの方を理解し、支援する立場であると認識しております。そして、そういう立場の人をＡＬＬＹ（アライ）というんですけども、その意思表示としてレインボーグッズを身につける、支援者としての意思表示ということも必要ではないかなと思います。自治体として応援するという立場です。これは北区でも取り組んでおりまして、ほかでももちろんあるんですけれども、この４月からＫｉｔａ－Ａｌｌｙということで啓発活動をやっているということで、ホームページでも紹介されていました。そのホームページを見ると、「誰もがいきいきと生きることができる社会の実現につながります」とあります。ＡＬＬＹであるということを表明するということは、当事者の皆さんにとっても、まちづくりにとっても有効ではないかと思います。

　そのグッズは６色なんですが、私は今日たまたまバンダナを持っているんですけれども、実を言うとこの６色には意味があるんです。これはちょっと長くなるので申し上げませんけれども、こういう啓発グッズを作ってはいかがかなと思います。例えばホッチの缶バッジがありますね。缶バッジはいろいろなものがあって、私も何種類あるのかちょっと分からないんですが、そのようなものも啓発グッズとして有効ではないかと思いますが、これについてのお考えはいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　セクシュアルマイノリティに係る事業を進め、市民等への理解、支援を周知啓発することは非常に重要であると考えてございます。議員より御提案いただきましたグッズ等による啓発につきましては、事業全体の中で効果的な方法と併せて検討、研究してまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　ぜひ、よろしくお願いします。先ほど地域活性化包括連携協定で、はぎの議員が株式会社セブン－イレブン・ジャパンのお話もされていました。国分寺市内には国分寺マルイでしたり、株式会社セブン－イレブン・ジャパンもそうなんですが、ホームページを見るとまさにダイバーシティ、

ＤＥＩといいますが、企業としてそれを掲げております。ダイバーシティであったりエクイティ、インクルージョン、そういう企業との連携、協力があってもいいのかなと思います。あわせて、これはレインボーフラッグといいますが、実は人権平和課の執務スペースにフラッグがあるんです。でも、私からすると何かささやかな感じで、もっと大きなフラッグでもいいんじゃないかなと思うところなので、全ての課にそういうフラッグがあってもいいんじゃないかなと思っております。いろいろ御検討いただいて、この施策、研修やまた制度、グッズなどを活用して様々なアプローチによって市の施策が一歩も二歩も進むことを求めて、これについては終わりたいと思います。

それでは、次に、３番目の障害者施策についてに移らせていただきます。（１）の障害者差別解消支援地域協議会について、お聞きします。このテーマにつきましては、私自身は平成30年の一般質問で、障害者差別解消法の施行を受けて、それを取り上げて設置を求めております。当時は設置の必要性も含めて検討する旨の答弁でしたが、10年近く経過してようやく前進したとの思いがあります。もちろんほかの議員の方も取り上げて、発言されております。今年の前市長の施政方針では協議会設置の方針が示されており、国分寺・生活者ネットワークの小坂議員も代表質問でやり取りされているということは確認しております。そして、第４次国分寺市障害者計画実施計画の目標にも位置づけられて、本年度は、令和８年度に協議会の設置に向けて準備がなされているということでありますが、現在の進捗状況について伺いたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの協議会の設置でございますけれども、第４次障害者計画実施計画後期の目標に位置づけております。障害を理由とする差別の解消、合理的配慮の推進を目的としまして、令和８年度の設置に向けて、担当課で現在調整を進めております。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例に基づきまして、取組を推進してまいります。

○17番（皆川りうこ君）　分かりました。ぜひ、進めていただきたいと思います。事前にヒアリングした段階では要綱の策定ということでお聞きしております。この協議会の構成メンバー、人数も何人になるかまだ定まっていないと思いますが、そのメンバーの構成も重要と考えます。そしてもちろん市民参加も必須であると考えますが、現段階で構成メンバーをどのように考えているのかお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君）　現在想定しているところでございますが、当事者、関係団体の方、福祉関係の事業者、その他の事業者、あと法曹関係者、学識経験者、行政等を想定してございます。市内で障害者差別解消や合理的配慮の推進に取り組む民間事業者等もおられますので、オブザーバーとして参加いただくことも検討しております。

○17番（皆川りうこ君）　分かりました。令和７年第１回定例会での代表質問で井澤前市長が答弁されているんですけれども、既存の市の協議会、例えば障害者地域自立支援協議会との連携というようなことも書かれていました。そこには相談支援部会、就労支援部会、精神保健福祉部会という専門部会があります。そういうところとの連携ということなのかなと思っております。さらに理解啓発活動ということが述べてありました。もちろん理解啓発も重要なんですけれども、そういう段階で終わらない、ぜひ具体的な改善策につながるような有益な協議体にすべきだと思いますが、その点についての御見解をお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君）　協議会では障害を理由とする差別の事案を共有して、地域で起きていることを顕在化させ、解消に向けた具体的な方策を講じる必要があると考えてございます。参加者がその内容を所属機関へ持ち帰り、具体的な方策を検討いただくこと、併せて市から発信することで不当な差別的取扱

いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止について地域で理解が進み、取り組まれるように努めてまいります。

○17番（皆川りうこ君）　まだまだこれから検討することは多いかと思います。これは紹介にとどめさせていただきますが、様々な自治体の協議会のメンバーなどを見ますと、今、部長からも答弁がありましたように、もちろん障害当事者であったり、学識経験者、医療関係者、商業関係者、労働関係者、教育関係、権利擁護関係、福祉関係や市の職員というような、ほかには市長が認めた者ということもあるわけですけれども、そういうメンバーもありました。また、所管事項も自治体によって若干異なっているんだなと思っているんですけれども、障害を理由とする差別を解消するために必要な情報交換であったりとか、事例検討のようなこと、そして先ほどと重なりますが障害者差別の解消に資する取組、好事例の共有や分析、そしてまた障害者差別と思われる事案に係る紛争の防止や解決の後押しというのもありました。これは当然だと思いますが障害者差別解消に資する取組の周知・発信、まさに啓発、理解の取組だと思いますが、そのようなことが書かれておりました。こういう所管事項も大事で、重要になってくると思いますので、慎重かつ活発な議論で進まれますことをお願いいたしまして、この件については終わりたいと思います。

では次に、４番目の国分寺市自治基本条例について、お聞きしたいと思います。協働について、国分寺市自治基本条例は平成20年に制定され、17年が経過しました。市としても協働の言葉だけではなく、考え方、取組など本当に実践を積み重ね、浸透し、周知されたと考えております。昨日の代表質問でも複数取り上げられておりました。今後も市として推進していく考え方は理解いたしました。それが具体的な施策にどのようにつながっていくのか、今のところは見えないんですが、既に新年度に入って具体的に提案型協働事業について進めているという現状はお聞きしております。提案型協働事業説明会で、特に応募してほしい事業として交流と連携による地域活性化事業をテーマとして募集し、２団体から応募があり、現在審査中であるということで、これらは注視していきたいと思います。このことは特に言及いたしません。

だて議員の代表質問でも対話を重視する姿勢を求めています。少なくとも市民からの提案について、気持ちをそぐことがないように、担当課・部署においては心がけて取り組んでいただくことを求めるものですが、再確認の意味になりますがお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　これまで協働への理解を深めるため、団体に対してコーディネーターによる個別相談や、講座の開催などを実施しております。市職員に対しては庁内研修を実施してきており、今後も継続していく予定でございます。これまで協働の充実を図ってまいりましたけども、今後も人口減少や複雑化・多様化する地域の様々な課題を解決していくために、自治会・町内会や市民活動団体、地域活性化包括連携協定等を締結した事業者等、地域の多様なステークホルダーとの信頼関係の構築や連携を強化することで協働を推進していきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　今の御答弁では、当然対話を重視するということで理解したいと思います。そして、具体的に協働の場所という意味では、まさにこの庁舎１階に協働スペースがあります。ここの活用と市民への周知について、お聞きしたいと思います。

まずは、当然利活用していただきたい場所なわけですけれども、なかなか市民の方の認知が広がっていないなと思います。利用方法について、簡単で結構ですので説明をお願いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　本庁舎１階にあります協働スペースについては、市民、事業者等と市が協働で活動するための場所として設置してございます。協働スペースについては、市民、事業者等が単独で利用することはできませんけども、実行委員会、情報交換などでも使用していただけるように、広い範囲での協働についても使用していただいているというようになってございます。市と協働を進めていくた

めに活用したい場合には、相手先となる担当課にお問い合わせいただいて、担当課が認めた場合には使用することができるというようなルールになってございます。移転当初については、職員の認識不足もありまして使用件数が少ない状況でございましたけども、庁内への周知を行いまして、現在、12課で利用いただきまして、月30件程度の利用がございます。これまで、予約するのは担当課であることから庁内に対して周知を行ってきましたけれども、今回、議員からの指摘を受けまして、市民への利用方法等の周知を図るために、協働スペースや市ホームページに掲載させていただきました。今後も周知を行いながら、さらなる利用につなげていきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　ホームページということで、本当に通告して、まずよかったなと思ったのは、ホームページにも掲載はされていたことです。

その周知についてなんですけれども、今の場所ですとガラスの仕切りがあって、ディスプレイがありますが、棚を見るとまちの魅力発信コーナーなのかなと一瞬思ってしまったんですが、観光大使の方のサインなどがあるので、実は何の部屋なのかが分かりにくく、「この施設に関しては、詳しくは協働コミュニティ課に問い合わせてください」とあるのみです。それだけではなかなか市民の方は、あの部屋がどういう部屋であるか分からないと思います。今、月に30件程度の利用ということでしたけれども、それも特にこま数を決めているわけではなく、本当にお互いに担当課と調整しながらやっていらっしゃるということは事前にお聞きしました。ぜひ、二次元コードを活用して、スマートフォン等をかざすと運用に関する情報にアクセスできるということ、また、各フロアにデジタルサイネージがありますので、そういうところに表示して知らせる手段など、複数あると思いますので、さらに周知を進めていただきたいと思います。その点についてだけ御答弁いただきたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　協働スペースにある展示棚については、市民活動団体の紹介や市の魅力発信、姉妹都市の紹介などに関する展示を行っている状況でございます。今、議員からお話をいただきましたので、今後ＰＲなどに関して工夫を凝らしながら、市民への周知・広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　今回、事前に様々ヒアリングしていく中で、市民活動団体との協働事業の手引きというのがあるのが分かりました。６つの協働形態について書かれておりました。そういう意味での協働のスペースということで、改めて私も認識したということです。

今、新庁舎が開庁してから半年以上経過したわけなんですが、市民の皆様から利用上、何か不都合があるかもしれませんので、そういう意見もいただきながら、今後はよりよい形で活用していただき、また周知を前提にしていただくことを、これは要望して終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後になります。５番目、誰もが投票しやすい、アクセスしやすい環境についてに移らせていただきます。まずは、選挙時における投票しやすい環境ということでお聞きしたいと思います。2012年の衆議院議員選挙から、耳の不自由な方がスムーズに投票できるよう、コミュニケーションボードというものが導入されたと、国分寺市でもそのような対応が取られたということをお聞きしております。現在では、会話によるコミュニケーションが苦手な知的障害のある方、自閉症や聴覚障害などの方が投票しやすいように、各投票所にはイラスト等により本人の意思などを確認することができる、そのようなことを表示したコミュニケーションボードが設置されていると思いますが、現状を伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（戸部伸広君）　障害を持った選挙人が投票所に来られた際については、コミュニケーションボードは選挙人との意思をつなぐツールとして大変重要と考えてございます。このコミュ

ニケーションボードにつきましては、東京都選挙管理委員会で作製したものを活用しており、全ての投票所において備えてございます。また、職員向けの説明会におきましては、選挙人への合理的配慮を心がけ、状況に応じてボードの活用を行うように徹底しているところでございます。また、実際のボードの利用状況につきましては、正確に把握はしてございませんが、利用は少ないと聞いてございます。

○17番（皆川りうこ君）　正確に把握していないということですが、次の選挙にはまだしばらく時間があると思いますので、ぜひ把握していただきたいということをお願いしておきます。

実は、ある投票所の例なんですけど、市民の方が「コミュニケーションボードはありますか」とそこにいらっしゃる方にお聞きしたら、「ありますよ。出しましょうか」と言われたとお聞きしました。既にあるのでしたら分かるように事前に表示していただきたいと思っております。そして活用していただきたいと思いますが、これに関して市として課題はないのか、また周知の仕方についてどのように考えているのかお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（戸部伸広君）　周知につきましては、市のホームページや選挙時の特集号等において、全投票所にボードを用意している旨の御案内をしているところでございます。投票時においてボードの利用が少ない状況から、今後も引き続き選挙人への周知を重ねて、それで御案内していく必要があると考えております。また、障害をお持ちの方が安心してスムーズに投票することが第一であり、今後につきましては、そのボードに関し、投票所において分かりやすく表示するなど、選挙人に寄り添った支援を行ってまいりたいと思います。

○17番（皆川りうこ君）　ぜひ、よろしくお願いします。「国分寺の選挙」という、こういう特集号があるんですが、この中に確かに文言として、「コミュニケーションボード、車椅子を用意しています」とあります。これは代理投票と点字投票の欄です。また、ホームページも確認しました。ホームページも、字からすると非常に小さい字なんです。ですから、これもまさに先ほどの障害者差別解消支援地域協議会じゃないですけど、合理的配慮ということで周知というのは重要だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。コミュニケーションボードも、これは東京都のものを事前に頂いたんですが、カラーのものです。表示して分かるようにしていただきたいということはお願いしておきたいと思います。

次に、実は投票支援カードというものがありまして、投票に際してお手伝い、支援が必要な方が、投票所で対応してほしい内容を事前にカードに記入しておくことで、スムーズに投票できるものです。ほかの自治体では支援カードを用意しているところもありますが、国分寺市では用意されているのか、していなければ取り組む必要があると考えます。見解を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（戸部伸広君）　御案内いただきました投票支援カードの類につきましては、現在、選挙時において用意していないというような状況でございます。支援カードにつきましては、事前に支援してほしいことを記載しておくことで正確に意思が職員に伝わりまして、選挙人にとっては安心して投票することができると考えてございます。次の選挙に向けまして、支援カードの実施について準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　ぜひ、よろしくお願いします。投票支援カードについても、ホームページを見ますと近隣では町田市とか八王子市、横浜市でも取り組んでいました。いろいろな自治体でやっています。工夫しているところ、書き方、基本的な情報は同じでしょうけれども、分かりやすくやっていただきたい、周知していただきたいということをお願いします。

そして、投票に関しましては、実はほかの自治体では障害者向けの投票に関する動画や、また従事して

いる方向けに、まさに接遇に関する動画などを作成しております。ぜひ工夫して投票環境の向上に努めていただきたいと思いますが、その点を端的にお答えください。

○選挙管理委員会事務局長（戸部伸広君）　他の自治体でそういった動画を作成して周知しているということにつきましては認識しているところであります。今後につきましては、障害者の御意見や御要望を踏まえまして、また先進的な自治体の取組事例を参考にしながら、障害者の目線で投票環境の向上に努めてまいりたいと考えます。

○17番（皆川りうこ君）　よろしくお願いします。広報番組の「国分寺ぶんぶんチャンネル」もありますが、あれだとちょっと長いかなと思いますので、短いところでは５分、６分くらいで作っているところもありました。これも横浜市では従事者向けで、また狛江市では狛江市手をつなぐ親の会が作成しておりまして、奈良県生駒市の動画をリンクしているというのがありました。また杉並区は投票支援に関しての様々な動画がありますので、研究して参考になさってみてはいかがかと思います。

それで、これは投票に関してなんですけれども、庁舎全体ということでもコミュニケーション支援というものは、障害を持つ方はもとより、高齢者、お子さん連れなどで来庁した方もスムーズに担当部署に移動できる、そういう意味で１階の総合窓口にコミュニケーションボードの設置が必要ではないかと思っております。投票のときとは内容が異なるんですけども、これも他の自治体でやっておりまして、国分寺市でもそのような取組をされてはいかがかと思います。投票となると一時的なものですけども、日常的に設置してあるということでは市の姿勢としても非常に重要ではないかと思いまして、まず、設置について求めますが、この件について、御見解をお聞かせください。

○総務部長（宮本　学君）　現在、総合案内窓口では御用意してございません。今、議員から様々御紹介もありましたので、それらも含めて、コミュニケーションボードといっても様々ございますので、少し研究してまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　おっしゃるとおり、本当に様々な自治体を調べますと、コミュニケーションボードと一口に言ってもいろいろな形があるということを今回、私も認識しました。当然、福祉とか市民課の個々の窓口にはあるというのは分かっているんですけれども、総合案内窓口にあるというのは重要かなと思います。これはほかの公共施設とて同じことではないかと思います。いわゆる避難所などでもこういうボードが必要じゃないかと思って、事前に確認したらやはりそういうものがあるということですので、まさにコミュニケーションボードはいろいろな場面で必要なんだなと思っております。こちらは参考事例として私が調べた限り、多摩市や西東京市、埼玉県本庄市などもありましたので、御参考に取り組んでいただきたいと思います。本当にこれは前段で申し上げました障害者差別解消、まさに合理的配慮の一つでありますので、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」をしている国分寺市としては率先して取り組んでいただきたいと思っております。選挙となりますと、先ほど申し上げましたように時間がありますので、選挙に関わる市民の皆さんともじっくり御相談されてやっていただきたいと思います。市としても合理的配慮にしっかり取り組んでいただきますことを最後に改めてお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（星いつろう君）　以上で、皆川議員の一般質問を終わります。

◇

○副議長（星いつろう君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副議長（星いつろう君）　　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次の本会議は明日、午前９時30分から開きます。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

午後４時47分延会

９ 月 ３ 日 （ 水 ）

（ 第 ３ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月３日（水）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
会計管理者心得	野　中　美由貴		
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１　　一般質問

午前９時31分開議

○議長（尾沢しゅう君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であります。

これより本日の会議を開きます。

◇

日程第１　一般質問

○議長（尾沢しゅう君）　日程第１、一般質問を行います。

最初に、高野議員。

○２番（高野ふみお君）　おはようございます。無会派（れいわ新選組）の高野ふみおです。では、通告に基づいて質問いたします。今回は市民からの要望が多い質問について、案件について質問をしていきたいと思います。

１番、防災についてです。

まず、１人目の市民は私であります。９月１日は防災の日で、今日も防災週間となっております。７月30日にカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、日本の太平洋沿岸に津波警報が発表されたことは、記憶に新しいと思います。酷暑の中、避難指示が出された方々のことが心配されました。災害は季節を選んではくれません。これまでも何度か取り上げておりますが、避難所の環境について、とりわけ暑さ対策のことなど気になりました。現在、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者を受け入れるための二次避難所に指定されているひかりプラザが冷房故障中となっております。また、個人的に断水も経験をいたしました。家の水道管が壊れ、自宅の前が水であふれ、家の中の水が使えない状態になりまして、被災地の方々の御苦労のほんの一時的、ほんの一部ですけども、実体験をすることとなりました。そこで防災、特に避難所について質問をしたいと思います。

先日、国際医療福祉大学大学院、実は私が事務職員として勤めた経験がある大学なんですけども、石井美恵子教授を講師に迎えた勉強会に参加をしました。石井教授は政府の防災庁設置に向けた有識者会議委員の一人でもあります。

直接、こんな質問を投げかけてみました。イタリアや台湾のような避難所体制を目指す上で、自治体としてやるべきことは何ですかとお聞きしました。そのときのお答えを参考に、市の現況を確認させていただきたいと思います。

（１）避難所の自家発電設備についてです。

気象庁は、震度５弱程度以上の地震があった場合に、停電のリスクがあると発表しています。停電をしたら様々なものが機能しません。

そこで伺います。市内、避難所の自家発電設備設置率はどうなっているでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　一時避難所であります小・中学校と都立国分寺高校、あと東京経済大学の17施設におきましては、自家発電機については設置がなく、設置率でお答えすればゼロ％ということになってございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。自家発電機の設置はゼロということでありました。

文部科学省が令和７年６月に公表した調査結果によりますと、全国の避難所に指定されている学校の中で、非常用発電機等の防災機能を確保している割合については73.2％とのことです。非常用発電機等という項目は、学校の防災機能調査の最初の項目でもありました。

そこでお伺いしたいんですけども、今ないとすれば、自家発電設備などの設置について、急ぎ計画を立てるべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　代表質問でも、同様の質問に対して市長のほうが御答弁させていただきましたが、停電時を想定し、各避難所には発電機と蓄電池を配備させていただいてございます。また、現在２団体と災害時における電気自動車等の支援に関する協定書を取り交わしてございまして、避難所に常時２台の車両を確保できれば避難所の電源を確保できる想定となってございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。各避難所での発電機や蓄電池を配備されているという御説明だったんですけども、市のホームページを見ても、それだけでは供給できる電力は限られていると書いてありました。

そこで、今も御説明あったように、２団体との協定を結んでおられて、避難所に常時２台の電気自動車が確保できれば、停電時でも避難所の電源は確保できるとのことでしたけども、電動車両がどれくらいのタイミングで到着するのでしょうか。また、実績はありましたでしょうか。確認をさせてください。

○総務部長（宮本　学君）　今、お話しさせていただいた２団体ともに令和４年度に協定を締結させていただいてございます。

幸いにも協定締結以降、大きな災害等発生してございませんので実績はございませんが、到着のタイミングにつきましては、こちらからの要請に応じて、優先的に貸与していただくことになってございますので、速やかに対応していただけると考えてございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。停電する事態というのは、考えてみれば相当混乱をすることが想定をされると思います。また、人手の確保など懸念点もございます。なので、当市においてはもちろん実績がないということは理解できるんですけども、他自治体にそうした実績があるのかどうかについても、ぜひ確認をしていただきたいなと要望いたします。

また、やはり自家発電、非常用発電設備の設置があれば安心かと思いますので、そこも、これは要望にとどめ、答弁を求めませんけれども、お願いしたいと思います。

次に（２）避難所の水や食料などの備蓄状況についてであります。

石井教授より、指定避難所に想定人数が48時間生きていけるだけの水とトイレと食料、できればベッドが現場に、その場に置いてあるかどうかも確認してほしいとのことでした。48時間乗り切れば支援が入ってくると。これＴＫＢ48と、私もこの場でも御紹介させていただいたことありますけども、トイレ、キッチン、すなわち温かい食事ですね。あとベッド、バス、すなわちお風呂が48時間以内にそろうべきだというスフィア基準については、１年前の能登半島地震が起こったときの予算特別委員会でも述べさせていただきましたけれども、今や石破首相もそのように国会で答弁するようになっておられまして、政府の文書にも盛り込まれるようになっております。

48時間ということなんですけども、１年前の木島議員の質疑で、支援は４日目以降に入ってくるという指摘がありました。３日間は被災地現地で備える必要があるということです。私も政府の資料、確認してみましたが、やはり能登では４日目以降から支援物資が到着したと、自治体が３日分を備蓄してほしいと、政府のほうでも資料に書かれてありました。

一方で、市の地域防災計画の備蓄の目安におきましては、市が２日、東京都が１日となっているとのことで、市のホームページを見ましても、市では想定避難者数に対して２日分の食料約14万7,000食と水約６万リットルを備蓄するとのことでありまして、そこでお伺いをしたいと思います。市の備蓄は想定避難

者数に対して２日分の食料と水を備蓄しているということで間違いないでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　今、御紹介いただいたとおり、食料については２日分以上の約15万食、水については１日分以上の約８万リットルを備蓄してございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。食料については２日分以上で水は１日分以上の備蓄があるというお答えでした。ありがとうございます。

石井教授から、避難所に何があるかを公開し、把握するということもアドバイスをされたんですけども、市ではホームページ上でしっかり公開されていました。よかったです。

一方、それぞれの避難所で、何人分の備蓄があって、避難想定は何人か、過不足がないかどうかを確認してみたんですけども、例えば、市立第一小学校ではどうだったかというと、第一小では収容人数が想定1,017人となっております。それに対して第一小での備蓄を見ると次のとおりでした。アルファ米50食入り60箱。これは50掛ける60で3,000食ということで、1,000人掛ける３食分になるのかなと。おかゆ50食入りが５箱、これは250掛ける５で250食分かなと、パン50食入り３箱で150食です。黒糖パン30食入りがゼロ箱。米粉クッキーが48食入り62箱、これは2,976食分となります。栄養機能食品が120食入りでゼロ箱、けんちん汁が120食入りでゼロ箱、そして保存水２リットルが６本入りが114箱ということで、これは１人当たり１リットルが最低必要として計算すると、１人２リットルのボトルが0.5本として、12掛ける114で1,368人分ということになるのかなと思いまして、そこでお伺いしたいんですけども、２日分として見たときに、これで間に合っているという御認識かどうかということです。水については、１人１日１リットルとすれば足りてはいるんですけども、他自治体の備蓄例などを見ますと１人１日2.5リットル、内閣府や農林水産省は必要量として１人１日３リットルと、この前、電車の広告でも、東京都が１人１日３リットルというのが載っていましたけども、だとすれば、断水した場合に、現場には備えられていない、不足と見えるんですけども、この点、いかがでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　市内全体での備蓄量につきましては、１日分の量は確保できているということでございます。また、不足が生じる避難所が発生する場合は配送することとなってございます。さらに、２日目以降の飲料水においては、東京都水道局の東恋ヶ窪配水所、国分寺北町給水所、また、断水を免れた地区防災センター内の応急給水栓及び被害時の物資の供給協力に関する協定の締結先から供給することとなってございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。市内全体の備蓄としては各１日分が確保できていて、現場で不足が生じれば配送するという考え方ということを確認させていただきました。

続けてお聞きしたいんですが、また栄養や温かい食事の必要性という観点も踏まえまして、栄養機能食品やけんちん汁なども備えていくというお考えなんでしょうか。備蓄スペースの問題があって、どうしても分散せざるを得ないという事情もお伺いをしております。

一方で、第二小、第三小などにはあるということですので、均等にはないということは、やはり課題ではないのかなと思われますので、検討を要望したいところなんです。市の見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　不足している資機材、食料に関しましては、各避難所の要請において配送する体制を整えてございますので、その形で対応するということでございます。

○２番（高野ふみお君）　分かりました。備蓄は２日分ではなくて、政府での理想が３日分とされているのなら、せめて２日分、48時間分を、市としては、その現場に備蓄をして、全体としては３日分を備蓄にするということにしてはどうかなという提案をしたいと思います。

一方で、あまり大量に備蓄をするのはどうかという意見、観点もあるかもしれません。それに対しては、これまでも市で、この場でも議論されて考えられてこられたように、ローリングストックという概念を使ってはどうかなと考えました。食品ロスの削減のため、消費期限または賞味期限まで１年半を過ぎたものに関しては、防災啓発事業やまちの事業、フードバンクへの寄附などによって活用するという考え方です。フードバンクでは、物価高騰などの影響で寄附が減っているというお話も聞いております。また、子ども食堂など、貧困問題への対応にも活用できるのではないのかなというふうに考えました。

また、国分寺市内では、皆さん御承知おきのように防災イベントが非常に盛んでありますので、そうした場面での提供なども仕組み化をすればよいのではないかなと考えました。

広島県府中町では、府中町備蓄計画に、そうしたことが明記をされています。このように備蓄を増やし、かつふだんから活用することによって、いざというときに使える防災、ふだん使いをすることで備えない防災というのが実現するのかなと考えます。

そこでお伺いします。避難所での防災のための備蓄を現在の２日分から３日分としてはいかがでしょうか。また、交通遮断や人手がないことも予想されることから、各避難所に避難予想人数に合わせて、２日分の備蓄を行ってはいかがでしょうか。また、備蓄量が増えた対応として、ローリングストック、すなわち市内の防災イベントやフードバンク、子ども食堂などへの提供などに活用する、あるいはその実施されている状況について、確認と、その計画を立てることについて、市の御説明と見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　備蓄スペースや費用の面から、現在２日分としてございます。消費期限や賞味期限が近づいているものにつきましては、既に市内の防災イベントや学校キャンプ、また自治会のイベントなどに、様々機会を通じて配布をさせていただいてございます。

ローリングストックの取組につきましても、必要な備蓄量を確保しつつ、おおむね５年をサイクルとして現在実施しております。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。今、実際、ローリングストックやっておられるということなんですけども、できればフードバンク、子ども食堂等にも拡充していただきたいなということは要望として述べさせていただきます。

次に、トイレについて見てみたいと思います。

災害では避難所のトイレが使えなくなる。支援団体がまずやることは、トイレを手でかき出すことだということを市民防災まちづくり学校でもお聞きをしましたし、また、勉強会などでも、被災した女性が、泣きながらその作業することが多いということをお聞きして心が痛みます。

トイレが不衛生のため、水や食事を取らなくなり、健康にも悪影響を及ぼし、災害関連死にもつながることも広く知られるようになってまいりました。そこで、非常用トイレが避難所に設置されているかどうかも確認をしたいと思います。

再び第一小の例を見てみますと、ホームページ上で公開された情報によりますと、災害用簡易トイレ20基となっております。2024年12月に改定された政府の避難所運営指針によれば、トイレに関しては、発生当初は50人に１基、その後は20人に１基を配備し、男性用と女性用の比率を１対３とするよう推奨するようになりましたので、発災当初は50人に１基、すなわち1,000人に20基でということになりますので、一小の災害用簡易トイレが20基というのは推奨数値に達しているというふうに見受けられます。また、災害用トイレ汚物処理剤が2,400包みとありますので、これは1,200人掛ける２回分で、すなわち１日から２日分あるように見受けられました。一方で、災害用簡易トイレについては、第三小、第八小、第三中、国分

寺高校には１から３基と書いてございます。

そこでお伺いいたします。全ての避難所に避難想定人数に対応する、基準に即した数の災害用トイレを配備するべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　避難所におきましては、校舎内の各階にトイレが設置しておりますので、まずは既存のトイレ施設を活用することを想定してございます。また、既に国分寺市商工会と災害協定を締結させていただきまして、備蓄場所の確保と配布についても御協力をいただいてございます。本年度も追加購入して、災害用トイレ処理セットの必要な備蓄数の確保に現在努めているところでございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。商工会との連携についてはお聞きをしておりまして、そうした取組には感謝を申し上げたいと思いますし、うちでもどうかなとちょっと考えたんですけど、ちょっとスペース的に難しいという結論でございました。

一方で、各階にあるトイレを使えば問題がないという考え方が確認をできました。そうすると、体育館などだけではなくて、区画、学校の各階へのアプローチ、移動手段についても考える必要があるということで、次の質問項目（３）で確認をしていきたいと思います。

その前に、続いて、ベッドについて確認をさせてください。

段ボールベッドについては、一晩寝たら腰痛になると複数の専門家から聞きましたし、れいわ新選組代表の山本太郎も腰痛になると言っていました。なので、そうなのかなと思います。プラスチック製のプラベット推奨というふうには聞きましたが、１年前の予算特別委員会での質疑で、市では段ボールベッドは訓練用に備蓄が18台と確認させていただいておりました。その後、エアベッドを5,000台購入されるという御報告をいただいておりますが、公開された情報を見る限り、そうしたベッドが避難所に置いてあるかどうかは確認できませんでした。

そこで伺います。災害用ベッドの避難所における備蓄状況について確認をさせてください。

○総務部長（宮本　学君）　そちらのエアベッドにつきまして、既に契約はさせていただいておりまして、来年の１月に納入される予定となってございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。来年１月以降に配備される予定ということを確認できました。ありがとうございます。

避難所に災害用ベッドをやはり想定人数分配備するべきではないのかなとは思うんですが、要望したいと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　各地区防災センターの要配慮者の保護スペース、さらに二次避難所の受入れ可能人数を合わせて約5,000人と試算しておりまして、その人数分を今回購入させていただきます。

市としては、避難所や限られた備蓄スペース、また予算の範囲内で最大限の対応を取らせていただいております。

○２番（高野ふみお君）　費用面、限られた予算ということが、繰り返し御答弁の内容となっておりますけども、防災については市民の不安も大きい部分かと思われます。ここは積極的に財政を使っていただきたいと、今できる万全を尽くしていただきたいと要望して次の項目に移りたいと思います。

（３）避難所を福祉的にすることについてであります。防災の質問の最後に、避難所が福祉的になっているかどうかについて確認をしたいと思います。

最初に確認したいんですけども、福祉避難所、二次避難所の開設には一定の時間がかかるとお聞きをしております。そこで伺いますけども、まずは全ての市民が一時避難所に行くことになると認識をしている

んですが、それで間違いないでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　　そこは認識が違っていると思います。一時避難所につきましては、自宅が全壊または半壊及び焼失し、自宅に住むことが困難な方、また要配慮者を最優先で受け入れる場所となってございます。自宅に損傷がなく、周囲に危険が少ないような場合については、在宅避難の形を取っていただきたいと考えてございます。

○２番（高野ふみお君）　　ありがとうございます。少し聞き方が悪かったようですね。一時避難所は自宅に住むことが困難になった方、全ての市民が行くということではないということですね。自宅に住むことが困難になった方及び要配慮者が最優先で受け入れられる場所であるということを確認させていただきました。

障害者の災害における犠牲になる割合は、いわゆる健常者の２倍と言われております。避難所が福祉的なっているかどうかという観点からお聞きしたいのですけども、スロープ、バリアフリートイレ、エレベーターは設置しているかどうかを確認したいと思います。

令和５年第４回定例会で星議員がインクルーシブ教育推進の観点から質問をされておりますが、これは市のバリアフリー基本構想に基づいて、順次行われてきていると認識するところです。一方で、避難所として、この市立小・中学校を捉えた際に、このバリアフリー状況がどうなっているのかというのを改めて教えていただきたいと思います。

資料を御用意していただいております。市内避難所のスロープ、バリアフリートイレとエレベーターの設置状況について、御説明をお願いできますでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　　こちらにつきましては資料を御用意させていただいてございますので、資料を見ていただければと思いますが、スロープとバリアフリートイレに関しましては、全ての学校に設置されております。なお、スロープにつきましては、校舎もしくは体育館に設置されていればマルということになってございます。エレベーターに関しましては、約半分の学校に設置されている状況でございます。

○２番（高野ふみお君）　　ありがとうございます。スロープ、バリアフリートイレは全ての避難所に設置が完了していると、エレベーターについては、第二小、第三小、第四小、第七小、第十小と、また第四中、国分寺高校と東京経済大学に設置済みということが確認ができました。

避難計画を見てみると、教室も避難場所として位置づけられております。全ての市民もそうですけども、特に障害のある方はプライバシーが守られることが非常に大事で、教室の利用ということも現実的な問題として非常に重要ではないかなと考えられます。先ほども各階のトイレの利用を想定しているという御答弁でした。

そこで伺います。インクルーシブ教育という観点のみならず、防災の観点からも、各学校へのエレベーター設置など、バリアフリー対応、必須かつ急務と思われます。全ての避難所にバリアフリー整備計画を立てることが必要ではないかと思われますが、市の見解を伺います。

○総務部長（宮本　学君）　　まず、庁内全体で必要な情報は共有した上で、小・中学校の大規模な増築や更新時などに順次対応を図っていくことについては考えてまいりたいと思います。

○２番（高野ふみお君）　　ありがとうございます。国分寺市は半数近い設置率というのは、近隣市と比べても必ずしも悪くはない状況のようではあります。一方で、小平市はバリアフリーの観点から、全小・中学校に設置済みとのことでありました。防災のみならず、インクルーシブ教育、給食など、いろんな複合的な観点でエレベーターの設置ということを考えていっていただきたいなと要望いたします。

また、障害者や外国人、女性、子どもなど様々な立場、特に災害弱者と言われる属性の方の目線で、避難所がどうなっているか、どうなるのか、日頃の防災訓練などでも取り入れてもらいたいと思いますが、御担当の方から一言いただいて、防災についての質問を終わりたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　既に要配慮者等への対応を含めて、訓練などについては行ってございます。引き続き様々な方の目線などを参考に、市として必要な訓練を行ってまいりたいと考えてございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

では続きます。２番、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）についてであります。

（１）市内飲食店や市民のＰＦＡＳ対策についてです。

ＰＦＡＳにつきましては、市民の方から次のような声をいただいております。市内の飲食店で提供されているお水が安全なのか気になります。全部のお店の調査は難しいと思いますが、調査の結果、基準内の飲食店を公表したり、認定シールのようなものを発行していただいたりすると、市外の人も含めて、より安心感を持ってもらえると思います。

この提案に関連して、まず確認をさせていただきたいと思います。市内の飲食店では全て水道水を使用していると考えてよいでしょうか。また、それによって、ＰＦＡＳの値も東京都が公表している水質検査結果と同じと見てよいのでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　独自に井戸水を使用している飲食店につきましては分かりませんが、東京都水道局が提供している水道水については、一般家庭も飲食店も変わりはありませんので、水質検査の結果につきましては家庭も飲食店も同じということでございます。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。地方とかに行くと、私の田舎もそうでしょうが、結構、井戸水を使っている家とか事業所もたくさんあると思うんですけども、国分寺市は分からない、把握はされていないというお話だったんですけども、水道水が非常に一般的なのかなとは思います。

一方で、仮に独自の対策を講じようとすると、飲食店、事業者にとっても浄水器の設置は非常に大きな負担となりますので、現実的ではないのではないかという声もあります。

そこで注目したいのが、千葉県鎌ケ谷市の取組であります。鎌ケ谷市では、令和６年３月に高濃度のＰＦＡＳが井戸水から検出をされて、市は血液検査の助成を実施する事態になっております。同市ではＰＦＡＳに対する不安から、次のような支援制度を設けています。ウォーターサーバーの利用料助成、月額5,000円を上限に最大６か月、浄水器の購入費助成、費用の３分の２または15万円のうち低い額。ただし、これは指針値50ナノグラムパーリットルを超過した場合の支援となっております。

一方で、国分寺市のように、指針値以下であっても、ＰＦＡＳの検出自体はされており、ゼロではないという事実があります。また、少なくとも10年以上、市民はＰＦＡＳに暴露されてきたという事実があります。実際、浄水器販売業者などに聞いたところ、市内でもＰＦＡＳを懸念して浄水器を購入される方が非常に多いということでありました。

このように、誰もが少しでも安全な水を口にしたいと願っております。しかしながら、経済的な理由から対応を断念せざるを得ない方もおられますし、また事業者にも負担となってしまいます。

市では、防災用品や防犯グッズに対して助成制度を設けています。それと同じ考え方で、予防原則に立ちまして、たとえ指針値を下回っていたとしても、市民が自発的にリスク軽減に取り組むことを経済的に支援することはできないものでしょうか。

そこで伺います。市内飲食店を含めた市民の浄水器の購入費や、ウォーターサーバーの利用料に対して

市として助成を行うことについて、見解を伺わせてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　水道水の安全性につきましては、これまでも答弁してきているとおり、東京水道局において定期的に検査がされて、問題がないという見解が示されてございます。

市といたしましても、東京都水道局と同様の認識を持っておりますので、現時点では浄水器の購入費等の助成は考えてございません。

○２番（高野ふみお君）　市としては東京都との同様の認識ということで、対策は特に助成等を考えていないというお答えでした。

そこでお伺いしたいんですけども、実際にＰＦＡＳを懸念して、浄水器やウォーターサーバーを導入している、あるいはミネラルウォーターを継続して購入している市民、事業者など、実態を把握するために、アンケート調査など実施をするお考えはないでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　現在、国や東京都の動向を注視している状況にありますので、現時点においてアンケート調査を実施するという考えは持ってございません。

○２番（高野ふみお君）　分かりました。この問題は、ずっと繰り返し、質問していますけども、市民の健康に関わる問題でありまして、不安の払拭と安心の提供、行政の責任でもあります。防災や防犯は言ってみれば目に見えないリスクで、当然しっかり備えるべき問題なんですけども、ある意味、確率論的な課題とも言えるのかなと思います。

一方で、ＰＦＡＳによる水汚染は既に確実に発生してきた問題でありまして、現在進行形です。それへの健康リスクに対してどう向き合うのか、既に摂取をしてしまった方には、ＰＦＡＳゼロにして排出をするということしか今のところないようであります。ＰＦＡＳゼロが世界の潮流です。

鎌ケ谷市では、市長をトップとする危機対策本部が設けられ、全庁的に取り組んでいると、鎌ケ谷市議の方から実際にお聞きをしました。今後の施策の在り方として、ぜひ前向きな御検討、御研究をお願い申し上げて、私のＰＦＡＳに関する質問を終わりたいと思います。

続きます。最後の質問です。３番、権利としての住まいについてであります。

（１）居住支援についてです。

これも現在進行形の問題ですけども、最後に、80歳を超える高齢の市民の方からの声がありました。実はこれ、今年３月の予算特別委員会でも発言させていただきましたが、賃貸にお一人暮らしで契約を更新しないと言われたと、立ち退きを迫られたという方がいらっしゃいました。私に、次の部屋探しのために保証人になってくれないかというふうに頼まれたんですけれども、非常に悩んだんですが、保証人になることはお断りをしてしまいました。

実は私、かつて、20年以上前から数年前までなんですけど、外国人留学生が、外国人お断り物件が非常に多いと、その上に日本人の保証人を見つけないと部屋が借りられないという実態があるということで、ＮＰＯを立ち上げて300人以上の保証人を引き受けてきたという経験がございます。そのきっかけは国分寺市内にあります東京経済大学で、留学生担当職員として、たまたま、その実情を知ったからです。そして、その過程において、居住に当たっては、日本においては、高齢者、障害者、ひとり親家庭など、賃貸住宅をなかなか借りられない、それが不動産の常識であるということも知りました。非常にショックを受けたんですけども、外国人だけでなくて日本人も差別されているんだなということを知りました。この社会問題を解決したいというのが、私が政治に関わるようになった原点の一つであります。

私が保証人になることを今回お断りしたというのは、個人として引き受けるのではなくて、市として、

お力になれないものかと考えたからであります。

実は、昔と違って保証人問題は、保証会社というのがたくさんできまして、保証料というお金で解決できる場面が増えております。一方で、2020年に民法が改正をされておりまして、極度額というのが設定をされています。これは連帯保証人が保証する金額が、これまで無限ということで、皆さん断る、そんなの嫌だ、連帯保証人にだけはなるなと親から言われているとか、代々言われているとかということもあると思うんですけど、実はこれ限度があるということで、大体賃料の１年から２年くらいの額を設定しなさいということで、民法が変わったんですね。私も実は親族に保証人になってもらいたいということで兄弟に説明したんですけども、断られちゃいました。なので、親がいれば、親は本当に何歳になっても親で、子どものための保証人になると。でも親がいなかったらどうするのかと。

さらに私、部屋探しをして、これも前、議会で申し上げました。議員であることを理由に賃貸を断られるという経験も実体験としてしております。

この話、イギリス人の語学の先生に話すとひどく驚かれまして、イギリスとかでも差別はあると、でも、それは違法行為ではないかと、そのことは日本では違法じゃないのかというふうに尋ねられました。日本でも、国籍などを理由に入居を断ることは、判例では違法とされて、裁判で負けるということになっております。しかし、わざわざ裁判をしなければならなくて、そうした差別を禁止する法令はあっても、罰則などがないためか、実効性がないというのが実情であります。

一方で、借家経営というのは、利益がそれほど多くない上に手間暇かかることを、貸主側が非常に嫌がるということも理解する必要があると思っています。これ1997年の『居住福祉』という岩波新書の本に書いてあったんですけども、住宅は初期投資が大きく、資金の回収期間が長く、空き家の発生、家賃の不払い、公租公課の上昇、インフレ、その他の理由から、中低所得者層の支払い可能家賃では良質の住宅を提供できないということが実情です。

そこで私は、あめとむちの両方が必要だろうと考えています。このあめというのは貸す側と借りる側の両者への経済支援であります。むちというのは差別を禁止する法制度の整備です。これについては別の機会に取り上げたいと思います。

経済支援としましては、部屋を貸す側に住宅弱者、すなわち住宅確保要配慮者を入居させる際のインセンティブを与えて、部屋を借りる側にも家賃補助が必要だと思います。

少し古い話になりますが、旧西ドイツの社会住宅は、無利子100年返済の資金を借家経営者に貸し付けて、建設された住宅の原価家賃が決められた額を超えると、政府は経営者に補助をすると、家賃が入居者の収入の20％を超えると、その部分をまた市が補助する、つまり三重の補助制度によって借家経営が成立していると、先ほど紹介した本に書いてありました。

この流れで、1996年、国連でイスタンブール宣言と言われる居住の権利宣言というのが、日本も賛成をし、採択をされております。こうした流れの中、日本でもようやく2017年に、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指すと国土交通省がおっしゃっているんですけども、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、略称で住宅セーフティネット法がつくられております。

この制度は、住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅制度専用賃貸住宅として登録をし、専用住宅の改修や入居への経済的支援を行い、月４万円、国の補助２万円といった家賃補助もあるというものであります。

この入居を断らない制度ということは、一方で断ることがあるという前提なのかなとちょっと思ったり

もするんですが、他の市や区の実例を見ると、八王子市とか西東京市、荒川区、北区、中野区でも先行事例があるようであります。

さらに、貸す側に、この法律は昨年改正されまして、そのときに貸す側に配慮し過ぎで借りる側への配慮が欠けているという批判もありながら改正されたんですが、居住サポート住宅制度が創設をされまして、今年の10月から施行されます。令和６年第２回定例会でも、また木島議員が、この枠組みを使った居住支援策について言及をされて、市の対応を要望されておりました。議事録で確認させていただいております。

そこで伺います。市のセーフティネット住宅や居住サポート住宅などへの取組の現状について教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　国分寺市所在のセーフティネット住宅といたしましては、500戸超が登録されているといった状況でございます。ただし、空き室として入居者の募集を行っているものは、今日現在で３戸となっております。

セーフティネット住宅につきましては、住宅確保要配慮者のみを入居可能といたします専用住宅におきまして、御紹介いただきましたように、市独自の取組を行っているといった自治体もございますが、本市では独自の取組は行っておりません。

住宅セーフティネット法が改正されて、10月から新たに見守りや安否確認を行う機能付賃貸住宅でございます居住サポート住宅、こちらが導入されます。現在は、その情報収集、そして認定事務の準備を行っているところでございます。他市の事例も参考にしながら、今後の取組について研究してまいりたいと考えているところでございます。

○２番（高野ふみお君）　丁寧な御説明ありがとうございました。市としては、独自の取組は現在行っていないという御説明だったかと思いますが、今後の取組については研究をされていくという方針だということを確認させていただきました。

実は国分寺市には、これも前も御紹介したことありますけども、市長が、市が高齢者等のために保証人になる制度があります。高齢者居住公的保証制度とも、高齢者目線からいうと、そういったふうに言われております。

しかし、居住支援法人の活動をしている方からお聞きしたんですけども、実際には使い勝手が悪いとお聞きをしております。これは物件が決まる前に、申込みの段階で保証人が必要なわけです。ただ、申し込む物件が決まってからでないと保証人契約が市と結べないというルールになっていると、お聞きをしました。支援者の方は、市の保証が内定していると半ば強引に説得をして、契約にまでこぎ着けておられるということをお聞きをしました。実際、３月の予算特別委員会で資料請求をしたところ、この５年間で利用実績としましては、平成31年度３件、令和２年度１件、令和３年度１件、令和４年度、令和５年度ともゼロ件でした。令和６年度もゼロ件だったというふうに聞いております。

そこで伺います。市の高齢者等住宅保証を、申込み物件が決まる前に、申込みの段階で内定通知書的なものを発行するように運用を変更できないものでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの保証制度でございますが、国分寺市高齢者等住宅保証要綱に基づき住宅保証を行うものでございますけれども、申請があった場合は申請内容を審査いたしまして、住宅保証の適否を仮に決定し通知することとなっております。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。仮決定通知についてはルールとして問題ないということを御確認をいただきました。ありがとうございます。もしそうであれば、ぜひ、その旨の周知をお願い

したく存じます。これは要望にとどめ、答弁は求めません。

また、この制度、２親等以内に保証人になる方がいないとホームページに記載してありますが、対象要件としては２親等以内に親族がいない方とありました。実際に私に保証人になってくれないかと依頼された市民の方は、親族がいらっしゃったんですけども、頼むのは、気が進まない関係性だったようですね。私自身も親族に断られております。高齢だと保証人を頼める親がいなくなって、先ほど申し上げましたが、こういったことが起きます。市が代わって保証人になることによって、住宅の確保を図るというこの制度の趣旨に沿って、この条件を緩和してはどうかなと考えます。

そこで伺います。市の高齢者等居住公的保証の要件から「２親等以内に親族がいないかた」を外すことについて、市の見解を伺います。

○福祉部長（玉井理加君）　現在のところ、要件を変更する予定はございません。この制度が有効に御活用いただけるよう、引き続き研究してまいります。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。さきにも述べたように、高齢者だけではないんです。国の資料、国土交通省の資料を見ますと、賃貸人の住宅確保要配慮者への拒否感が、高齢者約７割、障害者約７割、外国人約６割、子育て世帯約２割となっていました。居住について考える集まりにも参加したことありますけども、そこでも障害のある方にとって住宅確保は死活問題であるという声も直接お聞きいたしました。

そこで伺いますが、知的障害者の一人暮らし支援をという当事者団体からの要望が出されていると思いますが、知的障害者の住まい探しの支援については、どのように行われているでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　住み慣れた地域で障害のある方が暮らし続けるためには、状態に合わせて必要な支援を受けられる体制整備が必要でございます。地域での住まいは在宅やグループホームが考えられますが、通所や訪問のサービス等を組み合わせて支援をしております。

重い障害のある方の地域での住まいについては、当事者団体からも御意見をいただいておりますので、サービスの充実に向け、取り組んでまいります。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。市の高齢者等住宅保証について、また戻るんですけども、ほかにも居住支援をしている市民の声として、住宅の取壊しではないと駄目とかと書いてある、あるいは賃貸契約書が市の様式でないと駄目とか、実務的に非常にやりづらいというお声を聞いております。また、高齢者等ということで、この等の中に身体障害者、知的障害者の場合も公的保証の対象となっておりますが、身体４級以上、愛の手帳３度以上と限定をされていて、精神障害者、難病の方は入っていないなど、まだまだ改善の余地がありそうであります。

この制度自体、ほかでもあまり例のないものかと思います。すばらしいものだと思いますので、先ほど御答弁いただいたように、ぜひ制度が有効に活用されるよう、研究をお願いしたいと思います。

一方で、制度利用が拡充されると、人的リソースが足りなくなるんじゃないか等の御懸念もあるかと思います。その意味でも、関係団体との連携が非常に重要になってくるのではないのかなと思われるわけであります。その点で、居住支援協議会についても設立の要望が出されておりましたが、居住支援法人や不動産業者、建築業者などとの連携も重要かなと思います。さきの市の居住公的保証の要件緩和する際にも、実務的には、そうした関係団体との連携が非常に重要になってくると思われます。市には、まだ協議会はできていないわけでありますが、こういった関係の業者との、関係団体との連携はどのような形で行われているんでしょうか。

そこで伺います。居住支援に関する関係団体との定期的な意見交換などは行っているんでしょうか。あるとすれば、どのような形でしょうか、御説明をお願いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　令和５年度、令和６年度に各１回、市内で活動を行っております居住支援法人の方、それと不動産団体の方、市の社会福祉部門、住宅部門の職員による意見交換会の場を設けてまいりました。

その中で、居住支援法人の方からは、支援を行っている具体的なケースの紹介、そして不動産団体の方からは、家主の立場で心配事等、それぞれの立場でお話をいただき、市の支援制度の紹介をするなどして、相互の理解を深めているという状況でございます。今後も継続して、こちらを行っていく予定でございます。

○２番（高野ふみお君）　御説明ありがとうございます。市の福祉部門、住宅部門の職員の方と居住支援法人、市内で活動を行っている居住支援法人、不動産団体などと意見交換を年に１回行われているということを確認しました。また、非常に実務的な場になっているということもお聞きはしたんですけども、続けます。

（２）住宅確保要配慮者に関する実態調査についてであります。

最後に実態把握について伺います。

地域には様々な形で暮らす方が増えているのが現状であります。厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、一人暮らしの割合が全世帯の34％と、過去最高で最大勢力になっているということであります。しかも、そのうち約半数が、46.2％、65歳以上の高齢者となっているということであります。

こうした実態を踏まえて、まずは市内における高齢者、障害者、外国人、子育て家庭などにとっての実際の住みにくさ、住宅確保の難しさについて、数値で把握をして、住みやすい住環境を保障するため、それに対する計画を持って施策を推進することが大事ではないのでしょうか。

そこで伺います。居住支援について、借りる側と貸す側、両者を対象とした住宅確保要配慮者に関する実態意識調査を実施してはいかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　実態調査につきましては、既に国や都より類似の調査が実施されておりまして、それらのデータを活用することで、必要な情報は得られていると考えているところでございます。

また、市内の不動産業者や福祉団体と定期的に意見交換の場を設けておりますので、そこで福祉の窓口相談や居住支援法人を通じて現場の声を直接聞くといったことができますため、効果的に実情を知ることができるといった状況と考えております。

このように、必要な情報を得られていると考えておりますことから、調査の実施のほうは考えておりません。

○２番（高野ふみお君）　今の枠組みで実情を捉えていらっしゃるということでありまして、調査実施は考えていないという御答弁でありました。

一方で、立川市の事例を聞いたんですけども、既に居住支援協議会が立川市にありまして、また、住宅確保要配慮者のための相談窓口ができておりました。居住支援協議会の要否については、私、必ずしも設置推進の立場ということは実はないんですけども、ただ一つ重要だと思えるのは、この相談窓口として、居住支援法人が市から委託をされているという点なんです。こうした民間の活力なども、まさに活用しながら動かしていけば、この問題解決に近づいていくのではないのかなということも個人的には考えており

ます。

この居住と福祉の連携については、国もその必要性を指摘していると認識をしております。そこで御担当として、一言お願いできますでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　本市におきましても、住宅部署と福祉部署の連携、これは必要であると認識をしております。そこで、毎年連絡会を開催しているといった状況でございます。引き続き、情報を共有いたしまして、連携を図ってまいりたいと考えております。

○２番（高野ふみお君）　ありがとうございます。ぜひ、連携を強めていっていただきたいなと要望したいと思います。

今、市内では多様な人が多様な形で暮らすようになってきていると感じます。衣食住と言いますけれども、避難所も含めて暮らす場所、住環境というのは、言うまでもなく生きていく上での基本的な要素の一つです。あらゆる人の住まいを保障することは行政の義務ではないのでしょうか。

地方自治法第１条の２に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とあります。この住民の福祉の土台は住まい、住居であるということを述べて、私の一般質問を終わりたいと思いますが。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、高野議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、森田議員。

○12番（森田たかし君）　改めまして、よろしくお願いいたします。自由民主党国分寺の森田たかしです。新しい市長になりまして初めての一般質問ということで、引き続き、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず１番、認知症対策について、お伺いいたします。

昨日、はぎの議員も認知症対策について取り上げておられましたが、予防や支援等、私も同じく非常に重要な課題だと考えているところでございます。厚生労働省の推計によれば、令和22年には、全国でおよそ1,200万人、高齢者の約３人に１人が認知症またはその予備軍になると見込まれております。国分寺市においても例外ではなく、高齢者人口の増加とともに、認知症の方や御家族を支える体制づくりは、ますます求められているところでございます。

そして、ちょうど今月、９月は認知症月間ということで、市報でも、「認知症になっても安心して暮らせる国分寺を目指します」と大きく表示されておりまして、特集が組まれております。市民の理解を広げ、地域で支え合う取組を一層進めていく必要があると考えているところでございます。

認知症は本人の尊厳に関わる問題であると同時に、地域全体の暮らしの質にも直結する問題です。誰もが安心して暮らせる共生社会の実現のためには、予防、早期発見、介護支援、地域との連携といった多面的なアプローチが不可欠でございます。そこで今回は、本市における認知症対策について、国の法律を受けて、どのように変わっていくのか、さらには今後取り組む施策について順次伺っていきます。

国分寺市では、これまでも様々な認知症対策に取り組んできておりますが、昨年施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法を受けて、市の施策はどのように変わっていくのでしょうか、教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　認知症基本法では、国、地方公共団体等の責務が明確化され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められております。

市町村認知症推進計画の策定については、認知症基本法により努力義務とされておりますけれども、当市は次期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画と一体のものとして策定する準備を進めているところでございます。

また、市の認知症施策を推進するために、新たに認知症に関係する会議体の設置を予定しております。これまでの認知症施策をさらに発展させるとともに、新しい認知症観や認知症の人の声を起点とした計画の策定や施策の推進に取り組んでまいります。

○12番（森田たかし君）　御答弁ありがとうございます。今の御答弁にも出てきました新しい認知症観は、認知症の人が孤立せず、地域社会の中で希望を持って暮らし続けられる環境を社会全体で築き上げていくことを目指すものでございます。今後も認知症施策を着実に推進していただきますことをお願いさせていただきます。

次に、認知症予防について伺います。

認知機能の状態を経時的に確認し、認知機能低下のリスクを早期に発見するためのサービスとして、あたまの健康チェックが効果的であると考えております。市報にも掲載されており、今年度はあたまの健康チェック会を開催するとのことですが、それはどのようなものでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　認知症基本法では、認知症の予防等としまして、予防に関する啓発や知識の普及、早期発見や早期診断及び早期対応を推進するための必要な施策を講じることが求められております。

今年度、新規に取り組みますあたまの健康チェック会は、認知症を診断する検査とは異なりまして、物忘れの自覚がない方や若い世代も検査が可能な認知機能のスケールとなります。チェックは対面式で行われまして、所要時間は10分程度とされております。

健康なうちから認知機能の状態を定期的にチェックし、認知機能の維持・改善に効果がある生活習慣の見直しや社会参加、運動習慣等の健康づくりに早期から取り組むきっかけとしていただくことを目的としております。

今年度は市内在住の50歳以上の方を対象といたしまして、10月から１月にかけて、市内公共施設で６回、開催を予定しております。

○12番（森田たかし君）　御説明ありがとうございます。二次元コードから動画も見られて、あたまの健康チェック会の内容も拝見できるようになっていまして、どういったチェックをするのか非常に分かりやすいものになっておりますので、普及、また周知に努めていってください。

本当に認知症は早期発見して対応することが重要でございまして、私も来年50歳となり、あたまの健康チェックの対象者となります。認知症は誰もが発症する可能性があるということを本当に身近に感じておる次第でございます。

さらにお伺いいたしますと、他市では認知症の検査・検診を行っているところもあるようですが、国分寺市でも実施はお考えでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　認知症検診の都内の自治体における実施状況でございますが、令和６年度の

実績といたしましては、全体の６割程度となっております。東京都は令和11年度までに都内全自治体の実施を目指しているところでございます。

本市といたしましては、今年度は東京都補助事業の普及啓発を活用しまして、認知症予防普及啓発講演会と、先ほど御紹介いたしましたあたまの健康チェック会を実施いたします。普及啓発の補助事業を活用した場合、翌年度から認知症検診を実施することが要件となっておりますので、認知症検診については、来年度の実施に向けまして、現在、国分寺市医師会と検討を進めているところでございます。

○12番（森田たかし君）　ぜひ認知症検診につきましても積極的に検討を進めていただきますようお願いさせていただきます。

この質問の最後に、認知症施策にもデジタル機器の活用は有効であると考えております。そこで、国分寺市では、認知症高齢者の御家族にＧＰＳ機器の貸与を行っておりますが、まず、実績はいかがでしょうか。

そして、他市では二次元コードのシールを導入しているところがございます。これは対象者の衣服や持ち物に貼り付けておき、所在が分からなくなったときに、発見者がその二次元コードを読み取ることで、発見者と介護者が匿名でやり取りを行うことができます。以前にも、このシールの件は質問させていただきましたが、国分寺市でも導入を考えてみていただければと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　御紹介いただきました事業でございますが、認知症高齢者の家族にＧＰＳ機器を貸与しまして、当市の徘回高齢者等家族支援サービスというものを実施してございますけれども、実績としましては、本年３月31日現在で21人の方が御利用いただいております。

御紹介いただきました二次元コードシールの仕組みは、発見者がコードを読み込むことで、身元確認を安全かつ匿名で確認ができるということで、発見から保護まで、安全・安心・迅速に行えるものとして、近隣市で導入していることを確認しております。近隣自治体の実施状況を確認しながら研究してまいります。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。全国でも、このシールは結構導入されている自治体ございまして、近隣ですと、西東京市で見守りシールという取組を進めております。本当に介護するほうも安心できる取組だと思っております。

このシール自体、本当に価格も低く、そのシールも耐久性が強く、また発見された方が二次元コードを読み込むだけで、御家族に情報を伝達できる仕組みで、比較的簡単な手法でございますし、ＧＰＳを持たずにも、衣服に直接つけると所在確認なりますので、ぜひ、こうした広く普及できるような取組のほうも、御検討のほど、よろしくお願いいたします。

以上、数点にわたり認知症施策について質問させていただきました。新しい認知症観や認知症の人の声を起点とした計画の策定、また、あたまの健康チェック会、認知症検診の来年度実施が進んでいることに対し、非常に評価と感謝を申し上げたいと思います。

一方で、当事者の声を反映した施策のさらなる充実、若年性認知症への対応、そして家族介護者への支援の強化、市民全体の理解促進といった点では、今後も引き続き強く取り組んでいただくことが大切だと考えております。

認知症は誰にとっても無縁ではなく、地域全体で支え合う体制づくりが重要でございます。市として、引き続き現場の声を丁寧に耳を傾けながら、誰もが尊厳を持って暮らせる共生社会の実現に向けて取組を進めていただくことを強くお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、市内の公共交通について数点伺います。

今回は市内の公共交通として、ぶんバス、そしてシェアサイクル、また、今後のそういった可能性について伺います。

まずぶんバスですが、昨日の代表質問でも多く取り上げられております。重複する部分もございますが、やはりこのテーマは市民の皆様から問合せや要望が非常に多いところでございますので、改めて確認も含めてさせていただきます。

本市のぶんバスは、公共交通の空白地帯を解消し、公共施設へのアクセスを確保することを目的に運行されております。現在、御存じのとおり６ルートで展開されております。そして、令和７年４月には近隣市の動向や路線バスの初乗り運賃を参考に、事業者の収益確保と運転士の処遇改善に必要な人件費増に対応するため運賃改定が行われたところでございます。そこでまず、運賃を200円に改定した後の利用率や収支の状況について伺います。教えていただきたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　運賃改定が４月１日となりますので、４月から７月までの集計となりますが、利用者数につきましては全ルート平均で約24％の減少となり、運賃収入につきましては、約42％の増収となってございます。ただし、ルート別で見ますと、北町ルートでは利用者数が約５％の減少だったのに比べ、本多ルートでは約38％減少しているなど、地域による差が出ている状況でございます。今後も利用者数と運賃収入につきましては増減に注視してまいります。

○12番（森田たかし君）　御説明ありがとうございます。まだ運賃改定から３か月程度ですか。この数字ですと３か月の数字になるんですけれども、現時点で、まだ何かを判断するだけの数字というのは集まってはおらないのかなと思いますので、なかなか判断は、まだできないとは思いますが、一定の増減という変化は見えてきましたので、ぜひ今後も利用動向を丁寧に見極め、市民の利便性と事業の持続性の両立に生かしていただきたいと思います。

また、このぶんバスですが、１事業者が撤退することになりましたが、これを新たな運行事業者が引き継いでいただいたことは、本当に市にとっても市民にとっても大変ありがたいことだと考えております。事業者の皆様、そして御尽力いただいた職員の方々に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。今後も持続可能な形で運行が続けられるよう、取組を進めていただきたいと思います。

こうした運行体制の維持が図られる一方で、利用者の利便性向上という観点において課題があるとも感じております。その一つとして挙げられるのが、定期券が未導入というところでございます。他市におきましては導入している自治体もございますが、現在、ぶんバスには定期券がございません。本市での考え方をお伺いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　ぶんバスは交通空白地域の解消と公共施設のアクセスの確保などが運行目的となってございます。ですので、通勤通学の利用は想定していないため、当初より定期券の導入の検討はされてございません。

定期券につきましては、導入の需要について、まずは調査をしてまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。そういった前提もあるんですね。理解させていただきます。

でも、ほかの自治体では、低価格の定期券の導入が交通弱者や高齢者の負担軽減となり、利用促進にもつながっている事例もございます。本市においても回数券があったり、高齢者のぶんＰａｓｓ等ございますので、その利用状況を踏まえつつ、定期券導入の可能性について、ぜひ調査・研究を進めていただきた

いと思います。よろしくお願いいたします。

また、以前も確認いたしましたが、各ルートの話になってきますが、北町ルートの東戸倉一丁目には依然としてバス停が設置されておりません。昨日の代表質問においても関連する御答弁がございましたが、改めて伺います。

具体的には、西国分寺駅方面に向かう北町ルートでは西武線踏切のバス停の次が恋ヶ窪交差点のバス停となっており、その間がかなり空いてしまっております。窪東公園付近には路線バスのバス停があるものの、西国分寺駅方面にアクセスすることができず、地域の方々からは、ぶんバスのバス停を新たに設置してほしいという声が非常に多く寄せられている状況でございます。改めて進捗状況等についてお知らせください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　バス停の設置は、これまでも路線バス運行事業者へ要望をしてきたところでございますが、事業者との協議が調わず、設置することが難しい状況でございました。

今回、ぶんバスの運賃を改定したことによりまして、これまでと条件が異なっておりますので、現在、各路線バス運行事業者との協議を進めているところでございます。合意が得られましたら、改めて道路管理者である東京都、それから交通管理者である警察との協議を行いまして、設置に向けた手続を行ってまいります。

○12番（森田たかし君）　ぜひ、地域からも声が上がっておりますので、こうした声を踏まえて、前進させていただくことをお願いいたします。

バス停のこういった設置が実現すれば、市民の方々の利便性が大きく高まり、公共交通としての役割も一層果たせるものと期待しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、日吉町ルートについても２点ほど伺いたいと思います。

こちらの質問につきましても、今、伺いました東戸倉の件同様、そして前回、そして今回、星議員も取り上げられておりますが、非常に市民の皆様から多く声が届いておりますので、こちらでも確認させていただきます。

国分寺市役所バス停の一つ前、西国分寺駅東バス停において待機時間が発生しており、市役所利用者の利便性が低下していると考えております。この西国分寺駅東バス停が起終点になっていることが原因であるため、変更について検討するとのことでしたが、現在の状況についてお知らせください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　西国分寺駅東バス停につきましては、日吉町ルートから廃止した郵政宿舎前バス停、それから武蔵国分寺公園東バス停、これを御利用する方への対策として、同じバス停に停車する万葉・けやきルートへ乗り継ぎができるように考慮いたしまして、こちらを起終点としたというものでございます。

待機時間が発生しているということで、今回、乗り継ぎ利用者の実績を確認したところ、これまで乗り継ぎを利用された方がいないということが確認できました。このため、今後につきましては、関連する日吉町ルート、北町ルート、それから万葉・けやきルートの各運行事業者とダイヤの調整等を行うなどの手続を進めてまいります。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。利用された方がいなかったというのが調査で分かってきて、この結果につながりましたので、ぜひ、市役所利用者の利便性向上の観点からも、ぜひダイヤ調整や起終点の見直しに向けて取組を進めていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

そしてまた、もう一点、日吉町ルートについて伺います。

日吉町ルートは本当に１周の距離が非常に長く、多くの利用者の方から、乗車時間が長く、目的地に行きづらい。一方通行な理由もございますので、そういった声が寄せられているところでございます。これまでも多々議論があり、そして分割の可能性などが強く議論されてきたことは承知しております。

新府中街道の整備が進み、新庁舎へアクセスする新しいルートも導入された今、こうした状況を踏まえ、日吉町ルートの分割については、どのように検討されているのか、現在のお考えをお聞かせください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　日吉町ルートにつきましては、御指摘のとおり運行距離が長くなっておりまして、このためぶんバス２台で運行している状況でございます。このため、これまでも地域バス見直し検討委員会で、この分割が検討された経緯はございますが、地域バス見直し検討報告書では、特定の地域では極端に利便性が向上するが、全体的には利便性が低下すること等を理由といたしまして、現状維持すると結論づけられてございます。

ただし、この２分割につきましては、道路整備の進捗状況によって検討していくということが、この報告書で締めくくられておりますので、国３・２・８号線等の開通を踏まえまして、検討してまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

ぶんバスについて、やはり一番の課題は、持続可能にいつまでも運行するというところでございまして、収支の兼ね合いとか、いろいろ昨今の状況がございますので、まずは土台をしっかり、止めずに運行していただくことが大前提であるのは非常に理解しているところでございます。一方で、本当に各ルートでいろいろ利用者の方々の声も届いておりますので、できること、できないこと、今すぐできること、今後クリアしていかなければいけないこと、多々あるのは存じておりますが、御高齢の方も多く乗られていたり、いろいろ、本当に利便性というか、地域になくてはならない交通なので、利便性の向上と、何よりも持続可能な、継続して運行するということを念頭に運行を行っていってください。

ぶんバスについて多く伺ってまいりましたが、やはり地域の公共交通の要であることは変わりません。重複いたしますが、今後も市民の利便性向上と持続可能な運行の両立に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。強くお願いさせていただきます。

ぶんバスの件を終わりまして、次に、シェアサイクルの利用状況についてお伺いいたします。

私も本日も、ちょっと荷物が多かったんで、シェアサイクルで市役所まで来たんですけれども、本当に欠かせないこの地域の交通手段の一つだと考えております。

国分寺市では電動アシスト自転車のシェアサイクリングサービスを積極的に導入しておりまして、市役所や駅周辺をはじめ、市内に広くステーションが設置されております。また、脱炭素社会への寄与や、モビリティハブとしての機能も見込まれておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、本市における最新の利用実績や利用傾向について、把握されている範囲で、まずは御報告をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　シェアサイクルの現状につきましては、現在、市内に41か所のステーションが設置されております。このうち18か所が公共施設への設置となっております。

利用実績につきましては、令和５年度の約13万2,000回に対しまして、令和６年度は約24％増の約16万3,000回となってございます。

課題といたしましては、採算性の確保、利用者のマナーの問題、それからステーション設置場所の確保などが挙げられますが、これらのものにつきましては事業者としての課題となってございます。本市に対

し要望等がなされたというものではございません。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。本当、24％利用率が上がったというのは、１回利用すると、結構便利なものなんだなとみんな分かって、何回も継続して利用されるのかなというふうに考えております。

利用実績は着実に伸びており、市民の移動手段として定着しつつある一方で、採算性やマナー、設置場所の確保といった課題もあるとのことでございました。

そうした中で、利便性向上の観点から申し上げますと、まだシェアサイクルのステーションが設置されていない公共施設とか、はたまた公園とかにも設置されている場合があるので、そういった、まだまだ設置されていない公共施設があると考えております。そこで今後の設置について、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　公共施設へのステーション設置につきましては、十分な広さのある敷設場所があるかなど課題がございますが、ステーションの増加は市民の利便性につながりますので、シェアサイクル事業基本協定を締結しているＯｐｅｎＳｔｒｅｅｔ（オープンストリート）株式会社と協議をしてまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。本当に度々になりますが、このシェアサイクル、利用実績も着実に伸び、市民の移動手段として定着しつつあります。ぜひ今後も拡大していくようにお願いいたします。採算性やマナー、設置場所の確保といった課題あるとのことでしたが、しかし、駅から自宅や公共施設などへのラストワンマイルを支える欠かせない交通手段だと考えておりますので、ますますこのシェアサイクルの役割が大きくなっていっていると考えております。今後も未設置の公共施設なども含め、事業者とさらに連携を深めながら、前向きに整備のほうを進めていただくことをお願いさせていただきます。

そして、シェアサイクルの質問を終えまして、今後の移動手段の確保の可能性などについて、ちょっとお伺いさせていただきます。

高齢化や生活様式の変化により、市民の皆様からは柔軟な交通手段を望む声が多く寄せられております。以前、私もタクシーのサブスクリプションについても質問いたしましたが、その後も国分寺市でもこういったものを実現できないかとの声をいただいているところでございます。他市では試行実施や導入が進む乗り合いタクシーやオンデマンド交通の事例も参考にし、本市でも新たな仕組みの検討を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市内の移動手段につきましては、ぶんバスを運行することによりまして、交通空白地域はおおむね解消しております。運行目的は達成しているというところでございます。

今後も、ぶんバスの運行維持、それから利便性の向上、またデマンド交通などの取組についても研究してまいります。

○12番（森田たかし君）　交通空白地帯は、おおむね解消されているということですが、移動ニーズは今後ますます多様化していくと考えております。ぶんバスの維持、利便性向上を基本としつつ、デマンド交通など新たな仕組みについても、ぜひ積極的に研究を進めていただきたいと思います。

市民の移動の選択肢を広げることが暮らしの安心や地域の活力にもつながると考えておる次第でございます。そして、そのためには個々の交通サービスを個別に検討するだけではなく、多様な交通手段を全体としてどのように組み合わせ、将来にわたって持続可能な形で維持・発展させていくかを示す視点が必要

であると考えます。

そこで重要となりますのが地域公共交通計画です。鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシー、シェアサイクルなどを統合的に整理し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランであり、既に策定が進められている自治体もございます。本市においても策定を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　この地域公共交通計画、こちら、今、議員おっしゃられたとおり、地域にとって望ましい地域旅客運送サービス、こちらの姿を明らかにして、地域公共交通マスタープランとなるものでございます。当該自治体の状況などから、望ましい姿を設定いたしまして、その実現に向けた計画を策定するというものでございます。

本市では、ぶんバスの運行目的、こちらはおおむね達成しているというところでございますが、この地域公共交通計画、こちら地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で策定が努力義務化されているというところでございまして、鉄道や路線バス等を含めた公共交通全体の計画であるということですので、本市のまちづくりにも関連してくるというところでございます。このため関係機関や関連部署と連携いたしまして情報を収集し、共有しながら、策定について研究してまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

市内の公共交通について多々伺ってまいりましたが、いずれも本当に市民生活に欠かせない移動手段であり、利便性向上と持続可能な運行の両立が本当に重要であると考えている次第でございます。今後は既存の取組を維持・改善するとともに、乗り合いタクシーやオンデマンド交通など新たな仕組みも視野に入れ、市民の多様な移動ニーズに応えられる体制づくりを進めていただきたいと考えております。そのためにも、公共交通全体の将来像を示す地域公共交通計画の策定を前向きに検討していただくことをお願いさせていただきまして、この質問を終え、次の質問に移ります。

続きまして、酷暑対策について伺います。

本当に今日も暑いですよね。昨日の夜、ちょっと涼しくなってきたかなと思うんですけど、まだ９月ですが、暑い日が続きますので、皆様、体調管理には何とぞお気をつけくださいませ。

総務省消防庁が８月26日に発表したところによりますと、本年７月に全国で熱中症により救急搬送された人数は３万9,375人、死者48人に上りました。これは2008年の調査開始以降、７月としては、過去３番目に多いという数字でございます。特に65歳以上の高齢の方が全体の６割弱を占めており、地域における見守りや支え合いの重要性がますます増していることが分かります。こうした記録的な高温の中でも、日々、市民の方々の命と健康を守るために御尽力いただいている全ての関係者の皆様に、まずは感謝を申し上げます。ありがとうございます。

近年の夏は、もはや猛暑を超え、災害級の暑さと言わざるを得ない状況にございます。体感だけではなく、数字を見てもその深刻さは明らかです。そこでまず、熱中症への注意を呼びかける熱中症警戒アラートの近年の発表回数の推移について伺います。教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　熱中症警戒アラートにつきましては、環境省熱中症予防情報サイトに発表履歴のほうが掲載されております。令和３年から４年の東京都における発表回数は10回程度でございましたが、令和５年度には26回、令和６年は37回と急増していることが確認できます。また、令和７年におきましては８月末現在で32回となっている状況でございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。本当、ここ数年で大分増えてきていて、短期間でこれ

だけ増加しているという事実は、私たちの暮らしが、本当、従来の延長線上にはないことを示しているのではないでしょうか。単なる、これは一時的な暑さではなく、今後も続く前提での市民への周知と行動喚起がますます必要だと感じております。市報とかでも熱中症対策とかを広く周知していただいておりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

本年は全国各地で40度を超える地点が相次ぎました。日本気象協会は最高気温が40度以上の日を酷暑日と名づけております。まさに私たちは、今、これまでとは違う局面に直面しているのではないでしょうか。

こうした状況を踏まえれば、大きな視点では、やはり脱炭素の取組や緑の保全・創出といった構造的な対応が必要でございます。

一方、私たち市民の日常生活の中で実践できる暑さ対策も、これはまた一人一人の行動になりますので、欠かせません。そこで、市としてはどのような取組を行っているのでしょうか、教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　当市では、４月にゴーヤ、ササゲの種を市民に配布し、グリーンカーテンの普及、こちらのほうを呼びかけているところでございます。

グリーンカーテンは強い日差しを遮り、室内温度の上昇を抑え、エアコンの負担を軽減することによりまして、省エネルギーに役立つといったところでございます。

また、蒸散作用といって、葉から水蒸気が出ることにより、周囲の温度を下げる効果もあるといったところでございます。

市のゼロカーボン行動計画の基本理念に、市民、事業者、市がそれぞれ自分事として捉え、日常の行動を見直し、オール国分寺で脱炭素社会を実現するということを掲げておりまして、グリーンカーテンは当事者意識を醸成する上で効果的な取組であると考えております。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。大きな取組ですと、本当に緑を増やしていくとか、ゼロカーボンといった非常に大きな大きな取組もございますが、やはりこうした一人一人の意識や行動の積み重ねが力となります。ゴーヤやササゲというと一見小さな取組に感じられるかもしれませんが、これも一つ、立派なゼロカーボンでございます。一人一人が行えば、ちりも積もれば山となると一緒で、大きな取組に変わることだと感じて、考えております。

グリーンカーテンは単なる暑さ対策にとどまらず、省エネや脱炭素の推進にもつながり、また、収穫の楽しみまであるという点では、私たちの国分寺、農のあるまち国分寺市の国分寺らしさを体現しております。市民の参加を広げる好例として、さらに普及が進むことを期待しております。ぜひ今後も取組、継続して進めていってください。

こうした一人一人の取組、非常に重要でございまして、暑さ対策、そして熱中症対策も本当に非常に重要な課題だと考えております。今までも何回も質問させていただいておりますが、次に、涼み処について伺いたいと思います。

今年も高齢者を熱中症から守るため、市内には涼み処が設置されております。まず、その整備状況について伺いたいと思います。市内における設置の現状、そして公共施設の取組など、その体制や状況についてお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君）　涼み処の設置状況でございますが、今年度は８月時点の状況でございますが、市内公共施設に26施設、市内協力店、事業所に43か所設置してございます。今年度は地域活性化包括連携協定を締結しております日本郵便株式会社にも御協力いただきまして、市内６か所の郵便局に新たな涼み処を設置しているところでございます。

郵便局は高齢者の方の御利用が多いということもありますので、気軽に立ち寄れる一時休憩場所として利用されるということ、また地域における熱中症対策に関する普及啓発の促進にも寄与しているものと考えております。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。数も増え、今年は郵便局が増えたということで、本当、御高齢の方、多く立ち寄られる場所などで普及啓発も進み、そういった取組がどんどん広がっていくことを大変心強く感じております。

そしてまた、実際に最近なんですけれども、涼み処として登録していただいている同じ商店街の事業者の方なんですけれども、お声をいただいていまして、非常にこれはよい取組ですねということで感想をいただきました。そして、また御意見もいただきまして、せっかく設置しても、まだまだ、何か市民の方に十分認知されにくいのではないのかな、そういった現状があるのではないのかなという意見をいただきました。

そこで今、ポスターで掲示されていたりホームページでも周知されておりますが、もうちょっと目立つようなフラッグやバナーなどを掲示して、より目立たせ、市民の方々が気づきやすくする工夫をいかがかなと思いまして、質問させていただきます。そうした周知の手法をブラッシュアップしていくこと等、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君）　今、御紹介いただきましたように、各拠点にはロゴとポスターを掲示をしているところでございます。また、昨年度、涼み処の設置に御協力いただいた店舗のアンケート、こちら森田議員から、昨年度、御提案いただきまして、こちらのアンケートを実施してございますけれども、こちらのアンケートにおきましても、ポスターが目立たないですとか、認知度が低いのではという御意見をいただいているところでございます。市民の方に分かりやすい表記、周知ができるよう、協力店舗、事業者の皆さんから御意見をいただいておりますので、この御意見を参考に改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○12番（森田たかし君）　ぜひよろしくお願いいたします。本当に結構利用されている方、事業所で多いと伺いますので、よろしくお願いします。

今、御答弁いただいたように、さらに周知の工夫を強めていただくと同時に、まだまだ公共施設以外にも、事業所のほうでも、まだまだその数というのは広がる余地があると思いますので、ぜひ数を増やし、高齢者の方々が安心して立ち寄れる環境を整えていただければと思います。

以前にも何度も申し上げておりますが、涼み処は熱中症対策としての意義に加え、本当に高齢者の地域にお住まいの方々が気軽に立ち寄り、声を掛け合うことでつながりを生む、そういった非常に重要な取組でございます。見守りや交流の場としての機能も大いに期待できるものと考えております。

今後もアンケート結果、非常に重要だと思いますので、今後も今年も事後アンケートなどをぜひ実施していただきまして、さらに来年に向けて、事業所などへの働き方を引き続きお願いさせていただきまして、この涼み処の質問を終えまして、最後に酷暑の中で地域を支える活動されている方々への支援について、伺わせていただきます。

本当に暑い中、いろいろな方が市内でボランティア等を行っているところでございます。東京都では訪問系介護職員の暑さ対策グッズ購入を補助しております。本市においても、本当に多くの方、ボランティアなど地域活動に参加されております。例えば、民生委員の方々、児童委員の方々、消防団や援農ボランティアの方々等、地域の見守りの方々など、炎天下で本当に地域に不可欠な活動を担っている方々がいら

っしゃいます。実際にこれらの方々からも、活動を安全に続けるために暑さ対策の支援が必要だとの声をいただいておるところでございます。こうした現場の声を踏まえて、市として、空調服などの支援について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○健康部長（新井宏伸君）　議員のおっしゃるとおり、例として挙げていただきました民生委員・児童委員は、夏場の暑い時期においても、訪問や地域での見守りなど、屋外での地域福祉活動がございます。近年の猛暑の中にあっては、屋外での活動は危険を伴うものであり、その活動を支えるためにも暑熱対策が求められてきていると考えてございます。民生・児童委員協議会にも意向を確認し、支援の在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

また、その他のボランティアへの支援につきましては、市が関係するボランティアには様々な形態があることが想定されますので、庁内での情報共有を図り、研究してまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ぜひよろしくお願いいたします。地域活動は市民の安全と生活を支える基盤でございます。酷暑下では、その活動自体が本当にリスクを伴うものです。まずは各所に丁寧に状況を確認していただきながら、支援の在り方を整理して進めていただきたいと思います。その上で、できる部分は迅速に取組を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上、酷暑対策について質問いたしました。本当に全国的に救急搬送者数が急増し、災害級の暑さが常態化する中で、市民の命と健康を守る実効的な取組は待ったなしだと考えております。市民、事業者、行政が一体となり、オール国分寺で常態化する酷暑を乗り越え、将来に備えていく取組を進めていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、続きまして４番、本日、私、最後の質問となります。まちの魅力発信について伺いたいと思います。

今年度は、本市では「国分寺×タツノコプロ　アニメのまち祭り」を開催しております。これはタツノコプロがかねて市内に本社を構えていた御縁から、以前は市のイメージキャラクター、ぶんじほたるホッチの制作など、これまでも市の魅力発信に御協力をいただいておりました。そうしたつながりを生かしまして、アニメの力による魅力発信を現在進めているところでございます。

まず、令和７年度に実施している「国分寺×タツノコプロ　アニメのまち祭り」の実施状況について伺います。

○政策部長（村越隆治君）　４月30日から、国分寺マルイ、セレオ国分寺、ＪＲ国分寺駅、西武鉄道、ｃｏｃｏｂｕｎｊｉプラザで物販、クイズラリー、パネル展示等を実施してまいりました。また、８月17日には、ｃｏｃｏｂｕｎｊｉプラザにて、吉田すずかさんをゲストに招いた記念イベントやタツノコプロによる紙芝居企画、各種物販など、そして８月30日には、ぶんじほたるホッチの誕生日に合わせ、国分寺マルイでイベントを実施してございます。これらのイベントの参加者数が約1,300人でした。その他、ぶんバスや西武鉄道によるラッピング車両の運行により、現在も広域に情報を発信しているところでございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。ラッピングも始まり、そしてその取組の一つとして、コラボレーション、ホッチとタツノコプロのキャラクターのコラボレーションＴシャツも、私も購入させていただき、黄色のシャツで、今日はちょっと考えたんですけれども、襟つきがいいかなと思いまして。はぎの議員も、黒いのを以前、お召しになられて、非常に似合っておりました。みんなで着て、このイベントを応援していければと思いますので、皆様もぜひ。みんなで行きましょう。

私もこのイベントの一環として、８月17日、ｃｏｃｏｂｕｎｊｉプラザに立ち寄らせていただきましたが、その際には、タツノコプロの歴史や「タイムボカン」、「ヤッターマン」といったアニメパネルの展示がございました。自分もまさにその世代でして、本当にテレビ画面で見ていたんです。自分の子ども時代を思い出し、そういった懐かしい感覚がよみがえりました。

また、本当に、同時にそのルーツが国分寺市にある。知っていたんですけれども、こうやって展示で見ると、このルーツ、タツノコプロが国分寺市にあるって、私たちの誇りなのかなと非常に感動を覚えました。

そして、中でも本当に印象的だったのは、「ヤッターマン」に登場するドロンジョ様率いるドロンボー一味が大きなメカに負けてとんずらするときに３人で乗る自転車が展示されていたんですけれども、見た瞬間、ちょっとまたがったんですけれども、感動しますね、これはね。テレビで見ていたものが実際に目の前に現れ、そこに触れられ、乗れたというのは、本当に感動を覚えたところでございますし、実はＳＮＳにも投稿がございまして、実際に乗れて感動したという投稿を見たときには、やはり私たちアラフィフ世代には強く響く企画だったのかなと思った所存でございます。

そこで一点伺います。この取組全体について、ターゲット層をどこに設定していたのか、また、実際にその層に届き、どのような成果があったのか、お知らせください。

○政策部長（村越隆治君）　この事業では、タツノコプロと国分寺市の関係に関する認知の拡大と、本市の魅力としての構築、また市外からの関係人口や交流人口の獲得によるまちの活性化を目標としまして、ターゲット層としています。

また、ターゲット層としましては、タツノコプロの作品に慣れ親しんだ世代だけではなく、その子どもや孫世代も含めた全世代としてございます。市内外のアニメ分野への関心の高い層にも設定してございます。

また、各種イベントにおいては、親子や３世代で楽しむ様子や、市外からアニメ制作に関心がある方の参加もございました。想定以上の成果が上がっていると捉えてございます。

また、イベントや物販を通じて、ぶんじほたるホッチの人気がさらに広がっているというところを私ども改めて感じてございます。

○12番（森田たかし君）　ありがとうございます。ターゲット層としては子どもたちも含まれているということで、私が実際、その日伺った際も、親子で楽しめる紙芝居が行われており、御家族で楽しまれている様子が印象的でした。幅広い世代への訴求があったことがうかがわれます。市長も17日は行かれて、何か、同じ世代なのかなと思います。

また、ホッチの人気も広がっており、今の国分寺市とタツノコプロをつなぐ大きな役割を果たしていると感じているところでございます。

ただ、こうしたイベントを本当に一過性の点で終わらせるのではなく、イベントをやったから終わりではなく、点や線や面につなげていく継続的な取組に発展することが重要だと私は考えております。

例えば、調布市には、水木しげる先生の作品に登場する妖怪のキャラクターのオブジェ、例えば、ぬりかべの大きいのが置いてあって、そこにロッククライミングみたいに登れたり、一反木綿の上を子どもたちが駆けて回れたりとか、非常に面白い鬼太郎ひろばというのがございます。また、以前視察で訪れた山口県宇部市には、何と「新世紀エヴァンゲリオン」に登場するロンギヌスの槍が刺さっている公園がございます。これは７メートルもある、非常に精巧にできたロンギヌスの槍でございまして、ファンからする

と、もう本当にこのロンギヌスの槍を見に全国各地から集まってもおかしくないというものでございます。

国分寺市においても、タツノコプロの作品にちなんだモニュメントや体験できるような、先ほどお伝えしたような自転車に乗れたりとかするような、そういった体験型の展示、さらには、最近力を入れているデザインマンホールなどを組み合わせた取組を進めてはいかがかなと思いますが、お考えを教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　先ほど御紹介いただきましたモニュメントなどの常設の展示物があることで、市民だけではなく、観光資源として市外から人を呼び込める可能性が高まりますので、まずは先行事例について情報収集してまいりたいと考えてございます。

また、デザインマンホールカードにつきましては、市外から人を呼び込むツールとして有効であることを確認してございます。タツノコプロのキャラクターのデザインマンホールについては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ぜひよろしくお願いいたします。ぜひ、マンホールカードのほうも人気がありますので、併せてよろしくお願いします。

そして、今回、タツノコプロとの取組なんですけれども、本当にこのタツノコプロとの御縁から誕生したぶんじほたるホッチは、いろいろなものをつなげ、そして市民にとって身近で親しみやすいキャラクターに成長してまいりました。だからこそ、その魅力をさらに広げていくことが重要だと考えております。

最近発売された情報誌でも、ホッチが登場して国分寺市の紹介をしたりとかしております。イベントを盛り上げる存在にとどまらず、例えば、健康づくりなど、市民生活に関わる、様々な分野においても、さらにホッチを活用することで、子どもから高齢者まで幅広く関心を持っていただけるのではないでしょうか。市とタツノコプロが協力しながら、ホッチを地域課題の解決やまちの活性化につなげていく、そのような展開をぜひ進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○政策部長（村越隆治君）　ホッチを活用しての地域課題の解決に取り組むことにつきましては、地域活性化包括連携協定を締結したタツノコプロも同じ考えだと認識してございます。タツノコプロと今後の展開については、引き続き協議を続けてまいりたいと考えてございます。

○12番（森田たかし君）　ぜひよろしくお願いいたします。例えば、健康のためのホッチ体操とか、また、ちょっと話が違うんですけれども、この夏、私、盆踊りのほうに参加させていただきまして、曲をかけたりしていたんですけども、そこで感じたんですけれども、子どもたちが盆踊りで踊れる曲が本当に少ないなと思いまして、１曲あるかないかぐらいなのかな、この時代ですと。なので、以前、こういった場で、私のほうがニュー国分寺音頭というものを提案させていただいたことがございますが、今年の夏の終わりに、ぜひ提案させていただきたいのは、来年に向けて、子どもたちも楽しく踊れる、みんなで踊ろうホッチハッチ音頭というものを改めて提案させていただきたいと思います。

以上、タツノコプロの取組について伺ってまいりました。このアニメというのは本当に日本が世界に誇る大きな大きな財産でございます。そして、そのルーツが国分寺市にあるということは、本当にまさに地域の宝であります。本当に非常に重要な宝だと感じているところでございます。また、こうした地域の魅力発信というものは、本当に大きな目で見ると交流人口を増やしまして、定住化を促進し、人口流入増にもつながりますし、また、私たちが本当にこの国分寺市に住んでいて、この魅力は何なんだといったときに、本当にシビックプライド、自分たちの国分寺市に対する、地域に対する愛情の醸成にもつながりますので、こういった行政の取組というものは非常に固くなりがちなんですけれども、それをつなぐスパイス、

メインディッシュにもなるような、大きな大きなこの魅力になりますので、ぜひとも今後も力を入れて進めていってください。

その一つとして、このタツノコプロとの取組、今年度行っておりますが、さらに両者の連携を深めていただき、国分寺市の、さらにアニメという新しい魅力づくりに努めていただくことをお願いさせていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾沢しゅう君）　以上をもちまして、森田議員の一般質問を終わります。

午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時32分休憩

午後１時31分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　午前に引き続きまして、一般質問を行います。

ここで、小坂議員より水の持込みがあり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

それでは、小坂議員。

○７番（小坂まさ代君）　国分寺・生活者ネットワーク、小坂まさ代です。どうぞよろしくお願いいたします。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１番、国分寺市立小・中学校の標準時数についてお伺いをいたします。

標準時数とは、学習指導要領や学校教育法施行規則に基づき国が基準として定めている授業時間数です。小学校は１こま45分換算で、１年生、年間850こま、２年生、910こま、３年生、980こま、４年生から６年生は各1,015こま、中学校は50分１こまで同じく1,015こまと定められています。

標準授業時数の変遷について長く調査研究を行っている東京学芸大学の大森直樹教授は、2023年、延べ2,445人の公立小・中学校教員を対象に調査を行い、過去の学習指導要領下での標準時数と現状を比較し、児童・生徒や教員の負担の実態や影響を分析をしています。こちらがその調査になります。

その研究によると、現在の標準時数では、児童・生徒や教員の負担が大きくなっていることが示されており、不登校や教員の病気休職の増加との関連も指摘をされています。

まず、本市の状況についてお伺いをいたします。

資料の作成をありがとうございました。こちら、小・中学校における標準時数と実際の授業時間数の考え方についてお示しください。資料の御説明と併せて、土曜授業の時数の考え方についてもお願いをいたします。

○教育長（古屋真宏君）　年間の授業時数につきましては、学校教育法施行規則で定められております標準総授業時数に基づきまして、各学校において校長の責任の下、設定をしているところでございます。

また、本市においては、国の通知を踏まえ、1,086時間を上回る授業時数を計画している場合には、学校の実態を踏まえて、再度精査するよう指導してきたところでございます。

各学校では、児童・生徒の学習状況の実態に応じて、指導内容の確実な定着を図るために必要な授業時数を設定しているところでございます。

資料につきましては、市立小・中学校の小学校第６学年と中学校第３学年の令和３年度から令和７年度の授業時数の一覧でございます。また、下段は振替のない土曜授業の日数でございます。振替のない土曜

授業の日数も、保護者や地域の方々に授業を公開するという観点から、各学校で設定しているものでございます。

○７番（小坂まさ代君）　ありがとうございました。小・中学校の授業時間数も、土曜日の授業も、標準時数に基づき各学校が決めているとのことです。資料からは、令和５年度までは学校によってかなりばらつきがあり、多い学校と少ない学校の時数差が53時数もあったことが分かりますが、御答弁にありましたように、ここ２年間は1,029から42、文部科学省のほうの指導も入り時数が減っていることが明らかになりました。

国の中央教育審議会の平成31年１月25日の答申になりますが、教育課程の編成に際して、年度当初に若干の余裕を持たせることは通常であるが、児童・生徒の負担や学習意欲の低下に十分留意をすべきと指摘し、また、災害や流行性疾患により標準授業時数を下回っても法令違反ではないと示しています。さらに文部科学省は、昨年12月15日付事務連絡で、学級閉鎖等への備えのみを理由にして、標準授業時数を上回る教育課程を編成する必要はないと明記しました。これらを踏まえ、全国で見直しが進んでいます。

埼玉県深谷市では年間授業時数を必要最低限に抑えるということを方針とし、週28単位時間以下の教育課程を教育委員会主導で実施、校長のみならず、幅広い教職員の声を聴取し、保護者、地域にも丁寧に発信した結果、教職員、児童の負担軽減に成果を上げています。

町田市では標準時数超過をおおむね10時間以内に抑える指導を行い、また八王子市では、標準プラス18単位時間を上限とする方針により、週27単位時間から28単位時間の編成を実現したとのことです。

現在、2030年度導入を目標として、次期学習指導要領について議論がされる中で、標準時数についても検討が始まっていますが、町田市や八王子市のような先行事例を参考に、現行規定の範囲内でも見直しと改善の余地があるのではないでしょうか。

そこで、国分寺市でも、国の通知や中教審答申、他市の先行事例を参考に、現場の声を聞きながら、標準時数を大きく上回らない教育課程への見直しを検討し、子どもたちの豊かな学びと教員の働き方改革の両立を積極的に進めるべきと考えます。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（古屋真宏君）　お話がございましたとおり、子どもたちの豊かな学びと教員の働き方改革を両立する取組、極めて重要かというふうに思っております。

本市におきましても、教育課程の届出上の時数として、今回、資料の表として示させていただいたところでございます。これに基づいて実施をしているわけですけれども、大幅な超過はないというような状況だと認識しております。

現在、文部科学省では、新しい学習指導要領に向けて様々な議論が進められており、標準時数につきましても、その論点の一つというふうになっているかと思います。

先ほど先進市のお話もございましたし、また、国の動向等もございますので、今後、様々な情報収集をしながら、各学校と共に研究を深めてまいりたいというふうに思っておりますし、また、併せて教育委員会といたしましては、引き続き教務主任会等々で、しっかりと教育課程の編成について適切に指導してまいりたいというふうに考えております。

○７番（小坂まさ代君）　よろしくお願いいたします。学校と児童・生徒双方の負担軽減を念頭に研究を進めていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

続きまして２番、自殺対策についてです。

令和５年第４回定例会でも、生きる支援を全力でと題し、国分寺市の自殺対策について質問をさせてい

ただきました。その際には、コロナ禍を経て、若者と女性の自殺が増え、国分寺市の自殺死亡率は、2020年以降、東京都の平均値を上回り、やや高い水準で推移をしていました。現在の国分寺市の自殺者数や自殺死亡率の状況と御見解についてお伺いをいたします。

○健康部長（新井宏伸君）　厚生労働省のホームページで公開されている「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（令和６年）」によりますと、国分寺市の令和６年の自殺死亡者数は11人、人口10万人当たりの自殺者数で表される自殺死亡率は8.54となってございます。令和５年の本市の自殺死亡率が14.04でしたので、大幅に低下してございます。令和６年の全国の自殺死亡率は16.11、東京都が15.53となっておりますので、国や東京都と比較しても低い状況でございます。

改善した要因等につきましては、今後、分析を進めてまいりたいと考えてございます。

○７番（小坂まさ代君）　国分寺市の自殺死亡率が下がっていることが分かりました。それでも昨年11名もの方が自ら命を絶っている現実があります。一つの命が失われても、自殺死亡率は大きく上昇します。それよりも何よりも、かけがえのない命が失われる要因を少しでも減らしていかなければいけないと考えます。

厚生労働省のホームページによれば、令和４年の全国の自殺死亡者数は２万1,881人、令和５年、２万1,837人、令和６年、２万320人と減少傾向にある中で、子ども、特に女子中高生の自殺が増加をしています。第２次国分寺市地域福祉計画の中でも、特に子ども、若者、女性の支援を充実・強化するとあります。

そこで、まず子どもに対する施策についてお伺いをいたします。

１番、こそでん（子ども専用相談電話）です。

国分寺市では、子どもの悩み相談先として、こども家庭センターの子ども専用相談電話、通称こそでんが平成21年に開設をされました。子どもたちへの周知方法と、コロナ禍以降の相談状況についてお伺いをいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　こそでんは、18歳未満の子ども向けの無料相談電話です。毎年、市内の公立小・中学校の全児童・生徒に、こそでんを周知するカードを配布し、こども家庭センターの職員が各学校を訪問して、直接子どもたちに昼休みの放送などを通じて説明を行っております。

昨年度は16件の電話がありましたが、多くが人間関係の御相談でした。相談のほとんどは１回で終了いたしますが、複数回御相談くださるお子さんもいます。

こそでんの受付時間は平日の午前８時30分から午後５時までで、こども家庭センターの職員が対応しており、受付時間外の対応としましては、周知カードに夜間や休日でも相談できる東京都などの相談窓口を掲載しております。

○７番（小坂まさ代君）　子どもたちに配布をされているこそでんカードを確認をさせていただきました。こういった見開きのものになっています。

東京都では、子ども政策連携室による、ギュッとチャットという小学生から大人までチャットで相談できる仕組みが今年から始まっています。悩みや不安を抱える子どもや保護者が専門的な相談機関につながる前に、最初の一歩として無料で利用できるサービスです。こちらの情報も、ぜひカードに掲載していただけたらと思います。

また、相談はほとんどが１回で終了とのことですが、こそでんでキャッチした子どもの声が必要な支援につながるよう連携を求めます。

さて、このほかに、子ども家庭部では子どもへの自殺対策の取組はどのようなものがあるでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　自殺対策に特化した事業ではございませんが、各種相談事業や子どもの居場所となっている児童館などにおいて、子どもが困ったときに助けを求められるよう、話しやすい環境づくりに努めております。

職員は家庭や学校以外の第三者という立場で子どもの話を聞き、必要に応じて相談や助言ができる存在となっております。こうした存在の働きかけが自殺予防の取組にもつながると考えています。

また、心配な子どもを把握した場合は、学校やこども家庭センターなど、必要な機関と連携し、適切な支援につなげております。

○７番（小坂まさ代君）　親でも先生でもない、斜めの関係の大人の存在、非常に重要だと考えます。相談や児童館につながっていない子どもたちが気になるところではあります。また、学校との連携、非常に重要だと考えます。多くの学校で新学期が始まる９月１日、18歳以下の子どもたちの自殺が１年で一番多い日です。2024年の小・中高校生の自殺者数は529人、1980年の統計開始以来、過去最多となってしまいました。女子が初めて男子を上回ったとのことです。動機は学業不振、学友との不和、いじめ等学校問題が多く見られるとのことです。そこで、２番、ＳＯＳに出し方に関する教育についてお伺いをいたします。

文部科学省は令和７年２月28日付で、「児童・生徒の自殺予防に係る取組」についてという通知を発出しています。ＳＯＳの出し方に関する教育について、以下のように記載がされています。「児童・生徒自身が心の変化や危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を養うとともに、児童・生徒が安心してＳＯＳを出すことのできる環境の整備に努めること」。ＳＯＳの出し方に関する教育とは、どのような授業なのでしょうか。

また、２月28日に続き、再度６月30日にも同様の通知が文部科学省から発出されています。これを受けて、どのような指導が各校で行われたのかも併せてお伺いをいたします。

○教育長（古屋真宏君）　本市におきましては、児童・生徒の自殺予防に係る取組について、東京都教育委員会が作成をいたしましたＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料などを活用して、全校で保健体育科や道徳、特別活動の授業で夏季休業前に指導を行うこととしておるところでございます。

例えば、小学５年生の保健の授業では、不安や悩みへの対処をテーマといたしまして、指導資料の映像教材やワークシートを活用して、不安や悩みの概要について知り、つらい気持ちになったときに、どのように対処するか、児童が考えて、お互いに伝え合う取組も行ったところでございます。

また、文部科学省の通知を受け、本市におきましても、夏季休業中の生活指導について、各学校に通知をいたしました。各学校では、児童・生徒が休業期間中も心身ともに健康で安全に生活できるよう、一人一人の児童・生徒の実態に応じたきめ細かな指導や支援を組織的に行うよう努めたところでございます。

さらに各学校では、児童・生徒に国や都、市の相談窓口を一覧にした資料をＧＩＧＡスクール端末で配布するとともに、不安や悩みがあるときは、いつでも相談できること、長期休業前に学級担任等が指導しているところでございます。

加えまして、ウェブアンケートを用いた心の健康観察を実施したり、困っていることや悩みなどを自由に話せるポストを設置し、ＧＩＧＡスクール端末からの投稿も可能にしたりするなど、各学校が実態に応じて工夫して、子どもの声を受け止める支援体制を整えているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　様々な試みをしていただいていることが分かりました。

また一方で、子どもたちの側に、あなたが助けを求めるようになりなさいというメッセージを伝えていないかというような思いもあります。命の大切さを教えるとともに、命を大切に思えない子どもたちに対

して、安心してその思いを吐き出せる、そうした場や聞いてくれる大人の存在が必要なのではないでしょうか。受け止められなかったＳＯＳは大人への不信感を深め、子どもたちが心を閉ざしてしまうことにもつながりかねないと危惧します。

そこで、子どもたちから発せられたＳＯＳを確実に受け止める体制についてお伺いをいたします。教員や保護者などへの大人への研修や周知について、どのように実施されているでしょうか。

○教育長（古屋真宏君）　教職員が児童・生徒のＳＯＳを受け止め、支援する力を向上させていくこと、このことは極めて重要であるというふうに考えております。学校では児童・生徒のサインを見逃さず、適切な支援につなげられるために、東京都が作成したリーフレットなどを活用して研修を行っているところでございます。加えまして、保護者には子どものＳＯＳの受け止め方を相談できる窓口一覧を学校が配布し、紹介をしております。

今後とも学校が保護者や関係機関等とも連携をし、組織的な対応を図ることができるように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○７番（小坂まさ代君）　８月25日から昨日までｃｏｃｏｂｕｎｊｉプラザで開催されていました心と体を傷つけられて亡くなった天国の子どもたちのメッセージ展を拝見しました。子どもたちの写真や言葉、遺族のメッセージに胸が締めつけられる思いでした。

会場で視聴した動画では、なぜ子どもは大人に相談しないのかということが語られ、ＳＯＳは言葉だけではなく、態度や行動にも表れていると指摘がされていました。

相談窓口一覧を配ることも重要かもしれませんが、山形県では家庭向けプリントに、相談窓口だけではなく、声かけの工夫や気持ちの受け止め方を掲載し、保護者も助けを求めてよいと伝えているとのことです。こうした取組を参考にしていただけたらと思います。

また、子どものＳＯＳを受け止める先生の負担を軽減するため、身近に相談できる大人の確保、常駐のスクールカウンセラー配置の検討もお願いをしておきます。

続きまして３番、学校でのメンタルヘルスケアの学習についてお伺いをいたします。

学校を対象とした調査では、子どもが抱える心の健康問題が多様化・深刻化しており、近年の保健室の利用件数についても、心の問題が体の問題を上回るという調査結果が出ているそうです。子どもたち自身が自分の心の状態について知ることはとても重要になっています。子どもたちはメンタルヘルスケアについて、現在どのように学んでいるのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君）　学校では、学習指導要領に基づきまして、メンタルヘルスケアというような言葉は使用しておりませんが、小・中学校での保健の学習の中で、心の健康として扱っております。児童・生徒は教科書を中心に学んでいるというところでございます。例えば、中学１年生では、体をほぐすなど心身をリラックスさせることや規則正しい生活を送ることなど、ストレスへの対処方法を具体的な事例を基に理解するとともに、リラクゼーションの方法について学び、実践するといった学習をしているところでございます。

また、信頼できる大人に相談することの大切さについても学んでおり、学校では、担任だけではなくて、学年主任、養護教諭、他の学年・学級の教員、またスクールカウンセラーなど、児童・生徒が誰にでも不安や悩みを相談してよいことを伝え、安心して学校生活を送れるようにしているところでございます。

加えまして、特に小学５年生、中学１年生には、スクールカウンセラーによる全員面接を実施いたしまして、相談しやすい環境の整備にも努めているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　気になるのは、不登校児童・生徒にこうした学びを届けることができているのかどうかということです。学校に行けないこと自体がＳＯＳの発信です。引き続き不登校の子どもたちへの支援の拡充もお願いしたいと思います。

令和６年度「こどもの自殺の多角的な要因分析に関する調査研究」報告書には、子どものＳＯＳは「死にたい」という言葉に限らず、登校渋りや自傷、気分の落ち込み、態度の変化など多様に表れるとあります。後書きでは、制度整備に加え、日常的に子どもと接する全ての大人が発言や行動の変化に心を配り、寄り添い、連携して支えることの重要性が強調されていました。１人で悩まずに、分かち合える人がいると感じてもらえることが命をつなぐ力になるという言葉に深く共感もいたしました。私も周囲の子どもに寄り添い、声を聞かせてもらえる大人であるよう、考え続けていきたいと思います。

続きまして（２）若者についてお伺いをいたします。

10代の死因第１位が自殺であるのは、先進国Ｇ７の中では日本だけとのことです。厚生労働省のホームページによると、本市において、今年に入ってからの自殺者数は３名、そのうちの２名は20代の方でした。2023年３月の予算特別委員会では、国分寺市若者支援地域ネットワーク会議において、支援者向けリソースマップの活用について触れられていました。その後の運用状況や若者に対する具体的な対策の進捗、現状について見解をお伺いいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　若者支援相談事業におきまして、相談しやすい環境づくりを昨年度から工夫して行いました。内容としましては、相談という見出しでの広報は、お困りの方からすると敷居が高いというお声を受け、おはなし処という名称で広報し、相談を受け付けましたところ、相談の件数が増加いたしました。件数が伸びることだけが決していいこととは考えておりませんが、おはなし処という名称は、相談者の方からの感想で、相談しやすい環境になっていることを確認できました。

おはなし処につきましては、相談件数も伸びたことから今年度も継続で実施をしております。いただきました相談については、国分寺市若者支援地域ネットワーク会議の連携を活用し、相談内容を丁寧に聞き取り、必要な関係部署、機関につなげて相談者の支援を行っております。

支援者向けのリソースマップの更新や、高校生、当事者等にも入ってもらって、若者の予防的な支援として、15歳から18歳のための居場所支援マップを昨年度作成いたしました。今年度は大学生にも入ってもらって、マップの更新や制度周知について、当事者である若者の意見を聞きながら検討してまいります。

○７番（小坂まさ代君）　高校生や大学生、当事者の方たちからの意見を集めながら進めている取組、大変よい取組だと考えます。今後も、例えば、地域の大学とゲートキーパー養成講座を共同開催するなどの連携、つながりをつくれる居場所の取組などを引き続き工夫を重ねての推進をお願いいたします。

続きまして、（３）妊産婦についての取組をお伺いいたします。

厚生労働省の調査では、出産前後の女性の自殺が妊娠・出産に伴う精神的・社会的負荷と関連していることが指摘をされています。出産・育児期に心の不調を抱えながら支援につながれないケースがあることは社会全体の課題です。安心して相談できる窓口、医療、保健、福祉が連携した支援体制の整備、周知啓発は喫緊の課題だと考えます。妊産婦に対する現状の支援体制についてお伺いをいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　妊産婦への対応につきましては、母子保健事業の一環として、ゆりかご・こくぶんじ面接、産婦新生児訪問において、産後うつのリスクや育児不安の有無についてを確認するため、自己記入式のアンケートを実施しております。これにより、産後うつの可能性のある方や育児不安のある方に対しては、地区担当保健師などによって、電話の相談や戸別訪問を行っております。さらに昨

年度から、特に支援が必要と思われる25歳以下の初産の方や、頼れる人が１人以下しかいない妊婦の方については、聞き取りを丁寧に行い、一人一人のニーズに応じた支援を行っております。

○７番（小坂まさ代君）　丁寧な御対応をしていただいているとのことです。

先日、多胎児を育てている方たちとお話をする機会がありました。産前産後のリスクを抱えやすい多胎児家庭とは、妊娠期からしっかりとつながれる仕組みがあると大変心強いとおっしゃっていました。予防的観点からも、より一層丁寧な面接や訪問を、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、（４）高齢者についてお伺いいたします。高齢の方に対する支援策としては、地域包括支援センターや医療機関と連携し、見守りや相談体制を強化することや、孤立を防止し、地域交流や生きがいづくりの場の提供、社会参加を促進する施策等が考えられますが、主な取組についてお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　高齢者への取組でございますけれども、第２次国分寺市地域福祉計画の自殺防止のための固有の支援といたしまして、高齢者とその家族、介護者が社会的に孤立することなく、生きがいを感じられる地域づくりを進めるため、相談体制の整備、認知症サポーター養成講座、地域生きがい交流事業等に取り組み、個別支援、地域づくりを進めているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　高齢者の社会的孤立を防ぐには、世代間交流の促進やＩＣＴの活用支援なども重要と考えます。引き続き家族や介護者も含めた支援の充実を求めます。

続きまして、（５）生活困窮者についてお伺いいたします。先月の報道によれば、埼玉県内で食料支援団体を利用しているひとり親世帯の母親のおよそ半数にうつや不安障害の疑いがあること、このうち６割余りの人が重度の疑いであることが、明治大学公共政策大学院などが行った調査で分かりました。こうした家庭には食料支援だけではなく、メンタルケアや医療、就労などの複合的な支援を行っていくべきだとしています。生活苦は自殺の大きな要因の一つに挙げられます。生活困窮者への主な支援について、お伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　生活困窮者に対する取組でございますが、こちらも第２次国分寺市地域福祉計画の自殺防止のための固有の支援といたしまして、生活困窮に陥った人に対する生きることの包括的な支援の強化、支援につながっていない人を早期に支援とつなぐための取組といたしまして、生活困窮者の相談支援、貸付け事業等、重層的支援体制整備事業を通じた庁内関係機関等と連携して対応しているところでございます。また、自立生活サポートセンターこくぶんじが、生活上の困り事などを幅広く受け止め、本人に寄り添い、支援を進めているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　様々な支援につなげていく入り口としても、生活応援事業は非常に重要だと考えます。取組と課題についてお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　生活応援事業の取組でございますけれども、こちらは社会福祉協議会のボランティア活動センターこくぶんじを中心に、食品の無料配布と、暮らし、生活困窮に関する相談を毎月第３土曜日に開催してございます。食料品の調達については、社会福祉協議会が独自で購入するものと、未使用食品の拠点収集、防災備蓄食料品、地域から寄附された食料品を活用して行っております。現在の課題といたしましては、物価高騰の影響によりお米の価格高騰と購入制限がございますので、お米の調達が大変難しいと伺っております。また、先着50世帯としてございますので、定員を超えた場合には別途自立生活サポートセンターこくぶんじで生活相談、食料品の配布を行っているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　物価高騰が続く中で、この事業を必要とされている世帯も増えているのではないでしょうか。社会福祉協議会の取組ではありますが、状況については丁寧に共有していただきまして、

必要な方に漏れなく支援が届くよう目を配っていただきたいと思います。

今年もゲートキーパー養成講座に参加させていただきました。自殺予防対策は効果が目に見えにくく、実証も難しい中で、市の職員の方や市民に向けたこうしたゲートキーパー養成講座の継続的な開催は非常に重要だと考えます。今回の様々な質問を通じて、本課題は全庁的な取組が必要であり、複合的な困難を抱える市民への丁寧な支援のためには、より一層の重層的支援体制の整備が不可欠だと痛感いたしました。

徳島県の自殺率が極めて低い町を調査した『生き心地の良い町』という書籍では、多様性を受け入れる雰囲気、悩みを隠さず相談できる風土、多角的な価値観の尊重、プライバシーを守りつつ見守る文化、助け合いとやり直しが許される寛容さなどが、自殺予防の要因として挙げられています。国分寺市においても「生き心地の良い町」を目指し、風通しのよいまちづくりを市民と共に考えていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。３番、図書館についてです。図書館は、子どもから高齢者まで生涯にわたって学びや交流を支える地域の重要な知的インフラです。本市の図書館の現状とこれからについて、幾つかの観点からお伺いしたいと思います。

まず、本多図書館市役所分館についてです。本年１月６日、泉町に新庁舎が開庁し、１階北側に本多図書館市役所分館もオープンいたしました。蔵書数は2,250冊と多くはありませんが、親子で楽しめる絵本のコーナー、バリアフリー資料が並ぶりんごの棚、国分寺市ゆかりの絵本作家の作品、ガイドブックや地域資料、行政資料が並んでいます。１月の開館以降の貸出数等の実績、利用者の様子についてお伺いいたします。

○教育部長（日髙久善君）　実績につきましては、１月の開館から７月末までで、貸出数２万4,726冊、リクエスト数は１万6,187冊となってございます。利用カードにつきましては、一般、児童合わせて393人の方が登録されてございます。以前の駅前分館と比較して、多くの方が登録されている状況でございます。

御利用者の様子につきましては、公園が目の前にあるロケーションであることから公園帰りの御家族が立ち寄ったり、市民課の手続中に立ち寄る親子などが多く見受けられます。また、父親が子どもに読み聞かせをする姿などを見かけることもあり、市民にとって使いやすく、居心地のよい場所として利用されている状況でございます。

○７番（小坂まさ代君）　開館８か月で多くの方に利用していただいている様子が分かりました。私のほうにも「図書館空白地区だった泉町に、土日も月曜も本を借りることのできる図書館ができて本当にありがたい」という声を何人もの方からいただいています。ありがとうございます。今後は、土日の平常時などに１階のスペースを生かして、おはなし会ですとか、イベントの開催についても検討していただければと思います。

さて、続きまして、（２）旧庁舎用地に移設される恋ヶ窪図書館について、お伺いいたします。国分寺市の図書館の開館は、市役所分館を除けば、恋ヶ窪図書館は現在の場所からの移設ではありますが、実に40年ぶりにできる新しい建物でのオープンとなります。ますます市民の期待が高まっているところです。本事業におけるこれまでの経過を改めてお伺いするとともに、今年度の状況についてお示しください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　これまでの経過といたしましては、令和５年３月策定の国分寺市現庁舎用地利活用基本計画に基づきまして、令和５年度より複合公共施設の基本設計を継続して実施してまいりました。その過程におきましては、ワークショップ等を開催いたしまして、そういった市民参加によりまして、図書館内における「静」と「動」のゾーニングや、入りやすいフリースペースの

配置などについて、市民、利用者の皆さんから御意見をいただきまして、反映をしているところでございます。

今年度の実施状況といたしましては、今年度当初から民間事業者の公募を開始いたしまして、11月に優先交渉権者を決定、公表していく予定でございます。

○７番（小坂まさ代君）　複数回のワークショップやオープンハウスを行って、市民参加を通じて基本設計を取りまとめてきたことは承知しております。この複合公共施設における運用の検討に際して、これからの市民参加の詳細についてお伺いいたします。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方（案）を現在作成しておりまして、10月からパブリック・コメントを実施する予定でございます。この内容を前提に、本施設の供用開始に向けて、市報の掲載時期などは現時点で未定ではございますが、引き続き市民の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○７番（小坂まさ代君）　今後も、市民の意見を聴く機会を、ぜひ、設けていただきたいと思います。奈良県葛城市では、地域の子どもたちや大人が共に使いやすくゆっくり時間が過ごせる場所をコンセプトに、身近なよりどころとなる施設づくりを目指し、基礎設計が終わった段階で市民座談会を複数回企画し、新しい複合施設の概要を共有し、この施設でやってみたいこと、使い方の意見交換を目的として開催されました。小学生から大人まで幅広い世代が参加し、模型や動画、図面を見て意見交換を行ったとのことです。市民の意見を反映させることで地域に根差した施設づくりが進められ、市民参加型のプロセスが施設の成功に寄与する重要な要素となっているとのことです。こうした事例も参考に、長く市民に愛される図書館となるため、子どもも含めた意見収集の機会をしっかりとつくっていただきたいと要望します。

続きまして、（３）まちじゅうに図書館を～ブックタウンこくぶんじに。全国の自治体では、まちじゅう図書館、まちなか図書館、まちライブラリーという名称で、図書館を建物内にとどめず、まち全体に広げる取組が進んでいます。群馬県太田市のおおたまちじゅう図書館では、商店や事務所、個人宅に本棚を設置し、まちを歩きながら本と出会う場を提供しています。マップも作成されていまして、先月行ってまいりました。長野県小布施町のおぶせまちじゅう図書館でも、町内のカフェや商店などに本棚を設置しています。国分寺市においても地域資源を活用したまちじゅう図書館のような取組を検討することで、まちのにぎわい創出や市民交流の促進が期待できるのではないかと考えます。また、子どもたちにとって身近な場所で読書に親しむ機会が増え、読書習慣の定着にもつながるのではないでしょうか。子どもをはじめ市民全体の読書環境の充実と地域のにぎわい創出を両立させる、こうした方策について、市の御見解をお伺いします。

○教育部長（日高久善君）　現状といたしまして、子どもたちには、公立図書館のほかに、小・中学校や学童、保育所や児童館への団体貸出しや、リサイクル本や寄附図書などの図書館以外で活用できるものは、小学校の学級用、児童館、親子ひろば等にそれぞれのニーズに合った図書を提供してございます。一般の方々には、リサイクル市の開催など、本を手に取れる環境を提供してございます。また、市民による家庭文庫などもございます。今後につきましても、これまでの取組を引き続き行うとともに、本を手に取れる環境づくりに努めてまいりたいと思ってございます。

議員の御紹介のとおり、群馬県太田市のまちじゅう図書館につきましては、太田市美術館・図書館の設置目的である駅周辺のにぎわいの創出のため、この施設を拠点とし、誰もが気軽に本との出会いを楽しめる環境を促進するために、新たな地域コミュニティの場として始められた取組と聞いてございます。本日、

御意見を伺いましたので、太田市の取組状況について、もう少し調べさせていただきたいと考えてございます。

○７番（小坂まさ代君）　ぜひ、お願いいたします。太田市では、まちじゅう図書館に関わる方たちが集まる会も催されているとのことでした。図書館の館内だけではなく、本と人に触れ合える場をつくることは、顔の見える関係づくりにも役立つと考えます。まちづくりの観点から、また別の機会にも御提案できればと思っております。

次の質問に移ります。（４）子育て支援策としてブックスタートの取組を。ＮＰＯ団体による2024年度の全国調査によれば、87.4％の自治体で、当該自治体に暮らす赤ちゃん全員を対象に絵本を贈呈する事業が実施されていることが分かりました。未実施自治体の20市町村が来年度以降に実施予定と回答、絵本のプレゼントのみも入れると、多摩26市では21市が既に導入済みです。群馬県前橋市では、こんにちは赤ちゃん事業として保健師や助産師が各家庭を訪問する際に絵本引換券を手渡し、また、荒川区や八王子市では３～４か月健診の案内にブックスタート引換券を同封、こうしたことで、これを持っていくと図書館で絵本と交換できる仕組みを実施している自治体が多数あります。図書カードの作成、おはなし会や読み聞かせ講座の参加にこのような形でつなげています。これまでも、本事業については、一般質問を通して提案してきたところですが、こうした子育て部門との連携でブックスタート事業の検討を始めてみるのはいかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　ブックスタートにつきましては、子育て関係部署と検討し、母子保健事業で実施しているファーストバースデーパスポート事業にて、どのような絵本がブックスタートにふさわしいか、それをまとめたブックリストを配布し、情報提供に努めているところでございます。今後、さらに母子手帳交付時にブックリストを配布するなど、保護者の方が本の情報に触れる機会を拡大していきたいと考えてございます。御提案につきましては、現時点で検討することは考えてございません。他市、他自治体の情報収集に努めてまいりたいと思ってございます。

○７番（小坂まさ代君）　ブックスタートの所管部署は、調査によると図書館及び生涯学習課、社会教育課などが６割以上とのことですが、母子保健担当課及び子育て支援担当課が事業を担当している自治体も３割以上ありました。親子ひろばだけではなく、図書館も親子で楽しめる公共施設として紹介でき、親子関係を育むツールとして絵本を使うこうした試みについて、子育て支援の視点からも必要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　母子保健事業においては、乳幼児親子と接する機会が多くございますが、全ての乳幼児親子と接する事業といいますのは、産婦・新生児訪問以外にはないような状況となっております。こちらの事業では本の管理や配布が難しく、実施することは現状では厳しい状況でございます。絵本を介して親子の愛情形成を促すことは大切な取組であると考えておりますので、引き続き親子ひろばでの読み聞かせを行うとともに、ブックリストの配布などを図書館課とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○７番（小坂まさ代君）　「ブックスタート赤ちゃん絵本」は、３年に一度、専門家の方たちにより選書されている絵本です。非営利支援価格で、通常の書籍流通とは異なるルートで、出版社から直接ＮＰＯに提供され、自治体へ送られています。本市で生まれる赤ちゃんは年間約1,000人、数十万円の予算で、まずは実施が可能です。西東京市では絵本と子育て事業、これはブックスタートのことですが、平成15年度から始まり、図書館の案内とともに３～４か月児へ絵本とお薦め絵本のリストをお渡しし、読み聞かせの

実演などを行っています。また、二十歳の集いとコラボした「この本よんだ？おぼえてる？」という企画を実施、会場では懐かしいという声とともに、「市が絵本をプレゼントしてくれていたことを初めて知った」、「とても幼い頃から図書館と深いつながりがあったことをうれしく思った」という声が寄せられたとのことです。乳児からの読み聞かせは、後の子どもの読書活動に大きな影響を与えると考えます。読み聞かせに関心の薄い方に対しても、赤ちゃんと一緒に図書館へ足を運ぶきっかけをつくることができるこの試みについて、検討をお願いして、次の質問に移ります。

子ども読書手帳についてです。子ども読書活動推進計画の中で触れられている読書手帳を、今年度より作成し、配布していくとのことです。どのようなものになるのでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　子ども読書手帳は、議員に御紹介いただきました第四次国分寺市子ども読書活動推進計画に位置づけている事業でございます。子どもの読書習慣の定着は、乳幼児から小学校低学年までの時期を重要と考え、まずは家庭における読書環境づくりに取り組むこととしてございまして、保護者が乳幼児に対して読み聞かせをした本の題名や、そのときの子どもの様子や本の感想などを記録できるものと想定してございます。手帳を活用することで、子どもの成長や思い出を振り返ることができ、成長した際の親子のコミュニケーションが期待できると考えてございます。スケジュールにつきましては、今年度中に作成し、配布する予定でございます。次年度以降も継続して取り組むことが効果的であると思ってございます。

○７番（小坂まさ代君）　読書を通じて新しい世界の扉を開く喜びを子どもたちに伝えるツールとして、単に配布するだけではなく、手帳の使い方も含めた絵本紹介イベントなども期待いたします。

続きまして、（６）図書館ボランティアについてお伺いいたします。図書館では、本棚の整理等のボランティアを希望する方の受入れを行っています。市民が図書館とつながる有益な取組と考えます。ここ数年の活動人数と周知方法について、お伺いいたします。

○教育部長（日髙久善君）　参加人数につきましては、全体としまして、令和４年度は39名、令和５年度も39名、令和６年度は64名となってございます。周知に当たりましては、市報、ホームページ、図書館だより、施設の館内掲示にて図っているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　令和６年度は大変増えていることを心強く思います。令和２年５月より中学生も参加できるようになりました。図書館ボランティアの活動のほか、中学校との連携についてお伺いいたします。

○教育部長（日髙久善君）　図書館ボランティアは、中学生以上を対象としており、通常の図書館ボランティアのほか、中学生のサマーボランティアを受け入れてございます。この図書館ボランティアにつきましては、図書館を通じて地域で活躍する場を提供し、人との結びつきを強めるということを目的としてございます。サマーボランティアにつきましては、図書館の仕事を知ってもらい、社会への理解を深めていただくこと、地域を支える一員として成長していくことを目的としてございます。サマーボランティアの活動につきましては、第二中学校の協力により、夏休み期間中の数日間、書架整理等を行っていただいてございます。また、通常のボランティア活動として書架整理や、リサイクル市や、市のイベントにスタッフとして活動していただいてございます。また、中学生の職場体験から図書館ボランティアにつながる事例もございます。中学校の図書委員会活動との連携につきましては、図書館福袋の本の選定や図書委員作成のポップの展示、ヤングアダルトのお勧め本リストの作成など、学校の協力をいただきながら活動を広げているところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　子どもたちが、より図書館を身近に感じられるような取組の継続と工夫を、これからもお願いいたします。図書館は近年、家庭や職場に次ぐサードプレイスとして、誰もが自由にくつろげる居場所としての役割が注目されていますが、さらに単なる居場所を超えて、学び、創造し、挑戦できる場としての重要性が増しています。サードプレイスの先の第４の場所、フォースプレイスとして、図書館が市民を情報の受け手にとどめず、主体的に学び、創造し、未来に向けて挑戦する拠点として、コミュニティや地域社会における多様なニーズに応え、次世代の知的・文化的活動の中心となっていくことが期待されています。これからも、利用者懇談会などに寄せられた声を大切にしながら、より使いやすい図書館運営をお願いいたします。

それでは、最後になります。子どもたちを守るために。まず、日本版ＤＢＳについてお伺いいたします。2024年６月に成立したこども性暴力防止法、通称日本版ＤＢＳ法に基づき2026年度中に施行予定のこの制度は、子どもに関わる仕事に従事する人の性犯罪歴確認を義務づけるものです。保育所、学校、学童保育所、学習支援施設など、子どもに関わるあらゆる事業者が対象となることから、地域の子どもたちの安全確保に直結する大変重要な制度です。市として、関係事業者への周知や対応支援、職員研修の実施を通じて、制度の円滑な導入と子どもを守る体制の強化に努める必要があると考えています。日本版ＤＢＳ制度の導入に向けた準備状況について、まず、保育分野からお伺いいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　保育分野における現在の状況でございますが、日本版ＤＢＳの導入に先行した取組として、国において児童福祉法を改正し、性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等を管理する保育士特定登録取消者管理システムの運用を令和６年４月より開始しております。保育所等が、保育士を雇用するときには、本システムを活用することが新たに義務づけられました。市では市内の保育所等に対し、保育士を雇用する際に本システムを確認し、児童の安全確保に努めるよう周知を行っているところでございます。現在、国において、子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないかどうかを確認する制度である日本版ＤＢＳの運用開始に向けて、制度の対象範囲、犯罪歴を確認するための手順などを詳細にまとめたガイドラインの策定作業等を進めている状況でございます。今後も引き続き、保育現場での子どもへの性犯罪を防ぐため、国や東京都の動向を注視し、関係機関等と連携しながら必要な準備を進めてまいります。

○７番（小坂まさ代君）　どうぞよろしくお願いいたします。

小・中学校の取組についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（古屋真宏君）　来年度施行予定の日本版ＤＢＳにつきましては、学校教育については、現時点では、まだ、国や東京都から具体的な方針が示されていないというような状況でございます。現状といたしましては、性被害の防止については、都教育委員会が作成しております教職員の服務に関するガイドラインを活用して研修を実施しているところでございます。具体的な内容といたしましては、児童・生徒に対する個別指導は、放課後の教室、特別教室、屋上への階段等、他者の目に触れにくい状況や閉鎖的な場所で行わない。また、１人で行うのではなく複数で対応すること、スキンシップや励ましのつもりで児童・生徒の身体に触れるなど、指導上不必要な身体接触を決して行わないなどが示されているところでございます。会計年度任用職員におきましても、任用された際に管理職が講師となって同様の内容について研修を行い、服務事故防止に努めているところでございます。そのほか、業務委託を行って授業の支援に当たっている事業者等もございますが、仕様書等において服務に関する研修を行うよう定めておりまして、事業者が実施しているというような状況でございます。教育委員会といたしましては、引き続き、性被害

の防止に努めるとともに、国や東京都の動向に注視して、研修の実施などについて適切に対応してまいりたいと考えております。

○７番（小坂まさ代君）　被害を受け、傷つく子どもが１人も出ないよう、研修の徹底をこれからも、どうぞよろしくお願いいたします。

子どもたちを性的被害から守るためにも、また、加害者にしないためにも、年齢に応じた人権としての包括的性教育が必要であることは以前より求めてきました。今回は、授業の取組ではなく、子どもたちが正しい情報に自らアクセスできる環境にあるのかという観点から、学校図書館における性に関する書籍の開架状況についてお伺いたします。

○教育長（古屋真宏君）　現時点では、日本十進分類法（ＮＤＣ）の図書分類で確認したところ、市内小学校全校で134冊、市内中学校全校で80冊を開架しているということを確認したところでございます。

○７番（小坂まさ代君）　私も、市立図書館のほうではありますが確認いたしまして、様々な性教育、包括的性教育に役立つ書籍が出ていることを確認いたしました。学校図書館のほうにも配架がされているということです。学校図書館は、単に本を借りたり読んだりするだけの場所ではなく、児童・生徒が多様な情報に触れられる大切な拠点です。特に性教育については、家庭や学校の授業だけでは十分に学べないと考えられるため、学校図書館が正しい知識に出会う場所として大きな役割を果たすと考えます。学校司書の先生方、司書教諭の先生方とこの視点を共有していただきたいと思います。

ほかにも質問を残しておりますが、時間ですので今日はここまでにとどめたいと思います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、小坂議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時43分再開

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、星議員。

○15番（星いつろう君）　立憲・市民フォーラム、星いつろうです。よろしくお願いいたします。通告の順番に沿いまして、質問させていただきます。

１番ですけれども、ぶんバスについて～市役所への利便性を高めるために、このことについて大きく２点を質問、要望いたします。前回の議会で、地域バス、ぶんバスに関する課題を要望いたしましたので、引き続き、今議会においても行わせていただきます。

１点目ですけども、北町ルートの東戸倉にバス停留所の設置を、ということを改めて要望いたします。北町ルートで市役所方面に向かう路線でありますけれども、五日市街道、北町の西武線踏切停留所から、その次が府中街道の東恋ヶ窪の恋ヶ窪交差点南停留所、これはＪＡ東京むさしの近くにある停留所ですけれども、ここまでは約1.1キロメートルあります。北町ルートにおけるバス停間の距離は、ここが最も離れている、そして北町ルートのバス停間の距離は単純平均ですと0.44キロメートルですので、単純平均と比べますとこの区間は2.5倍という距離になっております。バス停がないエリアは窪東公園付近でありまして、東戸倉でありますけども、バス停が遠く、ぶんバスを利用できない、しづらい、こうした多くの声

をお寄せいただいているため、この府中街道の東戸倉エリアに新しいバス停を設置していただきたい、こう申し上げましたのが前回の議会でありました。この区間は国分寺駅行きと国立駅行きの一般路線バスが２路線走っているため、そういう現実があるため、答弁では、ぶんバスのバス停の設置について、路線バス事業者と再度協議するといった答弁でありました。その後の進捗状況について伺います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　こちらにつきましては、代表質問で市長が答弁しているとおり、今回、ぶんバスの運賃を改定いたしまして路線バスの運賃と同等としたことから、各路線バス運行事業者との協議を進めることができているという状況になってございます。今後、合意を得られましたら、改めて道路管理者である東京都、それから交通管理者である警察と協議を行いまして、バス停設置に向けた手続を行ってまいりたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君）　前回の議会で要望した時点ですが、私は６人の方とお話をしまして、この課題を訴えました。その議会以降ですけども、東戸倉に住む10人の方から、それぞれ同意見をお聴きしているところであります。本日午前中は、森田議員がこの件について取り上げて要望されておりましたし、議事録を確認しましても、今現役でいる方、それから議会を卒業された方もいますが、長年にわたって多くの議員がこの地域の方々の声として訴えてきたところだと考えております。そうした意味で、今、具体的に取り組まれていると市のほうからありましたので、待ち望まれている対応ですので、これは歓迎しておりますので、ぜひ、引き続きよろしくお願いしたいと思います。また次の機会に、状況を確認させていただきます。

続きまして、日吉町ルート、起終点を国分寺市役所に変更し、一つ前の停留所での待ち時間解消を、このことについて、こちらも前回議会に引き続き、訴えを行わせていただきます。あと一つで市役所なのに、交通広場にある西国分寺駅東が終点のため、そこで15分の待ち時間が発生してしまう。日吉町ルートの出発点と終点を国分寺市役所に変更してください、こういった要望であります。市役所の一つ手前の停留所で15分の待ち時間をなくすことで、市役所は戸倉から泉町に移ってきたわけでありますが、日吉町ルートを利用してこちらのほうに来られる、特に西側地域の皆さんということになりますけども、こうした皆さんの利便性を高めてくださいといった要望であります。私自身も、前回もそうですけども、日吉町ルートをお使いになるそのルートの近辺の方、日吉町であったり、富士本であったり、戸倉の方々、こういった方々の御意見をお聴きした上で要望いたしました。前回の議会でありますけれども、起終点の変更について、バス事業者に対応できるかどうかを確認する、こうした御答弁でありましたので、その後の進捗状況について伺います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　こちらにつきましても、これまでの答弁等でお答えさせていただいておりますが、西国分寺駅東のバス停での待機時間解消は、市としても解決すべき課題と捉えておりますので、実現に向けて進めているところでございます。起終点変更には、当バス停で行っております日吉町ルートから万葉・けやきルートへの乗り継ぎ廃止が必要となりますが、確認したところ、乗り継ぎ実績については、この制度を利用している利用者はいなかったという状況が確認できてございます。今後につきましては、今年度中の変更をめどといたしまして、関連する日吉町ルート、北町ルート、万葉・けやきルートの各運行事業者とダイヤの調整等を行いまして、手続を進めてまいりたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君）　今年度に、その辺を改善していきたいという予定の時期も含めておっしゃっていただきましたので、これも私はマイクを使って議会で言っていますけども、ほかの議員も皆さんお聞きしている課題でありまして、多くの方が、何とか待ち時間がなく市役所に来られるように、ここで止めて

くださいということは多くの声がありますので、着実にこちらも進めていただくようお願い申し上げます。

国分寺市役所に起終点を変更すると、前回も言いましたけども、バスの運転士は15分間の待ち時間で市役所のトイレを使えるようになると思います。こうしたバスの運転士などの仕事にとりましては、トイレの有無というのは大変重要だとお聞きしております。働きやすい環境の整備というものは、今の乗務員不足が社会的な課題となっておりますが、運転士の定着につながる一つの要素であると思いますので、そうしたことも含めまして、バス利用者も乗務員もよい環境整備になる、こうした認識で今年度中ということを今お聞かせいただきました。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

ぶんバスは以上となります。

続きまして、緑豊かなまちづくりに向けて、ということで質問いたします。市民の皆さんと会話をしておりますと、「国分寺市は緑を大切にする町だよね」とか「植木のまちだからね」といったことがよく話題となります。緑を守り、緑豊かなまちづくりを進めるための市の考え方及び力を入れている施策について、改めてお聞きしたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　本市には、歴史的資源と一体となった緑や、国分寺崖線の緑、野川の水源となる湧水群、武蔵野の面影をしのばせる農地や屋敷林、雑木林など、将来に引き継ぐべき貴重な緑と水が今も身近に残っており、緑の基本計画2011においては、本市に残る貴重な緑と水の重要性を市民が意識し、市民、事業者等、市が協力して守り・育てることで、緑と水と都市が共生したまちになることを目指しますと記載されています。近年、宅地開発等に伴いまして、市内の貴重な緑が減少傾向にありますが、昨年度都市計画決定した新町一丁目緑地、また、今年度都市計画決定を目指す西町五丁目緑地、そのほか戸倉みんなの公園や黒鐘公園の整備など、市では用地の公有化や都市計画公園緑地の新規指定、都市計画決定済みの公園緑地の整備などを鋭意進めているという状況でございます。

○15番（星いつろう君）　この後、市民の皆さんのお住まいに関わる、こうした関連する課題につきまして、申し上げたいと思っています。それで、今、市の全体のことを御説明いただきましたけども、この後、住宅街の緑化について、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。加えて、施策についても説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市では、宅地内緑化、屋上緑化、壁面緑化、生け垣化など、国分寺市まちづくり条例に基づく開発地内の緑化を推進し、緑豊かな町並みの形成を目指しています。また、国分寺市の緑の保護と推進に関する条例に基づき、指定した保存樹林地や保存樹木に対する奨励金や、保存樹木の枝おろしに対する補助金を交付しております。このほか、生け垣の造成に対して補助金を交付し、宅内の緑化の推進や維持管理費の負担軽減を図っているところでございます。

○15番（星いつろう君）　国分寺市民アンケートという市が取っているアンケートがありますけども、こちらに「国分寺市に住み続けたい理由は何か」といった項目がありますけれども、「自然環境がよい」という回答がトップスリーに入っております。このことからも、緑を守ることが生活環境を向上させ、それが市にとっての魅力となって国分寺市への人の流入をもたらし、少子化の中にあって持続可能な都市として発展していく、緑豊かなまちとはこうした戦略にもつながっていく課題であると考えております。

続きまして、せん定枝・落ち葉・下草の収集回数の増加をというところです。緑豊かなまちづくりに向けての観点から、せん定枝・落ち葉・下草の収集について質問いたします。今、確認させていただきましたように、国分寺市は緑を大切にする自治体だよねと、多くの市民の方がおっしゃっていて、私もそう思いまして、この質問をするに当たって、いろいろ市の資料を探したんですけども、一言でそのことを表す

ようなスローガン的に表現したものがなかなか見つからず、それで冒頭の質問はそういったことを示してもらおうと考えまして質問を行って、今、示していただいたところです。答弁にありました国分寺市の緑の保護と推進に関する条例を示していただきましたけど、これが本当に市の緑に対する考え方がよく分かると思いました。昭和49年、もう50年以上前につくられた条例ですけども、その後改正が繰り返されておりますが、こんなに的確に緑の保護と推進を規定した条例は、答弁でお示しいただくまで、実は私は把握しておりませんでした。把握しておりませんでしたので読んでみたんですけども、第３条に市民又は事業者の責務といったことがありました。内容ですけども、「市民又は事業者は、緑を保護し、市が実施する緑化施策に協力するとともに、自ら緑を植栽し、緑化の推進に努めるものとする」とありました。この条例に規定されているとおりに自ら緑を植栽し、緑化の推進に努めている、そうした市民からの要望であります。要するに、庭で植物を育てやすい環境整備として、切った枝や落ち葉や草刈りした草といったものの収集を毎週にしてください、このことをこの項目では最終的に要望いたします。

その前に、関連して何点か確認させていただきます。2021年度より今の戸別収集となっておりますが、現在の収集方法についての説明をお願いします。そして、以前の収集方法について、その違いも含めて説明をお願いしたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　まず、変更前、令和３年３月までですが、落ち葉・下草につきましてはもやせるごみとして収集し、収集頻度は週２回、無料で、透明・半透明の袋に入れて排出をお願いしておりました。せん定枝については、事前申込制での収集でした。申込みは、粗大ごみせん定枝受付センターにて行い、無料で、枝はひもで束ねていただき、小枝は透明・半透明の袋に入れて排出をお願いしておりました。

次に、変更後ですが、令和３年４月から、それまで、もやせるごみとして収集していた落ち葉・下草を事前申込制で収集していたせん定枝と合わせて、もやせるごみとは別の収集品目として新たに戸別収集を開始し、収集したものを資源化、こちらはバイオマス燃料やたい肥としてございます。収集頻度は２週に１回、無料で、ひもで束ねるか、透明・半透明の袋に入れて排出をお願いしているところでございます。

○15番（星いつろう君）　それで、変更した理由について、御説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市は、もやせるごみの減量、資源化を推進し、それまで、もやせるごみとして収集していた落ち葉・下草を、せん定枝とともに戸別収集して資源化することで、日野市にある浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設へのごみ搬入量を減らす取組を行っています。なお、日野市と浅川清流環境組合の施設周辺住民からは、ごみの減量と資源化により、可燃ごみ受入れ側のさらなる負担軽減に取り組むことを強く求められているというところでございます。

○15番（星いつろう君）　変更の理由を御説明いただきまして、可燃ごみの減量、そして再資源化の推進といった御答弁でありました。それは、市が発行しております国分寺市清掃事業概要というものがありますが、そちらにおきましても、せん定枝・落ち葉・下草は資源物の分類であり、なおかつたい肥化、バイオマス燃料として処理すると記載されております。この資源化の内容について、説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市が収集したせん定枝・落ち葉・下草の一部は再資源化事業者に運搬し、事業者において生ごみと混ぜて、これを発酵させてたい肥を生成してございます。その他のせん定枝・落ち葉・下草については、収集した後、再資源化事業者へ運搬し、事業者のほうで計量や種類・サイズごとに分別し、破砕加工を行い、その後バイオマス発電の燃料として発電事業者に引渡しているというところでございます。

再資源化事業者に聞き取ったところ、バイオマス発電では、バイオマス発電ボイラーにて電力を生み出し、バイオマス発電事業所の電力を賄う余剰電力につきましては、発電事業者である東京電力に供給しているということでございます。そして、発電の際に生じた焼却残渣についてはセメント工場、こちらは二ツ塚のセメント工場、セメント施設とは異なりますが、セメント工場などに再処理を委託していると聞いているところでございます。

○15番（星いつろう君）　国分寺市の状況を説明していただきました。

それで、続いては、隣接市における、隣接市とは国分寺市と隣り合っている市ですけども、そういったところにおけるせん定枝・落ち葉・下草の収集状況の資料作成、ありがとうございました。こちらの資料を使いまして、説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　それでは、提出した資料の説明をいたします。こちらは、隣接各市におけるせん定枝、落ち葉、下草の収集実施状況を示したものになってございます。見方といたしましては、一番左の列に各自治体名、一番上の行に収集するものの名称をそれぞれ記載いたしまして、各市の収集区分、収集回数を記載しているところでございます。米印につきましては、可燃ごみと一緒に収集しているものを示しているものになります。なお、せん定枝においては、各市でたい肥化及びチップ化など資源化を実施しているというところでございます。落ち葉・下草においては、当市は全量たい肥化、資源化をしておりますが、もやせるごみと一緒に収集している市の中には焼却処理をしているものもございます。

資料についての説明は以上でございます。

○15番（星いつろう君）　この課題の質問の冒頭に示しておりますとおり、枝や草、葉っぱの収集を毎週にしてくださいということで、それは必要性に基づいてと言われているんですけども、ただ周りの市の状況を聞いて、それでこういう要望を受けているもので、それで周りの市の状況を確認するという意味で、資料作成と、御説明をいただきました。

それで、資料から言えることは、立川市、国立市、小平市のせん定枝については、週１回もしくは週２回の収集で、なおかつ国分寺市と同様に資源化を行っている。落ち葉や下草については、立川市、国立市、小平市、府中市においては、週２回の収集を可燃ごみと一緒に収集している。それで、燃やしているものもあれば資源化しているものもあると、こういった御説明でありました。

結局、燃やしているものの行き先は、立川市、国立市、小平市、府中市も、日の出町にあります東京たま広域資源循環組合に持っていって、最後はエコセメント化になっていくわけですけども、ただ、燃やさずに資源化しているのが国分寺市の特徴であると、こういったことを今、総じて御説明いただいたと理解しております。

それで、要望を述べさせていただきますけれども、毎週の収集をお願いしたいと、この声をいただいておりますので、この実施を要望いたします。それで、理由を聞いたんです、その理由を、どうしてそういうようにお考えになるんですかということで、３点申し上げますが、２週間の期間がありますので、草刈りして袋に詰めて置いておけなければならなくて、そうなると腐ってどろどろになってしまうと、虫も寄ってくるということがまず１点目として言われました。２点目、緑を大切にするまちなのだからということで、だから確認させていただいたんですけども、庭の草木の手入れをしたら処理できるという緑を育てやすい環境にしていただきたいと、これが２点目です。最後、３点目ですけども、今、資源化について具体的に国分寺市の取組をお聞きしましたが、せん定枝・落ち葉・下草を資源物として出しやすくすることで資源化の入り口を広げてほしいと、この３点を主におっしゃっておられまして、毎週収集をお願いした

いということですが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　収集回数につきましては、回数を増やすと、当然委託費が増額いたします。単純に現在の月２回の収集回数を月４回とした場合、有料袋を使用していない無料収集のため受益者負担がなく、市の支出は２倍の委託費がかかるという計算になります。これに加え、搬入先の再資源化処理事業者への持込み回数も増加するため、当該処理費用も増額されることが十分予測されます。また、当市のごみや資源の収集回数は種目別に地区を分けて収集しており、曜日ごとの収集と処理の業務量、作業員、車両や施設の稼働というものを平準化させるなど、全体のバランスを考慮しながら現在の収集体制としているため、せん定枝・落ち葉・下草のみ回数を変更することは極めて難しいと考えてございます。こういった財政面、それから他のごみや資源物の収集回数とのバランスの面などを勘案すると、現在の安定した収集回数を保持することが適切であると考えているところでございます。

○15番（星いつろう君）　毎週の収集ではなくて、今の収集の回数、２週間に１回ですけども、これが適切であると、そういった御答弁でありました。その理由として２点言われておりまして、１つ目はコストの問題で、２つ目が、これはこの質問するに当たりまして、御担当と何度も何度もやり取りをしたんですけども、結局、私は分からなかったんです。ほかの方は、お聞きになって分かったかなと思うんですけども、ちょっと２点目は分からなかったんです。１点目のコストというのは、理由として分かりました。

それで、コストの問題なんですけども、市民の方は私にも御意見を言っておりましたが、直接市役所にも問合せをしたということもお聞きしております。毎週収集できない理由の一つとしては、コストの問題ということが話されたそうであります。

では、収集を２週間に１回から毎週１回に増加すると費用はどれぐらいかかるのか、現在との比較について、具体的に金額で御説明をお願いします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　せん定枝・落ち葉・下草の収集委託料については、現在、月２回の収集で年間約１億2,000万円の委託料がかかってございますが、この回数を毎週の月４回にいたしますと、先ほど御説明したとおり収集回数は２倍になります。それから、受益者負担がないということですので、単純計算で言いますと年間約２億4,000万円の委託料がかかるという計算になります。

○15番（星いつろう君）　それで、単純に考えると２億4,000万円になってしまうんじゃないかと、委託料だけでということで、そうした御説明も事前にいただきましたし、今、答弁もいただきました。それで、毎週の収集がそういうことなら、１年中毎週収集じゃなくて、草木が成長する時期に限っての取組でよいので考えていただきたいと、こういったこともおっしゃっていますが、こちらについてはどのようにお考えになるでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　繰り返しの答弁になりますが、先ほど申し上げたとおり、受益者負担のない中で回数を増やすということにより増額する財政的負担、また、当市のごみや資源の収集回数は種目別に地区を分けて分散して収集しており、曜日ごとの収集と処理の業務量を平準化させるなど全体のバランスを考慮しながら現在の収集体制となっていることから、現在の安定した収集回数を保持することが適切であると考えているところでございます。

○15番（星いつろう君）　先ほどと同じ答弁で、２点目のほうはやっぱりちょっと分からないんですけども、それで、せん定枝・落ち葉・下草の収集量が増加する時期をお示しくださいという質問をするので、それにお答えいただきたいんですけども、それは何でこういうことを言うのかというと、樹木の収集とは異なるんですけども、八王子市におきましては、資源物であるペットボトルの収集を７月から９月の夏季

についてはふだんの２週間に１回ではなくて毎週の収集としていると、こういったことを教えてもらいましたので、八王子市のホームページを確認したところ、夏は排出量が増加するからということでこのようなことを行っているとありましたので、草木じゃないですけども、こういうことを行っている市もあったのでお聞きしますが、集中する時期、収集量が増加する時期をお示しいただければと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　せん定枝・落ち葉・下草の収集量が増加する時期については、近年は５月と11月が多い傾向になってございますが、こちらは年ごとの傾向が異なりますので、一概に言えないというところでございます。

○15番（星いつろう君）　ということでありますが、私も初めは枝とか草を毎週にしてくださいと言われたときに、私には庭がないこともあるもので、ちょっとよく分からなかったんです。それは回数が増えたほうがいいよなと思いました。ただ、この方は近所の方ともそういうお話をしているとおっしゃっていましたけど、だんだん、お話をしているうちに、国分寺市は緑を大切にするまちで、それは市の方針としてあって、その方は植物が好きだからやっているということがありますけど、そうした方針を掲げているまちの中にあって、自分も植物が大好きなので庭で育てて、ちょこちょこ手入れをしていてごみが発生する。これを資源の問題もあるし、２週間に１回じゃなくて１週間に１回にしてくださいということで、これ自体は、そうだよねと、私は思ったんですけど。

それで、ただ、私、今回の質問に当たって、市のほうはそれはできないということだったので、できない理由を明確にしてくださいと、そういうようにして事前の中でお話しをして、その中でコストということが言われたのと、国分寺市は特色としては燃やさずに資源化していると、そのことを、私がさっきから言っているとおり、もう一点は、私が分からないところがありますけども。これで質問、要望は終わるんですけども、私はそういうように言われていることに対して、それができるかどうかというのは別ですけども、なるほどな、そういう考えでこういう毎週化というのをおっしゃるんだなと。しかも、近所の人もそういったことで、そうなってくれたらいいよねということを話していて、周りの自治体もそうなっていますので、国分寺市とは資源物の処理の仕方は違いますけども、それで、とにかく持って帰りますので、私は自分でもヒアリングしたり、事前に御担当とお話ししているときに、できない理由を物すごく私も求めてしまって、これは要望しておいておかしいなと思ったのですけども、でも、市の考えはそういうことなので、それを持って帰りますので、あとはそういう御要望を持っている当事者の方がどのように受け止めるのかということだと思います。これは今、様々理由を示していただいたので持ち帰って、この要望をいただいた市民の方と話してみたいと思います。これは、私も簡単にこういうことができるとは、お金もかかるし思っていないんですけども、何かこういうことがまちづくりなのではないかなと思っておりまして、それは、市としては全体を見た見解がある、市民の方はそれぞれの御要望があるということで、簡単に進むわけじゃないですが、こういう往復運動というか、そういうものがまちづくりなのではないかなと思っているので持ち帰ります。コストの話も電話したときに聞くんですけど、ここまで詳しくはなかなか御説明できないじゃないですか。だから、こういうコストが幾らかかると予想されたものも持って帰りますので、その上でこういった御要望を考えられる当事者の方がどう考えるのか、そこだと思いますので、持ち帰ってまいりたいと思います。この質問に当たりましては何度もやり取りをしまして、いろいろ調べていただいたりしてありがとうございました。

続いて、隣の土地から境界を越えて木の枝や植物が伸びてきた場合についてということで、こちらを同じ観点から質問しますが、緑豊かなまちの形成には、緑の適切な管理も問われてくると、その点からの質

問、要望を行います。

越境枝については、民法で定められております。2023年に法改正がされましたが、改正前と改正後の内容について、説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　これまでは、隣地から境界を越えている木の枝や竹が伸びてきた場合、自分で切ることができず、その木の所有者に切ってもらうか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行の手続を取る必要がございました。令和５年４月の民法改正によりまして、越境された土地の所有者は、木の所有者に枝を切らせる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には自ら枝を切ることができるようになりました。１つ目は、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。２つ目は、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。３つ目は、窮迫の事情があるとき、以上となってございます。

○15番（星いつろう君）　民法上はそういうように変わったということの御説明をいただきました。

それで、続いてですけれども、隣の土地などから枝や草やツタなどが越境して自分の土地に入ってしまったと、そういう市民の皆さんからの苦情や要望が寄せられた場合には、市としてどのような対応になっているのか、お願いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　基本的には民事での問題になりますので、市が代わって越境枝を切除することはできませんが、当該原因者に対して、誰からの要望なのかが相手方に分かってしまうということは隣接者に理解していただいた上で、手紙等で越境枝への対応をお願いしているというところでございます。

○15番（星いつろう君）　民法の改正や、苦情や要望に対する市の対応といったことを御説明いただきました。そうしたことがあるのと同時におっしゃっていたのが、本来家屋や土地の所有者が事前にやるべきことをやっていないのではないかといったことでありました。越境させている所有者の義務について、条例で規定することを検討していただきたい、こういった御意見であり、お願いであります。

それで、通告時に、条例と言われてもちょっとイメージがつかないよということをおっしゃっていたので、生成ＡＩの力を借りていろいろやってみたんです。ちょっとイメージがつかないよと言われたので、一つのイメージ、案という意味ですけども、まず、条例の目的ですけども、地域のコミュニティの調和を守り、隣地間におけるトラブルを未然に防ぐことを目的とする、とします。具体的な所有者の義務としましては、所有者は、越境した樹木が隣地または地域社会に与える影響を考慮し、以下の義務を負うということで、１つ目として、越境部分の確認と適切な切除。２つ目として、隣地所有者との協議に基づく問題解決、こういった内容、一つの案でありますけども、とにかく所有者の義務を条例として義務づけられないかということなんですけども、市としての見解を伺いたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　越境枝の対応については、先ほど答弁したとおり、令和５年４月の民法改正によりまして、幾つかの条件を満たせば所有者でない隣接者が枝を切り取ることができるようになりました。このように、越境枝の問題については民法の相隣関係の規定に基づいて、当事者同士で問題を解決すべきものとされているため、市では独自に条例を制定する予定はございません。

○15番（星いつろう君）　今回は条例化を求めるという意見だと言いましたが、これって、ふだんから市役所も対応していることだし、私たち議員も、越境の問題は市民の皆さんからいろいろいただくことで日常にありふれたことなわけです。

それで、最後の条例化の質問は、この方もいろいろ調べたんですよ。でも、どこにもこういう条例はな

いということで、こういうことって条例にできないのかな、どうかなということも含めて、そうした質問、要望ということで、これはほかの部や課の方ともお話しして、これも大分時間を取っていただいて話をしたんです。それで、結局、市役所に何かをお願いしたときに、できるところ、できないところ、民間と民間の問題には行政は介入できない、市は介入できないと、この草木の問題じゃなく、いろいろなことであるので、それを聞くと、「ああ、そうですよね」と私もなるんですけども、その理論的根拠は何なんだろうかと、そこを明らかにしたく、市の条例化ができるか、できないかと市の見解を聞きたいと言われたんです。これもインターネットで調べたので、文献を読んだわけじゃないですけども、こういう場合はどうなんだろうと思ったときに、条例化できるのか否かについて、一つ目としては、民法は国の法律であり、自治体条例より優先されると。越境枝の処理に関するルールは民法第233条などの私法（民事）領域で定められています。自治体の条例は基本的に公法領域に限られ、民法の内容を変更・拡張することはできませんと、こういうことです。

もう一点出ていたのは、越境しているとはいえ、枝は所有者の財産です。自治体は条例で切除義務や罰則を科すと、憲法で保障された財産権の侵害になる可能性がありますと、この２つが出てきました。これはインターネットなので、これが合っているかどうかは分からず、しかも市役所が民間と民間のことは介入できませんよということが、こういう見解でいいのかなと質問したので、さっきの答弁をいただいたわけです。実を言うともうちょっと詳しくいただきたかったんですけども、何を言いたいかというと、理論的な答弁を求めていました。さっきいただいたということで、条例化できないという結論は分かりましたので、そのことは持ち帰ります。

以上なんですけども、結局、みんな誰もが分かっている今回の課題なんですけども、その方も、隣の家からツタが越境してきて、それで家のところに絡みつくらしいんです。もう高齢になってきたので届かないわ、引っ張っても取れないわ、体力のこともあって、それで隣の家の人にも言っていて、対処してもらえるときもあるんだけど、もらえないときもあって、それでもう条例化できないかということになったので、そういうことで質問しました。ただ、本当に条例化できないという結論は分かったんですけども、悩ましいなというところで、これは終わります。

続いて、障害者（児）へのおむつの給付をということで、質問いたします。具体的には、知的障害のある方へのおむつの支給を求めるということであります。まず、知的障害である方のおむつの必要性を、市としてどのように認識しているのか伺いたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの紙おむつ支給につきましては、常時紙おむつが必要な状態にある方を対象としておりますので、申請に基づいて支給決定をしております。障害の状況は個々で違いますので、それぞれの困り事があり、それに応じた対応があると認識しております。

○15番（星いつろう君）　この要望でありますけども、就学してからも、学校に通うような年齢になってからも、知的障害によっておむつが離せない、寝ているとトイレの意識が持てないし、夢中になることや集中することがあると意識を持てず、お漏らしとなってしまうという実態がある中での、こういうことの認識ということで、今、市にお聞きしたところです。

それで、続いてですけども、国分寺市における障害者に対するおむつの支給内容について、説明をお願いしたいと思います。障害者福祉ガイドブックには掲載されておりますが、医学用語なんかもあって、当事者でないと理解しづらい部分もあるので、どういった状態の人が対象になるのかなどについて、分かりやすく説明をお願いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　障害者総合支援法に基づきまして、市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の日常生活用具等給付事業の支給制度ということなんですけれども、身体障害者手帳の交付を受けた３歳以上の方で、高度の排便排尿機能の障害者、脳性麻痺等の脳原性運動機能障害があり、かつ意思表示が困難で、紙おむつでなければ対応できない方を対象としております。

○15番（星いつろう君）　というのが国分寺市の現在行っている内容、施策でして、それでは、隣接市における、国分寺市の周りの市におけます支給内容について、こちらも資料をありがとうございました。それに基づいて説明をお願いします。

○福祉部長（玉井理加君）　資料を御用意しておりまして、近隣５市の状況です。日常生活用具等給付事業については、おおむね内容について差はございませんでした。２市においては市独自の制度があり、それぞれ対象者を定めているということを確認してございます。

○15番（星いつろう君）　独自策ありということで２市が書いてありますが、細かな内容まではありませんけども、私が調べた範疇で言うと、府中市のホームページを見ますと、心身障害者（児）おむつの給付といったページが府中市のホームページにありまして、その中では対象の欄に愛の手帳１度、２度の方といった記載があると、その辺を市の資料では独自策ということで記載されているんだと私は理解しているところであります。

それで、知的障害者へのおむつ支給を行っていただきたいという要望であります。というのも、主には寝るときの使用なので、この方の場合ですけども月の費用は四、五千円ということでありまして、四、五千円ぐらいなのかというように思ったところもあるんですけども、いろいろ話をしていきますと、物価高の中であらゆるものの値段が上がっていると、そうした中でおむつの購入費も負担になってしまう市民生活の現実があるんだということが分かりました。そうした中で、放課後等デイサービスなどで市を越えて保護者同士がお話しする機会がありますので、そうした中でほかの市ではやっているといった情報を得ることがありまして、隣の市でやっているんでしたら同様に、ぜひ、お願いしたいといったことでありますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　障害の状況に応じて、それぞれの困り事があるということは、認識しているところでございます。市としましては、支援がなければ生活に著しい困難が生じる方を施策の対象としているというところで現在は考えてございます。

○15番（星いつろう君）　そういった答弁でありますが、知的な障害があるお子さんを育てる中で、いわゆる健常児よりも余計にお金がかかると感じることって何ですかと、そういったことをお聞きしましたところ、例えばですけど、お漏らしもあることなので洗濯機を回す回数は多いですねと、そうなると水道代や電気代はやっぱり大きくなりますねというようなこともお聞きしてまいりました。おむつも値上がりが起きたり、また価格は変わらなくても枚数が減ったりといったこともある中で、物価高の中で家計全般が苦しくなっている、こうした中でほかの市の情報を聞いて、こういった要望ということになっていくんだと思い、要望させていただきました。ほかの方にもお聞きしながら、需要ということもどれだけ求められているかということもありますので、ここは私自身ももうちょっと調べる課題としてまいりたいと思っております。

最後の質問になります。訪問介護サービスを守るためにということで伺います。こちらは、昨年12月の市議会の中でも伺った課題であります。昨年度になりますが、全国では介護事業者の倒産が179件と過去最多となり、そのうち訪問介護事業者は86件を占めておりまして、こちらも過去最大となってしまったそ

うであります。こうしたデータが発表されておりました。こうしたデータやニュースは、市民の皆さんも触れておりますので、不安や危機感を抱く声が寄せられておりました。そうしたこともありますので、昨年の第４回定例会に続きまして、この課題を質問したいと思います。

一つ目でありますが、市内の訪問介護事業所、ヘルパーを派遣してくれるところですけども、ここの休止、廃止の実態を、まず確認させていただきます。昨年お聞きした時点では、昨年の12月の段階では２件廃止とありましたが、その後の2024年度の状況、そして今年度の状況につきまして、お願いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　昨年度は２事業所が廃止しております。今年度に入ってからの廃止している事業所はございません。あと、休止中の事業所は、現在１事業所ということを確認しております。

○15番（星いつろう君）　今年度はないということで、昨年は２件ありましたので、そこの点はよかったなと思っております。

それで、国による2024年度の介護報酬改定によりまして、訪問介護事業所の基本報酬が２～３％引き下げられると、こうした事態にありますけども、この訪問介護事業所をめぐる状況ですが、こうした影響はあると考えているのか、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　報酬改定の背景には、他の事業と比較して高い収益性を維持しているという国の実態調査の結果とか、段階的に加算率を上げる制度の導入などがございました。それ以外に、事業運営における必要な人材不足が課題となっておりますので、様々な要因があると考えております。

○15番（星いつろう君）　訪問介護事業者が閉鎖するときは、利用者を別の業者につながなければならないということがありまして、昨年度につきましては２件ともそうしたことを実施しているということを確認しましたが、今年度は廃止はないということなので、この質問は先ほどの答弁を受けましてやめておきます。

それで、介護保険事業者連絡会等において、人材確保、事業運営について把握したい、こういった答弁を昨年の12月議会の中ではいただきましたけども、こうした実態把握の中で、今後市内におきまして休止、廃止が起こる可能性をどのように見ておられるのか、現状をお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君）　現状では、実際に閉鎖に至った事業所以外から市へそういった声は届いていないというのが状況でございます。報酬改定以降の影響については、訪問介護サービス提供責任者連絡会等を通じまして、実態を把握してまいりたいと考えております。

○15番（星いつろう君）　ということで、続いても昨年の12月議会の中でのその後の状況ということですけども、昨年の答弁では、多摩26市で開催している東京都市町村高齢者介護保険担当課長会において、介護人材確保の課題について意見をまとめ、介護保険事業者に対する支援について、東京都市長会を通じて国に要望する予定、こうしたことが答弁としてありましたが、その後の状況と、もし行っているのでしたら内容について、お願いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　令和８年度の予算に向けまして、担当課長会で取りまとめ、市長会を通じて要望しております。主な要望の内容としましては、介護人材確保の充実、小規模介護施設及び訪問介護事業所への介護報酬の充実や、地域密着型サービス等整備推進事業の整備、物価高騰に対する介護サービス事業者への財政的支援、こちらを要望しているところでございます。

○15番（星いつろう君）　そういった要望を行われたということで確認させていただきました。

これも、12月議会の答弁でありましたけども、第10期国分寺市介護保険事業計画策定に向けて、令和７年度に介護保険サービス事業者に対してアンケート調査を行う予定といった答弁を示されましたが、そ

の後これがどうなっているのか、お願いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　８月に第10期計画策定に当たって、国から策定のスケジュール、必須の調査項目等が示されたところでございます。当市では、来年２月の調査実施に向けまして、必須項目に加えて市独自の調査項目等を現在、検討しているところでございます。

○15番（星いつろう君）　来年２月実施予定で、今その内容を検討中ということです。その内容についてなんですけども、人材不足、こちらは答弁にもありましたが、採算性、基本報酬の引下げの影響、これらを把握できるアンケート内容にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　第10期計画策定に向けまして、実態を把握できる調査となりますよう、今後検討してまいります。

○15番（星いつろう君）　お願いします。先ほどの基本報酬引下げの影響がありますかというところの答弁のところで、国の見解、加算率を上げたとか、訪問介護事業所は、ざっくばらんに言うとほかの事業よりもまだいいから引き下げるというような、ニュアンス的にはそういったことがあったので、それが現実にどうなっているのかということも含めてということは前にもお話しさせていただきましたので、そのようなことの把握をアンケートを通じてお願いしたいと思います。

こうした質問で確認させていただきましたけども、言うまでもありませんが、例えば今、市民の方からいただいたのは、ニュースで介護に疲れた御家族が、介護している親の命を奪うといった事件が発生している中で、介護の負担を一身に背負って、誰にも助けてと言えず、追い詰められた結果であると思うので、自分自身も親の介護をしているので、とても人ごとじゃないと、こういった声も寄せられてまいります。そうした中で、まずは実態把握です。実態を把握しないと対策は取れませんので、そこのところの市の問題意識もお聞きしましたので、そこを行いながら、地域で暮らしていける、また介護をしながらも働き続けられる、生活を維持できる、そういったことも含めましてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、星議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時51分再開

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、だて議員。

○14番（だて淳一郎君）　立憲・市民フォーラムのだてでございます。通告に従って一般質問を行わせていただきます。先ほどまで傍聴の方もたくさんおられたんですが少なくなってしまいましたが、残っていただいた方、どうもありがとうございます。先日代表質問を行わせていただきましたので、今回は絞って３点ということで伺わせていただきます。よろしくお願いします。

まず、１点目、市内市立小・中学校教職員の服務についてということで伺います。服務とは、教職員の勤務についての規律であり、教職員としての義務及び行為の制限であると、すなわち義務を中心とした職務上、身分上の在り方で、日本国憲法第15条、教育基本法第９条、地方公務員法第30条等が根拠になっているということでございます。近年、全国的に学校教職員の児童・生徒への性加害や非違行為等、不祥事

に関する報道は枚挙にいとまがございません。特に衝撃的だったのが、つい先日の小・中学校教員約10名が女児の着替えなどの校内等での盗撮画像をＳＮＳなどで共有していたというような報道でありました。

私も今現在、小学生、中学生の子どもを持ち、ＰＴＡ活動などを通じて各校の先生方とも接させていただく中で、もちろん個性や経験値の差というものはそれぞれありながらも、本当に皆さん熱心に子どもたちに向き合っていただいていると感じております。そのように99％の教職員の皆さんが誠意を持って真面目に職務、服務に努めていただいている中で、ごくごく一部の本当にけしからん行為によって全体の評価が下がり、また情熱を持った教員志望者が減ってしまうといった悪循環はどうにかしていかなくてはならないと思いますし、信頼する先生から被害に遭った子どもたちの心の傷というものは一生癒えない深いものになってしまいます。

残念ながら当市においても、先頃、直接児童への加害ということではなかったですが服務事故がございましたし、振り返れば20年ほど前にも世間を揺るがす大きな問題も起きております。教員も人間ですから間違えてしまうことも当然ございますが、自分だけではなく、多くの子どもたちに強い影響を与えてしまうという立場を自覚し、その職責を果たしていただかなくてはなりません。長く現場に立たれ、そして現在は当市の教育行政を預かる教育長に伺いたいと思いますが、今申し上げてきたような昨今の全国的なこの状況をどのように受け止めておられるか、御見解を伺います。

○教育長（古屋真宏君）　まずは、今回、本市の教員の服務に関する案件につきましては、子どもたちに大変つらい思いをさせてしまったこと、また多くの市民の皆様に御心配をおかけしてしまったこと、さらには当該校の教職員を大変不安な思いにさせてしまったことは、大変申し訳なく思っており、深くおわびを申し上げたいと思っております。そして、このような事案が発生したことは大変遺憾であり、絶対にあってはならないことであると思っているところでございます。

私もこれまでの経歴の中で都の人事部で服務を担当した経験もありますし、また教員の服務事故再発防止のための研修を担当したこともございます。そのような経験も踏まえる中で、昨今の全国的な教員による不祥事の問題につきましては、これまで考えられないような事案が増えているということ、さらにはなかなか見えにくいというような事案も増えていると感じているところでございます。そして、教師だけではなく学校教育全体の信頼が損なわれる、そのような状況を生じさせており、被害を受けた子どもたち、また日々頑張っている多くの教師たちのことを考えますと大変遺憾であり、憤りさえ感じる次第でございます。教育委員会といたしましては同様の事案が、事態が発生しないよう様々な手を打ち、また再発防止、未然防止の徹底に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○14番（だて淳一郎君）　どうもありがとうございます。教育長も今おっしゃったようにまさに服務の御担当もされていたということで、そこは初めて伺いましたけれども、市内の服務事故ということでは、先ほどの今年と、令和５年にもあったということでございます。そういった問題が起きた後にどうしていくかということが大事かと思っておりますが、服務規律遵守に向けた各学校への対応について伺います。

東京都では、教職員の服務に関するガイドラインを作成し、昨年４月にもこれは改訂されています。昨今のいろいろな事情に即した形にしているんだと思いますが、50ページ近くにわたるボリュームのものでございますけども、様々事象ごとの事例なども掲載してあり、基本的な内容となっているものと読み取らせていただきましたけれども、その内容なども御紹介いただきつつ、今回の対応について伺いたいと思います。

○教育長（古屋真宏君）　今回の事案が発生した際には、発覚した翌日の午前中に朝一番で市内の全小・

中学校の校長を招集いたしまして、臨時校長会を開催いたしました。事案の経過を説明した後、改めて服務の厳正に努めるよう指導したところでございます。その後、各学校では学校管理職が講師となりまして服務研修を行い、再発防止に対する意識を一層高め、２学期に備えてきたところでございます。都教育委員会が作成した「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」の使用につきましては、学校では例年、年度当初、また服務事故防止月間、７月と12月になりますが、この期間に服務事故防止研修を行っており、その際に使用しているところでございます。このガイドラインには、体罰や個人情報の不適切な取扱い、教職員としての規範などの事例が示されており、学校管理職が講師となり、今日的な課題や学校の実態等に応じて計画的にテーマを選択して、研修を行っているというところでございます。

○14番（だて淳一郎君）　御説明ありがとうございました。再発防止策としては、十分な研修を経て職責への再認識、再自覚を促していくということが基本的な点であろうと思います。教職員の研修も、服務のことだけではなくいろいろ多岐にわたるわけでございますが、特に今回のような服務に関する研修について、どのような内容で行われているのか、もう少し詳細に御説明いただければと思います。

○教育長（古屋真宏君）　各学校におきましては、都のガイドラインのほかに東京都教育委員会が作成した様々な資料を活用して、教職員を対象とした服務事故防止研修を実施しております。具体的な事例に基づくシミュレーション研修とか、教職員が自身の服務の状況を振り返り、日常の勤務に生かすための服務事故防止のためのセルフチェックシートなどを使用して研修等を実施するなど、倫理感や規範意識をより一層高める服務の厳正に努めているところでございます。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。先ほど挙げた盗撮の事例もそうなんですが、最近の傾向としてそういった類いの問題が多いようにも感じております。以前と異なってスマートフォンの普及や遠隔操作のできる小型カメラといったものが増えてきていることからも、そういった誘惑に駆られやすい環境というものが身近にある状況が一因であると思っております。これは学校に限らずいろいろなところで多発しているわけでございますけれども、殊に第三者の目が入りづらい職場となっている学校における教職員の私物のスマートフォン等の学校内での取扱いについてどういったルールになっているのか、先生方ももちろん大人ですから常識の範疇の中で自己管理されているということだと思っておりますが、事実としてスマートフォンを使っての校内での盗撮などがあちこちで生じてしまっている現状を鑑みれば、一定のルールをつくったり、認識の確認を改めて行っていただくなどの取組も必要なのではないかと考えているところでございますが、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君）　教員の私物のスマートフォンの学校内での取扱いにつきましては、都のガイドラインに示されているところでございますが、そこには、学校において教員は、管理職の許可なく私物のパソコンやタブレット端末等を校内に持ち込まないということが記載されているところでございます。したがいまして、私物のスマートフォンについても同様であり、原則授業等で使用しないこととなっているところでございます。教員が学習で必要な情報を調べる際や提示する際には、教育委員会が貸与しておりますパソコンを使用するということが大原則になっておりますので、この徹底が必要であると考えております。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。ガイドラインでは持ち込まないということになっているわけですけれども、今の時代、大多数がスマートフォンを所持しているということで、それが当たり前になっていますから、なかなか持ち込まない、持ってこないというのは、正直ナンセンスなところなのかなと思っております。持っている前提で、これをどう悪用する気にさせないというように監督、管理でき

るかという点、また研修などを通じて良心に訴えかけていくといったことと並行して、そういった行為を絶対に許さないという職場の雰囲気づくりといったものも大切なのかなと思っております。また、物理的な死角をなくしていく取組とか、子どもたちへのアンケートも含めて、ぜひ、今後、各校において考えていってもらいたいなというように要望させていただきたいと思っております。

それで、先ほどとはまた別の角度になりますが、小坂議員からも質問がございました日本版ＤＢＳについてであります。昨年成立したと先ほど御説明があったので割愛しますが、内容についてはそういうことであります。2026年12月25日からスタートなのかなというような報道も一部ございました。１年後の年内のぎりぎりのところということです。先ほどもあったように学校や保育所、幼稚園などの子どもに接する仕事に就く人の性犯罪の前科の有無を確認することが義務となるということでありまして、その上で、新規採用や現職教員についても確認が行われることになります。子どもへの性犯罪は再犯率がほかの犯罪類型と比べて高いことからも、そういった前歴がある人への対応を図るものであり、既に導入が進んでいるイギリスやドイツ、フランス等の海外事例においては、抑止策として一定の効果が見られているということであります。

日本版ＤＢＳについては、性犯罪で前科のついた場合しか対象になっておらず、不起訴や示談などの場合は対象外であったり、個人情報の管理、実際に前歴があった方がおられた場合の対応など、いろいろ実効性を持たせていくために必要と思われる議論の余地がまだ多く残っていると感じているところでございますが、それでも一定の効果はあると考えております。教員の採用や人事については東京都のほうでやっておられるということについてはもちろん理解しておりますが、市で採用している職員もおられる中で、国分寺市として日本版ＤＢＳの導入がもたらす効果というものをどのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

○教育長（古屋真宏君）　日本版ＤＢＳにつきましては、お話があったとおり令和８年12月頃に運用が開始されるというお話を伺っているところでございますが、まだまだ内容が十分に把握できていない部分もございます。ただ、この運用によりまして性犯罪の防止と再犯の抑止に効果があるということは期待しているところでございますし、また、市の採用という部分でございますが、このことについても同様になろうかと考えております。今後、国や東京都の動向に注視しながら、全ての子どもの人権がしっかりと守られる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○14番（だて淳一郎君）　分かりました。私は幸いにも信頼できるすばらしい先生方に育てていただき、おぼろげながらにも小・中学校時代のよき思い出というものが残っております。そんな楽しく大切な場所である学校、それがちょっとした出来心によって生涯拭い切れないつらい過去を多くの子どもたちに植え付けてしまう可能性もあるわけでございます。2022年度の調査では、全国で153人の教員の方が性加害で免職になったというデータもございました。その他の服務事故も合わせれば相当数の事案があるでしょうし、処分された教職員の何倍もの人数の児童・生徒が傷ついたというのは言うまでもございません。先ほど紹介した東京都の服務ガイドラインの表紙には、「子供たちのために　家族のために　自分のために」と大きく書かれておりました。そういった意識の下、学校をより安全・安心に学び、働きやすい環境としていくべく、服務事故撲滅に向け取り組んでいただきたいといったことをお願いさせていただいて、次に移りたいと思います。

続いて、図書館について伺います。先ほど小坂議員から、これもまた詳細に御質問がなされておりましたので、私からは少し伺わせていただきたいと思っています。まず、移転後の新しい恋ヶ窪図書館につい

てであります。恐らく、この先、基本的には公共施設は長寿命化等がなされていくという前提の中では、図書館の新設というのは、先ほど40年ぶりにという話もありましたが、この先はなかなかもうないのかなというようにも思っております。そういった意味において、市の中央部にできるこの新しい恋ヶ窪図書館への市民の期待は大きいものであろうと思います。旧庁舎用地に建つ複合公共施設については、これまで委員会などで説明を随時いただいているところでありますが、現在事業者選定中ということで、要求水準に沿って様々な提案を審査しながら、間もなく選定が終わっていくのかなというように思っております。

建物全体のコンセプトについては、建物全体については利活用基本計画に明示されているところでございますが、各機能の個別的なコンセプトがどうなっているのかは、なかなか定かではないというように感じております。複合施設ではありますが、機能は全く別物なので、それぞれが市民や利用者にとってどんな場所になっていくことがそれこそ喜びや満足度につながるかというイメージをしっかり持っていただきながら、事業者と市民と共に進めていただきたいと思いますが、特に今回は、様々な世代が集う図書館についてはどのようにお考えか、御見解を伺います。

○教育部長（日髙久善君）　旧庁舎用地利活用複合公共施設内の恋ヶ窪図書館につきましては、市民の意見を反映した要求水準書にも記載されているように「静」と「動」、つまり静かな読書環境のエリアと子ども連れや子どもたちが和気あいあいと楽しめるエリアを明確にするなど、誰もが利用しやすく居心地のよい図書館になることを目指したいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君）　「静」と「動」ということで、静かな図書館というのは今、一般的なところでありますが、そこにいろいろな子どもたちも含めて楽しんで使っていただけるような動の部分がある図書館を目指していかれるということでございます。さっき市民参加の話もございましたけれども、これから具体化がどんどん進んでいく中でありますので、できる限り可能な範囲で市民の声も聞いていただきたいと思いますし、やはり蔵書数というところが図書館の一つの価値だと思います。移転に伴って、キャパシティはそんなに大きく変わらないというようなことではありますけれども、蔵書の充実というものが図れるのであれば、これもいろいろな市民要望があると思いますから、それにも沿って進めていただきたいなというように思っております。

もう一点伺います。市内には図書館が５館ございます。市民の皆さんから伺うことが多いんですが、全体的には児童書が少ないんじゃないかという声を、これはいろいろな地域の方から伺ったことがあります。皆さんもあるのかなと思いますけれども、先ほど言ったようにもちろんキャパシティの問題があるので、なかなかそこは難しい部分もあるのかもしれませんが、子ども読書活動推進計画の中でもうたわれているように幼児期からの読書習慣といったものが大変重要とされている中で、実態として児童書の蔵書というものが少ないということがあるのであれば、今後の充実を求めたいと思いますが、その状況はいかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　本市の図書館の蔵書数に対する児童書の割合につきましては、約31％でございます。相互利用を行っている近隣市の児童書の割合につきましては、約22％から29％で、割合としては少ない状況ではないのかなと思ってございます。今後も子どもたちが読書を通じて豊かな人間形成や文化の育成に役立つ資料を選定し、児童図書の充実を図ってまいりたいと思ってございます。

○14番（だて淳一郎君）　児童書の割合は約31％ということでありまして、他市と同じぐらい、それ以上あるということであります。ただ全体の母数が当然ありますので、母数が他市に比べてどうかというところも見ないとなかなか評価しづらいというところもございますが、選書の考え方としては、限られたキャ

パシティの中で児童書もそれなりの割合でしっかり入れていただいてきているということについては理解いたしましたので、今後も引き続き充実を図っていただきたいということを求めたいと思っております。

続いて、電子図書館について伺いたいと思います。2022年８月からスタートをした電子図書館であります。丸山市長が議員時代にコロナ禍を契機として何度も提案されて、その後実現した内容でございます。開始からちょうど３年が経過しましたが、これまでの状況を踏まえ、この先どう利便性を高めていくかということで何点か伺いたいと思います。

まず、実績値でありますが、現在の電子図書館の蔵書数や登録者数、貸出数、利用年代等のデータについて御説明ください。

○教育部長（日髙久善君）　令和７年７月末現在の電子図書館の蔵書数につきましては、著作権フリーの青空文庫は１万1,196点、外国版青空文庫につきましては１万9,751点、市の購入分といたしまして1,247点、合計で３万2,194点でございます。

登録者数につきましては3,557名で、利用カード登録者数に対して6.8％の方が御登録いただいている状況でございます。

貸出数につきましては、青空文庫の貸出分も含めまして現在926点、令和６年度実績につきましては3,321点となってございます。年代別の貸出数につきましてはシステム上、把握できない仕組みとなってございまして、今、お示しすることができない状況でございます。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。利用年代についてはシステムの関係上、出てこないということなんですが、傾向を知る上でこれは重要な情報かと思いますので、もし分かるように変更が可能であれば、ぜひ、今後改修も検討いただきたいなと思います。

また、電子図書館の登録者数が図書館利用カードを持っている方の中での割合として6.8％ということで、少なく、伸び悩んでいるということでございます。令和５年２月の委員会答弁では1,181名だったのが、令和７年７月現在で約3,500名ということでありますけれども、利用カードを発行している数が6.8％という中で考えると５万カードぐらいは発行されているのかなというように思う中で、まだまだ増える余地があると思っておりますので、この後周知等についても伺いたいと思いますけれども、ぜひ、進めていただきたいなと思っております。

蔵書数については、御説明にあったとおり著作権の切れた青空文庫などもごそっと入り、人気の本や新刊本なども少しずつ増えているかというように思いますけれども、導入当初から課題として挙がっていたコストの問題については、やはり少し割高であるということでございます。

そういったところで予算についてですが、この３年間の推移はどうなっているのかといったところを教えていただきたいのと、また電子図書館の選書について、どのように行われているのか、これを併せて伺いたいと思います。

○教育部長（日髙久善君）　過去３年間の予算につきましては、令和５年度が100万円、購入数といたしまして474点。令和６年度は110万円、購入数につきましては537点。令和７年度につきましては単価の上昇を見込みまして、予算額につきましては123万2,000円という状況になってございます。

また、選書方法につきましては、図書館司書の資格を有する一般図書担当と児童図書担当、システム担当の者によりまして、市の選定基準等に基づき決定している状況でございます。図書資料で貸出回数の多いもの、実用書、小説、時代劇、児童書や学習漫画、社会情勢によりニーズのある金融などの分野を選書している状況でございます。今後、さらに電子図書館ならではの特色のある選書を考えていきたいと思っ

てございます。

○14番（だて淳一郎君）　説明ありがとうございました。予算については、これは購入費のみではない金額なのかなと思いますが、単純に買ったタイトル数で割ると１タイトル当たり2,000円ぐらいの経費という形になっているところでございます。紙の書籍を買った場合よりは割高になってしまうのかなと考えております。

そういった中においても、今後、蔵書を増やしていく、その方向は必要かなと思っておりますが、今の答弁にあったような特色という考え方というのが大切だろうと私も思っておりますので、各図書館で充足し切れていないニーズを反映するなど、まさに特色ある電子図書館を目指していただきたいと思いますし、これは大人向けタイトルはもちろんですが、先ほど述べたような児童書の充実といったものも、ぜひ、お願いしたいというように思っております。

その辺りを進めていくためにも、予算的に100万円ぐらいではなかなか大胆に増やしていくということは難しいと思いますし、一定回数借りられたり、期限があってライセンスが切れてしまうというような仕様もあるということでございます。そういった点も踏まえて、市長には来年度予算に向けて、御自身の発案というところもありますし、選択と集中という中で充実に向けた予算増の検討も、ぜひ、お願いしたいなというように要望させていただきたいと思っております。

もちろん、これから進めていくのであれば、しっかりと市民の皆さんに使っていただかなくてはいけないわけであります。先ほどの数字では利用者が伸び悩んでいるということでありましたが、なかなか周知不足が否めないかなというようには思っております。私の周りの30～40代の方が六、七人集まっているところで「電子図書館について御存じですか」ということを聞いたところ、その中の１人しか国分寺市で電子図書館をやっているのは御存じなかったです。恐らく、利用カードを持っていらっしゃる方の中にも御存じない方が多いんじゃないかというように思っております。

それで、肝腎の市の図書館の関係のホームページも、ヒアリングのときにも指摘させていただいたんですが、横文字がちょっと多かったりとか、スマホで見ると電子図書館のバナーが一番下のほうにあって分かりづらかったりということで、改善できるところも多くあると思います。ぜひ、まずはしっかりと周知とコンテンツの充実を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　電子図書館の周知につきましては、図書館のホームページや図書館だより、また図書館の利用登録をされている方にその場で電子図書館の登録の勧奨、カウンターでのポップの掲示、館内や小・中学校でのポスター掲示を行っている状況でございます。今後もしっかりと周知を図るとともに、コンテンツの充実についても可能な限り努めてまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君）　周知がなされて、いざ使ってみようかなと思ったときにハードルになるのが登録の問題です。利用カードを既に持っていても、現在は図書館に行って身分証を出して改めて電子図書館の登録をしなきゃいけないということでありますが、同様のサービスを行っているほかの自治体では、図書館のカードを持っていればインターネット上で登録が可能なところもあるということであります。当市の今使っているシステムにおいてそれができるかどうかというところもあるんですが、利便性向上と登録者増加には効果があるのではないかと考えますが、その点、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　こちらの再度来館せずにインターネット上で登録できる仕組みにつきましては、御意見のとおり、市民の利便性や登録者増の効果があると考えてございます。現行システムでの対応はしかねるところでございますが、必要性については認識してございますので、少し考えさせていただき

たいと思ってございます。

○14番（だて淳一郎君）　今のシステムの中では汎用性がなくて、なかなか解消は難しいような話もあるわけでございますが、今後に向けて課題として認識していただくことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。さっきの利用者年代の分析も含めて、研究、検討を求めたいと思います。

また、デジタルネイティブと言われるこれからの子どもたちへの利用も促進していくことが必要であります。ここは積極的に学校とも連携していただき、ＧＩＧＡスクール端末での電子図書館の利用ができるように、子どもたちにアカウントを配布するなどの取組も求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　こちらは、まずは市立小・中学校の児童・生徒が、１人１台のＧＩＧＡ端末で電子図書館が利用できるように検討してまいりたいと思ってございます。

○14番（だて淳一郎君）　この件については、以前から委員会などでもやり取りがあったということは承知しておりますけれども、子どもたちにもどんどん使ってもらえるように推奨図書を充実させていくとともに、学校との協力、推進を改めて求めたいと思っております。

いろいろと申し上げてきましたが、電子図書館の普及というのは時代の要請であると考えております。もちろん紙のほうも大切にしていきながらではありますが、技術革新に伴い、利用者のニーズに沿った形で読書環境を提供していくことが求められている昨今の中で、当市でも始めた以上はしっかりと発展させていただきたいなと思っております。今後の充実・拡大に向けた取組について、ほかに検討していることがあれば伺って、この質問を終わりたいと思います。

○教育部長（日髙久善君）　当面の間は、これまで答弁させていただいた取組に努めさせていただきたいと思ってございます。今後の充実拡大につきましては、取組を進めていく中で考えてまいりたいと思ってございます。

○14番（だて淳一郎君）　ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

３点目に入ります。多文化共生についてということで、（１）外国籍の市民の現状についてということで伺わせていただきます。代表質問でも少し触れさせていただきましたが、日本に住む外国人についてが、さきの参議院議員選挙時に議論となりました。他国と国境を接していない日本にとって、幾らグローバル時代といっても、身近に増加している外国人の方に戸惑いの声があるということは理解できますけれども、もう既に日本社会の一員として多くの外国人の方が働き、暮らしていることで回っている部分といったものがあるということは、これは否定しようのない事実であります。だからこそ、インターネットを中心とした論調をうのみにしてしまうのではなく、現実として自らの住む地域にどういった方々が、どんなきっかけ、目的でお住まいになっているのか、その状況をまずはしっかりと把握・分析し、これからどのように共生していくかといったことを考えていくことが不可欠であると考え、今回一般質問でもさせていただくことにいたしました。

まず、資料を作成していただきましたので、国分寺市における外国人の方の状況、傾向について、説明を求めたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市内在住の外国人市民の推移でございますけども、資料でお示ししました令和５年以前の状況については、毎年100人程度の増加となってございました。コロナ禍においては微減に転じていましたけども、コロナ明けはそれまでにない高いペースで増加している状況となってございます。平成27年１月の人数は1,731人であって、直近の令和７年８月１日現在の3,503人と比較いたしますと、10年で倍以上の人数となってございます。

あと、国籍別では中国、韓国が多数を占めてございますけども、ネパールが３番目に多い国となる等の特徴がございます。上位にはアジア圏、とりわけ東南アジア地域の方が多く在住しているというような状況になってございます。

また、在住地域では本町、本多、南町、泉町など、駅周辺の町に住まわれている方が多いですけども、特定の地域に偏るというよりは、市域全体で生活されているというような状況になってございます。

○14番（だて淳一郎君）　御説明と資料作成ありがとうございました。今、説明があったとおりネパールとかベトナム、ミャンマーの方がこの１～２年で割合としてはかなり増加しているというところであります。今、おっしゃったように、本当に10年前に比べると倍の人数が、この国分寺市内で外国籍の方がお住まいになられているということで、微増傾向が続くと言われている当市の人口も、その増加の半分ぐらいが外国人の方の増数ということになっているということが分かったわけであります。2025年の東京都内の人口も、日本人人口は約1,330万人で前年比ほぼ横ばい、外国人は約72万人で11％増加ということで、増加率においては国分寺市とほぼ同様の傾向を示しております。また、都内で働く方の14人に１人が外国人というデータもございます。こういった数字が物語っているとおり、市内で擦れ違う外国の方が顕著に増えているなという印象は皆さんもお持ちかなというように思っております。私の住んでいる地域でも数十軒規模の新興住宅ができると、外国の方とおぼしき表札が出ているお宅が複数軒、一角に見かけたりということがあります。

では、実際問題としてどんな方々が国分寺市に住んでおられるかという点でございます。これは日本人も同様ですが、都内で居住先を選ぶにしても、例えば家賃相場なんかは地域によって大きく変わりますから、職業や所得によって、現実的に住める場所の選択肢というものは変わってくるわけであります。国分寺市も23区の都心部に比べれば割とリーズナブルなのかもしれませんが、都内全体を見れば駅周辺なんかはそれなりの家賃となっているかと思っております。先ほどの資料を見ても、駅周辺にお住まいの方が非常に多いということからも、所得水準としてはそんなに低くない方々が多いのではないかというような推測もできます。市では、市内在住者の在留資格を把握されているということでありますが、その状況を少し詳細に御説明願えればと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　過去３年における在留動向を見てみますと、外国人全体数に占める特別永住者を除く永住者の割合が約30％と最も多くて、続いて大学、高校や小・中学校の学生の留学が約18％。次に、通訳、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等の技術・人文知識・国際業務が約15％という順で在住されている状況となってございます。また、技能実習については特定技能１号、また技能とございますけども、それぞれ約２％の割合となってございます。

○14番（だて淳一郎君）　この在留資格に関する経年変化の資料というのも出してもらえばよかったんですが、すみません、手元には頂いたんですが、請求するのができませんでした。

今、説明があったとおり永住者の関係などを除くと、技術・人文知識・国際業務という資格の方が多いということで、専門的な業務、ビジネスに携わる方の割合が高いということであります。確認すると、ここ３年くらいの人数急増の状況に対し、在留資格の割合というのは大きく変わっていないようであります。永住者、特別永住者、留学生、そして在留外国人の御家族などで65～70％ぐらいを占めると、大半となっているということでございます。

一方で、一部で課題となっている技能実習生という枠もありますけれども、そういった方はごく少数であり、職場の関係とか生活費の関係もあって、少しこの辺りでは暮らしにくい状況なのかもしれないとい

うように分析いたしたところでございます。

本当は、そこからさらに詳細に職業や所得の分布なんかも確認していくと、例えば、先ほどのネパールの方が急増しているといった理由なんかも見えてくるのかなと思っていたところではあったんですが、これは作業に非常に時間を要するということで、今回については伺わないわけですけれども、今回の私の質問の趣旨を御理解いただけるようであれば、共生に向け、今後必要なデータになり得ると考えますので、ぜひ、折を見て確認しておいていただきたいなと要望いたします。ここは答弁は求めません。

このように非常に多くの外国人市民の方がこの国分寺市におられるわけですが、市役所にも当然手続なんかで来庁されるかと思います。市の窓口業務において、言語の問題などにうまく対応できているのか、大きなトラブルなどはないのか、伺いたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　窓口における言語の問題等への対応についてでございますけども、こちらとしては大きなトラブルはないものと認識してございます。外国語でコミュニケーションが取れる職員による対応や、また多言語での情報提供等により対応を図っているということでございます。

○14番（だて淳一郎君）　トラブルがないということで、よかったなと思っております。引き続き、適切に対応をお願いするとともに、今後の状況を見て言語の幅というところも併せて広げていけるように検討をお願いしたいと思っております。

それでは、（２）に移りますが、現状3,500人以上の方が市内の各所で生活されておられます。以前から文化や宗教、価値観などが異なれば、暮らしの中でのトラブルといったものがいろいろあるのではないかという懸念がございました。近年、人数が急増している中で、そういった生活上のトラブル等について、市のほうに苦情などは入っておりますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市におきまして、生活上のトラブル等の内容ではなくて、地域に暮らす外国人市民に関する問合せは年に数件受けているという状況でございます。また、国際協会においてもトラブル等に関する相談はないということを確認してございます。このような状況に鑑みますと、外国人市民、日本人市民の双方で、お互いの理解、共生への意識が一定進んでいるものと捉えてございます。

○14番（だて淳一郎君）　年に数件程度ということで、僅かな数ということであります。潜在的にはもちろん相談がないだけで、もう少しあるのかもしれないと思っておりますが、それこそ「郷に入っては郷に従え」ではないですけれども、日本の文化や生活に配慮しながらお過ごしいただいているのかなと、その一つの証左かなとも考えております。

私の家の近所にも外国の方が数名お住まいですけれども、皆さん、擦れ違えば気軽に御挨拶もしていただきますし、地域のお祭りなんかにも参加されたりということで、地域に浸透してなれ親しんでいただいているということで、トラブルについては、今のところ全く聞いたことがありません。一部のメディアやネット上で言われているようなマナーの悪い方というのは、地方を見ればいろいろケースはあるんだろうとは思っておりますが、国分寺市においては、今日現在においては、割と少ないのではないかなというように、これまでの議論やデータからも私は感じているところでございます。

そういった中、これから地域でより良好な関係の下、共に暮らしていくためには、市はもちろんのこと、国際協会や自治会などの地域団体ともしっかりと連携していただいて、誰もが住みやすい環境をさらに整えていく必要があるとも考えますが、現在の取組等を御紹介ください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　外国人市民が地域で生活される中、共に住みやすい環境を整えていくことは大事な視点であると考えてございます。それぞれの国、地域の文化、習慣等を共に知り、理解し合う

多文化共生の取組がその一助になると考えております。一例として、人権平和課においては、外国人市民と日本人市民との相互理解、交流の創出、市民の異文化理解の醸成等を目的とした多文化共生×国分寺事業を国際協会と共催で実施しているというところでございます。

○14番（だて淳一郎君）　様々な事業も進めていただいているということで、よかったなと思いますが、先ほども申し上げましたように、外国人とのコミュニケーションに慣れていない日本人というのが多いと、それが誤解や困惑を生む一因になっているんだろうとも考えます。そういった意味において、交流の裾野を広げていただくといった意義は非常に大きいと思っておりますので、引き続き国際協会と共に御尽力をお願いしたいと、また、そこには自治会の皆さんにも絡んでいただきながら広く裾野を広げていただきたいなというように思っております。

ここで改めて伺いたいのが、先ほどの数字も、今後の人口の関係もありますが、今後も外国籍の住民が増加していくという認識を国分寺市としてはお持ちなのか、そこを伺いたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　これまでの外国人市民の人口推移を見ましても、コロナ禍の特殊要因を除けば増加傾向が続いておりまして、特に近年のハイペースな増加傾向を踏まえますと、具体的な外国人の人口推移を示すデータを持ち合わせてはおりませんけれども、今後も外国人住民が増えていくものと捉えてございます。

○14番（だて淳一郎君）　御見解をお示しいただきまして、ありがとうございます。国の今後の方針というところにも大きく左右される部分があります、上限10％とか、いろいろここ最近も出てきておりますけれども、現在の人口や産業などの社会構造上、日本で生活する外国人が増加するということは、増加の一途となるとまで言えるかどうかは分かりませんが、増えていくというのは明白なことであろうと思っております。国分寺市においても、このペースでいくと二、三年後には5,000人を軽く突破していくということも考えられるわけであります。今、伺ったように、その状況を市としても見込んでいるというわけでございますから、まず、やるべきことは現状把握と分析であると私は思っております。その上で、傾向からしっかり対策を練ってもらって、まさに「すべての人を大切にするまち」といったものを目指していくことが必要だと思っております。これを、ぜひ、重要な課題として認識を持ってもらうとともに、詳細な現状分析といったものを、今後、進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　第２次国分寺市総合ビジョンの目指す姿において、外国人市民が安心して暮らせる環境を整え、市民の中に多様な文化を尊重し、共生の意識を育むとありまして、市といたしましても今後も増加していくであろう外国人市民に対する施策は重要であると認識してございます。都や近隣市等の動向を把握するための情報収集や、今後も国際協会との連携・協力を通じて、今後の推移や課題の把握について、どのような手法で行っていくべきか、研究を進めてまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君）　ありがとうございます。近隣市との状況の比較というところも、これは多分いろいろ傾向があると思うんです。中央線沿いだとか西武線沿いだとか、その他、もっと西のほうの自治体とか、いろいろ本当に出てくると思いますので、それは本当に今後の東京都全体の課題としては必要な、各自治体において重要なところかなと思っていますので、その辺の情報共有といったところも併せて検討いただきたいなと思っております。

外国人の皆さんが、国分寺市の中で孤立してしまい、その結果トラブルにつながってしまわないように、これは市としても寄り添った対応をしてもらいたいということを求めるとともに、日本人市民の皆さんにも、ここまで述べてきたような事実ベースの現状を理解・認識してもらうというための新しい情報提供な

どの啓発も、市から、ぜひ、今後、発信していっていただきたいなと思っているところでございます。

９月１日から小・中学校も始まりました。今回は学校や教育の場における内容には入りませんでしたけれども、先日、高野議員もおっしゃっておられたように、各学校にもこういった状況の中で外国にルーツのある児童・生徒が大変増えてきている、多くなってきているというように思っております。そういった方々を色眼鏡で見るような今の世論の何となくの雰囲気といったものが子どもたちに伝播しないように、そういった対応をこれからまた学校のほうでも、ぜひ、求めていただきたいということも併せて要望させていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、だて議員の一般質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次の本会議は明日午前９時半から開きます。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

午後４時39分延会

９ 月 ４ 日 （ 木 ）

（ 第 ４ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月４日（木）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○欠席説明員

会計管理者心得	野　中　美由貴

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１　　一般質問

午前９時30分開議

○副議長（星いつろう君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であります。

これより本日の会議を開きます。

議長に代わり、副議長の私が議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭、会計管理者心得より家族介護のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

また、松岡議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、併せて御報告いたします。

◇

日程第１　一般質問

○副議長（星いつろう君）　日程第１、一般質問を行います。

最初に、松岡議員。

○８番（松岡まり君）　おはようございます。国分寺・生活者ネットワークの松岡まりです。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、国分寺市では、ごみの分別やリサイクル率の向上、再生可能エネルギーの利用を高めること、食品ロスの削減、農地保全や市民農園の取組など、環境全般に係る施策に様々に取り組んでいます。また、これらの取組は、第三次国分寺市環境基本計画、国分寺市ゼロカーボン行動計画、第三次国分寺市農業振興計画等の計画に基づき実施されていますが、相互に関係し合いながら進められているところです。

それでは１、循環型社会の形成へ向けて。

（１）生ごみのたい肥化についてです。

家庭から出される生ごみについては、国分寺市一般廃棄物処理基本計画を見ますと、もやせるごみのうち52％がじんかい類と多くを占めています。市では、生ごみ拠点収集事業が実施されており、今年６月６日から西町地域センターでの収集が新規に始まりました。始まって約３か月ですが、現状の登録者数や収集量、周知方法について教えてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　生ごみのたい肥化事業については、事業に参加する前に登録証の交付を行ってございます。８月末の段階で12世帯となってございます。

また、今年は６月から気温が高い状況があったことも影響しているというふうには考えておりますが、収集量は８月22日時点で149キログラムでございました。

今後は、より収集量を増やすため、施設の利用者の方や地域の方に向けて、チラシの配布や施設での配架など、周知を一層強めてまいりたいと考えてございます。

○８番（松岡まり君）　これまでなかった西町地域での新たな拠点として期待されている事業だと考えます。さらなる登録者数増加や回収量の増大につながっていくよう、周知をよろしくお願いいたします。

また、市内にはマンションをはじめとした集合住宅が多くあります。３月の予算特別委員会では、生ごみ拠点収集事業の拠点の増設について、集合住宅の管理者の方などへ働きかけていってはどうかと提案しました。ホームページでは、自治会・町内会、集合住宅の皆さんへ向けて呼びかけていただいているところです。市には、マンションの管理者の方などから、どのような問合せが来ているのでしょうか。また、市民の方と直接お話しされている御担当として、認識されている課題を教えてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　生ごみたい肥化事業の収集拠点の設置に係る相談については、所管課で

あるごみ減量推進課に寄せられてございます。

その内容ですが、誰が収集管理を行うのか、臭いが生じるため居住者同士の合意形成が難しいなど、マンション側で解決しなければならない内容となっており、時間のかかる状況がうかがえているというところでございます。

○８番（松岡まり君）　市として呼びかけを行っていただいていますが、課題も多いということです。柔軟に対応していただいているとうかがえます。

この生ごみ回収について、私のほうには好意的な御意見が多く届いています。しかしながら、「近くにあったら持っていきたい」という声や、「持っていきたい気持ちはあるが、現実的には時間が限られていて難しい。ごみ出しのついでにできるとありがたい」など、個人によって、御家庭によって様々異なるようです。

この生ごみ拠点収集について、知らなかったという方もまだ見受けられます。マンションからの問合せの際は、丁寧に御紹介されていく中で、拠点増設につながるように、今後もよろしくお願いいたします。

これまでの委員会や一般質問等で、今後も拠点を増設していくという御答弁を確認し、心強く思っています。今後、増設していく箇所についての考え方を教えてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　公共施設に設置している生ごみ収集拠点は、まず市内全域を見渡しまして、空白地域や設置に向けた声なども考慮して、施設の所管と協議しながら進めているところでございます。受け入れる側の収集事業者との調整も必要になりますが、現在の拠点との兼ね合いも見据えながら、実施可能な公共施設があれば、粛々と設置の拡大を進めていきたいと考えてございます。

○８番（松岡まり君）　公共施設では、所管課と対話しながら進めていっていただきたいと思います。徒歩圏内、そして理想としては小学校区に１か所の拠点があれば身近に感じて持って行きやすいという御意見もあります。現在、第二小学校と第四小学校での回収を行っていただいていますが、市内全体のバランスを見つつ、その他の小学校へのアプローチも、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、先日訪れた日野市のせせらぎ農園というところの御紹介をしたいと思います。こちらは家庭の生ごみをたい肥化し、野菜を育てるコミュニティガーデンでした。2002年、市民の生ごみは宝という思いから始まり、家庭や牧場、自治体など、多様な主体が関わりながら柔軟に続いてきたそうです。枯れ葉や竹も活用し、敷地内では竹炭づくりも行われています。たい肥は３か月かけて丁寧に寝かされ、現場に臭気は感じませんでした。単発参加や会員制で人々が集い、生ごみを資源に変えるというだけでなくて、市民の居場所としても息づくという姿に心を打たれました。農地を残していきたいという方や、生ごみをたい肥化するという意欲の高い方、様々な市民が集って実践されたからこそできていることだと思い、せせらぎ農園から学ぶものは多くあります。

また、国分寺市内にも、生ごみを循環させていきたいという活動をする市民が多くいらっしゃいます。多様な立場の人々が集まって、知恵を絞って対話し、生ごみという資源の循環に向けてアクションしていきたいと考え、次の質問に移ります。

それでは２、ゼロカーボンシティの実現へ向けてです。

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化が現実になっています。世界中で異常気象、猛暑や豪雨、干ばつが激甚化し、年々深刻になるのを痛感します。今と未来に向けて、生き物たちが地球全体で共存していくすべについて、私たち人間はどうあるべきかについて、常に考えていく姿勢が大切です。

それでは（１）国分寺市ゼロカーボン行動計画の現状についてです。

まず、市の事務事業における地球温暖化対策が記載されている市役所版について伺います。

８月１日号の市報では、「市教育施設等20施設の電力を再エネに切り替え」というタイトルで、導入予定の施設の掲載がありました。既存の施設の改修工事の際の断熱や再生可能エネルギーの導入について、直近の現状について教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　市の施設における令和６年度の太陽光発電設備の設置状況につきましては、新庁舎、市立第三小学校と第十小学校の増築分、それと内藤地域センターとなります。また、内藤地域センターにつきましては、窓の断熱改修も実施しております。

○８番（松岡まり君）　分かりました。

先日、厚生文教委員会のメンバーで、第三小学校、第十小学校に新しくできた学童保育所と、その増築棟を視察させていただきましたが、屋上でつくられた太陽光エネルギーを校舎全体の電力として一部使用しているという説明を受けました。エネルギーの地産地消という観点から、とてもよい取組だと思います。環境教育として、建物内で授業を受けている子どもたちに、こういった現状を伝えていくことも取り入れていただきますようお願いいたします。

次に、ゼロカーボン行動計画の施策には、広域連携による再生可能エネルギー利用促進に向けた検討と記載があります。こちらについてと、また、現在、市が広域で取り組んでいることについて教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　広域での連携につきましては、市報８月１日号に、首都圏内の事業者が再エネ電力を共同購入できるという案内のほうを掲載しております。市は株式会社エナーバンクと再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定を締結しておりまして、協定を締結した自治体に所在する事業者が共同購入に参加できるというものになります。事業者が集まることにより、スケールメリットを生かすことが可能となるというメリットがございます。また、数が集まれば集まるほど、エナーバンクが提供する競り下げ方式の電力リバースオークションの利用によりまして、再エネ電力の導入だけでなく、電気料金の削減が見込める、こういうことになります。

○８番（松岡まり君）　首都圏内の事業者を対象にして、広域で再エネ電力を共同購入することによるスケールメリットの御説明だったと思います。再エネのさらなる導入を目指した事業と考えまして、進めていただけたらと思います。

一方では、地域内で発電した再エネを消費し、環境保全や地域のエネルギー自立につながるエネルギーの地産地消の視点も大切だとやはり考えます。広域連携と地産地消のバランスは今後考えていくべき視点だと思います。

それでは、次に、計画内の施策にありますが、官民連携で進めることも大切です。人的・技術的なリソースを補完し合うことや経済活性化の効果も期待されています。現在、国分寺市で官民連携で取り組んでいることについて教えてください。また、今後の取組について、市の考え方を教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　市では国分寺市環境基本条例に基づきまして、市民、事業者、市が一堂に会し、環境をテーマに自由に意見交換を行う場としまして、環境ひろばを開催しております。

ひろばという言葉には、開けた場所というほかに、集会などをする場、イベントや催しを行う場、遊び場というような意味がございます。

官民連携につきましては、市報でお知らせをしておりますが、環境ひろばにおいて、６月に東京ガス株式会社を招いて、「エネルギー会社と考える　家庭でもできるゼロカーボン」というテーマで意見交換の

ほうを行っております。また、小学生を対象といたしまして、７月は市内在住のデザイナーの方を招いて、「デザイナーさんとえがこう！みんなに伝わる再エネでんき」、また８月はＮＴＴ－ＭＥを招きまして、「太陽の力で走らせよう！ソーラーカー作製ワークショップ」、こういったものを開催しているところでございます。これらは開催後記をまとめまして、ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

第三次国分寺市環境基本計画に掲げる基本戦略の原点となる戦略０の国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成、その2030年度の目標でございます、「多くの市民が学びや体験の場に参加し、自ら行動することによって、環境活動の輪が広がっている」を目指して、様々な方法により施策を展開してまいりたいと考えております。

○８番（松岡まり君）　分かりました。月に１度開催されている環境ひろばを中心に、官民連携のイベントを主催されてきたということです。ホームページでの公開を、ぜひお願いしたいと思います。また、様々な取組について、今後もぜひよろしくお願いいたします。

また、東京都では今年度、新規にゼロエミッション地区創出プロジェクト事業を創設しています。発電する未来都市へつなげると掲げており、43億円の予算が組まれ、最長５年の支援で各主体の取組や合意形成等の後押しをするということです。既に再エネを導入している事業者や自治体、これから導入を検討しようと考えている事業者など、点と点がつながり、みんなで取り組んでいくことは、コスト削減やスケールメリットだけではなく、各主体のモチベーションを上げ、情報交換や課題の共有、そして一体となっての取組を見せることで、市民への啓発活動にも様々な意義があると考えます。こちらの東京都のゼロエミッション地区創出プロジェクトについては、今後、公募が開始され、自治体や企業とのマッチングがされるとのことですので、ぜひ情報収集をしていっていただきたいと思います。

また、公共施設で使用している再生可能エネルギー電気のつくられ方を分かりやすく公開していくということや、限りある電気という資源を無駄なく使用していくこと、節電に取り組むということも、併せてとても重要です。実質再生可能エネルギーという表現は依然として分かりにくいという御意見もいただきます。分かりやすい情報公開と周知の啓発について、今後も取り組んでいただけるようお願いいたします。

それでは３、農と市民をつなぐためにに移ります。

昨今の異常気象による収穫量の減少やお米の価格高騰では、農地を守っていくこと、食べるものを守っていくということが、生きていく上で改めて大切なことだと気づかされます。市内農地の減少は年々深刻となり、相続税法上の問題が大きく、国の課題ではありますが、私たちは自分たちにできることを模索し続けていきたいと思います。

（１）第四次国分寺市農業振興計画策定の進捗についてです。

現在、２か年をかけて策定中の２年目ですが、現在の進捗状況についてお聞きします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　第四次国分寺市農業振興計画につきましては、全８回を予定している策定検討委員会が現在５回開催されているというところでございます。

その間に、農業者や事業者、市民を対象としたアンケートやヒアリングなどを実施しており、現在、計画の原案が策定されているというふうな状況となっております。

○８番（松岡まり君）　分かりました。

次に、現行の第三次計画をどのように課題整理し、どのように進展させていくのか、お伺いします。

第三次計画は、令和２年に見直しをされ、修正されていますが、その展開方向③に「食と農を結びつけた国分寺農業への理解の促進」、展開方向⑤に「“市民と農がふれあうまち国分寺”の継続と発展」が掲

げられています。こちらについて、第四次計画では、どのような考え方としてまとめられていくのでしょうか、お伺いします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　議員のおっしゃる、第三次計画における２つの展開方向については、基本施策の一つとして統合いたしまして、地産地消、触れ合い農業の推進として考え方を継承してございます。

この中で、第四次計画の主な取組といたしまして、これまで実施されてきた農ウォークを明文化いたしまして、その継続をうたった内容を掲げているというふうなものになってございます。

○８番（松岡まり君）　私も昨年の一般質問でも紹介させていただきましたが、農ウォークに参加し、収穫体験や、畑で土や緑の香りを感じたり、虫や景観に癒やされました。農業者や参加者、農業委員会の方、ＪＡや市職員の方々と気軽に交流ができて、最後には各グループで感想を共有し合い、おのずと国分寺市の農についてみんなで考えるという雰囲気が生まれたことが特に印象的でした。こういった取組を明文化することには大きな意義を感じます。内容についても分かりやすく記載していただきますよう、よろしくお願いいたします。

第三次計画には、食農体験プログラムとして、農地を巡るツアーの検討や、市民農業大学の受講生減少のため、カリキュラムや自主内容の見直しを行うことが書かれてあります。これらの取組状況についてお伺いします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　食農体験プログラムといたしましてのツアーにつきましては、姉妹都市、友好都市、文化交流イベントや、てのわ桜見幻燈会などにおいて、史跡、農家巡りを実施いたしまして、こくベジメニュー提供店の昼食を食べる機会を設けるなど、農の理解を深める施策を展開してまいりました。

また、市民農業大学においては、植木の圃場を拡大したことに加えまして、決められた１つの野菜を作付けから収穫まで一貫して管理していただくことで、責任や愛着を持つことを通じた農の理解を深めていただく工夫などを重ねてきているというところでございます。

○８番（松岡まり君）　御紹介をありがとうございます。様々な取組の中で農の理解を深められるように工夫されてきているということでした。

私のもとに寄せられている声には、「農にはとても興味があるけれども、なかなか触れ合う機会が持てない」だとか、「市民農園はあるが、定期的には通えなさそうで断念する」、「作る方たちの生活や老後への不安など、農業当事者がどんなことを考えているのか知りたい」、「対話ができたら、お互いに感謝し合えたり、安心して購入することにつながると思う」などといった意見がありました。住宅と農地が隣接している国分寺市で、新しい住宅も増えている中で、身近な都市農業への理解や農の保全、農の存在意義を共有していく必要性は今後もあると思います。市民、市、農業者、ＪＡなど、様々な背景を持つ方同士が農を囲み、農をテーマにした対話ができる開けた場を増やしていく、つくっていくという視点がさらに大切ではないでしょうか。こちらについての見解を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　議員のおっしゃるとおり、都市農地の保全、発展については、市民の理解が重要であるというふうに認識してございます。農ウォークや親子農業体験教室などの参加者アンケートでは、農業者に対する感謝、農への理解が読み取れる感想が多く寄せられてございます。気候や収穫時期の関係から、開催回数を増やすということは非常に困難な状況ではございますが、内容については、さらなる工夫の可能性は十分にあるというふうに認識してございますので、ＪＡなどの関係機関とも協議し

ながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○８番（松岡まり君）　内容について、さらなる工夫をしていくということでした。今のところは、まだ検討中かと思いますけれども、どのようなニーズがあるのかなど、丁寧に話し合っていただきたいと思います。楽しく体験して、農や食を囲んで、おのずと話が弾み、より多くの市民、農業者の皆さんなどが対話できる場をつくっていっていただきたいと求めまして、この質問は終わります。

それでは４、ヤングケアラーの支援についてです。

これまでにも各議員が取り上げられたり、会派としても質問をしてきました。ヤングケアラーとは、2024年６月改正の子ども・若者育成支援推進法によって、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

これまで国分寺市でも、ヤングケアラーに関する周知啓発や、自分がそうかもしれないと思った際の相談先の子どもたちへの提示、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、関連する連絡会や研修への参加など、様々に取り組んでいることと認識しています。改めまして、ヤングケアラー・コーディネーターの現状についてお伺いをいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　令和５年度より、子ども家庭支援センター、現在のこども家庭センターですけれども、こちらにヤングケアラー・コーディネーターを１名配置し、ヤングケアラー支援の推進に取り組んでおります。

主な取組として、学校と民生委員との連絡会への参加、スクールソーシャルワーカーとの定期的な連絡会などを通じて情報交換、情報共有、ヤングケアラーの把握に努めております。

また、実際の個別形成の関わりとしましては、まだ見守りや把握が主な内容となっておりますが、実際の支援チームに加わって、定期的に状況の確認を行ったり、ケースの支援会議に参加するなどを実施しております。

さらに、市民支援関係者への研修や普及啓発として、昨年は11月に支援関係者向けの研修会を開催し、支援に必要な知識についての講座及びグループワークを行いました。

また、障害福祉部門では相談支援事業所連絡会、高齢福祉部門ではケアマネジャー研修会にも参加し、ヤングケアラー支援について考える機会を設けております。

○８番（松岡まり君）　御説明ありがとうございます。それでは、具体的な支援についてお伺いします。

産前産後等に家事や育児の支援をする育児支援ヘルパーの事業内容が今年度より整理されまして、事業名称の変更と、ヤングケアラーも支援対象に含まれることとなりました。支援の充実となったと思います。さきの厚生文教委員会でも議論に上がっていたことを確認していますが、こちらの事業は利用者負担が１時間当たり600円となっており、ヤングケアラーが利用するにはとてもハードルが高いのではないでしょうか。群馬県高崎市では無料でヘルパー派遣を実施しておりまして、令和６年８月までの２年間において、153件の相談と、そのうち50件の無料ヘルパー派遣があったようです。国分寺市でも、この事業の利用者負担を無償としてはいかがでしょうか。検討状況をお伺いします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　今、御紹介がありましたように、昨年度まで実施しておりました育児支援ヘルパー事業を再編し、今年度４月より新たに子育て世帯訪問支援事業を実施しております。子育て世帯訪問支援事業は、昨年度まで育児支援ヘルパー事業の対象であった要支援家庭に加えて、ヤングケアラーのいる家庭も対象としております。

現在までのところ、本事業でヤングケアラーのいる家庭の支援は行っておりませんが、ヤングケアラー以外で、今年度、数件程度実績がございます。利用者負担を含めて、これまで他自治体の状況等を確認しております。引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えます。

○８番（松岡まり君）　支援の状況についてお伺いしました。

実は私自身が、ヤングケアラー、若者ケアラーだったという経験があります。当時はヤングケアラーという言葉はなく、家事や母の介護を当たり前として担ってきました。高校生の頃に違和感を覚えて、実家から離れない形で大学に通い、長時間運転と家事、アルバイトに追われ、不安や涙に暮れる日々もありました。事故や睡眠不足で、命の危機さえ感じたこともあります。もしヘルパーに頼る制度や無償支援があれば、本当に救われたと思います。

また、母や家庭のことは、私がしなければならないと思い込んでいましたし、友人に相談することも極めてまれなことでした。家庭の暗いイメージを学校に持ち込みたくない、相談しても「大変だね」と言われて暗い雰囲気になったこともありました。

ヤングケアラー、若者ケアラーについての社会的な認知度を高めて理解を広げ、支援策があることや、他者に頼っていいということを当事者に知らせることが必要です。そのためにヤングケアラー支援条例の制定を求めます。ほかの自治体では、それぞれの特性を盛り込んだヤングケアラー支援条例やケアラー支援条例をつくっている地域が増えています。過去の議会の質問において、埼玉県の条例に対しまして、基本理念やヤングケアラーの位置づけは、本市と同様の方向性にあるといった御答弁を確認していますが、見解をお伺いします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　本市におきましては、すべての人を大切にするまち宣言に基づき、事業の実施や施策を推進しており、現在、ヤングケアラー条例の制定については考えておりません。

ですが、他自治体の実施するヤングケアラーの支援については、引き続き情報収集を行い、支援に努めてまいりたいと思います。

○８番（松岡まり君）　条例は、ヤングケアラー支援に対する基本理念を定めて、市の責務、保護者及びその家族、学校、市民、事業者や関係機関の役割等を明らかにすることになります。

今年度４月に施行された神奈川県藤沢市の、ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例では、「人は、みな誰かから身体や心のケアをされて生きています。」との前文から始まり、ヤングケアラー、若者ケアラー、ビジネスケアラーなど、現在、法にはない、各年齢におけるケアラーの定義がなされるなど、大切な項目が盛り込まれています。次代を担う子ども・若者が、自分の可能性を諦めることなく生活できる環境の実現のためにも、条例制定を求めておきます。

また、兵庫県尼崎市では、ヤングケアラーの経験者たちと交流するピアサポート事業があったりなど、ほかの自治体の支援策として、先行事例は多種多様です。今後も情報収集を続けながら、国分寺市としての支援の在り方を検討していただき、また、私も考えて模索し、求めていきたいと思います。

それでは５、妊産婦に寄り添う支援をに移ります。

私の初めての一般質問である2023年の６月議会で、誰かとつながりたい妊産婦、支援をしたい専門職、資格はなくても育児経験のあるピアサポーターなど、社会全体で命や子どもを中心としたぬくもりのあるつながりを形成し、気軽に集まる場所がオンラインでも必要とお伝えしました。あれから２年と少したちましたが、喫緊の支援は必要ないかもしれないが、妊娠や子育てに不安を持つ方というのは依然として多いと思います。悩みや不安を誰にも相談できずに抱え込みやすい傾向のある初産の方は、特に妊娠期から

社会とつながっているということは重要です。

国分寺市では、妊娠初期、母子手帳をもらいに行った後、ゆりかご・こくぶんじ面接の予約をします。ホームページには、妊娠、出産、子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援に加え、経済的支援を一体的に実施しますとありまして、こちらは妊娠期からの切れ目のない支援の一つである出産・子育て応援事業でのギフトがいただけるという事業です。今年度からの出産・子育て応援事業における妊娠時の経済的支援についてお伺いをいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　出産・子育て応援事業につきましては、今年度より事業の内容を一部変更して実施しており、妊娠時の経済的支援として、ゆりかご育児パッケージと妊婦支援給付金の出産応援ギフトを交付しております。

今年度より交付対象となった方には、ゆりかご育児パッケージについては胎児１人当たり１万円相当のクーポン券を交付し、出産応援ギフトについては５万円の現金または５万円相当のクーポン券を交付しております。現金かクーポン券かは申請者に選択をしていただいております。クーポン券を受け取った方は、クーポンを使って育児用品や子育て支援サービスの提供を受けることができます。育児用品等の提供につきましては、ゆりかご育児パッケージと出産応援ギフト、いずれも東京都出産・子育て応援事業における広域連携事業を活用しており、東京都の委託事業者が提供する専用ウェブサイトを通じて育児用品等の提供を受けていただいております。

○８番（松岡まり君）　以前はゆりかご育児パッケージとして、こくベジとカタログギフト、そして東京都の出産応援ギフトを頂いていました。ありがたい事業だったと記憶しています。それが今年度はクーポン券と、現金またはクーポン券に変更されているということ、そして選択もできるということが分かりました。ありがとうございます。

産後ケア施設を運営する会社の調査によりますと、初産の妊娠中の女性の93.2％が産後の不安を抱えているという調査があります。現在の20代から30代はスマホ操作が身近で、厚生労働省の調査によると、出産前に77.4％の方が就業している。こういったことから、移動負担なく、どこでも参加できるオンラインコミュニティの利便性は高いと考えられます。実際に半数以上の母親が、オンライン参加で孤独感が軽減されたと回答している調査もありました。専門職や育児経験者とのマッチングシステムも、支援が届かない場所にセーフティネットを広げる有効な手段となると考えます。

オンライン支援は、産後の孤立を和らげ、安心して育児できる環境づくりに貢献すると考えます。このようなオンラインコミュニティやマッチングシステムは、様々な団体がサービスを展開していますが、こういった利用券をゆりかご育児パッケージや出産応援ギフトの選択肢の一つに加えてはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　現在配布しているクーポン券につきましては、東京都の広域連携事業を活用して育児用品等の提供を行っておりますため、提供内容をこちらで変更することができないという状況でございます。

○８番（松岡まり君）　今、御説明いただいた東京都の出産・子育て応援事業である赤ちゃんファーストの交換商品サイトを、今回、改めて確認しました。このサイトにオンラインプラットフォーム等の利用権があると、選択肢の幅が増え、新たな発見につながるのではないかと考えます。既に試行的な導入を実施されている自治体も、東京都ではないのですけれども、あるようですので、こちらはまた別の機会に提案していきたいと思います。

また、このようなオンラインプラットフォームやマッチングシステムは、オンライン相談とはまた異なり、相手とよりフラットな関係性の構築につながると考え、それがその後の子育てにおける情報共有や孤独感の解消にも有効だと思います。そして、これらを初産の妊婦の時期に情報提供することは大切な視点ではないかと思っています。母子手帳交付の際の母と子の保健バッグに入れたり、ぶんじ子育てナビに掲載するなど、方法も様々考えられますけれども、こういったことも別の形で、また提案したいと思っています。

気軽にオンラインでつながるという時期を経て、地域のリアルなつながり、リアルの助け合い、支え合いに発展していけたら、子育てはつらいというイメージを払拭するだけでなく、幸せな子育てにつながっていくのではないでしょうか。

私自身は、初産を海外で経験し、出産は無事でも帰国後の育児でしばらく苦しみました。知らない土地である国分寺市で孤立してしまい、途方に暮れていました。私だけでなく、多くの出産経験を持つ市民の皆さんが、１人目の妊婦のときから気兼ねなく助け合って育児することの大切さを訴え、また、自分のつらい経験を基に、妊婦さんたちとつながる活動をしている方たちもいます。こういった支援について引き続き求めまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは６、予防接種事業についてです。

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチンを接種することです。一方で、本来、病気とは、日々取り込んでいる細菌やウイルスとの共存の結果、自身の免疫機能が低下する際に発する状態などをいいます。そのため、これらへの免疫力を高めるには、毎日の食べ物のバランスや住環境を整えること、そして、その人にとっての良好な精神状態を保持すること、適度な運動などが何よりも大切だと考えます。食の安全性の懸念が慢性化し、環境汚染が深刻化している昨今、免疫力をどう高めていくかや、自分らしく生きる心や体づくりと予防接種との関わり方も考えながら質問したいと思います。

（１）男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業創設について。

ＨＰＶワクチンは2022年より女性の定期接種の積極的勧奨が再開され、ヒトパピローマウイルスの感染を予防するとされているものです。しかしながら、末梢神経の障害によって、力が入らない、感覚が分かりにくい、しびれるなどの症状を起こすギラン・バレー症候群や、免疫力が強くなり過ぎて、自分自身の体を攻撃してしまう自己免疫により、脳や脊髄、目などの神経を傷つけてしまうことで発症する急性散在性脳脊髄炎など、重篤な副反応の報告数が多くあったため、2013年４月に定期接種化された僅か２か月後の同年６月、国の勧奨が中止され、その後、2022年４月に再度勧奨がスタートしました。ＨＰＶワクチンの導入については、リスクと効果との間で様々な議論が今も続いています。

そのような中、７月の新市長の所信表明では、男性ＨＰＶワクチンの任意接種事業の創設が挙げられていました。まず、創設に至るまでの経緯を教えてください。

○健康部長（新井宏伸君）　本市におきましては、東京都が令和６年度に男性ＨＰＶワクチン接種事業に対する補助事業を創設したことなどをきっかけとして、国や東京都などの情報収集を始め、ワクチン接種の効果や副反応、定期接種化について議論が継続されていることなどを確認しておりました。また、他自治体の動向についても注視してまいりました。

これらの情報を背景として、市長より、男性に対するＨＰＶワクチンの任意接種事業の創設の方針が示されたことを踏まえ、事業の構築を進め、令和８年度当初からの実施に向けた準備を進めているところで

ございます。

○８番（松岡まり君）　国における議論では、費用対効果が著しく低いために定期接種化しないということが現段階の見解であり、効果があるとうたわれている肛門がんの罹患者数は非常に少ないということが関係しているようです。男性ＨＰＶワクチン接種で認可されているワクチンであるＭＳＤ株式会社の４価ワクチン、ガーダシルの添付文書によりますと、男性に対応する疾患は、肛門がんのうちの扁平上皮がんと、尖圭コンジローマのみです。また、この添付文書には、添加剤としてアジュバントと呼ばれる免疫増強剤であるアルミニウム塩や乳化剤であるポリソルベート80という物質も含まれていますが、これらの副作用についても議論があります。進めるに当たっては課題が多く、慎重になっていただきたいと考えます。

男性接種については治験数が圧倒的に少なく、安全性のデータ収集が課題と言われています。効果検証がまだ十分にされておらず、特に長期的な有効性や副反応に関するエビデンスは女性接種と比べても限定的です。このようなＨＰＶワクチンについて、市はどのように考えているのでしょうか、教えてください。

○健康部長（新井宏伸君）　ＨＰＶワクチンの安全性につきましては、令和４年４月の女性への定期接種の積極的勧奨再開後も、国の副反応検討部会において、医療機関等からの副反応疑い報告の状況などを踏まえて継続的に評価が行われており、重大な懸念は認められないと判断をされているということでございます。

○８番（松岡まり君）　令和４年４月に積極的勧奨が再開され、重大な懸念は認められないとのことでしたが、先日、令和４年６月末にワクチンを接種し、重篤な副反応の被害を受けた20代の女性のお話を聞きました。「初めは怖いなと思った。でも、２回目のはがきが来たので、打ったほうがいいかなと思い、インターネットで検索したら、大丈夫なワクチンであることを知り、打ったところ、３日後に症状が出た。」という実際の声でした。今現在、治療を進めていますが、３年以上たっても激しい倦怠感などがあり、大学進学や就職など、自分の将来を決めていく真っただ中にある時期に、進路を諦め、つらい思いをされているということを聞き、非常に胸が痛くなりました。

ＳＮＳを活用しながら、副反応の情報公開の徹底などを求められています。副反応についての情報をしっかりと公表してほしいと要望します。どのように公開されていくのか、現段階での見解をお伺いします。

○健康部長（新井宏伸君）　事業開始に当たりましては、市のホームページにおいて、制度の内容、ワクチンなどの情報について掲載をいたします。

また、接種前に対象者やその保護者に読んでいただくためのワクチンの説明書を作成し、ワクチンの効果や副反応などについて、分かりやすく掲載したいと考えてございます。

あわせまして、接種実施時には医師より副反応等の説明をさせていただきます。

接種につきましては、御自身や保護者に判断していただく必要があるものと認識してございますので、判断していただくための情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

○８番（松岡まり君）　ただいまの御答弁にありましたが、接種時におけるインフォームド・コンセントというのは医療法に基づく基本的な行為であり、重要です。そして説明書の作成の際には、効果と副反応をしっかり示していただきたいと思います。

また、ホームページでは、ワクチンの説明とは別のサイトで、安全性や副反応についての紹介を丁寧に行っていくということを提案したいと思います。これまでにも御紹介しましたが、大阪府泉大津市や静岡県静岡市、三重県名張市等では、ＨＰＶワクチン接種の副反応等について、別のサイトで詳しく提示していまして、市として、自身で接種の判断をしてほしいという姿勢がうかがえます。

さらに、別の被害者の方は、病院や医療センターに行ったが、たらい回しにされ、厚生労働省が指定する協力医療機関でも納得のいく治療を受けられなかったということでした。

副反応が出た際の効果的な治療法をまとめたものに、新医協ＨＰＶワクチン検討会というところから出版されている『プライマリーケア医が行うＨＰＶワクチン副反応診療の手引』というものがあります。ここには、症状を訴えて来院した際のフローチャート等が示されています。ワクチンの副反応は、まれとはいえ、発症した方にとっては100％です。あわせまして、国分寺市医師会でも共有していただきたいと要望させていただきます。

それでは、ＨＰＶワクチン接種事業を開始するのであれば、まずは感染の仕組みをしっかり子どもたちに伝えるということが大切です。包括的性教育とは、これまでにも議会の場で取り上げられてきていますが、性を人権の視点で捉え、身体的、精神的、社会的な側面から、体系的かつ段階的に性に関する知識、態度、スキルを身につける教育を指します。国際的には、ユネスコなどによる国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、性の多様性やジェンダー平等、生涯にわたる心身の健康、望まない妊娠や性暴力の防止などを包括的に扱います。ワクチン接種と並行しまして、性感染症を含む包括的性教育を実施することは、子どもたちや若者が自らの意思で納得してワクチン接種を判断できる環境づくりに寄与し、知識の向上と不安の解消にもつながっていくと考えます。

先日の、はぎの議員の小児インフルエンザの経鼻ワクチンについての一般質問では、市民が選択して接種していただける環境を整えていきたいといった御答弁が健康部長からありました。包括的性教育を同時に進めていただきたいと考えますが、こちらについて、市の見解をお伺いします。

○教育長（古屋真宏君）　各学校におきましては、学習指導要領に示された内容に基づきまして、性教育について適正に指導しております。

また、文部科学省の生命の安全教育の手引や東京都教育委員会の性教育の手引などを活用して、性感染症の感染経路や予防法について理解を深められるよう、指導の充実を図っているところでございます。

○８番（松岡まり君）　これまで会派としても取り上げてきましたが、日本における学習指導要領に基づいた性教育には歯止め規定があります。さきの国際セクシュアリティ教育ガイダンスの内容を満たすには、まだ不十分だとの指摘がなされているところです。

包括的性教育を組み合わせ、ＨＰＶワクチン接種事業を行った自治体と学校の事例では、正しい知識の普及によって、自分で判断したい、納得して接種したいといった学生が増え、主体的な選択を促せたといった成果が2022年に報告されています。知識を深める過程で新たな不安が生じる場合も見られたようであり、これに対しては十分な説明や継続的なフォロー体制があることで、最終的には自分で納得のいく判断を下せるということが強調されています。

接種対象となる子ども・若者たちが、自分のことを大切にするという人権の視点から性について考え、その上で、ワクチンについての効果と副反応の情報を加味しながら、接種の是非について、自分や保護者とで判断できるような環境づくりを整えていただきたいとお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（星いつろう君）　以上で、松岡議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩といたします。

午前10時22分休憩

午前10時42分再開

○副議長（星いつろう君）　　会議を再開いたします。

ここで、鈴木議員及び新海議員より水の持込みの申出があり、これを許可しましたので、御報告いたします。

また、傍聴人から本会議の写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

◇

○副議長（星いつろう君）　　続きまして、鈴木議員。

○１番（鈴木ちひろ君）　　無会派（グリーンな国分寺）の鈴木ちひろです。通告の順番で質問させていただきます。よろしくお願いします。

１、戦後80年、市民みんなが平和を考えるきっかけづくりをについて質問します。１番、これからを担う世代の平和教育の充実についてです。

今年で終戦から80年となりました。世界で唯一の被爆国である日本では、核兵器のない世界に向けて取り組んできた日本原水爆被害者団体協議会が、去年、ノーベル平和賞を受賞するなど、悲惨な戦争を二度と繰り返させないための活動が続けられています。

国分寺市の非核平和都市宣言でも、「私たちは戦争による世界最初の被爆国の国民として平和憲法の精神にのっとり核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け積極的な役割を果たさなければならない」と明記されています。

戦争を繰り返さないためには、まずはかつて何が起きたのかという歴史を学ぶことが重要ですが、身の回りの戦争体験者は確実に減少しています。今の小・中学生のほとんどは祖父母が戦後生まれで、家族から直接、戦争の話を聞く機会も少なくなっています。こうした中で、これまでと同じ平和教育を繰り返すのでは、当事者意識を持って平和や戦争体験について学ぶことは難しくなっていると考えます。

市では、様々な平和事業を幅広く展開していますが、戦後80年という節目に、今後の新しい世代への平和教育、学習について考え直すことが必要だという視点から、市の考えを伺っていきたいと思います。

今回の質問に当たり、国分寺市がどのような平和教育をこれまで行ってきたのか調べてみました。若い世代が主体的に学ぶことができる機会が既に幾つかありましたので、まずはその点についてお聞きします。

戦後80年の節目として今年実施した平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク戦後80年事業、多摩地域平和ユース生の内容と今後の流れなどについて伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　　本事業は、多摩地域平和ネットワークとして、令和６年１月に策定しました平和宣言において、平和文化の担い手を育成していくことを掲げていることから、この実現の一つとして実施しているものとなってございます。

高校生・大学生世代を対象といたしまして、原則各市１人、全26人を平和ユース生に選出し、「平和」をキーワードとして、人権、教育、まちづくり、スポーツ等を絡めながら、来年２月に開催いたします平和サミットにおいて、若い世代の視点で政策提言をしてもらい、多摩地域から発信をしていくものとなってございます。

６月下旬に事前研修からスタートし、先月８月には広島へ研修派遣、その後の事後学習を通じて、平和サミットでの政策提言に向けて、ユース生の自主性、積極性、協調性を重視しながら事業を進めているところとなってございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　来年２月に平和サミットがあるということで、そこで市長たちに政策提言をするということですね。楽しみにしております。

貴重な機会なので、映像や実施報告書などでまとめていただき、今後のアーカイブ化を考えていただけたらいいのではないかと思っています。また、ぜひこのユース生の横のつながりを今後に生かしていただきたいと思います。

1988年に国分寺市でスタートしたピースメッセンジャーの広島派遣事業の応募状況についても伺いたいと思います。毎年、定員の約３倍ほどの応募状況とお聞きします。定員を増やすなど提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　本事業は、小学５年生から中学２年生の児童・生徒を募集いたしまして、定員12人に対して、応募多数の場合は抽せんによりピースメッセンジャーを決定してございます。

コロナ禍により、令和２年度は事業中止、翌年度は派遣中止で、オンラインによる学習を実施したところでございますけども、令和４年度以降は毎年定員を上回る応募をいただいておりまして、今年度は35人の応募がございました。

定員を増やすということでございますけども、広島派遣は人権平和課の職員が引率して実施しておりまして、担当職員のほか、市長も参加されております。新型コロナウイルス感染症が落ち着き、令和４年度から派遣を再開いたしましたけども、コロナ禍、加えて現地広島での熱中症対策等に万全を期すため、保健師も同行して実施しているところでございます。安全・安心に派遣活動を行うためにも、現下の状況では定員を増やすことについては考えてございません。

○１番（鈴木ちひろ君）　夏の時期の派遣ということで、安全管理の面からも人数を増やすことは難しいということは、非常に理解できると思いました。９月21日には平和祈念行事でピースメッセンジャーの方の報告もあると思いますので、こちら楽しみにしております。

今、お尋ねした２つの事業は、特定の数名の子どもたちが参加する施策であり、平和をつくっていくリーダーを育成するという観点では非常に重要ですが、小・中学校に在籍する全ての子どもたちが経験、学習できる機会の提供にも、より一層、今後取り組む必要があるのではないかと考えます。子どもたちへの平和学習の意義を市としてどう考えているか、そして市で取り組んでいる、学校で取り組んでいる平和教育の内容を、２点まとめて伺います。

○教育長（古屋真宏君）　各学校では、これまでも学習指導要領に基づきまして、平和に関する学習を行ってまいりました。

平和に関する学習は、児童・生徒に対して、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う大切な機会であるというふうに認識をしているところでございます。

平和に関する学習につきましては、学校で様々な工夫を凝らして取り組んでおり、例えば、小学６年生や中学３年生では、社会科の歴史の学習において、児童・生徒が自らの興味や関心に基づいて課題を発見し、解決していく学習の過程で、図書資料や映像資料など様々な資料を活用して、今後も国際社会の平和と発展のために果たさなければならない責任と義務があることについて学んでいるところでございます。

また、国語科ですとか道徳科におきましても、戦時中の暮らしや平和への願いについて扱った教材に触れることで、教科等の学びを深めるだけではなく、平和の尊さについても学んでいるところでございます。

このほかに、学校は児童・生徒や地域等の実態に応じまして、戦争体験者をゲストティーチャーにお招きをしたり、広島平和記念式典等の様子を取り上げたりするなど、様々な工夫を取り入れて授業を行って

いるところでございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　ふだんの平和学習の内容をお聞きしました。

では、戦後80年という節目の機会を捉えて、学校がどのような平和教育に取り組んでいるのか教えてください。

○教育長（古屋真宏君）　今年度、教育委員会では、年度当初から、戦後80年、こちらを念頭に、学校の実態に応じた人権教育や平和教育に取り組むように指導してきたところでございます。

これを受けまして、全ての学校で、現在、様々な取組を行っているところでございます。例えば、全校朝会や集会で、校長講話の中で、戦後80年であることに触れ、世界の様子に目を向けて、平和について考える機会を設定したり、平和の大切さを共有する平和のメッセージツリーの作成に取り組み、平和への願いを形にする活動に取り組んだりするなど、例年行われている学習に加えまして、新たな学びの機会を創出しているところでございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　分かりました。

先日、第四小学校で東京大空襲の体験講話を聞く機会がありまして、私も見学に行かせていただきましたが、市内在住の体験者の方で、ここ数年、毎年、第四小でお話しされているということでした。

平和学習の一環として、生の戦争体験を聞く機会の重要性を学校としてどのように認識しているのでしょうか。また、全ての学校で、このような生の戦争体験に触れる機会があるかどうかお伺いします。

○教育長（古屋真宏君）　私も第四小学校の校長でしたので、第四小学校で継続的にお招きをしてお話を伺う機会があるということは存じ上げているところでございます。

戦争の体験者や語り部の方を講師としてお招きすることは、子どもたちが理解を深める上で効果的な指導であるというふうには考えております。今年度も複数の学校で児童・生徒や地域の実態に応じて取り入れられているというふうに考えております。

このような外部の方を講師としてお招きして行う授業の実施につきましては、各学校が児童・生徒や地域の実態に応じて、年間指導計画に位置づけて行われるというふうになっておりますので、今後も学校において、必要に応じて実施していくものであるというふうに考えております。

○１番（鈴木ちひろ君）　効果的な学習になるということで、重要性は共通して認識しているのかなと思いました。

実際に体験者の方からお話を聞くことが年々難しくなっている中で、市立小・中学校に通う全ての子どもたちが生の戦争体験を聞く機会を提供していっていただきたいなと思っています。全校までいかなくても、市内で戦争の実体験を語りたいと考えている市民の方が実際にいらっしゃいますが、学校につながりにくいともお聞きしているところです。

そこでお伺いしますが、数年前から小金井市では、戦争体験者の方に、戦争体験の語り部として御登録いただき、その人材の把握に努めることとしています。御登録いただいた方には、市の平和推進事業において講演を行っていただくなど、平和事業の推進に御協力いただいているということでした。国分寺市でも語り部の募集、登録をやっていただくことを提案したいと思っていますが、そちらはいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、お話しいただきました語り部については、本市では募集を行ってございませんが、市内在住の戦争体験者や原爆の被爆者の方々、またその御家族の方が本市の平和事業に御協力をいただいている状況でございます。

御提案を踏まえまして、この方々にお話を伺いまして、お考えを聞きながら、市の関わり方について、

少し考えさせていただきたいというふうに思っております。

○１番（鈴木ちひろ君）　ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、体験者は年々減っていくという状況で、早急な対応が必要になりますので、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

また、広島・長崎の被爆体験伝承者などの講師派遣事業というものがありまして、これを活用するなど、子どもたちも含め、全ての市民に平和教育、平和学習を提供するために、市として何ができるかも伺いたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　議員に御案内いただいた広島市、長崎市では、被爆体験証言者・伝承者の派遣事業を実施されているところでございまして、本市においても平和祈念行事等に活用させていただいているところでございます。

派遣事業は、自治体や学校などが主催して、平和を学ぶ目的で行う平和学習等に活用できるものですので、引き続き、本市における平和学習の場で活用していきたいというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　これについては、引き続き、ぜひお願いいたします。学校現場でも、この事業の活用も考えられるのではないかなと思っていますので、御検討いただければと思います。

ここまで、学校教育の場を中心として、子どもたちに戦争の記憶をどのように継承していくべきか伺ってきました。しかし、学校現場だけに学びの機会を求めるのは限度があると思います。実体験として、戦争体験者の生の声を聞くことができる機会が減っている中で、今後重要になるのは、映像や資料などによって戦争の記憶を記録に残す取組だと思います。その観点から、次の質問に行きたいと思います。

２番、戦争体験を記憶から記録にです。

国分寺市には、既にすばらしい資料が多くまとめられているということが、この質問を考えている中で分かってきました。例えば、2017年に市民生活部がまとめた、こちらの戦争体験映像資料、「語り継ぐ戦争の記憶　～平和への願いを込めて～」では、国分寺市内で暮らす戦争体験者の方の体験を動画で見ることができ、生の声、生の言葉で戦争の体験について伺うことの重要性を感じるものでした。また、これまでも聞き取りを行って、複数の体験記録集などもまとめられています。

2019年、教育委員会によってまとめられた、この『国分寺市の戦争記録―戦争末期の国分寺町内で起きたこと―』、そして2008年には政策部で、『現代、そして未来のおとなたちへ・・・』などがまとめられています。今回、たくさん読ませていただきました。すばらしい資料だと思いました。こうした資料のさらなる活用が、今後とても重要だと考えますので、市の考えを伺っていきます。

先週まで市役所１階で原爆パネル展が行われていました。別の用事で来庁した市民の方々も、ふらっと立ち寄られる様子をよく見ましたが、これまでの旧庁舎では、スペースがなく、実施できていなかったということでした。戦中の国分寺市の様子のパネルなどもあり、とても勉強になったところです。ただ、スペースに対して、展示物が少し少ないようにも感じました。今後も市役所でのパネル展示を、公民館と併せて、ぜひ実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　原爆パネル展につきましては、毎年７月から８月にかけて、ひかりプラザ、公民館でこれまでも実施してきております。今年度は、新庁舎移転に伴いまして、ひかりプラザに代わって、市役所１階の多目的スペースを活用してパネル展を開催いたしました。

議員の御紹介のとおり、市役所にお越しの方々が、用事の前後等に立ち寄り、御覧いただく中で、被爆の実相、戦争の実相を知り、平和というものを考える一つのきっかけづくりになったものと考えてござい

ます。

展示物につきましては、市内在住の被爆者の方々からお借りしたパネルや、戦時下の写真等の資料をお持ちの方の御協力により作成したパネルを、同時開催する公民館等と掲出するものを調整いたしまして、展示内容としてございます。

今回、市役所の多目的スペースで開催できましたので、展示物や内容について振り返りを行いまして、次回以降の開催に生かしていきたいというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　分かりました。

パネルに関しては、市は実際に展示されていたよりも多く所持しているということをお聞きしております。公共スペースでの展示ということで、選別しているという対応は理解しているんですけれども、ただ、年齢制限ありの仕切りを設けたり、注意書きを設けたりなど、配慮した上で、展示の工夫をしていただけないかなとも思いました。他自治体や資料館などの事例も参考にしながら、できる限り多くの資料の活用を今後検討していただき、来年度以降の展示のやり方に生かしていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

では、この映像記録集について、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、国分寺市戦争体験映像記録集はとても貴重なものですが、平和学習として活用されている現状はあるのでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　御紹介いただきました映像記録については、ＤＶＤになるんですけども、一例として、９月に実施している平和祈念行事において流すなど、平和事業実施の折に活用しているところでございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　分かりました。市内の図書館には全て配架されているということですが、もっと、今後、活用できればなというふうに思っています。

そこで提案したいと思いますが、市のユーチューブチャンネルへの投稿、ピースメッセンジャーの事前学習、平和パネル展や職員研修の際に上映するなど、どなたでも御覧いただけるよう、より活用を検討してみてはいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　戦争に係る貴重な資料、記録等の成果物を平和学習等で活用し、戦争の悲惨さ、平和の大切さを継承することが、記録として残す重要な意義だというふうに考えてございます。

こうした貴重な資料を、先ほど答弁いたしました平和事業等で活用しているところではございますけれども、より多くの市民に知っていただき、平和を学ぶ一つのツールとして、引き続き活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　ぜひ、もっと市民の方に知っていただけるよう、検討していっていただければと思います。

最後になりますけれども、戦争を体験された方を新たに募り、または市から既につながりのある方にお声がけをして、インターネット上で戦争の資料や映像などを保存し公開する、デジタル平和資料館を設立するということを提案したいと思います。

三鷹市が設立したみたかデジタル平和資料館、小金井市の市民による提案型協働事業のこがねいデジタル平和資料館などを参考に、映像資料をアーカイブしていくということも考えてみてはいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、議員に御紹介いただきました、他市のデジタル平和資料館等の取組については承知をしてございますが、本市におけるこれまでの取組等を鑑みながら、議員からの御提案については受け止めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　分かりました。

市として、戦後90年、戦後100年という次の節目に向けて、どのような平和教育、平和事業を進めていきたいかが問われる重要な節目であると思っています。戦争には、いい戦争も悪い戦争もありません。戦争を繰り返さないために必要なのは、戦争が何を壊し、何を奪うのかということを一人一人が学ぶことであり、市には、市民がその機会を確保できるように、今ある貴重な映像や資料をさらに活用していただきたいと思います。そして、さらに言えば、戦争がないだけの平和ではなく、貧困、抑圧、差別などの構造的暴力がない、積極的平和を追求していくのも行政の大切な役割です。あらゆる平和の状態について思いをつなぎ続ける発信拠点としての役割を担っていくことを、今後求めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、２つ目の質問に移ります。市役所から進めるジェンダー主流化についてです。

１番、全ての政策にジェンダー主流化の視点を。

ジェンダー主流化というアプローチなんですけれども、初めて聞いた方も多くいるかもしれません。固定的な性別役割分担の意識や性差別が社会的につくられたものであることを意識し、男女が異なるニーズや課題を持つという前提の下で、あらゆる政策、事業、組織運営でジェンダーの視点を取り入れることです。これは行政からジェンダー平等を推し進めることはもちろんですが、不平等を助長する政策を止めるという意義もあります。

例えばなんですけれども、地方都市を中心に進められている官製婚活、また女性の人権を無視した少子化対策などは、ジェンダー平等に逆行する政策だと考えます。

国分寺市では、男女平等推進行動計画に基づき、毎年各課が点検を行っていますが、各課の男女平等に係る施策だけの点検ではなく、全ての職員が、全ての政策でジェンダー平等の視点を取り入れるべきという観点から、伺っていきたいと思います。

ジェンダー主流化について、市はどのように考えているのでしょうか、教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　第３次国分寺市男女平等推進行動計画におきましても、目標の一つに男女平等意識の浸透を定め、ジェンダーによる固定的な性別役割分担意識の解消を施策として挙げております。

施策に応じた取組を各所管課が進めることになりますけども、この中には、職員の仕事の進め方における意識の解消を目標とするわけでありまして、所管課が主体となって、全庁的な対応を図る必要がございます。したがって、所管課に限らず、ジェンダー平等の視点を持って仕事に当たっていく土壌はできているものというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　現状で、ジェンダー平等の視点が庁内で十分あると考えているということでよろしいでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　行動計画に基づく施策の評価を毎年実施しております。この評価を踏まえ、改善、ブラッシュアップを図っていくという循環でジェンダー平等を進めているところでございます。この一連のＰＤＣＡを通じまして、ジェンダー平等の視点の意識を持って各施策を進めているものというふうに認識してございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　庁内でも、もっとジェンダー平等の意識を浸透させていただきたいと思っています。全ての職員がジェンダー平等の意識を持っていただくために、職員研修として、ジェンダー平等研修の実施が有効ではないかと思います。現状のジェンダー平等に関する研修について教えてください。

○総務部長（宮本　学君）　ジェンダー平等に関する研修につきましては、新任職員の必修研修として実施しております。当該研修で使用しましたテキストについては、全庁に共有させていただいておりまして、職員の意識啓発を図ってございます。また、管理職につきましては、毎年実施している管理職の必修研修でありますハラスメント防止研修の中でも、ジェンダー平等の重要性について受講している状況でございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　分かりました。新任職員向けに必修で男女平等研修、そして管理職向けに必修で、こちらもハラスメント防止研修があるということでした。より一層、庁内でのジェンダー平等への意識醸成を図っていただきたいと思います。

埼玉県や国土交通省では、既に役所全体でジェンダー主流化の取組を進めているということです。ジェンダー平等意識が醸成されれば、今後生まれてくる政策は違った形になっていくと考えますし、市でも、人権平和課だけではなく、各部署が主体的に進めていくことが重要だと思います。

続いて、２番の女性管理職を増やすことについて質問します。

このジェンダー主流化を進める上で、組織運営の体制や職員の働き方が男女平等であるかどうかは非常に重要な視点です。新市長になり、出産、育児、介護など、ライフイベントとキャリアの両立の在り方や、女性副市長の誕生など、期待も高まっているところです。

今年の日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位で、去年と変わらず、相変わらず低い順位ですが、中身を見てみると、特に政治分野、経済分野では後退しているということがあります。

職場のあらゆる選択肢で、男女の差がなくなることが理想的です。例えば、育休取得期間が女性は１年、男性は１か月なら、それは選択肢に差があるということを意味します。また、長時間労働が前提となっていれば、介護や育児など、ケアワークを女性が多く担っている現状がある以上は、男性のほうがより仕事の成果を上げやすい環境になっていると言えます。

国分寺市役所では、女性職員の働きやすさの改善や管理職登用のためにも長時間労働をしないことや、男性の育休取得率の向上などを進めてきたと認識していますが、ジェンダーの格差を乗り越え、職場の風土を変えるという働き方改革を、まださらに進めていく必要があるのではないでしょうか。

まだまだジェンダー不平等の状態にある日本社会の中で、女性、男性、多様な性による平等な地域社会の実現に向けて、国分寺市政として、女性管理職における目標値をどうクリアしていくのか、現状と達成見込みを伺っていきたいと思います。

今回、資料を作っていただきまして、ありがとうございました。目標値におきましては、第２次男女平等推進行動計画と第３次のものを２つ掲載していただいています。

国分寺市特定事業主行動計画によると、令和７年度までに管理職における女性割合を25％以上、また、係長職における女性割合を40％以上にしますとありますが、現状と達成見込みについて伺います。

○総務部長（宮本　学君）　令和７年度４月１日現在の状況を申し上げますと、管理職における女性の割合については22.5％、係長職における女性の割合は27.2％となってございます。

達成見込みに関しましては、管理職及び係長職の目標値につきましては達していない状況ではございますが、目標値の達成に向けて、育児や介護との両立支援を充実させるとともに、将来的な候補になり得る係長職、または主任職への昇任意欲を高める研修などの充実を、今後図っていく必要があると考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　前市長が、女性管理職を増やすために積極的に対策を打ってきたということは、

非常にすばらしいと思っています。

しかし、そもそも2003年に、政府は社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30％以上にするという目標を立てています。この目標は、男女が平等にチャンスを得られる環境を追求するためのポジティブアクションでありますが、国分寺市の目標が令和６年度で20％、令和７年度で25％にとどまっているというのは、少し残念に感じています。そもそも女性管理職を増やす意義を、市としては、どのように考えますでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　国分寺市特定事業主行動計画におきましては、女性職員の活躍推進に向けた取組として、女性職員の登用拡大、また女性職員が活躍できる職場の環境整備を挙げてございます。

女性管理職を増やす意義といたしましては、女性職員も含めた多様な視点を市政運営に反映させ、市民サービスの向上につなげるという点になると考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　まさにその点だと思います。多様性によって意思決定の質が向上するということは、世界的な研究から見ても明らかです。言うまでもなく、政策をつくる意思決定の場に多様性がなければ、多様性豊かな市民のニーズを酌み取ることは難しくなると考えます。

女性管理職を増やすために、ロールモデルの存在は非常に重要だと考えますが、具体的にどのように取り組んでいるのでしょうか。今現在行っているキャリアビジョン研修について、どのような効果があると捉えているか、教えてください。

○総務部長（宮本　学君）　ただいま議員に御紹介いただきましたキャリアビジョン研修につきましては、毎年度、重点課題研修として、係長職と主任職の女性職員を対象に実施させていただいてございます。講師につきましては、庁内の女性管理職に登壇いただきまして、管理職への昇任意欲の向上を図るとともに、今後のキャリア形成の支援を目的として行ってございます。

受講生からは、「自身のキャリアビジョンを考えるよい機会となった」とか、「講師である管理職のこれまでの失敗談や家庭との両立などの話を聞くことができ、目の前のことに一つ一つ取り組んでいくことが大切だと思った」など、様々な感想が寄せられてございます。将来的には管理職となって、自分が組織を引っ張っていくんだというような自信を持っていただく、よい機会になっていると考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　女性の管理職が少ない現状において、ロールモデルとなる女性管理職の皆さんのリアルな体験談に励まされる女性職員の方が、やはり多いということでした。女性対象のキャリアビジョン研修は、非常に重要であると思います。今後も引き続きの実施をお願いいたします。

さらなる女性管理職の登用のために、サポート制度、メンター制度の導入を求めたいと思いますけれども、検討の状況はいかがでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　現在、第３次国分寺市男女平等推進行動計画に基づきまして、女性のキャリア支援を行うため、女性職員を対象としたキャリアビジョン研修を実施させていただいてございます。

登用後のサポートにつきましては、市長が所信表明でも触れてございますが、多様な人材が活躍する職場づくりの一環として、今後、着任して１、２年目の女性管理職を対象にしまして、先輩管理職と、例えば悩み相談や情報共有などができる懇談会等、女性管理職をサポートする仕組みを検討してまいりたいと考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　そちらについて、ぜひお願いします。登用後のサポートも非常に重要だと考えますが、キャリアビジョン研修との両輪で、登用前のサポートの仕組みについても、今後はぜひ検討していっていただきたいと思います。

最近では、男性でも数か月から１年ほどの育休を取る職員が増えてきているということをお聞きしまして、とてもよいことだと思っています。実際に取得した職員の感想などを共有する機会の創出をすることで、長期で育休を取った男性職員のロールモデルとして可視化して、長期の育休取得を考える男性職員の後押しにつながると思いますけれども、そちらはいかがでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　現在、職員向けに年２回、育児・介護特別活動に関する休暇制度についてのハンドブックの周知を行ってございます。

議員が御提案の育児休業を取得した男性職員の感想などを共有する取組につきましては、既に過去、体験談をコラムのような形で庁内共有をした実績がございます。先ほども御説明しましたハンドブックの周知の際に、過去に実施した経緯もございますので、男性職員が育児休業を取得したときの体験談などもハンドブックに掲載するなど、検討してまいりたいと考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　ぜひ、お願いいたします。

過去にハンドブックに掲載していただいたときは、そもそも男性職員が育休を取るという風土が今よりも少なかったものと聞いております。今、育休が徐々に取れるようになってきておりますので、今後そういった感想をシェアすることによって、育休を取りたいけど取りにくいなと考えている職員がいるかもしれないという前提に立っていただいて、ライフ・ワーク・バランスの選択肢を増やせるような取組を期待したいと思います。

以前、予算特別委員会で、職員の男女別の育休取得率について資料を出していただいたんですけれども、平均取得日数は、女性は１年以上なのに比較して、男性は１か月ほどと大きく差がありました。パートナーや御家庭の事情、状況はそれぞれだと思いますので、一概には言えないんですけれども、数字だけ見ると、やはり差が大きいなと思っているところです。出産することは男性にはできませんが、育児は、男性にも同等にできると考えます。ここを変えていかないと、キャリアアップとライフイベントの両立は女性特有のものというところから脱することは難しくなると思いますので、こちらについてお願いします。本定例会の議案では、※育休・子育ての部分休暇が拡充されるようでして、男性職員にも積極的に活用していただきたいと思っています。（※273ページに訂正発言あり）

繰り返しになりますが、12年前は3.3％だった女性管理職の比率と比較すると、格段に比率を上げてきているということがあると思いますので、さらなる女性管理職の登用を期待して、次の質問に移ります。

３番、女性ゼロ審議会等をなくし、委員の女性割合を増やそうです。

市政のあらゆる分野をジェンダーの視点で捉え直すためには、職員に限らず、審議会のなどの委員の男女構成は非常に重要なものです。ただ、審議会委員のうち、一定数は市の管理職がメンバーとして入ることになっている、いわゆる充て職というものがあります。現状は男性管理職の方がやはり多いことから、おのずと審議会の女性比率は少なくなっていると思います。女性の管理職を増やすことで、こうした課題の解決にもつながると考えます。

私は、そもそも審議会委員のジェンダーバランスは男女比フィフティ・フィフティを市として目指していくべきだろうと思っているので、第３次男女平等推進行動計画では、審議会の委員の目標値が50％になったことは大変うれしく思っているところです。

一方で、私は男女二元論という考え方ではないので、ミニ・パブリックスという考え方にのっとって、男女、多様な性自認の方、障害者、年代などをごちゃ混ぜで、縮図となるような会議体にしていくことが目指すべき姿であり、理想的だと考えていますが、今回は女性ゼロ審議会をなくそうという視点に立って

質問していきたいと思います。

現時点で女性ゼロの審議会は市に幾つあるのでしょうか、教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　令和６年４月基準となりますけれども、法律、条例及び要綱等により設置されている審議会等108に対しまして、16の会議体が女性ゼロというふうになってございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　108に対して16の審議会で女性ゼロであるということで、驚いたところです。

中身を見てみると、特別職報酬等審議会は９人中ゼロ人、地域公共交通会議は11人中ゼロ人、ちょっとほかにもいろいろあるんですけれども、充て職のものもやはりありますので、そういったものを含めて、女性がゼロ人の審議会はまだまだあるなと思ったところです。

いずれにせよ、ジェンダーバランスが偏った審議会で物事が決められている、進んでいるというのは、直ちに是正するべきだと私は考えます。女性ゼロ審議会をなくすために取り組んでいただきたいと思いますが、現時点での取組と、今後どのようにしていくか、教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　いずれの審議会等も法的根拠、また設置目的がある中で、委員等の選任については適材適所に人材を置くことがまず基本というふうに考えてございます。その上で、今後については、例えばですけど、公募市民委員の選出に当たっては、一方の性に偏らないように工夫するといった視点を持つことは大切だというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　公募市民ですね。やはりその姿勢だと女性ゼロ審議会はなくなっていかないのではないかと私は思います。公募市民は審議会の中でも２人から４人ぐらいが多いと思いますし、公募市民がない審議会もあると思います。他自治体では、審議会等委員への女性登用促進ガイドラインをつくり、女性ゼロ審議会をなくすために積極的に取り組む自治体も多くあります。国分寺市にも、そのような視点をぜひ持っていただきたいと、この場で提案させていただきます。

それでは、防災会議について、最後お聞きしますが、定員33名の防災会議では、やはり充て職が多く、現状では女性比率を高めることは難しいとお聞きしています。資料によると、令和６年の目標値は30％以上だったものが、令和14年の目標値になると30％というふうになっていて、少し後退したのかなという印象も受けるんです。防災会議の女性比率について、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務部長（宮本　学君）　防災会議の庁内委員につきましては充て職になります。また、その他の委員につきましても、例えば、消防や警察などの関係者や、指定公共機関または指定地方公共機関の役員等で構成されてございます。

目標値をお示ししてございますが、他の組織の人事等に関わってくることでもございますし、もちろん干渉する権限もございませんし、市として対応できるものではありませんので、なかなか現時点で厳しい数字と考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　厳しい数値だとは思います。現実的にはそうだと思います。

しかし、国分寺市は多摩26市の中でも防災会議の女性比率が非常に低くなっています。他自治体ではどのように比率を上げているのか、30％という目標値もありますので、諦めずに、ぜひ研究していただきたいなと思います。

先ほど紹介したガイドラインですが、いろんな自治体にあるんですが、例えば愛知県蒲郡市では、審議会の女性比率を上げることを至上命題として、そのハードルになるものは条例であっても改正を求めるなどという、かなり踏み込んだ対応を行っています。ジェンダー主流化は、全ての政策、組織運営で取り入れられるべきものだと思いますので、市長のリーダーシップの下、さらなる高い目標に向かって踏み込ん

だ対応を行うことに期待したいと思います。

では３番、しょうがいのある人が地域で安心して暮らせるために、質問します。

１番、障害者の表記についてです。国分寺市が出す文書などの表記は全て漢字で「障害者」ですが、自治体によって「障がい者」と「害」の字を平仮名表記にするところ、また、隣の国立市では「しょうがいしゃ」と全て平仮名で表しているなど、表記の仕方は自治体によって様々だと思います。多摩地域では26市中８市が平仮名表記だとお聞きしております。「害」の漢字が持つネガティブなイメージを考慮して平仮名が望ましいという考え方がある一方で、障害は社会や周辺環境を指すものであり、障害があるのは当事者ではなく社会のほうだから、「害」の字をうやむやにすべきではないという考え方もあると思います。実際に、当事者の方は漢字表記や平仮名表記など、表し方は多様ですが、社会の障害を少しでも取り除くのが福祉であるという観点から、改めて市の考え方について伺いたいと思っています。国分寺市では、障害者の表記を全て漢字で表していますが、その理由や考え方を伺います。

○福祉部長（玉井理加君）　本市におきましては、法令の表記に合わせて使用してございます。令和２年２月の厚生文教委員会でも、そのような質疑がございましたけれども、そのように答弁をしておりまして、当時と考え方は変わってございません。

○１番（鈴木ちひろ君）　当時の考え方というのは、そもそも障害に対する理解や多様性を深める姿勢が大切であるからという御答弁だったと思います。つまりそれは表現をソフトにすること、平仮名表記にすることが、バリアフリーに貢献するとは言えないのではないかということだと私は理解しまして、それについては確かに共感するなと思っています。

一方で、市が使う言葉や表記は市民へのメッセージになります。障害者の表記について、市内の障害福祉団体の方や当事者の方と話合いの場を持ったり、意見募集などしてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの表記について、国が平成22年前後に議論しております。当時、当市においても当事者の方から御意見を伺っておりますけれども、その際、変更を希望する御意見はいただいていなかったというふうに確認をしてございます。現在も、当事者の方からの御意見は特に届いておりませんので、現在、話合いの場を持つ予定はございません。

○１番（鈴木ちひろ君）　現状、何か御意見があるわけではないということは理解しました。私としても、どちらにすべきだという主張ではないので、市の考え方を知りたいということで質問させていただきました。

当事者の方は、字よりも制度だとおっしゃる方も多くいると聞いています。そこで次の質問からは、その制度についてお聞きしたいと思います。

２番、緊急時に備える体制についてです。

障害者の御家族は、日常から緊急時に対する大きな不安を抱えていらっしゃると思います。では、その緊急時が何かといえば、障害者の方、当事者の方、認識は様々だと思います。緊急時にどこに助けを求めればいいのか分からない方もいるということをお聞きしましたが、市役所に連絡してもいいということを知らない当事者家族の方もいらっしゃるということで、緊急時の連絡先の周知が今求められていますが、現状、どのようになっているのでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　緊急時と申し上げましても、様々なケースが想定されます。介護者が突然不在になる、症状が突然悪化し落ち着かなくなる等も御家族にとっては緊急時というふうになると思います。

平時から、当事者やその御家族が準備できることに取り組んでいただき、市は行政にしかできない支援を行うという必要がございます。情報交換を継続しまして、当事者、事業者、市がそれぞれの役割を整理していく必要があるというふうに考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　介護をする当事者の御家族は、御自身が不在や病気のときなどだけではなく、もちろん大規模災害発生時や当事者の方がパニックになってしまったときなども緊急時と認識していらっしゃいます。知的障害のある御本人にとっては、ふだんと違う状況は緊急時と言っても過言ではないというお話も聞きました。ふだんと違うことでパニックになってしまうこともあるからです。

今回、この質問を組み立てる中で、市と当事者の緊急時の認識の違いがよく分かったところなので、今後、しっかりと整理していっていただければと思っています。

次に、国分寺市には障害者等緊急入所保護事業があります。この制度は、介護者が不在になる場合や病気のときなどに、障害者センターの部屋を緊急で使える制度だと思いますが、利用実績や周知の状況はいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　こちらの事業は、年数件の御利用がある事業でございますが、令和６年度の実績はゼロでございました。

本事業は、介護者が急に介護できなくなった場合に利用いただくもので、障害者サービスの短期入所等が利用できる場合は、そちらを優先して御利用いただきます。当事者や御家族には、平時から緊急時に備えた準備をしていただくよう考えております。

○１番（鈴木ちひろ君）　周知についてはどうかなと思うんですけれども、障害福祉サービスに空きがなかった場合のセーフティネットとして存在している制度ということで、大々的に周知するということは、今、考えていないということですが、それではこの制度を知らなくて、いざというときに困る方がいらっしゃるのではないかと思っています。しょっちゅう使える制度ではないとしても、御家族の安心のためにも、障害福祉ガイドブックなどの冊子に載せるなどすべきではないかと私は思います。こちらについて、検討していただければと思っています。

それでは、緊急時への備えとして、御本人の情報をあらかじめ登録しておく緊急時情報提供シートというものがありまして、御家族にとって一つの安心材料になるものです。小平市などがスタートしているんですけれども、障害のある方に対して、事前に本人や家族の同意を得て市に提出するもので、主に相談支援専門員の協力の下、記入し、緊急の支援が必要になったとき、すぐに対処できるような情報の整備を行うものです。本人の意思に基づいて作成されるという点がポイントで、いざというときに役立つものと考えます。このシートの整備を求めたいと思いますが、市の考え方を伺います。

○福祉部長（玉井理加君）　今、御紹介のあった取組でございますが、小平市にある当事者等の団体が主体となり取り組んだものということで確認をしてございます。

こちらは平時から緊急時に備えて準備できるものということで有効であるというふうに考えますので、当事者団体との意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。

○１番（鈴木ちひろ君）　こちらについては、ぜひお願いいたします。

市では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、これまで人工呼吸器を使用されている13名の方については完成しているということでしたが、そのほか、約1,800名の方については、情報の更新方法までを見据えた効率的な作成方法を検討するとともに、他自治体における策定の事例を収集し、市の実情に合った手法を検討していくということでしたが、その後の検討状況について伺います。

○健康部長（新井宏伸君）　個別避難計画の作成につきましては、継続的に庁内関係部署間におきまして、課題等の情報共有に努めてまいりました。また、先進的に取り組んでいる自治体へ視察を行ってございます。視察で得た情報なども踏まえ、引き続き課題の整理に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　この個別避難計画ですが、誰がつくるのか、そして内容の更新も課題と聞いております。

府中市では高齢者への個別避難計画の作成の際に、ケアマネジャーの方に補助を出しているということもお聞きしています。市議会にも、現在、陳情が出されていますが、いつ起こるか分からない災害に対して、障害のある方と御家族は非常に不安を抱えていらっしゃると思いますので、いち早く、この個別避難計画をつくっていただくようお願いいたします。

では、個別避難計画の作成とも関連が深い福祉避難所について、災害協定を締結している福祉事業者との連絡会で、対象者と避難方法の見直しについてヒアリングを実施しているということですが、進捗状況はいかがでしょうか。

○総務部長（宮本　学君）　本年度、地区防災センター内の要配慮者の保護スペースと二次避難所の開設手順の方法を検討することにしておりまして、その説明会を７月に開催し、８月には日本赤十字社の協力をいただきまして、災害時の要配慮者避難対策研修会を庁内の関係部署と協力事業者を交えて実施させていただきました。

今後につきましては、実際に避難所を使用して、その場に適した具体的な資機材などの配置などを、改めて検討していきたいと考えてございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　引き続きの対応を、ぜひよろしくお願いいたします。

では３番、移動支援を使いやすくについて質問します。

そもそも移動支援は、外出困難な障害者の方が外出をするときに、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助に伴って、必要となる身の回りの介護を行うものだと思っています。移動支援は、移動の自由という基本的人権を保障するものであり、歩くことができない人の車椅子と同様に、なくてはならない重要な支援だと考えています。まず、国分寺市における移動支援の目的を改めて伺います。

○福祉部長（玉井理加君）　移動支援事業でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業の必須事業といたしまして、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の参加のため、地域の実情に合わせて、各自治体が実施するものでございます。

○１番（鈴木ちひろ君）　今回、初めて移動支援の質問をするに当たって、余暇活動というのはイメージがつかみやすいんですが、社会生活上必要不可欠な外出は何だろうと思ってお聞きしました。それは市役所に手続に行くことだったり、公共料金を支払うこと、また日用品の買物などがそれに該当するということでした。言うまでもなく、移動支援の実施主体は市区町村なので、自治体の独自判断で拡充は可能ですし、これまでも徐々に制度の拡充を進めていただいているところです。

これまで、当事者の方や、たくさんの議員の皆さんが求めているように、通学、通所、自宅以外の場所からの移動、ショートステイへの送迎時の利用など、現状のニーズに即した日常生活の助けになるような利用方法が強く求められています。来年度から自宅以外の場所からの移動が認められるということで、この拡充については非常にうれしく思うんですけれども、一方で、移動支援を支えるガイドヘルパー不足も心配なところです。市が補助しているガイドヘルパー養成研修の受講状況について、概要を伺いたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　移動支援従事者養成研修におきましては、国分寺市移動支援連絡会へ委託いたしまして、毎年２クール実施をしております。令和６年度は57人が受講し、48人の方が修了いたしました。

事業所への登録状況については、市のほうでは把握をしてございません。

○１番（鈴木ちひろ君）　ヘルパー不足も非常に深刻な問題とお聞きしています。その中で、移動支援も長時間になると、食事介助、水分補給、トイレ介助などの身体介護が必要で、特に重度の障害を持つ方に対しては、ヘルパーのスキルも必要になってきます。今後、身体介護ありという加算について、ぜひ検討していっていただきたいと思っています。

10月から最低賃金が大幅に上がり、ヘルパーの賃金の増加は事業所にとって大きな負担となることが予想されますので、移動支援の報酬単価の見直しについても、ぜひ市のほうで考えていっていただきたいと思います。

移動支援を終わりまして、最後の質問をちょっとしたいと思うんですが、市長への手紙は市長名で返信をというところです。

これは私の永遠のテーマにはしたくないんですけれども、2014年から部長名で、今、返信しているところですが、市長への手紙ということで、名前のとおり、市長からの返信を求める市民の声がとても多いものです。もう時間もないので、市長に答弁をお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　紹介がありましたけれども、対応は今までと同じ方法を考えてございます。

○副議長（星いつろう君）　以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。

午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時43分休憩

午後１時30分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

ここで、はせべ議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告をいたします。

あわせて、傍聴人から本会議の写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、はせべ議員。

○16番（はせべ豊子君）　立憲・市民フォーラム、はせべ豊子です。市民の皆様のお声を丁寧にお聴きしながら、行政に届けて、住みやすい国分寺市を目指して頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従い、質問いたします。

１、ファミリー・サポート・センター事業についてです。

ファミリー・サポート・センターは、利用会員と援助会員による相互の育児援助活動を通して、安心して子育てできる環境を推進し、子育て家庭の福祉の増進に寄与することを目的としています。

私はこの事業が開始された当初から援助会員として活動しています。初めて預かったお子さんは現在30歳になり、その方のお子さんが、来年、小学校に入学すること、この事業は子育て支援だけではなく、この事業を通して、地域で顔の見える関係や関わり合いが生まれ、地域づくりに大きく貢献している事業だ

と実感しています。

（１）ファミリー・サポート・センターの活動状況についてです。

利用会員や援助会員の登録状況、援助活動の状況等、資料作成をありがとうございました。

ファミリー・サポート・センター事業は、生後57日から満12歳に達した日の最初の３月31日まで、つまり小学校卒業までは利用できるという制度になっています。私は平成14年度から援助会員をしていますが、平成16年度の活動状況では、保育園、幼稚園への送りや登園前後の預かり及び送迎の回数が多かったようですので、この資料を見ても、現在も同じ状況だと推測いたします。

複数預かり活動の状況を見ると、兄弟姉妹の預かり件数が多く、私も学童保育所にお迎えに行った後、保育園のお迎えに行き、自宅で預かった経験を思い出しました。予想外だったのは、ひとり親家庭世帯の活動が少ないということでした。

この資料を基に、事務報告書も確認させていただきました。援助会員の講習会実施後の登録者数は、援助会員養成拡大が目的の講習会を令和３年度に２回実施していましたが、令和４年度以降からは年３回の実施と、援助会員を増やすよう取り組んでくださっていることに感謝申し上げます。

講習会後の登録数についても一定の増加傾向が分かりました。援助会員の登録者数を見ますと、退会する人もいるとは思われますので、実態が分からないところがあったりしますので、援助会員の退会や登録の傾向をどのように捉えているのか教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　援助会員の退会数は毎年度一定数ございますが、登録者もありまして、援助会員は年々少しずつですが増加しております。

援助会員は50代から70代の子育てが一段落された方々が中心となって活動いただいております。これまで長年活躍された方が高齢になられ、体力的なことを理由に退会したり、援助会員として登録されたものの、家族のお世話やお仕事などの都合上、活動がなかなかできなかった方などが退会したことで、退会数が増えたと、委託の事業者からは確認しております。

○16番（はせべ豊子君）　援助会員の様々な事情があることが分かりました。ありがとうございます。

次に、この事業を市民に利用してもらえるよう、市民への事業周知はどのような方法で行われているのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　市のホームページや子育てガイドへの掲載、保育園、学童保育所などでのリーフレットの配架、それから３～４か月児健康診査の案内を送付する際に、リーフレットの同封を行っております。そのほか、親子ひろばにおいて説明会を実施するなど、本事業の周知に努めております。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。多くの機会や手段を使い、周知してくださっていることが分かりました。今後とも、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、今日、この援助会員講習会が午前中に行われていたのを市役所に来たときに確認させていただきました。そして、援助会員の講習会への参加や登録の周知について、市報やホームページ、チラシ以外の手段は、どのようにされているのか教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　今年度９月に、今現在実施している講習会については、市報、ホームページのほかに、各地域センターにチラシの配架を行っております。

今後、次回以降の講習会では、庁舎内に設置していますデジタルサイネージの活用ですとか、ぶんバスの車内への掲示を検討しているところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　ぶんバスへの掲示など、本当に市民の目に留まりやすいような取組をしてくだ

さるということで、いろいろな機会を捉えて、今後とも取組をしていただきたいと思います。

さらに、援助会員を増やすための取組を一層強化していただきたいと思いますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　援助会員の登録には援助会員講習会を受講していただくことになっておりますが、受講期間が連続して４日間であることから、受講が難しいとのお声をいただいております。

援助会員の登録を希望される方が受講しやすいよう、講習会の実施方法についても研究することや、親子ひろばを活用した相互援助活動につながる取組の研究など、引き続き援助会員の増加に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

（２）としまして、会員や援助会員からの活動要望等についてということでお聞きします。

今年度４月、この事業の委託先が変更となり、会員向けに２回の説明会が実施されました。私も援助会員として参加させていただきました。その際には、会員から「報告書を紙ではなくデジタル化してほしい」や、「謝礼を現金ではなく振込等にしてほしい」など要望が出されていました。これらについては、「検討します」や、その場での回答もありました。その後、検討した項目について、どのように会員に報告されたのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　説明会におきまして会員の方から要望のありましたデジタル化については、実施に向けて、現在、委託事業者と共に検討を進めており、活動依頼や報告書が電子で行えるよう、システム化の準備を進めているところでございます。詳細が決まり次第、会員のほうにもお知らせをしていく予定です。

また、謝礼金の振込についても検討しまして、会員間で協議いただき、合意を取った上で可能ということにいたしました。

会員への手引について、支払い方法についても掲載し、事前協議や個別に問合せがあった際に御説明をしております。また、今後、会員向け通信でも周知をしていく予定でございます。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。この活動は市民同士の日々の活動ですので、きめ細やかな対応をよろしくお願いいたします。

また、日頃の活動からの質問や要望で、全体会員に係るものについて、どのように対応し、どのようにお伝えしているのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　これまでも会員からの質問や要望につきましては、市と委託の事業者とで対応して協議し、検討してまいりました。検討結果、運用を変更したもののうち、特に会員全体に係るものにつきましては、会員向けの通信などで全員にお知らせをしております。今後も同様に対応してまいりたいというふうに考えております。

○16番（はせべ豊子君）　よろしくお願いいたします。

今回、この質問をするに当たって、知り合いの援助会員から幾つもの質問を受けました。本日はその質問はいたしませんので、またお伝えできるときがありましたらば、よろしくお願いいたします。

次に、（３）としまして、１名の会員に対して２名の援助会員活動の実施についてです。

私の知る御家庭の事例から御紹介します。２人のきょうだいを育てている会員の方からの件です。お子さんの幼稚園のお迎えのとき、兄を会員宅で預かってほしいという希望がありました。しかし、援助会員１名では毎日の対応が難しく、相談したところ、原則１名の会員につき援助会員１名で対応すると言われ、

対応が困難になったと聞きました。また、以前、私自身の活動では、双子のきょうだいを預かる際に、援助会員２名体制で１人ずつの対応をするという依頼もあり、活動をしたこともありました。さらに、実際、最近の私の活動で、今年６月に、ある御家庭の依頼を、私がどうしても、その日は受けられないという日がありました。連続３日間の依頼でしたけれども、１日だけできない。すぐに委託事業者の担当の方に相談したところ、すぐに別の援助会員を見つけてくださって、代わりに対応してくださった。会員の方も助かったり、援助会員としての私も、ほっと胸をなで下ろした記憶があります。

そこで、１名の会員に対して１名の援助会員が原則と聞きますが、援助会員としては、利用会員の方の状況に沿ってあげたいと思う気持ちがとても強いです。ですが、難しいときも生じます。御家庭の事情や依頼内容、援助会員の状況に応じて柔軟なマッチングが必要だと思います。現状はどのように対応しているのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　現在、利用会員１名に対して援助会員１名の紹介を基本とはしておりますが、会員の御事情や依頼の内容を聞き取り、必要に応じて複数名の援助会員を紹介しております。

例えば、長時間の保育になる場合や、同日同時間帯にきょうだいを別々の場所へ送迎する場合など、必要に応じて複数名の援助会員を紹介しているような状況でございます。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。必要に応じて複数名の援助会員を紹介してくださるということ、利用会員にとっては必要で相談していると思いますので、基本にとらわれず、できるだけ会員の事情に寄り添って対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　毎日の預かりや長時間の預かりとなりますと、援助会員の確保が課題となってくるものでございますが、利用会員の御事情、援助会員の状況に応じた柔軟なマッチングが必要であることは認識しております。

○16番（はせべ豊子君）　よろしくお願いします。

この事業は援助会員の登録と活動によって成り立っていくものと思っています。援助会員の登録者をさらに増やすこと、また利用会員の多様なニーズに応えられる活動となるよう、一層の努力をお願いします。最後に一言、よろしくお願いします。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　本事業については、地域住民が地域の中で互いに子育てを助け合うという事業であり、援助会員の増加は課題であるというふうに認識しております。引き続き、本事業の周知と援助会員の増加に努めてまいります。

○16番（はせべ豊子君）　よろしくお願いいたします。

では２番目、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について質問いたします。

令和２年、この問題が新聞で報道されました。環境問題に取り組むＮＰＯ法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の団体は、市内東恋ヶ窪浄水所の地下水の取水は止められたとはいえ、長年にわたりその水道水を飲用してきた多摩地域、特に国分寺市民、府中市民の健康が心配であると、令和２年８月に国分寺市民11名、府中市民11名、合計22名の血液検査を実施いたしました。令和５年８月には、前回検査した19名の血液検査を再度実施いたしました。市内の医療機関で採血されて、この検査は京都大学大学院医学研究科環境衛生学分野の准教授の下で行われました。

３年経過した結果、ほぼ全員で、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの血液中濃度は10％から40％減少していました。令和５年度は、急性の健康影響を引き起こす可能性はほぼないものの、今後も注意を続ける必要があると指摘されました。

実は私も国分寺市民として、この検査を受けた一人です。令和２年の３種合計の血中濃度の検査ですけれども、30.4ナノグラムパーミリリットルでした。令和５年度は24.28ナノグラムパーミリリットルで、約20％減少していました。

私は、令和２年以前は浄水器を使用していましたが、検査後は水道水のみを使用して、様子を見ていました。様々な研究によれば、ＰＦＯＡの生物学的半減期は3.8年とされ、新たな摂取を減らすことで体内濃度も減少することの結果でした。しかし、体内から排出されたからといって安心というわけではなく、血中濃度が高かったときに、健康リスクに影響があったかどうかが重要とされています。

令和４年秋から令和５年４月にかけて、多摩地域市民650名のうち、国分寺市民84名が血中濃度の検査を行いました。その後、国分寺市では市民団体が立ち上がり、活動しています。

市民団体の活動の集会では、京都大学の教授からは多摩地域有機フッ素化合物汚染調査報告や、私学団体研究所の方からは多摩地域の地下水について、また日本初の自治体で血液検査を始めたという岡山県吉備中央町の市民代表の方、先月８月23日には、先ほど最初に血液検査を行ったＮＰＯ法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の方や、また千葉県鎌ケ谷市の市民団体の方を招いてお話を伺っていました。

また、市民団体は、市内の福祉センターや公民館では、光公民館、本多公民館、もとまち公民館、並木公民館、また地域センターでは、内藤や北の原地域センターで学習会等を開催し、ウェブ参加も含め延べ1,500名が関心を示して参加しております。参加者の感想も100件以上寄せられたというふうに聞いています。

国分寺市では、むかしの井戸の検査を実施し、市民へ公開しています。令和５年２月３日付で東京都水道局長宛てに、水道水における有機フッ素化合物について、定期的な給水栓での水質検査の実施と検査結果の継続的公表、都民の不安解消を図るため、引き続きの対策をお願いしますと要望を提出していることも確認しました。市の第三次環境基本計画には、安全・安心につながる情報提供と明記されています。

市内ホームページには、水道水の安全性、配水元、問合せ先などの情報が記載されています。また、先月８月20日の環境推進管理委員会では、ＰＦＡＳについて、委員から意見が出されたことも確認しています。このように、市民の健康は大きな関心事であり、市の課題であると考えています。

（１）市民からの問合せ・意見等についてお伺いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　有機フッ素化合物に対する心配事や問合せについて受付をしているという状況でございます。

具体的には、水道水の安全性、また市における血液検査等に対する要望等についてというところになってございます。

その際の回答といたしましては、水道水については東京都が定期的に給水栓、蛇口での水質検査を実施し、その結果が暫定目標値を大きく下回っていること及び公表状況を案内して、水質に問題なしとする東京都の見解を説明しているところでございます。

また、血液検査につきましては、現在、国や東京都の動向を注視している状況にあることを説明して、理解を求めているというところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。でも、その説明で市民が納得しているのでしょうか。少し心配になっています。

では、（２）としまして、東京都市環境・公害事務連絡協議会の取組についてお伺いします。

これまで市は、東京都市環境・公害事務連絡協議会などを通して、国と東京都が連携して早期解決に向

けた取組を行うよう要望してくださっています。東京都市環境・公害事務連絡協議会の庶務の方へ御連絡したところ、特に議事録は取っていないということですので、具体的にはどのような取組をしているのか教えてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　当該協議会では、様々な環境や公害に関して必要な事柄を調査・研究及び連携をすべく、多摩26市で組織しているものになってございます。

その中で、有機フッ素化合物につきましては26市全体で対応するものと確認しており、これまで東京都への予算要望の際に、汚染実態に係る原因究明、対策及び調査結果の共有を行うとともに、市の独自調査や対応等の財政的支援と、それから国に対しても、健康や環境への影響を示して、必要な対策を講じるよう、引き続き要望することを都へ要望しているというところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。

その中で、市独自調査や対応への財政支援とは具体的にどのような内容なんでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　当市がむかしの井戸等の有機フッ素化合物の調査委託を実施しているように、各市が独自に調査をしている費用等に対して、財政支援になってくるかというふうに考えてございます。

なお、令和６年度は東京都の財政支援といたしまして、補助対象が限られる中、当市では、この調査費用の一部について補助を受けました。今後はさらなる財政支援の拡充に向け、東京都市環境・公害事務連絡協議会の取組といたしまして、当市では求めていきたいと考えています。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。では、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市の取組についてお伺いいたします。現在の取組について、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　これまでも議会で答弁していますように、市では、市で管理しているむかしの井戸等における有機フッ素化合物の調査を継続して実施しております。今後もデータの経過を注視していきたいと考えてございます。

また、繰り返しとなりますが、国や東京都の動向を引き続き注意していきます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。

昨年度秋以降ですけれども、市外の医療機関もそうなんですけれども、市内の医療機関での血液検査が行われるようになりました。市として、市民の不安を理解する取組として、どの程度の市民が検査を希望しているのか、また血液検査の助成費用について、具体的に国や東京都へ要望するとか、国分寺市医師会への見解も確認することなど、また、市民の浄水器の設置補助が困難であれば、心配な小・中学校への浄水器の設置など、多角的な視点で検討することも可能かと思われます。

以前、高野議員の質問では、健康は予防が原則ということ、市も同様な考えだと述べていたことを確認しています。その予防原則に立ち、市が今以上にできることを検討していただきたいとお願いします。

また、都への働きかけとして、後半でもお聞きしますけれども、都知事と市長との懇談の席でも、この有機フッ素化合物の問題を伝えるようお願いしたいと要望します。

市は、国や都の動向を注視するだけではなく、実行可能な対策も検討する必要があると考えますが、最後、一言いただいて、この質問を終わりたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　有機フッ素化合物、この問題に対応していくには、これまでも答弁してきていますとおり、専門的な知見が必要不可欠であると考えてございます。

引き続き国や東京都の動向を注視しながら、正確な情報を収集するとともに、状況に応じて適切な対応

をしていきたいと考えてございます。

○16番（はせべ豊子君）　では、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

では３番目、旧庁舎用地複合公共施設について質問します。

まず（１）要求水準書、施設の機能及び性能・整備諸室の概要等についてお尋ねいたします。

要求水準書が今年４月１日に取りまとめられ、これを基に本事業の事業者を募集、選定することとして進められています。市が事業者に求める施設機能、性能及び業務水準を明確に規定するものと理解しました。

要求水準書には、33ページ、整備諸室の概要の部分に、「諸室の規模は基本計画による面積等であり、これらに基づき計画を行うこと。ただし、変更内容が機能や使用方法に支障がないことを事業者が検証し、市の承諾を得た場合はこの限りではない」と記載されていました。

事業者からの質問に対する回答も確認させていただきました。諸室の配置替えの変更は認められない、その他の条件は要求水準書を遵守した上で、事業者の創意工夫や独自提案は可能というような回答をされていました。

まず、事業者の公募、選定を通して柔軟な対応ができるかどうかというところで分からないところがありました。幾つか気になるところだけ挙げてお伺いいたします。担当課と各施設間で検討されていたかどうかがよく分からずに、今回の質問をさせていただいています。その中で、例えば公民館施設について、活動団体や印刷室の設備がないのはどのような考えからでしょうか。現在の恋ヶ窪公民館には団体活動室を備えるだけのスペースがないようですが、団体活動室、印刷機とかコピー機とか作業台がある部屋のことですが、そういう部屋は団体活動の準備をする場所で、チラシやポスターの印刷作業、公民館からの通知や利用団体同士のお知らせなど、また利用者同士の交流の場になっていて、公民館団体の有効な諸室設備として活用されていますが、この件についてはいかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　ただいま御紹介のありました当該要求水準書では、令和５年に策定いたしました国分寺市現庁舎用地利活用基本計画、またこれまでの市民参加による御意見を踏まえて取りまとめているところでございます。この中では、印刷スペースとしては誰もが利用できる共用部に整備するということとしておりまして、さらにフリースペースにおきましては他の利用者と共用しながら団体の活動としても利用可能な施設計画としているところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。また公民館の設備のことが中心になってしまっていますけれども、公民館にはコピー機と印刷室が設置されているという印刷室ですけれども、それは利用枚数の上限はありますが、活動団体にとってはとても重要な備品となります。市内公共施設によっては、例えばひかりプラザはお金を入れて利用できるコピー機の設置があります。また、市民活動センターでは印刷等の設備の提供がされていて、作業スペースも備えられています。今の御答弁で具体的に団体の活動室という仕切りではなくて、フリースペースに設置可能というところもありますけれども、印刷機は結構音が大きいので、その辺の場所の配慮もお願いしたいと思っております。

次に、福祉センターと恋ヶ窪公民館の和室についてです。基本計画では３部屋の設備としてありますけれども、生きがいセンターとくらの和室は大広間となっていまして、福祉センター３階の会議室１と２を一体的に運用する想定でよろしいのでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　既に基本計画ではそのように定めておりまして、当該諸室につきましては、多目的室②から④として一体的に使うことで、より大きな諸室としても利用可能な

計画となってございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。また、これは高齢者の分野の事業の部屋ですけれども、生きがいセンターとくらの地下の多目的室１と２は２階部分の扱いのようになるのでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　こちらにつきましても既に基本計画に定めておりまして、生きがいセンターとくらの地下の多目的室１と２につきましては、新施設におきましては多目的室７と８として位置づけております。新施設の２階につきましては、要求水準書にも示してございますとおり福祉センターや生きがいセンター、恋ヶ窪公民館の各諸室を配置する計画となっております。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。この諸室についてですけれども、現状の利用状況を踏まえながら、基本計画やいろいろな場面で市民の方にお聞きしているかと思いますけれども、もっと現在の利用団体に限らず広く市民も含めた話合いを重ね、混乱が生じないようにすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　こちらにつきましては、議員のおっしゃるとおり混乱が生じないよう、これまで利用団体のほうから広く市民参加を重ねまして現庁舎用地利活用基本計画を策定し、またその後、要求水準書を取りまとめているというところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　すみません、今回は本当に詳細なところをお聞きしていますので、お答えありがとうございました。この要求水準書は、基本的には事業者募集と選定のための要求水準書だと分かっています。しかし、今回の例を挙げて質問した内容は、今後各施設の運営や設備に関して具体的に検討に関わる部分だと考えて質問いたしました。広く市民からの意見を伺うのは当然ですが、その前に公民館運営審議会や図書館運営協議会や各施設の利用者団体との検討を重ねる場が必要だと考えた次第です。今年の３月６日に実施しました公民館運営審議会へのヒアリングの意見の部分ですけれども、前回行われましたワークショップのことを踏まえて、ゼロからアイデアを集めるというワークショップもありますが、今回は専門的な施設である公民館、図書館、福祉センター等が集まってできるものであるから、図書館はどういう施設なのか、公民館はどういう施設なのかなどの基本的なレクチャーをして、事前に知識の共有をしてから意見を伺うことが必要だと感じているというヒアリングの意見がありました。私もそのとおりだと感じています。ですので、今回、詳細に質問させていただきました。

（２）としまして、運用に関する基本的な考え方（素案）についてです。先日の公共施設等総合管理特別委員会に報告された素案についてお聞きします。まず、８ページの利用に関する基本項目についてお伺いします。１つ目は、開館時間、休館日というところの項目で①本施設全体の開館時間のところ、諸室の利用時間、また③としては諸室の貸出区分については、オープンハウスにおけるアンケート結果を踏まえ、単位時間を120分とします。現在の利用状況や利用者の声などをどの程度反映しているのでしょうか。例えば公民館で言えば、午前８時半から120分区切りで利用枠を設定すると、午前中は２枠利用する団体が出てきてしまったり、午後は４時間も必要ないが２時間では短かったりする団体など、活動内容によって様々なニーズが想定されます。市民と十分に議論しながら検討すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　この基本的な考え方では、今、御紹介がありましたとおり単位時間を120分ということでございますけれども、現在の利用状況という御質問でしたけれども、本年５月に実施したオープンハウスによるアンケートでは、施設の利用者をはじめ若い世代など多くの市民からの御意見もいただきまして、この基本的な考え方の貸出時間区分に反映したところでございまして、

市民のニーズを踏まえたものと認識しているところでございます。なお、この基本的な考え方では単位時間は120分以内ということになっておりまして、120分で決定したということではなく、詳細につきましては今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。今後もよろしくお願いいたします。

２つ目は、９ページにあります使用料についてという項目です。使用料については受益者負担を原則として、施設サービスに必要な経費を確保するため適切な徴収を行うとあります。国分寺市使用料・手数料の適正化方針では、利用料を無料としているもの、また免除しているものとの記載では、公民館や福祉センター、いきいきセンター、教育センターなどの施設が挙げられています。そして、教育機関としての公民館運営の基本としては７つの原則ということが言われていますけれども、１、自由と均等の原則、２、無料の原則、３、学習文化機関としての独自性の原則、４、職員必置の原則、５、地域配置の原則、６、豊かな施設整備の原則、７、住民参加の原則だと学んできました。無料の原則ですが、実際に市のホームページ等を確認しますと、本多公民館のみ利用料が定まっています。公民館については、国分寺市民による自主的な活動グループ・団体は無料とも明記されています。この点については、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　本施設の使用料につきましては、国分寺市使用料・手数料の適正化方針に基づきまして、諸室等の利用や貸出しに際しては、施設の機能の別に関わらず、市民全体の負担の公平の観点から、受益者負担を原則として検討を進めてまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。使用料・手数料の適正化方針にそう記載されているというのは、もう重々分かっているところでございます。ですけれども、「受益者負担を原則」とだけ書いてしまうと誤解が生じるのではないかと私は思いますので、今回質問させていただいています。ですので、丁寧に、受益者負担の原則と免除というところについても追加で資料等を添付するとか、何か対応していただけないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　こちらは、使用料については先ほど申し上げたとおりなんですが、併せて施設利用の促進の観点から施設、機能ごとの特性や市全体のバランスを踏まえて減免制度を設定する予定でございまして、詳細は今後検討を進めます。その上で、また皆様には丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　どうぞよろしくお願いいたします。

では、３つ目は、10ページの個別ロッカーの設置についてです。使用料と同様に受益者負担の観点から原則有償とされています。個人のロッカーの使用であれば有償も妥当かと思うところもありますけれども、個別団体のロッカーについては、現在の公民館では多くの団体はロッカーを無料で利用することができます。また福祉センターも、同様の倉庫とかロッカーに類似する場所もあるかと思います。現在の公民館は多くが無料で利用できているということですので、今回の複合公共施設の考え方がこの先、他の公共施設の市民団体利用のロッカーや倉庫利用に反映されてしまうおそれがあるのではないかと考えることもあります。ですので、実態を踏まえながら慎重な対応が必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　この基本的な考え方につきましては他の公共施設に関してということではなく、旧庁舎用地の複合公共施設の管理運営業務等の検討を進める前提条件として整理したものでございますけれども、諸室等の利用や貸出しと同様に個別ロッカーにつきましても市としての全体の方針がございますので、こちらに基づいて、ロッカーについても原則有償として検討を進めたい

と考えているところでございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。しかし、今の御説明は理解できるのですけれども、この複合施設は今まで全く設置されていない違う施設が新たにできるという施設ではなく、おのおの違う目的を持った施設が融合され、運用されていくと思います。例えば公民館は５館体制として運営されています。ほかの公民館の運営も変わってしまうと誤解を与えるのではないかと懸念するところが多いです。そのようにならないように進めていただきたいと思います。

次に、４つ目、12ページに書いてあります市民参加と意見反映についてです。具体的にどのような方法で市民の意見を聴き、反映していくのでしょうか。先ほど要望したように市民参加の話合いを継続的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　市民等の御意見は、手法、時期等を整理した上、適時適切に行ってまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　先ほども、もう再三の話ですけれどもお伝えしましたが、公民館運営審議会の意見を尊重しながら進めていただくよう再度要望いたします。

では、（３）として、各施設の代表者によって構成される情報交換等の場について、質問します。この施設については５つの公共施設が融合され、市民同士の連携や協働事業が行われる可能性も多くあると思います。ですので、この５つの施設と連携した事業展開の方向として、各施設の代表者による情報交換の場が設置されることを望みますが、いかがでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　この複合公共施設につきましては既存の施設を集約するだけではなく、フリースペース、オープンスペースなど新たな機能を設けまして、さらには隣接地の民間活用事業との相乗効果も期待できるところでございます。そういったことから地域活力の向上やにぎわいの創出の観点から、施設を利用したイベントの実施等の取組について、民間事業者から提案を求めているところでございます。施設運営に関して、各施設の代表者のみによって構成される情報交換の場については想定していないところでございますけれども、民間事業者からの提案を実現していくために、鉄道事業者や地元商店街などの周辺の事業者や自治会、教育機関、ＮＰＯ等も含め、広く関係者との協働の在り方を模索していきたいと考えておりまして、多くの方が交流できる場として効果的に運用できるよう検討してまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。これは恋ヶ窪地域だけではなくて全市民が利用して、本当ににぎわいのある有意義な施設となるよう、また教育の視点もしっかりと実現できるような施設にしていただきたいので、今の御答弁のように多くの方が交流できる場として効果的に運営できるように、御検討をどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、（４）としまして公民館運営審議会・図書館運営協議会等との連携について、お伺いいたします。今回、公民館運営審議会からは、旧庁舎用地複合公共施設における公民館の運営の在り方について答申が出されていました。図書館についても、運営協議会であり、調査審議機関として設置されています。両方の役割は違う部分もありますけれども、両者が連携し、複合施設の社会教育機関としての役割を議論したり審議ができるようにと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　公民館運営審議会及び図書館運営協議会につきましては、議員がおっしゃるとおりそれぞれの異なる役割で設置され、進めているところでございます。複合公共施設の社会教育機関に関しての議論等をすることは、現段階では想定してございません。今後、複合公共施設への移転により

施設内における連携や情報共有の必要がある場合については、考えてまいりたいと思ってございます。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。必要に応じて対応していくとのこと、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の旧西東京警察病院跡地について、質問いたします。長年子どもたちにサッカーを指導している市民の方から、旧西東京警察病院跡地に多目的運動場の整備をしてほしいとの強い要望がありました。これまでも何人かの議員が一般質問等で取り上げ、また、今定例会の代表質問や一般質問でも質問されていることです。西元町と府中市にまたがる東京都の土地である旧西東京警察病院跡地について、市のホームページや東京都総務局のホームページを確認したところ、都知事と市長との意見交換の議事録が掲載されています。この議事録を令和元年度から確認した内容として、令和元年度は介護老人保健施設、警察署の設置、公園・緑地の整備・確保及びドッグラン、令和３年度にはドッグランを含めた公園・緑地の整備と介護施設、介護老人保健施設の設置、令和６年度には介護老人保健施設や野球場を含めた野外体育施設の整備とドッグランの設置が挙げられていました。令和６年度の都の答弁では、都有地は貴重な都民の財産であり、庁内に活用意向がない場合には、市区町村における公共利用の意向を確認しつつ、地域の課題解決に資する効果的な活用を図っていくとされています。今後も本件跡地の活用については、市の皆様とも十分調整した上で対応していきたいと考えています、と書かれていました。

では、（１）都知事と市長との意見交換について、お尋ねします。毎年実施している都知事との意見交換は、いつからどのような目的で開始されたのでしょうか、お伺いいたします。

○政策部長（村越隆治君）　都知事との意見交換につきましては、小池都知事が初めて就任された平成28年度から開始されております。目的としましては、東京都全体の発展に欠かせない多摩・島しょ地域の振興をより一層推進するため、市町村長との個別の意見交換を通じて各団体の課題や要望を聞き取りまして、多摩・島しょ振興策及び市町村支援に反映するため実施されたものと認識してございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。

では、（２）として、市としての検討の進め方についてお伺いいたします。意見交換のテーマはどのように決定されているのでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　意見交換のテーマにつきましては、市が直面している課題の中で特に東京都と連携して取り組むことで大きな効果が期待できる案件をリストアップしまして、理事者との協議の中で決定してございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。

では、毎年10月に実施されているという確認をしていますけれども、今年度の都知事との意見交換会の内容について、現時点でお話ししていただけることがありましたら教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　今年度の都知事との意見交換の内容につきましては、現在調整中のためお伝えすることは難しいですが、旧西東京警察病院跡地の活用につきましては、本市にとっても重要な課題であると認識してございます。

○16番（はせべ豊子君）　分かりました。都知事とのトップレベルでの意見交換は市の課題を認識していただく上で重要ですが、令和６年度の都の答弁にあるとおり、市の皆様とも十分調整した上で対応していきたいとされています。これを踏まえて、その後、担当課レベルでの要求や交渉、調整についてはどのように進められているのでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　現時点において担当課レベルでの具体的な進め方は定まってございませんが、

引き続き情報収集に努め、適時適切に要望等を行ってまいりたいと考えてございます。

○16番（はせべ豊子君）　ありがとうございます。では、そのように本当に市民の要望も踏まえて市長と都知事が懇談してくださるのを期待しながら、該当の土地の所を私も先月初めて見てきましたけれども、現在のままの状態では、防犯とか防災の観点からも心配なところもあります。そして貴重な土地の有効活用などが早期に実現できることを望みながら、ぜひ進めていただけるように要望して、この質問を終わります。

それでは、私の一般質問は以上で終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、はせべ議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時41分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

ここで、高瀬議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので御報告いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、続きまして、高瀬議員。

○９番（高瀬かおる君）　皆様、こんにちは。国分寺・生活者ネットワークの高瀬かおると申します。通告に従いまして一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１番、創業支援についてお伺いします。市長の所信表明に、地域経済の振興の一つとして、スタートアップ等への支援としてコワーキングスペースや創業支援拠点の整備についても検討を進めてまいりますとありました。会派の代表質問でもお伺いしたところなんですけれども、もう少し深めさせていただきたく、取り上げさせていただきました。

創業支援は、近年の社会のありようであったり、また価値観の変化、そしてコロナ禍も経まして起業を目指す人が非常に増えているのではないかなと思っています。新たに事業を始めるに当たりましては、企画の段階から実際に事業を軌道に乗せるまでの間、様々な段階がありますけれども、相談者のニーズに寄り添いながらも丁寧に、的確なアドバイスが必要だと考えております。

そこで、お伺いいたします。コワーキングスペースや創業支援拠点の整備は、創業に向けたこれまでの取組を踏まえた次のステップになるのかなと考えておりますけれども、市が実施してきた創業支援の成果と今後に向けた取組、課題をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市がこれまで実施してきた創業支援につきましては、こくぶんじ創業塾や創業個別相談会、各種セミナーを開催するなど、様々な支援を実施してまいりました。直近３年間で創業塾や創業セミナーの参加者数は高く上昇しておりまして、市内創業者も増加しているなど、一定の成果を上げていると考えてございますが、創業塾の開催時期や回数、あとセミナーの内容を常に社会情勢に即したものに更新するなど、引き続き工夫を重ねていくべきものと認識してございます。

○９番（高瀬かおる君）　ありがとうございます。市内の創業者も増加しているということでした。本当に社会の動きのスピードは速いですので、ぜひとも即したものに更新するということですので、お願いしたいと思います。

コワーキングスペースや創業支援拠点の整備がどんなイメージのものか、お聞きしたいと思います。ま

た、今後の社会や価値観の変化などを考えたときに、創業のニーズは継続するという認識なのか、２点お伺いしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　ハード面、ソフト面にとらわれない創業支援拠点の整備は様々な可能性を持つ施策と考えますけども、まずは先進市の事例を確認いたしまして、必要な経費や効果などの研究を開始してまいりたいと考えてございます。

創業のニーズにつきましては、先ほど答弁した市内創業者の増加は今後も継続すると認識しておりますけども、希望する創業形態や業種については注視していく必要があると考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　代表質問の御答弁の中でも、創業支援拠点の整備はやっていかなければいけない、ただ場所等を含めて簡単ではないというような御答弁がありました。これから研究を始めるということなんですけれども、一連の創業支援の中でニーズの把握も必要かと思いますが、コワーキングスペースを活用した創業支援の一環としてオープンイノベーションフィールド多摩国分寺館、旧労政会館になりますけれども、そことの情報共有や連携も進めていっていただいたらよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。様々な支援制度が増えていくということは起業を後押しする力にもなりますし、今後の参考にもなると考えます。見解をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館につきましては、令和５年に開館したところです。今まで特別な連携などは行っていないのが現状でございます。今後につきましては相手方と協議しながら、市ホームページのリンクや利用案内の配架などについて検討してまいりたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　ぜひいろいろなところを研究していただき、できるところは連携していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、確認させていただきたいのは、創業支援ということで、アクティ・ココブンジを設計するときに、コワーキングスペースでの利用を前提として、１つの部屋を夜間でも活用できるように配置されたと認識しております。この活用については、現在どのように整理されているのかをお伺いしておきたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　アクティ・ココブンジについては２室の貸しスペースがありまして、１室は市民活動センターとして主に市民活動団体などに御利用いただきまして、もう一室を登録団体以外の一般利用としています。一般利用については法人なども利用が可能でして、会議やイベントに活用していただいておりますが、事務スペースとして利用することも可能でありまして、Ｋｏｋｕｂｕｎｊｉ Ｃｉｔｙ Ｆｒｅｅ Ｗｉ－Ｆｉを設置していることから、利便性は高いと認識してございます。一方で、一般利用の全体の利用率が54.1％となってございまして、一定時間を占有するコワーキングスペースなどでの貸出しについては困難であると考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。確認させていただきました。当時の議論の中で何かが始まりそうな期待もあったんですけれども、今お伺いする中でも利用の実績が高いということがありますので、そこについては了解いたしました。逆にアクティ・ココブンジが有効に活用されているのであれば、それはとてもよかったなと考えております。

それで、続けますけれども、昨年度から空き家、また空き店舗を活用した創業支援を、市の補助金を受けて商工会が実施しております。今年度は条件を拡充して、見直しをして行われていると承知しているところなんですけども、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　空き家・空き店舗を活用した、まちとつながる創業支援事業につきましては、今年度からこくぶんじカレッジ受講生にこくぶんじ創業塾修了生を対象に加えたところでございます。また、リノベーション等の費用に対する補助におきましては、上限を50万円から55万円に拡大してございます。

今年度の状況といたしましては、こくぶんじカレッジ受講生１名、こくぶんじ創業塾修了生２名の合計３名から具体的な相談を受けているというような状況となってございます。

○９番（高瀬かおる君）　新たに対象が拡大したということで、３名の方が現在、具体的な相談をされているということですので、また詳細は改めてお聞きしたいと思いますけれども、空き家だとか空き店舗を活用するというところがポイントでもあるのかと思いますので、しっかり寄り添いながら進めていただきたいなと思います。

そして今、ソーシャルビジネスの価値を評価する動きがあります。このソーシャルビジネスは社会的課題の解決を目的としながら、持続可能なビジネスモデルで運営される事業のことです。収益を追求しつつも、その利益を社会貢献に生かす点が特徴だとされています。以前からこの働き方はあったんですけれども、近年非常に注目をされてきております。地域経済の活性化という観点からは、このような視点にも注目して創業支援を進めていただきたいと考えますけれども、見解をお聞かせください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　空き家・空き店舗を活用した、まちとつながる創業支援事業は、当初「まちが自分ごとになる」をテーマにしたこくぶんじカレッジの受講生を対象としていたこともあり、まちとつながることを前提とした創業支援として実施してまいりました。こくぶんじ創業塾修了生を対象に加えた現在におきましてもこの考え方には変更がなくて、利益の追求と社会貢献が共存した創業の支援につながると考えているところでございまして、この事業のさらなる推進がソーシャルビジネスの展開に寄与するものと認識してございます。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。これから本当に社会の変化などもありまして、創業したいという方は一定数いらっしゃるだろうということは、先ほどの御答弁もありましたけれどもあるのかと思います。そういった視点で様々な支援のメニューも準備しながら、またコワーキングスペースであったり、先ほどの拠点の拡充などをぜひ検討いただきますようにお願いしておきたいと思います。

それでは、続きまして、高齢福祉についてお伺いしたいと思います。介護保険制度と介護事業所への支援について、お伺いいたします。訪問介護事業については、昨日も星議員から御質問があったところです。私からも何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまでにも指摘してまいりましたけれども、介護の社会化をうたって2000年に始まった介護保険制度です。25年を経て、今、人材不足が本当に深刻になっております。けれども、必要なときに必要なサービスが受けられる制度にしていくためにも、今しっかりと立て直す必要があると考えております。そのためにも、事業者が安定した運営を続けられるということが非常に大事だと考えています。特に、介護報酬の改定が３年に１回行われておりますけれども、2024年度、昨年の改定では、全体としては報酬が1.59％引き上げられた一方で、訪問介護の基本報酬は引下げとなっています。ここで注意が必要なのは、全体としては引き上げられたといっても、介護保険制度の開始以来ほとんど上がっていない基本報酬になりますので、依然として事業所にとっては厳しい運営が続いているということです。そこにコロナ禍のダメージと物価高騰の影響が大きく負担になっていると感じています。そのような中で、２から３％も引き下げられた訪問介護事業所は倒産件数が過去最多になって、社会問題にもなっているところです。中でも、大手の

事業者やサービス付き高齢者向け住宅に併設する事業所以外の小規模の事業所は赤字のおそれがあると言われています。

そこでお伺いいたします。まず最初に、国分寺市の訪問介護事業所の現状について、お伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　市内の訪問介護事業所の数でございますが、令和６年４月で35事業所、令和７年４月が33事業所ということで、昨年度は２事業所が廃止しております。今年度に入ってから廃止している事業所はございません。また、１事業所が休止中でございます。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。ありがとうございます。今、御答弁いただきまして廃止とか休止の状況は分かりましたが、特に小規模の事業所は今も何とか踏ん張って頑張っている状況ではないかと思っています。実際に非常に厳しいという現場の声もお聞きしているところです。

そこで、品川区なんですけれども、国が介護報酬を改定するまでの臨時的な措置ということではありますけれども、国民健康保険団体連合会により決定された介護給付を基に、報酬引下げとの差額を給付金として補填するということです。令和７年６月の品川区長定例記者会見を確認しております。品川区は人口約41万5,000人で、対象となる事業所は約60件、補正予算としては3,930万円ということで、一律の支給ではないということが特徴だと思います。あくまで報酬改定の影響を受けている事業所を対象としているということだと思います。単純に考えますと、国分寺市は人口が約13万人ということになります。事業所数は先ほどの御答弁で33件ということでしたが、対象の事業所になると幾つぐらいになるか分からないんですけれども、今のところ全部では33件ということが分かりました。ほぼ品川区の３分の１ぐらいの規模になるかと思いますけれども、単純に計算すると予算は約1,300万円になるかと思います。

そこで御提案なんですけれども、国分寺市におきましても、品川区のように介護報酬の改正によってへこんでしまった部分を補填するということを求めたいと思います。介護事業所の経営が悪化するということは、高齢者の暮らしにも即影響しますし、本来は国や都が対応すべきことであるということは十分に認識した上ではありますけれども御提案したいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　国の報酬改定の影響、人材不足への対応は喫緊の課題と捉えておりますので、昨年度実態調査を行っております。こちらのほうを踏まえて国が今検討しておりますので、国の動向を注視いたしまして、安定的に事業運営ができるよう、市としても研究してまいりたいと考えてございます。

また、市では事業者支援といたしまして指定地域密着型サービス事業者燃料費高騰対応支援給付金給付事業を行うため、本定例会で補正予算を計上しているところでございます。東京都が実施している介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金給付事業の対象外となっております通所系及び訪問系指定地域密着型サービス事業者に対し、同等の給付金を独自で支給するものでございます。東京都の事業者支援策が様々講じられておりますので、引き続き事業者には情報提供してまいります。

○９番（高瀬かおる君）　物価の高騰も続いておりますし、燃料費も高騰しておりますので、そのような補助を御検討いただいているということは非常にありがたい部分であります。対象など詳細については、補正予算審査特別委員会のほうで改めてお聞きしたいと思います。

今回御提案している補填については、その補助とはまた意味合いが違います。そもそもが、国が制度設計するときに、訪問介護については、先ほど申し上げましたサービス付き高齢者向け住宅のような大きな住宅を持っている、併設しているところも合わせて計算した結果、そういった訪問は楽と言ったら語弊がありますけれども、同じマンションの中で次々に回っていけるようなところと、個別に遠い住宅を一つ一

つ回るところとは全く条件が違うにもかかわらず同じ中で考えていたということが、まず大きな、私から言えば計算の仕方の誤りだったんだろうなと思っているところではあります。だからそういった意味で、基本報酬で今厳しい状況になっているのは小規模の事業者だと考えておりますので、ぜひともそこは御検討いただきたいなと思っています。

保険者として早急な対応をお願いしたいなというのは一つあるんですけれども、一方で、ほかの自治体にも呼びかけて国や都に緊急の要請をしていただきたいと考えます。この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　昨日の星議員への御答弁でも申し上げましたけれども、令和８年度予算に向けまして、市長会を通じて都へ要望しているところでございます。市内事業所の運営状況等の実態をまず把握いたしまして、適切なタイミングで担当課長会などを通して東京都、国へ伝えてまいりたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　先ほど申しましたように介護報酬の減額により苦しんでいるところがあるとするならば、早く対応をお願いしたいと思いますので、早急にお願いしたいと思います。

それから、事業所から少し視点を変えますけども、事務処理が煩雑であったり、事業所内での研修の機会を持つのが難しいという声もお聞きしております。事業所のニーズに合った後方支援が必要と考えますけども、この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　市では訪問介護サービス提供責任者連絡会として、研修、意見交換や交流の場を開催してございます。昨年度と今年度は人材確保がテーマの一つとなっております。事業者間での課題共有、連携の場となっており、市全体の人材の定着、課題解決への研究などを側面的に支援する機会となっております。

○９番（高瀬かおる君）　研修等をやっていただいているというのは今の御答弁で分かりましたけれども、やはり横のつながりは非常に重要だと思っております。介護は直接人に接して、一人一人の方のこれまでの人生だったり、あるいは暮らし方に寄り添い、その人らしい生き方を支える本当に重要な分野だと思っております。これからも変えてはいけないところや、大事にしていくべきところはあると思っています。一方で、横のつながりの中で協働でできることだったり、そういったことが今後見いだせるようであれば、ぜひそういったところも御支援いただけたらいいのかと思いますので、ここは要望させていただきたいと思います。

もう一つ、介護保険制度そもそもの問題として、待機時間や移動時間など拘束時間が非常に長いのに報酬に算定されない、あるいは最低賃金は上がっているのに事務所の経営が非常に厳しい、それから、生活支援は特に初期の認知症の方などの専門的知識が必要なのに報酬の単価が低いなど、様々な現場からのお声を聞いているところです。このような声は市のほうには届いていますでしょうか、また、認識が同じかどうかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　直接市に事業者のほうからは声は届いていないというのが現状でございます。ただ現状の把握は必要であると考えますので、訪問介護サービス提供責任者連絡会を通じた把握とか、第10期介護保険事業計画を策定するに当たっての基礎調査などで活用しまして、取り組んでいきたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　先ほどの御答弁の中でも事業者の状況は把握していく必要があるということで、それをもって市長会を通してまた上げていくということがありました。今回は訪問介護事業所を取り上げさせていただきましたけど、たくさん聞けば聞くほど本当にいろいろな御意見がありますので、ぜひとも

そこは聞き取れるような方法を検討いただき、速やかに進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

今、幾つか御質問させていただきましたけれども、先ほど申し上げましたように本当に倒産件数も過去最高になっているということです。今後、小規模事業所ほど厳しい運営になっているということが見えてくるのではないかと思いますけれども、第10期に向けても詳細に実態把握していただくように、改めて重ねてお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、介護予防についてお伺いします。健康づくりや社会参加、また生きがいづくり、保健事業との連携、また集いの場など、どの活動も広くは介護予防につながるものと考えます。今回は集いの場と総合事業についてお伺いしたいと思います。

まず、集いの場「暮らしを拡げる10の筋力トレーニング」についてです。ちょうど10年前から始まった住民主体の事業ということで、ちょうど福祉部長が課長のときに始められたと認識しているところです。この事業については、国分寺市総合ビジョン前期実行計画の中心事業に位置づけられておりまして、大事な位置づけがあるんですけども、実際に参加者にとってはなくてはならない大事な場になっているということも認識しているところです。ただ、場所の確保が難しくなってきていることや、参加者が継続できるように移動の手段があったらよいなどの意見もいただいているところです。高齢者人口がこれから増加していくことに伴い、ますます拡充を目指すこの取組について、課題も含めて今後の展望をお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　御紹介いただきました集いの場でございますが、地域住民が主体となって取り組むということで当初から進めてまいりました。地域の方が集まる場所とか居住する地域に近い場所、あとは地縁による開催など、どなたでも参加でき、やりがい、工夫が生まれ、継続につながってきたのではないかと考えております。場所について御相談があった際は地域の情報を提供するなど、そういった支援を行っているところでございます。市民が自主的に取り組むことで活動が広がり、継続できているのではないかと考えております。

○９番（高瀬かおる君）　ありがとうございます。自主的な取組というところでは、本当にそのとおりだと思います。地域包括などの御支援もいただきながらではありますけども、運営そのものは参加している方々が意向を出し合い、進めているとお聞きしております。10の筋力トレーニングの後に、例えばクイズをやったりとか、口腔ケアの必要性からみんなが一言ずつ話しましょうという形でやっているというようなこともお聞きしておりますので、そういった自主運営が確かに介護予防にはいい面もあるということは認識しているところです。

そこで、総合事業について伺いたいと思います。この総合事業も始まった当時は、集いの場と同様に住民主体のまちづくりを目指すんだということで制度設計されたと認識しております。けれども、実際には現在、介護事業所がサービスを提供しているわけなんですけれども、総合事業のこれまでの評価について、お伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　総合事業は地域の多様な主体が参画し、多様なサービスが充実、地域づくりが推進されることを目指しております。介護予防・生活支援事業の枠組みではなく、地域の方が主体となって活動することを選択されるグループや団体も多くございます。利用されるその方の目的、地域との関係性など、多様な活動から選んでいただけるということが重要ではないかと考えております。

○９番（高瀬かおる君）　そういった意味では、利用する方が選択できる様々なメニューが地域の中に必

要なんだろうなと考えます。それで、国では要介護１と２の方を総合事業の対象にしようという動きが継続して根強くあります。国分寺市だけではなく、各自治体の状況などを知るにつれ、非常に難しいのではないかなと私は思っているところです。ただ、今年中に何らかの方向性が示されるのではないかと聞いているところです。何か情報をお持ちでしたらお示しいただきたいと思います。特に認知症の方は、初期の頃ほど専門的なケアや声かけが重要とされています。第10期に向けた準備も始まると思いますけれども、2025年を節目に、一つの転換期でもあるように感じています。まず、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　国では第10期に向けまして、事業対象者が要介護になっても利用が継続できるところとか、対象者以外の住民の参加、あと民間企業が持つ知見の活用など、今後の総合事業の方向性を検討しているということを把握してございます。この取組により、多様な主体が参加することで総合事業を通じた地域共生社会の実現、地域活性化を国が目指しているところを確認しておりますので、当市としても非常に重要な転換期になると認識しております。

○９番（高瀬かおる君）　国のほうも今、検討中だということなんですけれども、実際に事業を行い、また利用する方がいるのはここの現場の、国分寺市で言えば国分寺市役所になりますので、そういったところも丁寧に把握していただきながら、地域に合った、地域の皆さんが動きやすい、また利用者の方が元気で活動できるような取組を検討していっていただきたいと思いますので、ここについては、また改めてお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、障害福祉についてお伺いいたします。まず、日中一時支援事業についてです。この日中一時支援事業については、介護を行う方の疾病や一時的な休息のために、65歳未満の障害者を対象として、日中の時間、障害者支援施設などに一時的に入所することができる事業です。実は、昨年もその前も質問をさせていただいております。御担当からは、日常的に介護を行う方のニーズに対応した重要な事業と捉えているとの御答弁をいただいておりますけれども、私も同様に、家族介護者を支える大切な事業であり、また御本人にとっても、家族以外の方と関わる大事な事業だと考えております。

そこで、この事業の実施状況についてお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　令和６年度の実績でございますが、実人数ではお子さんが31人、その他が44人、延べ利用時間数は4,249時間でした。全体的には微減傾向にございます。令和７年度の委託事業者数は６事業所となっております。児童福祉法に基づく療育機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法に基づく通所事業所等が少しずつ増加しておりますので、そちらの利用者が増加していることも、先ほど申し上げた微減傾向の要因の一つではないかと考えております。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。微減の傾向だということではありますけれども、ほかのサービスが充実あるいは増えてきているんだろうということでは、利用するに当たっての選択肢が広がっているものと捉えさせていただきます。

昨年の御答弁では、安全に事業を実施するための人材確保や質の確保等に継続的に取り組む必要があることから、各事業所の実施の状況について把握に努めていくということでした。その後、聞き取りなどの結果はいかがだったでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　安全に配慮し、また利用者の状況に合わせて１対１、あるいは状況に応じて複数で１人の方に対応することもございます。一時的な利用が多く、継続的に状況を把握できる利用者ば

かりではないため、その日の利用者の状況に合わせて慎重に対応していることを確認してございます。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。様々な利用の仕方もあるかと思いますので、そのときに応じて慎重にということでは、丁寧にやっていただいているのかなと思います。この間、課題として取り上げてきましたけれども、人材確保や質の確保にはそれに見合った人件費、そして事業所が安定してサービスの提供ができる事務所経費が必要だと考えます。この日中一時支援事業については、地域の実情に合わせて行う任意事業です。国分寺市は取り組んでいただいていて、それは非常にありがたいなと思っておりますけれども、10年以上にわたって時間単価が据置きになっている事業です。最低賃金は上がり続けておりまして、2025年10月１日からは、東京では時間額1,226円になるということなんですけれども、ちなみに10年前、2015年では907円ということでした。この間には光熱費や物価も上がっています。何とか今続けている事業所の方からは、利用者がいるから続けていきたいけれども、これ以上は事業所としては非常に厳しいということも伺っているところです。

そこで、１点目として、来年度に向けた単価の見直しについてのお考えをお伺いします。そして２点目として、この事業の単価が10年以上据え置かれてきたことを考えると、今後、任意事業であっても適正な報酬になるように適宜見直しが必要と考えます。以上の２点について、見解をお伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　従業者を確保し、安全に事業を継続するためには、見直しの必要はあると認識はしているところでございます。人材、質ともに確保し、安定したサービスを提供するため、委託単価と併せまして利用者負担の検討も必要になってまいります。この間、利用者負担も据置きできております。社会情勢を捉え、必要なタイミングで報酬を見直す仕組みの構築ができるよう、今後も引き続き検討してまいります。

○９番（高瀬かおる君）　見直しの検討をしていただくということではあるんですけれども、先ほども御紹介しましたように、今やってくださっている事業者の方は、何とか頑張ってくださっていますけれども、訴えのお声を聞いたりすると、やはり早く対応していただく必要があるなと考えております。これから長期的に見たときにも、どのような見直しをしていくかというのは、そこも含めて御検討いただけるということですので、速やかに検討し、また、まずは、せめて来年度予算にのせていただけるようにお願いしておきたいと思います。

それでは、続きまして、意思疎通支援についてお伺いします。意思疎通支援は、障害や病気などによってコミュニケーションの困難な方が、周囲の人と考えや気持ちを伝え合えるようにするための支援です。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業で、とても大事な事業だと認識しております。

そこで、まず最初に、庁舎での新たな取組についてお伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　新庁舎移転を契機に、意思疎通を支援するコミュニケーション機器として多言語等映像通訳サービス、軟骨伝導イヤホン、翻訳アクリル板を導入いたしました。そのうち多言語等映像通訳サービスにおける手話通訳の実績は、現在までに１件でございます。

○９番（高瀬かおる君）　今までにまだ１件の手話通訳の実績ということではありますけれども、必要な人がしっかりと使えるように、これからも活用していただけたらいいのかなと思います。先日は久保議員から手話について、また皆川議員からはコミュニケーションボードについての御質問がありました。コミュニケーションの手段として、様々な手法を調えることは重要と考えます。

そこで、私からは、現在実施されている事業に加えまして、事故や脳卒中などで言語機能が低下した失語症の方に対する意思疎通支援についてもお伺いしたいと思います。この失語症に向けた意思疎通支援に

ついては、2023年６月にも一般質問させていただきましたが、先日、言語障害を知ろうという集会に参加しました。失語症や構音障害の方が支援を受けながらも楽しそうに自分のことを話される姿から、言語リハビリや仲間と集うサロンの重要性を実感しました。そして、様々な生活の場面で伝えたいことを伝えられるようにサポートする派遣事業、研修を受けた支援者を派遣する事業なんですけれども、その取組も重要と考えております。現状、どのようになっているのかお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君）　当市の意思疎通支援事業は、手話通訳者、要約筆記者、指文字通訳者の派遣を行っておりますが、失語症者向けの意思疎通支援者の派遣はございません。市民団体等のサークル活動やリハビリ教室がございますので、参加することで機能低下を予防できた方がいるということは聞いてございます。東京都が失語症者向けの事業として、都内２か所でサロンを実施しております。こちらは立川市にあるということですので、こちらを有効に活用してまいりたいと考えております。

○９番（高瀬かおる君）　東京都が、研修などをして支援者を養成しているということは承知しているところです。その先の派遣というところが、そもそもニーズがどのくらいあるかというのもありますけれども必要なことだと思いますので、そこについては東京都の取組をしっかり周知していただきたいなと思います。特に失語症や構音障害など、言語障害についてはあまり知られていないと感じています。失語症の方や御家族、また医師の方でも、サロンだったり、言語リハビリがあるということを御存じない方も多いと聞いていますし、また、周りの人や職員の皆さんが失語症で困っていらっしゃる方に気づけるように、その特徴を理解し、聞き方や話し方を知っていることが重要と考えます。もし人と会うことがためらわれてつらい思いをされている方がいるとしたら、何とか支援につながれるように、まずは御本人に情報が届くような工夫も必要と考えます。支援する団体にも御意見を伺いながら周知に努めていただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　市ホームページでは高次脳機能障害についての記事を掲載しており、症状の一つとして失語症についても触れております。本人が他者とのコミュニケーションに障壁を感じ、社会参加を控えることがないよう、また周囲の人もその方の状況に気づき、配慮につなげられるよう、今後も研究してまいります。

○９番（高瀬かおる君）　どうぞよろしくお願いいたします。高次脳機能障害のところに記載していただいているのは確認させていただいておりますけれども、さらに工夫をよろしくお願いいたします。

それでは、４番目の今後の移動の環境づくりについてお伺いいたします。一般質問するに当たっての問題意識は、運転士不足を理由にぶんバスの撤退問題がありましたけれども、路線バスでも減便されたり、あるいは路線バスの最終便の時間が早まるなど、実際に市民の移動に影響が出ているということがあります。お隣の小平市でもコミュニティバスが減便になっているとお聞きしておりますし、また東村山市では、隣接市と連携して広域でのコミュニティバスを運行しているとお聞きしております。今後も若い世代が運転士を職業として選ばず、また現役の運転士が定年になると、どうなってしまうのかなというような懸念があります。特に高齢世帯の方が増え、また免許の返納や、あるいは自転車にも乗らないような選択をしたときに、外出の機会を狭めてしまうことになるのではないかと心配しております。先を見据えて今から様々な方策を調査し、検討していく必要があると考えますが、まず、御担当としての見解をお伺いいたします。

○建設環境部長（島﨑進一君）　議員が懸念されている点は、市としても問題であることを認識しておりますが、まずはぶんバスの運行を維持することに注力し、現状維持することが重要であると考えてござい

ます。今後、運転士不足問題が進行すると考えられますが、市では都市計画マスタープランにおきまして、誰もが安全で快適に市内を移動できる身近な公共交通網を整備するとしていますので、今後の少子高齢化、人口減少、それから社会情勢やニーズの変化、今後のまちづくり、新技術・新サービスの導入など、様々な情報を収集しながら研究していきたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　問題意識は同じだということが分かりました。非常に難しいテーマではありますけれども、技術革新のスピードも非常に速いですので、着々と研究を進めていただけたらと思います。三鷹市では、ＡＩデマンド交通が本格運行を始めております。小平市でも実証実験を行い、現在、結果を取りまとめ中とお聞きしています。これまでの御答弁では他市の状況も調査し、デマンド交通の研究をしていくと。また、昨日は森田議員からも御提案がありました地域公共交通計画の策定についても検討されるということでしたので、そこについては、私からもお願いしておきたいと思います。

そして、新たな手段となりますけれども、例えば福祉の施設などでは利用者の送迎を行っておりますけれども、送迎の時間が決まっていて、送迎のない空き時間があると思われますけれども、こうした地域資源はこれ以外にもありますので、送迎を行っている施設と連携したデマンド交通を模索することもできないでしょうか。デマンド交通は地域を限定し、そして予約制で回っていくというようなことも言われておりますので、事業所にとっても、市にとっても、市民にとってもよい方向で合意が図れるのであれば一つの選択として検討できるのかと考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　デマンド交通につきましては、これまでも多くの議員から御質問いただいて答弁してきているところでございますが、他市での実証実験の結果や本格運行の状況調査をしてまいります。また、御提案いただきました送迎バスの活用につきましては、まずは法律上実施が可能か調べる必要がありますので、デマンド交通の調査と併せまして研究していきたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　これには事業所の方の様々な御事情もありますし、条件等もあると思いますので、そこは丁寧に進めていただきたいなと思います。

それでは、地域の公共交通は様々問題を抱えているわけなんですけれども、地域の民間事業者に路線バスとか地域バスを継続していただくためにも、課題や、どのようなことが必要で、また何ができるかなどを地域公共交通会議でも議題にし、率直な議論をしていただけたらと思いますけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　地域公共交通会議設置要綱では、協議事項といたしまして、会議は市長の求めに応じ、「（１）地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様に関すること。（２）地域バス事業等地域の実情に即した輸送サービスに関すること。（３）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項」を協議すると規定されてございますので、本市において協議が必要であると判断した場合には、協議いただくことは可能と考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　ということで、ぜひ御検討いただけたらなと思います。事業所の方からの率直な御意見もいただきながら、今後の交通環境の在り方について、御検討いただけたらと思っております。

東京都は、「東京における地域公共交通の基本方針」を2022年３月に策定し、2040年を目標年としつつ、各地域で自ら交通をデザインする意識を定着させる期間として、５年間を重点取組期間と定めています。こういったこともぜひ参考にしていただきながら地域公共交通対策を検討していただけたらと思いますけれども、見解を伺います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　御紹介いただきました都の基本方針は、東京都が考える目指すべき姿の

実現に向けた東京都としての取組の方向性を示し、関係者間でビジョンを共有することを策定の目的としてございます。本市では、これまでも交通事業者の協力を得ながら地域公共交通の整備を行ってまいりました。このため、この基本方針は東京都の考えとして、本市における対応の参考にさせていただきたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　様々な事例が出されておりますので、ぜひ参考に進めていただけたらと思います。

最後に、ぶんバスについてお伺いします。運転士不足によってぶんバスから撤退したいという事業者がいて、本当に御担当も大変だったと思いますけれども、粘り強く次の事業者を探し、また交渉していただけたことに本当に感謝しております。

北町ルートについてちょっとお聞きしたいんですけども、定員12名のワンボックス車両であるために、これまでは満員だったときに次の車両が駆けつけられるように配備されておりましたけども、そこについても運転士不足のために、今はなくなっております。北町ルートは１時間に１本なんです。なので、乗れなければ１時間待つというような方もいらっしゃるようなんですけれども、市としてはそのような状況を把握されているのか、運転士不足と言いながら申し上げるのもちょっとどうかと思いますけども、ほかの対策は何か考えられるか、お聞きしたいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　満員時の対応について、中止当初は市民より意見をいただくことはありましたが、現在はございません。また、４月からの状況を運行事業者に確認いたしましたところ、おおむね月に１回程度、満員で乗り切れない乗客が発生する場合があるという回答をいただいてございます。満員時の対応の再開につきましては、運転士不足が原因となってございますので再開することは難しいと考えてございます。現在はぶんバスの運行維持が一番大きな問題となりますので、まずは安定した運行に努めることが必要であると考えております。今後につきましては、他市における事例を研究するなど有効な手段を調査、研究していきたいと考えてございます。

○９番（高瀬かおる君）　運転士不足が原因であるから、やはりそこは難しいと本当に分かりつつ、今、お聞きしているところです。そういった意味からも、これから非常に大きな、いろいろな場所で人材不足というのが当然あるわけなんですが、市民の外出の足をしっかり確保していくという意味では何らか対策が早急に必要でしょうし、今から検討していくことが必要と思いますので、そこはお願いしておきたいと思います。

それでは、続きまして、居住支援についてお伺いいたします。この間、繰り返し何度も質問させていただいておりまして、「ああ、またか」ときっと思われているかなと思いますけれども、大事なことですので質問させていただきたいと思います。時間がかなり迫っておりますので、質問の内容は少し省略させていただきますが、しっかり御答弁いただきたいと思っています。

まず、居住支援ということでは、福祉の視点から住宅に困難を抱える方たちへの支援、それからもう一方では、大家さんへの支援ということの２面があると思っております。ですので、必要なのは双方のニーズを知ること、また課題を知ることだと思います。

そこでまず、福祉分野のほうから居住支援の課題やニーズについてお伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　高齢、障害のある方が対象となりますけれども、特に障害のある方は、心身の状況に適した設備や環境の確保が必要となってまいります。状態に合わせた住まい探しに苦慮するケースとか、心身の状態悪化や近隣とのトラブル発生の懸念から入居が認められない場合があると聞いており

ます。相談支援専門員等から居住支援法人の相談員へ支援を依頼し、住まい探しを支援する流れが現在できてきてはおりますけれども、相談の内容により、契約に至るまでに大変な苦労があると伺っております。

○９番（高瀬かおる君）　ありがとうございます。

それでは、続けて、住宅分野からお願いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　こちらが持つ不安材料といたしまして、高齢者の方につきましては孤独死や病気、けがなどがございます。お聞きした事例になりますけれども、部屋を借りていた高齢の方が亡くなって、身寄りがないと伺っていたために管理会社のほうで部屋を片づけに入ったところ、現金などの財産が残されていた。相続人不存在として管理会社のほうで処分を行った後に、相続権を持つ親族の方の存在が明らかになってもめごとに発展したと、こういったケースを伺っております。そのほか、高齢者の方に限らず住宅支援要配慮者の方の入居につきましては、家賃の滞納や近隣とのトラブルを懸念して抵抗感を持つ大家さんがいらっしゃるといったところでございます。

○９番（高瀬かおる君）　分かりました。福祉部のほうからは、支援に入ってもなかなか住まいが見つけられないというようなこともあり、また住宅側からすれば、貸すのにはためらいがある大家の方も多いということだったと思います。それぞれに課題があるわけです。しっかりとそれらのニーズとかをお互いに共有し、そして必要なのは次の方策ですが、対策をどうするかというところまでしっかりと議論していただきたいと思うんです。福祉部とまちづくり部の連携、本当はそこだけではなく外国人の支援だったり、ひとり親への支援など様々ありますので、庁内を横断して横のつながりをしっかりとつくって課題の共有、そして課題解決の方策を探っていただきたい、そのことがなければなかなか解決が難しい住まいの問題だと思っておりますが、この点は今、どのようにされているのかお伺いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　今、不動産部門と市の住宅部門、その他で連絡会を開催しておりますが、こういった共有の機会以外に特に場を設けているわけではございませんが、日々の業務の中で必要に応じて情報交換を行って、緊急性の高い案件につきましては適宜対応できる関係性が構築できていると、このように認識しているところでございます。

○９番（高瀬かおる君）　今日のところは、それで結構です。

それで、これまでも居住支援協議会の必要性というのを訴えてまいりました。先ほども御答弁がありましたけど、連絡会を今、毎年１回ですよ、毎年１回、１時間、しかも居住支援の団体のほうからの要請に応じて開いていただいているのが現状です。そこで団体からの報告というのは確かにたくさんありますので、そこは理解しているんですけれども、先ほど申し上げたように、では、どうしたらいいのか、先ほど出していただいた課題をそれぞれ出した中でどういう対応策がいいのか、また不安を払拭するには何があればいいのか、そのような具体的な検討までは至っていないというように私は認識しているところです。代表質問の中でも、これまでどおり情報交換の場は続けていくという御答弁でありましたけれども、そもそも居住支援協議会がどういった内容で活動しているか、それは国が示しているものもありますので見ていただきたいなと思います。調布市や、昨日、高野議員からありましたように立川市では相談の窓口をつくったりもしているわけです。調布市の事例で言えば居住支援協議会が窓口をつくり、そしてそこに29もの協力の不動産店が登録していただき、居住支援協議会があるなら協力しますよということで動いているというようにも聞いております。また、セミナーの開催などもしながらお互いの理解を高めていくことで大家の方の不安を少しでも払拭するようなことができる、あるいは福祉の支援をする側からも、もうちょっとこういうことができるんじゃないかと、そういったすり合わせなどをしながら住まいをしっかりと一

人一人が確保していく、それが居住支援協議会での役割だと思っております。なので、１年に１回、懇談をするような会とは全く中身が違っていると思っています。

それで、あと１分になってしまいましたので、そこについて、本当は居住支援協議会について改めてお考えを聞きたいと思ったんですけども、つい先日の代表質問の中でもいただいておりますので、もう一つ御提案したいと思います。今後もその連絡会を当面は続けていくということです。ですので、百歩譲って、協議会が必要という立場ではありますけれども、では、連絡会をしっかりと協議会のような、協議会と同様の議論ができる場にしていただきたいと思いますけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　連絡会につきましては、今年も10月に開催を予定しております。居住支援に向けて前向きな取組がなされるよう、居住支援法人の意見も聞きながら、この会の運営については有意義な会にしてまいりたいと考えております。

○９番（高瀬かおる君）　ぜひお聞きいただいて、進めていただきたいと思います。本当にただ報告するだけの会ではない、しっかりと対策を考えられる、またその先に何をしていくかということをそれぞれが確認できるような、そんな会をつくっていただき、そして本当に住宅に困っている方、外国人の方も今は増えていますので様々な分野の方がいらっしゃいますので、庁内でも横のつながりの中でしっかりと共有していただきたい、そのことを申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、高瀬議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時52分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、寺嶋議員。

○６番（寺嶋たけし君）　無会派（日本維新の会）の寺嶋です。通告順に従いまして、早速質問させていただきます。

１つ目です。旧庁舎用地に建設予定の複合公共施設について、質問させていただきます。この旧庁舎用地が今後どのような施設になるのかという部分に関しては、日々関心が市民の中で高まっているのを私も感じているところでして、市民の方々が夢を持って、ここに造ってほしい施設をおのおのが語るのをお聞きすることも非常に多いです。そのような注目や期待が高まっている中で、よい施設をしっかりと造っていただきたいという思いを込めて質問させていただきます。

まず、１つ目の質問で、旧庁舎用地に建設予定の複合公共施設に関して、改めて現時点で想定している施設内容を確認させてください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　複合公共施設に導入する機能につきましては、令和５年３月に策定いたしました国分寺市現庁舎用地利活用基本計画におきまして、福祉センター、生きがいセンターとくら、恋ヶ窪公民館、恋ヶ窪図書館及び市民本多武道館を再配置するとともに、市民サービスコーナーや東京学芸大学から借用している弓道場を導入することとしております。

○６番（寺嶋たけし君）　状況を理解できました。ありがとうございます。本多武道館も再配置されるということで、実は私も脇村議員と同じで剣道を10年ほど昔やっておりまして、これを機に私もいいかげん運動を始めようかなと思っているので頑張りたいなと思いますので、そのときは脇村議員にもぜひお願いしたいと思います。

ただ、今回詳しく確認させていただきたいのは本多武道館のほうではなく、弓道場のほうを確認させていただきたいと思います。複合公共施設に設置予定の弓道場に関して、弓道場を複合公共施設に設置することになった経緯を確認させてください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　複合公共施設に導入することになります弓道場につきましては、経緯といたしまして、現在、東京学芸大学から借用しておりますけれども、借用期間が令和11年３月31日までとなっております。また、大学の施設のため学生優先となりまして、使い勝手がよいとは言えない状況となっております。さらには、当該施設が市外にあるために市民の皆様にとって不自由をおかけしているという背景などを踏まえまして、さきに答弁させていただきましたとおり令和５年３月に策定した基本計画におきまして、弓道場を導入することとなったところでございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。経緯に関して理解いたしました。東京学芸大学はおっしゃるとおり市外という部分と、大学ですので学生がどうしても優先になってしまう状況も重々理解いたします。その中で、国分寺市内に運動であったり武道とかをできる施設が非常に限られている中で、こういった形で新しい所に弓道場といった形で設置するという部分も一定理解できる部分であります。

そんな中で、私の知人で学校で弓道部の顧問をしている人がたまたまおりまして、その方にいろいろとお話を伺う機会もあったので聞いてきました。その上で、聞いた話によると、都内に弓道の公式戦として利用できる施設が非常に少ないという話を伺いまして、設置に当たっては、だったらここに新しく造るのであれば、しっかりと公式戦でも使えるような形のほうが市としてもプラスじゃないのかという話もいただきまして、そこでちょっと確認させていただきたいのですが、設置予定の弓道場に関してどのような形で設置する予定なのか、詳細を確認させてください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　本年４月に公表いたしました民間事業者を公募するための要求水準書におきましては、弓道場につきましては５人立ちとして、公式試合の対応が可能な規格を満たしておりまして、また、矢道につきましては屋上広場と一体的な利用もできる計画としているところでございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。公式戦にも使用可能な形ということで、よかったです。そこの部分は理解できました。

あと、建物のサイズ等も踏まえて10人ぐらい立てたほうがいいという話は聞いていたんですけれど、サイズ的に見ても５人立ちが限界かなと私も思いますので、そこの部分でしっかりと公式戦ができるのであればよいのかなと思います。

土地の限界もあるので仕方がないとして、あともう一つは、要求水準書なども確認させていただきまして、弓道は遠的と近的の２種類があるうち、恐らく今回は近的のみになるのかなと把握しているのですが、遠的に関してはかなりぜいたくな設備であるという話も聞いているので、近的のみで十分なのかなと私も思っております。

ちなみに、このまま造った上で、運営のほうも関わってくる話だと思うので、運営に関してはどういった形でやっていく予定なのか伺わせてください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　複合公共施設に集約する機能のうち、公民館、図書館、市民サービスコーナーのように市の直営で運営していくことが望ましい機能、また指定管理による運営ができない機能を除きまして、弓道場のほか多目的室、競技場などの予約・貸出し、維持管理業務につきましては、指定管理者による運営を想定しているところでございます。具体的な運営の方針につきましては今後検討を進めますが、複合公共施設につきましては周辺地域のさらなる発展を促すことを目的としておりまして、市民だけではなく市外居住の方も利用可能とするなど、にぎわい創出に向け、柔軟な運用としてまいりたいと考えております。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。理解いたしました。周辺のにぎわい、発展であったり、市民だけではなく市外在住の方も利用できるような柔軟な運用ということで、ぜひとも幅広い多くの方々が活用できるような、一部の団体に偏ったりしないような運営、運用をしていただけることを、改めてこの場で強く要望させていただければと思います。

ちなみに、この弓道場は実際かなりのスペースを使うことになるかと思うんですけれど、ぜひ弓道のみにとらわれないような運用とか、そういった部分まで柔軟に対応できればいいんじゃないのかなと思っているのですが、そういった点に関しては何か見解はございますでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　弓道場の矢道の部分につきましては、弓道場として使用していない時間帯について、隣接して設ける屋上広場と一体的に開放し、憩い、交流、イベント等に利用してもらうことを想定しており、また、安全かつ多くの方が交流できる場として有効利用を図ってまいりたいと考えております。

○６番（寺嶋たけし君）　かしこまりました。ありがとうございます。ぜひそのように運用していただけると大変助かります。弓道をやらない方から、「せっかくいい所なのに。弓道なんてやらないよ」みたいな感じの話を言われたりしていたので、このような形で幅広く運用していただけるのは大変ありがたいと思います。

ただ、ここで改めてもう一点お伺いしたいのが、この弓道場を使用していないタイミングで公開していくということだと思うんですけれど、使用していないということの判断基準がかなり難しくなるんじゃないのかなと思いました。例えば、定期的にこのタイミングは開放しますと決めてしまうと、どうしてもそのタイミングだけだったら弓道場を利用できるし、利用したいといった方がいた場合、定期的にここを空けているから使えませんとなってしまうともったいない話ですし、だからといって、どのタイミングまでの予約で切るべきなのかというと、前日とかまでの予約で切らないと、当日に予約が入ってしまうと公開する予定だったのが公開できなくなってしまうであったり、かなりそこら辺の運用が難しくなってしまうんじゃないのかなと思っておりますが、ここら辺の運用に関しまして、現状どのようにお考えでしょうか。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君）　弓道場の予約や使用時間、また矢道部分の具体的な運用につきましては、他自治体の事例を調査するとともに利用者の方々のニーズを踏まえ、適切なルールとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○６番（寺嶋たけし君）　かしこまりました。これから考えるということで、ぜひとも最初のほうにも申し上げましたとおり一部の団体に偏ったりせず、そして定常的に決めるにしても柔軟に使いたい人はちゃんと使えるように、ただ一定の期限は決めて、そして開かれたタイミングも明確に設けていくというような形で運用していただいて、進めていただきたいと思います。

そして、こちらの複合公共施設は多くの市民の期待が本当に日々募っているような状況ですので、公共

施設の部分に関しまして市として不足している部分を補うという形がメインで取られつつ、本当に幅広い方々が有意義に活用して恋ヶ窪駅周辺、そして実際あそこもバイパスが通る道になると思いますので、そういった部分で全体的な盛り上がりを見せられるように建設から運用まで進めていただくことを強く要望してこの項目を終わらせていただき、次に移らせていただきます。

次ですが、生成ＡＩの利活用についての質問をさせていただきます。生成ＡＩに関しましては、こちらは人工知能の一種として一般的に浸透するようになって数年が経過いたしました。そして、この数年で実用性や精度が著しく向上して、対応可能な幅も日々広がりを見せている状況です。私も様々な場面でこちらを活用させていただいておりますが、本当に進歩がすさまじくて、油断したらあっという間に置いていかれるんじゃないのかと私も感じるぐらいの発展を見せております。そして、今までもこちらに関しては議会などで取り上げさせていただいておりましたが、改めてこのタイミングでも確認させていただければと思います。

そこで、最初の質問になります。生成ＡＩの利活用について、市の現状を教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　生成ＡＩにつきましては、業務システムネットワークで利用できるＬＧＷＡＮを使ったサービスを令和６年４月から庁内で本格導入いたしました。利用者につきましては正規職員のみとし、研修動画を視聴し、注意点を理解した上で利用申請してもらって使うようにしてございます。利用につきましては、１か月当たりに使用できる文字数が決められており、その文字数以内であれば何人の職員でも利用できます。生成ＡＩは、現在市場にある複数の生成ＡＩから選んで利用することが可能で、最も機能が低い生成ＡＩのみを使用した場合は１か月約2,000万文字を上限として使用でき、金額につきましては月額10万円程度となってございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。最も機能が低い生成ＡＩのみの場合は１か月2,000万文字で10万円と、別に高くない、比較的安いんじゃないのかなと私は思います。そして、開始して約１年半ということで、その間に利活用を進めている中で、状況、傾向としてどんな感じになっているのかを伺いたいです。

○政策部長（村越隆治君）　当初は60人程度からスタートしまして、昨年度末には90人、今年の７月時点で160人まで利用申請者が増えてございます。70人以上の職員が日々利用している状況となってございます。昨年度の後半は利用文字数が足りなくなるという状況もございましたが、今年度より、より多くの文字が利用できるプランにアップグレードすることで利用は拡充しているということでございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。理解いたしました。今年度に入ってから利用申請者自体はどうも増えているようですので、こんな形で加速度的に増えていけばいいのかなと思います。利用している人数がそれに対して決して多くはない状況なのかなと思いますけれど、まずは申請していただいて利用できる環境になっていただいて、そこからなので、一旦ここの部分は問題ないのかなと思います。

そして、現状、プランをアップグレードしたとのことなのですが、今後も引き続き柔軟に、必要に応じてアップグレードしていくといったことは可能なのか、確認させてください。

○政策部長（村越隆治君）　生成ＡＩの利用状況につきましては常にモニタリングしております。予算の範囲内で利用状況に合ったプランを選択する等、柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。よかったです。こういった部分で使い勝手が悪いイメージを持ってしまってネガティブな印象が浸透してしまって、結果的になかなかみんなが使わないという状況になってしまうのが一番悲しいかなと思うので、そういった部分は可能な範囲で構いませんので、ぜ

ひともアップグレードはけちらずにやっていただきたいなと思います。

そして、日々進歩している生成ＡＩの機能の面で確認させていただければと思うのですが、利用開始してから約１年半ほどが経過して、開始当初から機能の強化などがあったものがあれば教えていただきたいです。

○政策部長（村越隆治君）　当初はチャット形式での文章のやり取りのみでしたが、この１年間に文章、写真、画像データを読み込ませて分析する機能や、アンケートの結果分析機能、また独自に学習させた内容だけを基にして文章を生成するＲＡＧ機能が加わりました。しかし、ＬＧＷＡＮを使った現在のサービスにおいては、インターネット上で一般的に使われております生成ＡＩに備わっている、例えば絵を作成する機能等は使えないという制約もございます。

○６番（寺嶋たけし君）　分かりました。ありがとうございます。ちなみになんですけど、要約を作成したりとかする際の正誤判断といいますか、しっかりと事実関係の精度を担保したりする部分も非常に重要だと思いますが、そこは利用申請後、研修の動画の部分でしっかりと注意喚起などをしてフォローされているといった認識でよろしいでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　議員の御認識のとおり、研修動画においてはハルシネーション等の生成ＡＩの危険性を伝えてございます。今後も引き続き注意喚起を行っていきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。しっかりと注意喚起もその部分でされているとのことで、よかったです。本当にどうしても役所の仕組みであったり、ルール上、インターネットを気軽に使えているような生成ＡＩと同程度のものを同じタイミングで使えるようになっていくということはどうしても厳しい部分は重々承知しております。なので、機能制限されている中でもしっかりと活用していくしかないと思うんですけれど、その中で、実際に生成ＡＩを活用して業務効率化として実際に現場で効果を発揮されている、または制限された中でも問題なく発揮されているのか、確認させてください。

○政策部長（村越隆治君）　機能上一定の制約はございますが、現状では文書案の作成や企画のアイデア出し、エクセルの関数の使い方やマクロの作成、国や都の資料の要約などに使われており、業務の効率化につながる活用がなされていると考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。マクロとかまで使われているのであれば、かなり効率化に寄与できているところもあるのかなと、お話を伺っていて思いました。

あと、アンケートの結果分析などでテキストマイニングでＡＩを活用した部分、市長の公約などにもありましたが、こちらに関して、今後の活用のめどなどはありますでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　現在利用している生成ＡＩでもテキストマイニングについては可能となってございます。活用に向けて、デジタル行政推進室で利用方法等につきまして検討を進めているところでございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。こちらのテキストマイニングに関しても、もう既に検討を進められているということで、より一層、ある意味ブロードリスニングとかまではいかなくても、アンケートなどを取ってしっかりと市民の方々の意見を主観なども入らず分析することもできたりすると思うので、こういった部分はぜひともたくさん活用していただいて、政策判断やニーズの発掘などに活用していただきたいなと思います。

そして、今までいろいろとお話をお伺いさせていただいたのですが、今後庁内で生成ＡＩの活用をより広げていくことが必須になるのは自明かと思いますが、そのための市としての考え方を教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　生成ＡＩにつきましては、使う人が入力するプロンプトの書き方が、期待した回答を得られるかどうかを左右する重要な要素となってきます。そのため、庁内で使い方に関する有効な情報を共有するため、ビジネスチャット上で生成ＡＩの利用申請者全員が参加する生成ＡＩ井戸端会議というグループをつくりまして、情報交換を日々行ってございます。現状は、プロンプトに関する情報発信はまだ少ない状況となってございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。状況を理解いたしました。ＡＩの利活用を広げるに当たっては、まだ輪が広がっていないのかなという認識を持ちます。その上で、ここで御提案させていただきたいのが２つの方法になります。１つ目が、先日、前回か前々回の議会でもお話しさせていただいたリバースメンターといった方法を提案させていただきます。通常のメンターといえば経験豊富な先輩が若手などに仕事のサポートを行うことを指しますが、このリバースメンターは、逆に若手が先輩へアドバイスを行うといったことを指しまして、こちらの生成ＡＩなどに関して、必ずしもではないんですけれど、比較的若手のほうが実は使えているといった状況がもしあるのであれば、リバースメンターという制度をしっかりとつくって、若手が先輩方に生成ＡＩの使い方をレクチャーできる状態にして、より浸透させていく一つの仕組みになればよいのではないのかなと考えています。

もう一つが、これはもう制度と文化の両方の面を持つんですけれど、アウトプットに対する評価をしっかりとする文化と制度をつくるということが重要かなと思います。情報技術を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、新たなことへの取組であったり、情報収集が非常に重要であり、なかなか難しいといった部分があります。そして、これを自分ひとりで賄おうとしてしまうと本当に大変な労力になってしまうので、理想としては、おのおのが収集してきた情報などを庁内でアウトプットする、それこそ先ほどあった井戸端会議のグループチャットなどにアウトプットしていくことで、しっかりとそれを評価する文化と評価する制度を両方つくることによって、おのおのがそれぞれの成功事例を持ち合って一気に浸透が加速していくんじゃないのかと考えております。というのも、私の前職時代は、ここの部分の文化を非常につくっていたことによって、あらゆる目まぐるしく変わっていく情報をどんどんキャッチアップしていく、時代の波に取り残されないような会社にどんどん強くなっていったという側面もありましたので、ぜひともそういった形もできるのではないのかなと、この場でひとつ提案させていただければと思います。

そして、ここで確認させていただくのが、ぜひデジタル行政推進室がメイン、主導になって、これらの文化や制度の整備を進めていっていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　生成ＡＩの利活用につきましては、業務の効率化や新たな働き方として一般的にも非常に注目され、重要度が増していくものと考えてございます。御提案いただいたリバースメンターやアウトプットに対する評価の文化や制度についても引き続き研究を行い、生成ＡＩの利活用を促進してまいりたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひ研究などを進めて検討していただければなと思います。文化とかを醸成していくなど、どうやったら浸透するのかなといった部分を私も生成ＡＩに確認させていただいたところ、１つのアイデアが生成ＡＩから出てきたので紹介させていただくと、定期的に物すごく具体的な、物すごく小さくても、こういう形で今まではこうだったけれど、生成ＡＩを使ったらこう業務が効率化しましたみたいな成功例みたいなものを月に１例、２例ぐらいを定期的に発信していくことによって、使っていない人たちもイメージを持ちやすくするといった方法もあるというアイデアが出たので、ここで紹介させていただきます。

ということで、今後生成ＡＩを活用できるか否かで自治体間の差が広がってしまったりすることも想像できるわけであります。なので、そこに関して私が今回話させていただいたのは、基本的には業務効率を上げるという一番入り口の部分で生成ＡＩを活用できればなという形でお話しさせていただいたのですが、本当にこれは入り口でして、さらに言ってしまえば住民サービスの質にも差が生まれ出してしまうと。例えば多言語対応のお話も、先日だて議員が取り上げられていたように外国人が市内にどんどん増えているこの状況の中で多言語対応が本当に重要になってくる、そして課題である、こういうのも生成ＡＩが一つ得意とする領域になっているので、多言語対応は生成ＡＩのほうに任せてしっかりとコミュニケーションを取っていくといったことも可能になるわけです。ただこれはＡＩを使いこなせないと市民サービスにも還元できないので、そういった部分でしっかりと庁内で浸透していけばよいのかなと考えております。

あと、職員の職場への定着率なども今後影響してくるんじゃないのかなと考えています。新しいツールを受け入れる柔軟な文化が若手職員のモチベーションを上げて、自分たちでも改善できるという前向きな雰囲気が広がっていけば、何なら、このことを人材採用の際にもアピールしていけば、よりよい人材獲得にもつながっていくんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひともこういった形で検討いただければと思います。今は非常に大きな転換期を迎えていると思いますが、私、国分寺市役所の職員の皆様だったらこれらは武器に変えられると本当に信じておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

それこそ余談になりますけど、今回の一般質問で脇村議員が配っていた資料があるじゃないですか、あれは生成ＡＩです。ＡＩでプロンプトを打ったら自動的にそういった資料を作ってくれるものを使っているという認識です。右下にサービス名が書いてあったので、ぜひともそういった部分もお調べいただければと思います。回し者ではないですけど。

次に移らせていただきます。次は、酷暑における学生の部活動をはじめとする運動について、質問をさせていただきます。非常に危険な暑さが今年も続きました。私は平成５年生まれで現在32歳なので、2000年代は小・中学生をやらせていただいていました。ただ20年前と比べても、この暑さはレベルが違うなと本当に思っています。その中で親御さんからも、子どもたちの学校での過ごし方に関してちょっと不安を覚えている、主に部活動などに関して不安を抱いている声を聞く機会も少なくありません。なので、この場で改めての確認をさせていただければと思います。

本当に近年の夏の暑さは危険なレベルに達しておりますが、学校の体育の授業でしたり部活動において、国分寺市は酷暑における熱中症対策としてどのような形で運用されているのか、お伺いします。

○教育部長（日高久善君）　教育委員会では、学校において暑さ指数（ＷＢＧＴ）を基準とするガイドラインに基づいた熱中症対策が確実に行われるよう、暑くなる前の４月中旬頃から通知を発出し始めるとともに、校長会や生活指導主任会等、様々な機会を通じて学校へ指導を続けてございます。

ガイドラインでは、暑さ指数が31度以上の場合には運動は原則中止としており、学校は体育の学習や水泳の学習、校外学習、部活動など屋内外を問わず、教育活動を行う前に確実に活動場所の暑さ指数を計測いたしまして、実施の可否の判断をするとともに必要な対策を講じている状況でございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。基準に関しては理解いたしました。こちらはちなみに、おのおの学校の現場での運用のフローはどうなっておりますでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　担任や養護教諭、部活動の顧問などが教育活動の実施前に暑さ指数を計測し、その結果を基に、最終的に学校管理職が実施の判断をしている状況でございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。運用のフローに関しても理解いたしました。ちなみに

なんですけれど、部活動の大会とかもあったりすると思うのですが、こちらに関しての運用を分かる範囲で教えていただきたいです。

○教育部長（日髙久善君）　部活動における大会についても、それぞれの大会の運営事務局において国や都の基準にのっとって実施されており、本市における対応と同様のものであると認識してございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。状況を理解しました。ＷＢＧＴ、日本語で湿球黒球温度と呼ばれる暑さ指数ですが、単位は気温と同じセルシウス度、Ｃに丸がついている記号で表されますけど、普通の気温とは別物であるという点は私から補足させていただきます。

ということで次の質問なのですが、今年は学校での活動中に、実際に熱中症などで搬送されたりといった問題などは起きていない認識でよろしいでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　今年度、現在まで、熱中症を原因とした救急搬送などの報告は、教育委員会には入ってございません。

○６番（寺嶋たけし君）　かしこまりました。非常によかったです。本当にしっかりと運用されて、問題も起きていないということで承知いたしました。今後も引き続き子どもたちの安全のために水分補給などの推進を図るのはもちろんのこと、このような運用基準をしっかりとやっていただいて、そしてそれだけでなく親御さんも心配されているので、安心していただくためにもしっかりとこれを運用しているということを周知していただきたいなと、周知して解説するプリントなどを配布していただいて、親御さんたちにも広めていただきたいなと思うのですが、そういったことはいかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　学校では、子どもたちの安全のために引き続き熱中症対策を徹底してまいります。先日、はぎの議員からの御質問で少し御答弁させていただきましたけれども、現在、中学校では部活動中や部活動後のクールダウンのために冷房の効いた教室を用意し、生徒が利用できるようにしたり、日中の暑い時間帯を避けて活動できるよう早朝や夕方に活動時間をずらしたりするなど、様々な工夫を講じているところでございます。今後も保護者の皆様に御安心いただけるよう、引き続き学校だよりや保健だより等で学校が行っている熱中症対策について周知してまいります。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひお願いします。本当に部活動のみならず体育の授業、それも室内・室外問わず、あと校外学習でしたり、そういった部分に関してこういった形で運用していますよという形で周知いただけますと幸いです。特に部活動について、子どもたちが本当に真剣に向き合えば向き合うほど大会とかでの勝ちにこだわる気持ちもよく分かりますし、子どもたちにとっては重要で、非常に大切な経験だとも思います。ただ、それで熱中症になってしまって後遺症が残ってしまったら元も子もないわけですので、どうしても現場で働く先生方は子どもたちの思いを尊重したくなるときもあるとは思うし、気持ちはよく分かるんですけれど、子どもたちの未来のためにも、しっかりとこの基準で運用していただくことを強くお願いさせていただければと思います。

それでは、次の質問、障がい者の居場所づくり・社会参画についてに移らせていただきます。障害をお持ちの方やその御家族にとって、居場所や社会参画の場があることは、この上なく重要なことだと私は考えております。今回は、私なりの視点で本件の確認や提案をぜひさせていただければと思います。

最初に、まずは確認をさせていただきたいです。市として現状、障害者の中でも特に義務教育期間を経た方々の居場所としてはどのようなものがあるのか、お伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　就職する方、福祉サービスを利用する方など、障害の状況に応じた活動を選択されておられます。障害福祉サービスとしては日中活動のための通所サービスがあり、それらが居場所

となるのではないかと考えます。目的に応じて生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等がございます。ほかには創作活動や生産活動等の場として、地域活動支援センターが市内に３か所ございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。理解しました。ちなみになんですけれど、今後に関しまして、これらの居場所づくりといった形で社会参画の場に対してさらに発展させていくようなイメージなどを市でお持ちだったりしますでしょうか、お伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　障害福祉サービスは民間事業者が運営し、目的に応じた様々な活動が行われております。毎年、障害者基本法が定める12月３日から９日までの障害者週間では、活動の中で作成した物品販売やワークショップ、公共施設での作品展示を行っているところでございます。今後も障害や障害のある方への理解が促進されるよう、多くの方に作品が見ていただける展示の機会を継続していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。こちらに関しても理解しました。

これは、私が先日視察させていただいて非常に興味深い、とある取組を知ることができましたので、ここでお話しさせていただければと思います。資料を準備すればよかったと、今となっては反省しております。ここで、他自治体の事例として、ご当地フォントと呼ばれる取組のお話をさせていただきます。これは、障害をお持ちの方々の持つ独特の感性を芸術として昇華する取組です。似た取組、シンプルに芸術として昇華させていくだけの取組は過去からあったと思うんですけれど、この本件の違いは、障害をお持ちの方と地域の学生がタッグを組んで作品へと昇華させていくと、そしてそれを企業や自治体などが採用して、しっかりとそこにお金が発生して、そして次の活動であったり、障害を持つ方々の働いた分のお金になっていったりという仕組みになっております。

１人の障害者と１人の学生がペアになって、障害者が描いた絵や文字を学生がデザインし直す、それを基に、物であったら、ビルの絵が描いてあったら、そのビルの絵をコピーして反転させて、それをたくさん並べていって１つの柄にして、そしてそれをバッグにしたり、Ｔシャツの柄などにして実際に販売していくという、またはウェブ上で公開して、小さいサイズだったら無料で使えるけど、大きいサイズだったらちょっとお金を払ってくださいねというような形で運用していくというようなものになっています。

今の時代、ウェブ上で本当にいろいろなデザインが公開されていると思うんですけれど、障害をお持ちの方々の感性を生かしているのでかなり唯一無二のデザインになっていて非常に面白く、そんな中で先進的に取組として採用しているのが渋谷区でして、実際全ての始まり、シブヤフォントと言われるものがありまして、実際に渋谷区役所の中であったり、そして区の施設などにもこれを採用して盛り上がりを見せているものになります。これが社会学習的な側面もありまして、学生と障害者が触れ合う機会、主に大学生になるんですけれど、大学生が障害者と触れ合う機会を創造するといった形で、障害者への理解も進んでいくというところもあります。

実際に伺った学生の声として本当にびっくりしたことがありまして、「最初、携わる前は障害者に対してどんなイメージを持っていましたか」と聞いたところ、「ちょっと怖いイメージを持っていました」と正直に答えてくださいました。そして、「今、障害者に対する理解は進みましたか」と聞くと、「いや、それは違う」と。「どういうことですか」と聞くと、「障害者も１人の人であるということを理解できたから、その人を理解することはできても、障害者全体はそれぞれ人が違うんだから、理解という、そういったくくりで理解するというのがそもそも違うと思う」というようなところまで理解が進むという、社会学習的側面も持っております。そして御家族の方も、障害者である以上に、自分の家族がデザイナーであ

るというような気持ちの持ち方もできて、全体として障害者が新しい形で社会参画や居場所づくりをしていくといった面があるので、ぜひともこういった形を研究していただきたいなと思っております。多摩地域では日の出フォントと言われるものがあるので、そのほか東京都では世田谷区などでも取り組んでおりますので、ぜひともこちらを注目いただきたいなと思います。このような新しい形で障害者の居場所づくり、社会参画の策を国分寺市としても実施していくこと、これは有効だと私は考えているんですが、市でこのような取組を行っていくのはいかがでしょうか、お伺いします。

○福祉部長（玉井理加君）　今回、この取組を御紹介いただきまして、ホームページ等を拝見いたしました。大変ポップで明るいイメージの作品とか、非常にいろいろな取組があることは拝見したところでございます。障害のある方のアート作品、こちらを学生やデザイナー、企業がフォントやパターンデータのデザインに変身させ、様々な商品に変えるという取組でございますけれども、社会とのつながりを深める機会にもつながっていると考えております。大変魅力があるというように拝見しました。先駆的な取組として、今後研究してみたいと思います。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひ研究を進めていただきたいと思います。そして、ぜひとも国分寺フォントをここでつくっていただきたいなと思います。ちなみに、このフォントと言われているのは、最初はそれこそＰＣの文字のフォントのデザインをしていたので○○フォントという名前になっているんですが、今はもうそれだけではなく幅広い形で実施しているのがご当地フォントと呼ばれるものになります。

市単独でやるのはひょっとしたら難しいとは思うのですが、市内の事業者や団体にも幅広くお声がけして、こういった形のことをやっていただければと思います。そして、障害をお持ちの方一人一人がデザイナーとして輝いて活躍できる、そんな輝かしい国分寺市の未来もできたらなと思っておりますので、ぜひともこちらは要望として終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次は最後のジャンル、シティプロモーションについてお伺いさせていただきます。改めてになるんですけれども、私、前職時代は広告代理店で働いていたということもあって、シティプロモーションというジャンルに関しては強い思い入れがあります。そして、国分寺市はこのジャンルにおいてまだまだ伸び代があると私は考えておりますので、今回の一般質問でも取り上げさせていただきます。

まず初めに、今年ローンチされました観光シティプロモーションサイトに関して質問させてください。観光シティプロモーションサイトを開設して約５か月ほどが経過したかと思いますが、運用状況と反応に対する見解をお伺いします。

○政策部長（村越隆治君）　観光シティプロモーションサイトにつきましては、運用を委託していますこくぶんじ観光まちづくり協会と適宜協議しながら運用しており、特に市内のイベントの情報を数多く掲出するよう心がけてございます。また、サイトの閲覧状況も適宜確認しておりますが、市内で開催される夏祭りであったり、大規模のイベントへの関心が非常に高いということが分かっております。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。アクセス解析などをしていただいたんだと思います。それでどのような部分ニーズがあるのかが分かってきただけでも、この５か月で一つの収穫かと思います。このような形でサイトを運営する中で、ニーズを発掘するという視点もぜひ持ちながら進めていただければと思います。加えてアクセス解析をして、今後の話になりますが、しっかりと見やすいユーザーインターフェースの高いサイトへブラッシュアップするといったこともやっていただければなと思います。

そして今回、お祭りや大型イベントへの関心が高いことが分かったとのことなので、それでしたら、ぜ

ひこれらの情報に関して高いアンテナを立てて収集を進めていただきたいなと思います。

また、ただこちらから収集するのももちろんなんですけれど、加えてイベントの主催者のほうから観光シティプロモーションサイトへの掲載の希望が来るような仕組みになれば、さらなる好循環が生まれていくんじゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○政策部長（村越隆治君）　現在はこくぶんじ観光まちづくり協会が中心となって、掲載するイベントをピックアップしております。イベント主催者側から情報が届くとより効率的になってきますので、今後につきましてはイベント主催者に向けた掲載記事の募集や、掲載希望があった場合の事務手続について、こくぶんじ観光まちづくり協会と協議していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひともこちらを協議して検討していただければと思います。ちょっとしたハードルがあるのかなという気もするので、可能な範囲で構いませんので、ぜひともサイトを盛り上げるためにも使っていただきたいなと思います。

そして、私も実際に市内のイベントといったものに対するニーズは本当に様々なところで強く感じている次第でして、ただそういった皆さんから必ず一致して聞くのは情報収集が難しいと、情報がいろいろなところに分散しているので情報収集が難しいというような声を多く聞きます。なので、このような仕組みがうまく回れば非常に価値のあるサイトになるし、市の盛り上がりにもつながっていくんじゃないのかなと思います。

また、サイト内を細かく確認させていただく中でふと思ったことがあるので、こちらは確認させてください。サイトには季節や歴史といったテーマから市の観光ルートを紹介されているのを確認しているんですけれど、ただ市内全体の地図が掲載されていないなと思いまして、市内全体の地図が掲載されていたほうがよいのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　市が推奨しています観光ルートにつきましては、国分寺駅、西国分寺駅だけではなく、恋ヶ窪駅であったり、国立駅をスタート・ゴールとするルートもございます。本市を初めて訪れる方であっても、各駅を起点として市内に魅力的な場所があることを知っていただく機会にもなりますので、市内の観光マップの掲載については検討していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひとも観光の部分に関して、スポットだけではなく面として本市を捉えてもらえるような工夫を、ウェブサイトであったりいろいろな部分でしていただけたらなと思います。

そして、私も先日携わった市内の大型イベントが６月にありまして、こちらを通して、市内の名所を知らない人が多くいること、市民でも知らない人が結構いるということを改めて感じた次第です。それを踏まえて、日常的にスポットラリーができる環境を整備するのもひとつ有効なのではないのかなと思いました。ゴールを市役所に設定して気軽に観光できるようにする、そしてさらにゴールの市役所に来たら達成者には何らかのプレゼントをあげたりすると、そういった工夫をすることで、市内をめぐる市民や市外の人が一定増えるんじゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　史跡武蔵国分寺の整備がかなり進んでおりまして、また今年度よりＡＲ・ＶＲの技術で建物を再現する取組も開始する予定となってございます。観光要素は充実していると認識してございますので、新庁舎を拠点として、休憩ポイントとして活用することで利便性を高めることにもつながると考えてございます。いただきましたアイデアを含めまして、周遊性を高める事業について検討していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひともこちらの検討をしていただければなと思います。本当に市役所を見て感動する人が非常に多くて、しかも「市民ですか」と聞くと「市民です。でも知らなかったです、こんな所が国分寺市にあるんだ」と、写真で見るだけではなく、生で見てより感動があるといった部分もあると思いますので、ぜひともコンテンツとして国分寺市はいろいろと力を持っているんだなと、しっかりあるからこそ、本当に工夫することで認知の広がりなども持たせていって、国分寺市の魅力に触れる機会をどんどんここからも創出していただけたらなと思います。

そして、別の部分で確認させていただきたいことがまたありまして、インスタグラムを拝見させていただくと、「国分寺×府中×大学生」という、国分寺市と府中市の情報を面白く発信しているアカウントを見つけたのですが、こちらに関して、分かる範囲で経緯を教えていただけますと幸いです。

○政策部長（村越隆治君）　こちらにつきましては、国分寺市と府中市、そして両市の観光協会の４者で国分寺・府中観光振興連絡協議会を平成25年度に立ち上げ、市域を越えた武蔵国の国府と国分寺の魅力発信に取り組んでいるというものでございます。令和７年度は若者世代へのアプローチを推進するということで両市の大学生の協力を得て、学生の視点で両市の魅力をショート動画で表現する取組を開始してございます。その発信ツールとして、ユーチューブだけではなく、インスタグラムも活用しているということでございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。意外とそのもの自体は、立ち上げられたのは10年以上と大分前なのですね。このインスタグラムのアカウントに関しては、ふと見つけて、本当にすごくいいものだと率直に感じました。私も近隣の大学に通っていたので、大学生は４年間そのエリアでガッツリ過ごすと、まちに対する愛着は自然と湧くものなので、ぜひとも大学との協力、大学生との協力といった部分はより強めていただきたいなと思います。

そして、これまで観光というと、国分寺市が持つコンテンツとしては歴史、文化、自然という要素がメインになってくるので、結果としてターゲットが高齢者層に寄っていたんじゃないのかなと感じている部分もあります。もっと言ってしまえば、歴史や文化に関しましては、小・中学生だったら地元の歴史とかを学んだりするので触れる機会はあると思うんですけれども、中学校を卒業してから実際に高齢者層になるまでの間にその地域の歴史を知ったりする機会といった部分は、がくっと下がってしまうというのが実情だと考えています。なので、この間の層、中学校を卒業してから高齢者層になるまでの若者から現役世代の層の部分にしっかりとアプローチすることが重要な視点なのかなと考えております。このたびのインスタグラムを活用して若い世代に向けたこの取組は、観光シティプロモーションサイトなどにも活用、生かすことができるものなのではないのかなと思っておりますので、ぜひ参考にしていただきたいなと思います。

加えて、過日発売された観光情報雑誌に国分寺市と国立市、そして立川市の情報が出ていたかと思います。これも非常に市とは違う視点で魅力の発信をしているよい事例だと思いますので、これもシティプロモーションサイトなどへの参考にしていただけたらなと思うんですが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　今回の大学生による投稿では１万回以上の再生回数を得てございます。インスタグラムを活用した若い世代への情報発信として、大学生に活躍してもらうのはとても有効な手法だと認識しました。また、このたび発行された雑誌のように、ターゲット設定とコンテンツの関係が明確な情報発信は、観光シティプロモーションサイトを運用する上で参考になりますので、観光まちづくり協会と

情報を共有しながら、若い世代により訴求できるサイトづくりを進めていきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。若い世代だけにとらわれる必要はないんですけれど、ただそういった部分はエネルギーがあったりするので、盛り上がりにつなげていくためにも、若い世代に向けた施策もぜひとも実施して、挑戦していただきたいなと思います。そして、若者のトレンドで言うと圧倒的に今は短尺動画です。短尺動画はスナック動画と言われており、１本をさくさくと見られるものになっていて、それが売りでもあります。利用者もどんどん増えております。

そこで、シティプロモーションサイトのほうでも提案させていただくように、短尺動画を活用して、スポットではなく面で捉えたような動画の作成などをしていくのも有効なんじゃないのかなと考えております。スナック動画は、基本的には最大で３分となっているので、３分以内で市内スポットを早回しで紹介していったりするような動画も有効なんじゃないのかなと考えるのですが、こういったコンテンツを拡充するといったことは検討いただけますでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　実は、私どもも令和７年度から行政情報であったり、まちの魅力を紹介する30秒程度のショート動画を職員が作成しまして、毎週アップするという取組を行ってございます。３分弱であれば具体的な市の魅力を紹介できるなどコンテンツの幅を広げることができ、より幅広い層の視聴者を引きつけられる可能性が高まりますので、最後まで視聴してもらえるようにコンテンツと表現方法について、先進自治体の状況などを研究していきたいと考えてございます。

○６番（寺嶋たけし君）　ありがとうございます。ぜひとも研究していただければなと思います。この短尺動画に関しては、何かしらを紹介するとなったときには、人が顔を出して映っているか、顔を出して映っていないか、この２つに大きく分かれます。顔が映っていないほうは興味・関心が薄れやすいので、大量に情報をその中に詰め込んで、目まぐるしく内容を展開、転換させていく必要があるので、そういった部分を意識していただけたらなと思います。後者の、人の顔が映っているタイプのものに関しましては、逆にその人のキャラクターとか人となりで、ある程度内容を引きつけることができるので、もし顔出しなどが可能な方がいるのであれば、そういった方のキャラクターを生かしながら市の魅力を伝えていっていただければなと思います。あと、出てくる人は可能な限り固定したほうが、繰り返しほかの動画も見ていただけるようになったりするので、そちらも可能な範囲で構いませんので御検討いただければなと思います。

そういった形でシティプロモーションのサイトも出来上がって、ＳＮＳなどもいろいろな取組が見えてきたところでありますので、引き続き私もこういった形で提案させていただきながら、新しい情報があったら提案させていただきますし、何らか分からないこと、プロモーションの手法で気になることがあれば、私も議場じゃなくてもお話ししたりしますので、ぜひとも言っていただければ幸いです。

ということで、質問は終わるので、最後にちょっとだけお話しさせていただきたいのが、新市長になりまして、市政に関して経営の視点を取り入れていくということで、私はその観点は非常に重要であると考えております。これに関しては、行政の経営は冷たい視点だと言われるかもしれないんですけど、決してそういうことではなくて、本当に限りある資源、リソースを最適に活用して持続可能な運営をしていくと私は理解しておりますので、そういった形で私もしっかりとその点にのっとってこれからの一般質問もやらせていただければよいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、寺嶋議員の一般質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　ここで、鈴木議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○１番（鈴木ちひろ君）　私の一般質問の２番、市役所から進めるジェンダー主流化の女性管理職を増やそうについての私の発言で、育休・子育ての部分休暇が拡充されるようだと発言しましたが、正しくは育休の部分休業でしたので、発言の訂正のお取り計らいをお願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの申出のとおり発言の訂正を認めます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次の本会議は明日午前９時半から開きます。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

午後４時48分延会

９ 月 ５ 日 （ 金 ）

（ 第 ５ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月５日（金）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
会計管理者心得	野　中　美由貴		
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１		一般質問
第２	議案第47号	国分寺市公益監察員の選任について
第３	議案第48号	市長の給与の特例に関する条例について
第４	議案第49号	国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第５	議案第50号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
第６	議案第51号	国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第７	議案第52号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
第８	議案第53号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
第９	議案第54号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
第10	議案第55号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
第11	議案第56号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について
第12	議案第57号	国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について
第13	議案第58号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
第14	議案第61号	令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第15	議案第62号	令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第16	議案第63号	令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第17	議案第64号	市道路線の一部廃止について
第18	議案第65号	市道路線の認定について
第19	議案第66号	市道路線の認定について
第20	議案第67号	工事請負契約について
第21	議案第59号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）
第22	議案第60号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）
第23	議案第68号	令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について
第24	議案第69号	令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	議案第70号	令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	議案第71号	令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	議案第72号	令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について
第28	陳情第５－３号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情の一部訂正について
第29	陳情第７－１号	「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情
第30	陳情第７－２号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情
第31	陳情第７－３号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

午前９時30分開議

○議長（尾沢しゅう君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告をいたします。傍聴人から本会議の写真撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

また、中山議員より水の持込みの申出がありましたので、これを許可いたします。

◇

日程第１　一般質問

○議長（尾沢しゅう君）　日程第１、一般質問を行います。

最初に、中山議員。

○５番（中山ごう君）　それでは、一般質問させていただきます。

３番、不登校対策の強化を通告いたしましたが、これについては、またの機会にしたいと思います。

最初に学校給食についてです。

（１）温かい中学校給食についてですけども、中学校給食の提供方式の改善については、市民の中で改善を求める運動が始まっていたことを受けて、日本共産党国分寺市議団としては、具体的に議会で提起したのは2022年３月の予算特別委員会でした。そのときの委員会では、他会派から弁当併用外注方式の継続をといった趣旨の質疑がされましたけども、同じ年の12月の一般質問で、教育部長が「中長期的には、どのような方法が好ましいかということは検討していかなければいけない課題である」と答弁がありまして、そこから潮目が変わったかなというふうに私は思っています。

その後も市民による活動が続きまして、議会では、日本共産党国分寺市議団としても繰り返し改善を求めてきた中で、新たに就任されました丸山市長が、来年４月から中学校給食を保温食缶方式に変更すると表明されたことは、子どもたち、そして保護者から大変喜ばれています。当初の予定では、今年度は市民参加の検討会の実施であり、この改善は、2027年、令和９年度が最短の実施になるかなと私は思っていましたけども、短期的には保温食缶方式で、温かい全員給食に改善し、その後に改めて市民参加で中長期的な方式を検討する。この進め方は、なるほどなと思いました。そして、この素早い、そして大きな決断だったということで、このことは大きく評価をしております。

そこで、提供方式が変わるということで、どうしても気になってしまうのが、その後の給食がどういうふうになっていくのかというところであります。町田市では、2024年度に全員給食に変更した中学校に在籍する生徒を対象に満足度調査を実施しています。その中には、「『料理がおいしい』ことが何よりも重要であり、多くの人がこれを最も重視しています」と、このように記載があります。これまで当市では、栄養士がメニュー作りに力を入れてきたと思っております。生徒からの提案も受けてメニュー化された、そういう取組も承知をしています。こうしたこれまでの栄養士の取組も継続していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　現在の中学校給食につきましては、開始以来17年にわたり、市の栄養士と受託事業者が協力体制を築き、実施してきた経過がございます。生徒会等の提案によるメニュー採用や地場産野菜の活用など、多様なメニュー展開はその成果であるというふうに考えてございます。こうした積み重ねが弁当併用外注方式として実施している自治体としては極めて高い喫食率に反映されているものとい

うふうに考えてございます。

受託事業者が変更することになった場合につきましても、これまで積み上げてきました中学校給食の質を維持していけるように努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○５番（中山ごう君）　その方向はお願いしたいと思います。

ただ、事業者が今の事業者になるのか、また新たな事業者になるのか、相手方との関係もあることだと思いますので、大事なのは、教育委員会としての考えだと思いましたので、確認をさせていただきました。ぜひ、その方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、アレルギー対応についてお聞きをします。

東村山市では、来年の２学期から食缶方式に移行するとしていますが、その中でアレルギー対応が８品目対応とのことでお聞きをしております。国分寺市では現行のランチボックス形式ではアレルギーに全く対応していないところでありますけども、教育委員会の資料を拝見させていただきまして、対応を求めていくというふうにあります。具体的な対応も、これも事業者が決まってからとなると思いますが、市としては、このアレルギー対応をどこまで求めていくお考えなのか、現在の見解をお聞きいたします。

○教育部長（日高久善君）　食缶方式の導入に当たりまして、現行の選択制から全員喫食制への変更を予定してございます。

開始に当たりましてはアレルギー対応が必要となり、今般のプロポーザルにおきましても、アレルギー対応を条件としているところでございます。

議員の御意見のとおり、具体的な対応につきましては事業者決定後に詳細を決めていくところになりますが、可能な限り多くの生徒が喫食できるように進めてまいりたいというふうに思ってございます。

○５番（中山ごう君）　お願いしたいと思います。

そして次に、これも長いこと要望がある問題です。

毎年実施されている中学校給食のアンケートのところで、保護者の自由記載欄にも毎年のように記載がありますけども、給食時間、特に喫食時間についてです。これも教育委員会の資料には喫食時間、現行15分、そして変更後も15分という記載があります。しかし、現行においても喫食時間が短くて、食べたくても食べられない、こういった声も一定数上がっています。また、今後、たとえ温かくておいしい給食になったとしても、味わって楽しむ余裕がない。この時間のままではですね。そういう声も聞かれます。さらに昼食前の授業が体育などの場合、現在でも15分も確保できない、こういったこともあるということを中学生からもお聞きをしております。

喫食時間の改善については、以前も求めて質問をさせていただきました。これまでの中学校給食のアンケートにも、給食時間の確保については、ほかの時程との兼ね合いで長くすることが難しいと、こういう記載も確認をしています。しかし、根本的には、できるだけこの喫食時間を確保して、子どもたちに食事を取っていただく、このことが本来あるべき姿だろうと思っております。

この問題は、当事者である生徒たちがどう考えるのか、このことが一番のポイントではないかと私は思っています。今年のアンケートで、給食を時々残す、いつも残すと回答した中で、味以外の要因では、やはりこの時間が短いという理由が一番多くなっていました。この喫食時間を延ばすことについて、生徒の意見も聞きながら、延ばす方向での検討をしていただけないでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　これまでのアンケートにおいて、給食時間に特化した質問を設けたことはございませんが、給食を残す理由の選択肢として把握してきた経過がございます。

アンケートでは、時間が足りないと回答する生徒は、学年進行とともに減少傾向となってございます。学校現場からも、１学期には時間が足りないと話していた生徒が、２学期には食べられるようになったという声を聞いているところでございます。

食缶方式への切替えに当たり、国分寺市中学校校長会と話した際には、昼休憩時間も含めて弾力的に対応する旨のお話もいただいているところでございます。引き続き適切に対応してまいりたいというふうに思ってございます。

○５番（中山ごう君）　学年進行とともに、そういう時間が足りないという声が減少していくということ、そして１学期よりも２学期のほうが、さらにそういう声が減少していく。減少すればいいということじゃないと思うんですよね。減少しているのであれば、その時間に合わせて詰め込んで食べているのか、あるいは諦めて、食べられる範囲で食べているのか、そういうこともいろいろ考えられます。

授業時程の関係もありますので、当然、長くすれば昼休みが短くなる場合ですとか、そういうことをしなければ、授業が終わる時間が延びてしまうとか、様々考えられると思うんです。生徒の子どもたちもそうですし、先生方も含めてですね。しかし、どういう形がいいのか、どういう時間がいいのかというのは、私はもう少し延ばすべきだと思いますけども、子どもたちや現場の教員の方たちの意見を集めながら、どういう形が最適なのかというのは探っていただきたい。

特に、このように給食を改善するわけですから、それを味わって楽しい時間として食べる給食時間というのを確保していただきたいと思いますので、この取組、急には進む問題ではないと思っています。いろいろな意見を聞きながら対応していただきたいと思いますので、また適切な場で求めたいと思います。

この項目では最後です。最後にお聞きしたいのは、学校内でのエレベーターです。食缶を運ぶには小型エレベーター、昇降機が必要ではないかというふうに思っております。第四中にはエレベーター、第五中には小型昇降機が設置されているとお聞きをしております。

これも教育委員会の資料の中で、中学校給食の在り方に関する報告書の中で、４方式の検討をされていますけども、そのどれにおいても小型昇降機の設置というのは課題に挙げられているわけで、今後どういう形にするにせよ、ずっと永遠に人の力で運ぶという状態でいいのかという議論があると思います。

この小型昇降機の設置について、私も以前求めた中で、建築基準法の制限があって北側にはなかなか設置が厳しい。では、校舎の東西側に設置するのかといえば、地図を見る関係ではスペースがないなと、南側に設置すれば学校教育に影響が出てくると、様々な影響がありますけども、しかし、行く行くは、どのように３階あるいは４階まで運ぶのかというのは検討しておかないといけない問題だと思いますので、この点についても今後の検討になると思いますけども、一言いただけますでしょうか。

○教育部長（日高久善君）　今回の中学校給食の提供方式の変更に当たって、施設整備を行う予定は今のところございません。プロポーザルにおきまして、施設改修等を行わない旨の記載をしており、そのような条件下において、民間事業者からの柔軟な発想、課題解決方法、取組体制等を御提案いただき、安全・安心な給食提供に向けて、よりよい事業者と企画の選定を進めてまいりたいと考えてございます。

昇降機の整備につきましては、小型昇降機の設置であったとしても、日影規制だけではなく、既存不適格などの法的な課題も生じていることから、中学校給食の提供方式の見直しだけではなく、国分寺市学校施設長寿命化計画などの施設整備計画に基づき、適切に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

市民参加の検討に当たりましては、検討の前提条件として、法律、技術、財政等の諸条件を明らかにした上で、丁寧に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○５番（中山ごう君）　既存不適格の問題はなかなか大きな問題かなと思います。

小型昇降機だけに限らず、階段を使って運ぶような機械でもいいのかというのもあるんですけど、いろいろ検討できるところはあると思いますので、またお聞きします。

短期的には理解をしています。施設整備は事業者の提案にお願いをして進めるということは理解をしていますので、また今後も求めていきたいと思います。

（２）誰一人取り残さない給食無償化について質問をいたします。

給食無償化については、不登校の子どもたちと、現段階でいうと中学校でお弁当の持参を選んでいる子どもたち、この２つが考えられますけども、まずは不登校の子どもたちに限定してお聞きしたいと思います。

来年度から全員給食ということになれば、今言った後段のところは解消されるわけですが、その際、不登校の子どもたちも無償化の対象にしていただきたいというふうに思っております。

この間、紹介してきましたように、無償化の対象外になっていることで、不登校の保護者には、不登校で苦慮する部分が多い上に、給食無償化の対象外にされてしまっていることで、市あるいは教育委員会への不満や不信につながってしまっています。多摩26市でも、今、不登校の子を無償化の対象に含める自治体が広がっています。学校給食無償化が段階的に広がってきましたけども、いずれはこの不登校の子も含めた無償化の流れになると私は思っております。当市では、来年４月から中学校給食で温かい全員給食へと改善の方向ですので、この機に無償化を不登校の子どもたちにも拡大していただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○教育部長（日髙久善君）　これまでの御答弁の繰り返しとなりますけれども、学校給食無償化につきましては、東京都公立学校給食費負担軽減事業のスキームにのっとって実施しており、今年度につきましても、不登校状態にある児童・生徒については、都の事業の対象となってございません。

議員が御紹介のとおり、多摩地域の市部におきまして、不登校状態にある児童・生徒に対し、給食センターで給食提供による現物給付や給食費相当額の補助を実施している自治体があることを確認してございます。当市におきましても、不登校状態にある児童・生徒につきましては、サポート教室や保健室等で給食を食べていただいている実態がございますので、こちらについては、周知に努めてまいりたいと思ってございます。

引き続き都の対応状況を注視しつつ、他の自治体の情報収集に努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○５番（中山ごう君）　不登校の子どもたちは、学校に行きたくても行けない、そういう状態だと思います。それによって、子どもたちだけでなくて、保護者も相当大変な思いをされている。そういった中で、この学校給食無償化さえ、対応している自治体が今、確認されていると答弁ありましたように、広がりつつある中で、国分寺市では対象にならないということに、やはり保護者の方、子どもたちもいろんな思い抱えております。

この学校給食無償化を不登校の子どもたちに拡大する場合、それなりの予算も必要になると思いますので、このことについては、この温かい給食について大きな決断をした市長に対して、学校給食の無償化の範囲を拡大していただきたい、その考えをお聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君）　現状の対応については、先ほど部長から答弁をしたところでありますが、議員から今御指摘をいただいたように、不登校については、本人はもちろんのこと、御家族においても、御家庭

においても御労苦は多いと、このようには認識をしておりまして、大切な課題であろうと、このようには考えています。

今後ですが、他市の情報収集、先ほど申し上げましたが、それをしっかり努めていくとともに、また、その不登校状態においても、その定義、また経緯というものは本当に様々なものがありまして、そもそも対象をどのように考えていくのか。また、不登校対策ももちろんですが、ほか施策も含めて、これは東京都等の補助の対象にならないということになりますので、実施するとなれば、市の財源において行わなければいけないということであります。

やはりその他の財政、施策との関係も含めて、今後も情報収集に努めた上で、適切なタイミングで判断を下していきたいと、このように考えています。

○５番（中山ごう君）　ぜひ、その最後の部分、適切なタイミングでとおっしゃいました。この中学校給食の提供方式が変わるというのは大きな変化であり、一つの契機だと思いますので、同じくして拡大していただけるように重ねて求めておきたいと思います。

あわせて、今年度のみの対応ということにはなりますけども、この中学校で、今、お弁当を持参している生徒についても、私は無償化を拡大していただきたいというふうに思っております。温かい全員給食への改善、その実現にリソースを集中する。この間の市長の答弁、お聞きしていまして、市長の考えもそのとおりだなというふうに思います。来年４月から始めるに当たっても、相当大変なスケジュールだと思っております。

しかし、中学３年生のことを考えると、短期間であるとはいえ、私はここの部分も頑張っていただきたいというふうに思います。

喫食率は上がっていますけども、保護者の声を聞きますと、無償化だから、お弁当じゃなくて給食で我慢してほしいと、このように子どもにお願いしている家庭もあるということをお聞きしております。もう時間のない中での対応となりますけども、改めて求めたいと思います。御見解はいかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　こちらも繰り返しの答弁となってしまいますけれども、やむを得ない事情によらず給食を喫食されない方につきましては事業の対象となってございません。

給食無償化は教育の一部にかかる費用を公費で負担するものとなり、給食以外の昼食全般の補助につきましては給食費無償化の範囲を超えているものというふうに考えてございます。

小学校においても、アレルギーや宗教食の事情によらず給食を申し込まない方は無償化の対象外としているところもございます。引き続き多くの方に喫食いただけるように努めてまいりたいというふうに思ってございます。

○５番（中山ごう君）　非常に残念でなりません。

私は「すべての人を大切にするまち宣言」をしている国分寺市として、併せて中学校で選択制の弁当併用外注方式という中で、政策導入されたのは前市長のときでありますけども、そのときから、このやり方は違うんじゃないかと、区別するようなやり方をすべきでないというふうに求めてきました。先ほどの答弁ではありましたけれども、ぜひこの短期間であるとはいえ、中学３年生の残り期間、せめておいしい給食を無償化の中で食べられるような、そういう対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。小１の壁問題の解決をについて、質問させていただきます。

特に朝の居場所についてです。この間、私も含めて求めてきたところでありますけども、保育園では早いところで朝７時から子どもを受入れしているのに対して、小学校になると校門が開くのは８時やそれ以

降になっているということで、小学１年生だけに限りませんけども、朝、親が早く出勤しないといけない場合、子どもだけになってしまうと。この居場所の問題がこの数年で社会問題化してきております。この問題については働き方改革も同時に必要だと思っております。

この対策を進めている大阪府豊中市の担当課長は、将来的に働き方などが変わり、この制度がなくても、安心して働いたり学校に行ったりできるようになるまでは、子どもと保護者に寄り添いながら、市としてできることをやっていきたいと、このようにコメントしているのがネットニュースにも出ております。まさにこの立場だろうというふうに私は思います。

私も市民から相談を受けていまして、その内容をちょっと読み上げさせていただきます。

保育園は朝７時から預かってもらえ、安心して出勤できますが、小学校は８時過ぎの登校になるため、１時間遅いからといって、遅く起きて、１人で支度をして学校へ行くことは低学年では難しいです。ほかの保護者がどのようにされているのか、保育園の職員などに相談して聞きました。上のお子さんが小学校に入学する時に働き方を変えた、社員からパートに、あるいは近場の会社に転職した。あるいは近所の友達の家で、玄関先で待たせてもらう、このような対応をされていると。

私が相談を受けている方は、引っ越しや転職を検討しているということですけども、知らない地域へ引っ越しすることがいいことなのか、このまま転居せず、国分寺市に住み続け、学校へ行けばお友達がいるけど、朝１時間近く子どもに１人で過ごさせるのがいいのか、どちらを選択してあげればいいのか、本当に迷って悩んでいると。子どもにとって一番いいことが何なのか、毎日自問自答しているということです。子どもからは、このまま市内小学校に進学し、お友達と一緒に過ごしたいと言われているということで、さらに悩んでいるということです。

毎朝２時間、ファミリー・サポート・センターを利用するのは経済的に厳しいと言われております。切れ目のない子育て支援と前市長もおっしゃっていたので、市長へメールをしましたが、早々に人員の確保ができない等の理由で、要望には応えられないとの返答がありました。長期休暇の際、学童保育所の開始時間が遅いため同様の問題が出ている。そのあたりも一緒に対策していただけると、切れ目のない子育て支援につながるのではないでしょうか。小１の壁は個人が考えるには限界があります。安心して子育てと仕事を両立できるよう、行政の支援をお願いします。

このように寄せられております。

丸山市長の下で、所信表明で問題解決に取り組むと表明されたことは、前向きな変化として評価をしております。代表質問等で実施の方向にあることは理解しています。多摩26市でも実施している自治体が広がっていることを踏まえて、当市において、来年４月から朝の居場所がスタートできるように頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日髙久善君）　小１の壁の解消は、子どもたちや御家庭の安心につながる大切なテーマであり、朝の子どもの居場所づくりは、この課題の解消に有効な取組の一つであるというふうに認識をしてございます。

子どもたちの安全と安心を守りながら、継続的に実施していくためには、安定して見守れる人員の確保や安全面の備え、運営方法など、実施に当たっての必要な条件をしっかりと整理していく必要がございます。子どもたちや保護者の皆さんにとって、安心できる仕組みの在り方について、関係課とも連携しながら丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　多摩26市の実施状況でございますが、令和７年４月の時点で実施済み

は６市、実施予定が３市となっております。実施済みの市でも全校で実施しているのは２市、４市は一部のみの実施となっています。

各市、運営方法は様々であり、それぞれの状況に応じて実施をされていますが、様々な課題を抱えているとのことです。登校時や運営中の安全確保、見守り人員の安定的な確保、運営場所の確保、これらについて先行自治体の状況を踏まえ、本市も取り組めるところから検討を進めてまいりたいと考えております。

○５番（中山ごう君）　相談者からは、７時台に保育園に登校している児童について数十人いるというふうにお聞きをしています。そうなりますと、この朝の居場所へのニーズは相当高いのではないかと推測されます。安全性の確保はないがしろにできないことでありますので、しっかりとした検討をしなければならないことだと私も思います。

また、来年４月からとなれば、12月の令和７年第４回定例会へ何らかの予算措置が必要になることを考えると、スケジュール的にも相当厳しいものだということは分かっておりますけども、それでも何とかしていただきたいという思いであります。

御存じだと思いますけど、横浜市でもモデル事業が行われていまして、夏休み等も実施し、事故等への対応では、保険の加入で800円程度の負担をお願いしているということです。保険を掛ければいいということではなくて、安全性はできる限り確保しなければいけないというふうに思っております。ぜひ、何とかしてお願いしたいと思っておりますので、要望を重ねまして、次の質問に移ります。

補聴器購入補助制度の創設をについてです。

これについても丸山市長が所信表明で表明されたことを評価しております。来年７月からと答弁がありましたけども、できるだけ早く実施いただければというふうにも思っております。

まず確認ですが、購入補助を実施する目的についての答弁はありましたけども、この施策を実施する上での目標をどのように設定するのかと。端的に言いますと、補助制度をつくることが最終目的ではなくて、補助制度を含めて、高齢者の生活の維持、ＱＯＬの維持や向上を図っていくことが最終的な目標になるだろうと私は考えておりますけども、このことについて見解をお聞きします。

○福祉部長（玉井理加君）　市長の所信表明にもありましたように、高齢期でも自分らしい生活を維持するために、充実させていく必要な施策の一つとして、高齢者に対する補聴器購入費助成制度を創設するということでございます。

難聴はＱＯＬの低下や認知機能の悪化に影響を与えるというふうに言われておりますので、早期の段階から補聴器を適切に活用いただくことにより、高齢者のコミュニケーションの機会の確保、また要介護状態の予防や生活の質を維持していくこと、こちらを目指しているところでございます。

○５番（中山ごう君）　承知をしました。

制度概要についても確認したいと思います。対象年齢は65歳以上と答弁がありましたが、所得制限を設けるのか、設けるとしたら、どんな区分を考えているのか、また補助の上限額をどのように設定するのか、現時点での考え方を教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　所得制限、補助の上限額につきましては、まだ検討中でございますが、先行して導入している自治体を参考に、当市の状況を確認しながら、効果的な制度となるよう検討する予定でございます。

○５番（中山ごう君）　広く補聴器を御利用いただいて、高齢者のＱＯＬを底上げしていくという目標を考えたときに、非課税世帯にしか補助しないということにはならないと私は思います。高額な補聴器です

が、補助があるなら購入しよう、そういうふうに踏み切る市民もいるということもお聞きをしております。

金額についてですけども、他自治体での取組をお聞きしていますと、補助額を増額したら利用件数が伸びた、こういうこともよく耳にします。補助の上限額では、港区において、非課税世帯に14万4,900円、課税世帯にはその半額という設定が一番充実しているのかなと思います。今後、検討されるということですので、この港区を参考にしていただきたいということを求めておきます。

この間の市長の答弁をお聞きしていますと、2023年度、令和５年度の厚生労働省の難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業の報告書を確認されていると感じました。この報告書には先行自治体の取組を紹介されていて、私もなるほどなと参考になる部分がありましたので、幾つかお聞きしたいと思います。

その一つは、早期発見のために気軽に参加していただける取組についてです。既に、聞こえの講座を、市としては２回になるんですかね、その前にもさわやかプラザもとまちで１回開催されておりまして、大変人気というか、市民の関心が高くて、申込みが殺到しているということは、毎年、確認をさせていただいております。

この取組の継続とともに、例えば、港区では聞こえのセルフチェックというのも取り組まれている。また、豊島区では、20分ほどでできて、専門家を必要としないアプリを利用したヒアリングフレイルチェックを今年度は25会場、61回も実施をしております。早期発見とともに、本人に気づいてもらうために気軽に参加してもらうような取組を広げている。当市においても、こうした取組、今の聞こえの講座も含めて、さらに拡大していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　難聴高齢者への支援については、普及啓発、早期発見、早期介入、フォローアップ、評価、効果測定による一体的な支援が有効であるとされております。一体的な支援を目指し、スキームを現在構築しておりますので、先行して導入している自治体を参考に研究してまいりたいというふうに考えております。

○５番（中山ごう君）　この聞こえの問題は、皆さん御存じだと思うんですけども、ちょっと聞こえなくなってきたときに、そのままにしちゃう方も一定数多い課題だというふうに思っております。そういったときに気軽に参加できる取組、今まで行われている聞こえの講座もそうだと思うんですけども、豊島区なんかでは、予約は必要なんですけども、そういうふうにいろんなところでこの検査ができるというところです。

併せて、フォローアップについても、この間も多くの議論があるところですけども、このフォローアップについては、購入後の装用の確認だけでなくて、早期発見から、必要な方が医療機関を受診されているかという前段のフォローアップも必要だということが、この報告書にありました。

先ほどの豊島区も、このアプリチェックで医療機関までの受診までのフォローアップ体制の整備を課題として挙げていますけども、アプリによるチェックで語音聴取率が60％未満の方には受診勧奨をされているということです。こうした早期発見の体制拡充、医療機関受診までのフォローアップ体制、購入後のフォローアップ体制も含めてですが、できるだけ補助制度開始に合わせて整えていくことも必要だと思いますが、補助制度開始までに全て整えるということではなく、走り出しながら、早期発見・早期介入につながる取組、今、紹介しました取組以外も多分様々な取組が先行自治体でされていると思いますので、国分寺市ではどういう取組がいいのか、広めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　早期発見から早期診断につながる機会といたしまして、御紹介もありました

聞こえの講座を開催しておりますが、こちらは地域活性化包括連携協定を締結しておりますリオン株式会社の御協力をいただいて実施しております。引き続き、効果的な取組となるよう連携してまいりたいというふうに考えてございます。

また、併せて先駆的に取り組んでいる自治体を参考にしながら取り組んでまいります。

○５番（中山ごう君）　お願いしたいと思います。

この問題も継続することですので、また求めていきたいと思いますけども、早くに気づいていただけるような取組と併せて、やはり補聴器が必要かどうかの専門的な医療機関への受診、ここまでつなげることが、まず最初に必要だと思います。その後、必要な方には補聴器を装着していただくと。

港区で、補聴器助成購入事業を利用された方への、約500人へのアンケート結果がまとめられていまして、令和５年度のアンケートですけど、回答者が382人、その中で補聴器の使用状況も聞いているんですが、93.4％の人が日常で常に使用している、必要な場面で装用しているというふうに回答されています。なかなか高い割合かなと思いました。このように高い装用につながっている理由も含めて、いろいろ研究していただいて、国分寺市らしい補聴器購入補助制度、全体的な体制をつくっていただきたいと思います。

続きまして、障害者サービスの充実をについて質問いたします。

移動支援の拡充についても、これも市長が所信表明にて表明をされまして、学校や通所施設から、自宅以外の場所から目的地へ利用できるようにと改善の方向が示されまして、評価をしております。そのほかの移動支援のニーズもあります。

市長が答弁されたように、市長も議員のときに、様々この要望に触れられていると思いますし、市長になってからも、この障害者団体は要望されていますので、市長からは、御意見をいただきながら進めていきたいという答弁もありましたので、今後、また必要に応じて私も求めていきたいと思いますし、さらなる拡充を求めておきたいと思います。この場では要望で終わります。

次に、緊急時の体制について、連絡先の周知徹底についてです。これも毎年、障害者団体の方たちが要望されていることであります。

要望は多岐にわたりますけども、今年は、緊急時に備える体制を整えてくださいという項目が１番目にありました。その中でも複数の要望がありますけども、そのうちの一つについて質問したいと思います。

懇談の際に、団体の方たちが資料として、小障連（小平市障害者団体連絡会）、国分寺市の国障連（国分寺障害者団体連絡協議会）と同様の小平市の組織になりますけども、その小障連が作成された緊急時の対応、困ったときも大丈夫という資料があります。議員の皆様も恐らく懇談で御覧になっていると思います。

私は、この取組を広める必要があるのかなというふうに思っておりますけども、こうした取組はどのように、今、国分寺市では行われているか確認したいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　御紹介のあった取組は、昨日も鈴木議員の質問に対して答弁してございますけれども、障害のある方とその御家族が急な困り事に対してどのような行動を取ればよいかということで、当事者団体の方が作成されているものでございまして、こちらは、そういった課題を整理し、見返すことができる媒体として捉えているところでございます。

平時から緊急時に備えて準備できるものというふうに考えますので、当事者団体や支援者となるサービス事業者等と情報交換をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○５番（中山ごう君）　この小障連の資料には、緊急時とはと、独りぼっちどうしようと、こういうとき

だよという説明もありますし、その次に、ここに電話というふうになっておりまして、平日の日中は利用している相談支援事業所や作業所、こういったところの電話番号をそれぞれに合わせて書くように空欄になっております。その下に小平市の障がい者支援課の電話番号があり、さらにその下には夜間・休日は市役所となっておりまして、代表番号が載っておりまして、その下に障がい者支援課につないでくれますと、こういう記載になっております。

こういう簡単な書式ですので、これを各御家庭で備える、準備していただければ、それだけでも一定の安心につながるのかなというふうに思います。

その上で、一つ確認をしたいことは、この市役所の夜間・休日の連絡先について、今、紹介したように、小障連では、このように市役所の代表番号を載せているんですけども、国分寺市では市役所の代表番号が載っている資料はなくて、相談支援員などにお聞きをすると、ようやく教えてもらえる、そういった情報になっているとお聞きしましたが、そういった現状で間違いないか確認したいと思います。

○福祉部長（玉井理加君）　お問合せを受けたときについては、御家族の急病など、在宅での介護が一時的にできなくなるということでありますので、障害者サービスが調整できない場合に、御利用いただける緊急入所保護事業について、御案内をしているところでございます。そういった場面で情報提供しておりますので、事業の利用が必要な場合について御説明をするというところで対応してございます。

○５番（中山ごう君）　ただ、その事業は、昨日、答弁もあったように、令和６年度の実績はゼロということですよね。小平市のこの取組は、その事業だけでなくて、全く連絡先が取れない、夜間・休日、そういうときにどこに電話すればいいのかということの資料だと私は思っております。

市に電話が来て、御案内できるところ、実質的な、具体的なサービスとしては、今、答弁があった事業だけになると思いますけども、しかし、その困っている方、障害者、あるいはその御家族にどれだけ寄り添うのかという点だと私は思っております。

今、答弁にあったように、夜間、休日に問い合わせれば、この電話が市役所の代表番号ですよというふうに答えるということなんですが、そうであれば、その情報も一定、きちんと紙ベースにして周知するべきだろうと思いますし、根本的には、こういう日中の平日も含めて、どこに連絡したらいいのかというのは、その障害者がいらっしゃる御家庭ごとに違うと思いますので、こういう簡単な取組を広めていくことも大事だというふうに思います。その中の一つに市役所の代表番号もきちんと記載できるような、そういう取組にしていただきたいというふうに思います。

これもまた適切な場で求めたいと思いますので、お願いしたいと思います。

最後に、より利用しやすいぶんバスについて質問をいたします。

日吉町ルートの発着場所を市役所に変更することですとか、また、北町ルートのバス停の増設など、私にも御要望の声が届いていますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

運賃の値上げについてですけども、この物価高と実質収入が下がり続けているタイミングで、しかも駆け足で行われました。前市長の下での値上げでしたけども、ここで新たに丸山市長が就任されましたので、この値上げの目的をどのようにお考えになっているのか、確認したいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　ぶんバスの運賃は、運行開始当初より100円から値上げをすることなく運行してまいりました。現在、バス業界では運転士不足による減便や路線の廃止が実施され、本市のぶんバスにおいても運行事業者を交代しなければならない事態となりました。このため、運転士の処遇改善、路線バスの利用者増、受益者負担の観点から、運賃を改定いたしました。ぶんバスの運行、また地域公共

交通を維持するために、このタイミングで運賃を改定する必要があったというところでございます。

○５番（中山ごう君）　路線バスの利用者を増やしていくということについて、本当に200円にすることで路線バスの利用者が増えるのかというところは疑問の声も出されていましたし、また、これは今後、確認もしていきたいと思います。

運転士の処遇改善については、これは大事な取組だというふうに思っておりまして、私も以前から、そのことは求めております。バス事業者に市が何らかの補助をプラスすると。市だけでなくて、本来であれば東京都も含めて、そういう制度が必要だというふうに思っておりますが、その事業者へのプラスの補助が、その原資をこの物価高と収入が実質で下がっている中で市民に求めることについて、私は、やはり賛成できないという立場でおります。

資料を出していただきましたけども、この４か月間の利用者延べ数出していただきました。全て計算しますと、この４か月では、約８万2,000人利用者数が減っております。仮にこのままの推移が１年間続きますと、24万6,000人利用者が減ることになりますけども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　議員御指摘のとおり、現在、利用者数は減少しております。

事前に他市での運賃改定後の利用者数について聞き取りをしたところ、改定直後は利用者数が減少しますが、最終的には改定前の８割程度の利用者数になってくるということでございました。

この利用者の減少は、ぶんバス以外の手段で移動されるようになったというふうに推測はしているところでございます。このため、現在の利用者数につきましては、昨年度の利用者数と比較いたしまして、おおよその想定内であると考えてございますが、ぶんバスを必要とされている市民に対しましては、多く御利用していただきたいというふうに考えてございます。

○５番（中山ごう君）　私には、高齢者の方で、週３回から４回、ぶんバスを利用して病院を受診されている方の声が届いておりますけども、ぶんバスの料金が倍になってしまって、生活に大きく影響しているということでした。場合によっては受診回数を減らさざるを得ないかもしれないと、このようなことをおっしゃっておりましたけども、こうした状況も、やはり、中には発生しているんだろうというふうに思っています。

今、ぶんバス以外の交通手段で移動されているというふうな答弁ありましたけども、そうした方もいらっしゃるだろうと私も思いますけども、しかし、利用されなくなった方が、全てそうだと本当に言い切れるのかというところだと思います。高齢者の買物や医療機関への受診など、その一助となる地域公共交通として、ぶんバスを利用していた、そういう市民も少なからずいらっしゃるはずです。ぶんバスを必要とされる市民には多く利用していただきたいと答弁にもありましたけども、今の社会情勢の中で、やはり200円になったために利用できない方というのも一定数いるのではないかと私は推測をしています。こうした市民への対応はどうするのか、必要な方には利用していただけるような取組、対策が必要なのではないでしょうか。いかがですか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　原則は、受益者負担の考えでございますが、必要な方には利用していただける取組につきましては、今後の利用者数の推移と、それから市民からの要望等を確認しながら、研究してまいりたいと考えてございます。

○５番（中山ごう君）　私も様々に、もっと声を拾ってみたいと思います。運賃が200円になったことでの影響というのは、私は、もっと大きな影響があるんじゃないかと思っております。

ただ、今日においても、幾つか、今、後段で答弁された取組、研究をしていただきたい内容がありますので、それについて質問したいと思います。

まず、障害者と同乗する介助者の運賃についてです。

障害者の運賃は100円に据え置かれましたけども、障害者に同乗する介助者については200円に値上げされました。しかし、ＪＲや私鉄、そして国分寺市付近のバスなど、ほとんどの公共交通機関は、障害者と同乗する介助者は５割引運賃となっています。多摩26市でも、コミュニティバスで介助者を割引している自治体がありますけども、2020年７月の小金井市による調査では、15市がこの障害者割引を導入し、併せて介助者割引も実施をしているという状況を確認をしております。今年４月から国分寺市において運賃改定がありましたけども、こうした介助者への対応については把握をされていたのか、把握をしていたとしたら、どのような議論で、この介助者割引の設定を見送ったのか教えていただけますか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　他市の地域バスにおける介助者割引の実施につきましては、特には把握はしてございませんでした。

○５番（中山ごう君）　他市のコミュニティバスだけでなくて、ＪＲや私鉄、都営交通なども含めて、介助者割引があるんですけども、こういうのも全く把握されていなかったということでよろしいでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　介助者というところにつきましては、把握はできなかったというところでございます。

○５番（中山ごう君）　先ほど、私は、この値上げは駆け足で行われたと言いましたけども、それによる弊害というのか、本来であれば、このことについてもきちんと検討した上で考えるべき問題だっただろうというふうに思います。

要は、今後、このぶんバスにおいても、障害者と同乗する介助者の割引を早急に導入するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　議員に御紹介いただいたとおり、介助者割引を設定している自治体があるというところでございます。

本市での介助者割引につきましては、他市のこれらの実施状況を調査するとともに、関連部署と連携して研究してまいりたいと考えてございます。

○５番（中山ごう君）　今、繰り返し言っているように、ＪＲも含めて、ほとんどの公共交通機関で導入されている制度なわけですよね。

コミュニティバスにおいては、2020年の段階では、先ほど申したように15市ですけども、公共交通機関での取組を考えれば、早急に対応するべき問題だと思いますので、ぜひ、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、生活困窮者自立支援の学習支援を受けている子どもへの補助について、今年の予算特別委員会で質疑がありました。生活困窮者自立支援の学習支援を受けている世帯の子どもが、学習するために、福祉センターまでぶんバスを利用しているということに対して、何らかの対策するべきではないかと、私だけでなくて、複数の議員から求めがありました。

最終的には、副市長から、一定理解できるところであり、持ち帰って研究させていただきたいと答弁がありましたけども、対象をどの範囲にするのか等々、検討は必要だと思いますけども、回数券の配布など考えられる対策があると思いますが、この対応はどうなっているでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　学習支援を受けている子どもへの補助、それから回数券の配布などの補

助につきましては、本市における対象者数や支援を受けている方からの要望が出されているかなど確認をしているというところでございます。

○５番（中山ごう君）　確認をして、要望はあったんでしょうか。

ただ、要望があるからやるとか、そういう問題ではないと思うんですよね。丸山市長の所信表明にもありましたけども、要望の大小、声の有無ではない問題だと思います。

この生活困窮者自立支援は、御存じのとおり生活を立て直していく、その中で課題となっている貧困の連鎖を食い止めるためには、やはり学習の支援が必要だということで取り組んでいる事業であります。その中で、移動手段として、ぶんバスを使っている子どもがいるという中で、そこへの対策というのは、やはり市として、施策の一貫性からも考えるべき問題だと思います。

いろいろ考えるべきところはあると思いますけども、もうちょっと前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（塩野目龍一君）　今の御指摘の点は、議員のお話のとおり、前回の予算特別委員会で私のほうで答弁をさせていただきました。現状は、先ほど建設環境部長が答弁したとおりなんですけども、やはり、少しスピード感に欠けているというのは否めないと思いますので、今の学習支援を受けている子どもの補助の対象、あるいは前段で御質問があった介助者の割引、双方について、早急に確認、調査等について、改めて指示を出したいと思います。

○５番（中山ごう君）　お願いしたいと思います。

もう一つ、シルバーパスの適用というのもあります。このことについては、運賃が100円のときから求めていましたけども、民間バスの運賃との差が大きいためにシルバーパスの適用が困難という答弁でした。200円に値上げしたことで、民間バス運賃との差はなくなったに等しいわけですから、このシルバーパスの適用についても検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　ぶんバスは、交通空白地域の解消などを目的として運行しており、この目的を達成するために必要な運賃としているところでございます。

シルバーパス事業は、御承知のとおり高齢者の社会参加を助長し、高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、東京都が一般社団法人東京バス協会へ補助金を交付することで実施している福祉事業となってございます。この交付された補助金は、バス協会の会員へ分配されますが、他市へのヒアリングでは、ほぼ一般財源からの持ち出しとなっているというふうに伺ってございます。このシルバーパスの適用は高齢者対策としても関連していますので、関係部署と連携しながら研究してまいりたいと考えてございます。

○５番（中山ごう君）　ぶんバスについては、冒頭、私も要望しましたように、発着点の変更ですとか、バス停の新設とか、一定の改善の方向性が示されています。

そうした中で、最近思うのが、このぶんバスの政策的な位置づけ、目標というのを、今の市の状況、市民の状況に合わせて、どういうふうに考えていくか、また発展させていくことが必要なのではないかというふうに考えております。

ぶんバスの運行が開始されて、その後も充実されてきていますけども、それでも今回の一般質問でも複数の議員からお求めがありましたように、市民からの要望はたくさん寄せられています。そうした中で、丸山市長は、現状維持は破滅であるという考え方、現状維持に終始していては停滞ないし後退しかないという考え方を表明されていましたけども、私はまさに、このぶんバスは、こういう時期に差しかかりつつあるのかなというふうに思っております。

ぶんバスも含めて、地域公共交通の政策的意義、そして国分寺市の目的をどうしていくのかということを、改めて検討する時期かなというふうに思います。その基本となるのが、私はニーズ調査だと思います。国分寺市といっても、地域ごとに移動のニーズが異なります。それを把握しなければ、効果的な施策の展開ができないと思います。ニーズを把握した上で、市として、どこに焦点を当てて取り組むのか、地域公共交通を長年研究されている先生の講演をお聞きしましたけども、全てのニーズに行政が応えるのは難しい。それをやろうとすると失敗につながっていくということでした。要は選択と集中が大事であり、それが成功のもと、そして身近なところでは、武蔵野市のムーバスを成功事例として挙げられていました。

また、今定例会では、複数の議員から地域公共交通計画の策定を求める質問もありました。私も策定を求めたいと思いますけども、この策定に向けては、今、言いました、ニーズ調査がその基礎になるというふうに思います。そして地域公共交通として、市としての政策的な目的の明確化、移動のための様々なリソースを巻き込んでの地域公共交通体系の構築といった大きな視点での取組にしていくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　市民の足の確保につきましては、ぶんバスの運行によりまして、交通空白地域の解消、公共施設へのアクセスの確保は、おおむね達成している状況でございますが、市内移動のさらなる利便性向上は、必要であると考えてございます。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなるものでございます。鉄道や路線バス等を含めた公共交通全体の計画であるため、本市のまちづくりにも関連してくるというところになってございます。このため、関連機関や関連部署と連携をいたしまして、情報を収集し、共有しながら策定について研究してまいりたいと考えてございます。

○５番（中山ごう君）　そのほかも、市内に、この交通、移動のためのリソースというのは様々あります。福祉であったりとか、タクシーもそうですけども、そういうのも含めて、一体的に巻き込んでいく。それには結構大変な課題もあると思いますけども、ただ、今あるものを使って、さらに言えば、先ほど言ったように、ニーズ調査が重要です。どの地域ではどの移動に焦点を当てて、市として取り組んでいくのか、こういう施策の目的の明確化というのは大事だと思いますので、繰り返し述べさせていただきまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、中山議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時42分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、鳥居議員。

○11番（鳥居あかね君）　自由民主党国分寺、鳥居あかねでございます。通告に従って一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

経済振興について、今回は創業支援や、それにまつわる商工会、商店会との連携について質問させていただきます。国分寺市は住みよいまちづくりに力を入れてこられ、ブランディングがうまくされていると感じております。実際に住民数を見てみますと、転入者数が転出者数を上回る、いわゆる転入超過の状態

となっており、評価として表れているところであります。住みよいまちづくりの両輪といたしましては、国分寺市に住んで働くということが挙げられます。住んでよし、働いてよしの環境の充実が望まれているところであります。

起業・創業ですが、多種多様な事業者が市内に混在することは、まちの活性化につながります。また、住民数が増加している現状において、市場ニーズも拡大していきますので、それらに対応していくためにも起業・創業を支援していくことが必要であると考えられます。起業・創業支援とは、個人に対しての支援ではありますが、それにとどまらず、まちの活性化や市民ニーズへの対応という側面を持ち合わせておりますので、国分寺市民全体への波及効果があると考えられます。

そこで、国分寺市で創業したいという方をどのように支援していくべきか、また現状、支援のニーズに応えられているのか、そういった視点から質問させていただきます。質問の中では創業支援という言葉に統一させていただきます。

初めに、市が実施している創業支援について、実施内容をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市が実施する創業支援につきましては、主にこくぶんじ創業塾や各種セミナー、創業個別相談会の実施、開催などが挙げられます。また、小口事業資金融資あっせん制度におきましては、利子補給に加え、保証料の全額を補助している内容となってございます。

○11番（鳥居あかね君）　こくぶんじ創業塾や各種セミナー、創業個別相談会を行っていることが分かりました。国分寺市では、市内において創業支援の取組の促進による地域経済の活性化を図るため、平成26年１月20日に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画において、市、国分寺市商工会、多摩信用金庫、西武信用金庫等が連携して実施している特定創業支援等事業を行っていると把握しております。多くの自治体で取り組まれ、とても評価の高いものとなっておりますので、今後、より一層充実させていっていただきたいと思います。

ここで、創業支援の内容は理解いたしましたが、支援を受けた後の相談者の方々が、どのような方向に進んだのか、また、創業した事業者の何割が、その後、市内事業者として定着しているのか、市の把握している状況について教えてください。また、市内の創業件数を把握していましたら、そちらについても教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市の創業支援を受けた方を含め、市が把握している市内での創業件数は、令和４年度が47件、令和５年度は60件、令和６年度においては81件と高い上昇傾向にあることは把握しております。一方、創業後の移転や廃業については、把握できていないのが現状となってございます。

○11番（鳥居あかね君）　令和４年度に47件、令和５年度に60件、令和６年度においては81件と高い上昇傾向にあることが確認できました。市内での創業件数が、令和６年度に81件ということをお聞きいたしまして、直感的には多いなという印象を持ちました。近隣自治体の状況はどうだろうかと調べてみたところ、中小企業庁の公表によると、創業支援等事業計画に基づく創業支援事業による令和５年度の支援実績から見る創業者数は、近隣自治体の国立市、小平市、小金井市では、おおむね国分寺市と同じような数値の傾向が見られました。また、国分寺市より少し大きい商圏を持つ立川市、武蔵野市では、当市と比較して２倍くらい高い創業件数であることが読み取れました。ちなみに、創業支援事業による創業支援者数で多い順では、足立区、板橋区、次いで世田谷区、渋谷区となっております。

創業支援については、個別相談会や創業セミナー、創業塾の充実を図ったことで多数の創業希望者が参加し、市内でも多くの創業につながったことが分かりました。今後の課題としましては、創業後の伴走支

援に加え、市内事業者としての市内への定着、そして移転・廃業した場合の原因分析なども重要と考えますが、現状ではこれらを把握していないという中で、この事業をどのように評価しているのかお聞きいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　議員がおっしゃるとおり、創業後の支援や、いわゆる後追い調査の可能性について、研究することも支援に必要な要素であると考えてございます。

評価といたしましては、創業セミナーや創業塾の参加者は年々増加しており、先ほど、答弁したとおり、市内創業も増加していることから、さらなる工夫を加えながらも、継続していく事業と認識してございます。

○11番（鳥居あかね君）　さらなる継続ということで、お願いしたいと思います。市内事業者の市内定着のためにも、今後は、創業後の伴走支援と後追い調査を、ぜひ、お願いしたいと思っております。

次に、小口事業資金融資あっせん制度においては、創業に対して利子補給と保証料の補助が優遇されているとの御答弁がありました。創業時は、特に融資を必要とする事業者が多いと認識しております。こういった状況の中では、現在の融資制度を使いやすい状態にすることが、支援拡大につながると考えます。現状では、創業資金の限度額が500万円まで、利子の本人負担率が0.2%、ただし創業前は500万円を上限とした自己資金が限度額であるという注釈がついております。使いやすい創業支援融資という視点で考えると、物価高で資材の高騰や人件費の高騰がある現状において、市内事業者を育てるための投資の間口を広げるということも必要なのではないかと考えます。例えば、小口事業資金融資あっせん制度における申込資金の限度額を500万円から1,000万円に拡大する、また、自己資金要件を緩和するなどの対応が有効なのではと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　創業後、軌道に乗るまでの間、安定的な資金を確保することは重要なことであると認識してございますけれども、小口事業資金融資あっせん制度における事業者の利子負担割合は、隣接市と比較いたしましても格段に低い状況でございまして、支援としての効果は極めて高いと認識してございます。議員がおっしゃる制度の内容の拡大につきましては、隣接市などの動向も注視しながら、事業者のニーズの把握に努めて研究してまいりたいと考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　確かに、近隣市と比較して、当市の利子の本人負担は低いと確認いたしました。一方で、中央線沿線で大きな商圏を持つ武蔵野市や立川市を見てみますと、武蔵野市では設備、運転資金を併用で、合わせまして限度額800万円まで、本人負担利率は0.3%であります。そして立川市では、創業支援を受けて認定を受けた事業者に限り限度額が2,000万円まで、そして本人負担利率は0.2%であります。各市の創業にかける姿勢がこういったところに表れてくるところであると思います。

しかしながら、限度額を上げれば上げただけでいいのかというと、単純にそうではないということも、私の所感として思うところを申し伝えておきます。というのも、創業融資に関しましては、国や都でも同じような融資を行っておりますので、同じことを市で行う必要があるのかということも考えていく必要があると思います。当市において、何を目指し、どこまで支援していくべきなのか、そういった議論が必要になってくると思います。例えば、スモールビジネスの中でも店舗を持たないビジネスや副業的なビジネスに特化していく、または、実店舗や在庫を持ち、従業員を最初から雇用するような設備投資や運転資金が必要な業種を積極的に支援していくなど、国分寺市が創業において目指していくこの先のビジョンを、ぜひ、示していっていただきたいと思います。

この融資制度の制度自体の内容ですが、長年にわたって枠組みの変更をしていないとお聞きしておりま

すので、特に限度額の拡大や自己資金要件の緩和に関して、現状のニーズに合致しているのかどうかというところを、ぜひ、一度、見直しの機会を持っていただきたいと思います。

次に、市長の所信表明にもありましたコワーキングスペースについてですが、創業支援はもちろんのこと、今後の課題である創業後の伴走支援や、市内事業者としての市内への定着という面においても高い効果があると考えます。市の見解をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市が主体となったコワーキングスペースの提供につきましては、府中市や小金井市が設置しているように効果のある施策でありまして、これまで市が行ってきた創業支援とは、性質の違う支援につながるというような認識を持ってございます。

○11番（鳥居あかね君）　性質の違うものになるということです。民間のコワーキングスペース等が市内にたくさんある中で、市としてどのようにすみ分けをしていくのか、そういったところは難しいところだと思います。いかに使いやすく、市の独自性を出していけるのかが重要であると感じております。

そこで、コワーキングスペースにおいて、法人登記や郵便物の受け取りが可能であるか、法的なところも含めまして、市の把握している状況をお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　商業登記法上、特に制限が設けられていないため、利用契約などで禁止していなければ可能であると認識しておりまして、郵便物の受け取りについても同様と考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　ありがとうございます。民間の事業者の中には、法人登記ができるところ、また郵便物の受け取りが可能であるコワーキングスペースがありますので、検討していただければと思っております。市内には、公設のコワーキングスペースとして、オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館がありますが、問合せしたところ、現状、こちらでは法人登記や郵便物の受け取りはしていないということでした。法人登記や郵便物の受け取りのニーズは、創業時などに特に高いものとなっておりますので、当市でのコワーキングスペースの設置の際には、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　市におけるコワーキングスペースの設置については、現状、研究を開始する段階ではございますけども、将来的にそうなった場合については、利用者の利便性向上を前提といたしまして、進めてまいりたいと考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　コワーキングスペースの設置等が決まった際には、ぜひ、検討をお願いいたします。

昨日の、高瀬議員の質問で、オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館とは、特別な連携はしていないということでしたが、市によるコワーキングスペースが開設された場合には、創業前後の伴走支援におけるハブとしての機能を持つよう、東京都と連携しながら進めていただきたいと思っております。東京都が運営しているオープンイノベーションフィールド多摩ですが、国分寺市と八王子市にありまして、八王子館では、ホームページ上に、市と連携してセミナーを行っているという情報も載っておりましたので、ぜひ、今後、拡充していっていただければと思います。

次に、空き店舗の活用についてお伺いいたします。市では空き店舗を活用した創業支援を行っていると認識していますが、現在の状況についてお伺いいたします。

○市民生活部長（杉本守啓君）　空き店舗を活用いたしました創業支援につきましては、令和６年度から市の補助金により、商工会が実施する空き家・空き店舗を活用した、まちとつながる創業支援事業が挙げられます。この事業は、こくぶんじカレッジ受講生やこくぶんじ創業塾修了生を対象といたしまして、最

大10万円で６か月分の家賃補助、また、55万円を上限としたリノベーション等の費用補助を行っております。今年度の状況につきましては、こくぶんじカレッジの受講生など３名の方からの相談を受けているという状況になってございます。

○11番（鳥居あかね君）　この空き店舗を活用した創業支援ですが、かなり充実した内容となっておりまして、店舗を持ちたいと考える創業者にとって、とても魅力的な支援事業であると思います。

そして、ここでも市内事業者の市内への定着という課題があるかと思います。定着に向けた他自治体の例として、創業支援の際に商工会議所や商店会に加入することを条件とするなどの事例がございます。武蔵野市では、空き店舗を活用した創業支援は同じような内容になっておりますが、この事業には商店会または商工会に加入することが要件の一つとなっております。このように商店会や商工会への加入を、例えば、初年度１年だけでも義務づけるなど、そういった要件を課すことは有効な手段なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　今、議員がおっしゃる加入の義務づけにつきましては、一般的に商工会や商店会への加入は任意であることに加えまして、補助金の申請者である創業者の意思も一定尊重する必要があるということから、実施については、慎重にすべきだと認識してございます。しかし、議員が御紹介いただきました取組につきましては、地域の経済振興に一定の効果があると考えますので、商工会や商店会連合会とも連携しながら、少し研究してまいりたいと考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　ありがとうございます。

次に、経済振興において、空き店舗を活用して、市がチャレンジショップ等を開設することも有効と考えますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君）　チャレンジショップにつきましては、近隣では立川市において開設し、成功事例があるということを確認してございます。市における開設については、適切な立地や具体的な運営方法について、まだ、研究が必要な段階であると認識してございます。

○11番（鳥居あかね君）　確かに、チャレンジショップの開設は、様々ハードルが高いと感じますが、コワーキングスペースや空き店舗を活用した創業支援との関連性は、非常に高いものとなっておりますので、商店会の区域内での創業につなげることで、商店会の活性化を図るなどを視野に入れていただき、研究していただきたいと思います。

以上、国分寺市の目指す創業支援の在り方、それに関わる創業融資制度の見直し、市内事業者の定着に向けた取組、また創業前後の伴走支援のハブ機能となるようなコワーキングスペースの設置等、事業の強化を要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、ドッグランの設置に向けての課題についてお聞きいたします。ドッグランの設置については、今までに、陳情が出され、採択された経緯があることは確認しております。また、現在はドッグランに適した場所の確保に向けて、検討状況であることも理解しております。しかしながら、一たび場所が決定した際には、設置までスピーディに進んでいくことと思います。ドッグランに関しては、設置、運営において課題が多いことを認識していますので、近隣他市の先行事例を挙げて、前もっての課題整理を行いたいと思い、今回、このタイミングで質問させていただきます。質問に当たっては、ドッグ・ラン武蔵国分寺、東京都動物愛護推進員、そして市民の方との意見交換を行っております。

まずは、ドッグラン設置の必要性について、市としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○政策部長（村越隆治君）　ドッグランの設置につきましては、平成30年第４回定例会で陳情が採択され

たことを受け止め、その必要性について認識しているところでございます。また、ドッグランは犬の健康維持において重要であるということと、飼い主同士のコミュニティの場として、また、新たな交流拠点となることが期待され、市民ニーズは高いものと認識しております。設置に向けた検討を早急に進めていく必要があると、今、考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　続きまして、ドッグランの設置に当たっての課題はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○政策部長（村越隆治君）　設置に当たりましては、市民に対する安全性のほか、騒音や臭いなどの対策が必要であるとともに、近隣住民の理解を得ることが必須であると考えてございます。また、犬種によらず自由に走り回れる施設として整備するためには、一定規模以上の広さの土地の確保をはじめ、脱走防止のためのフェンス、水飲み場、排せつ物処理場所、休憩スペースなどの設置についても検討していく必要がございます。

○11番（鳥居あかね君）　課題の整理をありがとうございます。設置に当たっては、近隣住民の方への配慮が必要ということが分かりましたが、車で犬を連れてくる方も多いので、近くに駐車場が整備されているとよいとのお声もいただいております。

また、一定規模以上の広さの土地の確保についてですが、土地の広さに応じたルールをつくることが本当に重要だということを、意見交換で多くの御意見をいただきました。小型犬と大型犬を同じスペースでノーリードで遊ばせると、大型犬が走り回っているときに小型犬に当たってしまい、事故が起きることがあります。ぶつかっただけなのに骨折してしまったという話も多々聞くところでありますし、また、当たりどころが悪く、脊椎損傷で小型犬が死亡してしまったという事例もあります。これを防ぐために、他市の事例を見てみますと、広い土地が確保できる場合は小型犬スペースと大型犬スペースを分けて、２つ以上のエリアを設置いたします。広さの関係で１つのスペースしか設置できない場合は大型犬の使用を不可として、小型犬、中型犬のみのドッグランとして整備することが現実的でございます。または、時間で交代制にするなど、工夫が必要となります。ドッグランは、広い土地で２つ以上のエリアを区切って設置されている施設が多くありますので、２つ以上のスペースが望ましいですが、１つのスペースしか設置できない場合でも、その広さに応じたルールを設けることでドッグランの設置が可能な事例があるということが分かりました。

また、その他のルールといたしましては、攻撃性のある犬は入場禁止にすること。興奮してほかの犬を追い回してしまう場合は、飼い主がすぐに呼び戻して、自分の飼い犬をしっかりとコントロールすること。犬をノーリードで放すときは、スマホ使用などにかかり切りになることなく、飼い主が飼い犬を見ておく必要があることなど、他市のルールを見ますとこういうことが挙げられております。犬がほかの犬にかみついてしまうという咬傷事故が起こることは本当によくある話でありまして、完全には防止できないとしても、犬同士の咬傷事故をいかに起きないようにするのかは、課題の一つであります。これを防止するのは、飼い主へのルールの事前の周知です。事前講習を受けることや事前の動画視聴などを義務づけることも有効でありますので、御研究いただきたいと思います。

以上をまとめますと、周辺住民にとって迷惑がかかる施設とならないようにすること、適切なルールの設定、そして飼い主へのルールの周知が必要ということを申し上げたいと思います。実際に設置場所が決まり、前へと進める際には、市内の動物に関する各種団体や市民の方と丁寧に協議しながら、設備やルールづくりをしていっていただきたいと要望いたします。

このように様々な課題がある中で、他市では、市や都、民間等での運営でドッグランが運営されておりますが、ドッグランの他市の設置状況について、把握していることがあれば教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　他市におけるドッグランの設置状況を見てみますと、大規模なドッグランを設置できている立川市、小金井市、調布市などにおいては、広大な面積を持つ国立公園や都立公園の一部を活用して設置していることを確認してございます。また、市営でドッグランを設置しています自治体としましては八王子市、武蔵野市、日野市において実績があることを確認してございます。

○11番（鳥居あかね君）　都営や市営のドッグランがあることが分かりました。今後のドッグランの設置に向けて、市としてどのように進めていくのか、見解をお伺いいたします。

○政策部長（村越隆治君）　ドッグランを設置するための設計構造となっていない既存の市立公園への設置については難しい面がございますが、今後につきましては、市有地等の活用を検討するとともに、引き続き、東京都に対して旧西東京警察病院跡地での設置を要望するなど、ドッグラン実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○11番（鳥居あかね君）　整備の規模や予算の確保、その後の運営などを考えますと、都営での設置ができれば最適であるかなと思いますが、長年待ち望んできたドッグランの設置でありますので、できるだけ早期の実現、そのために市有地等の活用に向けても、ぜひ、力強く進めていきたいと要望いたしまして、鳥居あかねの一般質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、鳥居議員の一般質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、木島議員。

○20番（木島たかし君）　それでは、通告に沿って一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、１番、行政のデジタル化推進について、お伺いいたします。本年３月に策定された第２次国分寺市行政デジタル化推進計画に基づく取組について、主に何点かお伺いしたいと思います。

この第２次計画における推進方針に掲げられている、まず１番の項目として、デジタル化による市民の利便性向上の取組の方向性として、行政手続のオンライン化、窓口サービスの拡充が示されているところでございます。この取組は、それ以前の第１次計画で掲げられてきた、新庁舎における利便性の高い行政サービス提供の考えを、引き継いで踏襲しているものであると認識しているところです。

その上でお伺いします。１月の新庁舎移転後の窓口業務の現状は、どのようになっているのでしょうか。例えば、手続に来庁された方への平均対応時間、また、旧庁舎との比較ではどのようになっているのでしょうか。加えて、こういったデジタル技術を最大限に活用した、一度提出した情報は繰り返し提出することを不要とするいわゆるワンスオンリー、またワンストップサービス、おくやみ相談窓口の状況なども含めて、どのように現在サービスが運用されているのか、見解を求めます。

○市民生活部長（杉本守啓君）　新庁舎では、ワンストップ窓口や書かない窓口といった新しいサービスを開始いたしまして、特におくやみコーナーは、安心して手続ができたとのお声をいただいてございます。旧庁舎での窓口対応時間等のデータがないため、現状と明確な比較はできませんけれども、通常の窓口対応時間は、旧庁舎と大きな差はないと認識してございます。

一方で、本年度は、初年度にマイナンバーカードを交付された方々がマイナンバーカード更新の時期となったことと、あと、マイナポイントキャンペーン時にマイナンバーカードを交付された方々が電子証明書の更新時期となったことが重なりまして、マイナンバーカードに関する手続が、混雑している状況とな

ってございます。さらに、戸籍の広域交付の影響もございまして、窓口が混雑している、待ち時間が長い等の御意見をいただいているというような状況となってございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。その上で、今、御説明もあったとおり、新庁舎での運営開始後は、様々想定外のことなども含め大変な状況もあったんだろうと思っているところでもございます。改めて、対応に当たっていただいている職員の皆様に心から感謝を申し上げたいと思うところです。

そこで、現状については、今の御説明で、一定やむを得ない部分も理解するところではあるんですが、市民の満足度を高めるために、新庁舎ということで、当然、期待も高いわけですから、ここは改善を図っていかなければいけないんだろうと思います。現状を踏まえた今後の改善に、どう取り組まれるのか、確認します。

○市民生活部長（杉本守啓君）　まず、現状の対応といたしましては、マイナンバーカード関連の手続が混雑の大きな要因と考えられますので、窓口をスムーズに回すために、マイナンバーカード関連手続の書類確認等については、事前に委託事業者の窓口で行う等の対策を始めてございます。また、新庁舎では窓口発券システムで発券から受付までの時間等の集計がされておりますので、それらのデータを使って様々な観点で現状の問題を精査いたしまして、市民の満足度の向上に向け、今、関係部署と窓口業務改善の取組を始めているところでございます。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、そういった対応を一つ一つ丁寧に図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

加えて、推進方針に掲げられている行政事務の効率化について、行政改革の観点からも大変重要な取組であろうかと思います。デジタル化の推進によって、内部事務の効率化をどのように成し遂げるのか、この点についても見解を求めたいと思います。

○政策部長（村越隆治君）　内部事務であるバックヤードにつきましては、窓口側であるフロントヤードで、ワンスオンリー等の機能により入力された情報が、途切れることなくバックヤードの業務システムまで到達する仕組みを構築し、また、効率化を進めることを検討してございます。具体的に申し上げますと、異なるシステム間の連携をＲＰＡで行うことや、ＡＩ－ＯＣＲの利用を考慮した窓口申請様式の変更などを行うことで、業務の自動化や業務フローのデジタル処理への一本化といった効率化につなげてまいります。まずは、保険年金課、子ども子育て支援課、保育幼稚園課の手続の一部から始め、効果を見極めた上で、範囲を広げてまいりたいと考えてございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。今の御説明は、いわゆる書かない窓口とも言われる取組に進んでいくことだと思いますので、最初は、今の御説明にあったとおり、スモールスタートとも捉えられますけれども、より多くの手続に広がることを、当然、期待したいところですので、今後の市民の利便性向上につながるよう、取組をお願いしたいと思います。

そこで１点、これは細かい点にはなるんですけれども、デジタル化推進の観点で、当然、東京都も行政のＤＸに取り組まれている中で、東京都と共に東京全体のＤＸを現在推進し、牽引しているＧｏｖＴｅｃｈ東京が、手取り時間を増やすというコンセプトの下、様々なサービス変革の取組を推進しているところです。その一つとして、子どもＤＸの取組も掲げられていて、その具体的な取組として、子どもを保育園に入れるために保護者が行う活動全般を示す、いわゆる保活の負担軽減などを目的とした、保活ワンストップサービスが行われているところです。これは文字どおりではあるんですけれども、保護者の方がスマートフォン等で保育施設情報等の収集や見学の予約、また入所申請をオンラインで、またワンストップで

行うことができるという取組です。ぜひ、本市においてもこれは導入を検討したほうがいいのではないかと考えますけれども、市の見解を求めます。

○子ども家庭部長（石丸明子君）　ただいま、議員からお話がございましたとおり、子どもＤＸ推進の具体的な取組としまして、東京都とＧｏｖＴｅｃｈ東京が共同し、先導的なプロジェクトという位置づけで保活ワンストッププロジェクトが令和６年度から行われております。現在、都内19の自治体が参加して取組が進められている状況でございまして、令和８年度以降は、国が全国展開するシステムに移行していく予定とされております。当市におきましては、マイナポータルを活用した、ぴったりサービスで保育所等の入所申込手続のオンライン申請が可能となるよう、現在、デジタル行政推進室など関係所管課と連携して検討及び準備を進めているところでございますが、施設の検索や見学予約等のその他の保活ワンストップサービスにつきましても、今後、保護者や保育施設者等の負担軽減と利便性向上のため、国の保活システムの活用を目指してまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、前向きな取組を求めておきたいと思います。

そして、先ほどの、政策部長からの答弁にまた関わることになるんですが、ＡＩとＲＰＡの導入、また活用状況についてお伺いしたいと思います。昨日、ＡＩについては、寺嶋議員からも質問がありましたけれども、変化を恐れずに、また先入観にとらわれず、ＡＩの技術など、これまでにない新たな手法についても、今後、積極的に当市としても取り入れることによって、市民の暮らしをより豊かにしていくということが求められていると感じます。

そこで、ＡＩとＲＰＡの導入と活用について、庁内におけるこれまでの取組状況と今後の展開についてお伺いしたいと思います。

○政策部長（村越隆治君）　まず、ＲＰＡの利用につきましては、令和６年度に監査委員事務局、納税課、職員課、健康推進課の４課の20業務において、データの業務システム登録などに係る二重業務で利用してございます。それまで手作業で行っておりました入力作業の時間を削減するなど、効果を上げているところでございます。

また、ＡＩにつきましては、ＡＩ－ＯＣＲは、令和６年度に８課12業務での利用があったほか、ＡＩ議事録作成支援システムの利用により、会議録のテープ反訳に係る委託料の削減や、生成ＡＩの利用による文書作成の効率化といった事例が出てきてございます。

今後につきましては、ＲＰＡにつきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、バックヤードの効率化に向けた利用を拡充していくほか、ＡＩを利用したシステムの活用を進め、業務の効率化、経費の削減等に効果を拡大してまいります。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ぜひ、着実な取組を期待したいと思います。今日の行政改革の取組として、デジタル化の推進ということが、ここ数年掲げられるようになりました。これらの取組には一定の費用もかかっているわけでございますし、それがどのように市民サービスに本当に反映されているのか、また、先ほども触れた内部事務の効率化につながっているのか、より分かりやすく、今後も市民に伝わる努力、工夫が行政には求められていると思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。今、当たり前のように議論しているＲＰＡという言葉自体も、まだまだ、当然、市民の方も、理解が十分ではない、よく分からないという方が多いと思いますので、丁寧な広報などの取組を通じて、国分寺市のＤＸの取組が、より市民に納得とともに信頼される取組になることを期待したいと思います。

そのためにも、最後の質問ですけれども、誰もがデジタル化によって、利便性の向上を実感できる取組

が重要だと思います。そこで、この項目の最後になりますけれども、デジタルデバイド対策について、これまでの取組とともに、今後の方向性について確認させていただきます。

○政策部長（村越隆治君）　デジタルデバイド対策につきましては、これまでは高齢者向けのスマートフォン教室などで、不慣れな方を対象に、デジタル機器に親しんでいただく機会をつくってまいりました。今後につきましては、スマートフォン教室などを継続しつつ、例えばですけど、デジタル化された窓口において、デジタル機器に不慣れな方には、これまでどおり紙で申請等を受け付けまして、ＡＩ－ＯＣＲを使うことで、事務処理はデジタルで行うなど、バックヤードの効率化にもつながるデジタルデバイド対策を、検討してまいりたいと考えてございます。

○20番（木島たかし君）　ぜひ、地道な取組を求めておきたいと思います。

それでは、続いて、大きな２番目の質問です。道路行政についてお伺いいたします。日常的に市民の皆様から道路に関する要望というのは、常に多くいただくところでございます。当市においても、平成30年度からこれまで毎年、満18歳以上の無作為抽出での3,000人の方を対象に行っている市民アンケートが、実施されています。この状況を確認すると、国分寺市総合ビジョンの実行計画における施策の指標となっている項目についてのアンケートなんですけども、直近の令和６年度、また令和５年度ともに33項目あるんですけれども、「道路整備の推進」という項目については、「満足」が最下位という結果になっています。「今後市にとって重要な取組は」との問いでは、33項目中３位という結果なんですけれども、これは、道路が市民の皆様にとって、日常の生活において、ある意味では本当に身近なものであると感じるがゆえの結果でもあるとは思うんですけれども、この点については、しっかりと改めて認識する必要があるんだろうと思います。

そういった中にあって、本市においては、この間、都市計画道路の整備も着実に進められていることも理解するところです。新府中街道、国３・２・８号線、また用地確保が進んでいる国分寺駅北口の駅前通りの西側を南北に平行する路線になりますけども、これは市道の国３・４・12号線、また国分寺街道の西側を南北に平行する都市計画道路国３・４・11号線など、現在着実に事業化に向けた取組など、また新府中街道は大分進んでいますけども、進めていただいていることを高く評価したいと思います。

一方で、そのほかの多くの市の道路についても、市民生活に密着していることから、先ほどのアンケート結果からも分かるとおり、さらなる整備の重要性を感じているところでございます。本市においては、令和４年３月に国分寺市市道整備計画を策定し、計画に基づき整備を進められていると認識していますけれども、改めてこの計画の目的について確認させてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君）　国分寺市市道整備計画につきましては、道路整備に関する課題を踏まえ、交通体制の構築や道路機能に応じた道路配置等、段階的な道路体系の構築を行うとともに、本市の実情に合った効果的・実現性のある整備を推進していくため、市内の道路整備に関する基本方針を示すことを目的として策定したものになります。

○20番（木島たかし君）　本計画の中では主要生活道路について、緊急輸送路、またバスルート、通学路、幅員（道路幅）、防災性、安全性、また住民ニーズなどを分析して、今後整備する優先度を客観的に評価されています。短期（おおよそ10年以内）と中長期に分けて整備目標を掲げられているんですけれども、整備といっても、拡幅については、当然、一朝一夕に実現することは難しいと理解はしているんですけれども、拡幅以外の対策も含めて安全対策を講じていく必要もあるのではないかと思います。それらを含め、現在、どのような進捗状況なのかを、まず確認したいと思います。

○建設環境部長（島﨑進一君）　議員がおっしゃるように、道路の拡幅となると整備の難易度は高く、早期実現が難しいものとなります。そこで、現状対応可能な方法といたしまして、区画線や減速マーク、それから通学路限定となりますが路側帯のグリーンベルト等、路面標示の整備について、安全対策を進めているところでございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。現状の取組は理解したんですが、その上で、今後、主要生活道路、今日は触れませんけれども、幾つか候補に挙がっている優先整備、市道で整備すべきだと認定されている路線があるんですけれども、ここを段階的に、整備の手法は様々だと思うんですけれども、交通安全、そして防災の側面、そして都市環境といった面からしっかり進めていく必要があるのではないかと、私は考えますけれども、この点について見解を求めます。

○建設環境部長（島﨑進一君）　計画に沿った整備を進めるためには、膨大な事業費がかかるとともに、沿道地域にお住まいの方々の御理解と御協力が不可欠となります。引き続き、取り得る安全対策を進めながら、整備時期については検討してまいりたいと考えてございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ともすれば、道路政策というのは進行管理が少し曖昧になるんじゃないかなというか、今、言われたとおり膨大な事業費、また、本当に様々な合意形成にかかる努力などを考えれば、なかなか前に進みにくい部分はあると思うんですけれども、一方で、こういった計画に基づいた合理的な理由で選定されている路線については、拡幅が全てではないと思っていますので、いずれにせよ、安全対策を講じられるような、市民の皆様に御理解いただけるような取組を期待したいと思います。

また、令和４年３月に策定されている国分寺市バリアフリー基本構想がありますけれども、この中に重点整備地区として、これまでも議会で何度か議論している課題なんですが、国分寺駅周辺地区が位置づけられており、この中において道路特定事業として市道の取組も示されているところでございます。これらの取組状況についても、併せて確認させてください。

○建設環境部長（島﨑進一君）　今年度、市道幹７号線、こちらは熊野神社通りのＮＴＴ東日本国分寺ビル前から東へ連雀通りまでの間となってございますが、この間、本構想を踏まえ、視覚障害者誘導用ブロックを整備する歩道改修工事を行う予定でございます。また、局所的な対応となっているところでございますが、不要な点字ブロックの整備等を行っているところでございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。こちらについては、先ほど、道路行政の計画の進行管理がなかなか見えにくいという話もしたんですが、バリアフリー基本構想は、前にも１回評価させていただいているんですけども、しっかりと実績が見える化されているというのが重要だと思います。既に令和４年度、５年度の、この構想に基づいた取組がどうなっているのかというのが、市のホームページからも確認できますので、ぜひ、バリアフリーの観点からも、道路整備をしっかりと進めていっていただきたいということを求めて、この質問は終わりたいと思います。

それでは、通告の３番目、ベンチのあるまちづくりについて、お伺いいたします。私自身もこれまで、例えば、ぶんバスなどのバス停にベンチを設置していただきたい、また、野球場のベンチが老朽化しているので改善してほしいなど、また、広い視点で言えば地域包括ケアのまちづくりの観点からも、ベンチが町なかに必要ではないかということで、何度か取り上げてきた課題でもあります。

そこで、今日、改めてお伺いしますけれども、市内において道路区域内に設置されるベンチについて、設置基準があるのかどうか、また、市内にその基準に基づいて整備されたベンチがあるのかどうかを確認

させていただきます。

○建設環境部長（島﨑進一君）　道路管理者が管理する道路附属物といたしましては、道路区域内に設置する場合、多くは歩道に接することになると思われますが、歩行者が多い道路においては、歩行スペース3.5メートルにベンチスペースを１メートル加えた4.5メートルが必要になります。それ以外の道路につきましては、歩行スペース２メートルにベンチスペース１メートルを加えた３メートルの歩道の幅員が必要となってございます。なお、道路附属物として設置されているベンチは、日立中央研究所の南側の自転車歩行者道と、あと、もみじ橋遊歩道に設置されているというところでございます。

また、道路占用物として道路管理者以外が設置する場合は、同様の設置基準と構造に関する諸条件の下、占用主体が路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会等で的確な管理能力を有すると認められるものである必要がございます。こちらについては、市内に設置例はございません。

○20番（木島たかし君）　ありがとうございます。現状において、道路区域内に設置することは、一定の条件もよく分かりましたので、なかなか難しいということも理解するところです。ほかにも、例えば、店先とかに設置してあるベンチなど、そういった民有地も含め、ベンチの設置に協力したいという市民の方などの御協力もいただくなど、ぜひ、沿道空間にベンチの設置を進めることを、これは関係部署などとも連携して検討を深めていってほしいと、私は考えているところですけども、この点はいかがでしょうか。

○建設環境部長（島﨑進一君）　まちのベンチは、高齢者等の移動負担を軽減させる休憩場所や、それから地域コミュニティの場になります。今後、その必要性はますます高まると思われます。一方で、ベンチでのけが、それから、喫煙等への苦情があった場合、誰が責任を取り、対処するのか等の問題もあることから、民地や沿道空間にベンチを置くことについては、課題を整理する必要がございます。今後、関係部署と連携を図り、設置について研究したいと考えてございます。

○20番（木島たかし君）　分かりました。ありがとうございます。様々な条件をクリアしなければならないということは承知したところでございます。一方で、先ほど示された道路幅員の基準を満たす場合については、ぜひ、私は積極的にベンチ設置の可能性は検討してほしいなと思います。先ほど申し上げた都市計画道路の今後の進展などもありますし、そういうときに、しっかりと、進め方の根底にベンチを設置できないかということを置いて検討すべきではないかと思います。行政主導で、市の公認のオフィシャルベンチでもいいですし、今、申し上げたような市民のお力をいただく事例などもあります。近隣市では、国立市は、もう大分以前から大学通りを中心としたベンチの設置事業へ力を入れておられますし、三鷹市でも、ベンチのあるみちづくり整備事業など、それぞれ、事業の趣旨に賛同される市民の方の御寄附を財源の一部として設置を実現している事例も身近にございますので、ぜひ、こういった取組も参考にしていただきながら、今後の国分寺市のまちづくりを推進していただくことを強く求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、木島議員の一般質問を終わります。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　以上で、本定例会に予定されました一般質問は全て終了いたしました。

それでは、午後１時30分まで休憩といたします。

午前11時40分休憩

午後１時30分再開

○議長（尾沢しゅう君）　　会議を再開いたします。

◇

日程第２　議案第47号　国分寺市公益監察員の選任について

○議長（尾沢しゅう君）　　日程第２、議案第47号を議題といたします。

市長に提案理由を求めます。

○市長（丸山哲平君）　　議案第47号。

本案は、国分寺市公益監察員である小柴一真氏が令和７年９月30日をもって任期満了となるため、引き続き選任いたしたいというものでございます。

任期は令和７年10月１日から令和９年９月30日までの２年間でございます。

国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第６条第２項の規定により、提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　　お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

日程第３　議案第48号　市長の給与の特例に関する条例について

日程第４　議案第49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議案第50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　議案第51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

日程第10　議案第55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正す

る条例について

日程第11　議案第56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について

日程第12　議案第57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

日程第13　議案第58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について

日程第14　議案第61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第15　議案第62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第16　議案第63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第17　議案第64号　市道路線の一部廃止について

日程第18　議案第65号　市道路線の認定について

日程第19　議案第66号　市道路線の認定について

日程第20　議案第67号　工事請負契約について

○議長（尾沢しゅう君）　日程第３、議案第48号から日程第20、議案第67号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君）　それでは、一括して、提案理由を申し上げます。

議案第48号。

本案は、市長に支給される給与につきまして、令和７年10月１日から令和11年７月12日までの間、減額して支給するため、新たに条例を制定いたしたいというものでございます。

議案第49号。

本案は、社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第50号。

本案は、社会情勢の変化に伴い、市長、副市長及び教育長の旅費の種目及び内容を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第51号。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、部分休業の拡充を行うほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第52号。

本案は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税の特定親族特別控除に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第53号。

本案は、高齢者送迎サービスを廃止するほか、文言の整理等をするため、条例の一部を改正いたしたい

というものでございます。

議案第54号。

本案は、児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定いたしたいというものでございます。

議案第55号。

本案は、国分寺市子ども・子育て会議の所掌に、子ども・子育て支援法第54条の２第２項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第３項に規定する事項の追加等をするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第56号。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第57号。

本案は、国分寺市青少年問題協議会を廃止するため、条例を廃止いたしたいというものでございます。

議案第58号。

本案は、学童保育所を２施設新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第61号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,358万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ110億3,774万1,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金１億4,871万5,000円の増額を行い、歳出においては、一般会計繰出金１億867万6,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第62号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億6,608万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ104億5,390万7,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金３億6,114万7,000円の増額を行い、歳出においては、国庫支出金等過年度分返還金等１億1,470万円の増額を行いたいというものでございます。

議案第63号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,190万5,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ35億2,089万9,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金4,140万3,000円の増額を行い、歳出においては、一般会計繰出金4,194万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第64号。

本案は、戸倉四丁目地内の道路について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、市道路線を一部廃止いたしたいというものでございます。

議案第65号。

本案は、戸倉一丁目地内の道路について、都市計画法第40条第２項の規定により、市に帰属した道路及び道路敷地の寄附に関する取扱規則に基づき、寄附を受けた敷地を市道路線として認定いたしたいというものでございます。

議案第66号。

本案は、日吉町四丁目地内の道路について、都市計画法第40条第２項の規定により、市に帰属した道路を市道路線として認定いたしたいというものでございます。

議案第67号。

本案は、国分寺市立第八小学校区学童保育所新築工事について、戸倉工業株式会社と２億4,530万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第３、議案第48号から日程第20、議案第67号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 一 覧 表

番　　号	件　　名	付　託　先
議 案 第 ４８ 号	市長の給与の特例に関する条例について	総務委員会
議 案 第 ４９ 号	国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５０ 号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５１ 号	国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５２ 号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５３ 号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	厚生文教委員会
議 案 第 ５４ 号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	
議 案 第 ５５ 号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５６ 号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について	
議 案 第 ５７ 号	国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について	
議 案 第 ５８ 号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	
議 案 第 ６１ 号	令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	
議 案 第 ６２ 号	令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）	
議 案 第 ６３ 号	令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	
議 案 第 ６７ 号	工事請負契約について	

議 案 第 64 号	市道路線の一部廃止について	建 設 環 境 委 員 会
議 案 第 65 号	市道路線の認定について	
議 案 第 66 号	市道路線の認定について	

◇

日程第21　議案第59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）

日程第22　議案第60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第21、議案第59号及び日程第22、議案第60号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君）　それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第59号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ613億7,060万3,000円とするとともに、債務負担行為として市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業１件の追加を行い、地方債においては、同事業債の１件の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、市債7,500万円の増額を行い、歳出においては、体育施設維持管理に要する経費１億円の増額を行いたいというものでございます。

議案第60号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億6,761万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ625億3,821万6,000円とするとともに、債務負担行為として野川源流スクール開講事業業務委託事業ほか４件の追加を行い、地方債においては、新町一丁目緑地事業債の廃止１件を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、認可外保育施設利用支援事業補助金4,205万9,000円の増額を行い、歳出においては、リサイクル事業に要する経費5,708万円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第21、議案第59号及び日程第22、議案第60号は、議員７人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第59号及び日程第22、議案第60号は、議員７人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第５条第１項の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員に、高野議員、寺嶋議員、高瀬議員、鳥居議員、皆川議員、木島議員、新海議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました７人の議員を補正予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第６条第２項ただし書の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員長に寺嶋議員、副委員長に鳥居議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、補正予算審査特別委員会の委員長に寺嶋議員、副委員長に鳥居議員を選任することに決しました。

◇

日程第23　議案第68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第24　議案第69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25　議案第70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26　議案第71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27　議案第72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

○議長（尾沢しゅう君）　日程第23、議案第68号から日程第27、議案第72号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君）　それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第68号。

本案は、令和６年度一般会計の決算であり、歳入決算額696億7,189万2,874円に対し、歳出決算額675億5,529万9,446円、差引き21億1,659万3,428円を翌年度に繰り越したというものでございます。

議案第69号。

本案は、令和６年度国民健康保険特別会計の決算であり、歳入決算額112億7,983万2,815円に対し、歳出決算額111億3,111万6,712円、差引き１億4,871万6,103円を翌年度に繰り越したというものでございます。

議案第70号。

本案は、令和６年度介護保険特別会計の決算であり、歳入決算額100億815万5,894円に対し、歳出決算額96億4,195万1,296円、差引き３億6,620万4,598円を翌年度に繰り越したというものでございます。

議案第71号。

本案は、令和６年度後期高齢者医療特別会計の決算であり、歳入決算額35億4,293万4,650円に対し、歳出決算額34億9,896万3,390円、差引き4,397万1,260円を翌年度に繰り越したというものでございます。

議案第72号。

本案は、令和６年度下水道事業会計の決算であり、収益的収入は25億5,681万6,337円、収益的支出は28億2,824万1,925円、資本的収入は６億1,586万194円、資本的支出は９億2,692万9,518円というものでござ

います。

以上５会計の決算につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、会計管理者から市長に提出され、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定をいただきたく提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第23、議案第68号から日程第27、議案第72号までは、議長及び監査委員以外の議員19人を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第68号から日程第27、議案第72号までは、議長及び監査委員以外の議員19人を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第６条第２項のただし書の規定により、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に皆川議員、副委員長に田中議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に皆川議員、副委員長に田中議員を選任することに決しました。

◇

日程第28　陳情第５－３号　小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情の一部訂正について

○議長（尾沢しゅう君）　日程第28、陳情第５－３号の一部訂正についてを議題といたします。

陳情第５－３号について、提出者から一部訂正の申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり、本件の一部訂正を認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、陳情第５－３号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

◇

日程第29　陳情第７－１号　「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

日程第30　陳情第７－２号　ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

日程第31　陳情第７－３号　すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

○議長（尾沢しゅう君）　日程第29、陳情第７－１号から日程第31、陳情第７－３号までを一括議題とい

たします。

ただいま議題となっております日程第29、陳情第７－１号から日程第31、陳情第７－３号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 付 託 一 覧 表

番　　号	件　　名	付　託　先
陳情第７－３号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	厚生文教委員会
陳情第７－１号 陳情第７－２号	「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	建設環境委員会

○議長（尾沢しゅう君）　　ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後３時32分再開

○議長（尾沢しゅう君）　　それでは、会議を再開いたします。

◇

日程第32　議案第59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）

○議長（尾沢しゅう君）　　日程第32、議案第59号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（６番　寺嶋たけし君登壇）

○補正予算審査特別委員長（寺嶋たけし君）　　議案第59号、令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額612億7,060万3,000円に歳入歳出それぞれ１億円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ613億7,060万3,000円にするとともに、債務負担行為として市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業１件の追加を行い、地方債においては、同事業債の１件の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、市債7,500万円の増額を行い、歳出においては、体育施設維持管理に要する経費１億円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課及び担当より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　お諮りいたします。委員会審査のため、９月６日から９月28日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、９月６日から９月28日まで休会することに決しました。

なお、次の本会議は９月29日月曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後３時35分散会

９ 月 29日 （ 月 ）

（ 第 ６ 日 ）

令和７年国分寺市議会第３回定例会会議録

令和７年９月29日（月）

○出席議員（21人）

１番	鈴　木　ちひろ	２番	高　野　ふみお
３番	脇　村　たいき	４番	対　馬　ふみあき
５番	中　山　ごう	６番	寺　嶋　たけし
７番	小　坂　まさ代	８番	松　岡　まり
９番	高　瀬　かおる	11番	鳥　居　あかね
12番	森　田　たかし	13番	田　中　政　義
14番	だ　て　淳一郎	15番	星　　いつろう
16番	はせべ　豊　子	17番	皆　川　りうこ
18番	久　保　けいこ	19番	はぎの　英　輔
20番	木　島　たかし	21番	尾　沢　しゅう
22番	新　海　栄　一		

○欠　員（１人）

10番

○出席説明員

市長	丸　山　哲　平	副市長	橋　本　正　之
副市長	塩野目　龍　一		
政策部長	村　越　隆　治	公共施設マネジメント担当部長	細　川　啓　明
総務部長	宮　本　　学	市民生活部長	杉　本　守　啓
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部長	玉　井　理　加
子ども家庭部長	石　丸　明　子	まちづくり部長	加　藤　政　幸
建設環境部長	島　﨑　進　一	秘書課長	佐　藤　久美子
会計管理者心得	野　中　美由貴		
教育長	古　屋　真　宏	教育部長	日　髙　久　善

○議会事務局出席職員

局長	伊　藤　寿　一
次長	鈴　木　輝　哉

○議事日程

第１　議案第73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）
第２　議案第48号　市長の給与の特例に関する条例について
第３　議案第49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第４　議案第50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
第５　議案第51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第６　議案第52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
第７　議案第67号　工事請負契約について
第８　議案第53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
第９　議案第54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
第10　議案第55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
第11　議案第56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について
第12　議案第57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について　〔審 査 報 告〕
第13　議案第58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
第14　議案第61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第15　議案第62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第16　議案第63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第17　陳情第５－１号　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情
第18　議案第64号　市道路線の一部廃止について
第19　議案第65号　市道路線の認定について
第20　議案第66号　市道路線の認定について
第21　議案第60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）
第22　議案第73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）
第23　議案第68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について

第24　議案第69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第25　議案第70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第26　議案第71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第27　議案第72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

第28　閉会中の継続審査について

第29　議員派遣について

午前９時47分開議

○議長（尾沢しゅう君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。傍聴人から本会議の動画撮影の申出がありました。申出をされた方につきましては、これを許可いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

また、諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◇

日程第１　議案第73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第１、議案第73号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君）　おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。

議案第73号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ809万7,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ625億4,631万3,000円とするとともに、債務負担行為として、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化工事設計委託事業の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、公共施設整備基金繰入金206万8,000円の増額を行い、歳出において、ひかりプラザの維持管理に要する経費206万8,000円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は補正予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、本案は補正予算審査特別委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前９時49分休憩

午前11時40分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

日程第２　議案第48号　市長の給与の特例に関する条例について（審査報告）

日程第３　議案第49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第４　議案第50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第５　議案第51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第６　議案第52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第２、議案第48号から日程第６、議案第52号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

（12番　森田たかし君登壇）

○総務委員長（森田たかし君）　議案第48号、市長の給与の特例に関する条例についてから議案第52号、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてまで、５件一括して、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第48号、市長の給与の特例に関する条例について。

本案は、市長に支給される給料につきまして、令和７年10月１日から令和11年７月12日までの間、減額して支給するため、新たに条例を制定いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第49号、国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第50号、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、社会情勢の変化に伴い、市長、副市長及び教育長の旅費の種目及び内容を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第51号、国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、部分休業の拡充を行うほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第52号、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税の特定親族特別控除に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第48号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第７　議案第67号　工事請負契約について（審査報告）

日程第８　議案第53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第９　議案第54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について（審査報告）

日程第10　議案第55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第11　議案第56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第12　議案第57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について（審査報告）

日程第13　議案第58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第14　議案第61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（審査報告）

日程第15　議案第62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）（審査報告）

日程第16　議案第63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第７、議案第67号から日程第16、議案第63号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番　皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君）　議案第67号、工事請負契約についてから、議案第63号、令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）まで、10件一括して、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第67号、工事請負契約について。

本案は、国分寺市立第八小学校区学童保育所新築工事について、戸倉工業株式会社と２億4,530万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでご

ざいます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第53号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、高齢者送迎サービスを廃止するほか、文言の整理等をするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第54号、国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について。

本案は、児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第55号、国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、国分寺市子ども・子育て会議の所掌に子ども・子育て支援法第54条の２第２項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第３項に規定する事項の追加等をするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第56号、国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第57号、国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について。

本案は、国分寺市青少年問題協議会を廃止するため、条例を廃止いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第58号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、学童保育所を２施設新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第61号、令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号)について。

本案は、歳入歳出予算の総額108億8,415万8,000円に歳入歳出それぞれ１億5,358万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ110億3,774万1,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金１億4,871万5,000円の増額を行い、歳出においては、一般会計繰出金１億867万6,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第62号、令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）について。

本案は、歳入歳出予算の総額100億8,781万9,000円に歳入歳出それぞれ３億6,608万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ104億5,390万7,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金３億6,114万7,000円の増額を行い、歳出においては、国庫支出金等過年度分返還金等１億1,470万円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第63号、令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。

本案は、歳入歳出予算の総額34億6,899万4,000円に歳入歳出それぞれ5,190万5,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ35億2,089万9,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、前年度繰越金4,140万3,000円の増額を行い、歳出においては、一般会計繰出金4,194万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第67号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

それでは、反対討論からお願いいたします。

○５番（中山ごう君）　議案第54号、国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

本事業の趣旨に反対はありません。もっと進めるべき対策であり、支援が必要な世帯だと考えています。

しかし、反対する主な理由は保育士の配置基準です。従事者に求める資格として保育士が半数以上となっています。保育園では空き定員を活用するため、保育士での事業実施になると思われますが、幼稚園では従事者の半数以上が保育士という条件になっています。また、この事業を利用される子どもの多くは幼稚園児の利用となることが想定されます。

保育士配置基準については、11年前に子ども・子育て新制度に係る条例が提案された際にも、小規模保育事業Ｂ型では保育士が半数以上となっていることなどに反対をいたしました。本議案においても、保育士の配置基準が半数以上となっており、これに賛成することはできません。

最後に、こども誰でも通園制度について述べさせていただきます。

保護者の就労を要件とせず、保育所等に通っていない子どもも含めて、全ての子どもの育ちを応援するという理念は大切です。しかし、これを達成するには、今回のような制度ではなく、諸外国で当たり前になっているように、親の就労のいかんにかかわらず、全ての子どもたちが保育所を利用できるように、保育の必要性の要件を見直し、それに見合った整備に、国、都道府県、自治体が一体となって取り組むべきだと考えます。

また、厚生労働省の保育所保育指針では、乳幼児期の子どもの発達の特徴として、特定の大人との応答的な関わりを通じた情緒的な絆が形成される時期としています。これは保育の必要性にかかわらず、全ての子どもに言えることです。また、保育施設等における死亡事故は、ゼロ歳児で46％、１歳児では31％で最も多くなっています。入園からの日数別では、入園から30日目までが34％と、預け始めが非常に多くなっています。こうしたことなどを踏まえて、子どもの育ちを第一に考えたときに懸念が残ると言わざるを得ません。

そして、制度を利用するに当たって、利用者が施設事業者と直接契約することは、自治体の責任を後退させ、保育を産業化していく流れにほかなりません。子ども・子育て支援新制度導入の際も、自治体の利用調整をなくしていくことが検討されていました。結果として、認可保育所の入所については、自治体の利用調整が残りましたが、こども誰でも通園制度において直接契約になっていることも反対理由の一つです。

以上で討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　ほかに討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、12時になりましたので、午後１時半まで休憩したいと思います。

午後０時02分休憩

午後１時30分再開

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、会議を再開いたします。

◇

日程第17　陳情第５－１号　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第17、陳情第５－１号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番　皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本陳情は、令和５年８月14日受理、国分寺市本町２－７－10エッセンビル２階本町クリニック、ＰＦＡＳ汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会代表者、杉井吉彦氏外連署者２人より提出されたもので、署名者数は5,883人です。

陳情の要旨といたしましては、ＰＦＡＳは4,000種類以上あります。代表的にはＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳがあり、いずれも分解されにくく、残留しやすい性質から、「永遠の（永遠に残る）化学物質」と呼ばれています。撥水剤やコーティング材として広く使われてきました。現在では、上記の３種類は国際条約で製造、使用、輸入が禁止されています。汚染源は工場、基地や空港、ごみ廃棄場などです。

最初に明らかになった被害は、米国ウエストバージニア州のデュポン社による汚染で、７万人の検査が行われ、2012年に結論が公表されました。以来、腎臓がん、精巣がん、甲状腺疾患、妊娠高血圧、高脂血症、肝障害、潰瘍性大腸炎、胎児の出生後の発育への影響、低出生体重、ワクチンに対する反応の低下などが、健康被害として明らかにされてきました。

2018年頃から、多摩地域の水道水、井戸水のＰＦＡＳ高濃度が東京都の検査で分かり、国分寺市でも井

戸水の浄水所への取水が停止されました。多摩地域では、2020年の民間団体による数十人の血液検査でも、2022年から2023年の市民団体による650人の血液検査でも、多くの住民がドイツや米国アカデミーの指標を超えて「健康リスクの高い対象として検査が必要」との結果が報告されています。

健康にどのような影響をもたらすのか、その調査研究が急がれています。「健康と命」の問題として、国、都、市の総力を挙げて取り組まなければならないと考えます、としております。

陳情事項は、１、国と東京都に（１）、（２）を要望する意見書の提出を求めます。

（１）ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）汚染の実態を早急に調べるため、国、都の責任で、水などの汚染が明らかになっている多摩地域の住民を中心に、ＰＦＡＳ血中濃度の測定を実施してください。

（２）ＰＦＡＳ血中濃度検査を保険診療で受けられるようにしてください。

２、国分寺市は市民の不安に応え、医師会や民間検査会社と協力して、市独自のＰＦＡＳ血中濃度の検査体制をつくってください、というものでございます。

委員会では、陳情提出者補足説明会を令和５年９月11日に開催し、連署提出者より陳情の要旨について詳細な説明を受けております。また、調査担当より資料の詳細な説明がなされ、慎重な審査を重ねております。

委員会において採決を行いましたところ、可否同数となったため、国分寺市議会委員会条例第14条第１項の規定により委員長が可否を裁決し、本陳情を不採択とすべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

討論はございますか。

それでは、討論があるようなので、先ほどの委員長報告は不採択ということでございましたので、本件については採択すべきであるとする賛成討論からお受けしたいと思います。

○１番（鈴木ちひろ君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情について、無会派（グリーンな国分寺）は賛成の立場で討論します。

多摩地域で市民団体によって実施されたＰＦＡＳの血中濃度検査では、検査を受けた多数の国分寺市民からＰＦＡＳが高濃度で検出され、発がん性や胎児・乳児の成長阻害など、様々な健康被害も懸念されているところです。生きるために必要な水の問題だからこそ、ＰＦＡＳの対策は誰しもがアクセスしやすい体制づくりが欠かせません。

陳情事項の１つ目は、多摩地域の住民を中心に、ＰＦＡＳの血中濃度の検査を保険診療で受けられるよう、国と東京都に意見書の提出を求めているものです。

以前、国分寺市議会として、希望者に血中濃度検査を実施するよう東京都に意見書を提出しましたが、国には保険診療で体制づくりをすることを求めている陳情者に賛同します。

また、陳情事項の２つ目は、市独自のＰＦＡＳの血中濃度の検査体制をつくるよう求めるものです。

現在、市内外でＰＦＡＳ血中濃度の検査を実施している医療機関があるので、そこに補助金をつけることや、市内に血中濃度検査ができる医療機関を増やしていくことも含まれると考えます。

検査実施後の健康フォロー体制検査に関しては、本陳情の調査で明らかになったように、岡山県吉備中央町のような先行自治体の取組を参考にして、基礎自治体の独自施策として継続的に実施することは十分

可能だと考えます。このような体制づくりにより、希望する市民が自分の体内にＰＦＡＳがどれぐらい蓄積されているのかを知って、健康被害の予防に役立てることが重要だと考えます。

なお、本陳情は市議会で２年間にわたって継続審議となり、その間、市内外合わせて5,883人に上る署名が集まりました。多くの市民がＰＦＡＳの健康被害への実態を知りたいと願い、この陳情の採択を求めています。市議会と市は、この陳情を重く受け止めなくてはならないと考えまして、本陳情に賛成といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、次に、反対討論のある方。

○11番（鳥居あかね君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情に関しましては、この間、丁寧な調査がなされ、様々議論されてきた経過につきまして、一定意義があったと思っております。ＰＦＡＳ汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会の皆様におかれましては、市民の不安に対して自ら動くという、その熱意と活動量ともに敬意を払うところでございます。

しかしながら、この陳情で要望されている血液検査は、一自治体で取り組める範疇を超えていると判断いたしまして、反対といたします。

自由民主党国分寺は、引き続き市における井戸水と湧水の有機フッ素化合物の調査継続、そして近隣市等との広域連携による協議を求めるとともに、都へは健康影響及び環境に関する評価を市民へと分かりやすく示すことを要望してまいります。

以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、次に、賛成討論のある方。

○２番（高野ふみお君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情に賛成の立場で意見を述べます。

陳情事項としては大きく２点ありまして、（１）国と東京都への意見書提出と（２）国分寺市独自のＰＦＡＳ血中濃度の検査体制をつくることであります。

（１）の意見書提出につきましては、希望者が血液検査を受けられるようするということについては、既に東京都へ議会で全会一致によって意見書が採択、提出されてはいるものの、２番目の市独自の血液検査体制をつくることについては、以下３点、指摘をしたいと思います。

１点目、国と都の対応の問題点であります。ＰＦＡＳ規制について、海外ではどうなのかといえば、ＰＦＡＳゼロが国際基準、米国やＥＵで趨勢となっております。これを言うのは、そもそもＰＦＡＳ汚染による令和元年からの国分寺市内の井戸水の取水停止は、米国の70ナノグラムパーリットルへの健康勧告値変更に従って、国がＰＦＯＡとＰＦＯＳの合算で50ナノグラムパーリットルに暫定目標値を変更することに従っての都水道局の措置だったからであります。であるならば、なぜ途中から、海外の先進基準に従わなくなったのかが率直に言って分かりません。日本の中の米国、汚染源として疑われている米軍横田基地では、既にＰＦＯＡとＰＦＯＳそれぞれ４ナノグラムパーリットルという米国基準でやっているはずだと思料いたします。すなわちＰＦＡＳゼロ基準であります。なぜ我々周辺住民が、あえて言えば遅れた基準に従っているのでしょうか。国のＰＦＡＳの許容摂取量安全基準がつくられる際にも、多くの科学的論文が採用されなかったという事実も批判をされております。専門家からは、日本の規制値がそもそも高過ぎるという批判がなされており、独自のエビデンスをつくる努力を怠っているという批判もされております。その意味でも、まずは実態を把握するという科学的な見地に立って、国や都が動かないのであれば、市独

自で検査体制をつくるべきだと考えます。

２点目、市民自治の観点であります。

水道が都に移管してしまったことで、市民から遠い存在になってしまってはいないかと懸念いたします。今、都内では武蔵野市、昭島市など４自治体が水道事業を独自に運営をしています。国分寺市は既に都に移管をしているわけでありますが、市は国や都の動向を注視とだけ繰り返されてきたと考えております。ＰＦＡＳについては、当然のことながら、命と健康の問題について関心が強い市民が多く、このままでは政治不信が高まらないか懸念をいたします。

一方で、陳情の審査に当たった厚生文教委員会では、２年にわたり調査と情報収集を慎重に進めてきました。議会として、一人一人の議員が真摯に取り組んできたのではないかと思います。

血中濃度と健康被害との関係については、公費で血液検査を行った岡山県吉備中央町は、結局まだ明らかになっていないという立場のようではありますけども、データを解析した岡山大学は健康フォローの継続を町に提言しており、さらに解析を進めるといいます。国や都より先に市民に最も近い身近な自治体としてできることをする、市民と共につくり上げるという姿勢が大事ではないでしょうか。

３点目、環境政策の観点であります。

歴史的に見ると、日本において環境問題はトップダウンではなくて、現場、被害者や自治体からのボトムアップで進められてきたという特徴を持つといいます。ＰＦＡＳについては、分からないから調査や検査をしない、調査や検査をしないからデータ、エビデンスが蓄積しない、根拠がないから対策しないという、ある専門家からは無責任の無限ループとさえ言われております。日本は急激な高度経済成長の陰の部分としまして、水俣病など、公害問題の先進国でもあります。世界では、そうした教訓から、環境問題における予防原則、疑わしきは罰する、すなわち専門的・科学的見地が分かれたときには予防的に対処するというリオ宣言が国連で採択され確立しています。日本も批准しています。市も同じ立場に立つと何度も表明をされております。ＰＦＡＳについては欧米でも汚染が広がっており、それに対して予防原則の立場でトップダウン、国やＥＵなどが主導しています。

一方で、ＰＦＡＳ規制のきっかけとなったのは、米国で一つの訴訟によって、ＰＦＡＳ排出企業を動かしたことであります。一人一人の力は大きく一つの自治体の動きが大きい。だから慎重になるという選択肢もあろうかとは思いますが、だからこそ一歩踏み出すという選択肢もあります。既にＰＦＡＳ血液検査を公費で行った吉備中央町、助成を行っている千葉県鎌ケ谷市の例もあります。既に十分有力な選択肢の一つではないでしょうか。

最後に、陳情者から改めて血液検査を求める切実な情報、声が寄せられたことも紹介したいと思います。健康被害を既に受けているのではないかと懸念する声であります。「ＰＦＡＳの血中濃度が高かったために、医療機関で検診を受けたところ、甲状腺の異常が発見され治療を受けています。幸い早期に分かり、治療につながっていますが、市内には気づかれていない方もいるのではないかと心配です」、「高脂血症から脳梗塞になり、幸い後遺症もなく、通常の生活を送っていますが、血液検査で血中濃度は基準の３倍もありました。もし、もっと早くに血液検査をしていれば、高脂血症に気がつき、脳梗塞を予防できたのではないかと悔やまれます」。ほかにも腎臓がんになり手術を受けることになった方が、後で血液検査をしたら、発生リスクが二、三倍になる血中濃度だったなどの証言も寄せられております。

もちろん、これらＰＦＡＳ血中濃度と健康リスクとの関連は明らかになっていないというのが国や都の立場であることは重々承知をしております。一方で、科学的見地が分かれるときには蓋然性が高いという

ことで対処するのが環境対策における予防原則のはずであります。これまで繰り返し述べてまいりましたが、後でデータがそろって分かったとしても、健康被害は取り返しがつかないからであります。

以上、国や都の対策の不十分性、市民自治の観点、環境政策の観点、さらに加えて、問題の切迫性から、本陳情への賛成を表明したいと思います。

○議長（尾沢しゅう君）　次に、反対討論のある方。

○20番（木島たかし君）　陳情５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情について、公明党を代表して、不採択、反対の立場で討論いたします。

陳情事項では、ＰＦＡＳの血中濃度の測定実施と検査を保険診療で受けられるよう、国・都に意見書の提出を求めること、また、国分寺市において、市独自のＰＦＡＳ血中濃度の検査体制をつくっていただきたいとの趣旨の内容です。

有機フッ素化合物に関する東京都の取組、これは９月時点でのＱ＆Ａになるんですけれども、健康影響に関する血中濃度の基準については次のように示されています。

「国の専門家会議は、『現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていない。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難である。』としています」。

また、「血液検査をすると、ＰＦＯＳやＰＦＯＡをどのくらい摂取したのかがわかりますか」との問いに対しての回答では、「国の食品安全委員会が発表した健康影響評価書では『ヒトにおけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの体内動態については不確実な点が多いため、測定された血中濃度の結果から、ＰＦＡＳの摂取量やばく露量、時期、期間等を推測することは、現時点での知見では困難である。』」としています。

このような現状を踏まえ、今後もこの問題に関しては、周辺自治体をはじめ、多摩26市で構成する東京都市環境・公害事務連絡協議会などと連携して取り組むことが基本だと考えます。したがって、本陳情で求められる願意に沿うことは難しいと言わざるを得ません。

今後も住民の健康不安の声について、引き続き適宜適切に丁寧な情報発信等の取組を行いつつ、東京都などの関係機関との連携により対応を進めていただくことを求め、本陳情について、不採択、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君）　次に、賛成討論はありますか。

○７番（小坂まさ代君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情について、国分寺・生活者ネットワークを代表し、賛成の立場から討論をいたします。

ＰＦＡＳ問題は、科学的な解明がまだ途上にある一方で、市民にとっては現実の大きな不安として存在をしています。そのことは6,000筆にも上る署名数にも表れています。

2023年６月の報道によれば、市民団体による調査の結果、国分寺市民の代表的４種類合計ＰＦＡＳ血中濃度は平均45ナノグラムパーミリリットルとあり、多摩地域で最も高い水準と報じられ、市民に大きな衝撃が走りました。米国で参照されている臨床上の指標値20ナノグラムパーミリリットルを超える方が９割以上を占め、多くの市民が大きな不安を抱いており、こうした声を市議会として無視することはできないと考えます。

東京都は2019年６月、３か所の浄水場で高濃度の水源井戸から取水を停止し、濃度を下げたため、健康影響の恐れはないとしています。その後、取水停止した井戸は年々増加し、報道によれば、これまでに44

か所にまで広がっています。基準としている50ナノグラムパーリットルは、70年飲み続けても安心とのことですが、停止する前に、何年間も飲み続けてきた市民の健康影響については、過去の摂取分も含めての判断となります。東京都が検査の公開をしている2011年から高濃度であり、それ以前も含めて、市民がＰＦＡＳ高濃度の水を長期間飲んできた可能性は否定できません。

これまで本陳情の審査に当たり、厚生文教委員会では、自治体の検査受注を始めた病体生理研究所の企業や、岡山県吉備中央町の血液検査後のフォロー体制、岡山大学による血中濃度と疾病などの解析などについて、調査と結果の共有を重ねてきました。

この陳情が求めているのは、科学的に十分な結論が出るまで待つという姿勢ではなく、今、不安を抱えている市民に寄り添い、現状を見える化して、安心につなげる取組を始めてほしいという切実な要望です。

血中濃度の測定は、一人一人の状況を把握するきっかけとなり、その上で必要があれば、医師や専門機関と相談できる体制があることが、市民の安心を支える大きな力となります。不安を抱える市民に対して何ができるのかを考え実施するのが行政の使命だと考えます。

国や東京都に制度整備を求めるとともに、市として独自に医師会や検査機関と連携し、市民が不安を１人で抱え込まなくてもよい仕組みをつくることは、このまちに暮らす市民を大切にする姿勢そのものです。

以上のことから、本陳情に賛成といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　次に、反対討論はありますか。

○６番（寺嶋たけし君）　無会派（日本維新の会）、私、寺嶋たけしは、陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情に関して、不採択の立場で討論いたします。

まず初めに、5,000人以上の署名された方々の思いを真摯に受け止め、今後のＰＦＡＳに関して、私自身、今以上に注視してまいりたいと考えております。その上で、本件を不採択とする理由でございますが、２点になります。

１点目は、本件を保険診療可能にするという点に関して、これは保険制度の目的から外れてしまうものになるためです。保険制度は病気やけがなどの治療をする際に医療負担を軽減するものであり、健康診断をはじめとした治療を目的としていないものには該当しない点からも適切ではないと考えております。

そして２点目です。市独自のＰＦＡＳ血中濃度検査体制を設けるといった点に関してですが、本件を実施するに当たって、現状では残念ながら課題があります。仮に一定の補助を設けるとした場合、億を超える支出が必要になることも考えられます。加えて、本件を実施した後、木島議員もおっしゃられていたような状況であります。そのため血中濃度が高い方への対応策、そしてその結果を踏まえた今後の分析に関する手法が残念ながら明確化していない。そのような中で、これらを踏まえましても、本件を現在の国内の状況では、市議会として責任を持って実施すべきと意思表明するのはまだ困難であると考えております。反対理由は以上になります。

しかしながら、本陳情が出された２年前から今日までで、ＰＦＡＳを取り巻く状況は刻々と変化してきているのも事実です。国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）では、2023年12月にＰＦＯＡをヒトに対して発がん性があるとするグループ１に分類し、ＰＦＯＳに関しては、ヒトに対して発がん性がある可能性があるとするグループ２Ｂに分類しました。世界的にこのＰＦＡＳに関する問題意識がより一層高まってきている中、本国としても、この流れに今後追随していくことは想定されます。市議会としても本件に対しては引き続き国分寺市の一つの大きな課題であるという点を念頭に置くべきであると考えながら、市としても今

後の動向に注視しながら、国の対応方針が決まるなど、何らかの動きが発生した際に、迅速かつ適切に対応が取れるよう、日々研究や準備を進めていただくことを、この場をお借りして、市へ強く要望させていただき、討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　次に、賛成討論はありますか。

○５番（中山ごう君）　陳情第５－１号、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情について、採択の立場で討論いたします。

本陳情は、2023年８月に提出された陳情で、累計で5,883筆もの署名が寄せられるなど、非常に関心が強い陳情です。

2022年から23年にかけて、市民団体が多摩地域の住人を対象に、20自治体、650人の検査を行いました。測定した４ＰＦＡＳにおける血液濃度の平均値が全体では20.6ナノグラムパーミリリットルだったのに対して、国分寺市民の平均値は45.0ナノグラムパーミリリットルと２倍以上も高く、さらに自治体ごとの検査人数では、国分寺市民が一番多い人数でした。人数が多いにもかかわらず平均値が高いということは、一番憂慮される自治体だということです。市民に不安が広がり、血液検査を求めることは当然だと私は考えます。

２年にもわたる陳情審査で様々な調査が繰り返され、民間による血液検査の体制の確立、自治体による血液検査など状況が大きく前進しています。環境省の自治体向け手引にも、ＰＦＯＳまたはＰＦＯＡによる環境影響を明らかにするためには、疫学研究を行う上で、血液検査を行うことも考えられるという記載が第２版で追記されました。

また、国分寺市内において血液検査を受けた方を対象に、ＰＦＡＳ相談外来を既に設置している医療機関があります。アメリカアカデミーのガイドラインなどを参考に、ＰＦＡＳ診断基準、ＰＦＡＳ診断手引を作成し、ＰＦＡＳの健康リスクとして挙げられる腎臓がんや甲状腺疾患などを念頭に検査を行い、必要があれば専門医に紹介する取組です。そして独自にＰＦＡＳガイドブックを作成し、健康リスクや新たな暴露を避ける方法などを伝えることもしています。こうした医療機関と協力すれば、自治体としての血液検査も十分に可能です。検査費用を補助するということも考えられます。その上で、疫学研究のための基礎データを、市民の実態を把握していく、こうした取組に今の段階で積極的に取り組んでいくことが、まさに予防原則の立場だと私は考えます。

ＰＦＡＳ汚染は明らかに新たな公害問題です。日本では、公害問題において非常に取組が遅いと言わざるを得ません。過去には、具体的な被害が顕在化しただけでは動かず、被害者を中心とした方たちが動いてようやく規制や補償を検討する、このような対応を繰り返しています。これは予防原則に基づいた対応ではありません。被害が出てから動くのでは遅過ぎます。こうした過去の教訓に学んで、今すぐ対策に動くべきです。

特にＰＦＡＳでは、固有の疾病が発症するわけではないために、健康被害としての表面化がしにくい特徴があります。積極的に疫学研究を進める必要があり、そのための血液検査は欠かせません。血中濃度と健康被害との関連がはっきりしないというのであれば、広く血液検査を行い、関連疾病などとの関係を調べる疫学調査を広く実施しなければ、いつまでたっても健康リスクが分からないままです。本来であれば、国が真っ先に行動するべき問題だと思いますが、国がなかなか動かない中で、そしてこうした陳情が提出されている中では、市としてできる限りの対策を講じるべきであり、民間と協力すれば自治体としての血液検査の実施、その後の対応も十分可能だということを重ねて指摘をしまして、本陳情への討論を終わり

ます。

○議長（尾沢しゅう君）　ほかに討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　以上で討論を終わります。

これより採決いたします。採択すべきであるとする討論での御意見がございましたので、本件は原案について、挙手により採決いたします。陳情第５－１号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成少数。よって、本件は不採択と決しました。

◇

日程第18　議案第64号　市道路線の一部廃止について（審査報告）

日程第19　議案第65号　市道路線の認定について（審査報告）

日程第20　議案第66号　市道路線の認定について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第18、議案第64号から日程第20、議案第66号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（５番　中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君）　議案第64号、市道路線の一部廃止についてから、議案第66号、市道路線の認定についてまで、３件一括して、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第64号、市道路線の一部廃止について。

本案は、戸倉四丁目地内の道路について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、市道路線を一部廃止いたしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第65号、市道路線の認定について。

本案は、戸倉一丁目地内の道路について、都市計画法第40条第２項の規定により、市に帰属した道路及び道路敷地の寄附に関する取扱規則に基づき、寄附を受けた敷地を市道路線として認定いたしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第66号、市道路線の認定について。

本案は、日吉町四丁目地内の道路について、都市計画法第40条第２項の規定により、市に帰属した道路を市道路線として認定いたしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本

案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第64号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第21　議案第60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）（審査報告）

日程第22　議案第73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第21、議案第60号及び日程第22、議案第73号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（６番　寺嶋たけし君登壇）

○補正予算審査特別委員長（寺嶋たけし君）　議案第60号、令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）及び議案第73号、令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）について、２件一括して、補正

予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第60号、令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）。

本案は、歳入歳出予算の総額613億7,060万3,000円に歳入歳出それぞれ11億6,761万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ625億3,821万6,000円とするとともに、債務負担行為として、野川源流スクール開講事業業務委託事業外４件の追加を行い、地方債においては、新町一丁目緑地事業債の廃止１件を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、認可外保育施設利用支援事業補助金4,205万9,000円の増額を行い、歳出においては、リサイクル事業に要する経費5,708万円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課をはじめ、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

なお、採決に先立ち、反対の立場から討論がなされていることを申し添えます。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第73号、令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）。

本案は、歳入歳出予算の総額625億3,821万6,000円に歳入歳出それぞれ809万7,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ625億4,631万3,000円とするとともに、債務負担行為として、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化工事設計委託事業の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、公共施設整備基金繰入金206万8,000円の増額を行い、歳出においては、ひかりプラザの維持管理に要する経費206万8,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課及び担当より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第60号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10分程度休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時24分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。

◇

日程第23　議案第68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第23、議案第68号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

（17番　皆川りうこ君登壇）

○決算特別委員長（皆川りうこ君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、決算特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、９月５日開催の本会議において、決算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、９月19日から24日までのうち、３日間にわたり審査を行いました。

本案の委員会審査に当たっては、監査委員からの意見書、担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員からは多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり認定すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　委員長報告に対する質疑につきましては、申合せのとおり省略いたします。

これより討論に入ります。

本案に係る討論につきましては、さきの議会運営委員会にて確認された順にお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表いたしまして、対馬議員。

○４番（対馬ふみあき君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、自由民主党国分寺を代表し、認定の立場で討論をさせていただきます。

初めに、決算特別委員会に先立ちまして、資料作成や議会からの質疑に対し真摯に御対応いただきました職員の皆様方に感謝を申し上げます。また、３日間という限られた時間の中、決算特別委員会を充実したものにするべく御尽力をいただきました正副委員長にも、併せて感謝を申し上げます。

令和６年度の一般会計決算は、歳入決算額696億7,189万2,874円に対し、歳出決算額675億5,529万9,446円となりました。執行率96.4％、繰越明許額が6,000万円を切っていることは、ゼロベースからの予算の

積み上げがしっかりと機能しているということであり、評価したいと思います。

また、昨年度に比べ歳入総額が12.6％増加したことに対し、歳出総額が12.9％の増となっているにもかかわらず、経常収支比率が昨年度と同様の95.7％を維持されたことは、国分寺市の財政規模が拡大したとしても、安定性を確保しているということの証左であると考えます。

令和６年度の決算全体を振り返りますと、新庁舎建設やそれに伴う防災拠点、地域防災計画の整備、また、市制施行60周年を迎えるに当たり、様々な形で市の魅力を発信するなど、国分寺市にとって非常に大きな節目を迎えた年でありました。これらに必要な経費をしっかりと執行しつつ、アピアランスケア、こども家庭センター、多胎児妊婦健診の追加補助など、まちづくりとまちに住まう市民へのケアのバランスが取れた事業構成であったと非常に評価をしております。

一方で、将来世代負担比率が毎年上昇しており、令和６年度の有形固定資産減価償却率は、新庁舎建設により8.2％下がって55.2％となっているものの、今後、公共施設の点検次第でこの償却率が変化する可能性もあるため、今後も注視が必要な状況であると考えます。

基金についても計画的な積み増しが必要と考えます。令和６年度の不用額は約24億4,000万円となっており、決算額に対し約3.6％という数字は決して高い数字ではないものの、ぜひ計画的な積立てのために、この数字をなるべく減らしていただきたいと思います。

また、今回の決算では、市有財産の二重計上、委託料執行の誤りなど、一部不十分な事務執行が行われたことについても指摘をしなければなりません。職員の皆様が日々膨大な事業を抱えながらも誠実に業務に取り組んでいただいていることは重々存じております。しかし、厳しいことを申し上げますが、僅かであっても不十分な事務執行があるのであれば、なくさなければなりません。ぜひ決算特別委員会、また、監査委員の皆様方の指摘を真摯に受け止め、改善に努めていただきますようお願いを申し上げます。

最後に、国分寺市には、今、大きな変化が訪れています。多様化する市民ニーズやデジタルを活用した新たなサービス、旧庁舎跡地の利活用、リサイクルセンターなど、大きな課題が山積しています。しかしながら、市民の大きな期待を背負って新たに就任された丸山市長と職員の皆様が一丸となって、変化の時代を改革姿勢で切り開いていただければ、市民一人一人が前向きなまちにさらに近づくと考えます。我々自由民主党国分寺一同も、10年、20年先の国分寺市に責任を持って行動する自覚を持ちながら、市長以下、職員の皆様方と共に、市政の前進に向けて全力で励むことをお約束申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、立憲・市民フォーラムを代表いたしまして、星議員。

○15番（星いつろう君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で、立憲・市民フォーラムを代表し、討論いたします。

委員会に当たり、皆様に大変お世話になりました。

施策実施の基盤である歳入について述べます。2024年度は約696億7,000万円であり、前年度よりも12.6％、約77億9,000万円の増となっております。

歳入の中の市税についてです。市税は個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税となります。新庁舎の関係で、繰入金の歳入全体に占める割合が例年より高い10.7％となっています。こうした影響もあり、市税はここ数年の４割台は下回っていますが、それでも市税が歳入全体の36.2％を占めています。言うまでもなく主要な市の収入源です。国分寺市の財政は、市民の皆さんの納税に支えられていることを改めて実感する結果となりました。

固定資産税・都市計画税は、それぞれ前年度比で2.6%、2.7%増の約87億7,000万円、約20億5,000万円です。その要因は新築家屋建築による増額との説明でした。新しい家が建つと、若い世代、子育て世代を核とした方々が購入し、お住まいになられているという、私たちが地域で目にしている状況が、固定資産税・都市計画税の増収として表れています。

市民の皆さんの所得に課す個人市民税は市税の約半分近くを占める存在であり、122億2,000万円でした。令和６年度事務報告書から給与所得者の総所得金額が伸びていることを確認しました。また、法律に基づいて税金を納める義務のある給与所得者の納税義務者数は前年度よりも884人増えて５万8,028人に至る右肩上がりの状況です。課税対象の額も人も増えており、国の施策である定額減税がなければ、個人市民税も前年度と比べて増額であったと予測できるのではないでしょうか。市財政の将来を考えるに当たり、施策のスクラップを否定するわけではありませんが、そのこと以上に市民に対して前向きな施策の展開によって、国分寺市は少子化を跳ね飛ばす、そうしたまちづくりを推進し、その結果として、市民税の安定した確保につなげていく、そのことが市の進むべき道であると考えます。

そうした意味で、今歳入の結果をもたらした要因について質疑した際に、子育て施策の効果といった趣旨の答弁がされていましたが、もっともっと踏み込んで、なおかつ具体的に税収増となっている要因の検証・分析を市民と議会に提示していただきたい、それが決算の検証視点の柱であると考えます。

来春卒業予定の大学生を対象とした民間の調査によると、72.1%が結婚した後も共働きを希望しており、この割合は８年連続上昇とのことです。若い人たちの意義と希望に沿えるまちづくりが国分寺市の未来を切り開いていくものであると、歳入面からも言えるだろうと考えております。

続きまして、歳出についてです。

市民の声を受け止め、生活を支え、まちの魅力を高める、その結果として人の流入と定着を推進し、市税を柱として税収を確保し、市民の皆さんが必要とする施策にさらに税金を投入していく、この視点から決算額と施策の検証を行ってきました。そこから見えてきた今後の課題、要望を含めて、歳出について申し上げます。

何といっても、このまちで安心して子どもを育てていくことができる、また子どもたちのそれぞれの個性、持ち味を伸ばしていく、こうした環境の整備が魅力あるまちにつながっていくとの考えに立ち、子育て支援、教育について、委員会で質疑を行ってきました。

私たちの会派が繰り返し要望し、また、議論し続けている保育所の待機児童の解消、そして一時保育の拡充には、保育士の確保が欠かせません。保育施設の80.3%が保育士不足を感じているとのこども家庭庁の調査もあります。また、保育士の有効求人倍率は3.7倍であり、全職種平均の1.34倍を大きく上回っているとの報道を最近目にしたところです。立川市のハローワークでは保育士の求人倍率が４倍となっている答弁もありましたが、私たちの地域では、より保育士不足が深刻であることが分かりました。こども誰でも通園制度という新たな施策があることを含めて、保育現場の実態把握に努め、保育所への対応、安全・安心の保育に向けて、保育士の確保策のより一層の拡充を求めます。

年々増加している不登校の子どもたちについてです。不登校児童・生徒などの実態調査を、文部科学省は市教育委員会や市立小・中学校に求めています。その項目の一つである不登校児童・生徒について把握した事実が、当市の場合はどうなっているのかお聞きしました。小学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が30%、中学校では「不安、抑うつの相談があった」が35%で、それぞれ上位を占めているとの答弁でした。民間団体の調査では、子どもの不登校によって、保護者の方も孤独を感

じた、体調不良となったとの回答が多く見られています。また、不登校によって仕事を続けることが難しくなり、世帯収入の減が３割に至る、こういった調査もあります。スクール・ソーシャルワーカーの人員増や能力向上の取組を確認した上で、その常勤化を求めました。子どもたちにも保護者にも寄り添える体制と機能強化を進めていただくよう重ねてお願いを申し上げます。

障害を持った子どもたちの課題についてです。具体的には、児童発達支援センターつくしんぼにおける相談支援事業についてお聞きしました。相談支援専門員が本来３人いなければならないのに、１人しか配置できなかったため、新規のサービス利用計画作成を受けることができず、またモニタリング報告書作成の件数も前年度の173件に対し21件にとどまっているという報告がありました。現在は相談支援専門員が定数の３人を確保でき、セルフプランからサービス利用計画への移行を推進し、また、計画作成の新規受入れにも着手し始めたとの答弁でありました。障害児は発達段階にあるため、正確に状況を把握し、変化に対応したサービス等利用計画が必要で、私たちの会派がお聞きしている保護者の皆さんの声を改めて申し上げるとともに、この実現に向かってさらに前進していくことをお願いいたします。

環境についてであります。

この決算年度である2024年の４月より、プラマークのついている容器包装プラスチックとプラマークのついていない製品プラスチックの一括回収、そして６月より有料化が実施されました。私たちの会派はこの件について反対を表明しています。理由としては、プラスチックはもやせないごみとの扱いでしたが、もやせないごみは既に再資源化をしていて、埋立てゼロを実現しており、製品プラスチック、容器包装プラスチックの一括収集の目的の一つである再資源化は達成していること、その上で、当初の市の試算で、市民全体で5,800万円分の袋を購入する。これは市民にとって負担増となりますが、それなのに一括収集有料化に係る市の費用を除くと、市に残るお金は800万円ほどであり、財政効果も薄い。そして何よりも有料化によるごみの収集の道筋が見えないことを申し上げてきました。資源プラスチックの有料化の効果、課題、影響については、データを示して、市民にも議会にも、その検証を明らかにすべきであるということを改めて申し上げます。

最後に、国分寺市監査委員の意見書についてです。

公園に関する委託料について、誤った事務事業から執行していることに気づかなかったとの点です。決算数値も、あるべき数値とは異なってしまったとの現実は重大です。新体制の下、具体的な取組、研修を市の組織としてしっかりと取り組むことを改めて求めます。

同時に、市長の答弁にもあったように、これは担当していた職員個人を問題視するということではなく、組織的な課題であるとの視点に立った原因の究明と改善策を改めて求めます。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、国分寺・生活者ネットワークを代表いたしまして、小坂議員。

○７番（小坂まさ代君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、国分寺・生活者ネットワークを代表しまして、賛成の立場で討論をいたします。

初めに、委員会審査のために多くの資料を作成し、準備に御尽力いただいた職員の皆様に、心より感謝いたします。ありがとうございました。

令和６年度の歳入は、前年度比約78億円増の696億7,189万円、歳出は約77億円増の675億5,529万円となり、実質収支は20億5,835万円の黒字となりました。増加の大きな要因は新庁舎建設事業であり、歳入歳出ともに過去最大規模となりました。

一方で、基金残高は100億4,525万円と、前年度から約47億円減少、地方債の年度末未償還額は350億

6,184万円となり、約54億円増となりました。将来負担比率は15.3％から54.7％へと大幅に上昇しました。経常収支比率は前年度同様95.7％と高い水準となりましたが、物価高騰等で多くの自治体の数値が悪化する中で、前年度と同水準を維持し、財政力指数は引き続き１点台となりました。厳しい物価高騰の中、新庁舎建設という大変大きな事業を進め、財政運営上でも節目となった１年だったと考えます。

続いて、個別事業について、何点か取り上げさせていただきます。

まず、樹林地についてです。

国分寺市に残る貴重な樹林地をはじめとするまとまった緑は、近年減少が加速しています。御寄附を受けたり公有化しながら何とか残そうとする取組は大いに評価をいたします。しかし、全体的な減少は止まらず、国分寺市環境基本計画に示された目標数値を達成するためには、緑を創出するための具体的な取組を積み重ね、着実に実行していくことが必要です。

樹木の高木化や老木化により実際に倒木事故があり、安全性の確保からも、その樹木や土地の環境に合わせた適切な維持管理が必要と考えます。令和６年度にも、枯れて傷んだ木や、周囲に支障や危険を及ぼすおそれのある木等のせん定や伐採などが行われていますが、その後の緑の創出にまで計画的に進めることを提案をいたします。近年、都市問題となっているヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、災害時の避難場所や火災の延焼防止、また憩いの場としても良好な自然環境を保全するよう求めます。

続きまして、認知症施策についてです。

令和６年度の認定審査会の審査では、要介護１、1,034人のうち727人が認知症とのことです。特に認知症の初期は自分でも受け入れることが難しく、支援にも専門的なスキルが必要と言われています。このことからも、御本人や御家族が気軽に利用できる相談や憩いの場としての認知症カフェは安心につながります。御本人や御家族の不安を受け止め、出かけたくなる場となるよう、さらなる工夫を求めます。そして、認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりを、御本人の声を生かし進めていっていただくよう要望をいたします。

続きまして、一時保育についてです。

一時預かり事業は前年度に比べ、利用人数、施設数ともに増加し、拡充が進んだ点を評価いたします。

一方で、事業総額はやや減少しており、短時間利用が多く、保護者ニーズの多様化が示されました。今年度からは、未就園児を対象とした定期的な預かりが始まり、来年度には、こども誰でも通園制度も開始されます。多様な保育サービスにより選択肢は広がる一方、制度の複雑化で利用者が戸惑う懸念もあります。保育コンシェルジュや子育て応援パートナーのさらなる連携の強化など、今後も多様なニーズに応じた保育環境の整備とサービスの分かりやすい周知の工夫を求めます。

続いて、公害対策費、ＰＦＡＳについてです。

他の自治体よりもいち早く、むかしの井戸におけるＰＦＡＳの調査を令和２年２月に始めてから、５年が過ぎました。令和６年度からは、ＰＦＨｘＳの調査も実施し、数値を公表しています。この間、独自に調査を始めた近隣自治体もあります。そのような自治体と情報共有し、東京都の調査結果も含め、汚染の状況を見える化し、数値をもって分析することを求めます。

そして、現在はＰＦＯＳとＰＦＯＡの合計値を示していますが、他の自治体との比較をするために、また、それぞれの発生源や人体への影響も異なるとされていることも踏まえ、個々の調査結果を公表していただくよう要望いたします。

続いて、ぶんバスについてです。

令和６年度には事業者から４路線の撤退申出があり、その後の運行継続に向けて難しい判断が続いた年でした。まずは全路線が存続できたこと、また、ルート変更に際して、不利益を受ける利用者への配慮の視点があった点は評価をいたします。一方で、短期間での対応の中で、運賃値上げ決定までの経緯について、市民への説明が不十分であった点、利用者の声を反映できなかった点は課題と感じます。今後は、同様の事態を繰り返さぬよう、利用者の声に丁寧に耳を傾けながら進めていただきますよう強く求めます。

続きまして、学校支援の会計年度任用職員についてです。

学校を支援するクラスアシスタント、副校長補佐、部活動指導員などの会計年度任用職員は、毎年のように適任者が見つからなかったという状況が続いています。質疑の際に、他の自治体で実施している支援員の随時登録制について言及したところ、本市も既に実施済みとの答弁でした。しかし、募集方法が分かりにくく、応募希望者に十分伝わっていない状況があります。今後は職員課とさらに連携し、情報発信の工夫や研修、募集方法の改善により、速やかに学校現場のニーズに応える仕組みの整備を求めます。

続いて、放課後子どもプラン事業についてです。

猛暑や校舎増築工事などにより、校庭開放、遊びの場の実施日数が減少した学校が見られました。プラン実施回数全体としては前年度よりも増加していますが、会計年度任用職員の配置とプラン室の有無により、開催回数が多い学校は319回、少ない学校は97回と、学校間の差は前年度よりもさらに広がっています。また、室内の放課後の居場所、学びの場が年に数回しか実施できていない学校が４校もあることも大きな課題です。この事業に対する理解と協力を学校から得られるよう努力をしていただくこと、また、よりよい運営方法の引き続きの検討を求めます。

令和６年度の一般会計の資金収支は、基金からの繰替え運用を約178億円行ったものの、市中金融機関からの借入れは行うことなく、出納整理期間の５月ぎりぎりまで、非常に厳しい資金繰りをされてきたことが質疑から分かりました。財政フレームでは、４年後の令和11年度には基金が55億円にまで減少すると推計をされています。基金と地方債のバランスを取りながらも、昨今の社会情勢や経済状況に対応できる基金の在り方について検討を求めます。

最後に、監査委員の意見書の冒頭に、決算総額に影響はないものの、一般会計の歳出事務事業の一部の数値に誤りが確認されたとの指摘がありました。これまでにない誤りであることからも、今後、事例に挙げて自分事として考えられるような研修を行うなど、改善を図るとのことでした。監査委員の指摘を重く受け止め、より適切な事務事業執行に向けて取り組んでいただくことを求め、賛成の討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、公明党を代表いたしまして、久保議員。

○18番（久保けいこ君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、公明党を代表して、認定することに賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、本決算審査に当たり、多くの書類作成、事前準備に当たっていただいた職員の皆様に、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

令和６年度は市制施行60周年と新庁舎への移転という、次の10年に向かっての大切な節目の年であり、市政運営と各種事業の推進は、無事故で前に進め、成功を期さなければいけない、変化多き緊張感の中だったのではないかと推察をいたします。物価高騰における市民生活や市内事業者を下支えするための施策についても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国等の財源も有効に活用して機動的にされたことを高く評価をいたします。

本決算において、財政面では、各指標がおおむね良好な数値であり、状況については経常収支比率が

95.7％で前年度と同率、公債費負担比率が5.3で前年度から0.5ポイント改善となったことは評価をいたします。

一方で、基金の積立てについては、一般会計では約100億円の基金となり、前年度末と比べると47億円の減となっているのは、新庁舎建設という大事業を終えたこと等によると理解をしております。約100億円のうち財政調整基金は約31億円となり、前年度末より10億円減となりました。今後の公共施設のマネジメント等の本格的な事業推進が続いていくことを見据え、引き続き財政調整基金を含む積立てへの地道な御努力をお願いしたいと思います。

また、将来にわたる財政負担額が増加している点は今後も留意が必要と考えます。具体的に対応するためにも、引き続き債務負担行為の設定・変更の際におけるゼロベースでの精査をはじめ、将来負担をより意識した事務の執行管理を求めます。

また、新庁舎での事務開始に合わせ、全般にわたる事務の電子化、システム改善、効率化などの事業については、必ず近い将来に成果が表れると期待をいたします。

個別の各事務事業については適切に執行されていることは評価をいたします。しかし一方で、一部の事務における事務処理については、監査委員の意見書を真摯に受け止め、再発防止に向け、日々の事務に当たっていただくことを求めます。

また、公会計改革の推進により作成された各財務資料については、公共施設マネジメントでの活用はもとより、今後の中長期的視点と職員自身の時間も含めたコスト意識の徹底を図るためにも、活用に向けた取組を期待いたします。

最後に、市の施策全般でいえば、小・中学校給食費の無償化、切れ目のない子育て支援、民設民営学童保育所整備をはじめ、こども家庭センター設置準備事業、子どものインフルエンザ予防接種の対象年齢拡大の実施、がん患者へのアピアランスケア支援事業、認知症普及啓発推進事業、在宅レスパイト・就労等支援事業、平和事業の推進、観光シティプロモーションサイト制作事業、包括施設管理委託事業の拡大、光町もみじ公園トイレ改修事業、フードシェアリング推進事業、自転車ヘルメット購入費補助金の継続、二次元コード付きカード型地域応援商品券事業、学校ＩＣＴ環境整備事業、学校水泳指導の委託事業、そして新庁舎整備とデジタル化推進及び市制施行60周年の記念事業など、積極的に展開をされました。

以上、国分寺市の令和６年度の決算が、計画性、柔軟性、積極性において、財政規律を堅持した上で、市民ニーズへの的確な対応が進められたものと評価をいたします。今後も市民に寄り添い、市民生活を守りながら、市の活力向上のため、また、将来を見据えた強固な財政基盤の確立と、バランスの取れた前向きな財政運営のために、職員お一人お一人が自身の責任と自覚の上で目標を掲げ、日々の業務に朗らかに当たっていただくことを求め、公明党を代表して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾沢しゅう君）　　続きまして、無会派（日本維新の会）の寺嶋議員。

○６番（寺嶋たけし君）　　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で、無会派（日本維新の会）は討論をさせていただきます。

今回の委員会審査実施に当たりまして、多くの準備等、御対応いただきました職員をはじめとする多くの方々に心より感謝を申し上げます。

時間も限られますため、今回も要点を絞って述べさせていただきます。

まず初めに、全体としては、引き続き収支均衡を図り、厳しい中でも健全財政を維持できたことは評価できる、評価すべき点であると考えます。歳入自体が増加しているものの、時代の変化や多様化が進む中

で、必要とされる対応、サービスなども増加しております。そこを限られた予算の中で、可能な形で対応されてきたものと捉えております。

今後としましては、この多様化するニーズ及び必要とされる経費は増加を止めることができないと考えられますが、市として直面するであろう別の側面の課題として、人口減少の前に、人口構造の変化によって、現役世代の比率が下がり、歳入は伸びないが歳出が増えるということが想定されます。丸山新市長は、本件に市長選挙の時点で強く言及されていたことを記憶しております。そのため、本当に大変難しい課題であることは重々承知をしておりますが、そこに強い意思を持って挑んでいただきたいと思います。

また、新庁舎建設などに伴う将来負担比率の大きな伸びに関しましては、本件は致し方ないことであることは重々承知をしておりますが、さきに述べた人口構造の変化に伴い、歳入が減り、歳出が増えることが想定される状況において、本件も同様に負担としてのしかかること、これは自明であります。だからこそ、財政運営が縮小最適に陥ってしまわないためにも、このような中で、将来世代、現役世代の投資的施策はより重要性を増してくると考えます。これは決して歳入状況を考慮せず歳出を増やすべきであるというわけではありません。しかしながら、これからの国分寺市を取り巻くと思われる状況は、さきに述べたとおりでありますため、意図的にこのことを意識しなくては縮小最適化してしまいかねない要素が非常に多いのも事実であります。つきましては、縮小最適に陥らないための最適と思われる施策の試行実施などを、挑戦的かつ意欲的に進めていただきたいと要望をさせていただきます。

個別の項目に関しましては具体的には述べませんが、抽象的になりますが、新たに有効と思われる施策の発見であったり、そして時代の変化に伴い内容を変化させるべき、もしくはなくしていくことも検討すべきである、そのような施策も見受けられました。新たに有効と思われる施策、これに関しましては、このような施策を定期的に発掘できないことには、この国分寺市も今後より激化すると考えられる自治体間の競争に埋もれてしまう可能性があり、加えて発掘できたとしても、それをしっかりと大切にするだけではなく、ブラッシュアップをしていかなくてはいけません。これが何よりも重要になります。こういった点をしっかり意識していただき、市の魅力、武器へ昇華させていただくことを要望いたします。

そして、時代の変化に伴って内容を変更したり、なくすことを検討すべき施策に関しても、今後より一層注視をしていただきたいと思います。この判断を的確にしていくためには、やはり時代の変遷や市の実情把握が重要になると考えます。実情把握としては、我々市議会議員が、市民の代表として市へ直接提言していくことはもちろんでありますが、今の時代は、よりこの情報の収集や分析等が容易な時代になってきております。それが結果として複雑化させていることも否めませんが、市としては、これらに振り回されるのではなく、うまく活用し、時代の変遷と市の実情を的確に捉えて、技術の活用や仕組みづくり、これをぜひ進めていただきたいと考えます。そして、結果として、守るべきものは守り、変えるべきことは変える、この国分寺市政の実現を望みます。

最後に、審査意見書にありました、「決算総額に影響はないものの、一般会計の歳出事務事業の一部の数値に誤りが確認された」という点に関しましては、これはお金を取り扱うこと、こちらに対する意識が高くなかった部分があったのかなと、それがこれを発生させた原因であると考えております。可能な限り、こういったことは、私自身は仕組みで解決するため、しっかりとフローを徹底して考えるべきであるというのが根本の考えではありますが、だからといってマインドや意識を軽んじていいというわけではありません。特に本件はマインドから改めて見直すべき部分なのかと考えます。全ての職員の方々が本件に当てはまるとは全く思っておりません。しかし、いつ誰がこのような結果に陥るかも分からないのも事実であ

ります。そのため、お金、そして市民の方々から頂いているこの大切な税に対する意識はもちろんのこと、行政ではありますが、アントレプレナーシップのような一定の起業家精神、もしくは実業家精神といった、その財務処理を、自分の事業である、自分事化して考えていく、その意識をぜひ持っていただきたいと、この場で述べさせていただきます。

以上で私からの賛成討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（グリーンな国分寺）の鈴木議員。

○１番（鈴木ちひろ君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、無会派（グリーンな国分寺）は賛成の立場で討論します。

まず初めに、たくさんの資料を準備し、真摯に答弁してくださった職員の皆さんに感謝いたします。ありがとうございました。

昨年の決算審査では、気候危機対策を強く求める市民の声を代弁する無会派（グリーンな国分寺）として、若い市民や将来世代の市民の命に直結する気候危機対策が不十分だと判断し、不認定としました。一方、今回の決算審査に賛成した最大の理由は、国分寺市が2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、優先順位をつけながら、着実に気候危機対策を進めている点です。

昨年度も住宅用太陽光発電機器等設置助成事業を拡充し、市民ニーズに沿った蓄電池システムのメニューを増設したことは、いい取組だったと考えています。

市役所版ゼロカーボン行動計画では、2030年度までに市の事務事業における温室効果ガス排出量を2013年度比で60％削減するとしている中で、新庁舎の実質再生可能エネルギー電気の導入は、市役所が脱炭素のリーダーシップを発揮する率先行動として、市民や事業者に気候危機対策をアピールすることにつながると考えます。市の答弁では、補助金のメニューを充実させるだけではなく、啓発活動に力を入れたいという答弁がありました。新庁舎以外にも、小・中学校などの公共施設に関しても、再生可能エネルギーの導入が進んでいることを、より効果的に周知啓発をしていっていただきたいと思います。今後は、全ての市有施設において再生可能エネルギーが導入できるよう検討を進めてください。

まずは2030年度の目標達成をバックキャスティングで目指し、残り５年間でどのくらいの温室効果ガスを削減しなければならないのか、どのように取り組めば目標達成ができるのか、常に数字を意識して、市の全ての取組において脱炭素の視点を持ち、省エネ・再エネを強力に推進していってください。

そのほか、委員会の中で質疑し、より強力に推進していただきたい、あるいは改善を求めたい取組について、簡潔に３点挙げます。

１つ目に、すべての人を大切にするまち宣言施策についてです。

昨年度は、多摩地域若年層セクシュアル・マイノリティ支援ネットワーク事業の幹事市として、性の多様性に関する職員研修や小・中学校での授業が行われました。まだまだ社会の理解不足や差別、偏見がある中、性の多様性の理解を深める様々な事業を市が率先して推進することは、現状に苦しむＬＧＢＴＱ＋当事者にとって大きな希望です。今後も「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念に基づき、取組が推進されることを期待します。

２つ目に、移動支援事業についてです。

障害のある方の外出を支えるヘルパーが不足していることについて、質疑の中で課題を共有しました。ここ数年はガイドヘルパーの報酬単価は据置きとなっていますが、今、引上げが求められています。来年度から移動支援が使える範囲が拡充されることは歓迎しますが、事業者にとっては、委託単価が上がらな

いと移動支援をすることができないと判断されかねません。制度が拡充されても実際に使えないということにならないよう、当事者や事業者の方とさらなるコミュニケーションを取っていただき、障害のある方の移動する権利を市として保障していくよう要望します。

３つ目に、公害調査測定についてです。

ＰＦＡＳ汚染に関して、昨年度も継続して、むかしの井戸の水質検査を行い、地下水のＰＦＡＳ汚染の数値の変化を記録し、データを蓄積していっていただいています。しかし、ＰＦＡＳ汚染を取り巻く状況は日々変化しています。１万種類以上あるとされているＰＦＡＳの規制が厳しくなることも予想される中で、市には常に最新情報を学び、あらゆる媒体を通して市民への情報公開を続け、市民の不安に寄り添う公害調査測定の実施を求めます。

最後になりますが、決算審査は単なる昨年度予算の事後チェックではなく、来年度の予算編成や政策立案につながる重要な機会だと捉えています。今後の事業につきましては、より人と環境に優しい施策の充実を求めます。

質疑や討論を次年度の予算編成に生かしていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員。

○２番（高野ふみお君）　無会派（れいわ新選組）を代表し、議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で意見を述べます。

初めに、資料作成や答弁に御尽力をいただきました職員の皆さんに感謝申し上げます。

さて、市は人口増が続き、財政が健全化をしている中、基金にため込み過ぎず、市債など最大限に活用し、思い切った人への投資や公共施設への早めの手当てが必要な状況ではないかと考えます。令和６年度決算は前年度に比較して、積立金は主に新庁舎建設の分で約40億円減少し、約100億円になっています。一方で、地方債残高が主に新庁舎建設の約40億円分増加し、多摩26市で比較をすると、基金の１人当たり残高の順位は下がり、地方債残高は上位に位置するようになりました。この方向性で、すなわち財政を積極的に使う方向で頑張っていただきたいと思います。

国分寺市は、国からの仕送りと言われる普通交付税の交付を受けずに財政運営ができる、いわゆる不交付団体85自治体の一つであります。全国自治体数1,680で単純に割ると、上位５％に入る豊かな自治体と言うべきです。一方で、他の委員も指摘されておりましたが、市の財政が厳しい、お金がないと繰り返すことによって市民が萎縮をしてしまう影響を懸念するものです。その一方で、今後、公共施設整備基金が既に300％以上目標を達成している中で、さらに積み増すべきだという議論の中で、災害に備えて必要という意見もありました。そこで災害と基金の関係について調べてみました。

すると、地方では、災害があった自治体は、国や都道府県の財政支援が来るため、むしろ基金は増えていることが多く、大都市圏でも、神戸市など、阪神・淡路大震災で影響を受けた自治体は基金を減らしておりましたが、東日本大震災など、近年の災害では、仙台市や、また国分寺市と類似した自治体である石巻市や東松島市などは、むしろ基金は増えていました。したがって、災害に対しては、今、お金を基金にため込むよりも、世界的・歴史的に見れば、低金利の今、積極的にお金を借りてでも防災対策等に使い、備えたほうがよいのではないのでしょうか。市長も基金についての答弁ではベストミックス、すなわち最良の組合せで対応するとされていました。引き続き柔軟な検証と検討を求めたいと思います。

次に、質疑した内容に沿って述べたいと思います。

まず、市税や国民健康保険税など、滞納者は例外を除いて多くが生活困窮者であり、支援対象と捉える

べきだと訴えてまいりました。一方で、滞納者を福祉につなげた件数については、主に納税課からですが、令和６年度は僅か１件となっていました。数だけでは計れないかもしれませんが、滋賀県野洲市のかつての取組と比較すると桁が違っており、懸念を表明せざるを得ません。

続いて、人への投資についてです。

会計年度任用職員について、市では、国の方向転換に沿って、勤勉手当の創設に続き、５年目の公募を取りやめるなど、待遇改善の取組がなされつつあるとはいえ、希望者はフルタイム化し、退職手当を創設するなど、検討すべきだと考えます。

また、正規職員についても、育休対策として、人の加配を始められたことは高く評価をいたしますが、応援手当など、お金もつけて育休を取りやすい雰囲気づくりを政策的に加速することを検討してはどうでしょうか。

教育について、市独自の教職員正規採用はなされませんでした。休憩も取れない実態があるのかどうかを調査をし、市による正規雇用の検討を始めていただきたいと考えます。品川区では固有教員と呼ばれて、全校に１人配置に向け、拡大中とお聞きしました。人口が約16万9,000人の鎌倉市でも、最近、任期付きではありますが、独自採用を開始したようであります。

地域バスであるぶんバスの運賃値上げについて、そもそも運転士の処遇改善という人への投資だったはずであります。運転士など働く人の賃金を民間に任せきりにせず、労働条件は市がより積極的に関与し、責任を持ち、処遇改善を実現させないと、説明責任を果たしたことにはならないのではないのでしょうか。

プラスチックごみ指定収集袋有料化についてですが、市の収入が約3,000万円増加した分で、例えば佐賀県のような脱プラ代替事業者への補助事業など、より本質的なプラごみ削減施策に向かっていただきたいと考えます。

ぶんバスも、プラごみ削減についても、物価高騰の中、市民負担を増加させ、格差を拡大してしまう手法ではなく、自治体が積極的に財政支出をすることによる維持と発展を求めたいと思います。

物価高騰については、隣接市が消費喚起策を行う中、市内消費を持っていかれないという意味でも、商品券発行など、全ての市民への経済支援を検討すべきだと考えます。

最後に、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策についてですが、市の調査を見れば、地下に流れるＰＦＡＳの量は全体的には減っているようではありますが、一部増加に転じている井戸もありました。農作物や土壌のＰＦＡＳ調査について、市民の健康不安のみならず、都市農業の発展と本質的な風評対策の意味からも、また、国の動きもあるようですので、専門的な知見を求め、市が主体的に動いていただきたいと考えます。

こうした指摘については、新たに言及した内容も含まれますものの、予算段階でも執行の段階でも指摘を続けておりますが、今回の決算で状況を改善しようとする姿が見られなかったと考えます。

以上の理由で決算の認定には反対です。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員。

○５番（中山ごう君）　議案第68号、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場で討論いたします。

まず初めに、多岐にわたる資料を作成していただいた職員の皆様に感謝申し上げます。

2024年度では、９月から学校給食の無償化が始まったほか、数年にわたって保護者から強い要望が出されていました第一日吉町学童保育所のトイレ改修工事が行われ、また予防保全型の維持管理として、光公

民館・図書館の空調設備や西町プラザの昇降設備を更新するなど、評価している事務事業は複数あります。しかしながら、2024年度も物価高が続く中で、市民、事業者への支援が求められていましたが、プラごみの有料化、ぶんバス運賃値上げの一連の手続など、市民の負担増となる取組が行われていることなどが不認定とする主な理由です。

物価高騰対策では、2023年12月と24年12月、この２回の国からの臨時交付金を１回の商品券事業に充ててしまったことを確認しました。2024年３月に、2023年12月の交付金約１億円と一般財源約４億円で商品券事業の予算が成立しています。商品券事業はこのまま実施し、24年12月の臨時交付金では新たな対策事業を行うべきでした。

また、事業者への支援では偏りが生じています。物価高の影響を受けている全ての事業者を対象にした支援事業が必要であり、早急に具体化すること。そして臨時交付金が交付された際には、既に具体化している対策事業に充当するのではなく、その都度、新たな支援事業を具体化することを求めます。

プラごみ有料化について、物価高の中で、プラごみを有料化するべきではなかったと、この場でも指摘をいたします。プラごみを減らしていくこと、このことについては同じ考えです。しかし、有料化すればプラごみが減るという、単純なことではありません。資源プラの回収量ともやせないごみへのプラスチック混入推定量を合わせたプラごみの推定総量は2020年、令和２年から減り続けていますが、有料化前後の年での減少率はともに３％ほどにとどまっています。プラごみ減量を掲げて有料化したのですから、プラごみ減量を加速させる対策が必要です。早急な研究、検討を求めます。

ぶんバスについて、運行事業者の突然の撤退という局面において、ぶんバス運行継続に向けた御努力、そして継続できたことは評価しております。しかしながら、運賃の値上げに対して、また拙速としか思えない進め方に強く反対いたします。値上げするのであれば、その理由を市民にきちんと説明することは必須ですが、その点でさえ非常に不十分だったと言わざるを得ません。11月15日号市報で市民にお知らせし、その１週間後の22日には値上げを決めてしまうような非常に短期間で決めてしまったこと、また、値上げによる増収分は事業者の再分配とするという考え方が庁内でまとまったのが10月末ということでしたが、であれば、11月15日号市報、19日の市民説明会でそのことを説明するべきでした。なぜその説明をしなかったのか、大きな疑問が残るとともに、こうした手続の進め方は絶対にするべきではありません。

また、拙速に進めたがために、障害者割引と通常はセットになっている介助者割引まで検討が至らなかったと考えます。この点につきましては、副市長から、介助者割引の導入について、市長の指示もあり、可能な限り早急に対応したいと答弁がありましたので、対応を待ちたいと思います。

ほかの施策についても幾つか触れたいと思います。

公共施設マネジメントでは、多くの施設で躯体や設備の老朽化が進んでいます。今年の夏にはひかりプラザ、恋ヶ窪図書館でエアコンが止まってしまい、ひかりプラザでは、市民利用を中止せざるを得ない状況です。この点では、予防保全型の維持管理に切り替えていく、その取組をさらに進めていくといった趣旨の答弁がありました。全体的に老朽化が進んでいる中で大変大きな課題ですが、市民への影響を極力低減させる取組を求めます。

シルバー人材センターへの委託単価について、シルバー会員への最低賃金を保障するとともに、シルバー人材センターの適切な運営を支えるためにも、事務費の考え方や年度途中の最低賃金引上げへの対応について、改めて検討を求めます。

子どもの居場所として、子ども食堂への補助、また小１の壁問題への対応を求めました。子ども食堂へ

の補助では、多摩26市中21市が実施していることが明らかになりました。また、小１の壁に直面している保護者、御家庭では深刻な問題です。これらの課題と併せて、子どもの居場所づくりへのさらなる支援を求めるとともに、なぜ居場所が必要になってしまうのか、その根本的な原因、問題への対応も必要だと考えます。

小・中学校の宿泊行事について、特に小学校の日光移動教室では、当初の保護者仮払い額が2023年から２年間で約1.5倍へと急激に増えています。このことについては、市長も議員だった当時、適切な補助の在り方について求められていました。早急な検討を求めたいと思います。

特に就学援助受給世帯への対策が必要だと考えます。お金がないから、払えないから子どもが参加できない、このような状況を生み出しては決してなりません。これを防ぐ対策も併せて求めます。

最後に、特別支援学級について、改めて在籍児童・生徒の推移を確認させていただきました。第二小のわかば学級の増加に対応して、来年からは第六小に知的障害特別支援学級が新設される予定ですが、ほかにも第四小のさつき学級や中学校のＦ組、Ｅ組でも増加しています。遅れることなく対応していくことを求めまして、本議案への討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君）　以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり認定とすることに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

日程第24　議案第69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（審査報告）

日程第25　議案第70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（審査報告）

日程第26　議案第71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（審査報告）

日程第27　議案第72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君）　日程第24、議案第69号から日程第27、議案第72号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別副委員長。

（13番　田中政義君登壇）

○決算特別副委員長（田中政義君）　議案第69号、令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第72号、令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定についてまでの４件を一括して、決算特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本４議案は、９月５日開催の本会議において、決算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、９月24日に審査を行いました。

本案の委員会審査に当たっては、監査委員からの意見書、担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員からは多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、議案第69号につきましては、賛成多数により、原案のとお

り認定、議案第70号につきましては、全員賛成により、原案のとおり認定、議案第71号につきましては、賛成多数により、原案のとおり認定、議案第72号につきましては、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　委員長報告に対する質疑につきましては、申合せのとおり省略いたします。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第69号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

討論がございますので、まずは反対討論から受けたいと思います。

○２番（高野ふみお君）　議案第69号、令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険税はその名のとおり税金であり、収入の少ない人たちや年金生活者にとっては重い負担となっています。市の説明によれば、低所得者世帯が増加し、国の支援対象が増えているとのことです。令和６年度均等割額は増えてはいないものの、所得割額が増え、中間層にとっても増税と言えます。厚生労働省の統計を見れば、物価高が続き、実質賃金は７月の速報値で７か月連続のマイナスです。物価高騰に賃上げが追いつかず、家計が厳しい状況にある中、市政においては市民の負担増をもたらすことは最大限の努力で回避するべきです。

市の説明によると、赤字と言われる一般会計からの法定外繰入れは約９億円で確定、前年度と比べて赤字は減少しており、法定外繰入れを解消するという都や国の施策に沿うものとなっています。

一方、次のように指摘する専門家もいます。そもそも国民健康保険の赤字は、加入者に高齢者や低所得者、無職者が集中していることによる構造的な問題であるにもかかわらず、医療保険の中で最も平均所得が低い国民健康保険加入者が、最も高い保険料を納めている状態が続いているとのことです。市の説明でも、加入世帯中所得ゼロ世帯は28.5％と、３割近くを占めるとのことでした。一般会計からの法定外繰入れを減らすのではなく、むしろ増やして保険税の値上げを抑えるべきと考えます。

増税や財政黒字化は今やるべきことではなく、人々の可処分所得の底上げが必要です。当事者負担増ではなく、市の健全な財政力によって、しっかりと繰入れをすることで、市民生活を下支えするべきだったのではないかと考え、不認定の討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　次に、賛成討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、反対討論のある方。

○１番（鈴木ちひろ君）　議案第69号、令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、無会派（グリーンな国分寺）は反対の立場で討論します。

2024年度、国分寺市では国民健康保険税の所得割額の値上げが行われました。国や都が求める標準保険税率に統一すること、赤字と言われる一般会計からの法定外繰入金の解消を地方自治体に求めているための値上げだと認識していますが、コロナ禍以降の物価高で生活が苦しい加入者がいる中で、保険料の値上げを行ったことが正しい判断だったかどうかということには疑問が残ります。むしろ私は、市がこれまで法定外繰入金などによって、国民健康保険加入者の過度な保険料負担を抑え、セーフティーネットとして

の役割を維持してきたことに一定の合理性があったということを強調しておきたいと思います。

国民健康保険の加入者は、高齢者、非正規労働者、フリーランス、自営業者などが多く、国分寺市では、所得200万円未満の世帯が７割を超えています。さらに、低所得者の対象よりも僅かに所得水準の高い人では軽減措置が受けられず、重い負担がのしかかっています。私の周りの加入者は、若い世代の非正規雇用の労働者やフリーランスも多く、健康で病院に行くことは少ないのに、毎年保険料が上がるということに不安を感じるという声を多く聞いています。制度への納得感がどんどん失われてしまっているのではないでしょうか。今回の資料で示されたように、世代が若ければ若いほど滞納割合が高いこともうなずけます。

誰しも予期せぬ事情で仕事を失ったり、病気やけがで働けなくなることがあります。国民健康保険はそういった人たちも誰でも加入できる医療のセーフティーネットとなるはずなのに、国が国庫負担の割合を減らしており、さらに国民健康保険財政健全化計画という名の下、財政状況の異なる基礎自治体に大きくプレッシャーをかけていることに憤りを感じます。

昨年度、均等割額についての値上げはなく据え置いたことは評価したいと思う一方で、緩やかでも毎年保険料を値上げしていくという方針に、もろ手を挙げて賛同することはできないため、本議案には反対します。

○議長（尾沢しゅう君）　ほかに討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君）　　全員賛成。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

日程第28　閉会中の継続審査について

○議長（尾沢しゅう君）　　日程第28、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました閉会中継続審査申出等一覧のとおり、閉会中審査することを認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査について認めることに決しました。

各委員会の閉会中継続審査申出等一覧

総務委員会

種　　別	件　　名	付託年月日
調　　査	行政改革について	Ｒ７．６．５

閉会中審査予定　　Ｒ７.10.27

厚生文教委員会

種　　別	件　　名	付託年月日
調　　査	学童保育所の整備について	Ｒ７．６．５
陳情第７－３号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	Ｒ７．９．５
陳情第６－６号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	Ｒ６．９．６
陳情第５－３号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	Ｒ５.12．４

閉会中審査予定　　Ｒ７.10.31

建設環境委員会

種　　別	件　　名	付託年月日
調　　査	環境施策について	Ｒ７．６．５
陳情第７－１号	「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	Ｒ７．９．５
陳情第７－２号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	Ｒ７．９．５

閉会中審査予定　　Ｒ７.10.23

議会運営委員会

閉会中審査予定　　Ｒ７.10.17

公共施設等総合管理特別委員会

閉会中審査予定　　未　　定

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会

閉会中審査予定　　Ｒ７.10.30

◇

日程第29　議員派遣について

○議長（尾沢しゅう君）　　日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第165条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項については議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　　以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和７年国分寺市議会第３回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後３時33分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

国分寺市議会議長　　尾　沢　しゅう

国分寺市議会副議長　　星　　いつろう

国分寺市議会議員　　田　中　政　義

国分寺市議会議員　　だ　て　淳一郎

国分寺市議会議員　　はせべ　豊　子

国分寺市議会議員　　皆　川　りうこ

国政情発第75号

令和７年８月25日

国分寺市議会議長

尾　沢　し　ゅ　う　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

令和７年国分寺市議会第３回定例会の招集について（通知）

このことについて、令和７年国分寺市議会第３回定例会を９月１日に招集する旨の告示をしたので通知します。

写

国分寺市告示第317号

令和７年国分寺市議会第３回定例会を次のとおり招集する。

令和７年８月25日

国分寺市長　丸　山　哲　平

１　期　　日　　令和７年９月１日

２　場　　所　　国分寺市議事堂

国政情発第79号

令和７年８月25日

国分寺市議会議長

尾　沢　し　ゅ　う　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案の送付について

令和７年国分寺市議会第３回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

議案第47号　国分寺市公益監察員の選任について

議案第48号　市長の給与の特例に関する条例について

議案第49号　国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号　国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号　国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号　国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

議案第53号　国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第54号　国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

議案第55号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

議案第56号　国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について

議案第57号　国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

議案第58号　国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について

議案第59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）

議案第60号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）

議案第61号　令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第62号　令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第63号　令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第64号　市道路線の一部廃止について

議案第65号　市道路線の認定について

議案第66号　市道路線の認定について

議案第67号　工事請負契約について

国政情発第81号

令和７年８月25日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

予定議案の審議について（依頼）

このことについて、令和７年第３回定例会において下記の議案を早期に審議いただきたく、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

１　対象議案

議案第59号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）

２　理由

市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事について、第４回定例会に工事契約の議案を提案するに当たり、庁内手続を進めるには早期の予算措置が必要なため。

国政情発第86号

令和７年９月１日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案の送付について

令和７年国分寺市議会第３回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

１　議案第68号　令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について

２　議案第69号　令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

３　議案第70号　令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

４　議案第71号　令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

５　議案第72号　令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

国政情発第98号

令和７年９月19日

国分寺市議会議長

尾　沢　し　ゅ　う　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案の送付について

令和７年国分寺市議会第３回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

１　議案第73号　令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）

国政情発第66号

令和７年８月１日

国分寺市議会議長

尾　沢　し　ゅ　う　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

令和７年度国分寺市議会出席者の変更について（報告）

令和７年７月14日付け国政情発第51号で報告した出席者について、下記のとおり変更が生じましたので報告します。

記

１　変更理由　　人事異動

２　変更出席者名簿　　別紙のとおり

本会議出席者名簿

令和７年８月１日現在

職　名	氏　名	職　名	氏　名
市長	丸　山　哲　平	市民生活部文化振興課長	鈴　木　淳　司
副市長	橋　本　正　之	市民生活部人権平和課長	平　原　直　樹
副市長	塩　野　目　龍　一	市民生活部スポーツ振興課長	岡　田　周　作
政策部長	村　越　隆　治	健康部地域共生推進課長	小　峯　基　弘
公共施設マネジメント担当部長 兼政策部複合公共施設担当課長	細　川　啓　明	健康部保険年金課長	越　川　僚　子
総務部長	宮　本　　学	健康部健康推進課長	占　部　英　一
市民生活部長	杉　本　守　啓	福祉部生活福祉課長	伊　東　正　明
健康部長	新　井　宏　伸	福祉部障害福祉課長	宮　外　智　美
福祉部長兼福祉事務所長	玉　井　理　加	福祉部高齢福祉課長 兼福祉部地域包括ケア担当課長	荒　田　理　沙
子ども家庭部長	石　丸　明　子	子ども家庭部子ども若者計画課長	千　葉　昌　恵
まちづくり部長	加　藤　政　幸	子ども家庭部保育幼稚園課長	桑　野　正　樹
建設環境部長	島　﨑　進　一	子ども家庭部子ども子育て支援課長	山　元　めぐみ
会計管理者心得兼会計課長	野　中　美　由　貴	子ども家庭部子育て相談室長	坂　本　岳　人
政策部市政戦略室長	木　村　達　郎	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前　田　典　人
政策部情報管理課長	波　岡　宗　一	まちづくり部まちづくり計画課長	三　田　俊　子
政策部デジタル行政推進室長	山　下　由　朗	まちづくり部環境経営課長	坂　本　たかし
政策部政策経営課長	清　水　昭　策	まちづくり部まちづくり推進課長	髙　木　恵　美
政策部公共施設マネジメント課長	久　保　崇　徳	まちづくり部国分寺駅等周辺まちづくり担当課長	秋　山　大　輔
政策部政策法務課長	久　保　宏　樹	まちづくり部駅周辺整備課長	細　江　　隆
政策部政策法務担当課長	柳　井　　幸	まちづくり部建築指導課長	小　泉　章　子
政策部財政課長	松　下　正　幸	建設環境部建設事業課長	山　口　真　人
総務部秘書課長	佐　藤　久　美　子	建設環境部街路整備担当課長	村　田　祐　一
総務部契約管財課長	佐　藤　義　文	建設環境部道路管理課長	一　色　圭　介
総務部職員課長	増　田　雄　二	建設環境部交通対策課長	古　谷　隆　之
総務部防災安全課長	柳　川　太　郎	建設環境部下水道課長	野　口　和　男
総務部課税課長	澤　田　元　織	建設環境部緑と公園課長	岡　沢　法　彦
総務部納税課長	下　河　原　顕　子	建設環境部環境対策課長	小　野　木　博　一
市民生活部市民課長	桑　田　知　彦	建設環境部清掃施設担当課長	井　上　智　昭
市民生活部経済課長	飯　塚　達　儀	建設環境部ごみ減量推進課長	栗　原　　洋
市民生活部協働コミュニティ課長	小　坂　彰　久		

※変更箇所は網掛け部分になります。

国政情発第91号

令和７年９月３日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

議会の委任による専決処分について（報告）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

国政情発第83号

令和７年８月25日

国分寺市議会議長

尾　沢　し　ゅ　う　様

国分寺市長　丸　山　哲　平

工事請負契約について（報告）

このことについて、別紙のとおり工事請負契約（３千万円以上１億５千万円未満）を報告します。

国監発第13号

令和７年８月26日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

国分寺市監査委員

奥　水　康次郎

木　島　　崇

例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第３項の規定により報告します。

記

１　検査年月日　令和７年８月26日（火）

２　検査対象　令和７年７月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計

３　検査結果　現金の出納状況について

（１）７月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。

（２）収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。

国監発第20号
令和７年９月25日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

国分寺市監査委員
奥　水　康次郎
木　島　　崇

例月出納検査結果について（報告）

地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第３項の規定により報告します。

記

１　検査年月日　令和７年９月25日（木）

２　検査対象　令和７年８月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計

３　検査結果　現金の出納状況について
（１）８月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
（２）収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。

議案第47号

国分寺市公益監察員の選任について

国分寺市公益監察員に次の者を選任したいので、国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成19年条例第20号）第６条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

記

１　住　　所　　東京都武蔵野市
２　氏　　名　　小　柴　一　真
３　年　　齢　　43歳

提案理由

国分寺市公益監察員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

議案第48号

市長の給与の特例に関する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

市長に令和７年10月１日から令和11年７月12日までに支給される給料を減額するため、必要がある。

市長の給与の特例に関する条例

（市長の給料の特例）

第１条　令和７年10月１日から令和11年７月12日までの間における市長の給料の月額は、国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例（昭和31年条例第11号。以下「給与条例」という。）第２条の規定にかかわらず、給与条例別表第１に掲げる市長の給料月額から45,000円を減じた額とする。

（適用除外）

第２条　前条の規定は、給与条例第６条の規定による期末手当の額の計算及び給与条例第７条の規定による退職手当の額の計算については、適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（失効）

２　この条例は、令和11年７月12日（この条例の施行の際現に在職する市長が同日前に退職した場合にあっては、当該退職した日）限り、その効力を失う。

議案第49号

国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を整備するため、必要がある。

国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市職員の旅費に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条―第７条）

第２章　旅費の種目及び内容（第８条―第16条）

第３章　雑則（第17条―第23条）

付則

第１章　総則

第１条中「必要な基準を定める」を「、必要な基準を定めるものとする」に改める。

第２条各号を次のように改める。

(1) 内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(2) 外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(3) 出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(4) 遺族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(5) 旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第７項において同じ。）を締結したものをいう。

第２条に次の１項を加える。

２　この条例において「職務の級」とは、職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）別表第１及び別表第２に定める職務の級をいう。

第３条第２項中「その各号に掲げる者に対し」を「それぞれ当該各号に掲げる者に対し、」に改め、同項第１号及び第２号中「出張中」を「出張のための内国旅行中」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同項第３号を次のように改める。

(3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

第３条第２項に次の１号を加える。

(4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第３条第３項中「第１号」の次に「又は第３号」を加え、「第28条第４項又は第29条の規定により退職等となった場合は」を「第16条各号若しくは第29条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には」に改め、同条第４項中「その職員の任命権者以外の」を「、市の」に、「要請に応じて」を「要求に応じ、」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第５項中「、旅費」を「旅費」に改め、「その出発前に」を削り、「第４条第３項」を「次条第３項」に、「出張命令を」を「旅行命令等の」に、「され」を「を受け」に、「に、その旅行のためすでに支出した金額が

あるときは、その金額のうちその者の損失となった金額」を「その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第６項中「出張中」を「旅行中」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない事情」を「規則で定める事情」に、「の金額」を「で規則で定める金額」に、「支給する」を「支給することができる」に改め、同条に次の１項を加える。

７　第１項、第２項、第４項及び第５項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第１項中「出張は、命令権者の発する出張命令」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

(2)　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼

第４条第２項中「命令権者」を「旅行命令権者」に改め、「予算上」の次に「旅費」を加え、「出張命令」を「旅行命令等」に改め、同条第３項中「命令権者」を「旅行命令権者」に、「すでに」を「既に」に、「出張命令」を「旅行命令等」に改め、「場合で」の次に「、前項の規定に該当する場合には」を加え、「第５条第１項」を「次条第１項」に、「出張者」を「旅行者」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第４項本文中「命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令を」を「旅行命令等を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に、「出張命令簿等の手続によって」を「出張命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「出張命令簿等」という。）の手続によって」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち規則で定める出張を命じるとき又は」を加え、「出張命令を」を「旅行命令等を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に、「、出張命令簿等による手続を行い、その出張者」を「出張命令簿等による手続を行い、これを旅行者」に改め、同条に次の１項を加える。

５　出張命令簿等が電磁的記録による場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。以下同じ。）により提示することができる。

第５条の見出しを「（旅行命令等に従わない旅行）」に改め、同条第１項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「出張する」を「旅行する」に、「命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第２項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「、命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第３項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「出張に」を「旅行に」に、「受ける」を「受けることができる」に改める。

第６条及び第７条を削る。

第８条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条及び章名を加える。

（旅費の請求及び精算）

第７条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書若しくは支払額調書又は精算書（以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　請求書等及び必要な資料の種類その他必要な事項は、規則で定める。

第２章　旅費の種目及び内容

第９条の前に次の１条を加える。

（旅費の種目及び内容）

第８条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費とし、これらの内容については、この章に定めるところによる。

第９条から第14条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第９条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（外国旅行に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が３級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計

額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（外国旅行に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が３階級に区分された船舶により移動するとき　中級の運賃の額

(2) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が２階級に区分された船舶により移動するとき　下級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が２以上の階級に区分された船舶により移動するとき　最上級の運賃の額

(4) 第１号及び第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に２以上に区分された船舶により移動するとき　次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア　第１号の規定に該当するとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

イ　第２号の規定に該当するとき　最上級の運賃の額

(5) 第３号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に４以上に区分された船舶により移動するとき　次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア　職務の級が４級以上の者が移動するとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

イ　職務の級が３級以下の者が移動するとき　職務の級が４級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第３号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に３に区分された船舶により移動するとき　次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア　職務の級が４級以上の者が移動するとき　中級の運賃の額

イ　職務の級が３級以下の者が移動するとき　下級の運賃の額

(7) 第３号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に２に区分された船舶により移動するとき　下級の運賃の額

（航空賃）

第11条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前２号に掲げる費用に付随する費用

2　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げ

る場合を除く。）　最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が３以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき　最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第12条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程１キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第15条において「財務省令」という。）別表第２に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）に相当する額とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第９条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第14条の２を削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

（宿泊手当）

第15条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令により定められている宿泊手当の額とする。

（渡航雑費）

第16条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第16条の次に次の章名を付する。

第３章　雑則

第17条及び第18条を次のように改める。

（退職者等の旅費）

第17条　第３条第２項第１号又は第３号の規定により支給する旅費は、退職

等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

２　旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第18条　第３条第２項第２号又は第４号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

第21条中「ほか」の次に「、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の」を加え、同条を第23条とし、同条の前に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第22条　支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第20条中「任命権者の」を「旅行命令権者は、」に、「には、その職員に対しこれらの規定による旅費又は費用に相当する額を旅費として支給する」を「において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第３項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「命令権者」を「任命権者」に、「出張者」を「旅行者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他その出張」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行」に、「、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常調整を必要とする場合には」を「不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては」に、「その調整を必要とする」を「その必要としない」に改め、同条に次の１項を加える。

２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限額）

第19条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第１項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第９条第１項各号、第10条第１項各号、第11条第１項各号及び第12条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第６条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、職員が、上級職の者（特別職を含む。）の旅行に随行した場合には、宿泊費を除き、その上級職の者と同額の旅費を支給する。

別表第１から別表第３までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の国分寺市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第２条第１項第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の国分寺市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第２条第１号に規定する命令権者が旧条例第４条第１項に規定する出張命令を発した出張については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第２条第１号に規定する命令権者が旧条例第４条第１項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第１項第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3　新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4　新条例第３条第５項及び第６項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5　新条例第22条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第50号

国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

社会情勢の変化に伴い、市長、副市長及び教育長の旅費の種目及び内容を改めるため、必要がある。

国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び旅費、」を「、旅費及び」に改める。

第２条中「別表第１」を「別表」に改める。

第３条第３項を削り、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「種類」を「種目」に改め、「、バス賃」を削り、「日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「別表第２及び別表第３のとおり」を「、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の規定により指定職職員等に支給される額に相当する額」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、国分寺市職員の旅費に関する条例（昭和49年条例第32号）の例による。

別表第２及び別表第３を削り、別表第１を別表とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「種類」を「種目」に改める。

（市長の給与の特例に関する条例の一部改正）

4　市長の給与の特例に関する条例（令和７年条例第　号）の一部を次のように改正する。

第１条中「別表第１」を「別表」に改める。

議案第51号

国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）の改正等に伴い、部分休業の拡充を行うほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置に関する規定を整備するため、必要がある。

国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項」を「から第３項まで及び第５項」に改める。

第６条第４号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（第１号部分休業の承認）」を付し、同条第１項中「部分休業」を「育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成９年条例第１号）第18条の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、２時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲で」を削り、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、「２時間を超えない範囲内、かつ」及び「、30分を単位として」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成９年条例第１号）第18条の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第17条を第21条とし、第16条を第20条とする。

第15条に次の３項を加える。

３　任命権者は、第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

４　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

５　任命権者は、第３項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条を第19条とし、同条の前に次の１条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第18条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

第14条を削る。

第13条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「部分休業」を「育児休業法第19条第１項に規定する部分休業」に改め、同条を第17条とし、第12条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第13条　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第14条　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の条例で定める時間）

第15条　育児休業法第19条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第16条　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

議案第52号

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、個人の市民税の特定親族特別控除に関する規定等を整備するため、必要がある。

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第26条の３中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条の２第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の３の２第１項第３号及び第28条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第28条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則第22条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第22条の２の２　令和８年４月１日以後に第74条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第75条の２の規定により製造たばこみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第75条の２の規定により製造たばこみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の３、第28条の２第１項ただし書、第28条の３の２第１項第３号及び第28条の３の３第１項の改正規定並びに次条の規定　令和８年１月１日

(2) 付則第22条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第３条の規定　令和８年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の国分寺市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第26条の３及び第28条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の

２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の３の２第１項第３号及び第28条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第28条の３の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の国分寺市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第28条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第28条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第22条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、国分寺市市税賦課徴収条例第74条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第76条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例付則第22条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　国分寺市市税賦課徴収条例第76条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第22条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例付則第22条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第53号

国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

高齢者送迎サービスを廃止するほか、文言の整理等をするため、必要がある。

国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例

国分寺市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第１項中「次の各号」を「次」に改め、同項第３号中「次に掲げるもの」を「行う法第62条（市町村特別給付）の規定による高齢者緊急短期入所生活介護サービス費の支給」に改め、同号ア及びイを削り、同条第２項中「定める」の次に「とおりとする」を加える。

別表第１居宅サービスの項９の項中「介護医療院、介護療養型医療施設等」を「介護医療院等」に改め、同表施設サービスの項中４の項を削り、同表介護予防サービスの項７の項中「介護医療院、介護療養型医療施設等」を「介護医療院等」に改め、同表高齢者送迎の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に、この条例による改正前の第19条第１項第３号の規定に基づき行われた高齢者送迎サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

議案第54号

国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、必要がある。

国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第20条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第21条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）
第３章　雑則（第28条・第29条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）の例による。

（最低基準の目的）

第３条　この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第４条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第７条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条（定義）第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条（用語の定義）第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条（避難階段及び特別避難階段の構造）第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
３階	常用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
４階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１

		項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条（防火区画）第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所１か所につき２人を下回ることはできない。

3　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その

他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条（保育の内容）に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所　東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）

(3) 幼保連携型認定こども園　東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所　国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条　第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第28条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

国分寺市子ども・子育て会議の所掌に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の２第２項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第３項に規定する事項の追加等をするため、必要がある。

国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

第１条　国分寺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第１条中「基づき」の次に「、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第４項に規定する意見の聴取を行うため」を加え、「第３条第５号」を「第３条第６号」に改める。

第３条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 児童福祉法第34条の15第２項の規定による認可に関し、同条第４項に規定する事項

第２条　国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を次のように改正する。

第１条中「第３条第６号」を「第３条第７号」に改める。

第３条中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 法第54条の２（特定乳児等通園支援事業者の確認）第２項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第３項に規定する事項

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

議案第56号

国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例

（国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正）

第１条　国分寺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第43条（特定地域型保育事業者の確認）第２項」を「第43条（特定地域型保育事業者の確認）第４項」に改める。

（国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　国分寺市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

（国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

（国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

附　則

この条例中第２条から第４条までの規定は令和７年10月１日から、第１条の規定は令和８年４月１日から施行する。

議案第57号

国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

国分寺市青少年問題協議会を廃止するため、必要がある。

国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例

国分寺市青少年問題協議会条例（昭和39年条例第27号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第２国分寺市青少年問題協議会の項を削る。

議案第58号

国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

提案理由

学童保育所を２施設新設するため、必要がある。

国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例

国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第１国分寺市立西町学童保育所の項中「国分寺市立西町学童保育所」を「国分寺市立第一西町学童保育所」に改め、同項の次に次のように加える。

国分寺市立第二西町学童保育所	国分寺市西町五丁目６番地16
国分寺市立第三西町学童保育所	国分寺市西町五丁目６番地16

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の国分寺市立学童保育所条例の規定によりなされた学童保育所の利用に係る処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この条例による改正後の国分寺市立学童保育所条例の規定によりなされた処分等とみなす。

議案第59号

令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）

令和７年度国分寺市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（61,270,603千円）に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,370,603千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
18　繰入金		1,146,314	25,000	1,171,314
	2　基金繰入金	1,104,518	25,000	1,129,518
21　市債		2,429,200	75,000	2,504,200
	1　市債	2,429,200	75,000	2,504,200
歳　入　合　計		61,270,603	100,000	61,370,603

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10　教育費		8,159,122	100,000	8,259,122
	5　保健体育費	387,065	100,000	487,065
歳　出　合　計		61,270,603	100,000	61,370,603

第２表　債務負担行為補正

追加

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業	令和８年度まで	407,012

第３表　地方債補正

追加

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業債	75,000	証書借入れ又は証券発行	５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。

議案第60号

令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）

令和７年度国分寺市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（61,370,603千円）に歳入歳出それぞれ1,167,613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,538,216千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　既定の地方債の廃止は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		11,821,771	▲42,269	11,779,502
	2 国庫補助金	3,014,162	▲43,171	2,970,991
	3 委託金	30,463	902	31,365
15 都支出金		10,297,966	10,632	10,308,598
	2 都補助金	6,605,088	10,632	6,615,720
18 繰入金		1,171,314	222,540	1,393,854
	1 特別会計繰入金	41,796	222,540	264,336
19 繰越金		1,000,000	1,058,357	2,058,357
	1 繰越金	1,000,000	1,058,357	2,058,357
20 諸収入		852,106	▲5,347	846,759
	5 雑入	662,612	▲5,347	657,265
21 市債		2,504,200	▲76,300	2,427,900
	1 市債	2,504,200	▲76,300	2,427,900
歳入合計		61,370,603	1,167,613	62,538,216

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　議会費		349,216	▲8,740	340,476
	1　議会費	349,216	▲8,740	340,476
2　総務費		6,728,998	17,091	6,746,089
	1　総務管理費	5,340,165	16,189	5,356,354
	3　戸籍住民基本台帳費	507,661	902	508,563
3　民生費		29,437,083	79,497	29,516,580
	1　社会福祉費	11,136,980	8,534	11,145,514
	2　児童福祉費	15,538,644	70,963	15,609,607
4　衛生費		5,423,608	70,005	5,493,613
	2　清掃費	3,391,141	70,005	3,461,146
5　労働費		12,367	44	12,411
	2　労働諸費	12,365	44	12,409
6　農林費		110,391	34,621	145,012
	1　農業費	110,391	34,621	145,012
7　商工費		136,347	1,632	137,979
	1　商工費	136,347	1,632	137,979
8　土木費		5,794,791	▲247,601	5,547,190
	1　土木管理費	215,162	7,038	222,200
	3　都市計画費	3,716,435	▲254,639	3,461,796
10　教育費		8,259,122	47,359	8,306,481
	1　教育総務費	3,100,387	11,029	3,111,416
	3　中学校費	777,596	32,711	810,307
	4　社会教育費	1,671,456	1,969	1,673,425
	5　保健体育費	487,065	1,650	488,715
11　公債費		2,385,802	▲27,768	2,358,034
	1　公債費	2,385,802	▲27,768	2,358,034
12　諸支出金		793,653	1,201,473	1,995,126
	3　基金費	766,642	1,201,473	1,968,115
歳　出　合　計		61,370,603	1,167,613	62,538,216

第２表　債務負担行為補正

追加

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
野川源流スクール開講事業業務委託事業	令和７年度 から 令和８年度まで	1,415
資源プラスチック処理委託事業（処理単価増額分）	令和８年度 から 令和10年度まで	120,120
国分寺市消防団第三分団ポンプ車購入事業	令和７年度 から 令和８年度まで	37,345
外国人英語指導業務委託事業	令和７年度 から 令和10年度まで	134,351
おもてなし・地域交流施設管理運営委託事業	令和７年度 から 令和12年度まで	38,050

第３表　地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	備考
	千円	
新町一丁目緑地事業債	76,300	借入れしないことによる廃止

議案第61号

令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度国分寺市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（10,884,158千円）に歳入歳出それぞれ153,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,037,741千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第　1　表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　国庫支出金		1	4,468	4,469
	1　国庫補助金	1	4,468	4,469
4　都支出金		7,130,934	400	7,131,334
	1　都補助金	7,130,933	400	7,131,333
6　繰越金		1	148,715	148,716
	1　繰越金	1	148,715	148,716
歳　入　合　計		10,884,158	153,583	11,037,741

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		109,167	2,673	111,840
	1　総務管理費	94,209	2,673	96,882
2　保険給付費		6,983,084	400	6,983,484
	2　高額療養費	838,098	400	838,498
7　諸支出金		27,590	150,510	178,100
	1　償還金及び還付金	27,588	41,834	69,422
	3　繰出金	1	108,676	108,677
歳　出　合　計		10,884,158	153,583	11,037,741

議案第62号

令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度国分寺市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（10,087,819千円）に歳入歳出それぞれ366,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,453,907千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第　１　表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　国庫支出金		2,094,815	1,395	2,096,210
	2　国庫補助金	415,275	1,395	416,670
7　財産収入		2,046	1,744	3,790
	1　財産運用収入	2,046	1,744	3,790
9　繰入金		1,798,236	1,802	1,800,038
	1　一般会計繰入金	1,616,092	1,802	1,617,894
10　繰越金		5,057	361,147	366,204
	1　繰越金	5,057	361,147	366,204
歳　入　合　計		10,087,819	366,088	10,453,907

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		315,801	1,397	317,198
	1 総務管理費	210,854	1,397	212,251
6 基金積立金		2,046	178,070	180,116
	1 基金積立金	2,046	178,070	180,116
7 諸支出金		46,850	186,621	233,471
	1 償還金及び還付加算金	5,056	114,700	119,756
	2 繰出金	41,794	71,921	113,715
歳　出　合　計		10,087,819	366,088	10,453,907

議案第63号

令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度国分寺市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（3,468,994千円）に歳入歳出それぞれ51,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,520,899千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　国庫支出金		0	1,033	1,033
	1　国庫補助金	0	1,033	1,033
6　繰越金		2,568	41,403	43,971
	1　繰越金	2,568	41,403	43,971
7　諸収入		46,093	9,469	55,562
	2　償還金及び還付加算金	2,139	8,798	10,937
	5　雑入	2	671	673
歳　入　合　計		3,468,994	51,905	3,520,899

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総務費		27,638	495	28,133
	1　総務管理費	17,364	495	17,859
3　広域連合納付金		3,391,495	8,176	3,399,671
	1　広域連合負担金	3,391,495	8,176	3,399,671
5　諸支出金		3,631	43,234	46,865
	1　償還金及び還付加算金	3,630	1,291	4,921
	2　繰出金	1	41,943	41,944
歳　出　合　計		3,468,994	51,905	3,520,899

議案第64号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定により、市道路線を下記のとおり一部廃止する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

記

路線番号	一部廃止区間	幅員	延長	摘要
市道北136号線	国分寺市戸倉四丁目37番７から国分寺市戸倉四丁目36番７まで	（m）1.818	（m）35.90	

提案理由

当該市道路線の一部は、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、必要がある。

議案第65号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

記

路線番号	起点	終点	重要な経過地	幅員	延長	摘要
市道北271号線	国分寺市戸倉一丁目18番65	国分寺市戸倉一丁目19番21	戸倉一丁目19番23から戸倉一丁目19番26まで	（m）5.00から6.00	（m）155.40	延長は経過地の延長を含む

提案理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第２項の規定により市に帰属した道路及び道路敷地の寄附に関する取扱規則（平成20年規則第56号）に基づき寄附を受けた敷地を市道路線として認定するため、必要がある。

議案第66号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

記

路線番号	起点	終点	幅員	延長	摘要
市道中319号線	国分寺市日吉町四丁目11番５	国分寺市日吉町四丁目10番74	（m）5.00	（m）45.60	

提案理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第２項の規定により市に帰属した道路を市道路線として認定するため、必要がある。

議案第67号

工事請負契約について

国分寺市立第八小学校区学童保育所新築工事について、下記により請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

記

１　工事件名　国分寺市立第八小学校区学童保育所新築工事

２　工事場所　東京都国分寺市西町五丁目６番地16

３　工事内容　各階に育成室、事務室、静養室等を有する木造２階建ての学童保育所の工事及び外構の整備を行う。

４　契約の方法　制限付き一般競争入札（総合評価方式）

５　契約金額　金245,300,000円

６　工　　期　本契約確定日の翌日から令和８年11月20日まで

７　契約の相手方　東京都国分寺市東戸倉一丁目15番地２
戸倉工業株式会社
代表取締役　西　谷　和　浩

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、予定価格150,000,000円以上の工事請負契約であるため、必要がある。

議案第68号

令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案第69号

令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案第70号

令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案第71号

令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案第72号

令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和６年度国分寺市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和７年９月１日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

議案第73号

令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）

令和７年度国分寺市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額（62,538,216千円）に歳入歳出それぞれ8,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,546,313千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和７年９月19日提出

国分寺市長　丸　山　哲　平

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 都支出金		10,308,598	6,029	10,314,627
	2 都補助金	6,615,720	6,029	6,621,749
18 繰入金		1,393,854	2,068	1,395,922
	2 基金繰入金	1,129,518	2,068	1,131,586
歳入合計		62,538,216	8,097	62,546,313

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　衛生費		5,493,613	6,029	5,499,642
	1　保健衛生費	2,032,467	6,029	2,038,496
10　教育費		8,306,481	2,068	8,308,549
	1　教育総務費	3,111,416	2,068	3,113,484
歳　出　合　計		62,538,216	8,097	62,546,313

第 2 表　債務負担行為補正

追加

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化工事設計委託事業	令和８年度まで	4,828

陳情第７－１号

「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

受理年月日　令和７年８月４日

提　出　者　国分寺市本町２－７－10エッセンビル２階　本町クリニック内
ＰＦＡＳ汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会
代表　杉　井　吉　彦　　ほか連署者10人

陳情の要旨

2023年９月議会では、（１）国と連携の上、ＰＦＡＳによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。（２）地下水並びに水道水のＰＦＡＳの除去・低減に向け尽力すること。（３）希望者が血液検査を受けられるようにすること。（４）自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。の４点を求める「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を全会一致で採択し都へ提出しました。

その後、岡山県吉備中央町、大阪府摂津市、兵庫県明石川流域、広島県東広島市、千葉県鎌ケ谷市等、日本各地の河川や地下水でＰＦＡＳによる水質汚染が明らかになり、全国的な課題となっています。国においては食品安全委員会による評価書作成や、環境省水質基準逐次改正検討会によるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの水質基準への引上げ等の対応がなされてはいるものの、依然として米国やＥＵ等の取組と比べまだ隔たりが大きく、市民・国民の不安に応えるものにはなっていません。

そこで、国分寺市議会として、都へ対応を求めた2023年の意見書提出と同様、国に対して対応を求める意見書を提出して下さい。

陳情事項

以下４点を内容とする意見書を国へ提出して下さい。

１　自治体と連携の上、ＰＦＡＳによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。

２　地下水並びに水道水のＰＦＡＳの除去・低減に向け尽力すること。

３　希望者が血液検査を受けられるようにすること。

４　自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

令和７年８月４日

国分寺市議会議長　尾　沢　しゅう　様

（連署提出者）

国分寺市南町２－18－３－804	梅　原　利　夫
国分寺市東恋ヶ窪３－10－９	卯　城　公　啓
国分寺市南町３－21－１－1511	布　川　　淑
町田市山崎町1223シーアイハイツＢ403	鈴　木　健　一
国分寺市東恋ヶ窪３－20－９－508	高　木　比佐子
国分寺市光町２－20－16	戸　部　静　代
国分寺市日吉町２－２－18	安　富　久　雄
国分寺市北町４－19－48	水　谷　　淳
国分寺市東恋ヶ窪２－28－16－602	關　　和　重
国分寺市南町２－18－３－601	濱　田　嘉　一

陳情第７－２号

ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

受理年月日　令和７年８月７日

提　出　者　国分寺市本町４－24－15

国分寺ぶんバスを良くする会

共同代表　大　畠　良　則

金　子　澄　子

金　澤　学　人　　ほか署名者230人

陳情の要旨

平素より、市民の安全な交通対策に御尽力いただきありがとうございます。私たちはぶんバスの受託事業者の撤退によりぶんバスが運行の危機にあると聞き集まった市民の会です。

しかし、令和７年２月28日の地域公共交通会議において新しい運行業者が決まったとのことです。当局の御尽力に感謝申し上げます。

さて、当会はぶんバスの転機を契機にしてさらなるぶんバスの発展を望むものです。例えば、フランスでは「すべての人が同じように移動する権利」として移動権・交通権を「国内交通基本法」として定めています。また、日本において国土交通省は「地域独自の個性や魅力を活かしたまちづくり・地域づくりが展開されるべきで、そのためのだれもが安心して安全に、いつまでも住みつづけられる「プラットホーム」・土台、すなわち社会インフラとして公共交通を位置づけるべきといえる」と交通権を位置づけています。さらに、利便性高く、地域に根差した運行計画や、福祉施策としての事業の充実を求めて以下７項目について陳情いたします。

陳情事項

1　今回の200円への運賃値上げの決定に至る根拠に対して、市の説明が曖昧なものとなっています。また、値上げ後の増収分の扱いについて明らかにしてください。

2　心身に障がいを持つ方とその同伴者について、その同伴者についての説明がありません。100円のままとしてください。

3　運行ルートによっては積み残しが発生しています。便数を増やしてください。

4　市内では公共交通の乗り入れのない地域があります。交通不便地域を解消してください。

5　70歳以上の高齢者の無料化または、シルバーパスの利用を可能にしてください。

6　立川市などで行われているような、市民参加のワークショップを開いてください。

7　運賃、ルート、時刻表など市民に影響する事項は条例で定めてください。

令和７年８月７日

国分寺市議会議長　尾　沢　しゅう　様

陳情第７－３号

すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情

受理年月日　令和７年８月12日

提　出　者　国分寺市西恋ヶ窪１－17－４

国分寺市中学校給食しるしる会

代表者　下　條　安　里　　ほか連署者１人　　署名者８人

陳情の要旨

市長の所信表明において、今後中学校で保温食缶方式による給食提供を進める方針が示されました。

このたびの方針を前向きに受け止めるとともに、より充実した制度となるよう、以下の点について御検討をお願いしたく、本陳情を提出いたします。

まず、食缶式を導入する際には、アレルギーや宗教上の配慮に対応しつつ、小学校と同様に全員が対象となる給食制度へと移行することを求めます。

また、食育の観点からは、「食」は五感を通じた学びの機会であり、自校方式や親子方式はその点で大きな魅力を持つ提供形態です。

近年では、防災や持続可能な地域づくりの視点から、センター方式と自校方式・親子方式を組み合わせて運用する自治体も増えています。

国分寺市においても、将来的な可能性を狭めることなく、多様な方式を視野に入れた中長期的な検討を進めていただけますようお願いいたします。

あわせて、給食制度の検討経過や判断基準については、市民に分かりやすい形で、小まめな情報公開を行っていただけますようお願い申し上げます。

陳情事項

１　食缶式を導入する際は、小学校と同様に全員が対象となる給食制度としてください。

２　中長期的な制度検討を進める場合は、検討の目標期限を明確に定めてください。

３　食缶式実施後も、自校方式・親子方式を選択肢から除外せず、他自治体の実例を参考に比較検討を進めてください。また、検討経過や判断基準についての情報公開を丁寧かつ継続的に行ってください。

令和７年８月12日

国分寺市議会議長　尾　沢　しゅう　様

（連署提出者）

国分寺市東元町１－11－21　　大　橋　孝　子

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月５日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

補正予算審査特別委員会委員長　　寺　嶋　たけし

記

議案番号	件名	審査結果
第　59　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）	可　決

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月８日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

総務委員会委員長　森　田　たかし

記

議案番号	件名	審査結果
第　48　号	市長の給与の特例に関する条例について	可　決
第　49　号	国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	可　決
第　50　号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について	可　決
第　51　号	国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可　決
第　52　号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	可　決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月９日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

厚生文教委員会委員長　皆　川　りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第　67　号	工事請負契約について	可　決
第　53　号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	可　決
第　54　号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	可　決
第　55　号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	可　決
第　56　号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について	可　決
第　57　号	国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について	可　決
第　58　号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	可　決
第　61　号	令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	可　決
第　62　号	令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）	可　決
第　63　号	令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可　決

建設環境委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月10日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

建設環境委員会委員長　中　山　ご　う

記

議案番号	件名	審査結果
第　64　号	市道路線の一部廃止について	可　決
第　65　号	市道路線の認定について	可　決
第　66　号	市道路線の認定について	可　決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月17日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

補正予算審査特別委員会委員長　　寺　嶋　たけし

記

議案番号	件名	審査結果
第　60　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）	可　決

決算特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月24日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

決算特別委員会委員長　皆　川　りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第　68　号	令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について	認　定

決算特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月24日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

決算特別委員会副委員長　田　中　政　義

記

議案番号	件名	審査結果
第　69　号	令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認　定
第　70　号	令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認　定
第　71　号	令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認　定
第　72　号	令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について	認　定

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和７年９月29日

国分寺市議会議長

尾　沢　しゅう　様

補正予算審査特別委員会委員長　　寺　嶋　たけし

記

議案番号	件名	審査結果
第　73　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）	可　決

厚生文教委員会請願・陳情審査報告書

本委員会は、付託された請願・陳情審査の結果、下記のとおり議決したので報告します。

令和７年９月９日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

厚生文教委員会委員長　皆　川　りうこ

記

番　号	件　名	審査結果
陳情第５－１号	有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情	不採択

閉会中継続審査申出書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいを願います。

令和７年９月８日

国分寺市議会議長
尾　沢　しゅう　様

総務委員会委員長　森　田　たかし

記

番号等	件　名	付託年月日	決定年月日
調　査	行政改革について	Ｒ７．６．５	Ｒ７．９．８

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいを願います。

令和７年９月９日

国分寺市議会議長
　尾　沢　しゅう　様

厚生文教委員会委員長　皆　川　りうこ

記

番　号　等	件　　名	付託年月日	決定年月日
調　　査	学童保育所の整備について	Ｒ７．６．５	Ｒ７．９．９
陳情第７－３号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．９
陳情第６－６号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	Ｒ６．９．６	Ｒ７．９．９
陳情第５－３号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	Ｒ５．12．４	Ｒ７．９．９

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいを願います。

令和７年９月10日

国分寺市議会議長
　尾　沢　しゅう　様

建設環境委員会委員長　　中　山　ご　う

記

番　号　等	件　　名	付託年月日	決定年月日
調　　査	環境施策について	Ｒ７．６．５	Ｒ７．９．10
陳情第７－１号	「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．10
陳情第７－２号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．10

議　決　事　項　一　覧

１．議　　案　（27件）

番　号	件　　名	提案年月日	議決年月日	結　果	備　考
第　47　号	国分寺市公益監察員の選任について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．５	同　意	即　決
第　48　号	市長の給与の特例に関する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	総　務
第　49　号	国分寺市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	総　務
第　50　号	国分寺市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	総　務
第　51　号	国分寺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	総　務
第　52　号	国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	総　務
第　53　号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　54　号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　55　号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　56　号	国分寺市子ども・子育て会議設置条例等の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　57　号	国分寺市青少年問題協議会条例を廃止する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　58　号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　59　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第５号）	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．５	可　決	補正予算審査特別
第　60　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第６号）	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	補正予算審査特別
第　61　号	令和７年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　62　号	令和７年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第１号）	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　63　号	令和７年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教

番　号	件　　名	提案年月日	議決年月日	結　果	備　考
第　64　号	市道路線の一部廃止について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	建設環境
第　65　号	市道路線の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	建設環境
第　66　号	市道路線の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	建設環境
第　67　号	工事請負契約について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	可　決	厚生文教
第　68　号	令和６年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	認　定	決算特別
第　69　号	令和６年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	認　定	決算特別
第　70　号	令和６年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	認　定	決算特別
第　71　号	令和６年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	認　定	決算特別
第　72　号	令和６年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	認　定	決算特別
第　73　号	令和７年度国分寺市一般会計補正予算（第７号）	Ｒ７．９．29	Ｒ７．９．29	可　決	補正予算審査特別

２．陳　　情　（７件）

番　号	件　　名	付託年月日	議決年月日	結　果	備　考
第５－１号	有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染の血液検査の実施を求める陳情	Ｒ５．９．７	Ｒ７．９．29	不採択	厚生文教
第５－３号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	Ｒ５.12.４	Ｒ７．９．29	継　続	厚生文教
第６－２号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	Ｒ６．６．６	Ｒ７．９．29	審議未了	厚生文教
第６－６号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	Ｒ６．９．６	Ｒ７．９．29	継　続	厚生文教
第７－１号	「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	継　続	建設環境
第７－２号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	継　続	建設環境
第７－３号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	Ｒ７．９．５	Ｒ７．９．29	継　続	厚生文教

３．補正予算審査特別委員会委員の選任　（９月５日選任）

委員長	副委員長	委　員
寺　嶋　たけし	鳥　居　あかね	高　野　ふみお　　高　瀬　かおる 皆　川　りうこ　　木　島　たかし 新　海　栄　一

４．決算特別委員会委員の選任　（９月５日選任）

委員長	副委員長	委　員
皆　川　りうこ	田　中　政　義	議長及び監査委員以外の全議員

令和７年　第３回定例会　日程

会期29日間

月	日	曜日	開議	会　議　名
８月	29	金	9:30	代表者会議/議会運営委員会
	30	土		
	31	日		
９月	1	月	9:30	本会議（代表質問）
	2	火	9:30	本会議（一般質問５人　通告No.１～５）
	3	水	9:30	本会議（一般質問５人　通告No.６～10）
	4	木	9:30	本会議（一般質問５人　通告No.11～15）
	5	金	9:30	本会議（一般質問３人　通告No.16～18/付託等）/ 総務委員会/補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/ 本会議
	6	土		
	7	日		
	8	月	9:30	総務委員会
	9	火	9:30	厚生文教委員会
	10	水	9:30	建設環境委員会
	11	木		（委員会予備日）
	12	金	9:30	公共施設等総合管理特別委員会
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火	9:30	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会
	17	水	9:30	補正予算審査特別委員会
	18	木		（委員会予備日）
	19	金	9:30	決算特別委員会
	20	土		
	21	日		
	22	月	9:30	決算特別委員会
	23	火		
	24	水	9:30	決算特別委員会
	25	木		事務整理日
	26	金		事務整理日
	27	土		
	28	日		
	29	月	9:30	議会運営委員会/本会議/総務委員会/厚生文教委員会/ 補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/本会議